昭　和　51　年　版

消　防　白　書

消　　防　　庁

はじめに

昭和50年における火災の発生件数は，前年に比べて引き続いて減少しているものの，長期的にみると，増加の傾向にあるといえる。また，救急件数は，年々増加する一方，昭和50年中は，集中豪雨，台風，地震，など自然災害により，多くの被害を受けた。

近年，社会経済の変ぼうとともに災害発生の要因は，国民生活のあらゆる分野にわたって増大してきている。このため消防が取組むべき課題も多様化し，その対応策の確立が多くの面で必要となっている。

消防としては今後とも地域社会の防災機能の中心として，増大し多様化する災害から国民の生命と財産を守り生活の安全を図るため，積極的な努力を行い，住民の期待と信頼にこたえなければならない。また，過去の悲惨な事故を繰り返さないためにも，国，地方公共団体はもちろん企業，個人1人1人が安全を自らの問題として考え，行動するという意識の定着を図っていく必要がある。

今回の白書は，総論において国民生活の安全をとりまく環境と安全への国民の期待それに対応する消防の責務及び消防行政の現況と当面の課題について述べ，各論において，主として昭和50年の資料を中心に火災その他の災害の実態と消防の現況について解説を加えたものである。

昭和51年11月

消防庁

目　　次

第１　総　　論 …… 1

1　安全の風土づくりへ向けて …… 1
（１）　安全の環境とその確保のための方策 …… 1
（２）　国民の期待と安全の風土づくり …… 2
2　最近の災害の特徴 …… 3
3　消防行政の現況と当面の課題 …… 9
（１）　総合防災体制の整備と消防力の増強 …… 9
（２）　予防行政の充実 …… 14
（３）　危険物規制の徹底 …… 16
（４）　石油コンビナート等の防災対策の強化 …… 17
（５）　大震火災対策の推進 …… 21
（６）　風水害対策の推進 …… 24
（７）　特殊災害対策等の強化 …… 27
（８）　救急救助体制の拡充 …… 28
（９）　消防職員及び消防団員の教育訓練の充実と処遇の改善 …… 30
(10)　研究開発の推進 …… 33
(11)　消防財政の強化 …… 34

第２　各　　論 …… 39

1　火災等の災害の実態 …… 39
（１）　火　　災 …… 39
ア　出　火　件　数 …… 42
イ　損　　害　　額 …… 49
ウ　死　　亡　　者 …… 50
エ　出　火　原　因 …… 63

オ　火災種別ごとの状況……72
カ　昭和51年上半期における火災の発生状況……97
キ　外国の火災状況……98
（2）風　水　害……103
（3）その他の災害……104
2　消防体制……113
（1）消防組織……113
（2）消防施設……123
（3）関係行政機関との協力……129
（4）自衛消防力……131
3　予防行政の現況と対策……133
（1）火災予防運動……133
（2）自主防火体制……139
（3）消防用設備等規制……144
（4）消防用機械器具の検定……165
4　危険物行政の現況と対策……170
（1）危険物規制の概要……170
（2）危険物行政の現状と問題点……171
（3）危険物関係法令の改正……182
（4）石油パイプラインの規制……184
（5）ＬＰガスの保安……185
5　防災対策の推進……188
（1）防災体制の整備……188
（2）防災無線通信網の整備……192
（3）都市における防災対策の推進……197
6　特殊災害対策の強化……199
（1）林野火災対策の推進……199
（2）石油コンビナート地帯防災対策の推進……202
（3）特殊建築物火災対策……210

（4）大量高速交通機関の災害対策……212
（5）原子力災害対策……213
（6）活動火山対策の推進……214
7　大震火災対策の推進……217
（1）我が国の地震発生状況……217
（2）地震の被害の実態……219
（3）国の大震火災対策の現状……222
（4）都市における大震火災対策の現状……228
8　救急業務……230
（1）実施状況……230
（2）実施体制……240
（3）高速自動車国道における救急体制……245
（4）救急業務協力推進事業……246
（5）救急医療体制……247
9　救助活動……250
（1）実施体制……250
（2）実施状況……251
（3）今後の課題……252
10　消防教育訓練……253
（1）消防大学校における教育訓練及び技術援助……253
（2）消防学校における教育訓練……257
（3）そ　の　他……263
11　消防職員及び消防団員の活動状況と処遇……265
（1）活動状況……266
（2）公務災害の状況……266
（3）処　　遇……268
（4）消防表彰等……280
12　消防の科学技術の研究……287
（1）大震火災対策の研究……287

（2） 地下街・高層建物の火災対策の研究…… 288
（3） 化学火災対策の研究…… 290
（4） 林野火災対策の研究…… 292
（5） その他の研究…… 293
（6） 昭和50年度で終了した主な研究…… 294
13 消 防 財 政…… 297
（1） 市町村の消防費…… 297
（2） 市町村消防費の財源…… 303
（3） 都道府県の消防防災費…… 311
（4） 国 の 消 防 費…… 313
（5） 消防財政の課題…… 314

第 3 附 属 資 料

1 昭和50年都道府県別火災損害状況（全火災）…… 316
2 昭和50年出火原因別損害状況（全火災）…… 324
3 昭和50年建物火災の火元建物用途別構造別損害状況…… 325
4 昭和50年中の主な業態別火災事例一覧…… 328
（1） 住 宅…… 328
（2） 併 用 住 宅…… 328
（3） 共同住宅・寄宿舎…… 330
（4） 店 舗…… 330
（5） 工 場…… 332
（6） 倉 庫…… 334
（7） 旅 館…… 334
（8） 遊 技 場…… 336
（9） 社 寺・仏 閣…… 336
(10) 学 校…… 336
(11) 事務所・その他…… 336
(12) 林 野…… 336

(13) 航 空 機…… 338
(14) そ の 他…… 338
5 昭和50年中の死者を多く伴った火災事例一覧…… 340
6 昭和50年中の建物焼損面積の大きい火災事例一覧…… 340
7 昭和21年以降の火災損害状況…… 342
8 昭和21年以降の火災損害累年比較…… 346
9 昭和21年以降の大火記録…… 348
10 主要諸外国の最近５年間の火災の傾向…… 350
（1） 人口 100 万人当たりの火災件数…… 350
（2） 人口 100 万人当たりの火災による死者数…… 351
11 昭和50年中の風水害等による都道府県別被害状況…… 352
12 昭和50年中の主な風水害別被害状況…… 362
（1） ６月３日から７月18日までの間の豪雨による被害…… 362
（2） ８月５日から８月25日までの間の豪雨及び台風第５号，第６号による被害…… 364
13 昭和21年以降の風水害等の記録…… 366
14 都道府県別市町村消防組織一覧…… 370
15 10大市における消防用設備等の設置状況…… 372
16 都道府県の防災会議及び防災計画の状況…… 389
17 都道府県の防災訓練の実施状況…… 392
18 市町村の防災会議及び防災計画の状況…… 394
19 都市の防災体制の整備状況…… 396
（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況…… 396
（2） 都市の防災訓練の実施状況…… 401
20 空港における消防力の現状…… 404
21 石油コンビナート地帯の状況…… 414
22 都市における大震火災対策の実施状況…… 415
23 都道府県別救急業務実施状況と交通事故に対する救急出動状況… 422
24 事故種別救急出場件数…… 424

25 事故種別救急搬送人員…… 426
26 都道府県別，経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧…… 428
27 救助隊の設置状況…… 430
28 救助活動件数…… 432
29 救助人員数…… 434
30 救助活動出動人員数…… 436
31 昭和50年下半期及び昭和51年上半期における主な火災事例…… 438
（1） 東予市　日本マリンオイル工場火災…… 438
（2） 大子町　袋田温泉ホテル火災…… 439
（3） 日立市　キャバレー・ゴールデンクイーン火災…… 443
（4） 釜石市　市街地火災と飛火による林野火災…… 447
（5） 京都市　平安神宮火災…… 452
（6） 東京都　新橋貴悦ビル火災…… 455
（7） 姫路市　日本触媒化学工業姫路製造所タンク火災…… 458
（8） 津　市　プレハブ住宅火災…… 460

第1　総　　論

1　安全の風土づくりへ向けて

（1）　安全の環境とその確保のための方策

戦後30年このかた国民生活をとりまく社会環境は著しい変ぼうを遂げた。その中にあって安全の環境は更に大きな変化を続けてきた。都市における道路の拡幅，建造物の不燃化等によって安全化した面もある。しかし，依然として大部分の都市は，緑地空間は貧弱で木造家屋等非耐火建築が大部分という状態であり，火災に対して一時の油断も許されない。一方，石油をはじめとするエネルギーの多消費傾向や建造物における効率化，利便化，経済化の追求の結果としての無窓建築，新建材等の採用は人々に新たな“危険”を感じさせている。更に土地の高度利用等のために急速な発展を遂げた超高層ビルや地下街，雑居ビル等も安全の環境としての問題をめぐって多くの関心を集めている。また，自然災害や地震に対する一般の関心もしだいに高まって来ている。

国民生活の安全を確保する対策としては，大きく長期対策，中期対策，短期対策の三つに分けて考えることができる。これを消防を中心にすえて解析すれば，短期対策は即ち火災，自然災害等の現場における消火，警戒，救急，救助，避難誘導等の警防活動であり，中期対策は建造物，危険物等に対する予防行政に関連する諸施策であり，長期対策は安全防災を念頭においた国土づくり，街づくり，地域づくりである。

国民生活の安全を確保する対策は，また，その目的とするところに従って災害の発生そのものを防止する方法と発生した災害による被害を最小限にくいとめる方法に分けられる。

このような各段階の対策が一般火災，風水害，震災等を想定して打ち立てられていかなければならない。従来の対策に反省が加えられ，より効果的，より実際的なものに常時改められ，高められていかなければならない。その際，各種災害に関するデータに基づく科学的分析の結果を十分にふまえる必要がある。昭和51年10月の酒田市の大火の教訓は，国民生活の安全確保に十分活かされて行かなければならない。

（2） 国民の期待と安全の風土づくり

最近一般火災とは別にガス爆発，煙火災，石油コンビナート火災等の特殊な災害が増加して来たが，火災による直接の物的被害では，例えば建物について，その焼失面積はほぼ横ばいの傾向にある。しかし，国民生活の安全確保への一般の期待は，それが“豊かな地域社会”の前提条件であり，住民福祉向上のための最低要件であることから当然のこととして高い。従来にも増して国民は，より安全な社会，より安心できる社会を強く望んでいると考えなければならない。国民の所得水準が高まり，全体としての福祉水準が向上すればする程，国民はその予想される災害に対してより安全であり，かつ，常時安心感の持てる社会を望むのである。このようなことから考えれば，消防が現在到達している段階は決して満足できるものではない。社会環境の急激な変化に対応しつつ，このような高まる住民の期待に応えなければならない消防機関の役割と責任はますます大きくならざるを得ない。消防機関の一層の努力が望まれる。

国民の期待する国民生活の安全確保の水準を更に大きく高めるためには，国民一人一人が“安全”についての“理解と協力”の段階から一歩進んで自らの問題として考え，実行し，行動する姿勢に移行することが強く望まれる。

これを地域社会に即して考えれば，地域社会全体が住民個々としても，集団としても，安全の風土づくりに向けてそのような環境と雰囲気をもった状態になることが今後の大きな課題である。

2 最近の災害の特徴

昭和50年中の災害のうち主なものは次のとおりである。

まず火災では，三重県四日市市大協石油四日市製油所のタンク火災，兵庫県姫路市日本触媒化学工業姫路製造所のタンク爆発火災，愛媛県東予市日本マリンオイルの爆発火災，東京都八王子市秀和めじろ台レジデンスのガス爆発火災，茨城県日立市クラブゴールデンクィーンの火災等があった。特に大協石油四日市製油所のタンク火災は，石油コンビナート等災害防止法の制定を促したものであり，日本マリンオイルの爆発火災は安易な危険物施設の管理が原因で，通行人まで巻添えにしたものであり，秀和レジデンスのガス爆発火災は，マンションにおけるガス爆発火災のおそろしさを示したものである。

なお，昭和51年10月29日17時50分頃山形県酒田市の繁華街の中心から出火した火災は，折からの風速20m以上という強風にあおられ延焼し，1,774むね22.5ヘクタールを焼いて，出火後約11時間たった翌朝5時頃鎮火したが戦後の火災としては焼損面積で4番目，焼損むね数で5番目という大火となった。このような大火となったのは，出火場所が繁華街の中心という建物密集地であり，かつ，当日の気象条件が瞬間最大風速26.7mという強風下にあったこと等が大きな要因であると考えられるが，このような悪条件が重なった場合には他の都市においても大火になる危険をはらんでおり，今後速かに大火となった原因を究明し，公共空間の確保，建築物の不燃化，消防力の充実，強風時の火災警戒，警防戦術のあり方，火災予防意識の徹底等について対策を検討しなければならない。

風水害では，6月上旬から7月中旬にかけての梅雨前線の活動による豪雨で九州各県及び山口県，島根県，東北各県を中心に被害が発生し，更に8月上旬から下旬にかけての前線の活動並びに台風第5号及び第6号による豪雨のため，北海道，青森県，山形県，高知県，徳島県をはじめ，東北，近畿，四国地方に甚大な被害をもたらした。これらの災害は，局地的集中豪雨による山崩れ，がけ崩れを惹き起こし，多くの死者を出しているのが特徴的で，

警報伝達体制，集落の孤立化対策，住民自身の早期避難の心構えの必要性等を改めて指摘するものであった。

地震災害では，4月21日に大分県中部地震が発生した。この地震は，午前2時35分頃という深夜であったこともあって火災の発生はみなかったが，ＬＰガスボンベの転倒によるガス漏洩があり，また，交通途絶，通信回線の不通等による集落の孤立化をみ，昭和49年の伊豆半島沖地震の場合と同様，ＬＰガス保安対策及び集落孤立化対策の必要性を教訓として残したものである。

（1） 火　　災

ア　出火件数と出火率

全出火件数は6万2,212件で前年に比べて5,500件減少し，減少率8.1％となった。減少率の最も大きいのは林野火災の33.9％で，船舶火災，車両火災，その他火災，建物火災もそれぞれ減少しているが航空機火災は前年と同数の4件である。なお，昭和51年上半期における出火件数は3万7,316件で，昭和50年同期に比べて560件（1.5％）増加している(第１－１表参照)。

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は，全国平均で5.6であり，前年より0.6減少している(第１－１表参照)。

出火率を都道府県別にみると，沖縄県が8.9（前年9.6）で最も高く，次いで愛知県7.9（前年8.5），東京都7.0（前年7.5）等である。また，市町村別の出火率は，大都市（東京23区を含む。）の平均が5.6（前年6.1），その他の都市の平均5.9（前年6.5），町村の平均5.0（前年5.5）であり，それぞれ前年に比べて低下しているが都市と町村との差が一層小さくなっていることが注目される。

また，月別出火件数では3月が最も多く，季節別では春季（３～５月）が34.0％，次いで冬季（１，２，12月）30.0％，夏季（６～８月）18.4％，秋季（９～11月）17.6％の順となっている(第１－６表参照)。

なお，昭和49年の出火率について主要諸外国と比較してみると，日本が最低であり，最も高いアメリカは日本の23倍，他の諸外国でも2倍以上である。このことは，諸外国の火災の定義，火災報告が出される程度（アメリカの場合，損害保険制度が発達しているため，火災報告が徹底しているといわれる。）の違い等にもよるものと思われる。

イ　死者数と死因

昭和50年中の火災による死者数は1,674人で，前年に比較し28人増加しているが，このうち，放火自殺による死者を除いて比較すると1,300人となって前年（1,323人）より若干減少した(第１－25表参照)。

なお，昭和50年中で死者を多く伴った火災は，８月に愛媛県東予市で発生した工場火災で，この火災により通行人を含む８人が犠牲となっている。

火災による死者は，採暖等のため火を使用する機会の多い１月から３月まで及び12月に多く，この４ヵ月で全体の過半数（53.6％）を占め，次いでその前後の４月，11月が多い。

死者の多い火災種別は，例年にたがわず建物火災で，全体の77.4％，1,296人が犠牲となっている。このうち60.9％に当たる789人が専用住宅の火災，12.6％に当たる163人が共同住宅の火災によるものであり，あいかわらず居住専用の建物の火災による犠牲者が多い。次いで，店舗，作業場等が併設されている併用住宅の火災により161人が，また，併用共同住宅の火災により21人がおのおの犠牲となっている。

自殺による死者を除く火災による死者の死因は，713人(54.8％）が火傷によるもの，517人(39.8％)が一酸化炭素中毒又は窒息によるものであるが，火傷死の中には，煙にまかれ，死に至らないまでも一酸化炭素中毒で倒れ，火傷死に至ったものが多分に含まれているものと考えられる。

放火自殺による死者は374人で，全体の22.3％を占めているが，この自損行為による死者は年々増加しており，特に例年，青年層（20才～30才）が最も多いことが特徴となっている(第１－26表参照)。

火災により犠牲となる者は，自力避難のできない幼児や，一般的に体力的条件が悪く，身体の不自由な高齢者が多い。昭和50年中の死者の年齢層は，70才台が最も多く（268人），これを含め61才以上の高齢者で638人(38.1％)を占めているが，これは，61才以上の人口10万人当たり5.20人が犠牲となっているということであり，総人口10万人当たりの死者数1.50人を大幅に上回

るものである(第１—28表参照)。

なお，昭和51年上半期（１月～６月）の火災による死者数（概数）は，955人で前年同期より75人減少している。

ウ　損害額と焼損面積

昭和50年中の火災による損害額は1,101億円であり，前年より22億円（1.9％）減少している。１日当たりの損害額は３億200万円（前年３億800万円），火災１件当たりの損害額は177万円（前年166万円），国民１人当たりの損害額は993円（前年1,025円）となっている(第１—２表，第１—14表参照)。

建物焼損面積は208万2,624㎡となり，前年より20万6,956㎡（9.0％）減少し，建物火災１件当たりの焼損面積も前年に比べ４㎡減少して54㎡となっている。これを大都市，その他の都市，町村別でみると，大都市が32㎡（前年35㎡），その他の都市50㎡（前年55㎡），町村88㎡（前年93㎡）で，町村は大都市の2.8倍（前年2.7倍）となっている。これは建物の構造，配置状況，地勢等の影響に加えて，消防力等の消防体制の整備の差異によるものと考えられる。

主要諸外国の昭和49年における火災１件当たりの損害額をみると，最も低いのはアメリカの40万円であり，イギリスの51万円，イタリアの54万円がこれに次いでいる。高い方ではフランスの197万円，オランダの153万円，スイスの150万円であり，日本はフランスに次いで166万円で第２位となっており，最低のアメリカの4.2倍となっている。

エ　出火原因その他

昭和50年の出火原因のうち，失火は４万9,100件（全火災の78.9％）を占めている。失火は火気取扱いの不注意や不始末によるものであり，中でもたばこによるものが9,257件（全火災の14.9％）となっている。次いで多いのがたき火の6,645件（全火災の10.7％），火あそびの6,169件（全火災の9.9％）である(第１—34表参照)。

たばこによる出火件数は，ここ２年間連続して減少してはいるが昭和41年に比べると61％の増加となっており，喫煙者の一層の自覚が期待されるところである。特に，たばこによる火災の60.0％は投げ捨てによるものである。

建物火災の11.1％，林野火災の24.0％はいずれもたばこによるものであるが，特に林野火災における出火原因中，たばこによるものが高率であること，しかもその75.9％が投げ捨てによるものであることは，入山者の軽率な火の取扱いが重大な結果を生んでいることを示すものである。

また，建物火災の64.2％は木造建物であり，その18.8％は他に延焼している。したがって，火災件数及び火災による死傷者数の減少のためには，建物構造の不燃化，難燃化を推進することが極めて重要であるといえよう。

（２）　石油コンビナート災害

昭和49年12月に発生した三菱石油水島製油所重油流出事故につづいて，昭和50年２月には大協石油四日市製油所において，２万2,000 klのコーンルーフ型灯油タンクの火災が発生した。その後昭和51年に入って１月出光興産徳山製油所において，配管途中につけたためくら蓋を正規なものを使用しなかったため，めくら蓋の破壊脱落により加熱された原油が流出し着火した火災があり，また，３月日本触媒化学姫路製造所においてアクリル酸メチルエステルタンクの爆発事故が発生した。この爆発事故についてはその原因を目下調査中であるが，ベントから出るガスの脱臭用につけた活性炭筒の酸化反応により発熱発火したものという疑いがもたれている。

これらの事故は，施設，設備等の新設，増設，改造等の工事を行う際に事前の検討が十分でなかったことにより発生したものと考えられる。

（３）　風　水　害　等

昭和50年中の集中豪雨等による死者・行方不明者は213人，負傷者は711人である。前年に比べ死者・行方不明者は81人の減，負傷者は101人の減となっている。また，物的被害は住家の全壊1,538むね，同半壊2,789むねで，前年に比べそれぞれ641むね，1,044むねの増であり，被害額についても7,909億円と，前年に比べ391億円の増である。

前年に比べて死者，行方不明者が減少したのは，昭和49年は雪害によるものが50人であったのに対し，昭和50年は９人であったこと等によるものであ

る。住家の全半壊むね数が増加したのは，昭和50年８月の台風第５号及び第６号による四国地方及び東北地方の被害並びに10月の台風第13号による八丈島の被害が大きかったこと等によるものである。

更に昭和51年９月においては，台風第17号により全国各地において長期間集中豪雨があり，死者・行方不明者171人という甚大な被害を生じた。最近においては昭和47年７月の集中豪雨に次ぐ被害となっている。

（４） 震　　災

昭和50年には被害を伴う三つの地震が発生し，負傷者42人，住家全壊87むね，同半壊163むね，被害総額41億円にのぼった。第１は，１月下旬の阿蘇山北東部の地震で負傷者20人，住家全壊10むね，同半壊48むね，被害額６億円であり，第２は，４月３日の青森県東方海上の地震で公共土木施設に被害をもたらしたものであり，第３は，４月21日の大分県中部地震で負傷者22人，住家全壊77むね，同半壊115むね，被害額34億円にのぼる大きな被害をもたらしたものである。

更に伊豆地方においては，昭和49年５月の伊豆半島沖地震につづいて昭和51年８月伊豆半島河津町を中心に地震が発生した。

3　消防行政の現況と当面の課題

（１） 総合防災体制の整備と消防力の増強

ア　総合防災体制の整備

国，地方を通じる総合的な防災体制を確立するため，昭和36年に災害対策基本法が制定され，以来，国，都道府県及び市町村においてそれぞれ同法に基づき防災会議を設置し，防災計画を作成する等体制の整備が進められてきた。

都道府県においては，昭和50年４月に沖縄県地域防災計画が作成され，全都道府県の地域防災計画の作成が完了した。また，市町村においてもほとんどの団体において地方防災会議の設置及び地域防災計画の作成が行われている。

地域防災計画は，当該地域の防災に関する総合的な計画であり，その内容は，関係機関の協力を得て逐次充実してきており，最近の災害の傾向に応じて石油コンビナート災害対策，震災対策，林野火災対策等の広域的災害及び特殊な災害についての防災計画の追加，変更等の修正がなされている。また，地方防災会議の運用においても，コンビナート防災部会，震災対策部会，救急医療部会，原子力部会等の専門部会を設置し，各種の防災対策に万全を期している。

なお，石油コンビナート災害対策については，昭和51年６月に石油コンビナート等災害防止法が施行になり，同法に基づき石油コンビナート等防災本部が設置され，石油コンビナート等防災計画が作成されることにより石油コンビナート地帯全体の総合的な防災体制の整備が図られることとなっている。

災害の広域化等に伴い，市町村においては，災害対策基本法，消防組織法等に基づき広域消防体制，相互応援体制の整備を推進するとともに，都道府県においても市町村消防の補完的役割を強化する必要があり，このため，都道府県において林野火災，石油コンビナート災害等の広域的な災害又は大規

模な災害の拡大を防止するための防災資機材の備蓄が進められてきている。

災害の複雑化，多様化に対応するための総合的な防災体制は，国，都道府県，市町村，企業，住民が一体となって確立する必要があるが，特に消防機関は，地域住民に密着した防災の第一線機関であり，災害時においては，各防災関係機関のなかで中心的役割を果たすものであるから，平素より消防力の充実強化を図るとともに，地域防災計画にそって地域の特性，関係機関の防災業務の実態等を十分は握し，適切な消防計画を樹立し，消防職団員に対する教育訓練の徹底を図り，災害時において効果的な活動ができる体制を整備しておかなければならない。

また，最近の災害の例よりみて，地域防災計画，災害時の警戒体制，避難体制の一層の整備強化を図らなければならない。すなわち災害時においては，最低限住民の生命，身体の安全を確保する必要があるが，そのためには厳重な警戒及び早期避難が重要である。したがって，平素から危険箇所のは握点検に努め，地域防災計画の修正を行うとともに，情報の早期収集及び予警報の適確な伝達がなされるようにしなければならない。特に夜間の情報収集，伝達体制，予警報発令時の動員警戒体制については，詳細な検討とそれに基づく具体的な計画が必要である。また，住民の自主防災組織の育成強化に努めるとともに，災害時にはすべての住民が消防機関の指示により敏速な避難行動に移れるように，十分な訓練をしておかなければならない。

イ　消防力の増強

市町村の消防力の充実を図るためには，社会の変化と科学技術の進歩に応じた近代的な装備をほどこすとともに，複雑，多様化する災害事象に的確迅速に対応できる消防職団員の確保が必要である。

このため，市町村の消防施設の整備と人員の適正配置の指標である「消防力の基準」について，昭和50年５月に最近の消防をとりまく環境の変化や消防資機材の発達，性能の向上等の事情を勘案のうえ，全般的な見直しを行い改善合理化を図った。更に昭和51年７月には，石油コンビナート地帯の消防力の整備充実を図るための一部改正を行った。

市町村にあっては，速やかに改正後の基準に達するよう地域の実情に応じ，計画的に施設及び人員の増強に努める必要がある。

特に，改正基準において人命尊重の見地から大幅に増強されたはしご自動車及び救急自動車，石油コンビナート地帯の災害に対処するための大型化学消防車，大型高所放水車及び泡原液搬送車，並びに都市における複合用途ビル，地下街その他の特殊災害に対処するための特殊工作車，救助工作車等の整備が必要である。

一方，人員の面においては，予防業務をはじめ消防業務の内容の複雑多様化に対処するため，近年，急速にその増強が行われてきているが，今後とも防火防災の重要性に照らし必要な消防職，団員の確保が強く望まれる。

（ア）　常備化と広域化の促進

災害に有効適切に対処するためには，有事即応なかんずく初動体制がとりわけ大切であり，特に火災の鎮圧，人命救助，救急に当たっては，早期出動がその成否を決するといっても過言ではない。また，近年は危険物施設，特定防火対象物等が増加しており，災害の発生を防止するためには，常時専門的な予防査察を徹底しなければならない。このような観点からいえば，市町村の消防は常備体制にあることが一般的には望ましい。

国においては，昭和39年以来，消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を政令で個別に指定してきたが，昭和46年６月これを改め，市はすべて常備化することとし，町村については，当該町村の人口，態容，気象条件等を考慮して自治大臣が指定することとし，更に，昭和49年にはこの指定とともに，救急業務も同時に実施しなければならないこととした。

一方，市町村においては，昭和44年度以降広域市町村圏計画が推進され，行政事務の共同処理のしくみが進展したが，消防事務についても拠点都市を中心に一部事務組合の設置又は事務の委託による広域的処理の方式が採用され，単独では十分な常備化を実施することが困難な町村においても常備消防による行政水準の向上が図られた。

昭和51年４月新たに73町村について常備化の指定が行われ，昭和52年４月における常備化市町村数は2,601となり，市町村数において80％，人口数において95％を占めることとなる見込みである。このうち，一部事務組合を設

立して共同処理を行う市町村は2,018（391組合），事務の委託を行う市町村は113となる見込みである。この結果，区域内の全市町村が常備化の指定を受けた都道府県は，これまでの福井，佐賀，青森，岩手，福島，大分，北海道，山梨，滋賀の1道8県に群馬県が加わり，10道県となる。

このように，消防の常備化は，全市町村を通じてかなり進展しているが，その地理的，自然的環境等から常備化の必要性の少ない町村においても，機関員の常備，消防団常備部の設置，消防団の季節的常駐等その地域の特性に応じた措置を講ずることが望ましい。

なお，一部事務組合方式による場合，組合財政の確立，職員の人事，給与等その運営をめぐる問題が少なくないので，今後これらについて更に検討し，きめ細かい指導を行い，その健全な発展を確保する必要がある。

（イ） 消防団対策の強化

消防団の犠牲的，献身的活動は，火災，風水害その他の災害に際してめざましいものがあり，その役割に寄せられる住民の期待はますます増大してきている。しかしながら，近年，消防団員は減少を続け，昭和50年には前年に比べ約1万4,000人減少し，約111万8,000人となった。

消防団員の減少の原因としては，組合消防等による消防の常備化，消防団装備の機械化，近代化による条例定員の節減もあるが，都市部への人口流出に伴う郡部人口の減少，季節的出稼ぎによる長期不在，職住分離に伴う昼間不在等により消防団員になる青壮年が少なくなってきていることによるところも大きい。これに加えて自らの社会は自ら守るという消防の重要性に対する認識の低下，生活意識の変化に伴う郷土愛護，社会奉仕の精神の希薄化，消防団そのものに対する魅力の減退等もその原因の一半をなしているものと考えられる。

これらの対策としては，まず第一に，消防活動への参加を容易にするための環境作りを行う必要がある。このため，国民すべてが相互に協力して地域の人々の生命と生活を守るという自主的消防精神を学校教育，社会教育等あらゆる機会をとらえて積極的に振興し，消防の重要性に対する認識を住民の各種活動の中で育成していかなければならない。これと同時に，青壮年層に

ついては，農業等の自家営業に従事する場合を除き，多くが企業，官公庁等の勤務者である実態にかんがみ，昭和48年5月に消防庁から都道府県知事あてに出された「事業所の勤務者で消防団員となっている者の消防団活動に対する配慮について」の通知の趣旨を徹底し，消防団員となっている者が上司や同僚に対して気兼ねなく，かつ，経済的にも不利な取扱いを受けることなく，安心して消防団活動に参加できるような環境を地域社会に定着させ，培養しなければならない。

また，地域によっては，婦人消防隊が組織され，積極的な防災活動を行っているが，とりわけ，消火活動等の現場活動に従事する婦人消防隊員については，身分，権限等を明確にし，その処遇の改善を図るため，正規の消防団員に任命する等の配慮がなされなければならない。

第2に報酬，出動手当などの増額，公務災害補償，退職報償の改善等の処遇の改善を行うとともに，郷土愛，奉仕の精神に立脚する消防団活動に適合した表彰制度の充実を図る必要がある。また，消防団の運営についても，青壮年層の共感が得られるよう創意と工夫をこらす必要がある。

第3に，中堅となる団員の育成，団員の資質の向上，消防団装備の機械化，近代化等その内容の充実に努める必要がある。特に，風水害，大震災，林野火災に際しての消防団の受け持つ役割の重要性にかんがみ，これらの災害に対処するための装備の充実，訓練の強化等に重点を置いてその充実を図る必要がある。

（ウ） 自衛消防力の充実

公設の消防組織以外に国民自ら自分の生命，財産を守るための自衛防災組織として，少年や婦人あるいは町内会等コミュニティの中における自主的な防火防災のための組織と不特定多数の人が出入しあるいは大量の危険物を取扱う事業所の消防防災組織の2つがある。前者については国民に防火意識を定着させるための消防サイドの働きかけが必要であり，後者についてはそれぞれの規模，火災の危険性に応じて自主的に安全を確保する体制を整備する社会的責任がある。大規模な危険物施設には消防法に基づいて自衛消防組織の設置が義務づけられているが，特に石油コンビナート地域においては大量

の危険物等が集中するところとなり，大規模災害発生の危険性は他の地域に比較し著しく増大しているので石油コンビナート等災害防止法により，特別防災区域においては，消防法に定める自衛消防組織に代えて自衛防災組織等の設置を義務づけ自衛消防力の強化を図った。

次に空港の消防体制であるが，第１種空港２港及び供用中の第２種空港19港については，消火設備及び救難設備ともおおむね整備されているが，第３種空港42港では，化学消防自動車を保有するものは３空港であり，大多数は大型消火器を設置しているが，中には未設置の空港もある。このような現状を踏まえ今後空港における消火設備及び救難設備の整備については，一層強力に指導を推進する必要がある。また空港所在市町村との間に締結される消防業務協定は63空港中42空港で既に締結されているが，未締結のものについても，速やかに締結するよう指導しているところである。

（２） 予防行政の充実

ア 防火意識の高揚

都市の過密化，建築物の高層化，国民生活の多様化等に伴い，火災の発生及び火災が発生した場合における人命の危険は著しく増大している。昭和50年中に６万2,212件の火災が発生し，1,674人の死者が生じているが，この出火件数の約80％は失火によるものである。火災を予防し火災から人命を守るためには，予防行政の充実や火災発生時における消防機関による適正な消火活動が必要であるが，それ以上に国民一人一人が火災の発生防止，初期消火，通報避難等について十分理解し，努力することが是非とも必要である。このため，一般家庭における火災の予防を中心的課題として毎年春秋２回全国火災予防運動を実施し，防火思想の普及啓蒙に努めるとともに，少年消防クラブや婦人防火クラブなどの民間の自主的な防火活動組織の育成を図る等の施策を講じてきた。今後ともこれらの施策を中心にあらゆる機会をとらえて国民の防火意識の高揚を図る必要がある。

特に，老齢者の犠牲者が老人人口の増加につれて依然として多い。核家族化の進行による老人世帯の増加にもかんがみ，老人世帯に対する火災予防指導の徹底等に努める必要がある。

イ 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については，火災が発生した場合の危険が大きい。このため，利用者が一定数以上の防火対象物においては，防火管理者を選任することとされており，防火管理者には，当該防火対象物における消防計画の作成及びこれに基づく消火，避難等の訓練の実施，消防用設備等の点検整備，火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行うことが義務づけられている。また，火災が発生した場合，これを早期に発見し，通報し，消火するとともに安全な避難を行うことにより火災による被害を最少限度にとどめるため，一定の防火対象物には消防用設備等の設置が義務づけられている。

このように防火対象物の火災予防については，消防法上，防火管理者の選任等の人的側面と消防用設備等の設置という物的側面から所要の措置が講じられている。

更に，大阪市千日ビル火災，熊本市大洋デパート火災等の惨事の教訓にかんがみ，昭和49年の消防法の一部改正により，既存の特定防火対象物についても現行法令の基準による消防用設備等の設置が義務づけられたほか，一定の防火対象物に消防用設備等を設置した場合の届出及び消防機関による検査並びに設置後の適正な維持管理の確保について新たに規定が設けられた。

既存の防火対象物に対する消防用設備等の設置については，百貨店，地下街及び複合用途防火対象物については，昭和52年３月31日までに，また，劇場，キャバレー，旅館ホテル，病院，その他の特定防火対象物については，昭和54年３月31日までに設置することとされている。したがって，これが設置を推進するため，その設置については，所得税，法人税，不動産取得税，事業所税における税制上の優遇措置が講じられているが，併せて設置に必要な資金の確保を図るため，引き続き日本開発銀行等政府関係金融機関の融資枠を確保していく必要がある。

一方，消防機関においては，既存防火対象物のうち違反又は既存不適格防火対象物における消防用設備等の是正を図ることが当面の重要課題であるこ

とにかんがみ，これに重点を置きつつ徹底した予防査察を行うとともに，それぞれの防火対象物における防火管理体制が確立されるよう防火管理者の教育などを含めた強力な指導を行っていかなければならない。消防用設備等の設置時の届出及び検査，設置後の点検及び報告に関する事項についても万全を期する必要がある。また，最近における建築様式の多様化，新しい建築設備や建築材料の出現，消防用設備等の設置及び維持管理の規制の強化等に伴い，予防行政の運営に専門的な知識や高度な技術が要求されるところとなっており，関係者の一層の研鑽と能率的な予防査察体制の確立，推進が必要である。更に建築物が大規模化，高層化するとともに，建築物の用途が複雑化していること及び煙による人命の被害が多いこと等にかんがみ，これらの点を十分考慮した有効な建築物の総合的な防災システムの研究を推進する必要がある。

（3） 危険物規制の徹底

全国の危険物施設数は，昭和51年３月31日現在，50万施設を越えたが，これは近年における著しい科学技術の発達と産業経済の発展により危険物が国民生活の必需品となり，国民生活の中に広く浸透してきた結果と言える。これに伴い，これら危険物施設における火災，爆発，危険物の流出等の事故が人命や周辺地域等に与える危険性もまた増大しているので，これらの危険性を排除するため危険物施設の保安の徹底を図る行政を進めなければならない。

危険物に関する規制は，昭和34年の消防法令による全国統一的規制が実施されて以来，新潟地震による危険物施設の事故を始め，幾多の危険物施設の事故を教訓とし，また，危険物の取扱い実態の変化に対応するため危険物施設の構造等に関する技術基準，危険物の貯蔵取扱基準等の整備，強化を内容とする関係法令の改正等を行い，規制の徹底を図ってきたところである。

最近では，昭和49年12月，倉敷市・三菱石油水島製油所で発生した屋外貯蔵タンクの大量重油流出事故及び昭和50年２月四日市市の大協石油四日市製油所で発生した灯油タンクの火災事故にかんがみ，昭和50年５月，タンクの

保安点検に関する事項，タンク基礎の修正方法に関する事項，非破壊試験に関する事項等を内容とする屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について定め，また，昭和51年１月，屋外タンク貯蔵所にかかる保安距離，保有空地，防油堤，タンク本体，タンク基礎，消火設備等に関する事項を内容とする屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について定めて屋外タンク貯蔵所の安全確保の徹底を図った。

また，関係法令の改正については，昭和50年12月に公布されれ石油コンビナート等災害防止法の附則による消防法の一部改正をはじめとし，昭和51年３月の省令及び告示の一部改正，昭和51年５月の消防法の一部改正，昭和51年６月の政令，省令及び告示の一部改正等が行われた。

なお，屋外タンク貯蔵所に関しては今後更に我が国の実態，特に，地盤の軟弱な埋立地等に建設される特殊性を十分考慮したタンク本体，基礎に関する設計，施工等の基準の整備強化を図る関係政省令等の改正を行う予定である。また，屋外タンク貯蔵所の許可，検査に関し市町村長等が行う検査事務の一部を受託する機関として危険物保安技術協会を昭和51年11月設立し，審査事務の充実強化を図ることとした。

本来，危険物を取り扱う企業は，その安全性を確保する社会的責任を有している。しかしながら，危険物施設の火災等は誤操作，点検不十分等人的面での欠陥に起因するものがはなはだ多い。したがって，企業においては自主保安体制の確立，保安要員の適正な配置，作業員の保安教育の実施等の徹底を図る必要がある。

一方，国及び地方公共団体においては，上述した危険物規制の問題点を踏まえ，将来の安全行政を更に推進させるため，行政組織の整備，特に専門知識を有する技術職員の充実を図り，指導体制の強化，予防査察の徹底を図ることが必要である。

（4） 石油コンビナート等の防災対策の強化

石油コンビナートは，戦後における我が国のエネルギー源の転換と産業構造の重化学工業化による高度経済成長期において，地域開発政策と相まって

各地に新しく工業地帯を形成していったものであるが，これらは規模と集積の利益の追求を進めた結果，大規模な危険物の集積地帯を形成するに至り，地域防災上の問題が提起されることとなった。このため，自治省消防庁においては，昭和48年12月の消防審議会の「石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見」を踏まえ，石油コンビナート地帯における地域防災体制の整備促進，総合的な防災診断の実施，保安距離の確保，保安監督体制の強化，地域住民の避難体制のあり方，事故発生防止又は拡大防止のための基準の強化，消防機関の立入検査の強化等の各種の対策を推進してきたところであるが，昭和49年暮れの水島臨海コンビナートにおける大量流出油事故が契機となって，石油コンビナート防災体制の抜本的見直しが行われ，また昭和50年８月の中央防災会議の決定に基づき，政府の当面の防災施策の重点として石油コンビナート防災対策の推進が取り上げられた。

ア　石油コンビナート地帯の総合的防災体制の確立

石油コンビナート地帯においては，大量の危険物が集積しているため，ひとたび災害が発生すれば地域住民等にも甚大な被害を及ぼすおそれがあり，このような地帯に対しては，地域防災体制の重点的な強化が必要である。

石油コンビナート地帯については，高圧ガス，危険物等の規制関係法令は関係各省庁で所管しており，防災面については，災害対策基本法による地方防災会議を中心とする一般的防災体制のもとにおかれていたが，これら諸規制を総合して拡充強化し，石油コンビナート災害の特殊性に対応し得る防災体制を確立することの重要性が認識されていた。これに加えて昭和49年11月以降に発生したＬＰＧタンカー第十雄洋丸衝突火災，大分コンビナートにおける水添脱硫装置火災，京浜臨海コンビナートにおけるタンカー第６シェル丸爆発火災，水島コンビナートにおけるタンク破壊による重油大量流出事故等の石油コンビナートに関連する災害は，その緊急性を痛感させることとなった。これら一連の事故中わけても水島コンビナートにおける流出油事故は大規模かつ長期にわたるもので人々のコンビナート災害に対する認識を改めるに十分なものであった。この事故を契機として石油コンビナート地帯等の総合的な防災体制を確立することを目的とした「石油コンビナート等災害防止法案」が作成された。同法案は昭和50年５月に閣議決定され，第75回通常国会及び第76回臨時国会における審議を経て，「石油コンビナート等災害防止法」として，昭和50年12月10日成立し，昭和51年６月１日から施行された。また，引き続き昭和51年６月関係政省令が公布施行された。この結果石油コンビナート等特別防災区域として33都道府県にわたり75地区が指定され，国，都道府県，市町村並びに特別防災区域内における事業所の責務が明確にされた。

イ　消防法等による個別規制の強化

石油コンビナート地帯における災害の発生を防止するためには，石油コンビナート等災害防止法のみならず，消防法，高圧ガス取締法等の関係法令による個別規制の強化が必要である。このため，消防法においては危険物施設の完成検査前の検査，危険物施設の定期的な点検義務等について規定を整備し，更に，政省令において屋外タンク貯蔵所の防油堤基準，防油堤の容量規制，保安距離，保安空地等に関する規制の強化が図られた。

また，高圧ガス取締法に基づく規制については，コンビナート等保安規則が昭和50年４月に制定されている。

ウ　防災意識の高揚と指導監督の強化

石油コンビナート地帯の災害の防止は，単に法令の規制だけでできるものではなく，事業所の職員一人一人にまで徹底した防災意識によって支えられるものであり，法令の規制もこれがあってはじめて実質を伴うものである。したがって，事業所における職員の防災意識の高揚を図り，各施設についての防災管理体制の整備，職員に対する防災教育，防災訓練の充実強化，他の事業所との協力関係の強化がなされるように指導する必要がある。

また，市町村，都道府県，国がそれぞれの個別法令や石油コンビナート等災害防止法により有する監督権限を密接な連携のもとに適正に行使する必要がある。

エ　都道府県及び市町村の消防力の強化

石油コンビナート等特別防災区域の所在する地域においては，都道府県及び市町村の消防力を早急に強化する必要があり，昭和51年７月に消防力の基

準を改訂し，石油コンビナート等災害防止法の制定と相まって公設消防力の整備の促進を図っている。

また，常に新しい科学技術の成果を取り入れている石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に対して，防災上の十分な指導，監督を行うとともに効果的かつ合理的な消防活動を行うことができるように，都道府県及び市町村の消防職員の資質及び技能の向上を図る必要があり，そのため昭和51年度において消防大学校に危険物保安科の新設を行ったが，消防学校，各消防機関においてもその教育訓練の充実を図った。

オ　石油コンビナート防災対策の研究開発

石油コンビナート地帯における災害は，大量の危険物，高圧ガス等によるものが多く，その防災については，これらによる災害の特殊性のみならず，近代科学の先端をゆく施設の構造，機能等についての十分な解明が必要である。このため消防庁は，昭和48年に出された消防審議会の「石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見」に基づき，昭和49年５月以降，学識経験者からなる「石油コンビナート防災診断委員会」を設置し，石油コンビナート地帯について災害危険要因の調査，被害想定，防災診断基準の設定，防災対策の樹立等を目的として検討してきている。昭和50年度においては，石油コンビナート等の防災に関する実態調査に必要な事項を取りまとめ，昭和51年度においてその調査を実施するとともに，耐震対策に関して検討を行っている。更に消防研究所においては「巨大石油タンク群の火災対策の研究」をはじめ，石油コンビナート災害に対処するための消防防災技術の研究開発を進めているところである。しかし，これら国における対応のみならず都道府県石油コンビナート等防災本部，市町村消防本部及び特定事業者の構成する特別防災区域協議会にあって，それぞれ独自に，また各々共同して石油コンビナート防災に関する調査研究等を積極的に行う必要がある。

カ　タンカー事故対策の推進

石油コンビナートに関連する災害として，タンカー事故による災害があるが，これらの事故も，海上交通輸送量の増大に伴い，次第に大規模なものとなり危険性が増大してきた。石油等の危険物の大量海上輸送に伴い発生する

事故に対処するためには，消防機関，海上保安官署等の関係機関が連携協力して対策を講ずる必要がある。このため，従来，消防機関と海上警備救難機関との業務協定の締結及び地域防災計画等により，各地の実情に即した防災体制の整備に努めてきたところであるが，海洋汚染防止法の一部を改正する法律（昭和51年法律第47号）により，海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にタンカー火災等に対する措置を盛り込んだことにより先に成立した石油コンビナート災害防止法と併せて，消防機関等と海上保安庁が分担協力して海上の危険物災害対策に当たるための法制が整備された。

（５）　大震火災対策の推進

ア　大震火災対策の基本的考え方

我が国は，環太平洋地震帯に位置する世界有数の地震国であり，加えて地形は急峻かつ複雑であるため，人口は少ない平野部へ集中し，しかもその平野部の相当部分が沖積層の地盤である。更に，人口と産業の都市への集中は，木造密集市街地の拡大，出火危険度の高い店舗，工場，住宅が混在するなどの無秩序な市街地の形成，石油やガスなどの危険物の集積，交通のふくそうなどをもたらし，都市の構造は地震に対し著しくぜい弱なものとなっている。

したがって，このような大都市を地震が襲った場合には，各所からの火災の同時発生，道路交通の麻痺，地下街，高層建築物における停電，閉じ込め等による大混乱，避難場所に対する医療資機材，食糧，飲料水，衣類等の供給確保の困難に基づく人心の不安動揺などの計り難い恐慌状態が起こり，多大の人的，物的被害が生じることが予想される。

昭和49年12月地震予知連絡会の多摩川下流域の地盤の異常隆起に関する発表は，おりからの関東地方大地震69年周期説による危険期の接近がいわれていること及び関係地域が川崎市，東京都南部，横浜市北東部という我が国で最も人口集中が進んだ大都市地域であったことから，その対策の緊急性を大きくクローズアップさせた。

また，遠州灘においては，安政大地震（1854年）以降大きな地震が発生していないため地震エネルギーの蓄積が進んでいるといわれている。特に昭和

49年５月伊豆半島沖地震，昭和51年８月の伊豆半島河津町の地震は，引き続く同地域の活発な地震活動とともに遠州灘又は駿河湾における地震の発生に関係があるのではないかという疑問を提起している。安政大地震では，震度５以上の地域が関東から関西にまで広がっており，しかもこの地域は，東京と大阪を結ぶいわゆる東海道メガロポリスといわれている地域をすべて含むものであることから，もし再びこのような地震が発生したならば，極めて大きい被害をこうむることも考えられる。

地震による被害は，地震動による建造物の損壊等による直接的被害と，火災等による二次災害による被害とに分けることができるが，一般的には後者の方が極めて大きい。したがって，地震対策は，地震動による直接的被害を避けるための建造物の構造の強化等物理的な都市構造の耐震化と火災等の二次災害の発生防止及び拡大の防止等の対策が基本となる。すなわち建造物の損壊，火災防止のため，木造家屋密集地域の改善，道路の拡幅，避難緑地の確保等都市構造の耐震化，不燃化，空地の確保を長期にわたって計画的に，着実に行う必要がある。そのため関係住民の理解と協力のもとに国，地方を通ずる関係諸機関の努力が傾注されることが強く望まれる。

このような恒久的対策のほか，更に地震時における出火防止，初期消火，延焼防止，避難の安全確保，被災者への正確な情報の伝達等の対策が極めて重要である。

また，大震火災対策は，それぞれの対策が相互に極めて密接な関連を有するものであることから，各種の対策をいかに総合化し，有機的に結合するかが対策の成否を決めることになる。したがって，大震火災対策における重要な課題は，従来からの各種対策を一層強力に推進するとともに，国，地方公共団体及び民間を通じた総合的な体制を確立していくことである。この場合，消防機関は，実戦部隊であると同時に，常日頃より地域住民に最も近い組織であることから，積極的にその中心となるべきであろう。

また，火災等の災害が，同時に各所で発生する可能性があるとともに，道路，橋梁の損壊等により公的機関の活動は阻害されることが十分考えられるので，住民の自衛のための行動が必要不可欠となろう。このため，防災キャンペーンの積極的展開等により住民の認識と自覚を換起する必要がある。

イ　消防における大震火災対策の推進

(ア)　消防の担う分野としては，地震時における応急対策である初期消火，延焼拡大防止対策及び地域住民の安全避難対策及び救急救助対策が中心となるものであり，消防庁としては，後述するような各般の計画の具体化を図っているが，大地震が発生した場合，消防機関の防災活動は，多くの悪条件が制約となり著しく低下することが予想されるので，これらを考慮して大震火災に対処できる各種の施策を樹立しておく必要がある。

(イ)　消防庁がこれまでに実施してきた対策は，住民の防災意識の高揚及び消防防災施設整備の強化に重点がおかれている。

防災意識の高揚については，住民１人１人の防災に対する意識と行動が安全な地域社会づくりのかなめであり，住民が地震について正しい知識をもち，必要な準備を整えておくことが被害軽減のために不可欠であることから，住民に対する防災知識の啓発にはできる限りの努力を払ってきた。

すなわち，昭和50年度においては，テレビ・ラジオの全国ネットワークによる啓発番組の放送及びスポット放送を行った。

また，地震対策を中心にした防災映画のフイルムの貸出しを行う等視聴覚を活用した防災キャンペーンに力を入れている。

消防防災施設の整備強化については，昭和47年度から地方公共団体に補助金を交付し，特に火災の危険性の大きい地域の避難地，避難路及びその周辺を中心として耐震性貯水そう(100㎥）及び可搬式（小型）動力ポンプを整備しているが，昭和49年度からは，夜間における消火，救急救護，避難誘導を容易にするための電源照明車の整備についても補助を行うとともに，昭和50年度には，新たに被災者の救出及び消防隊員搬送等を行う耐火避難車についても補助対象に加えた。

また，大震火災時における道路の途絶，消防水利の使用不能等に対処するため，航空機による空中からの消火が必要と考えられるので，その

開発，研究を推進している。

すなわち，昭和49年度には，カナダから空中消火用飛行艇をチャーターし，種々の角度から実験を行った。昭和50年度及び51年度は，さらに防衛庁保有のＰＳ－１型飛行艇を改装し，各種試験を進めている。

このほか，大震火災時における避難者の安全確保のための避難誘導システムに関する研究を行った。

(ウ) このような消防庁の施策に対応して，各都市においても地域防災計画における地震対策の樹立，地質，地盤，建物の調査による地域危険度の測定，市街地不燃化再開発事業，河川防災事業の促進，避難場所及び避難道路の指定と安全化対策，応急物資の備蓄倉庫の建設，情報連絡体制の確立，災害援助協定の締結，震災訓練の実施，自主防災組織づくりの推進等各種の具体的な施策に取り組んでいる。

このうち，避難対策については，人命安全の確保のため最重点施策として推進する必要があるが，現状は必ずしも十分とは言い難い。すなわち，避難地，避難路について未指定の都市がある一方，既に指定された避難地についても，既存の公園，校庭等が中心であるため，面積の狭少による危険性等種々の問題点が指摘されている。

したがって，今後，避難地，避難路の指定，既指定避難地の拡張，避難地の増設，私有地である避難地を将来においても確保しておくこと等の対策の促進を図るとともに，その周辺を中心として消防水利の充実等を図り，避難路，避難地の安全化対策を一層推進すべきである。

（6） 風水害対策の推進

ア 自然災害（風水害，がけ崩れ等）対策

(ア) 地形的にも気象的にも水害を発生しやすい体質を持っている我が国は，梅雨前線豪雨や台風等により例年大きな被害を受けている。

これらの災害に対しては，主として治山・治水事業，下水道事業等の推進を図ることによりその対策が講じられてきているところであるが，最近，集中豪雨等による山崩れ，がけ崩れに起因して一度に多数の死者

を生ずる災害が極めて多い。

このような被害を軽減するためには，山地の保水機能を維持する対策を強化し，宅地開発あるいはゴルフ場，スキー場などの建設も水害対策の視点を加えた土地利用計画に基づいて調整し，規制する必要があるとともに，災害を引き起こす危険のある地域を総点検し，地域防災計画の改訂を行い，きめ細かい具体的な防災対策を樹立することが急務である。

また，住民個人個人が自からの居住環境を十分は握し，平素から災害にそなえておくとともに，現実に災害発生の危険性があるときは早期に避難する必要がある。

消防庁においては，都道府県の地域防災計画の修正協議等において，

① 災害危険箇所の総点検の実施による実態は握と住民への周知徹底及び危険箇所に雨量計を設置する等自主観測体制の整備を図ること

② 避難路，避難場所等の点検整備及び避難誘導の的確な指示体制を樹立すること

③ 通信連絡体制を確保すること

を中心として指導してきたが，今後はこれらの実施状況についての追跡調査等を実施し，防災対策の強化を図る必要がある。

(イ) 我が国は，世界で最も火山の多い国の１つであるが，昭和47年９月の桜島火山の爆発を契機として昭和48年７月「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」が制定され，活動火山の災害対策が強化されることとなった。

これに伴い，消防庁は桜島火山対策として退避舎等避難施設の整備の促進を図ってきた。

更に，昭和50年度においては，阿蘇火山の災害対策についてもこの法律を適用し退避舎等避難施設の整備を促進してきた。

イ 防災無線通信体制の整備

災害発生時においては有線通信施設の障害等が予想されるので，総合防災活動を実施するにあたっては，国，都道府県，市町村を通じる防災無線通信

体制の整備が特に必要である。

消防庁では，無線通信網による情報通信体制を確立するため

① 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

② 都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網

③ 市町村の行政区域内における消防防災無線通信網

の体系的整備に努力を続けてきた。

消防庁と都道府県間の無線通信網については，昭和50年度末において東京都を除く46道府県との間において整備を完了し運用中である。

都道府県と市町村間の無線通信網については，昭和48年度から国庫補助金を交付し整備の促進を図ってきた結果，昭和51年６月１日現在において，単独整備を含めて20府県が完成，３道県が整備中である。しかしながら，無線局施設建設費の高騰，地方財政の悪化等の要因が重なって未整備都道府県の整備計画が遅延の傾向にあり，防災対策の推進上憂慮される状況にあるので，国及び地方公共団体が一体となって積極的な整備方策を図る必要がある。

市町村内の無線通信網については，各市町村の消防救急無線を主軸として充実強化に努力してきたところであるが，第一線の防災機関である市町村消防が効率的な防災活動や孤立集落に対する効果的な救助活動等を行うためには，更に防災無線通信網の整備を積極的に促進する必要がある。

このためには，今後，市町村消防機関が消防救急用として専用し得る無線の割当電波の確保，携帯無線機の増強等を図らねばならないが，各市町村においても，集落を結ぶ防災無線通信網の整備方策を検討するとともに，既存の一般行政用無線，同時通報用（広報用）無線等の災害時における活用方策等についても消防機関が積極的に関与し，各部局間の有機的連携を強化し，災害時における地域住民に対する避難勧告・指示等防災活動の効率化を図ることが必要である。

また，災害時においては防災関係各機関の相互間の情報連絡体制が極めて重要であるため，昭和50年10月にこれらの機関を結ぶことができる防災相互無線通信網の整備を行うこととした。今後この通信網の整備を早急に進める

必要がある。

（７） 特殊災害対策等の強化

ア 林野火災対策の強化

昭和50年に発生した林野火災発生件数は5,517件であり，前年に比べやや減少しているものの，レジャー人口の増加，道路網の開発整備等による入山者の増加に伴い，依然相当な数に上っている。

林野火災は我が国の森林資源の確保，国土保全に重大な影響を与えるものであり，その防止対策の確立は緊要の課題である。

消防庁は，消防審議会の答申（昭和44年11月）に基づき「林野火災特別地域対策事業」を推進し，林野火災多発地域の市町村の消防力の強化を図ってきているが，林野火災の特殊性にかんがみ，特に広域的な消防体制及び相互応援体制の確立，防災関係機関の総合防災体制の整備について努力してきた。

また，消防庁は，昭和44年度からヘリコプターによる，空中消火技術の実用化について研究開発を進めてきたが，この結果，昭和49年度から都道府県における空中消火資機材の整備を国庫補助によって促進することとし，昭和50年度からは自衛隊の協力を得て空中消火が本格的実施に移された。今後も，空中消火資機材及び施設の確保，更に防火線の設定，火災防御戦術及び装備の近代化について，一層その内容の充実を図る必要がある。

イ 空港及びその周辺における防災体制の整備

航空機利用の急激な伸長に対して，一部の空港を除き，空港及びその周辺の防災体制の整備が必要である。航空機の事故は離着陸時に多く，一旦火災が発生すれば，大惨事となるおそれが大きいことにかんがみ，空港及びその周辺における防災体制の整備が急がれる。したがって，空港に消火救難のための人員資機材を十分備え付けるとともに，空港と消防機関との間の協力に関する協定の締結の促進をする必要がある。

（8） 救急救助体制の拡充

ア 救急業務

近年，都市化の進展，社会経済の複雑多様化に伴い，各種の災害や事故が多発するとともに，疾病の態様も変わり，消防機関の行う救急業務はますますその重要性を増してきている。救急業務は，救急患者を医療機関その他の場所へ救急隊によって緊急に搬送することを内容とするものであるが，救急体制と救急医療体制とは密接不可分の関係にあることから，救急業務の円滑な運営を期するためには，双方一体となった体制の整備が望まれる。

救急体制については，関係市町村の努力により，その整備が進んでいるところであるが，昭和50年度においても救急隊の配置基準の改正等により更にその充実，強化を図ることとされた。今後なお，救急業務未実施町村における救急業務実施体制の整備，救急医療情報を迅速かつ適確には握し得る体制の整備，救急隊員の教育訓練の充実等を図るとともに，集団救急事故対策や高速自動車国道の伸長に伴う救急業務体制の整備を進める必要がある。

また最近，救急患者のたらい廻しが社会問題化したことを契機に，厚生省に救急医療懇談会が設置され救急医療対策について検討がなされた結果，昭和51年7月，「当面とるべき救急医療対策について」が報告された。これによると，初期救急から第三次医療までの各段階における医療体制の整備，広域的救急医療情報システムの整備，救急隊員の教育訓練の充実，国民の理解と協力等が指摘されているが，たらい廻しを解消し，救急業務の円滑な実施を図るためには，今後，救急医療体制が早急に，体系的に整備されることが特に望まれるところである。

（ア） 救急体制

救急業務が消防の任務として法制化されたのは昭和38年であり，当時の救急業務実施市町村数は214市町村であった。救急業務実施市町村数は，その後増加の一途をたどり，昭和51年4月1日現在で全市町村の81.2%に当たる

2,646市町村を数え，我が国人口の95.6%をカバーするに至っている。また，昭和50年中の救急出場件数は153万7,762件で，147万6,085人の救急患者が救急隊によって搬送されている。これは，全国で1日平均4,213件，約21秒に1件の割合で救急隊が出場したことになる。

昭和51年4月1日現在の救急隊員数は2万9,131人であるが，そのうち救急業務実施基準に定める資格要件を満たす救急隊員は，全体の31.3%である。したがって，救急隊員の教育訓練を充実し，資質の向上に努める必要がある。

（イ） 救急医療体制

救急患者を受け入れる救急告示医療機関は，昭和51年は4,771箇所であり，昭和47年以降おおむね横ばいとなっている。救急告示医療機関は，地域的にも偏在している等，救急医療需要に必ずしも対応していない。また，救急出場件数中54.2%（昭和49年中）が休日又は夜間におけるものであること及び昭和50年中の全搬送人員の50.0%が急病患者であることは，休日，夜間における医療体制特に内科，小児科系の救急医療体制を早急に整備する必要があることを示している。

このため，厚生省においては，頭部外傷，心筋硬塞，脳卒中等の高度な救急医療を担当する医療機関の整備を図るため，昭和51年度から救命救急センターの設置に対し補助することとし，昭和51年度は国立1箇所，その他3箇所の計4箇所の整備が行われることになった。また，休日及び夜間の医療体制を整備するため，昭和49年度から人口10万人以上の市を対象に休日夜間急患センターに対する補助制度を設け，昭和50年度末までに143箇所の整備が図られているが，今後これらの施策について一層の拡充が望まれる。

また，消防庁においても，休日及び夜間における救急業務の円滑な運営を促進するため，昭和50年度から救急業務協力推進費補助制度を設け，救急ドクターの確保を図っているが，今後この制度の活用を図る必要がある。

イ 救助活動

消防隊員は，火災の際の救助活動はもとより交通事故，労働災害，風水害，水難事故等の際の救助活動においてもその中心となって活躍している

が，近時，社会の複雑多様化に伴い，災害や事故の発生態様も複雑多岐にわたっており，人命を安全に救出するには高度かつ専門的な救助活動が必要となっている。

このため，市町村の消防機関においては，救助隊1,044隊（うち専任207隊，兼任837隊），救助隊員1万3,100人（うち専任2,253人，兼任1万847人）を配置し，これに対処しているところである。

今後これらの行政需要はますます増大していくと考えられることから，消防機関が行う救助活動のあり方について研究を進めているところであるが，引き続き，救助技術の開発，救助業務の装備基準，活動基準及び訓練基準の作成等について具体的に検討をかさねていく必要がある。

（9） 消防職員及び消防団員の教育訓練の充実と処遇の改善

消防の業務は広範にわたり量的にも質的にも大きな変容をみせている。これらの業務を適確に遂行するためには消防職，団員の日頃の教育訓練が重要であり，今後とも一層力を注いで行かなければならない。

また，国民の生命と財産を守るという重い職責と危険性の高い職務に従事している消防職，団員については，その任務にふさわしい処遇と勤務条件が必要でありその改善に努めなければならない。

ア 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防業務を担う消防職，団員には法令に基づき権限を付与されるとともに重い責任を課せられている。そのため，その教育訓練については，従来から多大の力を注いできたところであり，消防職，団員として必要な資質の育成と職務の遂行に必要な知識，技能を体系的に習得できるようにしている。教育訓練の場としては，国の消防大学校及び地方公共団体の消防学校があるが，国の消防大学校では幹部を対象とし，都道府県及び政令指定都市の消防学校では初任者及び現任者を対象としてそれぞれ教育訓練を行っている。更に各消防本部においても独自の訓練を実施し，これらによって技術及び資質の向上を図っている。

しかしながら，もっとも基本となる新規採用消防職員の初任教育についてみると，年々その未受講者の解消についての努力はなされているが，昭和50年度においてもなお，新規採用者の約20％は初任教育を受けられないまま，消防の第一線に勤務している。この原因としては，組合消防等による常備化の急激な増加のため，各消防学校ではその需要に応じきれなかったこともあるが，教育訓練の機会を与えなければならない市町村においても計画的に職員の教育を実施する努力が不足している面があることも見逃がせない。このなかには，人件費抑制に伴い新規の職員採用を手控えたため，消防体制に影響があるとして学校へ派遣しなかったものも含まれていると思われる。また，国の基準に定められた6か月の初任教育を受けた者は，昭和50年度において初任教育受講者のうち約47％であり，前年度（約35％）に比較するとかなり充実されてはいるがまだ不十分な状況にある。

したがって，基礎的教育訓練である初任教育の充実については，今後も全力を投入してゆかなければならないが，これと並行して従来ともすれば初任教育に追われて手薄になりがちだった現任の消防職，団員に対する専科教育，幹部教育についてもその充実強化を図る必要がある。

このような状況を打開し，教育訓練を充実するためには消防大学校及び消防学校の施設並びに教官の拡充を図る必要があるが，更に進んで，組合消防を中心とした常備化が一段落した後の消防職員の採用状況，人員の合理化，将来における消防職員の職務の専門化の見込み等を考慮して，消防職，団員に対する専科教育，幹部教育の充実等を中心に教育訓練のあり方について再検討を加える時期にきているといえよう。特に，危険物の監視，建築物や消防用設備に対する予防行政等の需要が高まっている現在，それらの専門研修の充実が望まれる。

イ 消防職員及び消防団員の処遇改善

消防職，団員は，市民生活の安全を守るため，その職務の危険性をも省みず日夜献身的な活動を行っている。

昭和49年中に火災，風水害等のために出動し殉職した消防職，団員は30人，負傷者は4,359人に達している。

このように厳しい勤務条件の下で職務を遂行している消防職，団員の処遇

は職務の特殊性を十分配慮したものでなければならない。そのためには，職場環境の保全，健康管理，安全管理に十分配意していくとともに今後も引き続き勤務条件及び処遇の改善に努める必要がある。

特に，消防職員の処遇については，交替制勤務からくる生活の不規則性，職務の労苦性を考慮して給与面における改善を図るとともに福利厚生面の充実，勤務体制の改善，週休２日制への対応等の諸施策についてその充実改善のため引き続き検討する必要がある。

消防職，団員の処遇改善については，従来から報酬，出動手当，被服費などの増額，公務災害補償の充実，退職報償の拡充などの施策を講じてきたが，昭和51年度には，消防職員については，被服費の引上げ，勤務環境整備費の充実等を図り，消防団員については，報酬を約11％引き上げたほか，出動手当及び団服費の引上げを図ることとし，地方交付税上所要の措置が講じられた。

また，公務災害補償についてみると，消防職員に関しては，昭和51年５月に地方公務員災害補償法の改正が行われ，長期療養者に対する傷病補償年金制度の創設（昭和52年４月１日から施行），身体障害に対する評価の改善(昭和50年９月１日から適用)，その他の改善措置がなされた。消防団員及び一般協力者に関しては，身体障害に対する評価の改善，補償基礎額の引上げ等が行われ，上述の傷病補償年金制度の創設についても近く制度化される見込みである。

また，災害補償制度とは別に昭和47年度に福祉に必要な施設に関する制度が発足し，その後，昭和49年11月から障害者に対する障害特別支給金，遺族に対する遺族特別支給金，また，昭和50年１月からは遺族に対する遺族補償援護金の支給が，昭和51年４月からは障害特別援護金の支給が福祉施設に追加された。

なお，退職消防団員に対する退職報償金については，その支給要件となる勤続年数が昭和49年度に最低15年以上から最低10年以上に改められたが，昭和50年度に引き続き昭和51年度においてもこの額の大幅な引上げが行われた。

このように消防職，団員の処遇については，逐次その改善が進められてきているが，今後とも，現行の各制度の有効な運用を図るとともに各般の処遇の改善に意を用いる必要がある。

（10） 研究開発の推進

昨年来，伊豆半島地域をはじめ世界各地に頻発した大地震及び続発する石油コンビナート火災等による災害の実態に対処して，消防の体制整備の必要が真剣に叫ばれているが，有効適切な消防防災対策を樹立するためには，災害の実態を的確に把握し，防災上のあらゆる面からの技術的問題を究明することが必要であり，消防における科学技術開発の促進が緊急な課題となっている。

このため，消防研究所においては，消防に関する科学技術の研究開発について関連する研究機関とも連携をとりながら，大震火災，石油コンビナート等における危険物等の化学火災，地下街・高層建物火災，林野火災等の試験研究を行い，消防行政施策の推進に努めている。

昭和50年度に行った各種研究は23項目にわたっているが，同年度内に完了した研究は「地域特性が延焼性状に及ぼす影響に関する研究」，「火災時における有毒ガスの発生に関する研究」，「巨大石油タンク群の火災対策に関する研究」等があり，今後におけるこれら研究成果の活用が期待される。また，同年度に行った野外実験として千葉県松尾町で直径10ｍタンクを用い，前年度まで行ってきた研究をもとに各種油類のタンク火災の性状，各種消火剤の消火効果等を究明するための火災実験を行った。このほか海上自衛隊所属の大型飛行艇（ＰＳ－１）を取りあえず実験用試作機として消防用飛行艇に改装する技術的検討を行った。

昭和51年度には，前年度に引き続き「震害分布と表層地盤の関係に関する研究」，「火災の上昇気流の三次元的挙動に関する研究」，「火災感知器の動特性の評価に関する研究」など13項目にわたる研究を継続して行っているほか，新たに「延焼範囲の赤外偵察法に関する研究」，「地下街・高層建物における避難救出技術の研究」，「消火器の消火能力評価に関する研究」など10項

目の研究に加え，昭和51年から５カ年計画で行うことになった。石油コンビナート等の災害防止に関する研究として「タンクの不等沈下に関する研究」など５項目の研究に着手している。

なお，昭和50年11月に日米天然資源開発利用会議の防火専門部会が新設され，国際的情報交流による効果的な研究開発の促進が積極的に図られることになった。

(11) 消防財政の強化

消防の任務の内容は，時代の推移とともに増大し，質的にも複雑多様化してきている。市町村がその消防の責任を十分に果たすためには，このような近代消防の遂行に適合した消防施設の整備と人員の確保を図ることができるよう財源の拡充，強化を図ってゆくこと，具体的には，消防職団員の処遇改善による人件費の増高や消防の広域化，常備化，高度化による各種消防施設の整備，消防職員の増員等今後急増する財政需要をみたすために，地方交付税の消防費にかかる基準財政需要額の充実，国庫補助金の増額及び地方債の枠の拡大を図るとともに都道府県の助成措置と合わせて，入湯税等の特定財源の活用を図ることが当面の消防財政の重要な課題である。

昭和49年度の市町村の消防費純計決算額は4,022億円（前年度対比1,082億円，36.8%増）であり，普通会計の対前年度伸び率31.0%を上回る伸びを示している。性質別経費の構成割合は，人件費69.2%，普通建設事業費16.3%，物件費8.6%，その他5.9%となっており，また，総額では，普通会計歳出決算額の3.6%（前年度3.4%）を占めている。

消防費の財源構成は，一般財源3,540億円，特定財源482億円で，一般財源の割合は88.0%となっている。

ア 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については，時代の要請に即応して逐年増額を図っているところである。昭和51年度（当初算定）における単位費用は，標準団体（人口10万人）で，救急，予防，警防行政の充実等により消防職員６人の増員，消防団員の処遇改善を図るなど3,530円（対前年度当初算定比伸び率23.4%）に引き上げられ，また，コンビナート防災対策経費及び人口３万未満の市町村に対する救急業務実施経費が新規に算入された結果，基準財政需要額総額は5,440億円(対前年度当初算定比伸び率29.4%）に達した。

しかし，最近における消防業務の多様化，高度化は著しいものがあり，現在の消防力は，人員，施設の両面でなお改善充実を図る必要があるので，今後これらを裏付ける消防財源の充実，なかんずく，一般財源である地方交付税における基準財政需要額の算定についてもその一層の拡充強化が強く要請されるところである。

イ 国庫補助金

市町村の消防施設等に対する国庫補助金については，昭和28年度に制定された消防施設強化促進法に基づくもののほか，予算補助を加えて逐年増額されてきた。昭和51年度予算は総額86億3,190万円と前年度より16億9,800万円（伸び率24.5%）の大幅な増額となった。その内容としては，全国75の石油コンビナート等特別防災区域の所在市町村のうち，大型化学消防ポンプ自動車，大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならない特定事業所がある市町村に対し，その財政力に応じ1/2又は1/3の補助率で昭和51年度においては前記３施設の組合せ30セット分９億7,845万円を新たに計上したほか，消防無線を除くすべての消防施設について所要の予算単価の引上げを図ったところであり，その引上げ率は，防火水そう30%，小型動力ポンプ15%，消防ポンプ自動車10%等となっている。

都道府県に対する補助金は，総額９億8,700万円が計上され，その内容としては，石油コンビナートの防災資機材の整備に対し5,400万円，林野火災のための空中消火資機材の整備に対し3,300万円が，更に広域防災体制の緊要性にかんがみ都道府県と市町村を結ぶ防災無線通信施設の整備のために９億円が計上された。

消防施設等に対する国庫補助金については，今後消防の近代化，科学化の促進，特殊災害に対する特殊消防施設の整備の推進の見地から対象事業の拡大を図る必要がある。

ウ　地　方　債

市町村の消防施設整備事業に対する地方債は，昭和50年度の資金枠約207億円に対し，昭和51年度は，政府債，共済組合債，市有物件債，町村有物件債，損保債，生保債及び基金債を合計して，総額約225億円と前年度より約18億円の増額が見込まれている。

なお，このほか，府県に対して，消防学校の新増設及び都道府県と市町村とを結ぶ防災無線分として約21億円の地方債が見込まれている。

消防の常備化，科学化等の推進に伴い財政需要が増大するので，消防施設の整備については，資金枠の拡大，貸付条件の改善等消防の特殊性に応じた地方債の拡充が今後とも望まれるところである。

エ　その他の市町村消防費の財源

以上の市町村に共通する消防費の財源のほか，交通反則金収入をもって充てられる交通安全対策特別交付金，温泉地関係市町村の目的税である入湯税，空港関係所在市町村に譲与される航空機燃料譲与税がある。これらの財源の使途として，交通安全対策特別交付金については救急自動車の整備，入湯税及び航空機燃料譲与税については消防施設の整備に充てることができることとされている。

なお昭和50年度の交通安全対策特別交付金は200億6,400万円（市町村分），入湯税の収入額は71億3,400万円，航空機燃料譲与税の譲与額は33億5,800万円である。

オ　都道府県の助成等

都道府県は，市町村の消防力の増強を図り，また，管内の防災体制の強化を行うため市町村の消防施設の整備に対する助成を行っており，年々助成措置は充実をみている。昭和49年度においては，都道府県が総額17億4,000万円を市町村に対し補助金として交付しており，前年度の16億300万円に比べて1億3,700万円増加している。また，都道府県が行う資金の貸付額は14億4,400万円で前年度の23億5,000万円に比べ9億600万円減少している。

なお，都道府県は，自ら消防資機材を備蓄して災害に備え，あるいは防災連絡体制の拡充のために都道府県と市町村を結ぶ防災無線通信施設を設置するなど，地域の防災上重要な役割を果たしているが，今後ともその積極的な拡充が望まれるところである。

第2　各　　論

1　火災等の災害の実態

（1）　火　　災

産業の発展と生活様式の多様化等に伴い，石油コンビナート，大型タンカー等の大規模なものから石油ストーブ，ガス器具等の家庭用品に至るまで各種の危険物施設及び危険物品の増加により火災発生の危険性は増大しつつある。

昭和50年中における火災概況は第１－１表のとおりである。これによれば，死者が前年に比べ増加しているものの，出火件数，焼損むね数，建物焼損面積，林野焼損面積，負傷者，り災世帯数，り災人員及び損害額はいずれも前年に比べ減少している。なお，減少している損害額のなかで建物火災と

第１－１表　昭和50年の火災と前年比較

区　　分	単　位	昭和50年 (A)	昭和49年 (B)	増　減 (A)－(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)}\times 100$ (%)
出火件数	件	62,212	67,712	△ 5,500	△ 8.1
建物		38,455	39,143	△ 688	△ 1.8
林野		5,517	8,351	△ 2,834	△ 33.9
車両		3,078	3,420	△ 342	△ 10.0
船舶		248	303	△ 55	△ 18.2
航空機		4	4	0	0
その他		14,910	16,491	△ 1,581	△ 9.6
焼損むね数	むね	50,275	52,539	△ 2,264	△ 4.3
全焼		14,423	15,842	△ 1,419	△ 9.0
半焼		4,980	5,150	△ 170	△ 3.3

区分	単位	昭和50年 (A)	昭和49年 (B)	増減 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
部分焼		30,872	31,547	△ 675	△ 2.1
建物焼損面積	m²	2,082,624	2,289,580	△206,956	△ 9.0
林野焼損面積	アール	698,419	1,093,723	△395,304	△ 36.1
死者	人	1,674	1,646	28	1.7
負傷者	人	8,232	9,070	△ 838	△ 9.2
り災世帯数	世帯	39,030	40,153	△ 1,123	△ 2.8
全損		11,976	12,305	△ 329	△ 2.7
半損		3,921	4,371	△ 450	△ 10.3
小損		23,133	23,477	△ 344	△ 1.5
り災人員	人	128,561	135,595	△ 7,034	△ 5.2
損害額	百万円	110,148	112,306	△ 2,158	△ 1.9
建物		106,428	104,961	1,467	1.4
林野		879	3,400	△ 2,521	△ 74.1
車両		913	979	△ 66	△ 6.7
船舶		448	1,389	△ 941	△ 67.7
航空機		462	134	328	244.8
その他		1,018	1,443	△ 425	△ 29.5
出火率		5.6	6.2	△ 0.6	△ 9.7

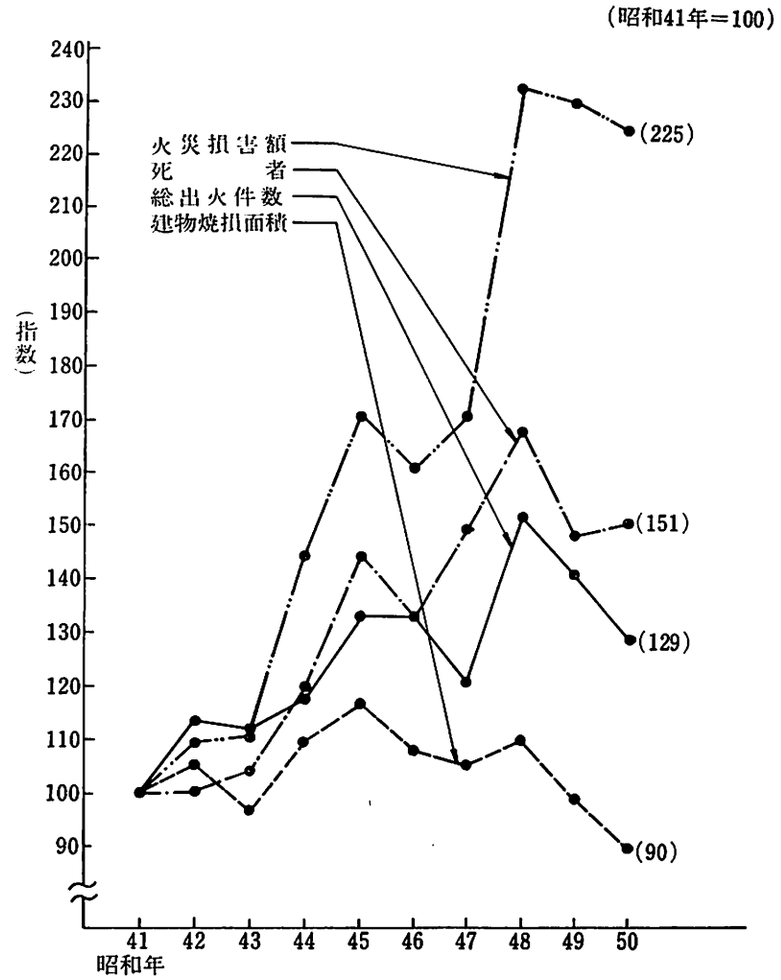
第1—2表　1日当たりの火災の損害

区分	単位	昭和50年	昭和49年
出火件数	件	170	186
損害額	百万円	302	308
建物焼損むね数	むね	138	144
建物焼損面積	m²	5,706	6,273
林野焼損面積	アール	1,913	2,997
り災世帯数	世帯	106.9	110.0
り災人員	人	352.2	371.5
死者	人	4.6	4.5
負傷者	人	22.6	24.8

航空機火災による損害額は前年に比べ増加している。

火災の概況を1日当たりでみると，第1—2表のとおり出火件数は170件，損害額は3億200万円と前年に比べ減少しているが，死者だけが4.6人と前年

第1—3図　火災の傾向



に比べ2.2%増加している。

次に，昭和41年以降の火災の傾向を41年を100としてみると，第1—3図のとおり火災損害額は大幅な伸びを示していたが，昭和49年，昭和50年と連続して減少している。

ア　出火件数

昭和50年の出火件数は62,212件で，戦後最高であった昭和48年の73,072件を10,860件下回り戦後第5位の記録となり，人口1万人当たりの出火件数

第1—4表　火災種別出火件数の構成割合

区分	昭和50年	昭和49年
建物火災	61.8%	57.8%
林野火災	8.9	12.3
車両火災	4.9	5.1
船舶火災	0.4	0.4
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	24.0	24.4
計	100.0	100.0

第1—5表　火災種別出火件数の推移

年別＼区分	建物		林野		車両		船舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
									その他			
41	32,983	100	4,336	100	3,921	100	337	100	6,477	100		
42	35,687	108	6,833	158	3,732	95	330	98	7,924	122		
43	34,453	104	6,628	153	3,784	97	261	77	8,528	132		
44	37,653	114	5,348	123	4,176	107	300	89	7	—	9,313	—
45	39,845	121	7,033	162	4,182	107	317	94	6	—	12,522	—
46	39,549	120	7,101	164	4,057	103	306	91	5	—	13,001	—
47	38,868	118	4,541	105	3,774	96	313	93	8	—	10,787	—
48	42,551	129	8,311	192	3,986	102	301	89	7	—	17,916	—
49	39,143	119	8,351	193	3,420	87	303	90	4	—	16,491	—
50	38,455	117	5,517	127	3,078	79	248	74	4	—	14,910	—

（注）　昭和44年に火災報告等取扱要領を改正し，航空機火災をその他の火災から分離した。

（以下「出火率」という。）も5.6で戦後第5位となっている。

（ア）　建物火災は全火災の62%

火災の種別を建物火災，林野火災，車両火災，船舶火災，航空機火災及びその他の火災の6種類に分類し，その構成比をみると第1—4表のとおり建物火災が全火災の61.8%で最も高い比率を占めている。次いで，林野火災，車両火災，船舶火災，航空機火災，その他の火災（看板，広告塔，空地の枯草，路上危険物等の火災）となっている。前年に比べて建物火災の構成比は4.0%増加しているが，林野火災，車両火災，船舶火災，航空機火災，その他の火災の構成比はいずれも減少している。

次に，第1—5表により昭和41年以降の火災種別の出火件数の推移をみると，昭和48年までは増加の傾向を示していたが，昭和49年，昭和50年と連続して減少の傾向を示している。

（イ）　火災は春季（3月～5月）に最も多い

出火件数を四季別にみると第1—6表のとおりで，前年と同様に春季が最も多く年間の34.0%を占め，次いで冬季の30.0%，夏季の18.4%，秋季の17.6%となっており，前年に比べ季節別構成割合の差は少なくなっている。火災は，低温で火気使用率が高く，しかも低湿である冬季から春季にかけて多く，高温で火気使用率が低く，しかも高湿である夏季に少ないことは毎年共通していたが，昭和50年には夏季が秋季よりも大きくなっていることが注目される。

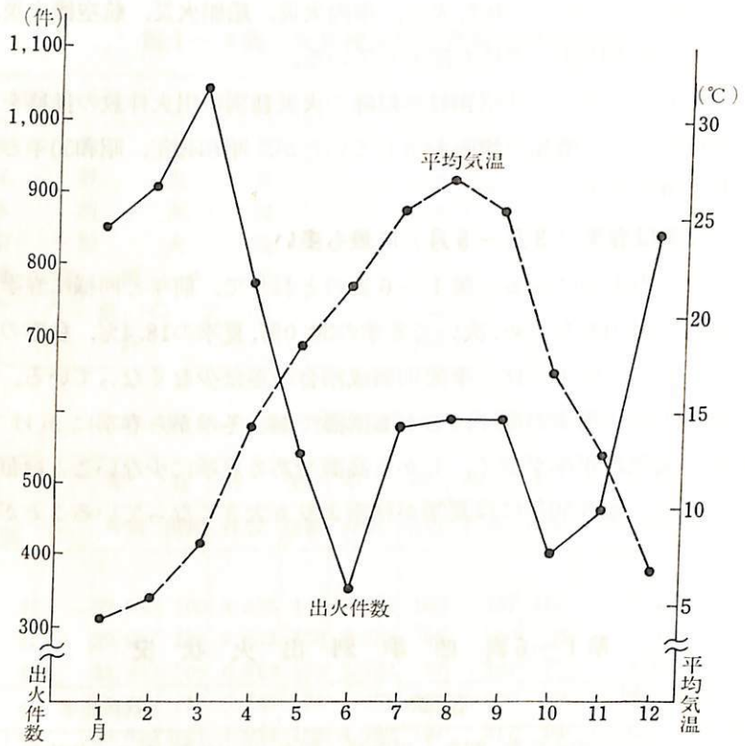
第1—6表　四季別出火状況

季別＼年別	昭和50年				昭和49年			
	出火件数（件）	割合（%）	損害額（百万円）	割合（%）	出火件数（件）	割合（%）	損害額（百万円）	割合（%）
春季（3月～5月）	21,166	34.0	32,545	29.5	23,822	35.2	33,632	29.9
夏季（6月～8月）	11,467	18.4	21,783	19.8	10,687	15.8	20,848	18.6
秋季（9月～11月）	10,946	17.6	20,113	18.3	10,830	16.0	20,583	18.3
冬季(1月,2月,12月)	18,633	30.0	35,708	32.4	22,373	33.0	37,243	33.2
計	62,212	100.0	110,149	100.0	67,712	100.0	112,306	100.0

火災の発生拡大は気象に大きく左右される。火災と気象との関連を昭和50年の東京都についてみると，第１―７図のとおりであり，低温，低湿で火気の使用の多い１月から３月まで及び12月には出火件数，焼損むね数が多く，また，１件当たりの建物焼損面積も大きくなっている。

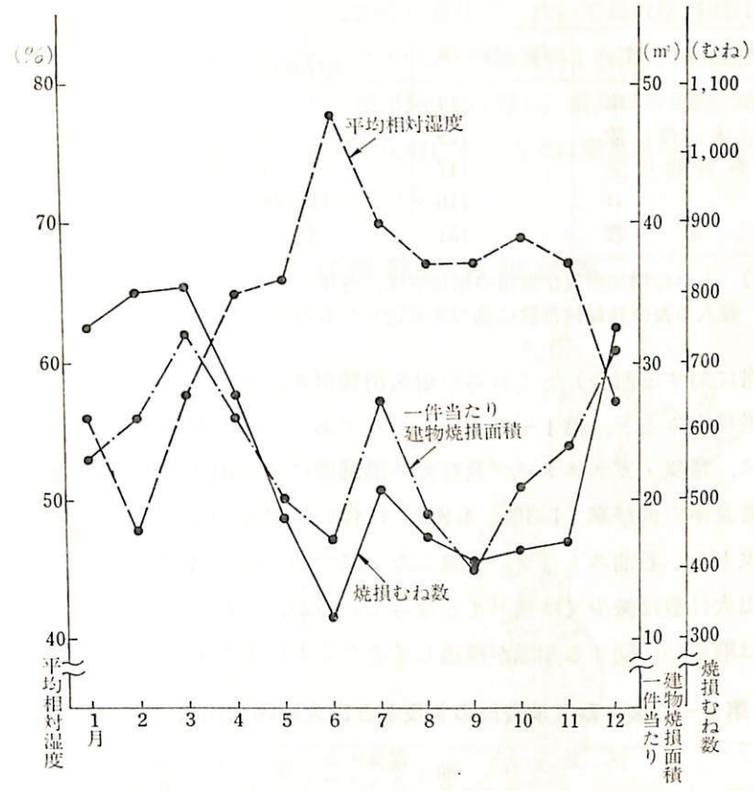
第１―７図　火　災　と　気　象

その１　気温と出火件数



（注）　東京都の火災状況を気象庁観測部の気象状況に対比させたものである。

その２　湿度と焼損程度



（注）　東京都の火災状況を気象庁観測部の気象状況に対比させたものである。

（ウ）　出火率は5.6

出火率は全国平均で5.6となっている。昭和41年と昭和50年の出火率等の比較は第１―８表のとおりであり，昭和50年は，昭和41年に比べて出火率で17％，出火件数で29％上回っている。

出火件数がこのように増加してきたのは，各種の要因が重なった結果であるが，特に近年，大都市への人口集中と世帯の細分化が進んでいること，また，生活水準の向上に伴って電気・ガス器具等火災危険度の高い耐久消費財の使用が増大していることが一因であると考えられる。

ちなみに，主な耐久消費財の普及率（耐久消費財を所有している世帯数の

第１—８表　出火率，出火件数，人口及び世帯数の増加率

（昭和41年＝100）

区分	増加率	実数	
		昭和50年	昭和41年
出火率	117	5.6	4.8
出火件数	129	62,212	48,057
うち建物火災	117	38,455	32,983
人口	110	110,948,837	100,554,894
世帯数	131	33,310,006	25,520,079

（注）人口の増加率及び世帯の増加率は，各年とも３月31日現在の住民基本台帳登録人口及び登録世帯数に基づき算定したものである。

全世帯に対する割合）とこれらの耐久消費財が出火原因となっている出火件数の推移をみると，第１—９表のとおりである。昭和41年から昭和50年までの間に，電気・ガスストーブ及びガス湯沸器による出火件数の伸びは，それぞれ普及率の伸び率（1.3倍，4.8倍）に伴い1.6倍，3.7倍となっている。これに反して，石油ストーブ，電気こたつについては，普及率の伸びにかかわらず出火件数は減少又は横バイとなっているが，これは，これらの器具の改良又は取扱いに関する知識が浸透してきたことによるものであろう。

第１—９表　耐久消費財の普及率と出火原因別出火件数との推移

区分 / 年別		石油ストーブ	電気・ガスストーブ	電気こたつ	ガス湯沸器	電気冷蔵庫
普及率（%）	昭和41年	46.8	26.4	63.9	14.3	61.6
	昭和50年	88.4	33.2	90.0	66.9	97.9
	普及率の伸び率	188.9	125.8	140.8	467.8	158.9
出火件数	昭和41年	1,636	285	579	161	＊72
	昭和50年	1,909	459	477	601	193
	出火件数伸び率	116.7	161.1	△17.6	373.3	268.1

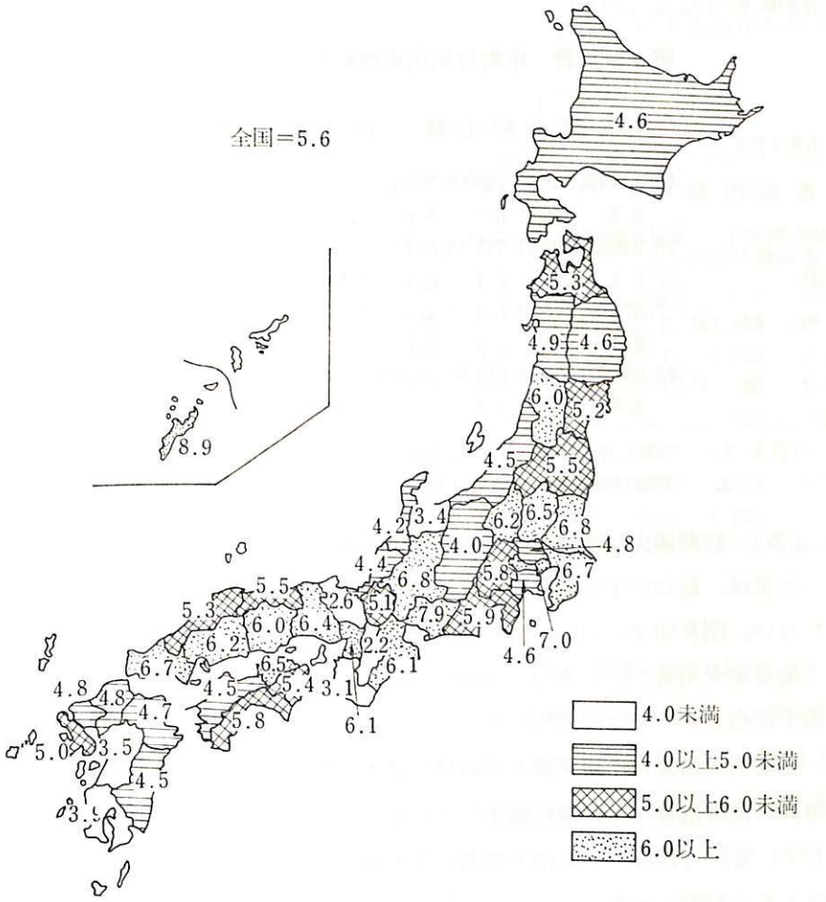
（注）１．＊は昭和44年出火件数
２．普及率は経済企画庁の資料による。

（エ）　出火率の最高は沖縄県，最低は奈良県

都道府県別の出火件数では，東京都の7,992人が前年に引き続き最高で，次いで大阪府，愛知県，兵庫県，神奈川県，千葉県の順となっており，例年

どおり大都市が所在する都道府県の出火件数の多いのが注目される。一方，出火件数の少ない方では，奈良県の229件を最少に，次いで鳥取県，和歌山県，福井県，富山県，佐賀県の順となっている（附属資料１参照）。都道府県別の出火率は，第１—10図のとおり全国平均5.6に対し，最高は沖縄県の8.9，次いで愛知県7.9，東京都7.0であり，反対に低い方では奈良県の2.2を最低に，京都府2.6，和歌山県3.1となっている。

第１—10図　都道府県別出火率



（オ） 都市は出火率が高い

出火件数を，第１—11表により，大都市（札幌市，東京都23区，川崎市，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市及び福岡市をいう。以下同じ。），その他の都市，町村別にみると，大都市は総出火件数の20.6％（１万2,814件），その他の都市では57.3％（３万5,637件），町村では22.1％（１万3,761件）となっている。出火率については，大都市及びその他の都市が例年どおり町村を上回っているものの，その差は年々少なくなっている。なお，大都市のうちでは，東京都23区の6.99が最も高く，次いで名古屋市が6.97となっている。

第１—11表　市町村別出火件数及び出火率の推移

市町村別＼年別	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
大都市計	12,141	12,846	13,028	13,708	15,064	14,356	14,126	16,180	13,766	12,814
	6.3	6.6	6.7	7.0	7.7	7.3	7.2	7.2	6.1	5.6
その他の都市計	28,240	32,890	31,772	33,667	38,734	39,067	34,151	42,575	38,848	35,637
	5.8	6.3	6.1	6.4	7.2	6.7	5.8	7.3	6.5	5.9
町村計	7,676	8,770	8,854	9,422	10,107	10,596	10,014	14,317	15,098	13,761
	2.4	2.9	2.9	3.1	3.4	3.8	3.6	5.3	5.5	5.0
全国計	48,057	54,506	53,654	56,797	63,905	64,019	58,291	73,072	67,712	62,212
	4.8	5.5	5.3	5.5	6.2	6.0	5.5	6.8	6.2	5.6

（注）１．上段は出火件数，下段は出火率を示す。
２．昭和47年以降の大都市計分には，札幌市，川崎市，福岡市を含む。

（カ） 初期消火は消火器，火災通報は119番

火災は，最初の１分間といわれ，初期消火がいかに大切であるかは論をまたない。昭和50年において，初期消火に水バケツ，水そう及び乾燥砂（以下「簡易消火用具」という。）が使用されたのは全件数の28.9％であり，消火器が使用されたのは25.2％である。

初期消火器具の使用状況の推移は，第１—12表のとおりである。簡易消火用具の使用割合は，次第に減少している。一方，消火器の使用は，逐次増加している。これは，簡易消火用具による消火から消火器による消火への移行によるもの思われる。

第１—12表　初期消火器具使用状況の推移

区分＼年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
40	21,961	40.6	11,084	20.5	1,528	2.8	19,584	36.2
45	20,596	32.2	14,590	22.8	2,225	3.5	26,494	41.5
50	17,994	28.9	15,687	25.2	1,763	2.8	26,768	43.0

次に，消防機関がどのような方法によって出火を覚知しているかは，第１—13表のとおりである。大都市及びその他の都市では，火災報知専用電話「119番」による通報が圧倒的に多く，町村でも「119番」による通報が年々増加してきており，50年は64.7％となっている。

第１—13表　昭和50年覚知方法別出火件数

覚知方法別＼市町村別	大都市計		その他の都市計		町村計		全国計	
	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比
		%		%		%		%
火災報知器	13	0.1	87	0.2	31	0.2	131	0.2
火災報知専用電話「119番」	9,930	77.5	28,598	80.3	8,901	64.7	47,429	76.3
加入電話	133	1.0	1,568	4.4	2,903	21.1	4,604	7.4
警察電話	681	5.3	923	2.6	146	1.1	1,750	2.8
望楼発見	6	0.1	117	0.3	12	0.1	135	0.2
駆け付け通報	134	1.0	485	1.4	455	3.3	1,074	1.7
事後聞知	1,775	13.9	3,079	8.6	580	4.2	5,434	8.7
その他	142	1.1	780	2.2	733	5.3	1,655	2.7
計	12,814	100.0	35,637	100.0	13,761	100.0	62,212	100.0

イ 損害額

昭和50年における火災による損害額は，前年に比べ21億5,800万円(1.9％)減少し1,101億4,800万円となった。この損害額は国民１人当たりでは993円（前年1,025円），１日当たりでは３億200万円（前年３億800万円），火災１件当たりでは177万円（前年166万円）となる。火災による損害額の推移をみると第１—14表のとおりである。損害額は昭和50年が出火件数の減少に伴いわずかに減少しているが，火災１件当たりの損害額は反対に増加しており

過去10年間についてみると両者とも増加の傾向を示している。次に，損害額を火災種別ごとにみると，第１—15表のとおりであり，建物火災による損害額が96.6％（前年93.5％）と大部分を占めている。

第１—14表　損　害　額　の　推　移

区分＼年別	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
損害額（百万円）	48,865	53,295	54,252	70,172	83,387	78,570	84,106	113,796	112,306	110,148
同上指数	100	109	111	144	171	161	172	233	230	225
１件当たり損害額（千円）	1,017	978	1,011	1,235	1,305	1,227	1,443	1,557	1,659	1,771
同上指数	100	96	99	121	128	121	142	153	163	174

第１—15表　昭和50年火災種別損害額

区分	損害額	割合	１件当たり損害額
	（百万円）	（％）	（千円）
建物火災	106,428	96.6	2,768
林野火災	879	0.8	159
車両火災	913	0.9	297
船舶火災	448	0.4	1,806
航空機火災	462	0.4	115,535
その他の火災	1,018	0.9	68
計	110,148	100.0	1,771

ウ　死　亡　者

昭和50年中の火災による死者は1,674人で，前年の1,646人と比較し28人（1.7％）の増加となり，昭和21年以降，第２位の記録となったが，このうち放火自殺による死者を除く死者は1,300人となり，前年の1,323人より若干減少した。

昭和41年以降の火災による死傷者の推移は第１—16表のとおりである。なお，昭和50年の火災による死傷者のうち，消防職員及び消防団員の殉職者は７人（前年３人），負傷者は1,991人（前年2,367人）である。

次に，死者を伴った出火件数をみると，昭和50年は1,488件で，前年に比較し74件（5.0％）増加した。総出火件数に対する死者を伴った火災の発生率も，第１—17表のとおりで，前年よりも増加している。

第１—16表　火災による死傷者の推移（昭和41年＝100）

区分＼年別	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
死者	1,111	1,106	1,160	1,334	1,595	1,483	1,672	1,870	1,646	1,674
指数	100	100	104	120	144	133	150	168	148	151
負傷者	8,210	9,370	8,807	9,302	9,725	9,208	9,692	9,789	9,070	8,232
指数	100	114	107	113	118	112	118	119	110	100

第１—17表　総出火件数と死者を伴った出火件数の比率

年別	(A) 出火件数	(B) 死者を伴った出火件数	比率 (B)／(A) ％	指数
44	56,797	1,066	1.88	100
45	63,905	1,289	2.02	107
46	64,019	1,256	1.96	104
47	58,291	1,320	2.26	120
48	73,072	1,474	2.01	107
49	67,712	1,414	2.09	111
50	62,212	1,488	2.39	127

（ア）　火災種別ごとの死者数

昭和50年の火災種別ごとの死傷者数は，第１—18表のとおりで例年どおり

第１—18表　昭和50年火災種別死傷者数

火災種別	死者		負傷者	
	（人）	（％）	（人）	（％）
建物火災	1,296	77.4	7,430	90.2
林野火災	30	1.8	200	2.4
車両火災	84	5.0	180	2.2
船舶火災	11	0.7	56	0.7
航空機火災	0	0	5	0.1
その他の火災	253	15.1	361	4.4
計	1,674	100	8,232	100

建物火災による死者が77.4%，負傷者が90.2%と大部分を占めている。

建物火災による死者1,296人について，その火災の焼損程度と死者数との関係をみると，全焼火災の場合が767人（59.2%），部分焼381人（29.4%），半焼148人（11.4%）となっている。

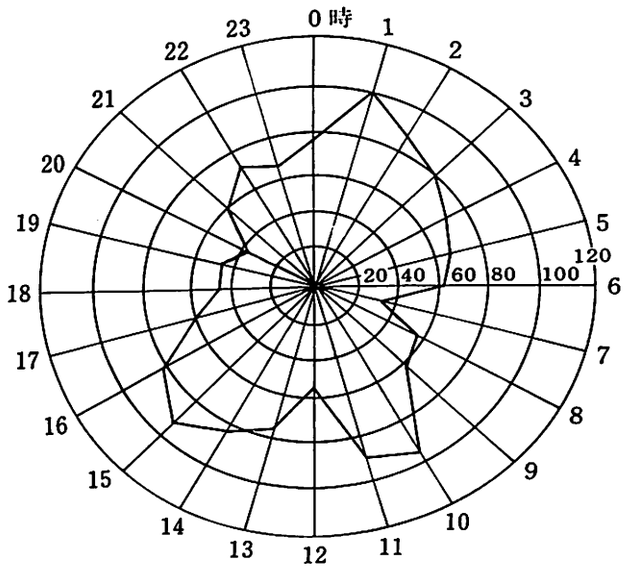
（イ） 季節と時間帯別の死者発生状況

月別の死者発生状況は，例年，冬季に多く，夏季は少なくなっており，昭和50年においても第1—19表に示すように暖房器具等を使用する機会の多く

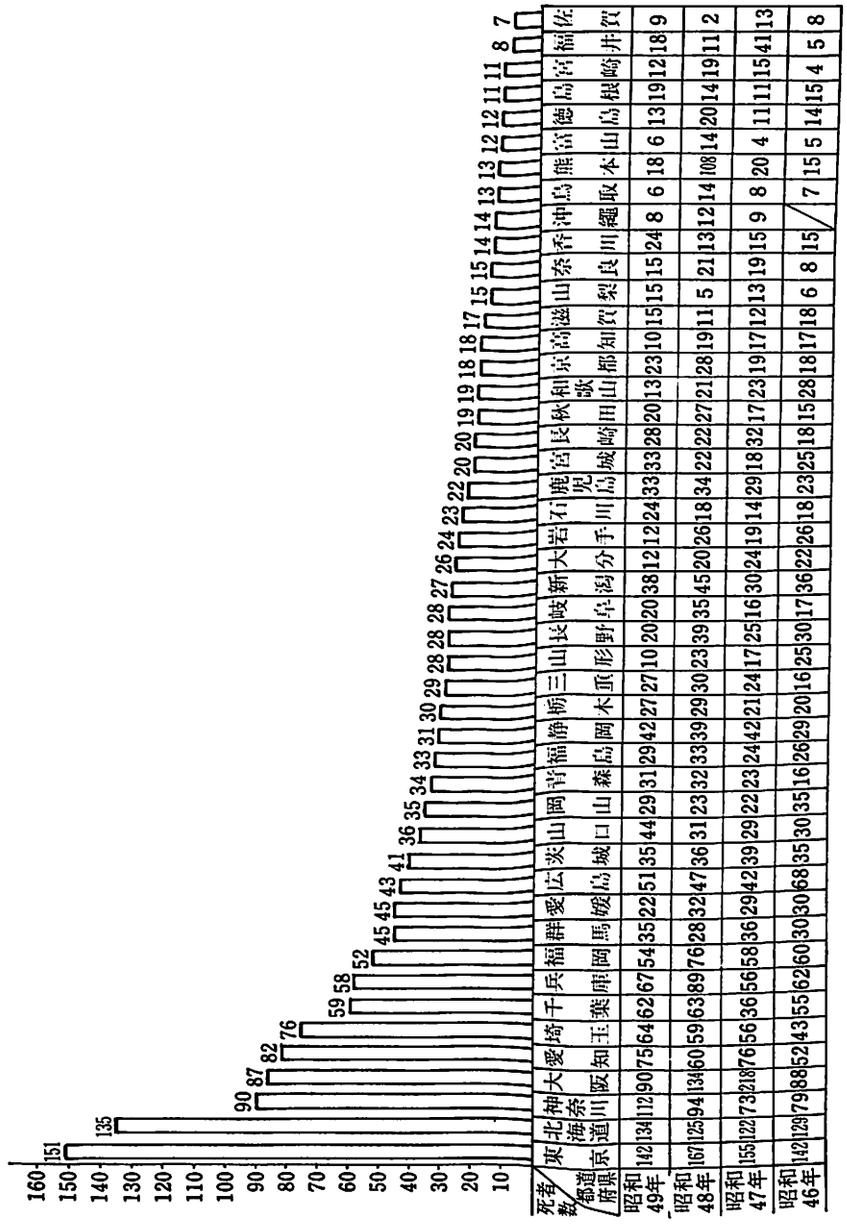
第1—19表　昭和50年月別死傷者発生状況

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者	217	214	256	152	110	81	67	73	92	87	114	211	1,674
割合(%)	13.0	12.8	15.3	9.1	6.6	4.8	4.0	4.3	5.5	5.2	6.8	12.6	100
負傷者	875	838	1,041	778	620	523	580	580	499	472	532	894	8,232
割合(%)	10.6	10.2	12.6	9.5	7.5	6.4	7.0	7.0	6.1	5.7	6.5	10.9	100

第1—20図　昭和50年時間帯別死者発生状況



第1—21図　都道府県別死発生状況



なる１月から３月まで，11月及び12月の間に1,012人（60.5%）の死者が発生している。

時間帯別に死者の発生状況をみると，第１—20図のとおりである。１時台が101人と最も多く，次いで10時台（95人），15時台（92人）となっている。

一方，死者の最も少ない時間帯は７時台（37人）で，次に20時台（39人），19時台（45人），18時台（45人）となっている。

（ウ） 都道府県別の死者発生状況

都道府県別の死者発生状況は，第１—21図のとおり東京都が最も多く151

第１—23表　昭和50年建物用途別の

区分	計	専用住宅	共同住宅	併用住宅 店舗	併用住宅 作業所	併用住宅 倉庫	併用住宅 飲食店	併用住宅 事務所	併用住宅 医院	併用住宅 工場	併用住宅 納屋	併用共同住宅 店舗	併用共同住宅 作業所	併用共同住宅 倉庫	併用共同住宅 寺院	併用共同住宅 事務所
１階	915	690	68	27	17	4	3	2	5	2	5					
２階	334	99	74	52	22		3	2		7	4	6	7	1	1	
３階	32		13	5								4				2
４階	8		6	1												
５階	2															
６階	2															
７階	1		1													
11階	1		1													
20階	1															
計	1,296	789 (60.9)	163 (12.6)	85	39	4	6	4	5	9	9	10	7	1	1	2
				161 (12.4)								21 (1.5)				
昭和49年	1,231	768 (62.4)	162 (13.2)	148 (12.0)								18 (1.5)				

（注）（ ）内は，百分比を示す。

第１—22表　人口に対する死者数の割合

率の高い都道府県 都道府県	人口（千人）	死者数（人）	人口10万人に対する割合	率の低い都道府県 都道府県	人口（千人）	死者数（人）	人口10万人に対する割合
愛知県	1,465	45	3.07	京都府	2,425	18	0.74
群馬県	1,756	45	2.56	熊本県	1,715	13	0.76
北海道	5,338	135	2.53	佐賀県	837	7	0.84
山口県	1,555	36	2.32	静岡県	3,309	31	0.94
青森県	1,469	34	2.31	宮崎県	1,085	11	1.01

死者発生状況

旅館・ホテル	宿泊所	寄宿舎	下宿	映画館	店舗	飲食店	ナイトクラブ	遊技場	福祉施設	病院	事務所	作業所	工場	倉庫	物置・小屋	養畜舎	神社・仏閣	複合用途	その他
1		10			3	3	1	1	1	4	3	11	17	4	16	3	4	1	9
4	2	11	2	1	3	3		1	2	3		2			3	1		14	4
						1												6	1
																		1	
1																		1	
2																			
																		1	
8 (0.6)	2 (0.2)	21 (1.6)	2 (0.2)	1 (0.1)	6 (0.5)	7 (0.5)	1 (0.1)	2 (0.2)	3 (0.2)	7 (0.5)	3 (0.2)	13 (1.0)	17 (1.3)	4 (0.3)	19 (1.5)	4 (0.3)	4 (0.3)	24 (1.8)	14 (1.1)
4 (0.3)	4 (0.3)				14 (1.1)		1 (0.1)			6 (0.5)	12 (1.0)	16 (1.3)		11 (0.9)	19 (1.5)		6 (0.5)		42 (3.4)

人で，全体の9.02％を占め，次いで北海道135人，神奈川県90人，大阪府87人，愛知県82人，埼玉県76人と続いている。

一方，死者の少ない県は，佐賀県が7人と最も少なく，次いで福井県8人，以下宮崎県，島根県が11人となっている。

次に，人口10万人当たりの死者発生状況をみると，全国平均は1.50人（前年1.50人）で，これを都道府県別にみると，第1—22表に示すように，愛媛県が3.07人で最も多く，以下群馬県2.56人，北海道2.53人，山口県2.32人，青森県2.31人，山形県2.30人と続いている。

一方，低い県は，京都府が0.74人と最も低く，以下熊本県0.76人，佐賀県0.84人，静岡県0.94人，宮崎県1.01人となっている。

（エ） 建物用途別の死者発生状況

建物用途別の死者発生状況は，第1—23表のとおりで専用住宅が最も多く789人で建物火災全体の60.9％を占め，前年と比較し，死者数は21人増加した。

次に建物の階層別死者発生状況は，1階での死者が最も多く915人で全体の70.6％を占め，以下2階334人で25.8％，3階32人で2.5％と続いている。

第1—24表　建物構造別の死者発生状況

区分	計	建物火災				
		木造	防火構造	簡易耐火構造	耐火構造	その他の構造
1階	915	763	85	33	33	1
2階	334	192	83	32	26	1
3階	32	2		3	27	
4階	8				8	
5階	2			1	1	
6階	2			2		
7階	1				1	
11階	1				1	
20階	1				1	
計	1,296 (100)	957 (73.8)	168 (12.9)	71 (5.5)	98 (7.6)	2 (0.2)
昭和49年	1,231 (100)	964 (78.3)	131 (10.7)	46 (3.7)	90 (7.3)	0

（注）（ ）内は，百分比を示す。

また，専用住宅では死者789人の87.5％に当たる690人が，共同住宅では死者163人の41.7％に当たる68人が1階で死亡している。

2階以上での死者については，併用共同住宅では死者のすべてが2階以上で発生しており，次いで複合用途建物では95.8％，併用住宅では59.6％，共同住宅では58.3％と続き，これらの用途の建物では2階以上の階における死者発生の危険性が高いことを示している。

死者の発生した建物を構造別にみると，第1—24表に示すように木造が最も多く957人で73.8％を占め，次いで防火構造168人で12.9％，耐火構造98人で7.6％，簡易耐火構造71人で5.5％となっている。

（オ） 死亡原因

火災による死者の死因は，自殺によるものを除くと第1—25表で示すように火傷による死者が713人で54.8％を占め，次いで一酸化炭素中毒及び窒息による死者が517人で39.8％と続いている。このほかに放火自殺による死者が374人で全死者数の22.3％となっている。

なお，火傷死の中には，実際には一酸化炭素中毒が死因であったもの，あ

第1—25表　死因別死者発生状況

年別＼区分	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲骨折等	不明	その他	大阪ガス爆発	船舶衝突火災	小計	自殺	総計
43	685 (64.3)	346 (32.4)	14 (1.3)	4 (0.4)	17 (1.6)			1,066 (100)	94 〔8.1〕	1,160
44	793 (65.6)	372 (30.8)	16 (1.3)	4 (0.3)	23 (2.0)			1,208 (100)	126 〔9.5〕	1,334
45	785 (54.1)	541 (37.3)	8 (0.6)	10 (0.7)	32 (2.2)	74 (5.1)		1,450 (100)	145 〔9.1〕	1,595
46	654 (51.7)	521 (41.3)	16 (1.3)	8 (0.6)	64 (5.1)			1,263 (100)	220 〔14.8〕	1,483
47	625 (42.5)	790 (53.7)	16 (1.1)	4 (0.3)	36 (2.4)			1,471 (100)	201 〔12.0〕	1,672
48	684 (43.1)	866 (54.6)	14 (0.9)	7 (0.4)	15 (1.0)			1,586 (100)	284 〔15.2〕	1,870
49	465 (35.1)	787 (59.5)	4 (0.3)	14 (1.1)	20 (1.5)		33 (2.5)	1,323 (100)	323 〔19.6〕	1,646
50	517 (39.8)	713 (54.8)	9 (0.7)	24 (1.9)	37 (2.8)			1,300 (100)	374 〔22.3〕	1,674

（注）（ ）内は，百分比を示す。また〔 〕内は，総計に対する自殺の百分比を示す。

るいは一酸化炭素中毒で失神状態にあって火傷死に至ったものもかなり多く含まれているものと考えられる。

（カ） 死に至った経過

死に至った経過をみると，第1—26表に示すとおりであり，このうち就寝中の死者は646人（前年526人）で全体の38.6%（前年32.0%）となっている。この内訳をみると，最も多いのが逃げ遅れの257人で39.8%，次に病気のため体の自由がきかず逃げられなかったもの136人で21.1%，熟睡していて火災に気づかなかったもの127人で19.7%，泥酔のため火災に気づかなかったり，逃げられなかったもの97人で15.0%となっている。

このうち最も多い逃げ遅れを更に分類すると，火災に気づいた時はすでに火煙が充満していて逃げられなかったものが146人で56.8%，乳幼児のため自力で避難できなかったもの68人で26.5%となっており，以下着衣に着火し死に至ったもの22人，いったん避難したが物品を取りに戻ったため死に至ったもの11人，家族を助けに戻ったため死に至ったもの10人となっている。

起床中の死者は，517人（前年618人）で全体の30.9%（前年37.5%）となっており，就寝中の場合と同様逃げ遅れによるものが322人で62.3%，次いで，病気のため避難できなかったものが59人で11.4%，火あそび，たき火がそれぞれ22人となっている。逃げ遅れたものを更に分類すると，着衣に着火し消火しきれず死亡したもの133人で41.3%，次いで火災に気づいたときはすでに火煙が充満していて逃げ遅れたもの116人で36.0%，乳幼児のため自力で避難できなかったもの47人で14.6%，いったん避難したが物品を取りに戻ったため死亡したもの14人で4.3%，家族を助けに戻ったため死亡したもの12人で3.7%となっている。

次に，年齢別に死に至った経過をみると，死者の最も多い高齢者（61才以上）では，638人（前年611人）のうち病気による場合が最も多く163人で25.5%を占め，この中には，寝たきり老人の死者が多数含まれているものと思われる。次いで火災に気づいたときはすでに火煙が充満して逃げ遅れたものが135人で21.2%，着衣に着火し消火しきれず死亡したもの122人で19.1%の順となっている。なお，この年齢層が病気により逃げられず死に至ったも

第1—26表 死に至った経過と年齢別の状況

| 区分 | 計 | 就寝中 | | | | | | | | | | 起床中 | | | | | | | | | | 作業中 | | | | | | | | | |

の，着衣に着火し消火しきれず死に至ったものが全体のうちそれぞれ83.6%，78.7%とその大部分を占めているのが大きな特徴である。

また，乳幼児（5歳以下）の死者170人（前年162人）は，全体の10.2%を占め，そのうち幼児のため逃げ遅れたものが就寝中64人（37.6%），起床中44人（25.9%）となっており，出火時近くに保護者がいなかったため逃げだすことができず死に至ったものと考えられる。

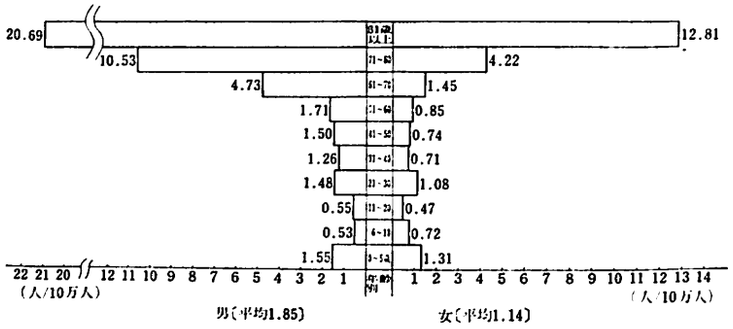
更に青年層（21歳～30歳）では，254人のうち120人，47.2%（前年103人，42.6%），31歳～40歳では175人のうち84人，48%（前年85人，44.5%）と自殺による死者がこの年齢層の約半数を占めているのが大きな特徴であり，自殺による死者が年々増加の傾向にある。

（キ） 老人と死者

火災による死者を年齢別にみると，61歳以上の高齢者が638人（前年611人）で38.1%（前年35.7%）を占めている。

これを年齢別人口10万人当たりの死者数についてみると，第1—27図に示すとおり81歳以上を最高に71～80歳，61～70歳の順で上位を占めている。

第1—27図　昭和50年年齢別の人口10万人当たりの死者数



61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口数と比較してみると，第1—28表に示すとおり，高齢者の人口は，昭和44年の指数を100とすると，昭和50年は123であるのに対し，死者数は，昭和44年の100に対し，昭和50年は127となり，人口の増加と比較し，依然として増加の傾向にある。

このように高齢者の人口増加率以上に死者の発生率が高い要因の一つとし

第1—28表　高齢者（61歳以上）の人口と死者数

年別	人口		死者数		人口10万人当たりの死者数	
	人口（千人）A	指数	死者（人）B	指数	B／A（人／10万人）	指数
44	9,992	100	501	100	5.01	100
45	10,224	102	586	117	5.73	114
46	10,602	106	564	113	5.32	106
47	11,029	110	579	116	5.25	105
48	11,373	114	667	133	5.86	117
49	11,754	118	611	122	5.20	104
50	12,246	123	638	127	5.20	104

（注） 人口は，総理府統計局調査による推計人口による。

ては家族構成，特に核家族化の傾向に伴い高齢者のみの世帯数が増えていることなどが考えられる。

なお，60歳以上の高齢者のみの世帯数は，第1—29表に示すとおり，昭和44年を100（指数）とした場合，昭和50年では160に増えており，総世帯数の増加率よりかなり高い率を示し，この傾向は今後も続くものと考えられ，高齢者を火災から守るための関係行政機関はもとより地域社会が一体となったきめのこまかな対策を推進する必要がある。

第1—29表　60歳以上の高齢者のみの世帯数

年別	総世帯数		60歳以上の高齢者のみの世帯数		比率	
	世帯数（千世帯） A	指数	世帯数（千世帯） B	指数	A／B（%）	指数
44	29,009	100	1,116	100	4.2	100
45	29,887	103	1,301	117	4.4	105
46	30,861	106	1,366	122	4.4	105
47	31,925	110	1,502	135	4.7	112
48	32,314	111	1,661	149	5.1	121
49	32,731	113	1,682	151	5.1	121
50	32,877	113	1,786	160	5.4	129

（注） 世帯数の44～46年はその年の9月1日，47～49年はその年の6月1日現在数である。ただし，昭和45年は推定数である。（厚生省調べ）

（ク） 1件で3人以上の死者を出した火災

1件で3人以上の死者を出した火災は，昭和50年中に39件（前年42件）発生し，これによる死者は140人（前年178人）で全体の8.4%（前年10.8%）を占めている。

この件数を都道府県別にみると，愛媛県が4件（18人）で最も多く次いで東京都3件（14人），大阪府3件（11人）の順となっており，前年より件数，死者数とも減少している。また死者数については，愛媛県の18人（4件）を最高に東京都14人（3件），大阪府11人（3件），岡山県，山口県がそれぞれ10人（3件）の順となっている。

1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別ごとの発生状況は，第1—30表に示すように建物火災によるものが38件（97.4%）で137人（97.9%）と大部分を占めている。

第1—30表　1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

区分		計	3人	4人	5人	6人	8人
計		39(140)	23(69)	13(52)	1(5)	1(6)	1(8)
建物火災	全焼	29(105)	17(51)	10(40)	—	1(6)	1(8)
	半焼	4(16)	1(3)	2(8)	1(5)	—	—
	部分焼	5(16)	4(12)	1(4)	—	—	—
林野火災		—	—	—	—	—	—
車両火災		—	—	—	—	—	—
船舶火災		—	—	—	—	—	—
航空機火災		—	—	—	—	—	—
その他の火災		1(3)	1(3)	—	—	—	—

（注）（ ）内は，死者数を示す。

時間別発生状況をみると，第1—31表に示すとおり2時台の18人を最高に，死者数，件数ともに就寝時間帯で多く発生している。

建物用途別の死者発生状況は，第1—32表で示すように専用住宅における死者が38.5%を占め最も多く，次いで併用住宅24.8%，共同住宅14.6%と続いている。

第1—31表　1件で3人以上の死者を出した火災の時間別発生状況

区分	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
出火件数	4	4	5	4	3	1	2	2	—	1	—	2	—
死者数	15	12	18	17	10	3	7	7	—	3	—	6	—

区分	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	計
出火件数	1	—	2	1	1	—	1	—	—	2	2	1	39
死者数	3	—	7	8	3	—	4	—	—	7	7	3	140

第1—32表　1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別発生状況

区分	火災件数	死者数	専用住宅	共同住宅	寄宿舎	ホテル	工場	併用住宅 工場	併用住宅 事務所	併用住宅 店舗	併用住宅 作業所	併用住宅 納屋	併用住宅 店舗	併用住宅 作業所	物置	複合用途
								併用住宅					併用共同住宅			
計	38	137	45	20	3	4	8	6	3	15	6	4	3	6	3	11
								34					9			
1階	29	59	29	5	—	—	8	—	1	6	3	—	—	—	3	—
2階	6	70	16	15	3	1	—	6	2	9	3	—	3	6	—	6
3階	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
5階	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
6階	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

エ 出火原因

昭和50年における出火原因別の出火件数は，第1—33表のとおりである。

第1—33表　昭和50年出火原因別出火件数

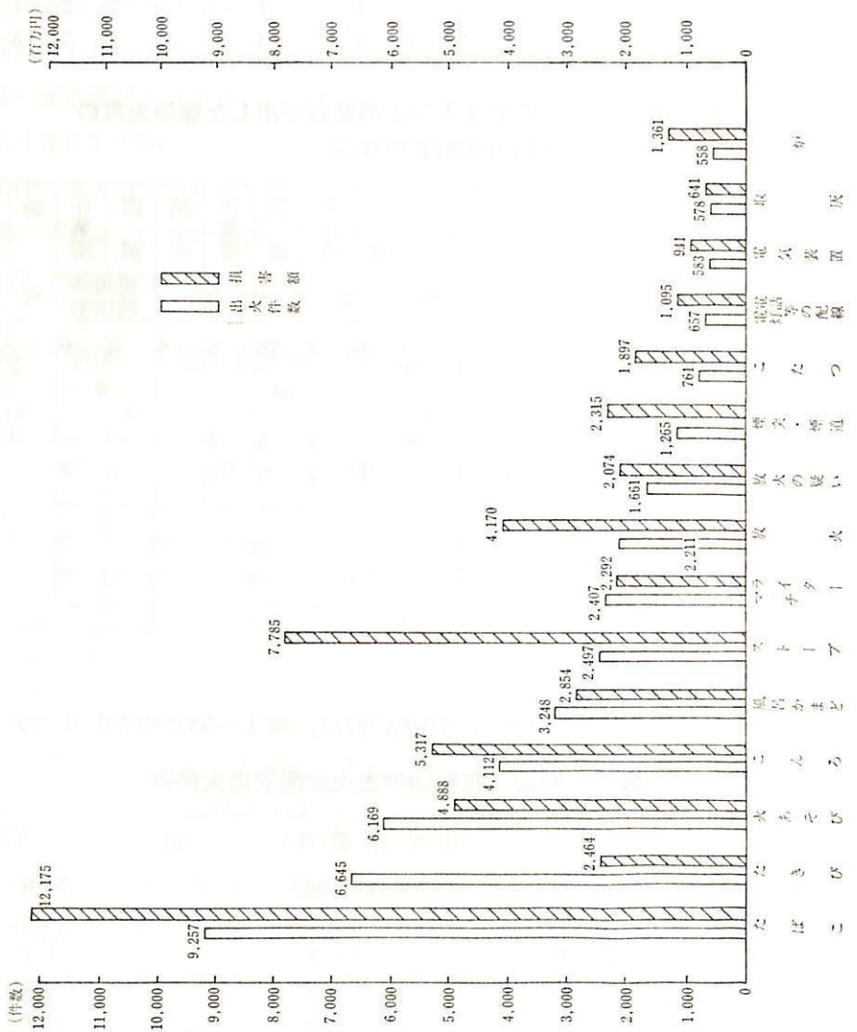
区分	出火件数(件)	割合(%)
失火	49,100	78.9
放火，放火の疑い	3,872	6.2
自然発火・再燃	1,050	1.7
天災，地変	372	0.6
不明	7,818	12.6
計	62,212	100.0

昭和50年の出火件数62,212件のうち，失火が49,100件（78.9%）で，火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

（ア）「たばこ」による火災が相変らず首位

出火原因別の出火件数及び損害額をみると，第１—34図のとおりである。

第１—34図　出火原因別出火件数及び損害額

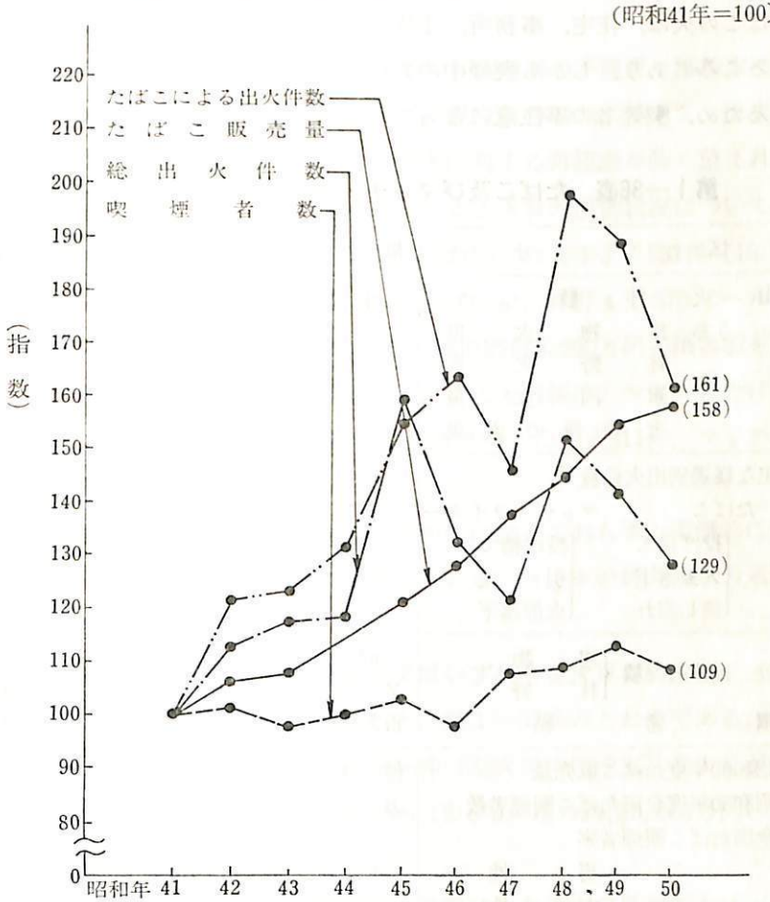


たばこによるものが9,257件と全火災件数の14.9%（前年15.9%）を占め，例年どおり首位となっており，またその比率は年毎に漸増の傾向にあったが昭和50年は減少している。次いで，たき火の6,645件で10.7%（前年11.9%），火あそびの6,169件で9.9%（前年8.5%），こんろの4,112件で6.6%（前年5.9%），風呂かまどの3,248件で5.2%（前年4.8%）の順となっている。

たばこによる出火件数とたばこの販売量の推移をみると，第１—35図のとおりである。たばこ販売量の増加とともに出火件数も増加する傾向にある

第１—35図　たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移

（昭和41年＝100）



（注）　たばこ販売量及び喫煙者数については専売公社の資料による。

が，昭和50年においては，たばこ販売量の伸びに反し，たばこによる出火件数は減少している。

たばこによる火災の損害状況をみると，建物17万7,238㎡，林野６万1,699アールを焼失し，121億7,500万円の損害を出している。

たばこによる火災は，我が国では最も多いが，アメリカ，カナダなどの諸国においても出火原因の上位を占めている。昭和50年度においては，全国で3,388万人（国民３人に１人の割合）の愛煙家が毎日１人当たり男約24本，女約17本で総計2,902億本のたばこを消費している。

たばこの火は，住宅，事務所，工場等の建物の中や山林，自動車の中等いたるところにあり，しかも喫煙中のたばこの温度は約700度にも達するものであるため，喫煙者の不注意によって，多くの火災をひき起こす結果となっ

第１—36表　たばこ及びマッチ・ライターによる損害状況

区分	単位	たばこ	マッチ・ライター
出火件数	件	9,257	2,407
うち建物火災		4,287	1,173
林野火災		1,326	491
車両火災		438	99
その他の火災		3,206	644
主な経過別出火件数	件		
たばこ　投げ捨て		5,553	
たばこ　火源落下		1,235	
たばこ　消し忘れ		895	
マッチ・ライター　投げ捨て			789
マッチ・ライター　引火			311
マッチ・ライター　火源落下			99
焼損面積　建物	㎡	177,238	45,607
焼損面積　林野	アール	61,699	40,870
損害額	百万円	12,175	2,292
昭和50年度たばこ販売量	億本	2,902	
昭和50年度全国たばこ喫煙者数	万人	3,388	
全国たばこ喫煙者率			
男性	%	76.2	
女性		15.1	

（注）　昭和50年度たばこ販売量以下の数字は，専売公社の資料による。

ている。

たばこによる火災の損害状況は，第１—36表のとおりである。建物火災が最も多く4,287件（46.3%）で，林野火災は1,326件（14.3%）となっている。また，これを経過別にみると，投げ捨てによるものが最も多く5,553件（60.0%）となっている。屋内での床上への投げ捨て，列車，バス等の乗り物の窓からの投げ捨て，山林の中での枯草への投げ捨て等しばしば見受けられるが，火災の危険性を思えば社会的罪悪というべきであろう。次いで，放置していたたばこが落下したもの1,235件（13.3%），消し忘れによるもの895件（9.7%）の順となっている。

このように，たばこによる火災はいずれも喫煙者の不注意，不始末によって生じているものであり，今後のたばこの販売量の増加に伴って，出火件数が増加することがないよう，喫煙者の防火に対する再認識が強く望まれる。

たばこに関連して，マッチ・ライターによる火災の損害状況についてみると第１—36表のとおりである。昭和50年においては前年より531件（18.1%）減少し2,407件の火災が発生し，建物４万5,607㎡，林野４万870アールを焼失し，前年より５億2,100万円（18.5%）減の22億9,200万円の損害額を出している。主な経過別出火件数をみると，たばこと同様に，マッチの投げ捨てが789件（32.8%）で最も多く，次いで，ガス等への引火311件，マッチの火の落下99件の順となっている。

消したと思って投げ捨てたマッチの火が実は消えておらず，可燃物に着火したり，漏油に引火する例はよく見受けられる。マッチの燃えかすの処理には，十分な注意が必要である。

（イ）　たき火及び火あそびによる火災はいずれも全火災の約１割

たき火による火災の損害状況をみると，第１—37表のとおりである。前年に比べ1,396件（17.4%）減少して6,645件（全火災の10.7%）の火災が発生したが，損害額については，6,300万円（2.6%）増の24億6,400万円となっている。

たき火による火災の主な経過別の出火件数は，たき火の延焼拡大によるものが4,747件で最も多く，次いで，火の紛の飛火によるもの1,680件となって

第１—37表　たき火及び火あそびによる損害状況

区　　分	単　位	た　　き　　火		火　あ　そ　び	
出火件数	件		6,645		6,169
発火源別内訳		たきびの延焼拡大	4,747	マ　ッ　チ	4,804
		火の粉の飛火	1,680	花　　火	249
		虫　焼　火	218	ライター	230
建物焼損面積	㎡		62,197		124,590
林野焼損面積	アール		62,458		24,659
損　害　額	百万円		2,464		4,888

いる。たき火による火災の25％は林野において発生しており，ハイカーや林業労務者，工事現場作業員等のたき火により火災になった例が多い。

次に，火あそびによる火災の損害状況をみると，第１—37表のとおりである。前年に比べ403件（7.0％）増加して6,169件（全火災の9.9％）の火災が発生し，損害額については，７億円（16.7％）増の48億8,800万円の損害である。

火あそびによる火災の主な経過別の出火件数は，マッチによるものが4,804件（77.9％）で最も多く，次いで，花火249件，ライター230件の順となっている。

マッチによる火あそびが非常に多いことは，保護者等おとな自身にも問題があり，子供の手の届くところにはマッチを置かないように配慮するほか，火の取扱い方について子供に対し更に適切な指導，監督を行うべきである。

（ウ）　石油ストーブの火災が目立つ

ストーブによる火災の損害状況をみると，第１—38表のとおりである。前年に比べ118件（4.5％）減少して，2,497件の火災が発生したが，損害額については，４億5,900万円（6.3％）増加して77億8,500万円となっている。

ストーブによる火災のうちでは，石油ストーブによるものが最も多く，1,830件（73.3％）を占めている。これは近年暖房器具として石油ストーブが著しく普及し，一般家庭や事業所などで広く使用されるようになったことに起因している。

また，石油ストーブ以外のストーブによる出火件数は，電気ストーブ，ガスストーブ（都市ガス，プロパンガス），まきストーブ，石炭ストーブの順となっている。次に，ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると，引火，ふく射によるものが573件と最も多い。これには，石油ストーブのそばで灯油等を取り扱ったため引火したもの，ゴム管の差しこみのゆるみ，老朽化，きれつ等によってガスが漏れ，これに引火して火災となったもの又はストーブをカーテンやふすま，棚等の燃えやすい物の近くで使用したため，ふく射熱によって火災となったもの等が多い。次に可燃物の接触・落下によるものが509件となっており，これにはストーブの上に干していた洗濯物が落下して火災となった例がある。器具の整備，点検を十分行うとともに，適切な場所，適正な方法で使用し，取扱いに慎重を期すことが望まれる。

第１—38表　ストーブによる損害状況

区　　分	単　位	昭和50年
出　火　件　数	件	2,497
うち　石油ストーブ		1,830
電気　〃		265
ガス　〃		176
まき　〃		161
石炭　〃		65
主な経過別出火件数	件	
うち　引火・ふく射		573
可燃物の接触・落下		509
使用方法の誤り		216
消し忘れ		179
調整不良		159
転　　倒		133
建物焼損面積	㎡	150,903
損　害　額	百万円	7,785
石油ストーブ普及率	％	88.4
灯油販売量	万kl	2,126

（エ）　ガス使用器具の火災は減少

近年，プロパンガスの普及，家庭用ガス器具の使用の増加に伴いガス使用

器具等による出火件数は，昭和48年まで増加の傾向にあったが，総出火件数の減少に伴い昭和50年は前年より更に53件（0.7%）減少して7,386件（全火災の11.9%）の火災が発生している。ガス使用器具及び施設の火災件数の推移をみると，第1—39表のとおりである。昭和46年を基準とした場合，昭和50年には風呂かまど1.3倍，コンロ1.2倍と増加している。また，都市ガスとプロパンガスの別で見ると，プロパンガスによる火災件数の割合が大きくなっている。

第1—39表　ガス使用器具及び施設の火災件数の推移

区分＼年	46	47	48	49			50		
				都市ガス	プロパンガス	計	都市ガス	プロパンガス	計
コンロ	2,884	3,081	3,454	1,349	2,013	3,362	1,479	2,088	3,567
ストーブ	270	224	291	142	94	236	115	72	187
風呂かまど	1,564	1,824	2,076	1,151	873	2,024	1,107	985	2,092
湯沸かし器	578	657	732	321	341	662	287	314	601
工業用・営業用炉	137	90	113	26	50	76	18	42	60
かまど	28	23	23	10	7	17	3	12	15
その他	1,672	1,618	1,771	350	712	1,062	250	614	864
計	7,133	7,517	8,460	3,349	4,090	7,439	3,259	4,127	7,386

ガス使用器具のうちでは，コンロによる火災が最も多く3,567件（48.3%）となっていて，前年より205件（6.1%）増加している。そのうち都市ガスとプロパンガスの構成比をみると，都市ガス41.5%，プロパンガス58.5%となっている。

次に，出火件数の多いのはガスを使用した風呂かまどで，前年より68件（3.4%）増加して2,092件となっていて，そのうち都市ガスとプロパンガスの構成比は，都市ガス52.9%，プロパンガス47.1%となっている。

これらは，ガス漏れやコック，バルブの閉じ忘れによる引火，ふく射熱による壁体の過熱等によって火災が発生した例が多い。また，プロパンガスは空気よりも重く，都市ガスに比べて着臭の度合が薄いため，ガス漏れがあっても気づきにくい特性を有しているので，火災の危険性が大きい。

3番目に出火件数の多いのは，ガス湯沸かし器の601件である。近年，家庭用の風呂や炊事用又はセントラルヒーティング用のガス湯沸かし器が著しく普及し，昭和50年の普及率は66.9%に達しているが，出火件数は，ガス使用器具全体の件数の減少に伴い，昭和49年，昭和50年と減少している。長時間使用した湯沸かし器の内部にススがたまり，内部にこもった熱によって器具の裏側とこれに面した壁が過熱し火災となった例がある。

このように，近年，ガス使用器具及び施設の火災件数は全火災件数の1割強を占めている。いうまでもなく，ガスによる火災が発生した場合には，一時に多数の人命を失うおそれがある。これを防止するには，ガスを使用する一般家庭に対してガスの危険性及びガスの取扱いに関する知識を普及させ，

第1—40表　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

区分	単位	放火	放火の疑い	計
出火件数	件	2,211	1,661	3,872
うちマッチによるもの		1,178	782	1,960
たばこによるもの		43	44	87
ライターによるもの		179	91	270
損害額	百万円	4,170	2,074	6,244
放火罪認知件数	件		1,600	
放火犯検挙人員	人		736	
触法少年補導人員(13歳以下)			262	
検挙人員の年齢別内訳				
14歳～19歳			125	
20歳～24歳			84	
25歳～29歳			109	
30歳～39歳			199	
40歳～49歳			136	
50歳以上			83	

（注）1. 放火罪認知件数以下の数字は，警察庁の資料による。
2. 認知件数とは，警察において認知した犯罪と思料される事件数をいう。
3. 検挙人員とは，警察において検挙した事件（解決事件に係る者を除く。）の被疑者の数をいう。
4. 触法少年補導人員とは，警察において触法少年として補導した少年の数をいう。

また，業者の保安サービスの徹底，安全性確保のための器具の改良などに十分な対策をたてる必要がある。

（オ） 放火及び放火の疑いによる火災は減少

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況をみると，第１—40表のとおり出火件数3,872件（放火の疑いを含む。），損害額62億4,400万円となっている。前年に比べて出火件数は30件（0.8%）減少，損害額は９億6,600万円（13.4%）減少している。

放火による火災を発火源別にみると，マッチによるもの（放火1,178件，放火の疑い782件）が最も多い。

ところで，全国の都道府県警察において放火犯罪として認知した件数は1,600件で，検挙人員数及び触法少年補導人員数は998人となっている。これを年齢別にみると，13歳以下の者が262人で最も多く，次いで30歳以上39歳以下の者が199人となっており，24歳以下の青少年が471人と全体の47.2%で約半数を占めている。また，学校火災には放火によるものが多く，昭和50年において学校火災は455件発生し，そのうち放火によるもの69件，放火の疑い54件となっており，出火原因の首位を占めている。

オ 火災種別ごとの状況

（ア） 建物火災

a 建物火災は１日に105件，14分ごとに１件

昭和50年における建物火災の出火件数は，総出火件数の61.8%に相当する38,455件であり，１日に105件，14分ごとに１件の割合で発生したことになる。

建物火災の出火件数は，昭和48年を除き，昭和44年から横バイとなっており（第１—５表参照），昭和50年は前年に比べて688件（1.8%）減少している。次に，月別の建物火災の出火件数をみると，第１—41表のとおりである。３月の4,490件を最高に，12月4,101件，１月3,965件，２月3,814件と冬季から春先にかけて多く発生している。建物火災の損害額は1,064億2,800万円（総火災損害額の96.6%）に達し，208万㎡の建物が灰になった。

(a) 住宅の火災が51%

第１—41表 昭和50年月別建物火災出火件数

区分＼月別	1	2	3	4	5	6	7
件数	3,965	3,814	4,490	3,426	2,941	2,371	2,679
割合(%)	10.3	9.9	11.7	8.9	7.6	6.2	7.0

区分＼月別	8	9	10	11	12	計
件数	2,783	2,468	2,543	2,874	4,101	38,455
割合(%)	7.2	6.4	6.6	7.5	10.7	100.0

第１—42表 用途別建物火災の損害状況

用途別＼損害状況	出火件数 昭和50年（件）	出火件数 昭和49年（件）	出火件数 増減率（%）	焼損面積（㎡）	損害額（百万円）
居住	19,436	19,277	0.8	754,996	32,959
劇場・興行場	169	185	△ 8.6	18,561	1,211
百貨店・マーケット	124	147	△15.6	8,950	686
旅館・ホテル	354	392	△ 9.7	35,473	2,519
病院・診療所	210	264	△20.5	6,248	392
社会福祉施設	71	90	△21.1	1,490	43
学校	455	471	△ 3.4	64,906	1,626
神社・寺院	216	218	△ 0.9	14,430	1,639
浴場	85	89	△ 4.5	5,888	263
事務所	812	839	△ 3.2	39,829	1,996
飲食店	1,207	1,234	△ 2.2	66,358	4,298
工場・作業場	5,121	5,747	△10.9	453,969	25,931
倉庫	3,308	3,256	1.6	235,709	10,429
車庫	246	205	20.0	8,522	237
養畜舎	553	696	△20.5	66,517	1,165
官公署	98	97	1.0	4,374	156
その他	5,990	5,936	0.9	296,404	20,878
計	38,455	39,143	△ 1.8	2,082,624	106,428

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると，第１—42表のとおりである。居住建物の出火件数が19,436件で最も多く，全体の50.5%を占めていて，前年に比べ0.8%増加している。次いで，工場・作業場5,121件，倉庫3,308件，飲食店1,207件の順となっている。出火件数を前年に比べてみる

と，居住，倉庫，車庫，官公署の火災は増加しているが，他はのきなみ減少している。

(b) 木造建物の火災が64%

建物火災を火元建物の構造別にみると，第1—43表のとおりである。木造建物からの出火件数は2万4,698件で，建物火災件数の64.2%を占め，次いで防火造建物5,635件（14.7%），耐火造建物3,707件（9.6%），簡易耐火造建物3,183件（8.3%）の順となっている。

第1—43表　火元建物の構造別損害状況

構造物＼年別	昭和45年件数	昭和46年件数	昭和47年件数	昭和48年件数	昭和49年件数	昭和50年 出火件数	延焼率	焼損むね数	1件当たり焼損面積	1件当たり損害額
							(%)		(m²)	(千円)
木造	27,992	27,135	25,933	27,709	25,343	24,698	18.8	34,577	64.2	2,631
防火造	5,518	5,557	5,526	6,086	5,753	5,635	8.9	6,591	30.9	2,510
簡易耐火造	2,307	2,450	2,850	3,601	3,216	3,183	7.0	3,528	60.2	4,352
耐火造	2,944	3,225	3,321	3,811	3,716	3,707	1.8	3,761	16.1	2,048
その他・不明	1,084	1,182	1,238	1,344	1,115	1,232	48.1	1,818	57.9	4,751
計	39,845	39,549	38,868	42,551	39,143	38,455	15.7	50,275	54.2	2,768

これら建物火災について，火元建物以外の別むねに延焼した火災件数の割合（延焼率）を構造別にみると，木造建物では18.8%と出火件数5件のうち1件は別むねに延焼している。以下，防火造建物の8.9%，簡易耐火造建物の7.0%，耐火造建物の1.8%の順となっている。

第1—44表　建て方・構造別住宅むね数（単位：千むね）

建て方別＼構造別	全国 総数	全国 木造	全国 防火木造	全国 非木造	市部 総数	市部 木造	市部 防火木造	市部 非木造
総数	28,731	19,112	5,665	3,954	22,557	13,559	5,129	3,569
1戸建	18,620	14,918	3,035	667	12,820	9,715	2,588	517
長屋建	3,533	2,436	566	531	3,093	2,170	512	411
共同住宅	6,451	1,704	2,034	2,713	6,232	1,630	2,001	2,601
その他	127	54	30	43	112	44	28	40

（注）本表は，昭和48年総理府統計局「住宅統計調査報告」によるものである。

次に，火元建物の構造別に火災1件当たり焼損面積をみると，木造建物が64.2m²と最も大きく，以下，簡易耐火造建物の60.2m²，防火造建物の30.9m²，耐火造建物の16.1m²となっている。

第1—44表は，昭和48年における住宅の建て方及び構造別のむね数を示すものであるが，全国で木造建物は1,911万むねと全体の66.5%を占めており，圧倒的に木造の割合が高い。防火対策上住宅などの不燃化の促進が重要視されるゆえんである。

(c) 中小都市の火災が57%

大都市，その他の都市，町村別の建物火災の出火件数をみると，大都市8,388件(21.8%)，その他の都市2万1,907件(57.0%)，町村8,160件（21.2%）となり，その他の都市，すなわち中小都市における火災が過半数を占めている。また，昭和41年以降の推移をみると，第1—45表のとおりであり，昭和41年を100とした場合の昭和50年の指数は，大都市104，その他の都市117，町村133となっており，町村及びその他の都市の増加が目立っている。しかし，建物火災の出火率は大都市3.7，その他の都市3.6，町村3.0となっており，人口の集中度の高い地域ほど出火率も高い。

第1—45表　市町村別建物出火件数の推移

区分	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年
大都市計	8,056	8,187	8,161	8,615	9,133	8,680	9,291	9,716	8,754	8,388
同上指数	100	102	101	107	113	108	115	121	109	104
その他の都市計	19,548	21,153	20,118	22,176	23,737	23,881	22,511	24,502	22,309	21,907
同上指数	100	113	107	118	126	127	120	130	119	117
町村計	6,525	6,347	6,174	6,862	6,975	6,988	7,066	8,333	8,080	8,160
同上指数	100	104	101	112	114	114	115	136	132	133
全国計	34,614	35,687	34,453	37,653	39,845	39,549	38,863	42,551	39,143	38,455
同上指数	100	108	104	114	121	120	118	129	119	117

（注）昭和47年以降の大都市計には，札幌市，川崎市，福岡市を含む。

(d) 建物火災の52%は小火災

建物火災の出火件数を，損害額及び焼損面積の段階別にみると第1—46表

のとおりである。損害額では，１件の火災につき10万円未満の出火件数が１万9,924件で全体の51.8％を占め，焼損面積では，１件の火災につき50㎡未満の出火件数が２万8,649件で全体の74.5％を占めており，建物火災の過半数は小火災であるといえる。

第１—46表　昭和50年建物火災の損害額，焼損面積，段階別出火件数

損害額	出火件数	焼損面積	出火件数
0　円	2,468	0㎡	17,656
10万円未満	17,456	50㎡未満	10,993
50万円　〃	5,046	100㎡　〃	3,799
100万円　〃	2,264	200㎡　〃	3,427
500万円　〃	6,539	300㎡　〃	1,219
1,000万円　〃	2,425	500㎡　〃	799
2,000万円　〃	1,286	1,000㎡　〃	407
3,000万円　〃	404	2,000㎡　〃	123
5,000万円　〃	285	3,000㎡　〃	19
5,000万円以上	282	3,000㎡以上	13
計	38,455	計	38,455

b　建物火災の原因はたばこによるものが多い

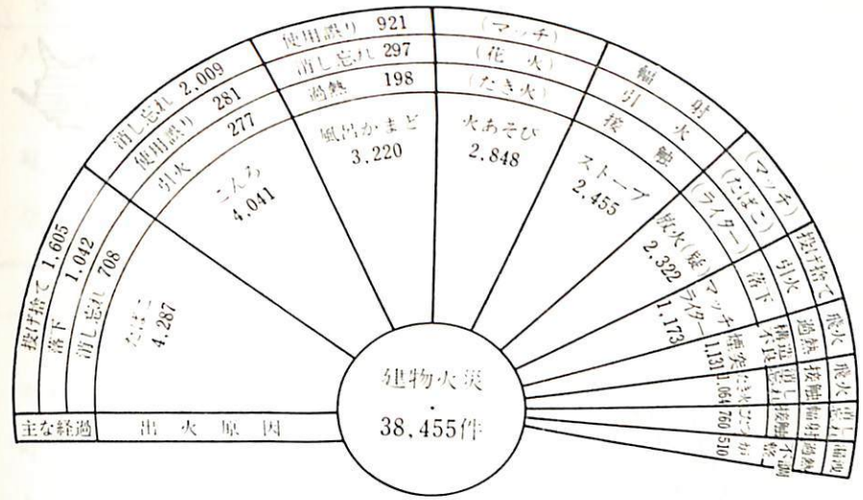
建物火災の出火原因は第１—47表のとおりであり，たばこによるものが4,287件（全体の11.1％）と最も多く，次いで，こんろの4,041件（10.5％），風呂かまど3,220件（8.4％），火あそび2,848件（7.4％）の順となっている。

たばこによる出火件数4,287件のうち1,605件（37.4％）はすいがらの投げ捨てによるものであり，可燃物の上にたばこが落ちたもの1,042件（24.3％），消し忘れたもの708件（16.5％）となっている。たばこに次いで出火件数の多いこんろ，風呂かまど，ストーブについては，消し忘れ，使用方法の誤り，引火，過熱，ふく射熱等によって火災となった例が多い。

c　建物焼損面積は前年より９％減少

建物焼損面積は，前年より20万6,956㎡（9.0％）減少して，208万2,624㎡となった。都道府県別の建物焼損面積は，北海道が14万6,921㎡で最も多く，

第１—47図　昭和50年建物火災の主な出火原因と経過



次いで東京都11万8,285㎡，大阪府10万9,343㎡，愛知県８万6,761㎡，神奈川県８万3,188㎡の順となっている。最も少ないのは沖縄県の１万4,475㎡である。

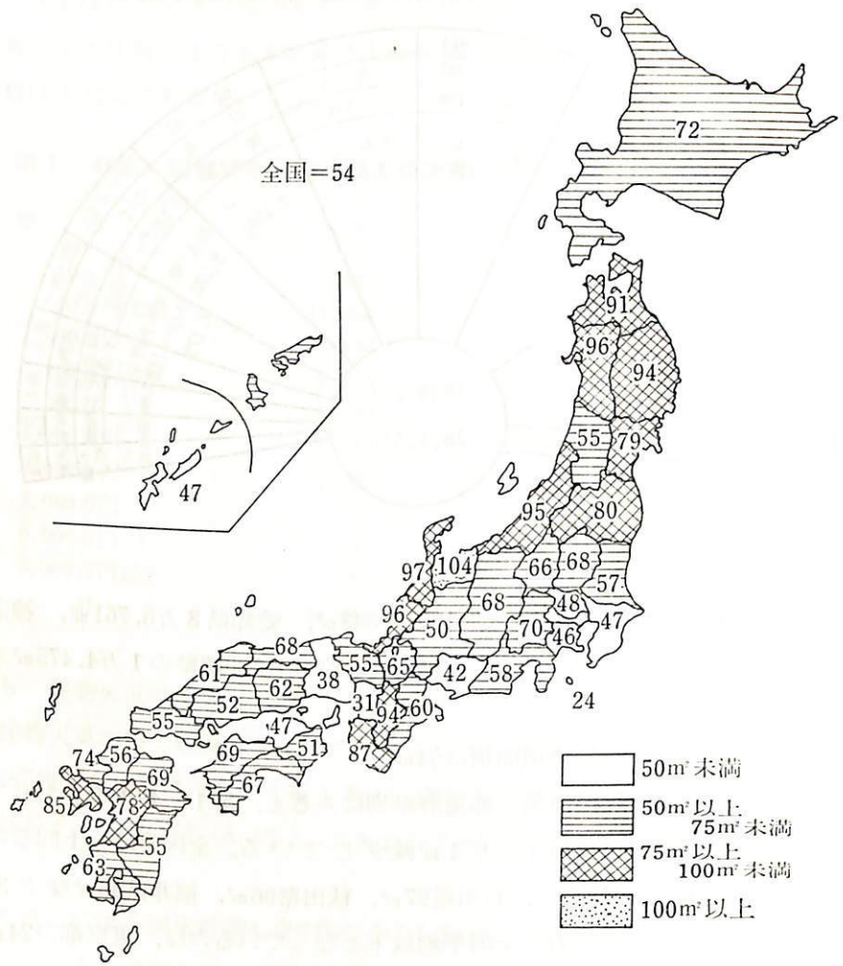
(a)　１件当たりの建物焼損面積は54㎡

火災１件当たりの焼損面積を都道府県別にみると，第１—48表のとおりである。全国平均は54㎡で前年より４㎡減少している。全国平均を上回るのは，富山県の104㎡を最高に，石川県97㎡，秋田県96㎡，福井県96㎡など35道府県となっている。一方，全国平均以下となっているのは，東京都の24㎡を最低に，大阪府31㎡，兵庫県38㎡，愛知県42㎡など12都府県となっている。

(b)　１件当たりの建物焼損面積は町村が大きい

建物焼損面積を大都市，その他の都市，町村別にみると，第１—49表のとおりである。１件当たりの焼損面積は，大都市32㎡，その他の都市50㎡，町村88㎡で，町村は大都市に比べて2.8倍となっている。このような差違は，建物の構造，気象，地勢，都市構造等の影響もあるが，主として，消防力の

第１—48図　都道府県別建物火災１件当たりの焼損面積



格差，すなわち，大都市にあっては，消防機関の組織，人員，施設が充実していることによるものと思われる。また，大都市と町村では，出火から消防機関が火災を覚知するまでに要する時間に差違があることも一因と考えられる。

なお，過去10年間における建物火災１件当たりの焼損面積を大都市，その他の都市，町村別にみると，それぞれ減少しているが，大都市よりもその他

第１—49表　市町村別建物焼損面積の推移（単位：㎡）

区　　分	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年
大都市計	290,296 37	324,350 39	317,786 39	330,412 38	346,660 38
その他の都市計	1,201,868 64	1,264,957 60	1,188,962 59	1,385,818 62	1,467,396 62
町村計	826,391 135	847,663 134	738,925 120	839,321 122	891,733 128
全国計	2,318,555 70	2,436,970 68	2,245,673 65	2,555,551 68	2,705,789 68

区　　分	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年
大都市計	283,733 33	325,133 35	351,332 36	310,208 35	269,503 32
その他の都市計	1,423,575 60	1,303,349 58	1,416,106 58	1,231,947 55	1,091,148 50
町村計	806,720 115	806,003 114	804,262 97	747,425 93	721,973 88
全国計	2,514,028 64	2,434,485 63	2,571,700 60	2,289,580 58	2,082,624 54

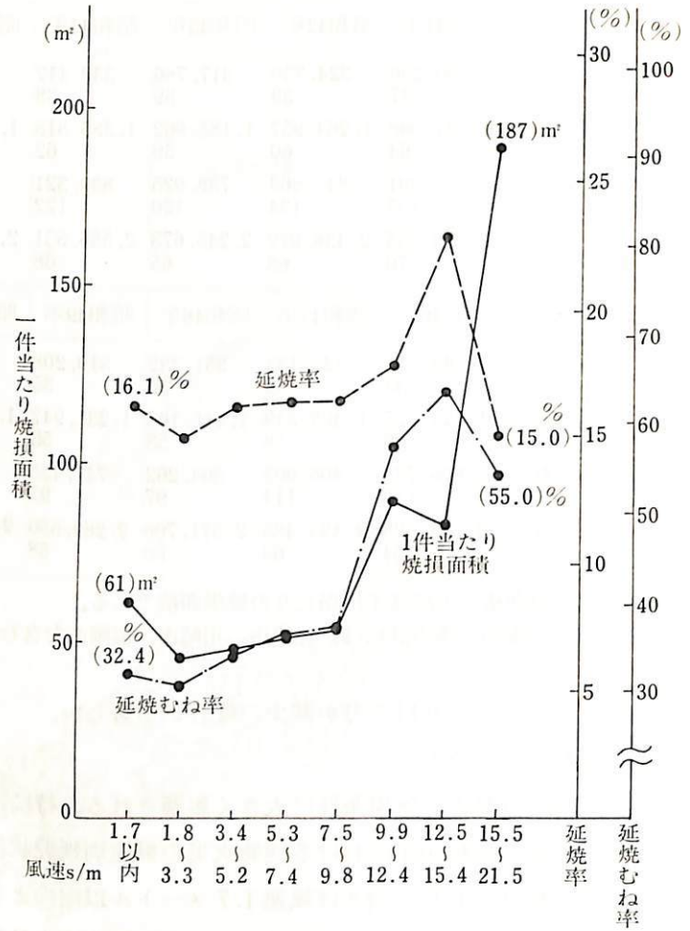
（注）1.　上段は焼損面積，下段は１件当たりの焼損面積である。
　　2.　昭和47年以降の大都市計には，札幌市，川崎市，福岡市を含む。

の都市，その他の都市よりも町村の方が減少の度合いが著しい。

(c)　強風は大火災になりやすい

火災は風速，湿度，気温等の気象条件に大きく影響される。特に，風は延焼と密接な関係がある。昭和50年における建物火災の風速別延焼状況をみると，第１—50図のとおりであり，例えば風速1.7メートル以内のときにおいては，延焼率（火元むね以外の別むねに延焼した火災件数の出火件数に対する割合）は16.1％であるのに対し，風速が9.9メートルから12.4メートルのときには延焼率は17.9％，また，風速が12.5メートルから15.4メートルのときには，延焼率は22.9％に上昇している。また，風と延焼むね率（延焼むね数の火元むね数に対する割合）との関係をみると，風速1.7メートル以内のときには延焼むね率が32.4％であるのに対し，風速が9.9メートルから12.4メートルのときには延焼むね率は57.9％，また，風速が12.5メートルから15.4メートルのときには，延焼むね率は64.7％に上昇している。

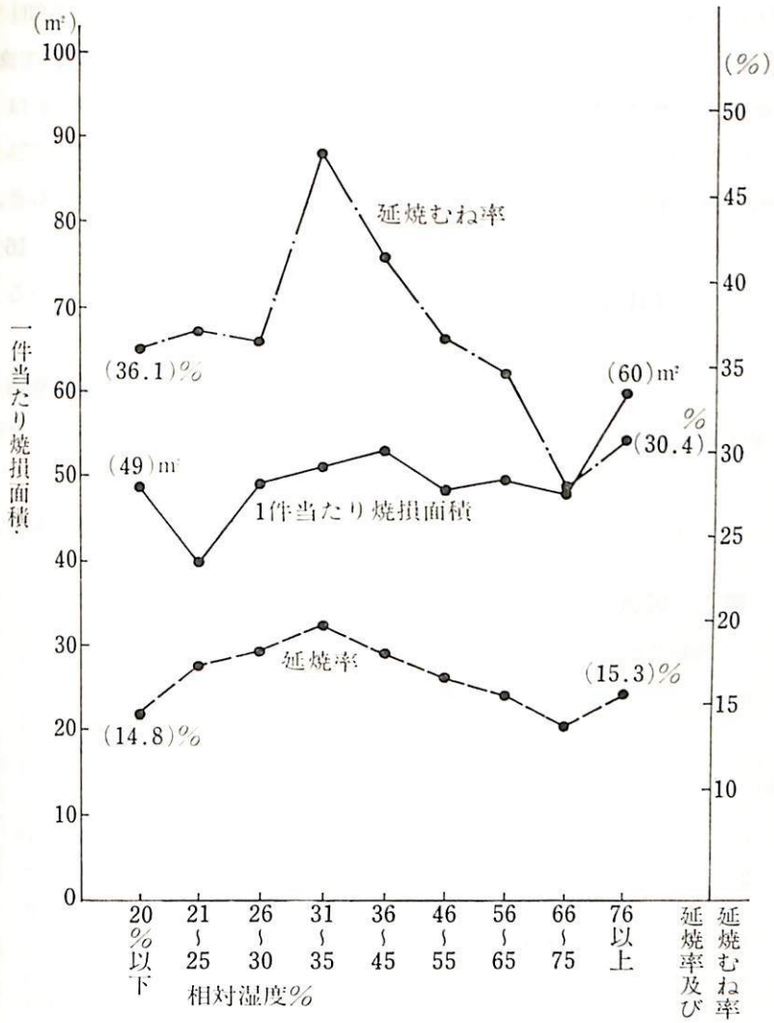
第１—50図　建物火災の風速別延焼状況



また，建物火災の湿度別延焼状況をみると，第１—51図のとおりである。延焼率及び延焼むね率が高くなるのには風速が大きく影響しているので，湿度のみでは直ちに判断し難いが，一般的な傾向として湿度が低いほど延焼率及び延焼むね率が高くなっていると考えられ，この図によると相対湿度が31％から75％の間でその傾向が顕著にみられる。

したがって，湿度が低く，風速が大である気象条件の下では，一たん火災

第１—51図　建物火災の湿度別延焼状況



が発生すると，延焼拡大しやすく人命に与える危険性も高くなるので，このようなときには住民に対する火災警報の周知徹底を図り，たばこの火の始末やその他の火気の取扱いの注意を十分に喚起する必要がある。

(d)　建物火災の53％は覚知後５分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると，第１—52表のとおりである。建物火災３万8,455件のうち通報等によって消防機関が火災を覚知し，消防隊が出動して放水を行った件数は２万1,006件(建物火災の54.6%)である。これを覚知から放水開始までの時間別にみると，覚知後５分以内では１万1,037件（52.5%），覚知後10分以内では１万7,897件(85.2%)となっている。

１件当たりの建物焼損面積を覚知から放水開始までの時間別にみると，昼間においては，１分以内では48.7㎡，６分から10分以内では91.4㎡，16分から20分以内では141.1㎡と時間が経過するほど焼損面積も拡大していることが数字の上からも明らかになっている。

したがって，市町村における消防組織の常備化による初動体制の整備と，早期通報体制の整備によって，火災による損害はかなり減少するものと考えられる。

ちなみに，建物火災の出火件数を覚知方法別にみると，第１—53表のとお

第１—52表　昭和50年建物火災の放水開始時間別焼損状況

焼損状況 / 昼夜別 / 覚知から放水開始まで	火災件数			焼損面積(㎡)一件当たり		放水ポンプ数(台)一件当たり		延焼率(%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
１分	352	219	133	48.7	105.8	3.3	5.1	18.2
２〃	1,202	757	445	74.8	122.4	3.7	4.7	23.1
３〃	2,667	1,588	1,079	75.8	113.6	3.9	4.8	27.2
４〃	3,151	1,938	1,213	77.7	107.6	3.9	4.5	28.7
５〃	3,665	2,235	1,430	75.8	115.1	3.7	4.5	26.2
６～10〃	6,860	4,072	2,788	91.4	110.9	3.8	4.2	26.6
11～15〃	1,511	881	630	109.0	131.6	4.0	4.2	27.8
16～20〃	519	288	231	141.1	134.8	4.1	3.8	25.4
21〃以上	540	288	252	126.8	149.7	3.1	4.0	28.9
不明	539	327	212	54.7	93.7	4.0	5.8	15.8
計	21,006	12,593	8,413	85.0	115.0	3.8	4.5	26.4
全建物火災(放水しなかった火災分を含む。)	38,455			54.2		2.2		15.7

り，火災報知専用電話「119番」によるものが最も多く，大都市では6,823件で全体の81.3%，その他の都市では18,014件で全体の82.2%，町村では5,443件で全体の66.7%を占めている。町村では，火災報知専用電話「119番」によるものが増加する傾向にあるが，いまだ駆け付け通報が209件（2.6%）と都市に比べ多く，消火における初期の貴重な時間が失われている。なお，加入電話等も含めた電話による通報は建物火災出火件数の87.6%を占めている。

第１—53表　昭和50年建物火災の覚知方法別出火件数及び１件当たりの焼損面積

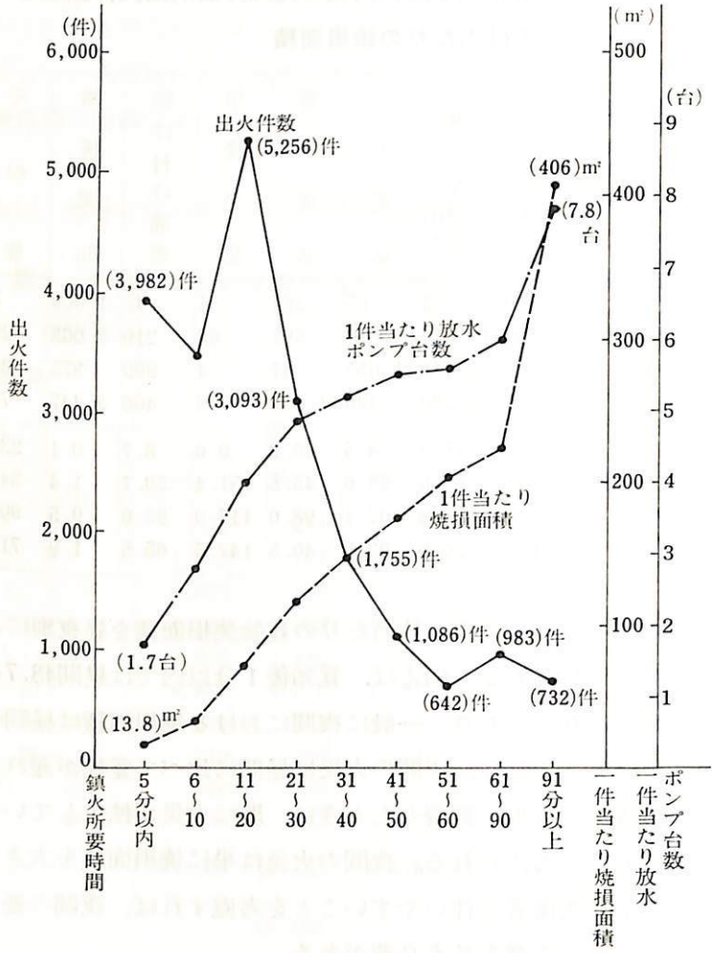
区分 / 覚知方法別		火災報知機	火災報知専用電話(119番)	加入電話	警察電話	望楼発見	駆け付け通報	事後聞知	その他	計
建物出火件数	大都市計	10	6,823	55	394	1	47	1,009	49	8,388
	その他の都市計	60	18,014	610	592	68	210	2,063	290	21,907
	町村計	19	5,443	1,655	87	4	209	375	368	8,160
	全国計	89	30,280	2,320	1,073	73	466	3,447	707	38,455
焼損面積(㎡)一件当たり	大都市計	109.7	37.9	4.5	20.2	0.0	8.7	0.1	23.1	32.1
	その他の都市計	38.3	54.5	65.6	45.5	151.4	50.7	1.4	54.9	49.8
	町村計	48.6	87.9	107.1	98.0	117.0	93.0	9.5	90.2	88.5
	全国計	48.5	56.8	93.8	40.5	147.5	65.5	1.9	71.1	54.2

次に，覚知から放水までの１件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると，第１—52表のとおりである。例えば，覚知後１分以内では昼間48.7㎡に対し夜間は105.8㎡となっており，一般に夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは，夜間の火災は昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため，消防機関が現地に到着したときは，既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。夜間の火災は単に焼損面積を大きくするだけにとどまらず，死傷者を伴いやすいことを考慮すれば，夜間の通報及び防火体制には，一層の注意を払う必要がある。

(e) 建物火災の61%は放水後20分以内で鎮火

消防隊が放水した建物火災２万1,018件について，鎮火所要時間別の件数をみると，第１—54図のとおり放水開始後11分から20分までのものが5,256件で25.0%と最も多い。次いで，５分以内の3,982件，６分から10分までの3,489件の順となっている。20分以内に鎮火した件数は１万2,727件で，全体の60.6%を占めている。鎮火所要時間は都市と町村との間では気象条件，地

第１—54図　建物火災の鎮火所要時間別焼損状況



勢及び消防力等の相違から差異があると考えられるが，全国的にみた場合，建物火災の６割は放水開始後20分以内に鎮火している。

次に，鎮火所要時間別の１件当たりの焼損面積をみると，５分以内が13.8㎡，６分から10分までが38.0㎡，11分から20分までが72.7㎡となっており，鎮火所要時間が長ければ長いほど１件当たりの焼損面積が増加していることが，数字の上からも確認できる。また，１件当たりの放水ポンプ台数をみると，鎮火所要時間が経過するほど放水ポンプ台数も増加している。

d　１件当たりの損害額は町村が多い

建物火災の損害額は，火災による総損害額の96.6%に相当する1,064億2,800万円で，前年より14億6,700万円（1.4%）増加している。

建物火災による損害額を大都市，その他の都市，町村別にみると第１—55表のとおりであり，その他の都市が545億1,600万円で全体の51.2%を占め，大都市261億4,500万円（24.6%），町村257億6,700万円（24.2%）の順となっている。

第１—55表　市町村別建物火災の損害額及び１件当たりの損害額

区分	昭和50年		昭和49年	
	損害額	１件当たりの損害額	損害額	１件当たりの損害額
	(百万円)	(千円)	(百万円)	(千円)
大都市計	26,145	3,117	25,721	2,938
その他の都市計	54,516	2,489	55,369	2,482
町村計	25,767	3,158	23,871	2,954
全国計	106,428	2,768	104,961	2,681

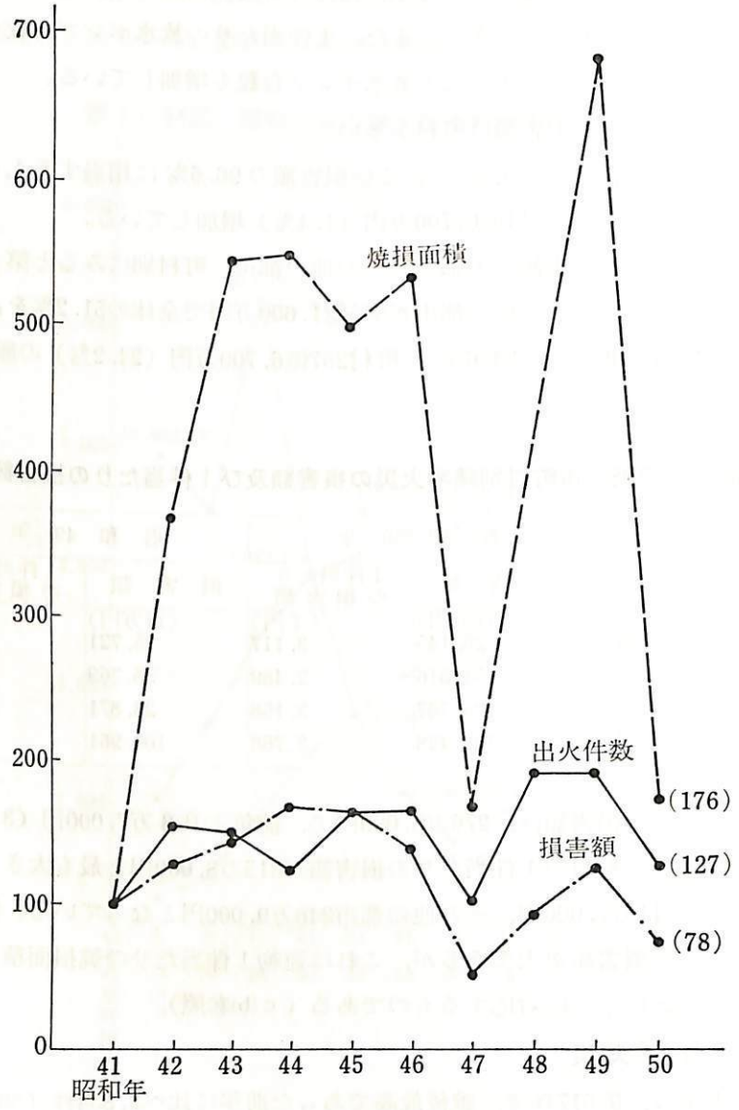
１件当たりの損害額は，276万8,000円で，前年より８万7,000円（3.2%）増加しており，町村の１件当たりの損害額が315万8,000円と最も大きく，以下，大都市311万7,000円，その他の都市248万9,000円となっている。町村の１件当たりの損害額が大であるが，これは建物１件当たりの焼損面積では町村が最も大きいことに対応するものである（c(b)参照）。

（イ）林野火災

林野火災は，5,517件で，戦後最高であった前年に比べ2,834件（33.9%），

死者は30人で前年より26人（46.4%），損害額は８億7,900万円で前年より25億2,100万円（74.1%），焼損面積は6,984ヘクタールで前年より3,953ヘクタール（36.1%）といずれも大幅に減少している。

第１—56図　林野火災の推移（昭和41年＝100）

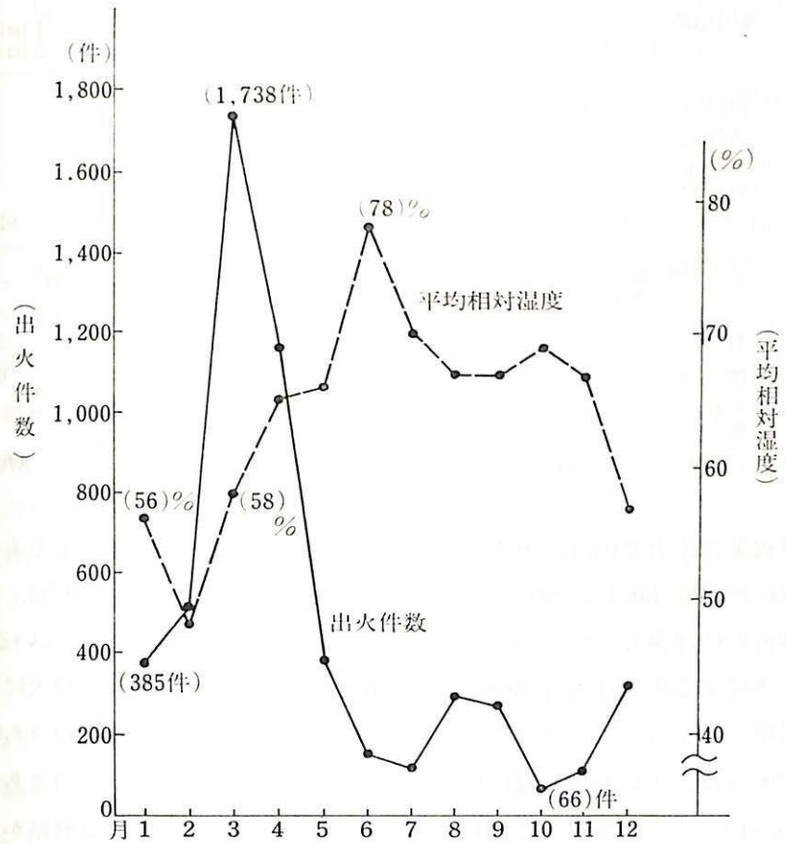


昭和49年度の人工造林面積は24万3,085ヘクタールとなっており（林野庁資料），１年間の全国人工造林面積の2.9%に相当する面積の森林が火災により焼損している。

都道府県別の林野焼損面積は，北海道が3,653ヘクタールで最も多く，次いで岡山県312ヘクタール，沖縄県306ヘクタール，兵庫県268ヘクタール，広島県259ヘクタールの順であり，少ないのは東京の４ヘクタール，滋賀県５ヘクタール，鳥取県６ヘクタール，香川県８ヘクタールである。

林野火災の出火件数を月別にみると第１—57図のとおりである。地域によ

第１—57図　月別林野火災の出火件数



（注）　平均相対湿度は東京気象台調による。

って林野火災の発生時期は必ずしも一定していないが，３月と４月に集中して発生している。これは，他の火災にもいえることであるが，この時期に概して降雨量が少なく，空気が乾燥し，季節風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件下にあるからである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると，第１—58表のとおりである。１件の火災につき１アール以上５アール未満の出火件数が1,787件で全体の32.4％を占めており，次いで10アール以上50アール未満の出火件数が1,650件（29.9％）となっている。

第１—58表　林野火災の焼損面積段階別損害状況

区分＼焼損面積	１ａ未満	１ａ以上５ａ未満	５ａ以上10ａ未満	10ａ以上50ａ未満	50ａ以上１ha未満	１ha以上２ha未満
出火件数(件)	546	1,787	662	1,650	319	255
焼損面積(ha)	—	36	42	334	206	314
１件当たり放水ポンプ台数(台)	0.6	0.9	1.2	1.4	1.7	2.2
損害額(千円)	2,959	16,327	15,850	130,665	77,100	92,494

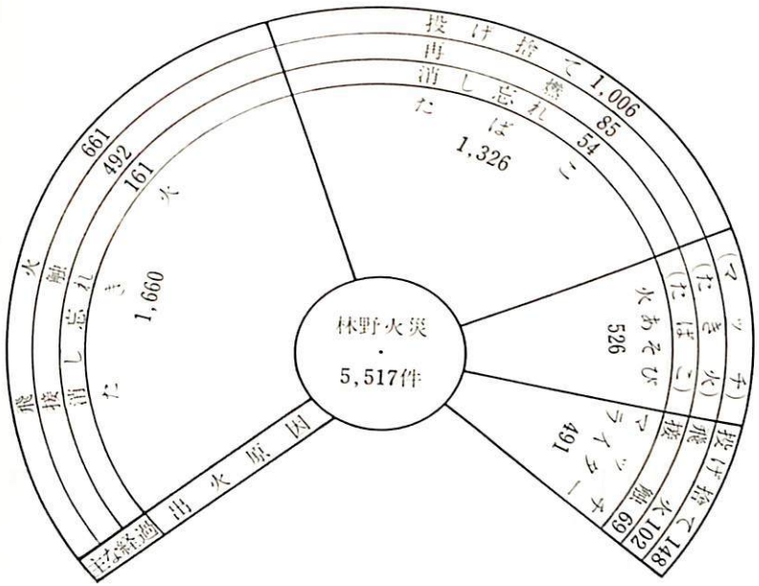
区分＼焼損面積	２ha以上３ha未満	３ha以上５ha未満	５ha以上10ha未満	10ha以上	計
出火件数(件)	99	96	54	49	5,517
焼損面積(ha)	221	337	355	5,139	6,984
１件当たり放水ポンプ台数(台)	2.3	2.6	3.0	5.4	1.3
損害額(千円)	66,043	75,670	84,209	317,958	879,275

林野火災の出火原因は，第１—59図のとおりであり，たき火によるものが1,660件で全体の30.1％を占めて最も多く，たばこ1,326件（24.0％），火あそび526件（9.5％），マッチ・ライター491件（8.9％）の順となっている。

たき火による出火件数1,660件のうち40％の661件は，たき火の飛火により周囲に燃え広がったものであり，たばこによる出火件数1,326件のうち76％の1,006件は，すいがらの投げ捨てにより周囲に燃え広がったものである。

なお，10ヘクタール以上の林野火災中その実態について各都道府県から消防庁に報告のあった47件の火災についてみると，失火者が出火場所へきた目的は，農作業（10件，21％）が最も多く，ハイキング（６件，13％），火あそび（４件，９％）の順である。また，その出火原因は，たばこが９件，19％と最も多く，次いでたき火，火入れがいずれも７件，15％となっている。出火場所へきた目的と出火原因との関係は，農作業については火入れ（６件，60％），たばこ，たき火の順であり，ハイキングについてはたばこが過半数を占めている。

第１—59図　昭和50年林野火災の主な出火原因と経過

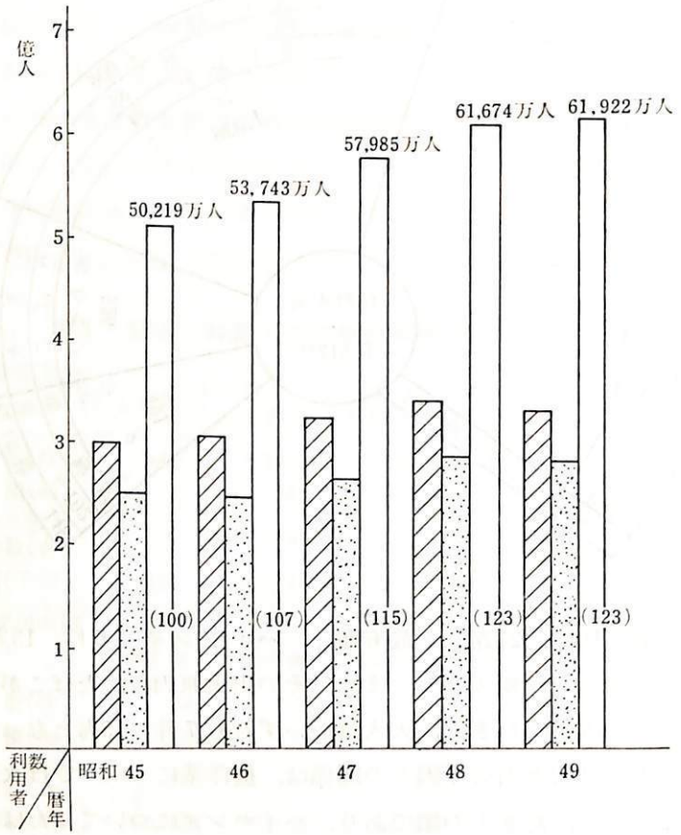


なお，第１—60図に示すとおり，近年道路網の整備，レジャー人口の増加等により，入山者が逐年増加しているが，これに伴って出火の機会も増大することが考えられるので，林野火災防止対策を一層強力に推進する必要がある。

（ウ）車両火災

自動車保有台数と車両火災の推移をみると，第１—61図のとおりである。最近，自動車保有台数は急激に増加しているが，車両火災の出火件数は横ばいの状態である。昭和50年における車両火災の出火件数は3,078件で前年に

第１—60図　国立公園及び国定公園の利用者数の推移

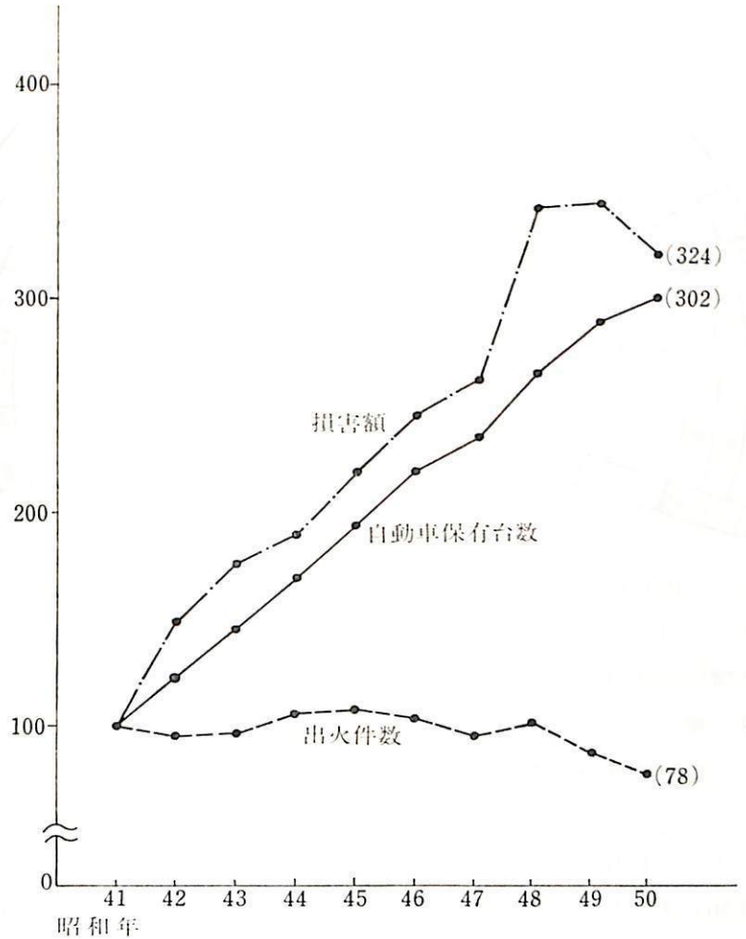


（注）　1.　斜線は国立公園，網点は国定公園，白は合計である。
2.　（　）の数字は，45年を100とした利用者数の指数である。
3.　環境庁資料による。

比べ342件（10.0%）減少しており，損害額は９億1,300万円と前年より6,600万円（6.7%）減少している。また，車両火災による死者は84人となっており，前年に比べて２人（2.4%）増加している。

車両火災の出火原因は第１—62図のとおりであり，たばこによるものが438件（14.2%）と最も多く，次いで交通機関内配線からの出火が382件

第１—61図　自動車保有台数と車両火災の推移（昭和41年＝100）



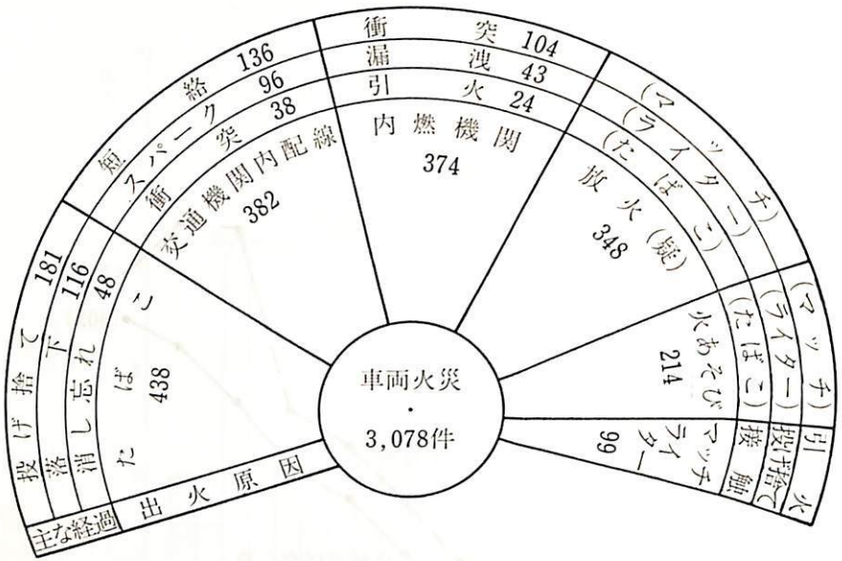
（注）　自動車保有台数は，運輸省の資料による。

(12.4%)，内燃機関からの出火が374件（12.2%）の順となっている。

（エ）　船舶火災

昭和41年以降の船舶火災の推移は第１—63図のとおりであり，昭和50年の出火件数は過去10年間で最も少ない248件で前年より55件（18.2%）減少している。損害額はその年により増減が激しく，昭和50年は４億4,800万円で

第１—62図　昭和50年車両火災の主な出火原因と経過



前年より９億4,100万円（67.7％）減少している。また，船舶火災による死者は11人となっている。船舶火災の出火原因は第１—64図のとおりであり，溶接器等電気関係31件（前年30件）と最も多く，次いで，たばこ23件，ストーブ10件の順となっている。

（オ）　危険物施設の火災等

ａ　火　　災

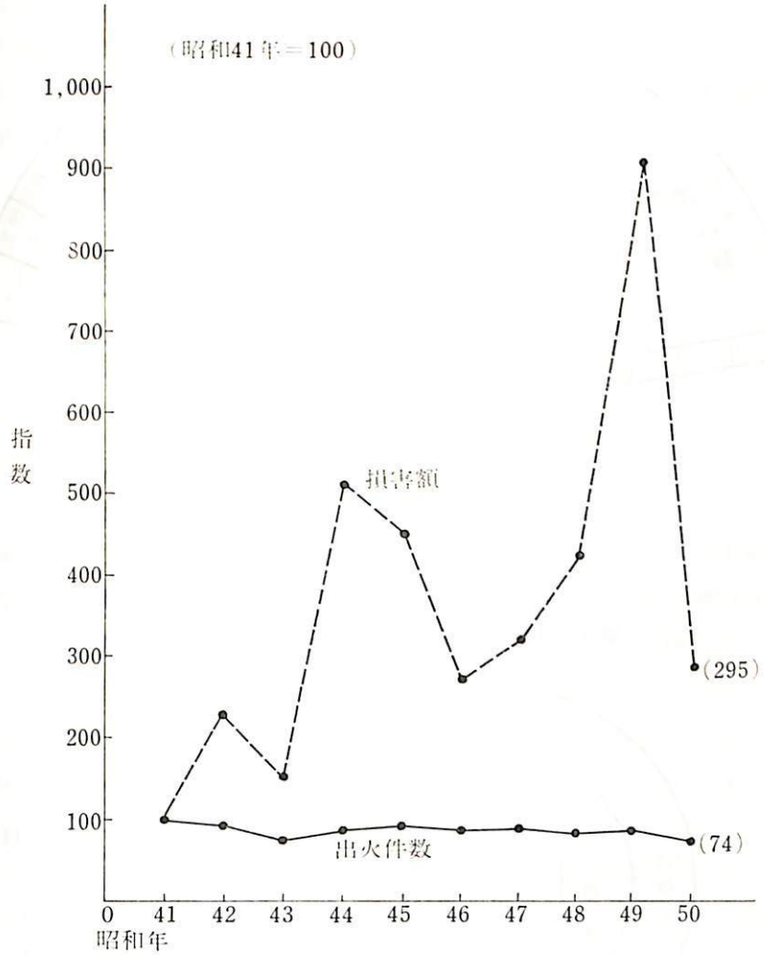
(a)　火災件数

昭和50年中における危険物施設の火災は，全国で152件，156施設において発生し，昨年に比べて発生件数で15件，被災施設数で19施設の増加となっている。

その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると第１—65図のとおりである。

これによると取扱所102件，製造所30件及び貯蔵所24件となっており，これを前年と比較すると，取扱所は３件減少し，製造所及び貯蔵所はそれぞれ８件及び14件の増加となっている。

第１—63図　船舶火災の推移

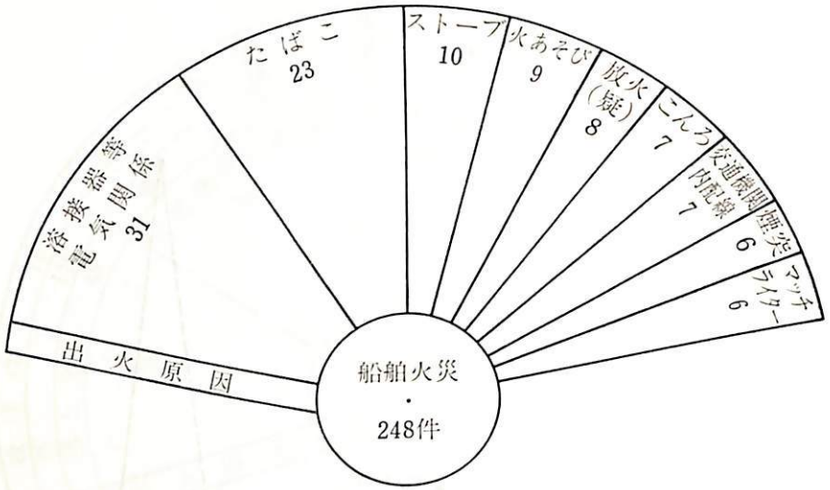


(b)　被害状況

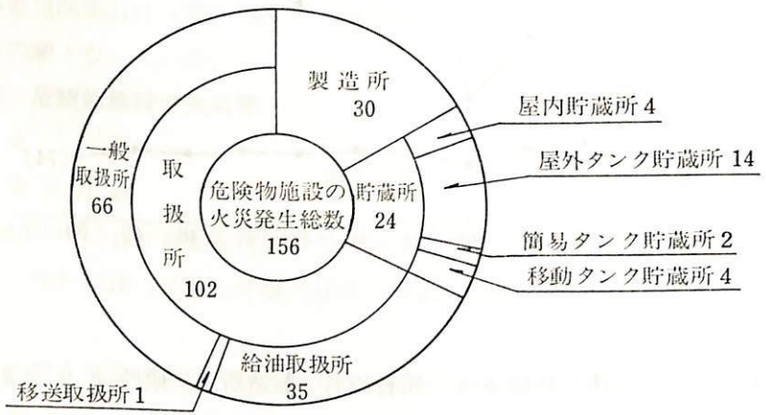
これらの火災に伴う死傷者は，死者12名（製造所１，屋外タンク貯蔵所１，一般取扱所10），負傷者98名（製造所28，屋内貯蔵所２，屋外タンク貯蔵所５，簡易タンク貯蔵所５，移動タンク貯蔵所１，給油取扱所７，一般取扱所50）で，死亡は昨年より５名，負傷者は35名の増加となった。

このことからみると，やはり，危険物を取り扱う製造所及び取扱所の事故

第１—64図　昭和50年船舶火災の主な出火原因



第１—65図　危険物施設の火災発生状況



において人的被害が多いことを示している。

また，これら火災による損害額は約８億8,000万円で，昨年より３億9,000万円の増加となった。

なお，昭和46年以降の危険物施設の火災件数，損害額及び死傷者数の推移は，第１—66表のとおりである。

第１—66表　危険物施設火災件数及び被害の推移

年別	火災件数	損害額	死者	負傷者
46	151(件)	5.7(億円)	14(人)	75(人)
47	158	3.5	12	172
48	168	54.5	12	179
49	137	4.9	7	63
50	156	8.8	12	98

(c)　危険物による火災

危険物施設の火災は，施設の性格上，危険物に起因するものが大部分である。昭和50年中に発生した危険物施設の火災に関係した物品を消防法別表の分類に従って区分すると，第４類106件，第１類４件，第５類３件，第２類２件，第６類２件，第３類１件及び危険物以外の物品等38件となっており，火災発生施設156のうち，118施設（76％）が危険物に起因している。これら危険物のうち，第４類の危険物がその大部分を占めているのは，例年と同様である。

また，第４類の危険物に起因した件数を危険物の種類別にみると，第１石油類（ガソリン，ナフサ，トルオール等）48件，第３石油類（重油，潤滑油，焼入油等）26件，第２石油類（灯油，軽油等）22件等となっており，石油類がその91％を占めている。

(d)　危険物取扱者の立会い

危険物施設においては，危険物取扱者以外の者は，甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ，危険物を取り扱うことができないこととされている。

昭和50年中に火災が発生した危険物施設156について，危険物取扱者の立

会い状況をみると，立会いのあったもの92件（59.0%），立会いのなかったもの46件（29.5%），立会いの必要がなかったもの（危険物の取扱い中でなかったもの）18件（11.5%）となっている。

これによると危険物施設の火災件数に対する危険物取扱者の立会いのなかった件数の割合は，昨年の39%に比べて若干減少している。

(e) 火災の拡大状況

昭和50年中の危険物施設の火災のうち，出火した危険物施設にとどまったものは140件（89.7%），他の建築物等に延焼したものは12件（7.7%），他の火災から類焼したものは4件（2.6%）となっている。

危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり，他へ延焼したり他から類焼したものは極めて少ないことがうかがえるが，延焼率は前年の3.6%に比べてかなり増加している。

(f) 無許可施設の火災

指定数量以上の危険物は，貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し，又は製造所，貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならないこととされているが，これら製造所，貯蔵所又は取扱所以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱い（無許可施設），火災が発生したものは20件となっている。これらの火災による損害見積総額は，約5億6,000万円，負傷者が9名で，昨年の無許可施設の火災に比べると発生件数で8件，損害見積総額で約3億円，負傷者数で2名いずれも増加している。

また，無許可施設の火災1件当たりの損害見積額を危険物施設のそれと比べると危険物施設の約490万円に対し，無許可施設は約2,790万円となり危険物施設の5.7倍の被害を受けたことになる。

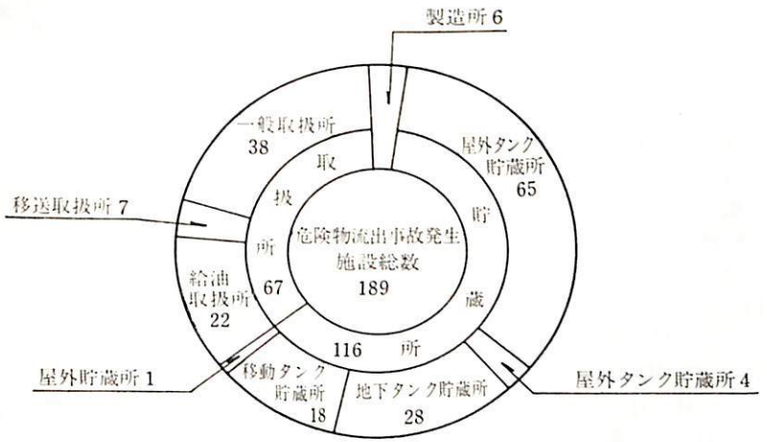
(g) 危険物運搬中の火災

昭和50年中における危険物運搬中の火災は，3件発生し，1名が負傷した。これらの火災による損害見積総額は約2,000万円となっている。

b 危険物流出事故

昭和50年中に危険物施設から危険物を流出させた事故で火災にならなかったものは189件発生し，前年の98件に比べ大幅に増加した。その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると第1—67図のとおりである。

第1—67図　危険物施設の流出件数



これによると貯蔵所116件，取扱所67件及び製造所6件となっており，前年に比べ貯蔵所は54件，取扱所は37件増加し，製造所は前年と同数となっている。

カ　昭和51年上半期における火災の発生状況

昭和51年上半期における火災の概況は，第1—68表のとおりである。これによれば，出火件数は前年同期より560件（1.5%）減少し，3万7,316件となった。これは1日当たり205件，7分に1件の割合で火災が発生したことになる。

火災の種類別内訳をみると，建物火災2万1,088件，林野火災4,602件，車両火災1,592件，船舶火災130件，航空機火災3件，その他の火災9,901件であり，前年同期に比べ建物火災60件（0.3%），林野火災271件（6.3%），車両火災41件（2.6%），船舶火災1件（0.8%），航空機火災1件，その他の火災186件（1.9%）とそれぞれわずかであるが増加している。

次に，死者は955人であり，前年同期に比べると75人（7.3%）減少し，上

第１—68表　昭和51年上半期の火災の概況

区　　分	昭和51年上半期累計 (A)	昭和50年上半期累計 (B)	対前年同期増減数 (A)—(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
総出火件数(件)	37,316	36,756	560	1.5
建物火災	21,088	21,028	60	0.3
林野火災	4,602	4,331	271	6.3
車両火災	1,592	1,551	41	2.6
船舶火災	130	129	1	0.8
航空機火災	3	2	1	50
その他の火災	9,901	9,715	186	1.9
焼損むね数(むね)	28,050	27,692	358	1.3
り災世帯数(世帯)	22,117	21,556	561	2.6
焼損面積建物(㎡)	1,226,890	1,158,521	68,369	5.9
〃　林野(アール)	528,930	649,213	△ 120,283	△18.5
損害額(千円)	66,050,505	55,973,404	10,077,101	18.0
火災１件当たり				
建物焼損面積(㎡)	58.2	55.1	3.1	5.6
焼損むね数(むね)	1.3	1.3	0	0
損害額(千円)	1,770	1,523	247	16.2
１日当たり				
出火件数	205.0	203.1	1.9	0.9
建物焼損面積(㎡)	6,741	6,401	340	5.3
焼損むね数(むね)	154.1	153.0	1.1	0.7
損害額(千円)	362,915	309,245	53,670	17.3
死者数(人)	955	1,030	△ 75	△ 7.3
負傷者数(人)	4,653	4,683	△ 30	△ 0.6

半期の死者としては過去５年間の中で最も少なくなっている。

キ　外国の火災状況

（ア）　主要諸外国の火災状況

1974年（昭和49年）における世界主要国の火災状況は，第１—69表のとおりである。この表によると，火災件数は，アメリカが抜群に多く286万5,614件，次いでイギリス31万3,208件，オーストリア９万9,465件，フランス９万7,895件とつづき，日本はアメリカの約42分の１に当たる６万7,712件である。人口１万人当たりの出火件数（出火率）でみると，アメリカが最も高く141.0，次いでニュージーランド127.8，オーストラリア75.0，イギリス56.0となり，日本は最も低くアメリカの約22分の１にあたる6.2である。

第１—69表　1974年主要諸外国の火災状況

国名	火災件数	１万人当たりの出火件数	死者	100万人当たりの死者	損害額	１件当たりの損害額	死者１人当たりの火災件数
	件	件	人	人	億円	千円	件
日本	67,712	6.2	1,646	15.1	1,123	1,659	41.1
アメリカ	2,865,614	141.0	11,246	55.4	11,317	395	254.8
イギリス	313,208	56.0	1,080	18.4	1,583	505	290.0
カナダ※	74,298	33.7	725	33.0	998	1,344	102.5
オランダ	22,680	16.8	55	4.1	347	1,529	412.4
オーストラリア	99,465	75.0	168	12.6	666	669	592.1
ベルギー	13,693	14.1	160	16.5	—	—	85.6
ニュージーランド	37,842	127.8	39	13.1	—	—	970.3
フランス	97,895	18.7	293	5.6	1,927	1,968	334.1
イタリア	85,656	15.5	199	3.6	460	537	430.4
オーストリア※	9,325	12.4	—	—	129	1,381	—
ノルウェイ	—	—	70	17.4	183	—	—
スエーデン	—	—	107	13.1	327	—	—
スイス	9,466	14.7	—	—	142	1,500	—

（注）1.　この資料は，FIRE JOURNAL, NOVEMBER 1975による。
2.　※は1974年のデータがなく，1973年のデータである。
3.　イギリスの資料には北アイルランドは含まない。
4.　損害額は，基準外国為替相場に基づき１ドル308円として換算した。

死者については，アメリカが１万1,246人で最も多く，以下日本1,646人，イギリス1,080人，カナダ725人となっている。これを人口100万人当たりの死者教でみると，最も多いのがアメリカで55.4人，以下カナダ33.0人，イギリス18.4人，ベルギー16.5人とつづき，日本は15.1人で中位に属し，アメリカの約３分の１である。また，死者教を火災件教と対比してみると，日本は火災41件に死者１人の割合で最も高く，次いでベルギー85件に１人，カナダ102件に１人とつづき，アメリカは254件に１人であり，日本との割合は，６分の１強である。

火災１件当たりの損害額は，フランスの196万8,000円が最も多く次いで日本の165万9,000円，オランダの152万9,000円，スイスの150万円とつづき，

第1—70表　1975 年 の 世 界

都市名	管内面積 (km²)	人口 (万人)	消防職員数 (人)	火災件数 (件)	出火率 (人口1万人当りの出火件数)	死者数 (人)
東京(日本)	1,710	1,135	17,602	7,834	6.7	149
ワシントン特別区(アメリカ)	179	76	1,544	8,549	112.5	23
ニューヨーク(〃)	777	780	12,800	134,867	172.9	250
ボストン(〃)	124	64	2,159	63,775	996.5	42
ロスアンゼルス(〃)	1,200	281	3,530	29,381	104.6	59
ホノルル(〃)	1,563	69	938	4,975	72.1	9
シアトル(〃)	229	50	1,078	3,845	76.9	16
ピッツバーク(〃)	144	48	1,081	6,392	133.2	32
ボルチモア(〃)	238	86	2,260	13,909	161.7	76
ダラス(〃)	554	88	1,545	14,905	169.4	31
サンフランシスコ(〃)	127	74	1,897	8,556	115.6	47
モントリオール(カナダ)	169	122	2,351	7,295	59.8	53
オタワ(〃)	123	30	470	693	23.1	9
ケベック(〃)	92	19	434	1,171	61.6	7
エドモントン(〃)	323	46	772	2,731	59.4	8
ロンドン(イギリス)	1,606	711	7,515	31,640	44.5	177
エイボン(〃)	1,345	92	951	3,953	43.0	10
グレイターマンチェスター(〃)	1,346	277	2,534	22,924	82.8	67
ランカシヤー(〃)	3,046	137	1,624	9,622	70.2	25
ベルリン(ドイツ)	480	202	3,100	5,840	28.9	18
フランクフルト(〃)	222	64	871	1,591	24.9	2
ブレーメン(〃)	324	58	648	1,196	20.6	3
ブリュッセル(ベルギー)	259	120	786	1,789	14.9	24
アテネ(ギリシヤ)	3,805	280	1,145	3,492	12.5	25
ジャカルタ(インドネシア)	600	540	2,180	413	0.8	6
ケープタウン(南アフリカ)	281	84	270	2,060	24.5	12

主 要 都 市 の 火 災 状 況

人口100万人当りの死者数(人)	死者1人当りの火災件数(件)	救急件数(件)	火災原因 1	2	3
13.1	52.6	253,476	たばこ	放火の疑い	火遊び
30.3	371.7	76,180	放火	調理	電気
32.1	539.5	—	調理	電気	放火の疑い
65.6	1,518.5	7,092	たばこ	火遊び	破壊行為
21.0	498.0	133,762	マッチ	たばこ	高温排気
13.0	552.8	—	たばこ	放火	ごみ焼却
32.0	240.3	20,826	たばこ	放火(子供)	放火(大人)
66.7	199.8	—	ごみ	雑草	電気
88.4	183.0	75,865	たばこ	火遊び	暖房・調理
35.2	480.8	45,792	放火	たばこ	電気調理器
63.5	182.0	—	—	—	—
43.4	137.6	—	たばこ	放火の疑い	電気
30.0	77.0	175	たばこ	電気	ごみ
36.8	167.3	—	ごみ焼却	車両	放火
17.4	341.3	—	火遊び	放火	たばこ
24.9	178.8	—	火遊び	たばこ	電気
10.9	395.3	—	火遊び	電気	調理
24.2	342.1	—	火遊び	電気調理器	たばこ
18.2	384.9	—	電気	電気調理器	火遊び
8.9	324.4	106,342	裸火	赤熱物	電気
3.1	795.5	49,196	放火	裸火	残火
5.2	398.7	26,511	電気器具	大人の不注意	調理
20.0	74.5	28,795	短絡	たばこ	調理
8.9	139.7	—	たばこ	電気器具	電気一般
1.1	68.8	—	電気	ストーブ	灯
14.3	171.7	—	たばこ	電気	ローソク

第1—70表　1975 年 の 世 界

都市名	管内面積 (km²)	人口 (万人)	消防職員数 (人)	火災件数 (件)	出火率 (人口1万人当り出火件数)	死者数 (人)
ヨハネスブルグ(南アフリカ)	572	226	483	1,724	7.6	19
アムステルダム(オランダ)	207	75	755	2,248	30.0	9
ブリスベーン(オーストラリア)	1,222	72	729	2,603	36.2	4
ウエリントン(ニュージーランド)	266	14	279	2,834	202.4	2
マニラ(フィリッピン)	38	145	583	754	5,2	16
シンガポール(シンガポール)	600	225	826	2,384	10.6	5
ホンコン(ホンコン)	1,046	438	3,912	7,370	16,8	38

火災件数の最も多いアメリカは日本の約4分の1にあたる39万5,000円で最も少ない損害額である。

これらのことから，諸外国の火災の定義，火災報告のあり方等の相違により一概にいうことはできないが，日本は外国の火災状況と比べて人口単位当たりの出火件数は低く，国民の防火に関する意識が高いことを物語っている。

しかし，一旦火災になると，建物構造，地勢，都市環境等が影響して火災1件当たりの死者の発生率は著しく高く，また，損害額も多い。

(イ)　世界主要都市の火災状況

1975年(昭和50年)における世界主要都市の火災状況は，第1—70表のとおりである。1万人当たりの出火件数（出火率）をみると，ボストンが996.5件と極端に高く，次いでウェリントン202.4件，ニューヨーク172.9件，ダラス169.4件，ボルチモア161.7件と続き，ニュージランドのウェリントンを除けばアメリカの都市が上位を占めている。一方，最も低いのはジャカルタの0.8件で，次いでマニラの5.2件，東京（受託分を含む以下同じ。）6.9件，ヨハネスブルグ7.6件となっており，東京は出火率の低いグループに属している。

主要都市の火災状況（つづき）

人口100万人当りの死者数(人)	死者1人当りの火災件数(件)	救急件数 (件)	火災原因 1	2	3
8.4	90.7	93,544	漏火	火遊び	電気
12.0	249.8	—	火遊び	調理	短絡
5.6	650.8	—	放火(疑)	ごみ焼却	調理
14.3	1,417.0	—	ごみ焼却	ガス・電気調理器	たばこ
11.0	47.1	—	電気	たばこ	火遊び
2.2	476.8	21,402	マッチの投げすて	短絡	太陽熱
8.7	193.9	126,538	たばこ	電気	火遊び

死者についてみると，ニューヨークの250人が最も多く，次いでロンドン177人，東京149人，ボルチモア76人と続いている。これを人口100万人当たりの死者数でみると，一番多いのはボルチモアの88.4人，次いでピッツバーク66.7人，ボストン65.6人，サンフランシスコ63.5人と続き，東京は13.1人となっている。この死者数を火災件数と対比してみると，マニラが47.1件に1人の割合で最も高く，次いで東京が52.6件に1人，ジャカルタが68.8件に1人となっている。一方，最も低いのはボストンの1,518.5件に1人，次いでウェリントンの1,417.0件に1人，フランクフルト795.5件に1人となっている。このことから東京は出火率が極めて低い反面，火災による死者の発生率は著しく高いことがわかる。

出火原因についてみると，32都市中たばこが1位を占めている都市が10都市，次いで火遊びと電気が1位を占めている都市がそれぞれ5都市となっており，たばこによる出火原因は，世界各都市に共通したものと考えられる。

(2)　風 水 害

昭和50年下半期の主な風水害は，8月上旬から下旬までの間の豪雨及び台

風５号，６号によるものであり，そのため全国各地に甚大な被害を生じ，死者・行方不明者147人，負傷者478人，住家の全壊1,085むね，半壊1,965むね，床上浸水２万9,132むねに及んだ。これに対し，青森県，高知県等16道県及び延べ800市町村において災害対策本部が設置され，消防職団員延べ159,264人が出動した（附属資料12(2)参照，昭和50年10月２日政令295号により激甚災害に指定。）。

また，６月上旬から７月中旬までの間に，梅雨前線による豪雨が断続的に発生し，各地に甚大な被害を生じ，死者・行方不明者32人，負傷者64人，住家の全壊106むね，半壊159むね，床上浸水6,013むねに及んだ。これに対し，熊本県，島根県等４府県及び延べ77市町村において災害対策本部が設置され，消防職団員延べ33,730人が出動した（附属資料12(1)参照，昭和50年９月12日政令268号により激甚災害に指定。）。

なお，昭和50年中の各都道府県における被害状況は附属資料11のとおりである。

昭和51年上半期においては，６月下旬に梅雨前線による豪雨が九州を中心として関東以西に発生し，各地に甚大な被害を生じ，死者36人，負傷者44人，住家の全壊97むね，半壊78むね，床上浸水372むねに及び，特に鹿児島県においてはがけ崩れなどにより死者32人等の被害を生じた。これに対し，鹿児島県及び52市町村において災害対策本部が設置され，多数の消防職団員が出動した。

これらの災害に対して消防機関は，危険地域の巡ら警戒，避難の指示と誘導，倒壊家屋からの人命救助，負傷者の搬送，行方不明者，死体の捜索，水防工法の実施等の活動を行った。

（３） その他の災害

火災及び風水害等の災害のほか，社会経済構造の複雑多様化を反映して交通災害，産業災害，労働災害等の各種災害も依然として数多く発生している。これらの災害の主なものの実態を掲げると次のとおりである。

ア 災害の実態

（ア） 交通災害

a 道路交通事故

道路交通事故の発生状況は第１—71表のとおりである。昭和50年における交通事故の発生件数は47万2,938件，これに伴う死者は１万792人，負傷者は62万2,467人であり，これを前年と比べると，発生件数は１万7,514件（3.6％），死者は640人（5.6％），負傷者は２万8,953人（4.4％）それぞれ減少している。

第１—71表 道路交通事故発生状況の推移

年＼項目	件数(件)	死者数(人)	負傷者(人)
45	718,080	16,765	981,096
46	700,290	16,278	949,689
47	659,283	15,918	889,198
48	586,713	14,574	789,948
49	490,452	11,432	651,420
50	472,938	10,792	622,467

（注） 警察庁資料による。

また，５年前の昭和45年に比べると，発生件数は24万5,142件（34.1％），死者は5,973人（35.6％），負傷者は35万8,629人（36.6％）それぞれ減少している。

b 鉄軌道事故

鉄軌道の運転事故の発生状況は，第１—72表のとおりである。昭和50年度における発生件数は前年度対比468件（11.0％）減の3,794件となり，これに伴う死傷者数も529人（16.9％）減の2,597人となった。最近の推移を見ると，発生件数，死傷者数ともに減少の傾向にある。主な事故としては，国鉄では，昭和50年７月８日，木原線上総東駅・新田野駅間の踏切で警報無視のダンプカーと列車が衝突し，負傷者29人という事故があったほか，民鉄では，昭和50年４月17日，近畿日本鉄道京都線山田川駅・新祝園駅間の踏切で脱輪した乗用車に列車が衝突し，負傷者69人を出した事故等をあげることができる。

第１—72表　運転事故発生状況の推移

年度	項目＼国・民鉄別	国鉄	民鉄	計
45	件数(件)	2,721	4,594	7,315
	死傷者(人)	2,607	2,146	4,753
46	件数(件)	2,550	3,698	6,248
	死傷者(人)	3,099	2,545	5,644
47	件数(件)	2,500	2,964	5,464
	死傷者(人)	3,100	1,620	4,720
48	件数(件)	2,467	2,649	5,116
	死傷者(人)	2,228	1,346	3,574
49	件数(件)	2,089	2,173	4,262
	死者(人)	662	353	1,015
	負傷者(人)	1,171	940	2,111
	計(人)	1,833	1,293	3,126
50	件数(件)	1,895	1,899	3,794
	死者(人)	620	308	928
	負傷者(人)	948	721	1,669
	計(人)	1,568	1,029	2,597

（注）1.　運輸省資料による。

2.　運転事故とは，列車衝突・列車脱線・列車火災・踏切障害・人身障害及びこれらに属さない事故であって，列車又は車両の運転により50万円以上の物損を生じたものをいう。

c　海難事故

救助を必要とする船舶の海難事故の発生状況は第１—73表のとおりである。昭和50年における海難発生せき数（要救助船舶）は2,421せきで，死者行方不明者は419人である。これを前年と比べると，海難発生せき数は68せき（2.7%）の減であり，死者・行方不明者は211人（33.5%）の減である。

最近５か年間の傾向を見ると，海難発生せき数はやや減少し，死者・行方不明者数ともに，年ごとに多少の変動はあるもののおおむね横ばいに推移している。

d　航空機事故

民間航空機の事故発生状況は，第１—74表のとおりである。昭和50年の事故発生件数は43件で死傷者は25人である。これを前年と比べると発生件数は

第１—73表　海難発生せき数・トン数の推移

船種＼年	区分	45	46	47	48	49	50
一般船舶	せき数(せき)	1,581	1,413	1,444	1,473	1,368	1,215
	総トン数(トン)	1,716,177	1,827,670	1,404,557	1,447,784	2,053,549	2,101,764
	一せきあたり平均総トン数(トン)	1,086	1,293	973	983	1,501	1,730
漁船	せき数(せき)	1,065	1,187	1,213	1,142	1,121	1,206
	総トン数(トン)	57,903	83,461	72,717	73,297	102,551	61,336
	一せきあたり平均総トン数(トン)	54	70	60	64	91	51
計	せき数(せき)	2,646	2,600	2,657	2,615	2,489	2,421
	総トン数(トン)	1,774,080	1,911,131	1,477,274	1,521,081	2,156,100	2,163,100
死者・行方不明者		533	452	577	361	630	419

（注）1.　海上保安庁資料による。

第１—74表　航空事故発生件数及び死傷者数

年＼区分	発生件数				死傷者数		
	飛行機	回転翼機	滑空機	計	死亡	負傷	計
45	18	25	4	47	22	40	62
46	22	15	0	37	241	32	273
47	25	14	4	43	22	36	58
48	24	17	4	45	24	14	38
49	23	18	8	49	12	23	35
50	19	16	8	43	11	14	25

（注）運輸省資料による。

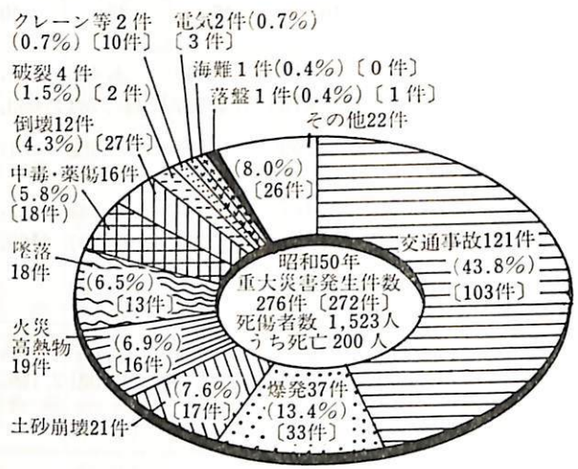
6件（12.2%）の減，死傷者は10人（28.6%）の減となっている。

（イ）労働災害

a　一時に３人以上の死傷者を伴った労働災害（重大災害）

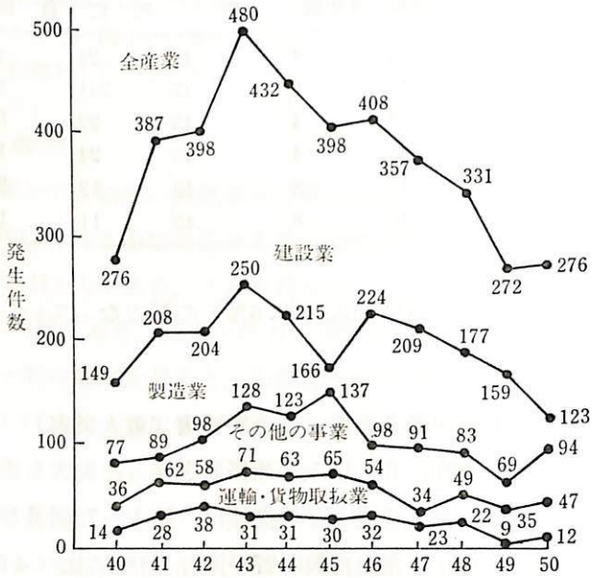
労働災害において，一時に３人以上の死傷者を伴った災害を重大災害と呼んでいるが，その災害の発生状況とその推移は，第１—75図及び76図のとおりである。昭和50年における発生件数は276件で，前年に比べ４件（1.5%）の増であり，これによる死傷者数についても1,523人で前年に比べ100人(7.0

第１—75図　原因別重大災害発生状況



（注）１．労働省資料による。
２．〔　〕内は昭和49年に発生した重大災害件数を示す。

第１—76図　産業別重大災害発生件数の推移



（注）労働省資料による。

%）増加している。

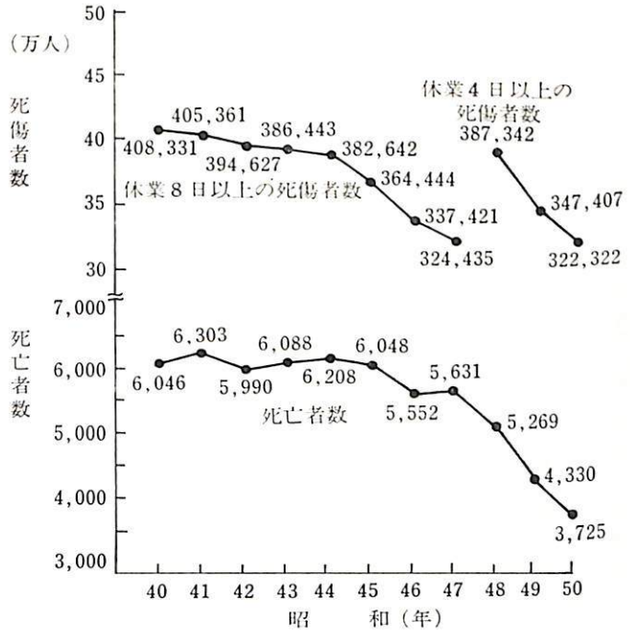
重大災害を産業別にみると，建設業におけるものが123件で全体の44.6%を占め，ついで製造業におけるものが94件（34.1%）であって，この両者で全体の約68%を占めている。なお，これらを前年と比較してみると，建設業は36件（22.6%）減少し，製造業は25件（36.2%）増加している。

次にこれらの重大災害を原因別にみると，交通事故が121件で最も多く全体の43.8%を占め，次いで爆発災害が37件（13.4%），土砂崩壊による災害が21件（7.6%），火災・高熱物による災害が19件（6.9%）の順となっている。

b　労働災害による死傷者

全産業における労働災害による死傷者の状況は，第１—77図のとおりである。労働災害による死傷者数は，昭和36年の死傷者数48万1,686人（休業８日以上）を最高としてその後減少傾向にある。

第１—77図　全産業における死傷者数の推移



（注）労働省資料による。

第1—78表　高圧ガスの災害状況

年	区分	一般ガス 事業所 件数	一般ガス 事業所 死者	一般ガス 事業所 傷者	一般ガス 消費先 件数	一般ガス 消費先 死者	一般ガス 消費先 傷者	一般ガス 運搬中 件数	一般ガス 運搬中 死者	一般ガス 運搬中 傷者	一般ガス 小計 件数	一般ガス 小計 死者	一般ガス 小計 傷者	LPガス 事業所 件数	LPガス 事業所 死者	LPガス 事業所 傷者	LPガス 消費先 件数	LPガス 消費先 死者	LPガス 消費先 傷者	LPガス 運搬中 件数	LPガス 運搬中 死者	LPガス 運搬中 傷者	LPガス 小計 件数	LPガス 小計 死者	LPガス 小計 傷者	冷凍 件数	冷凍 死者	冷凍 傷者	容器破裂 件数	容器破裂 死者	容器破裂 傷者	その他(エアゾール等) 件数	その他(エアゾール等) 死者	その他(エアゾール等) 傷者	合計 件数	合計 死者	合計 傷者
45		31	6	44	30	7	84	7	1	8	68	14	136	19	3	13	217	44	284	4	1	4	240	48	301	12	1	2	3	0	0	4	0	7	327	63	440
46		23	2	10 (41)	28	2	31 (288)	6	1	2	57	5	43 (329)	9	0	8	217	33	301 (11)	6	1	0	231	34	308 (11)	16	2	9	1	0	1	10	0	19	316	41	381 (340)
47		24	4	10 (8)	31	1	10 (41)	8	4	5	63	9	25 (49)	10	1	5	299	52	398 (13)	7	0	2	316	53	415 (3)	12	0	3	2	0	1	5	0	8	398	62	452 (52)
48		38	10	22 (101)	41	3	21 (17)	6	1	2	85	14	45 (118)	12	0	15	368	59	389 (20)	4	0	1	384	59	405 (20)	13	0	2 (1)	0	0	0	2	0	1	484	73	453 (142)
49		39	1	13 (524)	31	0	13 (62)	3	0	2	73	1	28 (586)	17	2	13	540	74	679 (12)	5	0	0	562	76	692 (12)	12	0	4	2	0	0	2	0	2	651	77	726 (598)
50		26	1	22 (6)	25	0	4 (2)	4	0	0	55	1	26 (8)	18	1	23 (3)	495	40	538 (18)	7	0	3	520	41	564 (21)	11	0	1	6	0	1	3	1	2	595	43	594 (29)

(注) 1. 通産省資料による。
2. 傷者の欄の（ ）は中毒者の数（外数）を示す。

昭和50年は，休業4日以上の死傷者数が前年に比べて2万5,085人（7.2％），死亡者数も605人（14.0％）減少している。

c　高圧ガス災害

高圧ガスによる事故の発生状況は，第1—78表のとおりである。昭和50年における高圧ガスによる事故件数（一般ガス及びＬＰガスの事故件数には一般家庭における事故を含む。）は595件で，死者43人，負傷者594人で，この

第1—79表　火災以外の災害活動状況

災害種別 ＼ 活動内容	出動件数	従事件数 人命救助活動	危険物品排除活動	警戒区域設定活動	応急措置活動	水防活動	警戒活動	その他の活動	合計
① 列車・電車事故	148	50	—	—	1	—	—	5	56
② 自動車事故	3,464	1,011	1,143	7	109	—	20	114	2,404
③ 航空機・船舶事故	141	4	1	—	28	—	19	3	55
④ 増水・浸水	1,987	30	1	8	195	758	477	284	1,753
⑤ 高潮・津波	70	1	—	—	12	12	32	10	67
⑥ 山(崖土石)くずれ	471	28	1	58	46	125	103	18	379
⑦ 風害	41	—	—	1	23	—	4	11	39
⑧ 危険物品(危険物・毒物・劇物)	2,065	2	1,517	34	111	—	30	24	1,718
⑨ 爆発(破れつ)事故	147	31	—	16	8	—	16	28	99
⑩ ガス関係（酸素欠乏を含む）事故	1,723	157	175	232	92	—	147	208	1,011
⑪ 建築(土木)工事事故	220	128	—	—	5	—	1	9	143
⑫ 機械，工作物等による事故	621	275	2	—	9	—	8	47	341
⑬ 物の転倒，落下による事故	145	26	14	1	31	—	3	16	91
⑭ 人の転倒・転落群集混乱事故	128	75	—	—	4	—	1	9	89
⑮ 遭難，水難事故	436	296	—	—	7	—	1	22	326
⑯ 警戒活動時の事故	360	—	16	—	6	11	277	4	314
⑰ その他の災害事故	8,552	505	112	5	88	19	1,398	3,090	5,217
合計	20,719	2,619	2,982	362	775	925	2,537	3,902	14,102

（参考）　火災出動件数　24,699件

ほか29人がガス中害にかかっている。これを前年に比べると，件数は56件(8.6%)，死者は34人（44.2%）の減となり，負傷者及びガス中毒にかかった者は566人の減となっている。

イ　その他の災害における消防機関の活動

消防機関は，火災のみならず，すべての災害に際して出動し，救急，救助，応急措置，避難の指示等の活動を行い，国民の生命・身体及び財産の保護に活躍している。

たとえば，第1—79表は，昭和50年中における都道府県庁所在市及び人口30万人以上の市の消防機関（68消防本部及び東京消防庁）の火災以外の災害の場合の活動状況（救急出動は除く。）であるが，これによると，火災以外の災害出動件数は2万719件で，火災出動を含めた全災害出動件数4万5,418件の45.6%を占めており，そのうち，消防機関が従事した件数は1万4,102件となり，都市の消防機関が風水害，交通災害，産業災害，労働災害等の災害に広く活躍していることを示している。

更に，活動内容についてみると，危険物品排除活動2,982件（21%），人命救助活動2,619件（19%），警戒活動2,537件（18%），水防活動925件（7%）などが主なものとなっている。

これらの災害に備えて，最近は，消防機関においてレンジャー訓練（救助訓練）を実施するとともに，専任の救助隊を編成する等の努力が払われている。しかしながら，消防機関の火災以外の災害における災害予防及び災害応急活動については，法制面，財政面において充分に措置されていない現状にあり，今後とも法制，財政の両面を整備し，もって災害対策の推進を図るとともに，部隊装備と個人装備の充実，教育訓練の徹底及び災害予防活動の積極的な実施を図る必要がある。

2　消　防　体　制

我が国の消防制度は，昭和23年に自治体消防として発足して以来28年を経るが，この間における関係者の努力によって市町村の消防力も逐次強化充実され今日に至っている。しかしながら，社会経済の急激な発展に伴い，火災その他の災害も増加の傾向にあるが，これらに対処する市町村の消防力は，消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）に照らして，一般的にはいまだ十分とはいえない状態にあるので，その充実については，今後一層の努力が必要である。

また，大震火災，林野火災，風水災等の広域災害，石油コンビナート地帯における火災，海上火災及び航空機火災等の特殊火災に対しては，個々の市町村の消防力のみでは充分対処しえないので，市町村間の相互応援，消防一部事務組合等の共同組織による広域消防体制の確立及び都道府県の消防防災体制の整備並びに警察，自衛隊等の関係機関の応援協力体制の整備等総合的，広域的な防災体制を整備する必要がある。

なお，消防力としては，市町村の公設消防によるもののほか，工場及び事業所の自衛消防によるものがある。この自衛消防力は，近年の工場及び事業所の災害の増加に対処するため，今後一層の増強を期待しなければならない。

(1)　消　防　組　織

ア　消防機関と人員

昭和50年4月1日現在における市町村の消防機関と人員の現況は，第2—1表及び附属資料14のとおりである。

常備化の進展に伴って消防本部，署数及び消防職員数は，前年に比べていずれも増加しているが，消防団数及び団員数は，第2—3図にみられるとおり，依然として減少の傾向にある。

イ　消防の常備化

(ア)　常備化の変遷と見通し

第2—1表　市町村の消防組織の現況

区分		昭和50年 (A)	昭和49年 (B)	(A) — (B)
消防本部・署	消防本部数	859	848	11
	消防署数	1,258	1,230	28
	出張所数	2,590	2,407	183
	消防職員数	105,005	98,329	6,676
消防団	消防団数	3,668	3,682	△ 14
	分団数	26,805	27,081	△ 276
	消防団常備部	22	22	0
	消防団員数	1,118,036	1,131,723	△ 13,687

火災等の災害による被害を最少限にとどめるためには，災害の早期覚知，早期出動が何にもまして重要であるが，この観点から消防体制は常備体制にあることが望ましい。

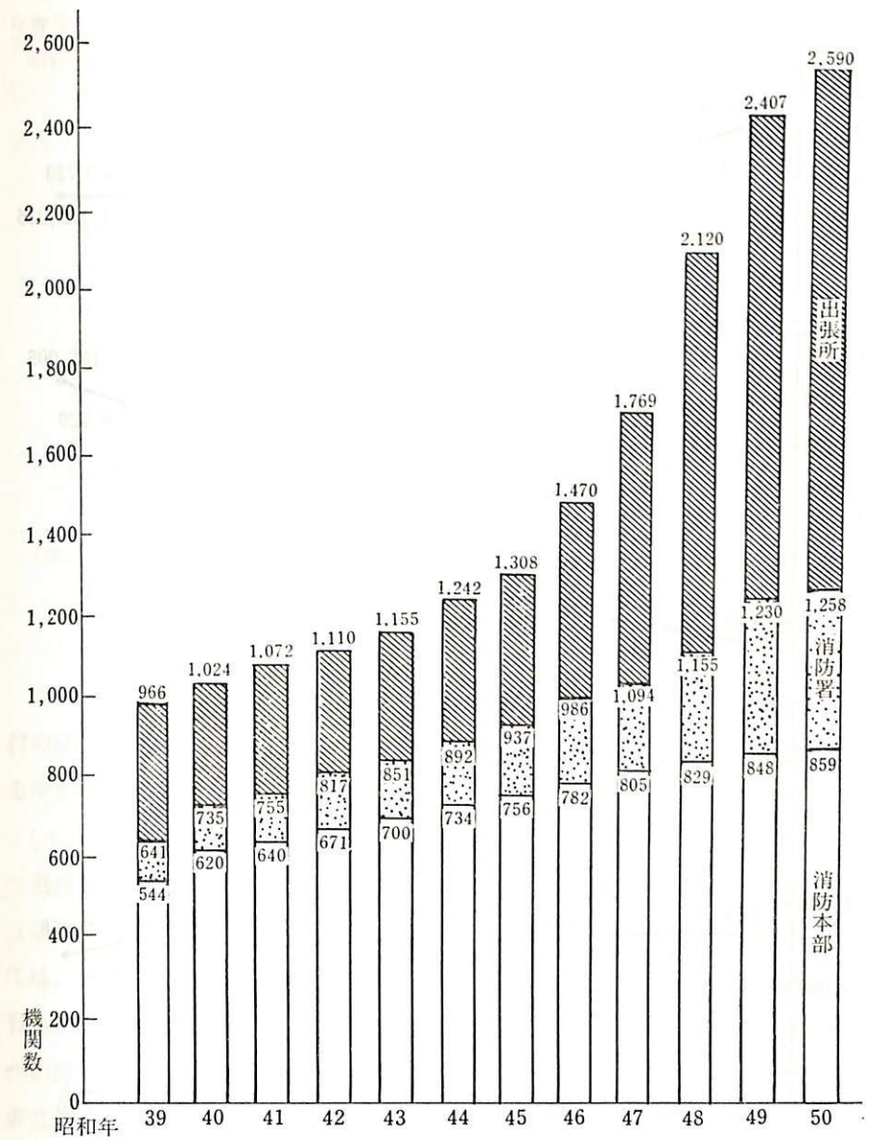
昭和38年４月，消防組織法の一部改正により，消防の常備化すなわち，消防本部及び消防署を設置すべき市町村が政令で指定されることとなり，翌39年に486市町村が指定されたが，その後毎年追加指定され常備化が積極的に推進された。更に，昭和46年６月，消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める等の政令の全部が改正され，すべての市に消防本部及び消防署の設置を義務づけることとし、町村については、自治大臣が当該町村の人口，態容，気象条件等を考慮して指定することとされた。

なお，昭和49年７月の消防法施行令の一部改正により昭和50年１月１日以降は，消防本部及び消防署を置かなければならない市町村として指定を受けた市町村は，同時に救急業務をも実施することが義務づけられることとなった。

現在，昭和51年４月に政令指定された73町村を含め2,601市町村が政令指定市町村となり，昭和52年４月までには，市町村数では79.9％（市は100％，町村は74.9％）人口数では94.8％が常備化される見込みである。その変遷は第２—４表のとおりである。

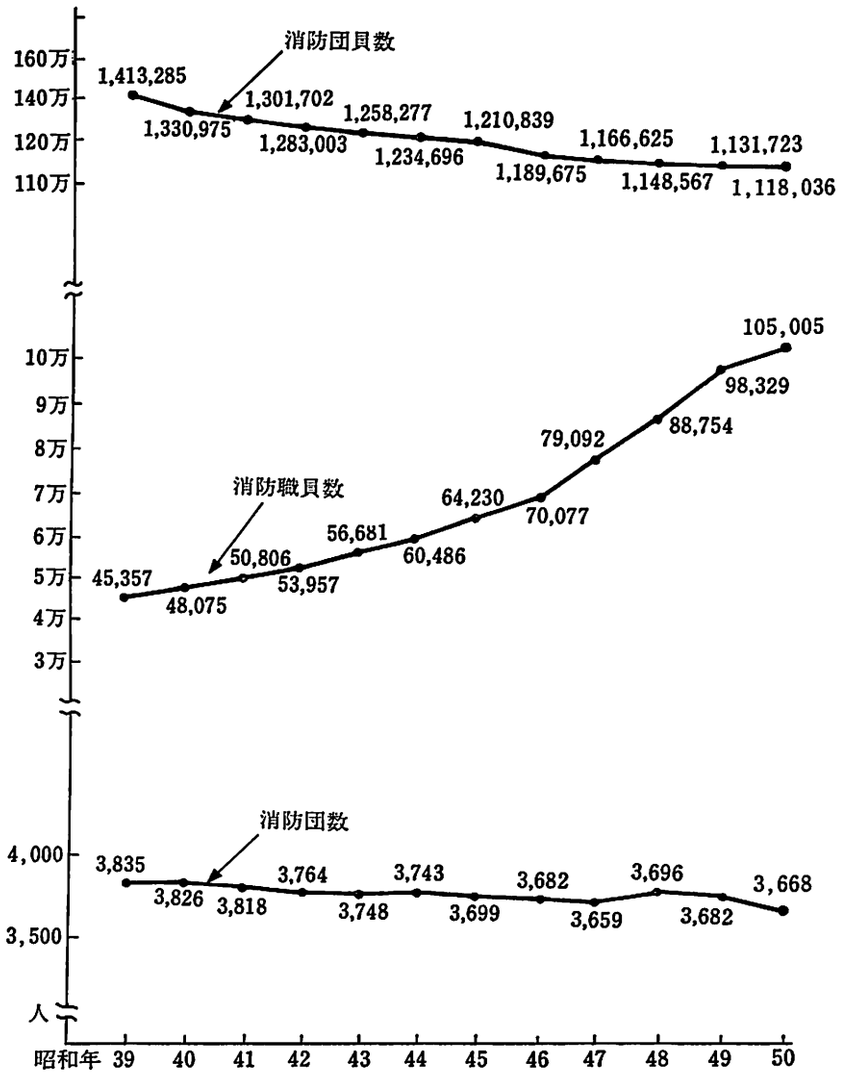
常備化の状況を地域ブロック別にみると，北海道東北地方が99.2％，北陸地方88.8％，関東地方88.5％でこれらが全国平均を上回っているのに対し，

第2—2図　消防機関数（昭和39年～50年）



近畿地方58.4％，中部地方69.7％，中国地方70.5％，四国地方72.7％，九州沖縄地方77.9％が全国平均の79.9％を下回っている。常備化率が全国平均に

第2—3図　消防職員及び団員の推移



比べ相当低い地方においては，実態をふまえ，常備化のための検討を更に進める必要があろう。

第2—4表　常備化市町村の推移

区分／年度別	指定数 計	指定数 市	指定数 町村	町村合併による移動 計	町村合併による移動 市	町村合併による移動 町村	差引累計 計	差引累計 市	差引累計 町村
昭和39年度	486	466	20				486	466	20
40	114	64	50		2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1		△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△11	1	△12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1		693	550	143
44	95	2	93				788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1△ 1	△ 2	1,004	556	448
46	(7) 382	(7)	382	△ 1	28△ 1	△28	1,392	590	802
47	(18) 489	(18)	489	△ 3	24	△27	1,896	632	1,264
48	(2) 363	(2)	363	△11	10	△21	2,250	644	1,606
49	221		221	△ 7		△ 7	2,464	644	1,820
50	68		68	△ 4		△ 4	2,528	644	1,884
51	73		73				2,601	644	1,957

（注）　昭和46～48年の「指定数」欄中の「市」，「計」欄の（　）内の数字は，消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令附則第２項に規定する市が消防本部・署を設置した場合の数を表わし，外書きである。

なお，常備化についての今後の見通しとしては，昭和52年度までに全市町村の80％を越すことはほぼ間違いないが，今後の常備化率の上昇はかなりゆるやかなものとなってこよう。

（イ）　過疎地域における常備化の状況

過疎地域対策緊急措置法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。），その他人口減少の著しい市町村においては，社会経済の変化に伴う生活様式の変化，郷土愛護，奉仕の精神の意識自体の変化による消防団又は消防団員に対する魅力の減退，若年層の都市部への流出などにより，消防団員の数が急減の傾向にあり，常備化の必要性が非常に高まってきている。

昭和51年８月現在，過疎地域の市町村の数は，全国で1,093（39市1,054町村）あり，１団体当たり平均人口7,706人で，全国市町村の１団体当たり平

3万4,367人と比較すると，人口規模の小さい団体が多く，人口1万人以下の団体が79.9％を占めている。

過疎地域市町村のうち，常備化している市町村数は，707で過疎地域市町村の64.7％となっている。常備化を行っていない386町村は人口規模が小さく，かつ，財政力の弱い団体であり，これが単独で消防本部及び消防署を設置し，消防体制の整備を図ることは極めて困難であるので，市街地，密集地が隣接し，又はおおむね隣接して地域的一体性をなしているものについては，消防組合又は事務委託による広域的処理方式を特に検討すべきである。また，これになじまない町村については，少なくとも消防団による機関員常備を検討する必要がある。

ウ　消防の広域化

（ア）　広域化の変遷と見通し

市町村は，当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任がある。

しかし，災害はその市町村限りでとどまるものではなく，また，大火，風水害，石油基地の災害等大規模な災害は，当該市町村の消防力のみでは防御し得ない場合が多い。このような場合には，市町村が相互に応援し，又は共同組織をもって災害に対処する必要がある。

特に最近は，道路，交通，通信網が発達し，モータリゼーションの普及により住民の生活圏が市町村の区域を越えて拡大し，市町村相互間の時間的距離は著しく短縮されている。

このような情勢から，消防事務を市町村が単独で処理するよりも，相互応援，共同組織等により処理するのが効率的かつ合理的な場合が多い。こうした要請に応じるのが広域消防である。その具体的な方法としては，消防組織法の規定による相互応援，地方自治法の規定による一部事務組合，事務委託の制度が広く活用されており，その変遷は第2—5表及び第2—6表のとおりである。

また，昭和51年4月13日現在，全市町村の約79.9％が政令指定を受け，常備化されることになっているが，今後常備化の対象となるのは，広域市町村圏の構成市町村にあっては圏域事業の一環として，また，広域市町村圏の未構成町村にあっては近隣の市を拠点として広域化を図ることにより，常備化するものが多くなってこよう。

第2—5表　消防組合の変遷

年度別＼区分	組合数	構成市町村数
昭和 41 年度	4	9
42	7	17
43	15	38
44	39	125
45	93	358
46	164	760
47	252	1,292
48	325	1,679
49	371	1,912
50	379	1,949
51	391	2,018

第2—6表　事務委託市町村の変遷

年度別＼区分	市	町	村	計	累計
昭和 39 年度	17	—	—	17	17
45	—	1	—	1	18
46	—	14	1	15	33
47	—	21	1	22	55
48	—	17	3	20	75
49	7	12	1	20	95
50	—	7	5	12	107
51	—	2	4	6	113

（イ）　広域化の種類

広域化の方法としては，消防組織法の規定による相互応援，地方自治法の規定による一部事務組合及び事務委託がある。以下これらの現況を述べることとする。

a　一部事務組合

この方式は，消防事務を2以上の市町村で共同処理するため設立するもの

であり，昭和45年から49年にかけてこの方式を採用するものが急激に増加しその後においても年々増えている。

これは前述の理由に加えて，単独で消防本部，署を設置することが困難な町村において常備化が推進される段階に入っていること，広域市町村圏の設定と相まって共同で常備消防を設置しようとする動きが活発化してきていることなどによるものである。

第２―５表は，消防組合設立の変遷であるが，消防組合数は，昭和51年度中には，常備化市町村の77.6％に当たる2,018市町村を構成市町村とする391組合に達する見込みであり，消防行政において消防組合は非常に重要な地位を占めている。

しかしながら，消防組合は設立後日も浅いこともあり，消防団との関係，あるいは，人事，財政面等において種々の問題に直面しており，消防組合が健全に発展するためには，関係者の努力は勿論のこと，関係市町村の協力と都道府県，国の援助も得てこれらの問題を解決しなければならない。

b　事務委託

事務委託は，消防事務を他の市町村に委託するものであるが，広域化の推進に伴い，近年，事務委託を行う団体が増加の傾向にある（第２―６表参照)。

昭和51年４月１日現在，消防事務を委託しているものは，113市町村であり，前年の107市町村より６町村増加しており，また，救急業務のみを委託しているものは82町村で前年の71町村より11町村増加している。

c　相互応援

相互応援は消防組織法第21条の規定により，消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し，強力な協力体制をとることにより，火災等の災害による損害を最小限度にとどめ，その拡大を防止しようとするものである。

相互応援は従来から広く行われてきているが，最近は常備化の推進に伴い，隣接市町村間の相互応援から数市町村のブロック的な相互応援や更には県下全市町村の相互応援にまで発展しているものもある。

また，消防組織法第21条第２項においては，消防の相互応援に関し市町村長が協定できる旨規定しているが，この協定は離島などで応援実施不可能な場合以外はほとんどの市町村が締結している。協定は，各市町村の実態に応じた形式によりなされているが，多くは応援消防力の具体的な内容，応援に要した費用，災害補償負担区分などが明記されている。

（ウ）　広域市町村圏における広域化の状況

最近における交通，通信手段の発達に伴い，地域住民の生活上の行動圏域は漸次広域化し，都市的地域を中心とし周辺農山漁村地域を一体としたより広域の日常社会生活圏が形成されつつある。このような地域を一体とした広域的かつ総合的な市町村行政を推進することにより，地域的格差の是正を図る必要性が増大しつつある現状にかんがみ，昭和44年度から広域市町村圏の指定が行われ，昭和47年度をもって一応終結することとなったが，その指定数は329圏域，その構成市町村数は2,920に達している。

消防行政においても，この広域市町村圏設定の趣旨にそって積極的に広域行政の推進を図った結果，昭和50年度末には，広域市町村圏全域を一つの消防組合の設立により広域化しているものが127圏域（全圏域の38.6％）でその構成市町村数は965（全圏域構成市町村数の33.0％），複数の消防組合の設立により広域化しているものが26圏域（全圏域の7.9％）でその構成市町村数は293（全圏域構成市町村数の10.0％）となった。結局，消防組合の設立により広域化しているのは153圏域（全圏域の46.5％）となり，その構成市町村は1,258（全圏域構成市町村数の43.1％）となる見込みである。

なお，昭和49年６月，地方自治法の一部改正により市町村の一部事務組合については，市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても，これを設けることができることとされた（いわゆる複合的一部事務組合）が，これに伴い，消防事務についても，新しい形式の下での広域行政が一層進展することになろう。

エ　消防団の実態

昭和39年以来消防本部，署を置かなければならない市町村の政令指定の制度により，消防の常備化が急速に進み，かつ，消防本部，署も年々充実整備

されてきているが，それは主として一定規模以上の都市的形態をなす地域に限られ，その他の地域にあっては消防団に全国的に依存している。加えて，消防常備化市町村にあっても，まだ常備消防力の十分でないところも多く，また，水火災や大災害時における消防団の活躍等を考えるとき，消防団の協力なくしては消防行政の遂行は考えられないといっても過言ではない。

ところが，消防団員は逐年減少する傾向にあり，最近10年間の減少人員は，約21万人にのぼっている。また，最近３年間（48年～50年）の平均で１年に約１万６千人も減少している。

一方，消防団員の年齢構成は，第２－７表のとおりである。昭和49年において40才以下の消防団員が全団員の81.0％（前年81.6％）と前年より0.6％減少している反面，41才以上の消防団員は全団員の19.0％（前年18.4％）で，前年より0.6％の増加をみせており，41才以上の消防団員の占める割合が年々高くなる傾向を示している。

40才以下の消防団員の構成割合を地域ブロック別にみると，全国平均の81.0％に対して中部地方が10.8％上回る91.8％を示し，青年層の占める割合が抜群に高くなっている。次いで関東地方の85.3％，九州地方の84.2％，近畿地方の83.3％が全国平均を上回っている。一方，41才以上の消防団員の構成割合は北海道（44.8％）が著しく高くなっており，次いで東北地方（27.4％），四国地方（27.0％），中国地方（24.5％），北陸地方（19.5％）が全国

第2—7表　消防団員の年齢構成の推移

区　分	18歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳以上	合　計
昭和45年	39,800 (3.3)	455,678 (37.6)	542,161 (44.8)	146,339 (12.1)	26,861 (2.2)	1,210,839 (100.0)
46	34,623 (2.9)	454,306 (38.2)	518,602 (43.6)	153,848 (12.9)	28,296 (2.4)	1,189,675 (100.0)
47	29,797 (2.5)	449,872 (38.6)	497,322 (42.6)	160,700 (13.8)	28,934 (2.5)	1,166,625 (100.0)
48	27,238 (2.4)	445,860 (38.8)	474,382 (41.3)	169,974 (14.8)	31,113 (2.7)	1,148,567 (100.0)
49	24,180 (2.2)	442,687 (39.1)	456,190 (40.3)	175,690 (15.5)	32,976 (2.9)	1,131,723 (100.0)
50	20,747 (1.9)	446,424 (39.9)	438,383 (39.2)	177,594 (15.9)	34,888 (3.1)	1,118,036 (100.0)

平均の19.0％を上回っている。

また，大都市周辺における団員の地域外勤務による昼間不在の実態と地方，特に北海道，東北地方等に多くみられる季節的出稼ぎによる長期不在のため，消防団に籍を置いてはいるが，現実には出動できない団員の増加が消防団の戦力低下に拍車をかけている。

消防団員の減少の理由としては，消防常備化の進行，消防団の再編成，消防団装備の機械化，近以化に伴う人員の節減もあるが，特に大都市及びその周辺部への人口集中による郡部人口の減少，郷土愛護，社会奉仕に関する意識の変化による入団希望者の減少も見逃せない。消防団員の減少は地域の消防力，防災力の減退につながる大きな問題であり，国としても今日まで消防団員の処遇改善，消防の常備化市町村の拡大等種々の対策を講じてきたが，市町村においても特に青年層に真に魅力ある消防団づくりを目指して必要団員数の確保に努めるとともに，地域の実情に即した常備体制の促進（消防本部，署の設置のほか消防団常備部の設置，機関員の常置，季節的常備等），消防施設の改善，機械化，近代化などによりその不足を補う対策を更に強力におし進める必要がある。

（２）　消防施設

消防機械器具，消防水利，火災通報施設等消防施設は年ごとに整備強化され，その科学化，機械化が進んでいるが，産業の著しい発展，国民生活様式の変化に伴い増大する火災及び各種災害に十分対処するためには，今後とも消防施設の強化を図らなければならない。このため国では，昭和28年消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）を制定し，以来これらの施設に対して補助金を交付し，その整備強化を図っている。

ア　消防機械

消防機械の保有状況は，第２－８表のとおりである。消防本部・署及び消防団では消防ポンプ自動車をはじめとして逐年増強が図られている。消防本部・署では特に救急自動車，はしご付消防ポンプ自動車，化学消防自動車の増加が著しく，消防団では水そう付消防ポンプ自動車の増加が著しい。

第2—8表　消防機械の保有数の推移

区分		41. 5. 31	42. 4. 1	43. 4. 1	44. 4. 1	45. 4. 1	46. 4. 1	47. 4. 1	48. 4. 1	49. 4. 1	50. 4. 1
消防本部・署	消防ポンプ自動車	2,601	2,672	2,786	2,912	3,073	3,318	3,587	3,887	4,191	4,211
	水そう付消防ポンプ自動車	1,156	1,189	1,224	1,280	1,357	1,418	1,520	1,740	1,924	1,993
	小型動力ポンプ	734	762	772	882	923	946	942	1,136	1,434	1,681
	はしご付消防ポンプ自動車	151	200	230	269	298	401	442	510	618	697
	化学消防自動車	153	197	257	318	366	463	501	569	630	665
	救急指揮車	571	689	835	1,015	1,229	1,433	1,750	2,148	2,601	2,861
	無線自動車	120	124	332	339	454	523	627	775	901	926
	その他の消防自動車	500	520	713	850	863	1,023	1,058	1,233	1,362	1,280
	消防艇	33	30	31	36	38	39	39	40	41	41
消防団（常備部を含む）	消防ポンプ自動車	11,354	11,738	12,219	12,701	13,201	13,610	13,306	13,631	13,826	13,166
	水そう付消防ポンプ自動車	265	291	304	325	348	400	399	467	460	494
	三輪消防ポンプ自動車	1,202	914	768	597	450	273	124	82	42	13
	手引型動力ポンプ	8,790	7,049	6,464	5,598	4,565	3,333	2,151	1,775	1,368	972
	小型動力ポンプ	51,130	52,250	53,914	56,245	57,606	57,797	55,677	56,391	56,747	51,591
	腕用ポンプ	3,596	2,606	1,781	1,422	1,094	—	—	—	—	—
	その他の消防自動車	656	2,257	5,133	6,126	6,995	8,119	9,296	10,501	11,899	12,791
合計	消防ポンプ自動車	13,955	14,410	15,000	15,613	16,274	16,928	16,893	17,518	18,017	17,377
	水そう付消防ポンプ自動車	1,421	1,480	1,528	1,605	1,705	1,818	1,919	2,207	2,384	2,487
	三輪消防ポンプ自動車	1,210	921	774	600	454	276	125	83	43	14
	手引型動力ポンプ	8,796	7,059	6,467	5,602	4,571	3,339	2,155	1,777	1,377	975
	小型動力ポンプ	51,864	53,012	54,686	57,127	58,529	58,743	56,619	57,527	58,181	53,272

都市においては，石油類等の危険物火災をはじめ高層建築物及び地下街等における特殊災害に対処するため，化学消防自動車，はしご付消防ポンプ自動車，救急自動車が増加している。

近年，コンビナート等における危険物施設，中高層ビル，地下街等の増加に伴い，特殊な災害が増加しているが，これらの災害の防御あるいは人命救助に対しては現在の消防機械では十分とはいえないので救助工作車，排煙車，破壊車，消防艇，ヘリコプター等の高度な科学消防機械の整備と開発を促進しなければならない。

イ　消防水利

消防水利は，火災鎮圧のため消防機械とともに不可欠のものである。そのため消防に必要な水利の確保と管理のため「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第７号）を定め，この基準に適合するものを消防水利としている。

それには，消火栓，防火水そう，プール等の人工水利と河川，池，沼，海水等自然水利がある。全国の主な水利の現有数は第２—９表のとおりである。

自然水利は，人工水利とともに消防水利として重要な役割を果たしているが，渇水期，排水期には使用困難又は不能に落ち入り，河川水位，地下水位の低下により，あるいは護岸，道路，埋立等の工事による影響を受け，目的を十分に果たせない場合がある。

第2—9表　消防水利の保有数

消防水利	50. 4. 1現在	49. 4. 1現在	比較増減数	増減率
				%
全国の現有数	845,931	855,849	△ 9,918	△ 1.2
消火栓	616,543	626,862	△10,319	△ 1.6
防火水そう	204,701	202,635	2,066	1.0
20㎥～40㎥未満	86,156	91,707	△ 5,551	△ 6.1
40㎥以上	118,545	110,928	7,617	6.9
井戸	24,687	26,352	△ 1,665	△ 6.3
20㎥～40㎥未満	13,772	16,343	△ 2,571	△ 15.7
40㎥以上	10,915	10,009	906	9.1

一方，住宅，事業所等の新増築に伴い市街地，密集地が拡大し，消防水利を必要とする地域が大都市近郊に増加している。

したがって，こうした新たな需要に応じ今後とも安定した消防水利の増強を図ることが必要であるが，これらの中で防火水そうは①自然水利と異なり渇水，干潮等の影響を受けることがない。②消火栓のように使用時間，季節，水源の変化等の影響による水圧，水量の変化がない。③消火栓に比べ耐震性が強い等の長所を有するので今後とも一層その増設を推進する必要がある。

ウ　火災通報施設

火災をはじめ各種災害を最小限度にくい止めるには，早期通報，初動体制の整備が重要である。火災通報施設には，消防機関相互の消防電話，一般に使用される火災報知機，火災報知専用電話（119番）及び加入電話がある。このうち火災報知専用電話（119番）による通報は，利用度も高く，損害を小さい範囲で防止するうえに大きな役割を果たしている。

（ア）　消防無線電話

大規模災害時においては，有線電話による通報が不能になり的確な情報の収集及び伝達等に重大な支障を生ずることが少なくない。

消防無線電話は，こうした場合に極めて有効な力を発揮する。それは災害現場からの情報の収集，各消防隊への適切な対策の指示，災害事故による負傷者の症状等について行動中の救急自動車への連絡，救急病院への連絡等に広く活用されている。全国の消防無線電話の保有数は第2—10表のとおりである。

無線電話には，中短派と超短波とがあるが，災害対策業務をはじめ救急業務が増大し，広域化しつつある最近の事態に対処するため，時に高度の性能を有する超短波施設の普及が進んでいる。

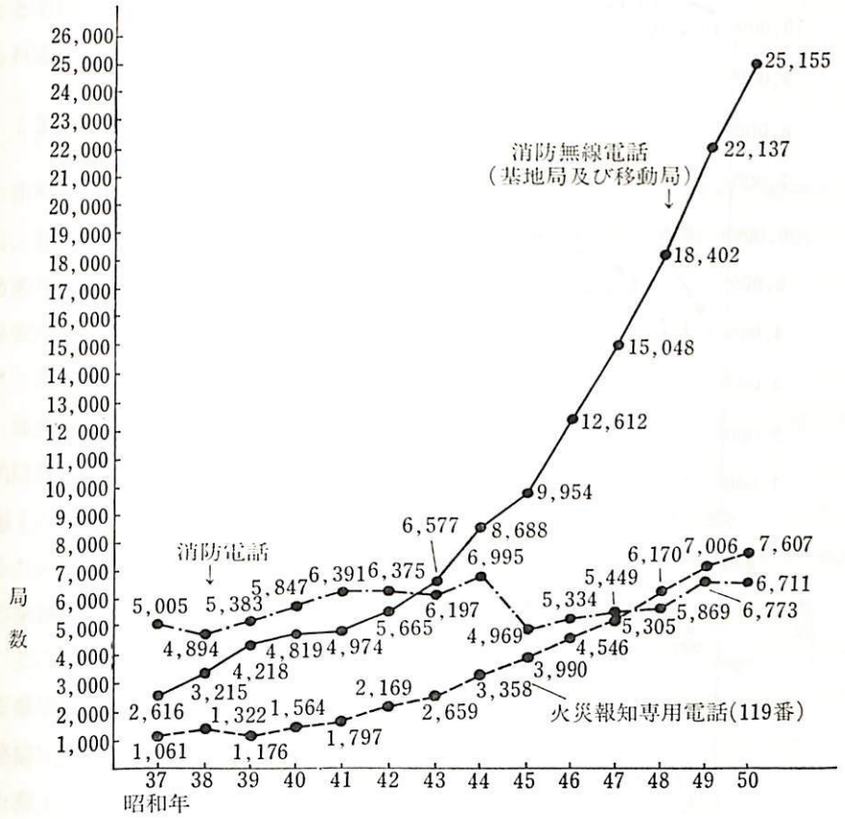
（イ）　火災報知専用電話

火災報知専用電話は，加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災その他の災害の発生を通報するものであり「119番」がこれに該当する。これは昭和50年4月1日現在では全国で7,607回線保有しており，前年対比で601回

第2—10表　消防無線電話の保有数

区　　分	50. 4. 1現在	49. 4. 1現在	比較増減数	増　減　率
局　　数 （基地及び移動局）	25,155	22,137	3,018	% 13.6
中　短　波 （　〃　）	157	272	△ 115	△42.3
超　短　波 （　〃　）	24,998	21,865	3,133	14.3

第2—11図　消防無線電話，火災報知専用電話及び消防電話の推移

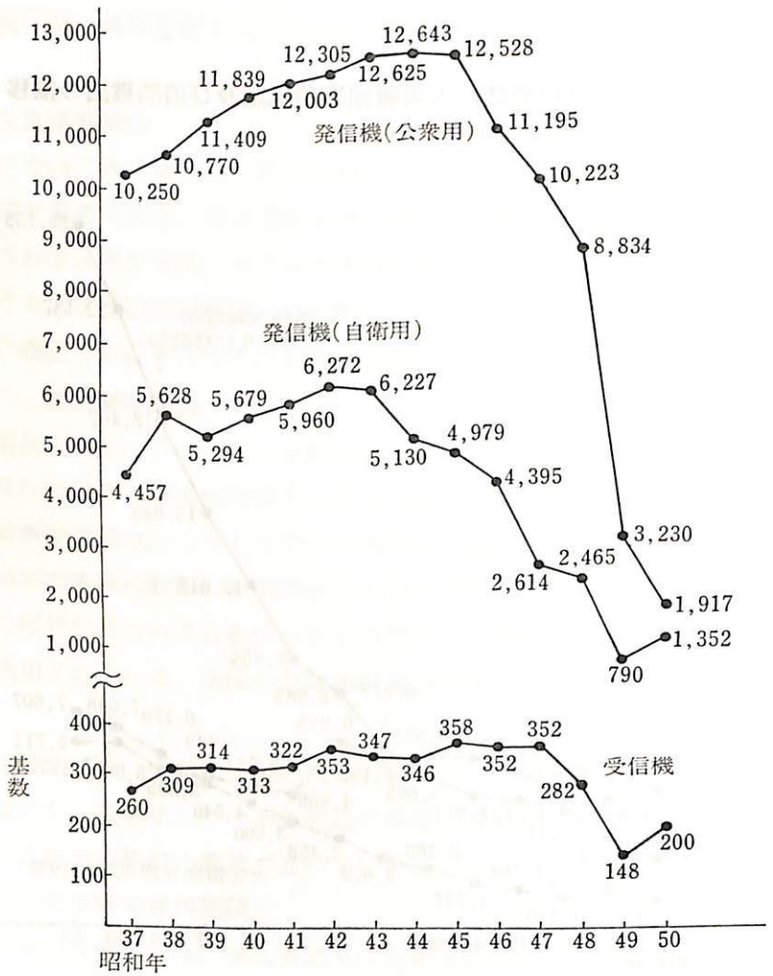


線（8.6%）の増加となり昭和41年に比べて約4.2倍の増加である。

（ウ） 消防電話

この電話は，消防本部・署等の消防機関相互を結ぶ消防専用電話であり，

第2—12図　火災報知機の推移



各種災害の消防機関相互の情報連絡等に大きな役割を果たしている。昭和50年4月1日現在では全国で6,711回線である。

（エ） 火災報知機

火災報知機には，市町村が公衆の用に供するため，街路等に設置し消防機関と直結している公衆用のものと，防火対象物の所有者，管理者が設置する自衛用のものとがある。公衆用のものと自衛用のうち市町村の消防機関に直結されている火災報知機の設置状況は第2—12図のとおりである。また，火災報知機は昭和50年4月1日現在で3,269基であり，前年に比べ751基（18.7%）の減少になっている。これは加入電話の普及に伴いその役割が低下するとともにいたずら通報や誤報が多く，消防機関の出動体制がこれにより妨げられる等によるものである。

（3） 関係行政機関との協力

市町村の消防業務を円滑に推進するためには，関係行政機関と連絡を密にし，相互に協力体制を確保しなければならない。関係行政機関は，例えば，防衛庁，海上保安庁，林野庁，建設省及び運輸省等であるが，ここでは海上保安庁，運輸省との協力関係について述べる。

ア 海上災害

領海内の消防については，昭和24年12月9日付で海上保安庁と当時の国家消防庁との間に「海上保安庁と消防機関の業務協定」が締結されていたが，海上の船舶火災発生危険の増大を考慮し，その内容を実情に即したものとするため，昭和43年3月29日にこれを改めて「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」が交換された。

この覚書は，領海内における船舶の火災による消火活動及びこれに関連する事項について，両機関が協力し，円滑に消防活動を行うため締結すべき業務協定の基本を定めたものである。これによって市町村は，一層実情に即した海上火災の消火活動が可能になった。

なお，タンカーの出入する港湾数は252港であるが，港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署との業務協定の締結状況は第2—13表のとおりである。

第2—13表　タンカーの出入する港湾所在市町村の業務協定（市町村消防機関と海上保安官署）締結状況（51. 4. 1現在）

区　　分	締結市町村	未締結市町村	計
10,000 t　以　上	64	23	87
1,000 t 以上～10,000 t 未満	42	29	71
500 t 以上～ 1,000 t 未満	19	43	62
500 t　未　満	29	57	86

さて，海上火災についての業務協定については以上みてきたとおりであるが，第76国会で成立した石油コンビナート等災害防止法の国会審議において，大型タンカーによる災害を防止する措置及び海上の防災対策の強化について法的措置を講ずるべき旨の附帯決議がなされ，これをうけて政府は，「海洋汚染防止法」の改正を検討したところである。

従来，環境保全法であった「海洋汚染防止法」に海上災害防止の性格を加え，「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と題名を改め，昭和51年2月に改正案を国会に提出した。同法案は，昭和51年5月19日成立のはこびとなり，昭和51年6月1日公布され，昭和51年9月1日からその一部が施行されている。

今回の改正点は，万一海上災害が発生し，又は発生しようとするときの拡大防止措置に重点を置いたものであり，その主な内容は次の通りである。

① 一定の大きさ以上のタンカーが，主要な湾内，内海等の一定の海域を航行するときは，その所有者は，油回収船等を配備しなければならないこと。

② 危険物の排出があった場合又は海上災害が発生した場合は，船長等は，海上保安庁の事務所に通報するとともに火災の発生の防止，延焼の防止，人命の救助等のための応急措置及び付近船舶等への注意喚起措置をとること。

③ 危険物の排出又は海上火災が，ふ頭に係留された船舶及び陸地にある施設に係るものである場合には，原則として消防機関の長が，その他の場合には，原則として海上保安庁長官等が，火災の防除に係る権限を行使すること。

④ 消防機関と海上保安庁長官等は，相互に密接な連絡をとり海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力しなければならないこと。

以上の法律改正によって消防機関と海上保安官署との協力関係が整備されたが，今後は，この法律の趣旨に則り総合的な防災活動が円滑に実施できるよう普段から心掛けておく必要がある。

イ　空港災害

航空機事故は一旦発生すれば，大惨事を招来するおそれがあるので，これを最小限にくいとめるために，空港と市町村の消防機関による消火，救助活動が円滑に行われるよう，あらかじめ協力関係について協定を締結しておく必要がある。このため，協定準則の作成及び内容について消防庁と運輸省との間で協議を進めてきたが，昭和45年5月に至り，この協議が成立し，空港所在市町村においてこの協定準則を基本として協定の締結が進められている（附属資料20参照）。

（4）　自衛消防力

近年，重化学工場，石油コンビナート，その他の大規模な事業所の爆発・火災事故は増加の傾向を示している。企業自体が，火災，その他の災害の発生を予防し，被害の軽減を図ることは企業として当然のことであるが，特に災害発生の危険度の高い企業や，災害により他に重大な被害をおよぼすおそれのある企業では，その社会的責任として消防組織，設備を完備する必要がある。

自衛消防とは，広義には市町村が設置する公設消防以外の消防組織をいうが，ここでは，消防法第8条の規定にかかる工場，事業所等であって消防機械器具を有し，これを運営する要員を備えた組織をいう。

なお，危険物施設のある事業所に設置されている自衛消防組織については「各論，4危険物行政の現況と対策，(2)危険物行政の現状と問題点，ア危険物の現状，(エ)自衛防災組織等を設ける事業所」の項を参照されたい。

自衛消防力の概況は，第２—14表のとおりである。今後も事業所，工場における火災，その他の災害は増加するものと考えられ，各企業においては，自衛消防力の質的向上を図り，市町村消防との密接な連携をとり，災害の予防，被害の軽減を促進するよう一層の努力が望まれる。

第2—14表　自衛消防力の概況

区　　分	50. 4. 1 現在	49. 4. 1 現在
自衛消防力を有する工場，事業所	22,903	26,850
自衛消防隊数	25,043	30,653
隊員数	864,705	907,470
消防ポンプ自動車	933	894
水そう付消防ポンプ自動車	300	298
三輪消防ポンプ自動車	73	76
手引動力ポンプ	1,485	1,527
小型動力ポンプ	9,987	10,302
化学消防自動車	726	662
大型消火器	57,327	52,400

（注）　本表は危険物のある事業所に設置されている自衛消防組織の自衛力を含む。

3　予防行政の現況と対策

（1）　火災予防運動

ア　全国火災予防運動

火災のほとんどは人災である。些細な不注意や不始末がもとで発生している火災が多い。

日常生活において，ともすれば火気の安全管理への配慮がおろそかになりがちであるが，火災を未然に防止し，人命，財産を守るためには，まず，火気を使用する国民が身近な火気に注意し，出火の危険を自ら排除することが肝要である。

このため，毎年春秋の２回，全国火災予防運動を実施し，国民への防火思想の普及宣伝に努めているところである。

火災予防に関する国民運動が，現行のように年２回，全国的に行うようになったのは，自治体消防が発足した年の翌年（昭和24年）からである。実施期間は，その年々によりまちまちであったが，秋季は昭和28年，春季は昭和30年から，都道府県等関係機関の意見をもとに現行の期間に統一し，現在に至っているものである。

運動の具体的展開については，国が定める全国いっせい実施事項を中心に，国及び都道府県は主に広域的な広報宣伝活動を行い，市町村消防機関は，防火展覧会，防火講演会等多彩な行事を開催するほか，実地に避難訓練，各家庭に対する防火指導，消火訓練（消火器等の使い方）等を行っているが，今後も反省と工夫を重ねて根気よく運動を続け，国民の防火意識の一層の高揚を図っていく必要がある。

（ア）　秋季全国火災予防運動（昭和50年11月26日～12月２日）

秋季全国火災予防運動は，火災多発期である冬季を目前に控えた時期に国民一人一人の火災に対する警戒心を喚起し，火災の発生防止及び火災による被害の軽減を図ることを目的としている。

第3—1表　火災予防運動実施期間の推移（消防組織法施行年以降）

年　別	春　季	秋　季
23		10 月 10 日 ～ 10 月 16 日
24	4 月 18 日 ～ 4 月 24 日	10 月 17 日 ～ 10 月 23 日
25	3月7日を含む前後7日間	10 月 8 日 ～ 10 月 14 日
26	3 月 1 日 ～ 3 月 7 日	10 月 7 日 ～ 10 月 13 日
27	3 月 2 日 ～ 3 月 8 日	10 月 12 日 ～ 10 月 18 日
28	3 月 1 日 ～ 3 月 7 日	11 月 26 日 ～ 12 月 2 日
29	3 月 7 日 ～ 3 月 13 日	同　上
30～現年	2 月 末 日 ～ 3 月 13 日	同　上

昭和50年秋季の予防運動では「幸せを明日につなぐ火の始末」を全国統一標語とし，全国いっせい実施事項の重点を，わが家の防火診断，危険物施設の安全管理及び百貨店，旅館，複合用途ビル，地下街等の安全確保におき，その展開を図った。

なお，全国いっせい実施事項の具体的内容は次のとおりである。

a　わが家の防火診断

建物火災で最も多いものは専用住宅及び共同住宅のいわゆる一般住家からの出火であり，また，火災による死者もこれら一般住家において多く発生していることにかんがみ，家庭における火災予防を徹底するため，次の事項について各家庭が防火診断を行い，出火危険の排除と人命等の被害の軽減に努めることとした。

(a)　たばこの投げ捨てと寝たばこの防止
(b)　暖房器具の安全点検
(c)　ガス器具等のガスもれ点検及び点火・消火の確認
(d)　老人，幼児，病人の就寝場所の安全点検
(e)　消火用具の準備

b　危険物施設の安全管理

昭和49年末の三菱石油水島製油所（倉敷市）の重油流出事故，昭和50年2月の大協石油四日市製油所（四日市市）のタンク火災等，危険物施設における事故や火災が続けて発生したが，これらの事故等は，危険物を取り扱う施設及び設備の管理不十分，危険物の取扱いの不注意等に起因しているものが多く見受けられることにかんがみ，危険物施設関係者が次の事項を積極的に実施し，危険物施設の安全確保を図ることとした。

(a)　危険物施設の安全点検の実施
(b)　緊急時の通報連絡体制の整備
(c)　保安教育の徹底

c　百貨店，旅館，複合用途ビル，地下街等の安全の確保

これら不特定多数の者が出入する防火対象物は，出入する者が必ずしも建物内を熟知しているということは少なく，火災に出会った場合は不案内と不慣れとが相まって混乱をひき起こし，その結果，多くの人命損傷を来たすおそれが多分にあることにかんがみ，これら施設関係者が次の事項を実施し，人命安全の確保の徹底を図ることとした。

(a)　避難路の確保
(b)　避難誘導の徹底
(c)　避難訓練の実施
(d)　消防用設備等の設置の促進及び保守管理

（イ）　春季全国火災予防運動（昭和51年2月29日～3月13日）

春季全国火災予防運動は，火災が発生しやすく，また，季節風等の影きょうで大火になりやすい春季を迎える直前に，火災に対する国民の警戒心を一層高め，出火の防止と被害の軽減を図ることを目的としている。

昭和51年春季の予防運動では，前年秋季の予防運動と同一の防火標語のもとに，暮しの中の防火点検，旅館，ホテル，デパート，複合用途ビル，地下街等における安全確保，危険物施設の安全管理及び車両及び林野の火災予防を全国いっせい実施事項の重点とし，その展開を図った。

全国いっせい実施事項の具体的内容は，次に示すとおり，車両及び林野の火災予防を除き前年秋季の予防運動とその基調は同一であるが，春季は行楽期でもあり，一般家庭では家を留守にしたり，旅館，ホテル等に宿泊する機

会が多いので，このような場合の火災予防についても予防運動の重点的事項に加え，その徹底を図った。

a　暮しの中の防火点検

(a)　たばこの投げ捨て，放置及び寝たばこ習慣の防止の徹底

(b)　ガス器具の正しい使い方の習熟

(c)　おでかけ前，おやすみ前の火の元点検

(d)　老人，子供，病人の安全避難の確保

(e)　水バケツ，消火器等の消火器具の準備の励行と消火テクニックの習得

b　旅館，ホテル，デパート，複合用途ビル，地下街等における安全確保

(a)　消防用設備等の総点検と機能保持

(b)　避難通路の安全確保

(c)　消防計画の再確認

(d)　旅館，ホテルにおける避難径路の案内と夜間巡回の励行

(e)　通報，避難誘導訓練の実施

c　危険物施設の安全管理

(a)　危険物施設の安全点検の実施

(b)　緊急時の通報連絡体制の整備

(c)　保安教育の徹底

d　車両及び林野の火災予防

車両の火災予防については，消防庁と運輸省の共唱による車両火災予防運動により，また，林野の火災予防については，消防庁と林野庁の共唱による全国山火事予防運動により，その徹底を図った。

イ　車両火災予防運動（昭和51年２月29日～３月６日）

車両火災予防運動は，昭和26年４月，横浜市桜木町において発生した京浜東北線の国電火災（死者92名）を契機に，車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることを目的に実施されるようになったものである。

この運動は，当初，各地方毎に実施し，時期的にも区々に亘っていたが，

各方面からの要望もあったため昭和29年から，春季全国火災予防運動の実施期間に合せて実施することとした。また，現行のように春季全国火災予防運動実施期間の前半７日間として全国統一を図ったのは，その翌年の昭和30年からである。

昭和51年の車両火災予防運動では，次の事項を重点実施事項として掲げ，すべての車両及び車両関係者並びに利用者を対象に車両火災防止の徹底を図った。

a　禁煙車両内における喫煙の防止と窓からのたばこの投げ捨ての防止

b　危険物品の車内持込防止

c　車両及び駅舎における初期消火，通報及び避難誘導訓練の実施

d　消火器の点検及び取扱い方法の習熟並びに管理の徹底

e　食堂車等における火気設備の総点検

f　車両の防火点検整備

g　危険物輸送における安全運転の励行

ウ　全国山火事予防運動（昭和51年２月29日～３月６日）

全国山火事予防運動は，例年，林野火災が晩冬から春先にかけての乾燥期に多く発生することから，ハイカー，林業労働者等入山者の多くなる時期に，山火事予防思想の普及を図り，出火危険の積極的な排除に努めることを目的として行うものである。

この運動は，従来，消防庁と林野庁が各々独自の立場で行っていたが，予防活動を，より効果的なものとするため，昭和44年から消防庁と林野庁の共唱による予防運動に一元化し，実施期間についても原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせることとしたものである。

国土の狭少なわが国にとって，森林は貴重な資源であるが，これが例年，火災により焼失していることは，国家的損失といわなければならず，その防止対策は，積極的に推進しなければならない。

林野火災の原因の過半数は，ハイカー，農耕者等入山者のたばこ，たき火などの不始末によるものであるが，これら入山者の数は，道路網の整備，レジャー人口の増加等により，逐年増加しており，入山者の防火意識の高揚に

は一層の努力が必要である。

昭和51年の全国山火事予防運動では，「どんな火もいやです山はみどり好き」を統一標語として，次の事項を重点に広報活動や，消火訓練等の行事の実施を通じ，ハイカー，林業労働者，森林所有者，農民，学童その他一般国民に対して運動を展開し，林野火災の未然防止に努めた。

a　たき火の跡始末を完全にすること。

b　たばこの吸殻は必ず消すこと。

c　マッチ，ライターの使用は，強風又は乾燥時には努めてさけること。

d　紙くず等燃えやすいごみ類は，所定の場所に捨てること。

e　火入れの許可は必ずとること。

エ　文化財防火デー（昭和51年１月26日）

これは，文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定される文化財を火災から守るための防火運動で，文化財関係者の防火意識の向上と国民一般の文化財愛護思想の高揚を図ることを目的とするものである。

この運動は，昭和24年１月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺等の重要文化財の焼失を契機とし，昭和29年以来，毎年１月26日を「文化財防火デー」と定め，この日を中心に，消防庁と文化庁の共唱により，全国的に実施しているものである。

昭和51年の文化財防火デーは，第22回目に当たるが，国では，広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図り，また，文化財の所有者及び管理者は，消防機関の指導のもとに消火訓練，重要物件搬出，避難訓練等を積極的に実施し，文化財の防火対策の整備充実に努めた。

オ　民間防火組織

民間の防火組織には，家庭の主婦を主体とした婦人防火クラブと，小中学生徒を対象とした少年消防クラブとがあり，それぞれの立場において，火災予防に努め，広く火災予防思想の普及に貢献している。

クラブ数および人員は，昭和50年４月１日現在，婦人防火クラブでは，7,740団体（前年7,682団体），105万1,459人（前年97万9,317人），少年消防クラブでは，4,553団体（前年4,924団体）43万7,891人（前年46万5,611人）

である。

婦人防火クラブは，従来，その大部分が小都市や町村部に結成されてきたが，最近は大都市においても婦人防火協力隊，家庭防火指導員等の名称を用いてその結成が進められている。このクラブは，各家庭の防火診断をはじめ，火を使用する器具類の正しい取扱い方法，消火器具の操作方法，防火座談会の開催等，火災予防のための活動並びに研究を行っている。近年，特に農山漁村地帯においては，出かせぎ等により男手が不足し，消防団員は減少の傾向を示しているが，これを補う意味でも婦人が，消火活動にも従事して消防団の活動を補う事例が多くなってきている。

少年消防クラブは，少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせ，各家庭や学校における火災の防止を図るとともに，火災予防思想の素地をつくることを目的とするものであって，昭和25年少年消防クラブ取扱要綱が制定されたことにより，学校，消防署又は市町村を単位に全国各地でクラブの結成が始まり，昭和28年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長消防庁長官）が設けられた。

少年消防クラブの活動内容は，それぞれの地域の地理条件，気象状況等の環境条件によって異なるが，主なものは視聴覚教育，実地見学，研究発表会，防火弁論大会，避難訓練，防火ポスター等の製作，火災予防運動行事への参加，協力等であり，特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

全国少年消防クラブ運営指導協議会は，少年消防クラブ育成のため，毎年３月表彰を行い，優良少年消防クラブ及び指導者に対して表彰旗及び記念品を授与している。昭和51年３月に行われた表彰では，表彰旗を授与されたクラブ15団体，記念品を授与されたクラブ22団体，記念品を授与されたクラブ指導者12名である。

（２）　自主防火体制

ア　防火管理者

火災の発生を防止し，火災による被害の軽減を図るためには，市町村消防

機関の強化拡充だけでは不十分であり，一般国民の不断の協力を要するのは言うまでもない。

防火管理者制度は国民自らの自衛手段によって，火災を予防し，被害を軽減することを目的とした制度である。

すなわち，消防法上，多数の人（劇場，キャバレー，飲食店，百貨店，旅館，ホテル，病院，老人福祉施設，サウナ浴場等の不特定多数の者又は身体弱者を収容する防火対象物及びこれらの用途に供される部分が存する複合用途防火対象物並びに地下街にあっては，収容人員が30人以上，その他の防火対象物にあっては50人以上）が出入し，勤務し，又は居住する防火対象物（対象物数は，昭和51年３月31日現在全国で50万4,334）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は，一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任し，消防計画の作成，これに基づく消火，通報及び避難訓練の実施，消防用設備等の点検整備，火気の使用又は取扱いに関する監督などの防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととされている。

しかし，近時，防火管理が必要とされる防火対象物においても，防火管理者の未選任，消防計画の未作成，消防用設備等の維持管理の不適，防火対象物の防火上必要な構造，設備の不備欠陥の放置などがみられ，それが火災の拡大あるいは人命の損失の一因ともなっていることは極めて遺憾なことであり，関係者の防火管理意識の高揚と消防機関における適切な指導等により改善を図っていく必要がある。

防火管理者は，防火対象物の防火上の構造，設備及び防火対象物の使用状態に応じた消防計画を作成し，その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないが，消防計画の作成に当たり，特に避難体制の確立及び消防用設備等の点検，整備等については，十分留意する必要があり，また，届出を受けた消防機関は，同計画の適正化について十分に指導助言をする必要がある。

避難体制の確立については，火災時に避難行動が有効に行えるように避難時の情報連絡，避難者の誘導方法，避難施設の効果的な利用等について，従

業員等の任務分担を明確にし，定期的（特に不特定多数の者又は身体弱者を収容する防火対象物及びこれらの用途に供される部分が存する複合用途防火対象物においては，年２回以上）に避難訓練を行わなければならない。

また，消防用設備等は，火災時に有効にその機能が発揮されるよう日頃から点検，整備を十分行っていかなければならない。

更に，特定の防火対象物については，防火管理者自ら又は消防設備士等が定期点検を行い，その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

なお，防火管理者は，これらすべての防火管理業務を行う場合には，火元責任者等の補助者を管理監督して，業務の遂行にあたらせ，防火管理がその防火対象物の全体にいきわたるようにする必要がある。

防火管理者の資格は，消防機関が実施する防火管理者講習を受講する等により付与されるが，最近における建築構造，設備及び建築材料等の多様化に伴い，防火管理者に要求される知識，技能は高度なものとなっているので，防火管理者は，資格を取得した後でも，常に防火上必要な知識，技能の習得に努める必要があると同時に，消防機関においても防火管理者の指導と講習会等により防火管理者の資質の向上に一層の努力を払う必要がある。

また，防火管理者がその業務を有効に実施できるよう，防火管理者の資格要件として，防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあることとされているが，防火対象物の管理権原者は，防火管理者を選任しさえすれば，これに防火管理業務をすべて任せきりにしてよいわけではなく，常に防火管理者に対する指導，監督に努め，防火管理業務を適切に実施させるよう配慮しなければならない。

次に，防火管理実施状況を10大都市についてみると，第３—２表のとおりである。

これによると防火管理者の未選任対象物及び消防計画の未作成対象物が相当数存在していることを示しているが，このうちには，消防機関が防火管理者の選任，消防計画の作成について現に指導中であるものが多く含まれているものと思われる。防火管理者制度の重要性にかんがみ，防火管理者の選任及び消防計画の作成について強力に指導するとともに，消防長又は消防署長

第3—2表　10大都市における防火管理実施状況

（昭和51年３月31日現在）

防火対象物の区分 / 項目	(一)		(二)		(三)		(四)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等
対象数	676	2,359	2,112	5,471	1,565	14,187	7,963
防火管理者選任届出数	659	2,015	1,372	4,461	1,282	10,257	6,367
消防計画届出数	601	1,523	767	2,843	925	5,827	4,756

防火対象物の区分 / 項区	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)
	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場
対象数	4,681	21,492	2,645	2,899	2,616	5,190	215	557
防火管理者選任届出数	4,168	18,525	2,466	2,769	2,523	5,037	206	508
消防計画届出数	3,295	12,477	2,128	2,485	2,193	4,447	175	394

防火対象物の区分 / 項目	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)
	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫
対象数	4,678	397	2,036	9,196	124	848	6	1,216
防火管理者選任届出数	4,570	377	1,841	8,745	104	776	6	1,041
消防計画届出数	4,275	339	1,378	7,385	70	620	5	758

防火対象物の区分 / 項目	(十五)	(十六)		(十六の二)	(十七)	合計
	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	
対象数	21,200	14,713	3,938	19	126	133,125
防火管理者選任届出数	19,162	11,142	3,041	18	123	113,561
消防計画届出数	14,438	7,352	1,940	18	123	83,537

（注）　10大都市とは，札幌市，東京都，川崎市，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市，福岡市である。

は，防火管理者が選任されていない場合の選任命令及び防火管理者の行うべき防火管理業務が，法令の規定又は当該防火対象物の消防計画に従っていない場合にこれらに従って防火管理業務を適切に行わせる措置命令を発することにより，防火管理体制のより一層の徹底を図る必要がある。

イ　共同防火管理

複数の管理権原者が共同して管理する防火対象物は，火災に対しては同一の運命にあることから防火管理上必要な業務は一体的になされることが有効であることは言うまでもない。

消防法上，高層建築物，地下街又は一定規模以上の複合用途防火対象物（不特定多数の者，身体弱者等を収容する用途に供される部分の存する複合用途防火対象物にあっては地階を除く階数が３以上のもの，その他の複合用途防火対象物にあっては，地階を除く階数が５以上のもの）で管理系統が分かれているもの（対象物数は昭和51年３月31日現在全国で３万1,551）については，これらの防火対象物の各管理権原者は，共同して防火対象物全体の防火管理を行わなければならないこととされている。

すなわち，各管理権原者は，協議のうえ共同防火管理協議会の設置，統括防火管理者の選任，全体の消防計画の作成等を定めるとともに，遅滞なく，その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ることが義務付けされている。

10大都市における共同防火管理実施状況についてみると，第３—３表のとおりで，共同防火管理を適切に運用するために必要な協議事項が届け出されていない防火対象物が，まだ相当数存在していることを示している。特に一

第3—3表　10大都市における共同防火管理実施状況

（昭和51年３月31日現在）

区分 / 項目	高層建築物	(十八)		指定地下街	計
		イ（３階以上）	ロ（５階以上）		
対象数	1,127	13,548	2,290	41	17,006
協議事項届出数	661	6,333	874	38	7,906

（注）　10大都市とは，札幌市，東京都，川崎市，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，北九州市，福岡市である。

定規模以上の複合用途防火対象物においては，協議事項の届出数がその対象数の半数以下となっている。

消防機関は，防火管理者の場合と同様に，共同防火管理について必要な事項が定められていないと認める場合には，これを定めるべきことを命じ，その徹底を図るとともに，すでにこれらを定めているものについてもこれの円滑な実施についての指導を行い，火災予防の一層の推進を図る必要がある。

（3） 消防用設備等規制

ア 防火対象物の実態

昭和50年4月1日現在における防火対象物（消防法施行令別表第1(一)項～(㈣)項に掲げるもので延面積150㎡以上のもの）の数は第3—1表に示すとおりである。

全国の防火対象物の総数は145万3,252件で，前年同期の144万4,162件に比べ9,090件（0.6%）増で，昭和48年の対前年伸び率9.3%，昭和49年の対前年伸び率4.0%と比較した場合，その伸び率の減少は著しく，我が国の経済状況を反映していることがうかがえる。

また，10大都市における防火対象物の数は，全国の29.7%を占め前年同期と比べた場合の増加率は，4.7%と全国の伸び率より高い。

イ 消防用設備等の規制の現況

消防法第17条第1項の規定により，学校，病院，工場，事業場，興行場，百貨店，旅館，飲食店，地下街，複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるもの（消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物）の関係者は防火対象物の用途，規模，構造等に応じて消防法施行令，同施行規則で定められている基準に従って消火設備（消火器，屋内消火栓設備，スプリンクラー設備，水噴霧消火設備，二酸化炭素消火設備，動力消防ポンプ設備等），警報設備（自動火災報知設備，漏電火災警報器，非常警報設備等），避難設備（すべり台，避難はしご，誘導灯等），消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備，連結散水設備，連結送水管，非常コンセント設備，無線通信補助設備）を設置し，維持することが義務づけられている。

第3—1表 防 火 対 象 物 数 調（50.4.1現在）

事項＼防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等
防火対象物数（150㎡以上）	全国	件 3,238	27,425	9,585	14,659	12,272	38,456	50,203
	10大都市	件 673	2,217	4,189	5,677	2,741	8,053	10,664
	割合	% 20.8	8.1	43.7	38.7	22.3	20.9	21.2

事項＼防火対象物の区分		(五)		(六)			(七)	(八)	(九)
		旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場
防火対象物数（150㎡以上）	全国	78,973	241,894	45,495	25,082	16,747	79,305	1,364	1,866
	10大都市	10,758	147,592	10,173	3,479	3,245	14,868	232	681
	割合	13.6	61.0	22.4	13.9	19.4	18.7	17.0	36.5

事項＼防火対象物の区分		(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)
		一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫
防火対象物数（150㎡以上）	全国	14,543	3,604	36,894	355,408	391	16,734	229	122,856
	10大都市	6,292	942	4,388	76,145	157	4,741	41	24,922
	割合	43.3	26.1	11.9	21.4	40.2	28.3	17.9	20.3

事項＼防火対象物の区分		(十五)	(十六)		(十六の二)	(十七)	計	昭和49年の防火対象物数	増減率
		事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財			
防火対象物数（150㎡以上）	全国	146,042	80,565	28,079	56	1,287	1,453,252	1,444,162	0.6%
	10大都市	44,190	27,704	16,596	52	294	431,706	412,217	4.7%
	割合	30.3	34.4	59.1	92.9	22.8	29.7	28.6	

注1. 防火対象物の区分は，消防法施行令別表第1による区分であり，施設の名称はその例示である。

2. 割合は全国を100とした場合における10大都市の防火対象物の占める割合である。

なお，従来は法令が制定又は改正された時点に現に存する防火対象物（既存防火対象物）においては，消防用設備等が改正前の法令に適合しておればたりることとされ，改正後の法令に適合する必要は原則としてなかったが，大阪千日ビル，熊本大洋デパート等不特定多数の者が集まる防火対象物で多数の死者を出す火災が続発したため，これら不特定多数の者が集まる防火対象物の消防用設備等を充実するため，昭和49年６月消防法の一部が改正され百貨店，地下街，複合用途防火対象物にあっては，昭和52年３月31日までに，旅館，病院等その他の特定防火対象物にあっては，昭和54年３月31日までに既存のものであっても現行の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し，維持しなければならないこととされた。

また，消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため，防火対象物の種類に応じてその関係者は，消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに，定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ，その結果を消防長又は消防署長に報告することを義務づけている。

ウ　消防用設備等の設置の現況

消防用設備等の設置状況を10大都市についてみると附属資料15のとおりである。そのうち，主な消防設備について百貨店，地下街，特定複合用途防火対象物におけるその設置状況は第３—２表のとおりである。

第3—2表　10大都市における主な消防用設備の設置状況

区分	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			水噴霧消火設備等		
	設置必要数	設置済	%	設置必要数	設置済	%	設置必要数	設置済	%
百貨店等	1,533	1,132	74	350	227	65	167	132	79
地下街	41	34	83	37	28	76	19	15	79
特定複合用途防火対象物	4,431	4,040	91	1,359	796	59	686	547	80

これによると既存そ及防火対象物のうち昭和52年３月31日までに消防用設備等を設置しなければならない百貨店，地下街及び複合用途防火対象物の設置状況は，百貨店では屋内消火栓設備74％，スプリンクラー設備65％，水噴霧消火設備等79％，地下街では屋内消火栓設備83％，スプリンクラー設備76％，水噴霧消火設備等79％，特定複合用途防火対象物では屋内消火栓設備91％，スプリンクラー設備59％，水噴霧消火設備等80％となっている。

また，全国におけるスプリンクラー設備の設置を要するすべての防火対象物での設置状況は，第３—３表に示すとおりで，設置済の防火対象物は件数で65.6％，面積で67.7％である。なお，法律上設置を要しない既存不適格防火対象物を除くと設置済の防火対象物は件数で66.5％，面積で68.2％になる。

第3—3表　全国におけるスプリンクラー設備設置状況（51.4.1現在）

事項		数及び延面積
設置を必要とする防火対象物	数	7,045件
	延面積	71,544,141㎡
未設置防火対象物	数	2,213件
	延面積	21,891,855㎡
既存不適格防火対象物	数	92件
	延面積	443,891㎡
違反防火対象物	数	117件
	延面積	737,680㎡

（注）「設置を必要とする防火対象物」等についての定義は，第3—2表の（注）を参照のこと。

エ　防炎規制

（ア）　防炎物品使用の現状

火災予防の一環として，消防法第８条の３の規定により，旅館，ホテル，病院，劇場等の不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火対象物を防炎防火対象物とし，そこで使用するカーテン，どん帳，展示用合板等の物品は，所定の防炎性能を有するもの（防炎物品）でなければならないこととされている。

昭和51年３月31日現在で全国の防炎防火対象物における防炎物品の使用状況は，第３—４表（その１）及び（その２）に示すとおりであり，カーテ

第3—4表　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況（全国）

（その１）　カーテン・どん帳等

（昭和51年３月31日現在）

防火対象物の区分 / 使用状況の区分		(一) 劇場等	(一) 公会堂等	(二) キャバレー等	(二) 遊技場等	(三) 料理店等	(三) 飲食店	(四) 百貨店等	(五)イ 旅館等	(六) 病院等
防炎防火対象物数		3,123	27,956	9,360	13,642	11,999	49,227	62,829	77,960	42,638
カーテン・どん帳等を使用している防炎防火対象物	全部防炎物品を使用しているもの	1,305	7,447	2,403	3,729	3,148	12,306	12,158	32,928	19,140
		(53.1)	(46.3)	(43.1)	(50.5)	(43.0)	(43.8)	(44.9)	(53.9)	(59.0)
	全部又は一部について防炎物品を使用していないもの	1,152	8,650	3,175	3,660	4,167	15,778	14,924	28,119	13,314
	小　計	2,457	16,097	5,578	7,389	7,315	28,084	27,082	61,047	32,454
カーテン・どん帳等を全く使用していない防炎防火対象物		666	11,859	3,782	6,253	4,684	21,143	35,747	16,913	10,184

防火対象物の区分 / 使用状況の区分		(六) 社会福祉施設	(六) 幼稚園等	(九)イ 特殊浴場	(ロ)ロ スタジオ	(ハ) 複合用途 特定	(ハ) 複合用途 一般	(十六の三) 地下街	高層建築物	計	比率
防炎防火対象物数		23,877	14,992	1,663	756	86,248	3,312	58	2,787	432,427	
カーテン・どん帳等を使用している防炎防火対象物	全部防炎物品を使用しているもの	10,513	5,757	761	107	21,701	806	30	1,017	135,256	50.0
		(58.8)	(54.3)	(62.9)	(54.0)	(44.0)	(52.2)	(55.6)	(43.8)		
	全部又は一部について防炎物品を使用していないもの	7,365	4,837	449	91	27,623	738	24	1,306	135,372	50.0
	小　計	17,878	10,594	1,210	198	49,324	1,544	54	2,323	270,628	100
カーテン・どん帳等を全く使用していない防炎防火対象物		5,999	4,398	453	558	36,924	1,768	4	464	161,799	

（注）1.　表中「全部防炎物品を使用している」欄中の（　）書は，各防火対象物ごとのカーテン・どん帳等を使用しているものの数に対する全部防炎物品を使用しているものの割合を示したものである。

2.　令別表第１(16)項及び（16の２）項に掲げる防火対象物並びに高層建築物は，各用途に分割計上せず一括したものである。

（その２）　展示用の合板又は繊維板

（昭和51年３月31日現在）

防火対象物の区分 / 使用状況の区分	(一) 劇場等	(一) 公会堂等	(二) キャバレー等	(二) 遊技場等	(三) 料理店等	(三) 飲食店	(四) 百貨店等	(五)イ 旅館等	(六) 病院等
全部防炎物品を使用している	103	219	59	72	69	206	963	500	142
全部又は一部について防炎物品を使用していない	118	423	139	133	301	770	1,730	846	444

防火対象物の区分 / 使用状況の区分	(六) 社会福祉施設	(六) 幼稚園等	(九)イ 特殊浴場	(ロ)ロ スタジオ	(ハ) 複合用途 特定	(ハ) 複合用途 一般	(十六の三) 地下街	高層建築物	計	比率
全部防炎物品を使用している	199	176	67	21	838	116	2	93	3,844	36.2
全部又は一部について防炎物品を使用していない	179	109	13	37	2,395	50	6	72	7,765	63.8

（その３）　工事用シート

（昭和51年３月31日現在）

防火対象物の区分 / 使用状況の区分		工事中の建築物	比率
工事中の建築物数		25,972	
工事用シートを使用しているもの	全部防炎シートを使用しているもの	9,636	69.6
	全部又は一部について防炎シートを使用していないもの	4,218	30.4
	小　計	13,854	100
工事用シートを使用していないもの		12,118	

ン，どん帳等を使用している防炎防火対象物で，そのすべてについて防炎物品を使用しているのは50.0％で，昭和50年７月１日現在の36.6％と比較すると改善がみられる。また，展示用の合板又は繊維板に係る防炎物品の使用状況をみると，そのすべてについて防炎物品を使用している防炎防火対象物

第3—5表　認定防炎表示者数

都道府県	製造業			防炎処理業			
	昭和50年	昭和51年	増減	昭和50年	昭和51年	増減	昭和50年
北海道		1	1	74	73	△ 1	394
青森				8	8		56
岩手				10	12	2	101
宮城	1	1		8	11	3	216
秋田				7	7		61
山形				3	3		56
福島				8	8		88
茨城				14	14		108
栃木				8	8		170
群馬				9	10	1	165
埼玉	1	2	1	11	13	2	244
千葉				18	18		118
東京	17	22	5	72	73	1	1,091
神奈川				28	31	3	359
新潟				14	14		166
富山				11	11		88
石川				4	5	1	104
福井	1	1		8	10	2	73
山梨				5	7	2	126
長野				15	18	3	206
岐阜	1	1		23	24	1	188
静岡				20	24	4	232
愛知	5	6	1	33	33		489
三重				3	4	1	113
滋賀	1	1		5	5		42
京都	6	6		19	20	1	149
大阪	21	23	2	25	26	1	601
兵庫	2	2		20	21	1	315
奈良				4	4		54
和歌山				8	8		72
鳥取				2	2		55
島根				3	3		58
岡山				5	7	2	164
広島	1	1		12	12		327
山口				16	17	1	180
徳島				1	1		54
香川	1	1		3	3		142
愛媛				3	4	1	88
高知				5	7	2	72
福岡	1	1		19	21	2	501
佐賀				3	3		59
長崎				8	9	1	103
熊本				5	5		124
大分				4	4		109
宮崎				2	2		146
鹿児島				1	2	1	110
沖縄				1	2	1	22
合計	59	69	10	588	627	39	8,559

（注）　昭和50年，51年とも７月31日現在

第3—5表　認定防炎表示業者数（つづき）

都道府県	縫製業		販売業			昭和50年計	昭和51年計	増減
	昭和51年	増減	昭和50年	昭和51年	増減			
北海道	428	34				468	502	34
青森	77	21				64	85	21
岩手	121	20				111	133	22
宮城	235	19				225	247	22
秋田	81	20				68	88	20
山形	82	26				59	85	26
福島	98	10				96	106	10
茨城	118	10				122	132	10
栃木	198	28				178	206	28
群馬	191	26				174	201	27
埼玉	280	36				256	295	39
千葉	142	24				136	160	24
東京	1,348	257	1	2	1	1,181	1,445	264
神奈川	389	30				387	420	33
新潟	208	42				180	222	42
富山	107	19				99	118	19
石川	127	23				108	132	24
福井	78	5				82	89	7
山梨	129	3				131	136	5
長野	226	20				221	244	23
岐阜	207	19				212	232	20
静岡	268	36				252	292	40
愛知	541	52				527	580	53
三重	124	11				116	128	12
滋賀	50	8				48	56	8
京都	165	16				174	191	17
大阪	703	102				647	752	105
兵庫	357	42				337	380	43
奈良	63	9				58	67	9
和歌山	76	4				80	84	4
鳥取	56	1				57	58	1
島根	71	13				61	74	13
岡山	187	23				169	194	25
広島	356	29				340	369	29
山口	202	22				196	219	23
徳島	61	7				55	62	7
香川	150	8				146	154	8
愛媛	96	8				91	100	9
高知	86	14				77	93	16
福岡	585	84				521	607	86
佐賀	79	20				62	82	20
長崎	113	10				111	122	11
熊本	171	47				129	176	47
大分	137	28				113	141	28
宮崎	156	10				148	158	10
鹿児島	143	33				111	145	34
沖縄	43	21				23	45	22
合計	9,909	1,350	1	2	1	9,207	10,607	1,400

は，36.2%となっている。このような状況にかんがみ，防炎規制の重要性を再認識させ，なお一層の普及徹底を図る必要がある。

次に，防炎防火対象物の用途別にカーテン，どん帳等に係る防炎物品の使用状況をみると，カーテン，どん帳等がすべて防炎物品である防炎防火対象物の割合は，特殊浴場（62.9%），病院等（59.0%），社会福祉施設(58.8%)において高く，料理店等（43.0%），キャバレー等（43.1%），飲食店（43.8%）において低くなっている。

防炎工事用シートの使用状況は，第３—４表(その３)に示すとおり，全部防炎シートを使用しているものが69.6%で，昭和50年７月１日現在(53.3%)と比較するとその改善がみられ，カーテン等より普及率は高いが，いまだ防炎物品を使用していないのが30.4%あるので一層その普及を図る必要がある。

（イ） 防炎表示者の認定業務

カーテン等の防炎対象物品が防炎性能を有するかどうかを誰でも容易に判別できるようにするため，消防法第８条の３の規定により，防炎物品には消防法施行規則で定められた防炎表示を付すこととされており，同時に防炎物品でない物品に防炎表示を付すこと，又は紛らわしい表示を付すこと及び定められた表示のないものを防炎物品として販売したり，販売のため陳列することは，禁じられている。

この防炎表示の制度を適正に運用するため，消防庁長官の認定を受けた者でなければ防炎表示を付することができないこととされており，防炎物品の製造業者，防炎処理業者，縫製業者及び販売業者について，それぞれ消防庁長官が認定を行っている。

防炎表示者の認定状況は第３—５表に示すとおりで，昭和51年７月31日現在の認定者数は10,607業者で，前年同期と比較すると1,400業者（15.2%）の増加となっており，そのうち縫製業者が1,350業者（15.8%）の増加でその大部分を占めている。

（ウ） 防炎加工専門技術者の養成

カーテン等の防炎対象物品又はその材料を適正に防炎処理を行うためには，専門的な知識及び技能を持つ専門技術者が必要である。このため，消防庁の指導のもとに財団法人日本防炎協会が全国主要都市において，防炎加工専門技術者の講習会を毎年４～６回実施している。昭和51年３月31日までの受講者は第３—６表に示すとおり3,738名でそのうち2,767名が合格し，2,542名が専門技術者としての資格証の交付を受けている。

第3—6表　防炎加工専門技術者数

区分＼年度	44	45	46	47	48	49	50	計
受講者	672人	796人	433人	263人	660人	696人	218人	3,738人
講習修了者	560	705	345	231	371	421	134	2,767
資格証交付者	511	595	236	310	359	340	191	2,542
再講習修了者						407	202	609

また，繊維技術の向上や防炎薬剤の開発等が盛んであり，技術の進歩に応じた知識及び技能を習得する必要があるので，専門技術者は５年以内ごとに再講習を受けるよう指導している。なお，再講習も財団法人日本防炎協会が行っており，昭和50年度の受講者は202名である。

（エ） 防炎物品の鑑定

防炎物品及び防炎薬剤は，特殊法人日本消防検定協会が消防法施行規則の防炎性能基準に基づいて鑑定を行っている。昭和45年度からの原反及び防炎薬剤の鑑定実施状況は第３—７表（その１）のとおりである。合板又は繊維板については，昭和47年度から実施され，その鑑定実施状況は，第３—７表（その２）のとおりである。

第3—7表　鑑定実施状況

（その１）　原反及び防炎薬剤

区分＼年度	原			反			防炎薬剤		
	試験件数	合格件数	合格率(%)	試験件数	合格件数	合格率(%)	試験件数	合格件数	合格率(%)
45	539	486	90.17	49	34	69.39			
46	460	429	93.26	32	25	78.13			
47	752	675	89.76	24	14	58.33			
48	842	699	83.02	35	27	77.14			
49	570	484	84.91	32	23	71.88			
50	474	400	84.39	11	6	54.55			

（その２） 合板又は繊維板

区分／年度	試験件数	合格件数	合格率（%）
47	12	9	75.0
48	59	42	71.19
49	33	27	81.81
50	17	10	58.82

（オ） 寝具類等の防炎化

消防法で定められている防炎対象物品以外の寝具類や敷物類についても，防炎化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから，防炎製品認定委員会（事務局(財)日本防炎協会）を設け，防炎性能，耐洗たく性，経口毒性，接触皮膚障害性の試験基準を作成し，認定業務を実施している。各試験に合格し認定された製品には，その旨の表示を付し，火災予防上特に必要と思われる寝たきり老人や身体弱[illegible]者を収容する施設を中心にその普及を図っている。昭和50年度の防炎製品認定状況は，第３—８表のとおりである。

第3—8表 防炎製品認定状況

防炎製品の種類	認定申請	
	申請件数	認定件数
ふとん類	6	6
わた（寝具用）	14	14
ふとん・マットレス側地	4	—
毛布類	7	5
マットレス	5	3
幕	3	2
テント・シート	8	2
床敷物	10	10

オ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は，予防行政の根幹として消防法第４条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置，構造，設備及び管理の状況等を検査する予防査察を行っている。昭和50年中に全国の消防機関が行った予防査察の実施状況は，第３—９表に示すとおりである。

第3—9表 火災予防査察実施状況

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等
全国	3,556	18,046	6,153	10,944	10,005	36,605	52,427	70,953

防火対象物の区分	(五)	(六)			(七)	(八)	(九)	
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場
全国	190,521	37,811	21,345	14,091	42,329	922	1,850	9,295

防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等
全国	2,116	15,260	174,274	955	7,750	236	48,303	79,069

防火対象物の区分	(十六)		(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	計
	特定複合用途	一般複合用途	地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
全国	80,523	25,155	159	2,658	289	1	4,109	967,710

予防査察を行った結果，消防長又は消防署長は，防火対象物の位置，構造，設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合には，消防法第５条の規定により，権原を有する関係者に対し，当該防火対象物の改修，移転，除去，使用者の禁止等必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている。昭和50年中に全国の消防機関がこの規定に基づき出した措置命令及び措置命令に基づく是正の件数は第３—10表に示すとおりである。措置命令の件数が最も多いのは，改修に関する命令で524件となっており，その全体に占める割合は81.9%である。

また，消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に

第3—10表　防火対象物に関する措置命令等（消防法第5条）状況

措置命令の内容等＼防火対象物の区分	(イ) 劇場等	(イ) 公会堂等	(ロ) キャバレー等	(ロ) 遊技場等	(ハ) 料理店等	(ハ) 飲食店	(ニ) 百貨店等	(ホ) 旅館等	(ホ) 共同住宅等	(ホ) 病院等	(ホ) 社会福祉施設	(ヘ) 幼稚園等	(ト) 学校	(チ) 図書館等	(リ) 特殊浴場	(リ) 一般浴場	(ヌ) 停車場	(ル) 神社寺院等	(ヲ) 工場等	(ワ) テジレオビスタ等	(カ) 駐車場等	(カ) 航空機格納庫	(ヨ) 倉庫	(タ) 事務所等	(レ) 特定防火対象物又は複合用途	(レ) 一般防火対象物又は複合用途	(ソ) 地下街	(ツ) 文化財	(ツ) アーケード	(ネ) 山林	(ナ) 舟車	計
改修	4	22	4	8	1	84	27	107	18	20	10	10	28	2	1	1	1	21	89		1	11	37	15	1		2					524
（是正件数）	1 (1)	7 (2)	2 (1)	2 (2)	1 (1)	33 (24)	21 (10)	57 (29)	11 (9)	11 (7)	10 (5)	5 (4)	2				1 (1)	13 (2)	56 (29)			1 (1)	22 (9)	12 (6)	3 (1)							272 (141)
移転																																
（是正件数）																																
除去		2				1	21	10	4	7	2		3			1			4			3	8	1				2				67
（是正件数）		1 (1)				1 (1)	13 (12)	6 (6)	2 (2)	2 (2)	1 (1)					1 (1)			2 (1)			3	7 (5)	3 (1)								42 (33)
小計 (A)	4	24	4	8	1	85	48	117	22	27	12	10	31	2	1	1	1	21	93		1	14	45	16	1		2					591
（小計）	1 (1)	8 (3)	2 (1)	2 (2)	1 (1)	34 (25)	34 (22)	63 (35)	13 (11)	13 (9)	11 (6)	5 (4)	2			1 (1)	1 (1)	13 (2)	58 (29)			4 (1)	29 (14)	15 (7)	3 (1)							314 (174)
使用禁止							3	2											5												10
使用停止						2		2		1									3					3								11
使用制限								7																								7
使用小計 (B)						2	3	11		1									8					3								28
工事の停止 (C)																			1				1									1
その他 (D)		1					6	4	1	4			3																			20
合計 (A)+(B)+(C)+(D)	4	25	4	8	1	87	57	132	23	32	12	10	34	2	1	1	1	21	102		1	14	46	19	1		2					640

（注）是正件数欄の実数は，昭和50年12月31日以前に発せられた措置命令に基づき，昭和50年中に是正された件数であり，（ ）の数字は，昭和50年中に発せられた措置命令に基づき，昭和50年中に是正された件数である。

対しては，消防法第17条の４の規定により，当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し，法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができることとされているが，昭和50年中に全国の消防機関がこの規定に基づき出した措置命令の件数及び昭和50年12月末日以前に措置命令を発しこれに基づき是正した件数は第３—11表に示すとおりである。防火対象物別にみると工場，旅館及び物品販売店舗に対する件数が，消防用設備等の別にみると消火器具，自動火災報知設備並びに誘導灯及び誘導標識に対する件数が多くなっている。

これらの，消防法第５条及び第17条の４の規定による措置命令は，査察結果書の交付，指導勧告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり，これらの措置命令を発しても依然として是正されない防火対象物の関係者に対しては，告発等を行い，防火対象物における安全性の確保並びに消防用設備等の設置及び維持の完全を期さなければならない。

カ　消防同意の実態

予防査察，措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに，消防法第７条の規定に基づく消防同意の制度があるが，これは建築物の新築，増築等について，建築行政庁が許可，確認等をなすに際し，事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより，建築物の新築，増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし，予防行政の確実な実施を図ろうとするものである。

昭和50年中の全国の消防同意事務処理件数は，第３—12表に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは，防火に関する法令の規定に適合しない，又は適法ではあるが更に防火上安全性を高めるため指導を行う必要があるといった理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが，消防同意事務は，その性格上，建築物について個別的かつ具体的な判断が要求されるわけであり，個々の対象物についてきめこまかな指導を行うことが必要である。

なお，消防同意事務については，建築物に対する法令上の規定は勿論のこ

第3—11表　消防用設備等に関する措置命令（消防法第17条の４）状況（その１）

設備の種類 ＼ 防火対象物の区分			(一) 劇場等	(一) 公会堂等	(二) キャバレー等	(二) 遊技場等	(三) 料理店等	(三) 飲食店	(四) 百貨店等	(五) 旅館等	(五) 共同住宅等	(六) 病院等	(六) 社会福祉施設	(六) 幼稚園等	(七) 学校	(八) 図書館等	(九) 特殊浴場	(九) 一般浴場	(十) 停車場	(十一) 神社寺院等	(十二) 工場等	(十二) オ等テレビスタジ	(十三) 駐車場等	(十三) 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等	(十六) 複合用途防火対象物 特定	(十六) 複合用途防火対象物 一般	(十六の三) 地下街	(十七) 文化財	計
消火設備	消火器具	命令件数	21	172	32	55	53	149	263	489	225	124	118	91	303	6	4	12	4	108	815		70		165	268	146	21		34	3,748
		是正	9	104	31	30	34	89	147	273	150	78	63	47	131	5	5	10	4	41	443		46		76	166	85	7		9	2,083
	屋内消火栓	命令件数	8	34	2	10	16	9	105	177	12	44	19	12	143		1	2		2	246		6		33	37	47	1			966
		是正	2	7		5	2	5	32	27	9	14	4	3	38		1				66		2		7	21	15				260
	スプリンクラー	命令件数	2			3			6	1		1														6				19
		是正							2																	1	2				5
	水噴霧	命令件数																													
		是正													1											1					2
	泡	命令件数		2		2		2		3	2	4		4	2						1					4				26
		是正		2		1		2			2	4		4	14						2					4				35
	二酸化炭素	命令件数							1		2		2								3					5				13
		是正									1		2								3						6			12
	ハロゲン化物	命令件数																												
		是正										1									1						1			3
	粉末	命令件数									1										3									4
		是正									1										3									4
	屋外消火栓	命令件数										1			2						17									20
		是正																			5									5
	動力消防ポンプ	命令件数								1				1						1	6									9
		是正		1						1				2						1	2									7
	小計 (A)	命令件数	31	208	34	70	69	160	375	671	242	174	139	108	450	6	5	14	4	111	1,091		76		198	314	199	22		34	4,805
		是正	11	114	31	36	36	96	181	301	163	97	69	56	184	5	6	10	4	42	525		48		83	193	109	7		9	2,416

（注）　是正欄は，昭和50年12月31日以前に発せられた措置命令に基づき，昭和50年中に是正された件数である。

第3—11表　消防用設備等に関する措置命令

設備の種類 ＼ 防火対象物の区分			(一)		(二)		(三)		(四)	(五)		(六)			(七)
			劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校
警報設備	自火報	命令件数	43	136	11	47	84	97	347	516	90	136	153	89	238
		是正	11	30	8	15	29	39	123	197	28	65	41	40	112
	漏電	命令件数	2	32	3	13	19	33	51	110	121	32	55	21	28
		是正	1	7	3	5	4	13	17	32	56	12	9	7	3
	消防機関通報	命令件数	1	1				1	3	2		2			1
		是正	1												
	非常	命令件数	16	108	11	24	32	85	175	171	51	41	101	35	149
		是正	1	22	2	18	13	31	36	49	9	11	58	14	46
	小計 (B)	命令件数	62	277	25	84	135	216	576	799	262	211	309	145	416
		是正	14	59	13	38	46	83	176	278	93	88	108	61	161
避難設備	避難器具	命令件数	4	63	1	14	29	17	67	200	29	50	3	7	138
		是正	2	14	1	5	5	4	32	92	9	18	1	4	45
	誘導灯誘導標識	命令件数	31	168	20	52	98	162	288	586	51	147	79	25	85
		是正	8	50	14	24	33	54	105	223	16	43	20	8	30
	小計 (C)	命令件数	35	231	21	66	127	179	355	786	80	197	82	32	223
		是正	10	64	15	29	38	58	137	315	25	61	21	12	75
計(A)＋(B)＋(C)		命令件数	128	716	80	220	331	555	1,306	2,256	584	582	530	285	1,089
		是正	35	237	59	103	120	237	494	894	281	246	198	129	420

と，防災対策についての広汎かつ高度な知識が要求されるので，担当者の一層の研鑽が期待される。

キ　最近において講じた主な施策

（ア）　消防用設備等関係

（消防法第17条の４）状況（その２）

(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十六の三)	(十七)	計
図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	オ等テレビスタジ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	複合用途防火対象物 特定	複合用途防火対象物 一般	地下街	文化財	
4	12	5		10	635		20		96	92	133	4		19	3,017
2	9	3			277		1		61	52	78	2		5	1,228
		5		12	58		1			12	8	1			617
		12		1	12		1		3	8	2				208
					1					7					19
										3					4
2	7	17	1	35	107		7			74	69	2			1,320
		9		2	49		4			26	23	1			424
6	19	27	1	57	801		28		96	185	210	7		19	4,973
2	9	24		3	338		6		64	89	103	3		5	1,864
4		5		1	18					25	68	3			746
1		2		1	13					14	23				286
3	7	12		2	117	3			34	33	137	11		2	2,153
1	3	10			30				9	14	70	3			768
7	7	17		3	135	3			34	58	205	14		2	2,899
2	3	12		1	43				9	28	93	3			1,054
19	31	58	5	171	2,027	3	104		328	557	614	43		55	12,677
9	18	46	4	46	906		54		156	310	305	13		14	5,334

消防用設備等については，これまで逐次消防法令の改正により規制の強化が図られてきたが，特に昭和47年の大阪千日デパートビル火災以後熊本大洋デパート火災，北九州済生会八幡病院火災等不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災が続発したことを契機として昭和49年６月に消防法の改正が

第3—12表　建築同意事務処理状況

申請要旨＼内訳	同意			不同意					合計
	指導無	指導有	小計	構造	設備	避難	その他	小計	
新築	847,193	121,824	969,017	217	403	125	197	942	969,959
増築	275,518	43,626	319,144	109	241	34	63	447	319,591
改築	36,300	3,629	39,929	7	15	1	7	30	39,959
移転	1,268	190	1,458						1,458
修繕	399	53	452	1				1	453
模様替	424	137	561	3	1			4	565
用途変更	1,233	954	2,187	2	9	3	3	17	2,204
その他	8,544	893	9,437		7		2	9	9,446
合計	1,170,879	171,306	1,342,185	339	676	163	272	1,450	1,343,635

行われ，火災による人命危険度の特に高い百貨店，病院等の特定防火対象物については，既存のものであってもスプリンクラー設備等の消防用設備等を現行の消防法令の技術上の基準に従い設置しなければならないこととされ，工事期間等を配慮して百貨店，地下街及び特定の複合用途防火対象物については昭和52年３月31日までに，その他の特定防火対象物については昭和54年３月31日までに設置しなければならないこととされた。なお，既存防火対象物の構造，用途等から判断して工事の施工が非常に困難なものについては，消防法施行令に定める技術上の基準に代えて，一定の基準により代替措置を講じた場合は，同令に定める基準と同等以上の効果があるものと認める特例基準を示すとともに，都道府県においても防火対象物についての消防用設備等の設置について技術的に指導することができるよう指導体制の強化を図るための会議を開催する等，消防用設備等のより一層円滑な設置の促進を図った。

また，消防用設備等の機能の向上を図るため次のような措置を講じたところである。

① 閉鎖型スプリンクラーヘッド及び漏電火災警報器の技術上の規格を改正するとともに，スプリンクラー設備に使用する流水検知装置及び一斉開放弁並びに泡消火薬剤の規格を新たに制定した。

② 移動式の二酸化炭素消火設備等のホース，ノズル，ノズル開閉弁及びホースリールの基準並びに屋内消火栓設備等に使用する配管の摩擦損失計算の基準を告示した。

③ 従来，日本消防検定協会の型式承認を得ていた消火器のうち，引き続き２年以上個別検定の申請をしていないもの等について消防法第21条の５及び第21条の６の規定に基づき型式承認失効の措置が講じられた。

（イ） 消防用設備等の保守体制の確立

昭和49年の消防法改正により，防火対象物に設置された消防用設備等の適正な維持管理の徹底を期するため防火対象物の関係者は，当該防火対象物における消防用設備等について定期的に，特定の防火対象物にあっては消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ，その他の防火対象物にあっては防火管理者に点検させるなど防火対象物の関係者自ら点検し，その結果を一定期間ごとに消防機関に報告しなければならないこととされた。

この消防設備点検資格者は，一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが，その指定講習の実施機関として財団法人日本消防設備安全センターが指定され，昭和50年11月以降全国において講習を実施し，昭和51年３月末日までに約１万４千名余の有資格者が養成された。

また，この日本消防設備安全センターは，消防用設備等の品質性能の自主管理，保守業務円滑化の推進，消防用設備等の正しい情報の提供等の業務を実施することとしており，保守管理体制の確立に寄与しようとするものである。

（ウ） 消防用設備等の設置に係る金融上及び税制上の措置

昭和49年の法改正により百貨店等の特定防火対象物については，既存のものについても前述の期限までに現行の技術上の基準に従い消防用設備等を設置しなければならないこととされ，短期間に多額の改善資金が必要となった。これに対しては日本開発銀行，中小企業金融公庫，国民金融公庫，医療金融公庫，環境衛生金融公庫等の政府関係金融機関による融資の措置が図られるとともに，日本開発銀行においては，昭和51年度からは新たに国民生活

善資金のなかに安全対策として融資の枠が設けられた。また，税制上の措置については，既に所得税及び法人税に係る特別償却の特例措置，不動産取得税の課税標準の特例措置，事業所税における非課税措置等が講じられているが，不動産取得税については，今回の地方税法の改正により適用の対象が既存遡及防火対象物に限定されたものの適用期限が延長され，また，スプリンクラー設備の代替措置についても適用の対象とすることとされた。

ク　今後の課題

（ア）　消防用設備等の設置の促進

昭和49年の消防法令の改正により消防用設備等の規制の強化を図ったが，法令に違反する防火対象物について是正するよう厳しく指導することは勿論のこと，既存防火対象物のうち特に火災時に人命の危険性が高い特定防火対象物については，遡及猶予期限以前のできるだけ早期に現行の法令に適合するよう消防用設備等の設置を促進させることが必要である。

このため，消防機関としては消防法第４条の規定に基づく防火対象物に対する予防査察を行い，査察結果に基づく指摘事項の改善を図るとともに，違反防火対象物に対しては措置命令，告発等必要な措置を講じて是正させ，既存不適格防火対象物に対しては早期に是正させるよう指導を急ぐことが必要である。

また，既存防火対象物において消防用設備等を整備させることは，防火対象物の関係者に一般に多大の経済的な負担を課す結果となる場合が多いため，整備に伴う費用に対する資金措置の拡大をはじめ，税制上の優遇措置を実施しているが，これらを十分ＰＲし，活用を図るとともに，更に適正に整備されたものについては損害保険料率の割引等を検討する必要がある。

（イ）　消防用設備等の保守体制の確立

防火対象物における消防用設備等の適正な維持管理を徹底するため，昭和49年の消防法の一部改正により，特定の防火対象物の消防用設備等については，消防設備士等一定の資格を有するものに点検させ，その他のものについては，防火管理者等に点検を行わせるなど，防火対象物の関係者自ら点検し，その結果を消防機関に報告しなければならないこととされた。

この消防用設備等の保守点検制度の制度化を契機に財団法人日本消防設備安全センターが設立され，また，一部の地方においても保守点検に関する民間団体の設置が進められているが，これらの団体の活動を通じて消防用設備等の保守点検が適正かつ円滑に行える体制を早急に確立するとともに，保守制度の意義を一般に一層周知徹底する必要がある。

（ウ）　建築物の総合防災システム化，消防防災機器等の研究開発及び実用化

火災による被害を最小限度にとどめ人命安全の確保を図るため，消防法により各種の消防用設備等の設置の義務づけを行っているが，最近の火災事故の実態を考慮し，より有効な防災機器の開発研究とその実用化を今後とも進めるとともに，建築物において防災設備をより効果的に機能させるために，多様な建築物の火災現象に対応できるハード面及びソフト面を含めた防災設備のシステム化を図ることが必要である。

（４）　消防用機械器具の検定

ア　検定の概要

消防法施行令（昭和36年政令第37号）で指定する消防用機械器具等については，検定に合格し，その合格の表示が付されているものでなければ，販売し，又は販売の目的で陳列し，あるいは設置，変更又は修理に係る請負の工事に使用してはならないこととされている。

この検定制度の目的は，消防用機械器具等の火災発生時における安全で有効かつ適確な機能発揮を確保するため，あらかじめ，その性能及び安全性について検査を行い，一定の技術上の水準に達し得ない粗悪品を排除し，市中に出回らないようにすることにある。

消防用機械器具等は，火災の確実な感知及び早期の通報，適確かつ有効な消火あるいは安全確実な避難等消防の目的に資するものであり，国民の生命，身体及び財産を火災から保護する重要な保安用具であるが，他の日常生活用品と異なり，常時使用されるものではなく，万一の場合にその機能が発揮されるべきものであるため，その性能や安全性については，あらかじめ確認さ

れていなければならない。

消防用機械器具等の性能及び安全性のいかんによっては，これを設置していない場合よりかえって被害を大きくすることさえあり得るからである。

この検定制度は，昭和38年の消防法（昭和23年法律第186号）の改正により，従来の任意検定を強制検定に改めたものであり，その際に検定業務実施機関として，特殊法人日本消防検定協会が設けられた。

この検定の対象となる消防用機械器具等は，現在，消防法施行令第37条で消火器など14種類が指定されている。

検定の内容は，型式承認と個別検定に区分され，検定を受けようとする者は，型式承認を得たのちに個別検査を受けなければならない。

「型式承認」とは，消防用機械器具等の形状，構造，材質，成分及び性能が自治省令で定める技術上の規格と適合している旨の承認をいう。この型式承認は，型式承認を受けようとする者の申請により，自治大臣が日本消防検定協会の行う型式試験の結果に基づき行うものである。

「個別検定」とは，型式承認を受けた当該型式により消防用機械器具等を製造した場合，製造された個々の消防用機械器具等が型式承認を受けた消防用機械器具等の型式の形状等と同一であるかについて，個別検定を受けようとする者の申請により日本消防検定協会が行う検査をいう。

この個別検定に合格した消防用機械器具等には，日本消防検定協会により，消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める合格の表示が付されることとなる。この合格の表示は，日本消防検定協会の行う個別検定に合格したもの以外に使用することが禁止されているほか，当該表示と紛らわしい表示を使用してはならないこととされている。

なお，日本消防検定協会の行う型式試験及び個別検定の実施に要する経費は，検定を申請する者が負担する検定手数料で賄うこととしている。検定手数料は，消防法施行令別表5により消防用機械器具等の種類ごとに定めている。この検定手数料は，日本消防検定協会の創設以来12年間据え置かれていたが，近時の物価水準等の高騰により，現実にそぐわないものとなったため，消防法施行令の一部を改正する政令（昭和50年政令第345号）により，

検定手数料を全面的に改定し，昭和51年1月1日以降の検定から適用している。

イ　消防用機械器具等の検定規格の改正

最近の科学技術の進歩に伴い，消防用機械器具等においても，技術開発が著しく，消防用機械器具等についての改良がなされたり，新製品が開発されている。

これに伴い消防用機械器具等の形状，構造，材質，成分及び性能について定めた技術上の規格も，より安全でかつ信頼性の高い製品にするために，当該規格を改正したり，新たに消防用機械器具等に係る技術上の規格を制定する必要がある。

最近においては，消防用機械器具等に係る技術上の規格について次のような制定及び改正がなされた。

(ア) 泡（あわ）消火薬剤の技術上の規格を定める省令の制定（昭和50年12月9日自治省令第26号）

(イ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部改正（昭和51年1月27日自治省令第1号）

(ウ) 漏電火災警報器の技術上の規格を定める省令の全面改正（昭和51年6月7日自治省令第15号）

ウ　検定申請数量

昭和50年度における消防用機械器具等の検定申請数量は，第3—13表のとおりである。

個別検定申請数量は，経済不況の影響もあって昭和48年度をピークに減少の傾向をみせているが，昭和50年度においても，ほとんどの品目が前年度を下回っている。なお，流水検知装置及び一斉開放弁については昭和50年12月1日から，泡消火薬剤については昭和51年1月1日から検定を開始したものである。

エ　鑑定その他の受託試験

日本消防検定協会では，消防用機械器具等の検定に係る型式試験及び個別検定の業務を行うほか，消防法第21条の36の規定により，検定の対象とされ

第3—13表　昭和50年度検定申請数量

種別＼区分＼年度	型式試験		型式変更試験		個別検定	
	49	50	49	50	49	50
	件	件	件	件	個	個
消火器(大型)	—	69	—	—	23,870	13,602
消火器(小型)	196	250	—	5	4,019,325	3,626,783
消火薬剤(大型)	—	—	—	—	36,953	37,735
消火薬剤(小型)	7	19	—	—	3,421,077	3,206,607
消防ポンプ自動車	25	33	97	92	2,134	1,535
手引消防ポンプ	—	1	—	—	1	—
重可搬消防ポンプ	—	—	—	—	—	—
軽可搬消防ポンプ	7	13	2	—	6,818	6,175
消防用ホース(ゴム引)	14	36	11	14	418,969	352,861
消防用ホース(麻)	—	—	—	—	3,980	—
結合金具	3	9	—	1	442,726	315,100
感知器	92	104	40	49	3,920,729	2,951,812
発信器	12	20	17	—	274,870	184,192
受信機	13	19	59	55	56,625	47,792
中継器	2	7	7	—	10,045	9,792
漏電火災警報器	6	3	3	1	27,519	50,725
閉鎖型スプリンクラーヘッド	15	42	8	12	1,118,584	864,437
金属製避難はしご	15	19	—	—	29,600	24,287
緩降機	23	19	2	4	15,257	5,330
消防用吸管	6	1	—	—	11,873	10,307
泡消火薬剤		27		—		15,208
流水検知装置		77		23		2,245
一斉開放弁		74		—		1,734
計	436	842	246	256	13,840,955	11,728,259

ていない消防の用に供する機械器具等について，依頼により鑑定その他の受託試験を行っている。

「鑑定」とは，具体的な性能，構造，成分などについて試験を行い，その

試験結果に対して，一定の技術上の基準に基づき適否の判断をくだし，鑑定書を発行するものである。

「受託試験」とは，依頼者が試験を希望する形状，構造，材質，成分，性質などの項目について，一定の試験方法あるいは依頼者の希望する試験方法により分析し，その結果の適否の判定をすることなく，試験結果のデータを依頼者に提供するものである。

鑑定その他の受託試験については，同検定協会の人員，試験設備に制約があるため，依頼のあるものすべてについて実施し得るところまでには至っていない。昭和50年度における申請件数は，第３—14表のとおりである。

第3—14表　昭和50年度鑑定その他の受託試験申請件数

区別＼年度別	特殊消防ポンプ自動車の鑑定					防炎性能の鑑定			その他の鑑定	受託試験	計
	化学消火装置	水そう	はしご	屈折はしご	放水塔	防炎布	防炎薬剤	防炎合板			
49	164	344	77	26	15	969	30	19	14	28	1,686
50	95	270	41	25	8	631	9	14	15	19	1,127

4　危険物行政の現況と対策

（1）　危険物規制の概要

ア　危険物とその規制の概要

消防法では，引火性又は発火性を有する物品を危険物として指定し，これらの物品のもつ特性，すなわち①引火性，発火性の特性及び引火，発火を促進する特性，②燃焼速度が速い特性，③消火困難な特性を勘案し保安上の規制を行っている。

これらの危険物による災害の発生を防止するため，一定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱う場所は，その位置，構造及び設備を一定の基準に適合させ，危険物施設としての許可を受けなければならないこととされている。また，危険物施設における危険物の取扱いは，資格を有する危険物取扱者又は危険物取扱者の立ち会いのもとにより行わなければならないこととするとともに，危険物の貯蔵及び取扱いの基準を定めている。

更に，一定の危険物施設では，危険物の保安監督をする者を定め，その者に保安の監督をさせなければならないこととされている。

そのほか，特定の危険物施設には，予防規程，危険物施設保安員を定めなければならないこととされ，特定の事業所については，自衛消防組織の設置を義務づけている。

特に，施設の大部分が事業所の外に存する移送取扱所のうち，特定のものについては，一定期間ごとに保安に関する検査を受けなければならないこととされている。

また，昭和50年12月に制定された石油コンビナート等災害防止法の附則第3項で消防法の一部が改正され，特定の事業所については危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならないこと，一定の危険物施設は，定期に点検し，点検記録を作成し，これを保存しなければならないこととされ，昭和51年6月16日から施行されている。

危険物の運搬については，その容器，積載方法，運搬方法が規制されている。

（2）　危険物行政の現状と問題点

ア　危険物の現状

危険物は，第1類から第6類に区分されているが，このうち石油製品を中心とする第4類の危険物がその大半を占めている。これに伴う第4類の危険物を貯蔵し，又は取り扱う危険物施設数は，昭和51年3月31日現在，全危険物施設数51万2,675のうち49万7,429施設（約97.0％）に及んでいる。

ちなみに，ガソリン，灯油，軽油及び重油の昭和46年から昭和50年までの生産実績及び昭和34年を100とした指数グラフは，それぞれ第4—1表及び第4—2図のとおりである。

第4—1表　生　産　実　績　の　推　移

（単位kl）

品　目	昭和34年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年
ガソリン	5,417,925 (100)	22,675,821 (418)	25,137,891 (464)	27,925,044 (515)	27,337,093 (505)	28,908,308 (534)
灯　油	1,744,605 (100)	17,566,693 (1004)	17,881,575 (1025)	23,316,683 (1337)	21,683,898 (1243)	20,623,502 (1182)
軽　油	1,830,017 (100)	13,249,578 (662)	15,195,783 (830)	18,264,097 (998)	16,399,216 (896)	16,101,504 (880)
重　油	11,931,676 (100)	109,229,033 (918)	115,594,262 (969)	134,635,674 (1128)	134,286,767 (1125)	123,147,975 (1032)

（注）（　）内の数値は，昭和34年の生産量を100として指数で表したものである。

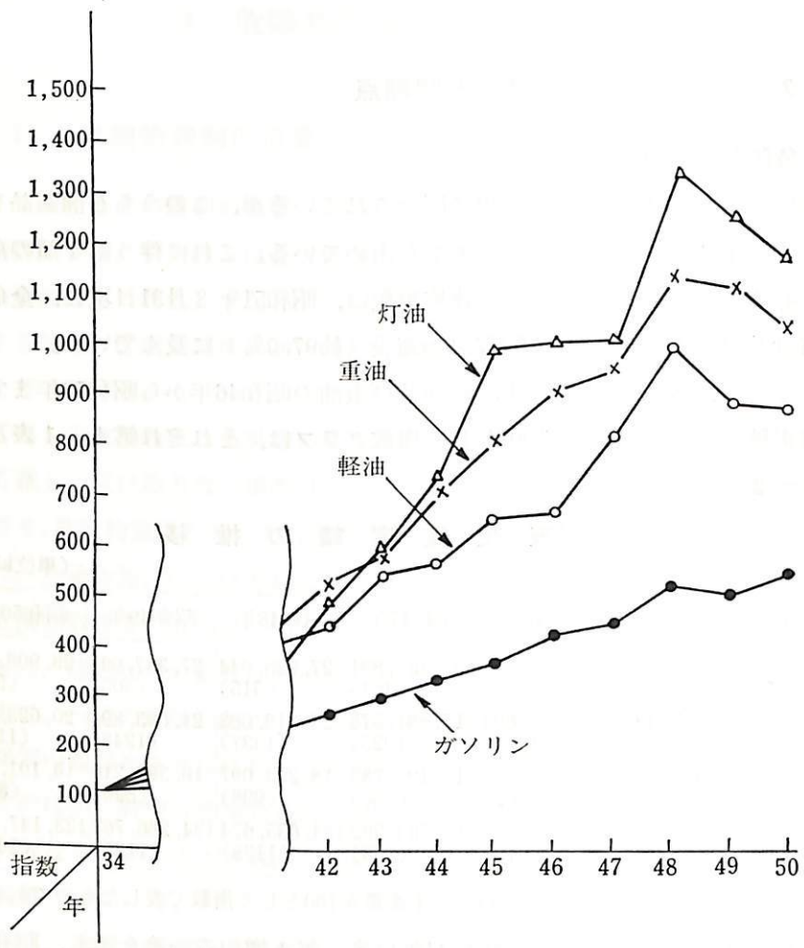
これら危険物の生産量は，昭和34年以来，年々増加の一途を示し，昭和48年において急激に増加した。しかし，昭和49年において，初めて同年の生産量が前年の生産量を下回り，今後の動きが注目されたが，昭和50年においてもガソリンの生産量を除き，同年の生産量が前年の生産量を下回っている。

（ア）　危険物施設（製造所，貯蔵所，取扱所）

a　危険物施設の数

昭和51年3月31日現在における危険物施設の総数は，第4—3表に示すとおり，51万2,675施設となっている。これは，昭和34年9月の危険物政省令

第4—2図　生産実績の推移（昭和34年＝100）



施行当時の約5.4倍に当たる。また，前年同期に比較すると1万7,514施設（3.5%）の増加となっている。

危険物施設は，年々増加を続けているが，各年度ごとの増加の状況は，第4—4表のとおりである。

これによると，昭和48年度の著しい増加を除くと，各年度3万余りの施設が増加していたが，昭和50年度においては，その増加数が例年の約半数に減少したことは注目される。

第4—3表　危険物施設数　（昭和51年3月31日現在）

施設の区分 / 市町村の別	合計	製造所	貯蔵所 小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	取扱所 小計	給油取扱所	第一種販売所取扱所	第二種販売所取扱所	移送取扱所	一般取扱所
総計	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	117,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
消防本部及び署設置市町村分	486,427	3,912	309,125	52,525	93,878	117,576	77,329	4,263	40,657	22,897	173,390	72,512	3,664	360	1,151	95,703
消防本部及び署未設置市町村分	26,216	123	14,702	2,615	5,523	360	3,577	277	1,252	1,098	11,391	5,996	53	14	42	5,286
2以上の許可行政庁の区域にわたるもの	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—	32	—
昭和50.3.31現在総数	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	117,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118

第4—4表　危険物施設数年別比較

調査期日	危険物施設総数	前年同期に対する増加施設数	前年同期に対する増加率
47. 3.31 現在	377,123	31,010	9.0%
48. 3.31 〃	410,158	33,035	8.8
49. 3.31 〃	461,500	51,350	12.5
50. 3.31 〃	495,161	33,661	7.3
51. 3.31 〃	512,675	17,514	3.5

第4—5表　危険物施設数の累年比較（指数）

製造所等の別 / 調査期日	総計	製造所	貯蔵所 小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	取扱所 小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
34. 9. 30 現在	(95,207)	(2,523)	(63,303)	(23,566)	(19,090)	(2,048)	(5,484)	(7,237)	(3,527)	(2,351)	(29,381)	(19,937)	(1,702)			(7,742)
36. 3. 31 現在	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	—	100
37 〃	111	98	109	104	121	109	117	77	131	99	116	116	133	—	—	115
38 〃	123	102	122	109	146	142	132	61	176	99	129	126	99	—	—	142
39 〃	134	106	138	114	169	194	175	61	224	112	146	142	101	—	—	168
40 〃	158	109	157	119	190	249	228	60	283	123	166	159	112	—	—	197
41 〃	180	110	179	128	215	312	286	63	337	143	190	178	123	—	—	238
42 〃	200	115	203	137	236	371	357	64	377	182	206	193	126	—	—	259
43 〃	222	119	222	145	256	435	436	64	431	218	237	212	121	—	—	327
44 〃	255	125	249	155	282	497	515	65	506	262	297	246	145	—	—	448
45 〃	293	133	276	165	311	546	604	66	583	302	342	270	171	—	—	563
46 〃	324	137	304	173	339	602	708	66	642	347	385	291	192	—	—	669
47 〃	364	146	338	184	374	665	837	67	720	407	438	315	209	—	—	804
48 〃	396	150	367	190	398	718	951	67	808	465	481	334	219	(13) 100	—	916
49 〃	431	156	397	198	426	760	1,074	66	911	504	527	356	217	179	—	1,033
50 〃	485	160	456	213	480	822	1,248	66	1,022	886	574	375	221	1,985	—	1,162
51 〃	520	157	493	226	515	856	1,380	63	1,116	1,013	610	386	219	2,454	(1,148) 100	1,254
	538	160	512	234	521	876	1,475	63	1,188	1,021	629	394	218	2,877	107	1,304

（注）1. 昭和34年9月30日現在の数値を100とする。2. 第二種販売取扱所については，昭和47年3月31日現在の数値を100とする。3. 移送取扱所については，昭和50年3月31日現在の数値を100とする。4. （ ）内は実数である。

昭和50年度中において増加数が大きかった危険物施設をみると，貯蔵所では，地下タンク貯蔵所が5,264，移動タンク貯蔵所が2,545，屋内貯蔵所が1,901，屋外タンク貯蔵所が1,555等の増加となっており，取扱所では，一般取扱所が3,871，給油取扱所が1,629等の増加となっている。

また，危険物施設の設置の推移を昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数を100とした指数によって示すと，第4—5表のとおりである。

これによると，昭和51年3月31日現在の危険物施設総数は，昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数の5.38倍（製造所1.60倍，貯蔵所5.12倍，取扱所6.29倍）となっている。危険物施設ごとにみると，貯蔵所では，地下タンク貯蔵所，移動タンク貯蔵所，屋外貯蔵所等の増加が著しく，また，取扱所では一般取扱所，移送取扱所（施設区分が設けられた昭和47年度を基準）等の増加が著しい。

b　危険物施設の許可区分別構成

昭和51年3月31日現在における危険物施設総数をその許可区分ごとの構成比で示すと第4—6図のとおりであり，製造所0.8%，貯蔵所63.2%及び取

第4—6図　危険物施設許可区分構成比

（昭和51年3月31日現在）

扱所36.0%となっている。

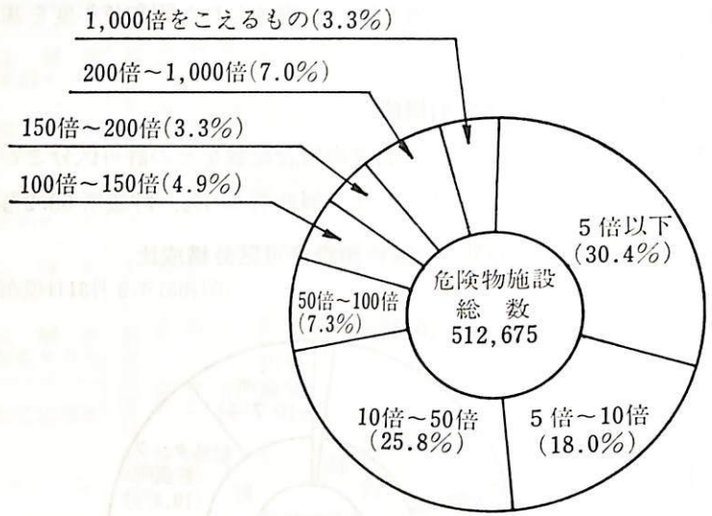
これによると，前年度末の構成比（製造所 0.8%，貯蔵所 63.0%，取扱所 36.2%）に比べて貯蔵所の占める割合が増加し，取扱所の占める割合が減少している。これは，取扱所の占める割合が年々増加していた例年の傾向とは異なった結果となっている。

c　危険物施設の規模別構成

昭和51年３月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は，第４—７図のとおりである。

第4—7図　危険物施設の規模別構成比

（昭和51年３月31日現在）



これによると，前年度末の構成比に比べて，指定数量の５倍以上の施設区分の占める割合が増加し，５倍から10倍の施設区分の占める割合及び1,000倍をこえる施設区分の占める割合が減少している。その他の施設区分の占める割合は変わっていない。

例年，指定数量の５倍以下の施設区分，10倍から50倍の施設区分及び200倍から1,000倍の施設区分の占める割合が年々増加し，５倍から10倍の施設区分，50倍から100倍の施設区分，100倍から150倍の施設区分及び150倍から200倍の施設区分の占める割合が年々減少する傾向を示していたが，昭和50年度においても，これとほぼ同様の傾向を示している。

（イ）危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は，都道府県知事が年１回以上実施することとされている。試験は，甲種危険物取扱者試験，乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験に区分され，甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験の合格者に対しては，危険物施設における危険物の保安監督者になり得る資格が付与され，丙種危険物取扱者試験の合格者に対しては，ガソリン，灯油，軽油，重油等の危険物に限定して，危険物の取扱いの資格が与えられる。

昭和50年度中に実施された危険物取扱者試験は，全国で延べ162回で，前年度の189回に比べて減少している。

なお，昭和50年度中に実施された危険物取扱者試験の種類別実施回数は，第４—８表のとおりである。

第4—8表　危険物取扱者試験実施回数

種類別／区分	甲種	乙種						丙種
		第１類	第２類	第３類	第４類	第５類	第６類	
試験実施回数	53	52	49	50	139	44	55	97
前年度試験実施回数	55	54	51	53	149	46	56	110

a　受験者の動向

昭和50年度中における危険物取扱者試験の受験者総数は，31万2,005人で前年度の受験者総数33万3,439人に比べ，２万1,434人の減少となっている。

受験者総数の内訳は，甲種が１万1,892人，乙種が24万4,673人及び丙種が５万5,440人となっており，いずれも前年度の受験者数を下回っている。

また，危険物取扱者試験の種類別に受験者数をみると，乙種第４類の受験者数が22万6,712人で最も多く総数の72.7%を占め，次いで丙種が５万5,440人で17.8%，甲種が１万1,892人で3.8%と続いている。

昭和46年度から昭和50年度までにおける危険物取扱者試験受験者数の推移

第4—9表　危険物取扱者試験受験者数の推移

区分／年度	合計	甲種	乙種						丙種
			小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	
46	318,075	8,919	257,534	3,791	2,603	2,791	238,353	1,626	8,457	51,622
47	341,521	9,983	257,546	2,685	2,288	2,667	239,788	1,514	8,604	73,992
48	299,901	10,508	237,950	2,765	2,112	2,271	202,775	1,082	8,945	51,443
49	333,439	12,673	263,986	3,180	2,531	2,659	244,915	1,187	9,514	56,780
50	312,005	11,892	244,673	3,114	2,343	2,722	226,712	1,162	8,620	55,440

は，第４—９表のとおりである。

b　合格者数及び合格率の動向

昭和50年度における危険物取扱者試験の合格者数は14万7,838人で，合格率は，47.4％となっている。また，当該試験の種類別による合格者数及び合格率の内訳は，甲種危険物取扱者試験が合格者数4,966人で41.8％，乙種危険物取扱者試験が合格者数10万5,626人で43.2％，丙種危険物取扱者試験が合格者数３万7,246人で67.2％となっており，いずれも前年度の合格率を下回っている。

なお，過去５年間の試験別の合格率をみると第４—10表のとおりであり，各試験とも年々合格率が低下していることがうかがえる。

第4—10表　危険物取扱者試験合格率の推移

	全体合格率	甲種危険物取扱者試験合格率（％）	乙種危険物取扱者試験合格率（％）	丙種危険物取扱者試験合格率（％）
昭和46年度	53.2	50.4	47.3	82.2
昭和47年度	52.1	45.9	45.7	74.9
昭和48年度	50.2	45.1	44.1	74.5
昭和49年度	48.6	42.1	44.1	70.8
昭和50年度	47.4	41.8	43.2	67.2

また，最も受験者数の多い乙種第４類の合格率は41.3％で，今年度も前年度の合格率（42.3％）を下回っている。

本制度が発足して以来の合格者総数は，昭和51年３月31日現在，175万8,000人となっており，各年度ごとの合格者数及びその内訳は第４—11表のとおり

第4—11表　危険物取扱者試験合格者数

区分／年度	合計	甲種	乙種						丙種
			小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	
総計	1,758,000	53,060	1,492,501	30,914	20,045	28,412	1,326,889	14,019	72,221	212,439
35	41,977	1,394	40,583	621	430	1,481	35,430	583	2,038	—
36	52,886	1,687	51,199	690	483	1,625	45,130	484	2,787	—
37	62,759	1,514	61,245	690	452	1,457	55,289	426	2,931	—
38	82,195	2,086	80,109	2,655	535	1,605	71,732	454	3,128	—
39	79,102	2,363	76,739	2,070	800	1,409	68,109	556	3,795	—
40	84,897	2,582	82,315	1,742	853	1,388	73,834	668	3,830	—
41	94,496	2,807	91,689	1,846	1,100	1,738	81,655	848	4,502	—
42	105,245	3,567	101,678	2,382	1,458	1,917	89,446	1,141	5,334	—
43	114,274	3,277	110,997	2,542	1,516	2,057	98,608	1,155	5,119	—
44	119,616	3,287	116,329	2,519	1,731	2,145	103,142	1,415	5,377	—
45	117,145	4,212	112,933	2,509	2,009	2,246	99,610	1,347	5,212	—
46	168,734	4,492	121,813	2,658	1,861	2,081	108,480	1,249	5,484	42,429
47	177,824	4,581	117,794	1,839	1,708	1,969	105,736	1,123	5,419	55,449
48	147,039	4,912	104,989	1,796	1,533	1,613	93,367	798	5,882	37,138
49	161,973	5,333	116,463	2,244	1,882	1,835	103,605	889	6,008	40,177
50	147,838	4,966	105,626	2,112	1,694	1,846	93,716	883	5,375	37,246

である。

（ウ）　危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は，原則として５年以内ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和50年度中における保安講習は，全国で延べ523回実施され，その受講者総数は，10万2,135人となっている。

また，受講者が所有している免状を種類別にみると甲種危険物取扱者免状が4,661，乙種危険物取扱者免状が10万6,028，丙種危険物取扱者免状が2,802となっている。

なお，昭和47年度に保安講習が開始されて以来，昭和51年３月31日現在までの間に保安講習を受講した受講者総数は29万8,790人となっており，各年

度ごとの受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳は，第４—12表に示すとおりである。

第4—12表　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 / 年度	受講者数	総数	甲種	乙種							丙種
				小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
総計	400,913	451,255	19,634	426,429	9,272	6,729	10,656	371,660	4,581	23,531	5,192
47	63,983	71,906	2,651	68,960	1,721	1,066	2,178	60,299	552	3,144	295
48	118,912	134,505	5,994	127,586	2,903	2,043	3,154	110,759	1,548	7,179	925
49	115,883	131,353	6,328	123,855	2,692	2,218	3,078	106,723	1,540	7,604	1,170
50	102,135	113,491	4,661	106,028	1,956	1,402	2,246	93,879	941	5,604	2,802

（エ）　自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち，石油精製事業所等の一定規模以上の事業所等に対しては，化学消防自動車と人との編成による自衛消防組織の設置，施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員の設置又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成の義務が課せられている。

昭和51年３月31日現在，これらの義務が課せられている危険物の事業所数は，第４—13表のとおりである。

第4—13表　危険物事業所数

（昭和51年３月31日現在）

区分 / 市町村別	自衛消防組織，危険物施設保安員，予防規程を設けなければならない事業所			その他の事業所
	自衛消防組織を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	
総計	230	1,963	9,377	208,943
消防本部及び署設置市町村	224	1,922	8,996	196,553
消防本部及び署未設置市町村	6	41	381	12,390

自衛消防組織の設置を要する事業所230のうち，自衛消防組織の編成について化学消防自動車４台以上，人員20人以上を必要とする事業所は10事業所，３台以上15人以上を必要とする事業所は13事業所，２台以上10人以上を必要とする事業所は25事業所，１台以上５人以上を必要とする事業所は182事業所となっている。

（オ）　仮貯蔵，仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し，又は取り扱う場合は，危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが，臨時に危険物を貯蔵し，又は取り扱う場合は，所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ，10日間に限り，仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められることとされている。

昭和50年度中にこの承認を受けた件数は，第４—14表のとおりである。

第4—14表　危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認件数

区分 / 市町村別	仮貯蔵	仮取扱い
総計	8,462	6,507
消防本部及び署設置市町村	8,402	6,479
消防本部及び署未設置市町村	60	28

（カ）　仮使用の承認

危険物施設の位置，構造又は設備を変更したときは，市町村長等が行う完成検査を受け，これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないこととされているが，危険物施設を変更する場合において，当該危険物施設のうち，当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町

第4—15表　危険物施設の仮使用の承認件数

施設の区分 / 市町村の別	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所
総計	24,873	1,490	4,445	206	3,765	110	242	34	20	68	18,938	13,648	13	2	183	5,092
消防本部及び署設置市町村分	24,299	1,480	4,425	206	3,748	110	239	34	20	68	18,394	13,144	13	2	179	5,056
消防本部及び署未設置市町村分	574	10	20	—	17	—	3	—	—	—	544	504	—	—	4	36

村長等の承認を受けたときは，完成検査を受ける前において仮に当該承認を受けた部分を使用することができることとされている。

昭和51年度中にこの承認を受けた件数は，第４—15表のとおりである。

（３） 危険物関係法令の改正

昭和49年12月に発生した三菱石油水島製油所の重油流出事故は，従来例をみなかった特異な事故であり，当該事故を契機として屋外タンク貯蔵所をはじめとする危険物施設の保安の確保を図るため，危険物施設の位置，構造及び設備の技術上の基準の強化，人的防災体制の整備，保安検査の義務づけ等の規制の強化を行う必要が生じた。

このため，石油コンビナート等災害防止法附則第３項の規定による消防法の一部改正により定期自主点検，危険物保安統括管理者の選任の義務づけ等を行うとともに，昭和51年３月31日危険物の規制に関する規則の一部改正を行い，屋外タンク貯蔵所に係る防油堤の基準の強化を図った。

更に，同年５月29日には，消防法の一部改正を行い，一定の屋外タンク貯蔵所について，完成検査前の検査及び保安に関する検査の義務づけ，並びにこれらの検査について一部の審査の委託を受けて審査を行うことを目的とする危険物保安技術協会の設置について規定の整備を図ったほか，同年６月15日には，危険物の規制に関する政令及び省令の一部改正を行い，屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準の強化その他規定の整備を行った。これらの改正の概要は次のとおりである。

ア　石油コンビナート等災害防止法附則第３項に基づく消防法の一部改正（昭和50年12月17日）

(ア)　多量の危険物を貯蔵し，又は取り扱う事業所に危険物保安統括管理者を設置しなければならないこと。

(イ)　一定の製造所，貯蔵所又は取扱所について定期自主点検を行わせること。

(ウ)　危険物が流出したときの応急措置の実施命令について定めること。

(エ)　危険物を漏出させ，流出させ，放出させ，又は飛散させて火災危険を生じさせた者についての処罰について定めること。

イ　危険物に関する規則の一部改正（昭和51年３月31日）

(ア)　防油堤を設置しなければならない屋外タンク貯蔵所の範囲を拡大したこと。

(イ)　防油堤の容量の拡大，構造の強化等防油堤に係る基準の強化を図ったこと。

ウ　消防法の一部改正（昭和51年５月29日）

(ア)　特定の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置，構造及び設備の変更の許可を受けた者は，特定の工事については，完成検査を受ける前に，その工事の工程ごとに，当該製造所，貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備のうち，特定の事項について市町村長等が行う検査を受けなければ完成検査を受けることができないものとすること。

(イ)　一定規模以上の屋外タンク貯蔵所の所有者等は，定期に又は不等沈下等が生じた場合に，市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならないものとすること。

(ウ)　市町村長等は，一定規模以上の屋外タンク貯蔵所に係る許可の申請があった場合又は完成検査前の検査を行う場合には，許可の申請に係る構造及び設備のうち特定の事項又は完成検査前の検査に係る事項のうち特定の事項が第10条第４項の技術上の基準に適合するかどうかの審査を危険物保安技術協会に委託することができるものとすること。

(エ)　市町村長等は，一定規模以上の屋外タンク貯蔵所に係る保安に関する検査を行う場合には，当該検査に係る事項のうち特定の事項が第10条第４項の技術上の基準に適合するかどうかの審査を危険物保安技術協会に委託することができるものとすること。

(オ)　市町村長等の委託を受けて屋外タンク貯蔵所に係る審査を行いあわせて危険物の貯蔵，取扱い又は運搬の安全に関する試験，調査及び技術援助等を行い，もって危険物の貯蔵，取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ることを目的とする危険物保安技術協会の設置について所要の規定の整備が図られたこと。

エ　危険物の規制に関する政令及び省令の一部改正（昭和51年６月15日）

(ア)　上記ア(イ)に基づき，定期自主点検をしなければならない製造所等を定めること。

(イ)　屋外タンク貯蔵所に係る保安距離について，従来の規制のほか，当該屋外タンク貯蔵所において貯蔵し，又は取り扱う危険物の引火点等に応じて，敷地内の距離について規制の強化を行うこと。

(ウ)　屋外タンク貯蔵所の保有空地（タンク間距離）について，当該屋外タンク貯蔵所において貯蔵し，又は取り扱う危険物の引火点に応じて規制の強化を行うこと。

(エ)　防油堤を設置しなければならない屋外タンク貯蔵所の範囲を拡大すること。

(オ)　上記ア(ア)に基づき，危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない事業所を定めること。

（４）　石油パイプラインの規制

我が国における石油類の陸上輸送は，タンクローリー，鉄道のタンク車等により行われているが，近年，鉄道ダイヤの過密化，道路交通のふくそう等により，これらの車両による円滑な輸送は困難なものとなってきた。このような事情にかんがみ，パイプラインによる石油類の長距離輸送が具体的に計画されるに至った。また，将来において石油類の大量かつ長距離輸送の主役は，パイプラインへ移行するものと思料され，したがって，パイプラインの保安の確保を図ることが極めて重要なことであることにかんがみ施設の保安及び当該事業を一元的に規制するため，昭和47年６月に石油パイプライン事業法（通産，運輸，建設及び自治の４省共管）が制定された。同法は，一般の需要に応じ，延長15キロメートルを超えるパイプラインにより石油輸送を行う事業を対象としているが，保安に関しては，住民生活の安全を守る観点から消防の関与が強く要請され，このことから特に自治大臣が関与する事項として，次の事項をあげている。

ア　基本計画の策定に当たって，基本計画を策定する主務大臣に対し防災等の観点から意見を述べること。

イ　事業の許可に当たって，事業の許可をする主務大臣に対し，防災等の観点から意見を述べること。

ウ　工事計画の認可，完成検査，保安規程の認可，立入検査等保安に関する事項の主務大臣になること。

なお，同法の事業用施設による石油輸送については，消防法の適用を除外している。

また，工事計画の認可に当たっての技術上の審査基準である石油パイプラインの技術上の基準については，昭和47年12月に技術上の基準を定める関係４省の共同省令が制定され，昭和48年９月に同省令に基づく技術上の基準が告示されており，現在，その施行について関係４省で研究を行っている。

（５）　ＬＰガスの保安

ア　ＬＰガスの普及とその現状

昭和50年度のＬＰガスの需要は，通商産業省調べでは需要総量1,041万8,000トンで，前年度の981万6,000トンに比べ，10万5,000トン増加した。

需要の内訳は，家庭，業務用508万7,000トン，工業用234万5,000トン，都市ガス用56万1,000トン，自動車用152万1,000トン，化学工業用89万4,000トン，輸出用１万トンとなっており，各方面に広く使用されているが，その中で特に家庭用，業務用は全体の48.8％を占めている。

なお，家庭用での需要戸数は通商産業省の推定では昭和51年３月現在で1,722万1,000戸となっている。

イ　ＬＰガスによる災害の現状

昭和50年中におけるＬＰガスの災害件数は第４—16表のとおり520件で前年に比べて7.5％の減少を示しており，高圧ガス災害事故件数のうち87.4％（前年86.3％）という高い率を示している。

次に，ＬＰガスの取扱い主体別の災害事故件数は，消費先，事務所，移動中の順となっており，消費先における災害事故件数は495件（前年540件）で事故総数の95.2％を占めている。

第4—16表　高圧ガス災害事故件数

区分 / 年別	LPガス				一般ガス				冷凍	その他	計
	事業所	消費先	移動中	計	事業所	消費先	移動中	計			
昭和47	10	299	7	316	24	31	8	63	12	7	398
48	12	368	4	384	38	41	6	85	13	2	484
49	17	540	5	562	39	31	3	73	12	4	651
50	18	495	7	520	26	25	4	55	11	9	595

（注）　通産省「火薬類・高圧ガス取締月報（昭和51年９月号）」による。

その理由としては，ＬＰガスの急速な普及と使用形態の多様化に伴い，その使用対象及び使用量が増大してきたことにより，次のような点が考えられる。

①　ＬＰガスの消費者の不注意によることと，ＬＰガスの特性に対する消費者の認識がいまだ不十分であること。

②　ＬＰガス販売業者の保安サービスがいまだ十分でないこと。

なお，ＬＰガス災害事故による死者は41人，負傷者は564人に達している（第４—17表参照）。

消費先における災害事故発生状況を更に場所別，現象別に分析すると第４—18表のとおりである。

注目すべきことは，これら消費先での事故は，場所的には浴室を含めて一

第4—17表　ＬＰガス災害事故による死傷者数

区分 / 年別	事業所			消費先			移動中			合計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
昭和47	10	1	15	299	52	398	7	0	2	316	53	415
48	12	0	15	368	59	389	4	0	1	384	59	405
49	17	2	13	540	74	679	5	0	0	562	76	692
50	18	1	23	495	40	538	7	0	3	520	41	564

（注）　通産省「火薬類・高圧ガス取締月報（昭和51年９月号）」による。

第4—18表　ＬＰガス消費先災害事故の場所別，現象別内訳

場所 / 年別	47	48	49	50	備考
一般家屋	102	159	255	315	浴室内におけるものを除く
アパート	79	69	147	107	
浴室内	45	47	20	2	
旅館	2	7	8	3	
飲食店	27	36	62	36	
学校	4	5	2	0	
病院	2	1	0	3	
工場	10	15	8	4	
事務所	7	7	12	6	
その他業務用	19	22	26	19	
計	299	368	540	495	

現象 / 年別	47	48	49	50	備考
引火火災	287	345	520	481	
引火容器爆発	0	11	10	8	
中毒	4	12	8	4	
浴室中毒	8	0	2	2	
計	299	368	540	495	

（注）　通産省「火薬類・高圧ガス取締月報（昭和51年９月号）」による。

般家屋及びアパートにおけるものが85.7％であり，現象的には引火し火災につながっているものが97.2％，481件を占めている。

ウ　ＬＰガス災害の防止

ＬＰガス災害を防止するため，消防機関としては，常時予防査察を通じて一般家屋，家庭等に対してガスの取扱い方のＰＲを進め，また，消防大学校や各都道府県消防学校などにＬＰガス規制に関する講座を設け消防関係者の研修を行うよう努めている。

5 防災対策の推進

我が国は，地形的，地理的条件が台風，地震，豪雨，高潮，津波，豪雪，火山の爆発等の自然災害を受けやすい環境にあり，このなかでも特に豪雨による地すべり，山・がけ崩れ等の災害がめだってきている。例えば昭和50年下半期及び昭和51年上半期には，梅雨前線の活動による豪雨及び台風の上陸に伴う集中豪雨等により，全国各地に山・がけ崩れ等を誘発し，甚大な被害を生じている。

一方，わが国は，このような自然災害のみならず，都市の過密化及び産業経済活動の拡大に伴って，都市の地上，地下にわたる空間の高度利用と構築物の高度化が進み，また，石油コンビナート地帯の増加が急速に増大してきている。

これらの多様な災害に対処するためには，国土保全，都市の防災構造化等の防災事業の促進，防災無線通信網の拡大，石油コンビナートの総合的防災体制の整備強化等を図るとともに，消防をはじめとする防災機関と自主防災組織を中心とする地域住民との緊密な協力による防災体制の整備拡充を図らなければならない。

（1） 防災体制の整備

ア 防災組織

防災全般を通ずる総合的な防災組織として，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は，国に中央防災会議，都道府県に都道府県防災会議，市町村に市町村防災会議を設置することとし，行政機関のほか日本赤十字社など関係公共機関の参加を得て，それぞれ災害予防，災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効に対処するための防災計画の作成とその円滑な実施を図ることを定めている。

また，災害に際して防災上必要がある場合は，国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては，緊急災害対策本部），都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して対策を推進することとしている。

しかし，防災対策を真に迅速かつ的確に実施するには，これらの組織が実際に十分有機的効果的に機能するようにしなければならない。したがって，防災関係機関及び地域住民が一体となって活動することができるように，平素から関係機関の防災に関する組織の体系的整備を図るとともに，地域住民による自主的な防災組織を設け，防災意識の浸透・高揚を図り，防災訓練を実施する等の努力を重ねる必要がある。

（ア） 防災会議

昭和51年8月1日現在，都道府県防災会議は，全都道府県に設置されている。

市町村（特別区を含む。）では，全国3,279市町村（うち災害対策基本法第16条第3項により防災会議の設置を要しない団体は5団体）のうち98.3%に当る3,222市町村に設置されている。なお，未設置団体57のうち52団体は沖縄県の市町村である（附属資料15及び17参照）。

昭和50年中における防災会議の開催状況をみると，都道府県については34団体（72%），都道府県庁所在市及び人口30万人以上の市については，69団体中51団体（74%）が会議を開催している。会議の開催目的をみると地域防災計画の修正のため開催されるのが通例であり，併せて防災訓練実施についての検討，災害状況の報告，聴取等が行われている（附属資料15及び18参照）。

（イ） 防災会議の部会

都道府県，市町村の防災会議には，必要に応じて部会を置くことができるが，各地方公共団体では，地域の実情に応じて，地震対策，石油コンビナート地帯の防災対策，原子力施設の防災対策，山崩れ対策，救急医療対策，通信情報対策等を専門に検討するための部会を設置して，積極的に各種の防災対策を行っている（附属資料15及び18参照）。

なお，石油コンビナート地帯等については，石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）により，統一的，一元的な防災組織として石油コ

ンビナート等防災本部が置かれることになった。

（ウ） 災害対策本部

昭和50年中の災害対策本部の設置状況は，都道府県においては，延べ50回，市町村では，延べ1,098回にわたっている（附属資料11参照）。

（エ） 都道府県の消防防災主管部課

消防防災行政の推進を図るため，すべての都道府県において，消防防災に関する事務を専管する課が設けられており，地域防災計画の策定など災害対策基本法に基づく事務，消防に関する市町村の指導など消防組織法に基づく事務及び危険物の規制など消防法に基づく事務あるいは石油コンビナート等防災計画の策定など石油コンビナート等災害防止法に基づく事務を処理している。また，液化石油ガス，高圧ガスの規制に関する事務を合わせて所管している都道府県は半数以上にのぼり，更に火薬類の規制取締り，災害救助法，水防法に関する事務を所管している場合も多く，その所掌事務は広汎多岐にわたっている。

また，近年における災害の広域化，多様化の傾向から，広域地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されており，消防防災の主管課は，防災関係機関と協力して大規模災害，特殊災害に対する防災計画の策定，防災訓練の実施，防災資機材の整備・備蓄等の災害防止対策の推進に努めている。

（オ） 市町村の防災事務主管部課

市町村においては，消防本部等の消防機関のほか，長部局に防災会議防災計画を所掌する部課を設け，防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多い。なお，消防防災の担当課としては，総務課，庶務課等の総務部門所属課であることが多いが，企画部門所属の企画課等が所管している団体等も見られる。また，一部の大都市においては，災害対策室等の消防防災に関する独立した部課を設けているところもある。

（カ） 自発的な防災組織

災害対策基本法は，各種災害に有効に対処するため防災関係機関における防災に関する組織を整備するのみならず，住民の隣保協同の精神に基づく自

発的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。

消防庁では，こうした自主的な住民組織をつくる場合の参考となるよう特に大地震発生時における初期消火対策・避難対策等に重点をおいた「自主防災組織の手引」を編集して自主防災組織の設置推進を図っているところである。

イ 防災計画

災害対策基本法は，国，都道府県，市町村に対して防災会議の設置を義務づけるとともに，それぞれが防災基本計画及び防災業務計画，都道府県地域防災計画，市町村地域防災計画を作成し，防災対策の総合的かつ計画的推進を図ることとしている。

都道府県地域防災計画は，全都道府県において作成されており，昭和50年度中において81％に当たる38都道府県が修正を行っている。また，この計画は，当初（ほぼ昭和38年頃）作成された後，昭和51年8月1日までに平均9.9回の修正が行われており，都市の過密化，産業構造の高度化に伴う新しい災害についての防災対策がとり入れられるとともに，従来の防災計画を更に具体化するなど逐次より実効性のあるものとなってきている（附属資料15参照）。

市町村では全国3,279市町村（特別区を含む。）98.1％に当る3,218団体において市町村地域防災計画を作成しており，昭和50年度においては，そのうち14.5％に当る466団体（都道府県知事に協議した団体）が計画の修正を行っている。なお，沖縄県においては，53市町村のうち52団体が未作成であり，これを除くと作成済の団体は全国3,226団体中の99.7％に当ることとなる（附属資料17参照）。また，都道府県庁所在市及び人口30万人以上の市92市（特別区を含む）においてはすべて計画作成済みである（附属資料19(1)参照）。

防災計画は，防災対策の総合的・効果的な実施を図るために防災対策を計画化，体系化するものであり，特に市町村地域防災計画は，防災について第1次的責務を負う市町村の防災活動の基本となるものであるから，未作成の市町村にあっては，その作成を急ぐとともに，既に作成済みの団体においても毎年これに検討を加え，地域内で想定される災害にすべて有効に対処し得

るよう各般の対策について定めることが必要である。

ウ　防災訓練

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するには，常日頃から防災訓練を実施することにより実戦的な能力をかん養しておくことが必要である。このため，災害対策基本法において，行政機関その他関係機関における防災訓練の実施が義務づけられており，消防庁ではこれを受けて地方公共団体に対して防災関係機関及び住民と連携して，総合的実戦的な防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう指導している。

昭和50年中における都道府県並びに都道府県庁所在市及び人口30万人以上の市での防災訓練の実施状況は附属資料17及び19(2)のとおりであり，若干の団体を除き年1回以上実施しており，災害の想定を変えて年数回実施している団体もある。訓練に際しての災害想定は，地震，台風，豪雨によるものが圧倒的に多く，ところにより，石油コンビナート災害，林野火災などの想定もみられる。また，訓練の形態はほとんどが地方公共団体，国の出先機関，公共機関，民間企業及び住民が一体となった総合訓練が主であり，通信訓練及び図上訓練も行われている。

防災訓練は，防災関係機関等の防災活動の実戦的能力をかん養するだけでなく，防災計画の熟知，その妥当性の評価，関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災思想の普及に役立つものであり，防災対策の推進上極めて重要なものであり，その実施については更に努力する必要がある。

（2）　防災無線通信網の整備

災害態様の複雑化多様化に対処して的確な災害対策を実施するためには，災害状況を正確かつ迅速には握するために必要な通信網を整備することが重要である。

消防防災業務を遂行するに当たって情報の収集及び伝達の主軸をなす無線通信網は，

①　国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

②　都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網

③　市町村の行政区域内における消防防災無線通信網

④　防災関係機関相互を結ぶ防災相互無線通信網

の4つに分類されるが，防災対策に万全を期すためには，それぞれの通信施設を整備充実するとともに，上記4つの無線通信網による有機的な情報の収集伝達体制の整備を強化する必要がある。

ア　国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

昭和41年度から消防庁と全国都道府県を結ぶ消防防災無線通信網の整備を推進してきたが，昭和49年度において沖縄県との間の無線通信網を整備した結果，東京都を除く46道府県と通話が可能となり，このうちの29道府県とは，模写電送装置も併設しているので，災害情報及び消防情報の収集伝達に成果を上げている（第5—1図参照）。

イ　都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網

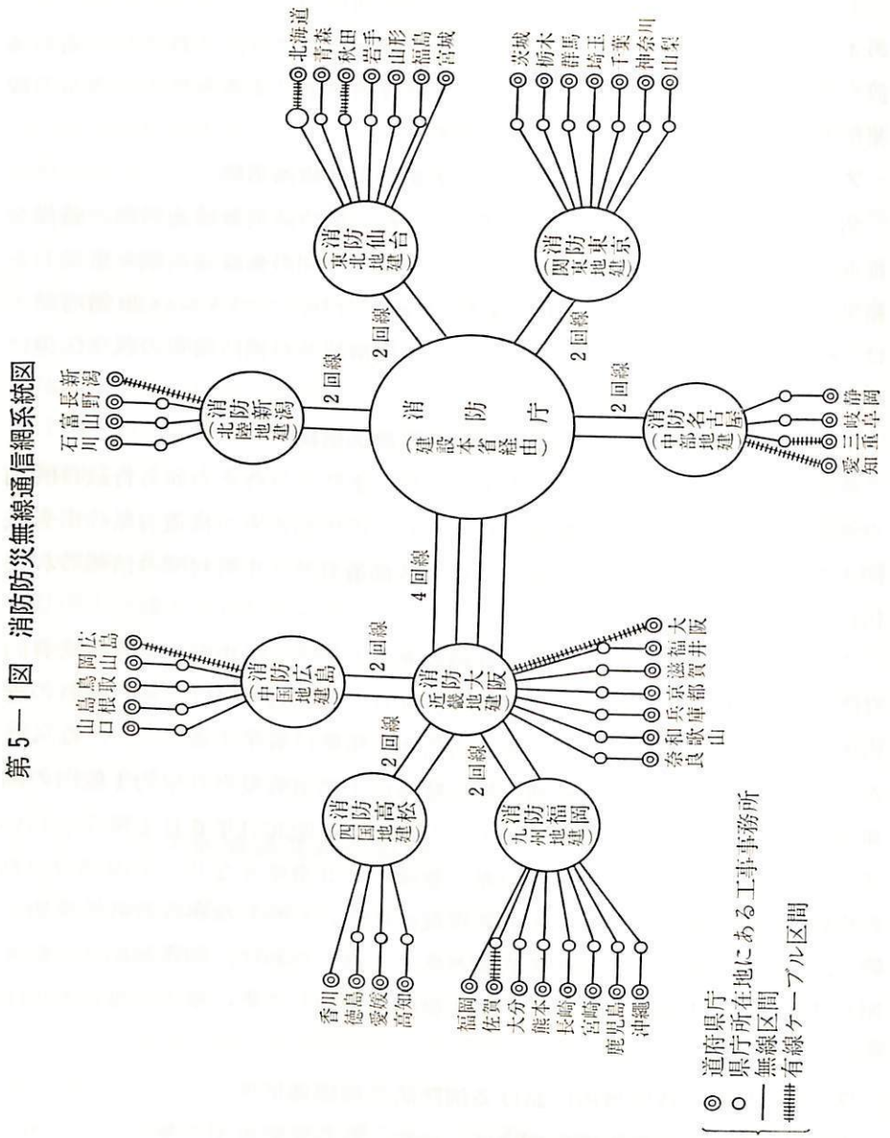
各都道府県の無線通信網は，従来，防災，水防，行政その他各行政目的別の無線通信系として個別に整備されており，その殆んどが都道府県の出先機関までであるため，災害が発生した場合各都道府県と市町村間の情報の収集伝達の一元化が困難であった。

このことから，近年，地域防災計画の充実と相まって市町村を含む総合的な防災無線通信網の整備が緊要な課題となり，各都道府県は，それぞれの管内市町村との間を結ぶ消防防災無線通信網の整備に着手することとなったが，昭和48年度からこの無線通信網の整備に1都道府県当り平均1億円の国庫補助金を交付して促進を図ることとしたので，昭和51年6日1現在において，単独整備を含め運用中が20府県，整備中が3道県となり，全国都道府県の約49％が具体的に整備をしている現況にある。しかしながら最近の災害に際し，その整備を一層促進する必要が感じられたために，国庫補助金の額を昭和51年度から1都道府県当り定額4億円に増額して更に整備の推進を図ることとしている。

ウ　市町村の行政区域内における消防防災無線通信網

市町村の消防防災無線通信網には，消防，救急業務専用の無線通信網及び市町村役場と集落間の防災行政用の無線通信網がある。

第5－1図　消防防災無線通信網系統図



前者は消防本部，署等に基地局を，消防ポンプ自動車，救急車等に移動局をそれぞれ設置して情報収集，指揮連絡等に活用しているもので，昭和50年4月1日現在における無線局総教は，25,155局となり，1年間に3,018局増加した。

また，昭和50年7月に，ヘリコプターにテレビカメラを積載し，上空から撮像したカラー映像を無線で通信司令室に伝送するいわゆるヘリコプターテレビ電送施設を東京消防庁が設置したので，広域にわたりより機動的かつ的確な状況は握が可能となり，地上の消防防災活動を支援するうえで画期的な消防施設として効果を上げている。昭和51年度においては大阪市消防局に設置することとなった。

これらは，各市町村ごとの平常時における個別運用波の整備，地震風水害等災害時における市町村相互の広域運用波の設定，救急業務用無線通信系の複信化等目的別及び用途別に充実強化が図られた結果といえるが，現在，これらに割り当てられている周波数は60波であり，同一周波数を共用する無線局も増加しているため，各市町村の個別の通信運用を阻害する同一波による混信が増加することも懸念される。したがって，今後はこれらの無線局の運用状況は握に努力する必要がある。

後者は，市町村役場に固定局及び基地局を設置し，集落等に固定無線用屋外拡声器及び移動局を配備して，平常時には行政広報等に利用するとともに，災害時においては気象予警報等の伝達，避難の指示，情報の収集伝達等防災全般にわたって利用する無線通信網であり，現在，ごく一部の市町村に設置されているが，この方式は，市町村役場から集落等への一方的な情報伝達であるため集落等からの情報を市町村が得ることができず，災害時の応急対策に支障をきたしている事例が多い。したがって，この無線通信網の整備は，上記の欠点の改善策を講じながら推進してゆくことが必要である。

エ　防災関係機関相互間を結ぶ防災相互無線通信網

防災相互無線通信網は，地震，風水害等の非常災害時に，防災関係行政機関，公共機関，地方公共団体及び防災関係協議会等の団体相互間において防災対策に必要な情報を交換するための無線通信網であり，制度として昭和50

第５—２表　防災無線網整備状況

都道府県	消防庁—都道府県（51.6.1）	都道府県—市町村（51.6.1）	市町村消防・救急用無線（50.4.1）		
			全市町村数	固定局・基地局	移動局
北海道	○	△	212	190	1,147
青森	○	○	67	58	332
岩手	○		62	61	334
宮城	○	○	74	63	346
秋田	○		69	45	275
山形	○		44	42	248
福島	○		90	111	475
茨城	○		92	40	364
栃木	○		49	29	314
群馬	○		70	39	342
埼玉	○	○	92	62	843
千葉	○	○	80	44	717
東京	○	○	41	64	3,398
神奈川	○	○	37	62	933
新潟	○	○	112	90	672
富山	○	○	35	39	299
石川	○		41	38	230
福井	○		35	31	253
山梨	○		64	52	442
長野	○		122	77	502
岐阜	○	○	100	46	477
静岡	○	○	75	52	670
愛知	○	○	88	80	1,109
三重	○	○	69	38	283
滋賀	○		50	30	247
京都	○		44	29	432
大阪	○	○	44	68	1,391
兵庫	○		92	72	796
奈良	○		47	23	187
和歌山	○		50	23	145
鳥取	○	○	39	13	103
島根	○	○	59	41	221
岡山	○	△	79	55	345
広島	○	○	87	56	574
山口	○	○	56	54	350
徳島	○		50	22	157
香川	○		43	21	243
愛媛	○		70	21	255
高知	○		53	32	229
福岡	○		97	65	634
佐賀	○		49	20	147
長崎	○	○	79	45	282
熊本	○	○	98	49	239
大分	○	○	58	58	285
宮崎	○	○	44	23	168
鹿児島	○	△	96	32	206
沖縄	○		53	34	175
合計	46 ○印完成	23 ○印完成 △印整備中	3,257	2,339	22,816
				25,155	

年10月発足したものである。そのため，昭和50年11月各都道府県に対しこの無線通信網の整備を促進するよう周知し，消防庁においては，昭和51年６月に整備した。

今後は，この無線通信網の整備を一層充実して行かなければならないが，運用体制について関係機関等と連携しながら検討して行く必要がある。

（３）　都市における防災対策の推進

我が国では，近年，人口と産業の都市への集中が進行し，都市はますます過密化している。更に，都市の安全への配慮が十分でなかったことも相まって防災の観点からする都市の危険度は増大しつつあり，ひとたび災害が発生した場合，多くの市民の生命，身体及び財産をおびやかすおそれがある。

このような都市の防災対策は，抜本的な都市構造の防災化といった長期的構想の中で実現すべきものであるが，地震を含めた大災害はいつ起こるかわからないものであり，したがって応急的対策も早急に実施する必要がある。

ア　都市における災害対策の現況

都市においては，災害対策として防災会議に地震部会や石油コンビナート部会を設置したり，防災訓練にあたって，地震，建物密集地域火災，コンビナート災害等の都市型の災害を想定するなど都市としての特色ある防災対策を着実に進めており（附属資料18），また，地震，地下街火災，地盤沈下，コンビナート災害等に対処するため各都市においてさまざまな調査研究を行っている。

イ　消防庁における都市災害対策

消防庁においては，最近における都市災害の多発化，複雑多様化，大規模化に対処して，都市における防災対策の総合化，体系化について研究するため昭和48年度から都市防災総合システム研究会を設置している。

昭和48年度においては，都市防災に関する基本的な問題について研究したが，昭和49年度及び昭和50年度においては，主として都市空間の防災的認識の方法の確立について研究を進めている。すなわち，都市災害に対処して防災対策を確立するためには都市空間の状況を深く認識したシステマティック

な対応の仕方が必要であり，その基礎として都市を防災的観点から再評価するシステムを確立する必要があるとの考え方にもとずき，都市空間における防災に関する各種データの収集，処理方法——その手法としてメッシュデータ化を用いることを検討中——について研究を進めているところである。

6　特殊災害対策の強化

（1）　林野火災対策の推進

昭和50年における林野火災の発生件数5,517件，損害額８億7,928万円は，共に前年より減少しているが，これは林野火災シーズンに雨天日が多かったことによるものと考えられる。

林野火災の出火原因は，たばこ，たきび及び火あそびがその主なものである。昭和51年には，岩手県三陸町においてハンターのたばこの投げすてによると推定される林野火災で損害額２億2,916万円，220ヘクタールを焼失した例や，これと同じ日に釜石市において発生した林野火災で，損害額４億4,102万円，201ヘクタールを焼失した例などがある。

これらの火災を通じて，林野火災対策上次のような問題点が指摘される。

その第１は，従来の人海戦術のみによっては，気象の急変地域，林相，地形の複雑な地域の火災に対処することは困難であること。第２は，複雑な地域においては，情報の収集，指揮命令系統の統一は困難となるため，無線による連絡手段を確保する必要があること。第３は，林野火災の延焼状況を地上において，は握することは困難であり，ヘリコプター等による空中からの偵察が必要であること。第４は，被災地の地形，気象に通じ，林野の火災経験が豊富な消防職員をもって構成された消防隊であっても全員殉職したという例もあることから，林野火災の戦術を重視し，再検討する必要があること。第５は，不用意な火の取扱いが大火の原因となっていること等である。

これらの教訓にかんがみ，今後は林野火災の出火防止対策を徹底するほか，林野火災による被害の軽減を図るため，ヘリコプターによる消防活動の立体的かつ積極的な活用をはじめとし，近代的な消防戦術の確立を図り，また，林野火災用消防機器の近代化，科学化を図る等総合的な林野火災対策を推進する必要がある。

このため，消防庁では，昭和43年度から，林野庁との間に林野火災対策研

究会を発足させ，昭和45年度から防衛庁等の参画を得て，消火方法の研究，消防体制の整備，出火防止対策等の研究，検討及び相互調整を行ってきた。

また，消防審議会の答申（昭和44年11月，「林野火災対策について」）に基づいて林野火災特別地域対策事業の実施，出火防止対策の徹底，広域的な消防体制及び相互応援体制の確立，防災関係機関の総合防災体制の整理，ヘリコプターによる空中消火体制の確立に努力してきた。

ア　林野火災特別地域対策事業の推進

昭和45年から林野火災の危険度の高い地域に対して，消防庁及び林野庁が協同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。

この事業は，林野火災の多発する地域において，その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することにより，当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図ろうとするものである。

昭和51年度上半期までに林野火災特別地域として指定され，事業を実施した地域数は60，関係市町村は29市144町20村で，19都道府県にわたっている。しかし，これ以外にも林野火災特別地域対策事業の指定要件を備えている市町村は68市町村に及んでおり，今後これらの市町村を対象としてこの事業を促進していく予定である。

事業内容としては，林野火災用消防無線，林野火災用防火水そう及び林野火災工作車の整備であり，消防庁はこれに対して３分の１（過疎地域，振興山村地域に係るものについては３分の２）を補助しているが，50年度の補助事業実績は第６—１表のとおりである。

イ　空中消防体制の確立

欧米先進国では，消防活動における航空機利用が広く実用化され，航空機による災害状況の偵察，地上部隊の指揮，人命救助，救急患者の輸送，人員，資機材の輸送，林野火災の消火等が行われている。

我が国でも昭和44年度から消防研究所及び林業試験場が共同し，自衛隊の協力のもとに林野火災を対象としたヘリコプターによる空中消火のための機材の開発及び空中消火技術の研究が行われてきた結果，昭和50年度から空中消火を実施することになった。このため，昭和49年度から消防施設等整備費

第６—１表　昭和50年度消防施設等整備費補助金（林野火災分）による整備状況

都道府県	市町村及び消防事務組合	林野火災用消防施設				摘要
		消防無線	防火水そう	林野火災工作車	補助金額（千円）	
北海道	釧路西部消防組合	—	—	1	5,100	
	釧路北部消防組合	—	2	1	6,420	
	上川北部消防事務組合	—	—	2	10,200	
	増毛町地区	—	—	1	5,100	
	池北三町消防事務組合	2	2	—	1,840	
	紋別地区消防組合	10	—	—	2,600	
	西十勝消防事務組合	—	1	—	330	
	北十勝消防事務組合	—	1	—	660	
	東十勝消防事務組合	2	—	—	520	
	遠軽地区消防組合	—	—	1	5,100	
青森	鰺ヶ沢町	—	1		660	
	弘前地区消防事務組合	—	4		2,612	
	八戸地域広域市町村圏事務組合	—	9		5,610	
岩手	大船戸市	—	1		330	
	宮守村	—	2		1,320	
	山形村	1	—		260	
山梨	峡南消防組合		7		4,260	
長野	信州新町	2			520	
高知	嶺北消防組合	4	8		5,600	
大分	玖珠町	—	2	—	660	
	本匠村	—	3	—	1,779	
	直川村	—	1	—	660	
	九重町	—	1	—	660	
	前津江村	—	1	—	580	
	上津江村	—	2	—	1,320	
計	25団体（1市5町6村13組合）	21	48	6	64,701	

補助金を交付して，都道府県における空中消火用資機材の整備の促進を図っている。

なお，この補助事業の実施状況は昭和50年まで８県，昭和51年度は６県が実施する見込みである。

ウ　今後の検討事項

林野火災対策の推進に当たっては，今後，次の事項を重点として迅速かつ積極的に推進する必要がある。

（ア）　広域的総合消防体制の確立

林野の分布状況，地況，気象条件，消防力の整備状況等を考慮した林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を確立し，消防及び林野関係行政機関を中核として，自衛隊，警察，その他の関係機関の密接な協力による都道府県及び市町村における総合的な消防体制を確立すること。

（イ）　出火防止対策の強化

林野火災の出火原因の過半数が，たばこ，たき火，マッチ等による失火であることにかんがみ，その防止対策の徹底を図るため①国，地方公共団体，林野の所有者等の密接な連絡のもとに，有効かつ強力な広報宣伝を行う。②火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに，一定区域における林野火災多発期の「たき火」又は「喫煙」の制限について検討を加える。③「火入れ」に当たっては，必ず消防機関と連絡をとるよう指導を強化する。④林野火災多発期における巡視，監視等の警戒活動を強化する。⑤ヘリコプター等による広報及び偵察を行う等の施策を講ずること。

（ウ）　火災防御対策

林野火災に対処するための消防戦術及び装備の近代化を図るため①地方公共団体における空中消火資機材軽量小型ポンプ，刈払機，無線機等の防御機材の整備，②防火線の設定，消防水利の確保，③消火活動についての図上訓練及び実地訓練の実施等の措置を講ずること。

（２）　石油コンビナート地帯防災対策の推進

社会経済の発展に伴う石油化学工業の急速な発展は，各地に大規模な石油精製所，石油化学工場，石油貯蔵基地等のいわゆる「石油コンビナート地帯」を現出させたが，このことは，陸上の石油等貯蔵取扱施設，オイルタンカーの火災，石油の漏洩等の大規模かつ特殊な態様の災害発生の危険性をもたらし，事実これらの石油コンビナート地帯における災害は後を絶たない。

最近では，昭和50年11月30日，四日市市の協和油化四日市工場霞ケ浦製造所の無水フタル酸タンク爆発，昭和51年１月15日，徳山市出光興産徳山製油所の第一常圧蒸留装置の爆発火災，同月18日，倉敷市の三菱石油水島製油所のトルエン貯蔵タンク爆発，更に３月９日，姫路市の日本触媒化学におけるアクリル酸メチルエステル貯蔵タンク爆発火災がある。

コンビナート地帯におけるこれまでの事故の経験から①防災関係機関，企業を通ずる協力体制の整備，②災害時の的確な連絡体制の整備，③防災資機材，施設等の整備，④保安管理体制の整備等が必要であること等が指摘されており，石油コンビナート地帯の総合的な防災対策を早急に確立しなければならないことの必要性が痛感されてきた。

このため，消防庁は，昭和50年２月から「石油コンビナート等災害防止法案」の立案作業に入り，同年５月16日に閣議決定がなされ，第75回通常国会に提出されたが，審議未了となり，再び第76回臨時国会に提出し，可決され，同年12月17日に法律第84号をもって公布された。

同法施行令は法律とともに昭和51年６月１日に，続いて関係省令が同年６月12日に，石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令が同年７月14日にそれぞれ施行されたことにより石油コンビナート等災害防止法は，実質的に機能することとなった。

都道府県等における防災資機材及び施設の整備を促進するため，消防庁においては昭和45年12月「石油コンビナート地帯防災対策要綱」を定め，都道府県及び市町村に対して，各種の対策の推進を指導してきたが，昭和46年度から都道府県に対しては泡消火剤貯蔵設備，泡消火剤搬送用タンク車，泡放射砲，オイルフェンス等の防災資機材及び施設を整備する場合についての補助制度を創設し，昭和50年度までに21道府県に対して助成を行った。

石油コンビナート等災害防止法の施行に伴い特定事業者に対してその整備を義務づけられた特定防災施設等の整備に要する資金の確保については，その便宜を図るため，日本開発銀行による融資の措置が行われることとなって

いる。

なお，石油コンビナート等災害防止法及び関係政省令等の概要は次のとおりである。

ア　石油コンビナート等災害防止法

（ア）　新設等の届出，指示等

a　石油及び高圧ガスを保有する第１種事業所の新設等をしようとする者は，その計画を主務大臣に届け出なければならないものとし，主務大臣は，製造施設地区，貯蔵施設地区，用役施設地区，事務管理施設地区等各施設地区の面積及び配置が災害の拡大の防止に支障を生ずるおそれがあると認められるときはこの計画の変更又は廃止を指示することができるものとすること（第５条，第７条，第８条関係）。

b　消防法又は高圧ガス取締法の規定による許可権者は，新設等の届出に係る施設の許可の申請について，一定期間許可をしてはならないこととするとともに，届け出た新設等の計画についてａの指示があった場合において，当該施設が指示に従って変更された計画に適合していないと認める等のときは，許可をしてはならないこと（第９条関係）。

c　新設等の計画を届け出た第１種事業者は，ａの指示がされるまで又は一定の期間が経過するまでは，事業所の新設又は変更をしてはならないこと（第10条関係）。

d　主務大臣は，新設等の計画又は指示に適合していない事業所を設置している者等に対し，当該事業所についてその施設の使用の停止を命ずることができること（第12条関係）。

（イ）　特定事業者に係る災害予防

a　特定事業者は，主務省令で定める基準に従って流出油等防止堤，消火又は延焼の防止のための施設その他の特定防災施設等を設置しなければならないこと（第15条関係）。

b　特定事業者は，政令で定めるところにより，要員及び資機材を備えた自衛防災組織を設置しなければならないこと（第16条関係）。

c　特定事業者は，防災管理者を選任し，自衛防災組織を統括させること（第17条関係）。

d　特定事業者は，自衛防災組織の業務の実施についての防災規程を作成しなければならないこと（第18条関係）。

e　１の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は，共同して自衛防災組織の業務の一部に代えて，要員及び資機材を備えた共同防災組織を設置することができるものとすること（第19条関係）。

f　特定事業者は，共同して，災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成等を業務とする特別防災区域協議会を置くよう努めなければならないものとすること（第22条関係）。

（ウ）　災害に関する応急措置

a　事業所の責任者の異常現象についての消防機関への通報義務を明らかにするとともに，消防機関は，直ちに，これを警察署，海上警備救難機関等の関係機関に通報しなければならないものとすること（第23条関係）。

b　災害時における自衛防災組織及び共同防災組織の災害防除活動の実施及び市町村長，管区海上保安本部の事務所の長等のこれら組織に対する指示について定めること（第24条，第25条関係）。

（エ）　防災に関する組織及び計画

a　都道府県に，石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を置き，石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進，災害時における都道府県，関係地方行政機関，関係市町村，関係公共機関の災害応急対策等の連絡調整等を行わせること（第27条関係）。

b　防災本部は，都道府県知事を本部長とし，関係特定地方行政機関の長，関係市町村の長及び消防機関の長，特定事業者の代表者等を本部員とすること（第28条関係）。

c　防災本部の指示のもとに，石油コンビナート等特別防災区域に係る災害応急対策等を実施するため，災害発生時に，現地防災本部を置くことができること（第29条関係）。

d　防災本部は，石油コンビナート等特別防災区域の防災に関する総合的な計画を作成すること（第31条関係）。

（オ） 緑地等の設置

a　地方公共団体の長は，公害防止対策事業として緑地等の設置事業を行うことができる地域以外の地域において，防災のための緩衝地帯として緑地等を設置しようとするときは，その設置計画を定め，主務大臣の承認を受けること（第33条関係）。

b　緑地等の設置の費用については1/3を第１種事業者に負担させること(第34条関係)。

c　緑地等の設置に要する経費のうち事業者の負担すべき費用を除いた額について国はその1/2を補助することができるとともに当該事業に係る地方債の元利償還費について地方交付税により措置すること（第36条関係)。

（カ） そ の 他

a　主務大臣は，石油コンビナート等特別防災区域を指定するときは，関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこと（第38条関係)。

b　主務大臣等は，この法律の施行に関し，特定事業者に対し報告を徴収し，又は立入検査を行うことができること（第39条，第40条関係)。

c　都道府県知事は高圧ガス取締法の規定，及び市町村長はこの法律又は消防法の規定に基づく権限の行使等について，相互に通報し，災害の発生または拡大の防止のため必要な措置を要請することができること（第41条関係)。

d　国は，特定事業者に対し，防災施設又は設備の設置等に要する費用について必要な資金のあっせん等を行うこと（第42条関係)。

e　罰則その他必要な規定を設けること。

f　消防法，地方交付税法，消防施設強化促進法等の関係法律の一部を改正すること（附則関係)。

イ　石油コンビナート等災害防止法施行令

（ア） 特別防災区域及び特定事業所の指定の基準

石油コンビナート等特別防災区域の指定の基準となる石油の基準総貯蔵・取扱量及び高圧ガスの基準総処理量は，それぞれ石油10万キロリットル，高圧ガス２千万立方メートルとし，特定事業所の基準となる石油の基準貯蔵・取扱量及び高圧ガスの基準処理量を，第一種事業所については石油１万キロリットル，高圧ガス200万立方メートル，第二種事業所については石油1,000キロリットル，高圧ガス20万立方メートルとし，その他石油以外の危険物2,000キロリットル又は2,000トン，準危険物１万トン，高圧ガス以外の可燃性ガス20万立方メートル，毒物にあっては20トン，劇物にあっては200トンとしたこと（第２条，第３条関係)。

（イ） 関係行政機関

関係行政機関は，警察庁，環境庁，厚生省，農林省，運輸省，労働省及び建設省としたこと（第５条関係)。

（ウ） 特定事業者に係る災害予防

a　自衛防災組織

特定事業者は，自衛防災組織にそれぞれの特定事業所の種類と規模に応じ大型化学消防車，大型高所放水車，泡原液搬送車，普通化学消防車，普通消防車，オイルフェンス，オイルフェンス展張船，油回収船，その他の防災資機材等を備え付け，また，それぞれの防災資機材等の種類及び数に応じて必要な防災要員を置かなければならないこと（第７条～第11条関係)。

b　共同防災組織

特定事業者が共同して共同防災組織を設置した場合に備え付けるべき防災資機材等は，共同防災組織を構成する特定事業所のうちで最も多くの防災資機材等を備え付けることとなる自衛防災組織に備え付ける数量に相当する数量としたこと（第19条，第20条関係)。

（エ） 石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等防災本部組織及び運営に関する事項として，幹事の選任，部会の設置等に関することを定め，更に防災本部の協議会に関する組織及び運営についても定めたこと（第23条，第24条関係)。

（オ） 緑地等の設置

緑地等の設置に要する費用を負担させることができる者は，設置計画の承認のあった日において第一種事業者である者とし，設置に要する負担総額の

配分には災害の周辺地域への影響の程度及び事業活動の規模を勘案すること（第30条，第32条関係）。

（カ） そ の 他

新設等の確認手数料は，事業所の種類及び敷地面積に応じ，10万円から20万円までとし，特定防災施設等の検査手数料は，流出油等防止堤にあってはその長さに応じて算定した額としたこと（第27条，第28条関係）。

ウ 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令

（ア） 各施設地区の区分等

特定事業所の敷地を通路等によって，製造施設地区，貯蔵施設地区，入出荷施設地区，用役施設地区，事務管理施設地区，その他施設地区に区分するものとし，それぞれの施設地区について定義したこと（第3条，第4条関係）。

（イ） 新設等の届出

第一種事業所の新設等の届出の内容，様式等を定めたこと（第5条～第7条，第14条～第16条関係）。

（ウ） 新設等の計画の指示の基準

配置規制対象の第一種事業所の各施設地区等の配置等については，人命危険の排除，災害の発生危険性の防止，災害拡大防止及び防災活動の至便を考慮して基準を定めたこと（第9条～第13条関係）。

エ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令

（ア） 特定防災施設等

特定防災施設等は，流出油等防止堤，消火用屋外給水施設及び非常通報設備とし，特定の事業所に設置することとし，特定防災施設等の検査，点検等に関する事項についても定めたこと（第1条～第16条関係）。

（イ） 自衛防災組織等

自衛防災組織に備え付けるべき化学消防自動車等の性能等に関する事項，防災管理者等の届出，自衛防災組織に関する防災規程について定めたこと（第18条～第26条関係）。

（ウ） 共同防災組織

共同防災組織を設置した場合に定めるべき共同防災規程及びその届出に関して定めたこと（第3章関係）。

オ 石油コンビナート等特別防災区域の指定政令

石油コンビナート等特別防災区域として，33都道府県にわたる75地区を指定したこと（第6—2表参照）。

第6—2表 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	特別防災区域名
北海道	釧路地区，苫小牧地区，室蘭地区，上磯地区
青森	青森地区，八戸地区
宮城	塩釜地区，仙台地区
秋田	男鹿地区，秋田地区
山形	酒田地区
福島	いわき地区
茨城	鹿島臨海地区
千葉	京葉臨海北部地区，京葉臨海中部地区，京葉臨海南部地区
東京	豊洲地区，品川・大井地区
神奈川	京浜臨海地区，根岸臨海地区，久里浜地区
新潟	新潟東港地区，新潟西港地区，直江津地区
富山	富山地区，新湊地区，伏木地区，婦中地区
石川	金沢港北地区
福井	三国地区
静岡	清水地区
愛知	渥美地区，蒲郡地区，衣浦地区，名古屋港臨海地区
三重	四日市臨海地区，尾鷲地区
大阪	大阪北港地区，堺泉北臨海地区，岬地区
兵庫	尼崎地区，神戸地区，東播磨地区，姫路臨海地区
和歌山	和歌山北部臨海北部地区，和歌山北部臨海中部地区，和歌山北部臨海南部地区
岡山	水島臨海地区
広島	福山地区，江田島地区，能美地区，岩国・大竹地区
山口	岩国・大竹地区，下松地区，徳山・新南陽地区，宇部地区，小野田地区，彦島地区
徳島	阿南地区
香川	番の州地区

都道府県	特別防災区域名
愛媛	新居浜地区，上浦地区，菊間地区，松山地区
福岡	苅田地区，北九州地区，福岡地区
佐賀	唐津地区
長崎	相浦地区，長崎地区
熊本	八代地区
大分	大分地区
鹿児島	喜入地区
沖縄	平安座地区，泊地区，小那覇地区

（3） 特殊建築物火災対策

地下街及び高層建築物の火災において，何よりも危険なものは，急速に充満する煙である。

特に，無窓建築物である地下街において，多量の煙は視界をさえぎり，迷路のような地下街から避難することを妨げるとともに酸欠や一酸化炭素中毒によっても多数の犠牲者を出す危険性が大きい。

また，非常口付近においては，多数の避難者が，パニック状態に陥り，心理的動揺による惨事の起きる可能性も大きい。

したがって，特殊建築物火災においては，まず排煙及び避難誘導による人命救助を優先する必要がある。

このため消防法では，地下街の火災については煙の排出が重要であることにかんがみ，延面積が千平方メートル以上ある場合には排煙設備を設けることを義務づけている。

なお，地下街に火災が発生した場合，消防隊は，避難者に進入口をふさがれ，火災現場に早急に到着することは困難であり，その解決方法として，消防隊の進入口を確保しておくことも必要である。

昭和49年6月28日に地下街中央連絡協議会は，地下街に関する基本方針を定めたが，防災上主な内容は次の通りである。

① 原則として，公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50m以内の位置に防災上有効な地下広場，排煙，採光等のための吹抜け等を設け，かつ直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

② 公共地下歩道及び地下広場には噴水，池その他避難上支障となるおそれのあるものは設けないこと。

③ 地下駐車場と他の部分は，耐火構造の壁又は床で区画し，開口部を設ける場合には，特別避難階段又はそれと同等以上の防火，防煙性能を有する施設を設けること。

④ 地下駐車場には直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

⑤ 公共地下駐車場を設けない地下街にあっては，地下街全体の状況をは握しやすい位置に他の部分と完全に防火防煙区画がなされ，かつ地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること並びに地上と無線交信を可能とする設備を設けること。

⑥ 地下街の通路，階段，店舗の内装等は不燃物とすることを定めている。

高層建築物においても，煙の排出は人命救助及び防御効果をあげるため重要である。

消防法は，百貨店等の不特定多数の者が出入する建築物の地階又は無窓階で床面積が千平方メートル以上(劇場，映画館，公会堂等は，舞台部の面積が二百平方メートル以上）のものには排煙設備を設けることを義務づけている。

また，高層建築物火災に対処するため，消防機関は，ビル内外を充分調査しておき，これに通じておくことが大切である。

すなわち，高層建築の用途，収容人員，構造，避難設備，消防隊用エレベーター，進入口を調査し，更に，隣接建物の状況も確認しておき，消防隊が高層登はんに利用し，消火活動，救助活動に役立つか否か実情を知っておくことが必要である。

高層建築の火災に対する訓練は，近接ビルから火災ビルにはしごをかけ，ブリッジを作り，渡る方法，高層の目的箇所にロープを結着し，そのロープを登る方法等が行われている。

なお，消防用設備の整備に伴う費用に対しては，資金面の助成措置，税制上の優遇措置が講じられているが，消防機関は予防行政の一環として，防火対象物に対する予防査察を行い，消防用設備の設置と技術的指導を行ってい

る。

（4） 大量高速交通機関の災害対策

ア 航空機災害

我が国における航空機の利用は年々急激な伸びを示しているが，航空機の大型化と運航回数の増加に伴い，一旦事故が発生すれば大惨事を招来するおそれがあることにかんがみ，空港管理者は，消防機関と協力して所要の消防力を整備することになっている。第１種，第２種空港については，「国際民間航空条約付属書の消防力基準」に準拠し，また，第３種空港については，消防庁次長通達（昭和46年12月　第３種空港における消防力の整備について）及び運輸省航空局長通達（昭和46年７月空港消火救難体制について，昭和48年10月第３種空港消防力の整備強化について）により，空港における防災体制の整備を推進しているところである。

しかし，地方公共団体が設置管理する第３種空港の消防体制は使用中の42空港中，花巻，岡山，奄美の３空港が化学消防車を，また，福井の１空港が給水車を配備しているが，その他の空港については，大型消火器を設置しているのみで，消防ポンプ車，給水車，救難設備については未整備の状況にあるので，早急に消火設備及び救難設備を整備する必要がある（附属資料20参照）。

空港における現有消防力のみによっては，航空機火災に対処することは困難であると考えられるので，消防庁及び運輸省は協議に基づき，空港と市町村の消防機関との消火活動，救助活動が円滑に行われるようあらかじめ協力関係について，協定（昭和45年６月１日　○○空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(準則)）を締結しておくよう指導している（附属資料20参照）。

なお，昭和47年３月に航空機燃料税が創設され，昭和47年度から，空港及び空港関係市町村は，空港又は航空機の災害に対処するため，航空機燃料税の一部の譲与を受け，消防施設の整備を図ることができることとなった。

この制度の発足により，今後空港消防体制の整備が促進されるものと考えられる。

イ 車両災害対策

国鉄においては，トンネル内火災に備え，車両の不燃化，トンネル内施設の改善，異常時におけるマニュアルの作成及び訓練等の対策を樹立し，また，新幹線における防災対策として，経年車両の取替え，機械類の改良等の体質強化工事の実施，保安体制の充実等の安全対策が推進されている。

民営鉄道については，制動装置の安全性，その改善方法等の対策が運輸省において検討され，急勾配線区走行車両の制動装置の改善が図られている。

また，地下鉄道内での車両火災発生時における排煙方式についても運輸省で検討が進められている。

なお，消防庁と運輸省は，車両火災を防止し，安全な輸送を確保することを目的として車両火災予防運動を実施した。

（5） 原子力災害対策

原子力の開発利用については，従来から安全の確保を最重点にして技術の開発が行われてきており，また，原子力施設の設置については，場所，人口密度，気象等が考慮されている。

更に，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき，核燃料物質の使用等に対する許可制度，保安規程の作成，核燃料取扱主任者の設置等が行われ，安全の確保が図られている。

原子力施設から発生する放射性廃棄物の処理については，アスファルト固化及び新固型化材料に関する研究等が行われている。

しかし，原子力施設所在地の都道府県と市町村は，万一の災害に備えて災害対策基本法に基づいて，①原子力災害の特殊性にかんがみ，住民の社会的心理的混乱と動揺による被害を最小限にとどめるため，平素から原子力災害についての必要な留意事項について広報活動を行うこと，②災害発生時の連絡体制の確立と防災活動に必要な放射線測定器，防護具等の整備，③関係職員の動員計画及び訓練，④災害の発生及び拡大の防止，⑤退避場所と退避経路の決定及び救出方法についての災害応急対策等を内容とする地域防災計画

を作成し，又は検討を行っている。

（6） 活動火山対策の推進

我が国は，世界有数の火山国である。日本列島には，富士火山帯をはじめとする八つの火山帯が走り，新世代第四期の火山が200にのぼり，そのうち今後も噴火する恐れが多少でもある広義の活火山だけでも70近くあって，全世界の活火山の一割近くに及んでいる。

これら活火山は，観光上等の利点も大きい反面，その噴火活動に伴う噴石，降灰，溶岩流などにより，周辺地域の人命，住家，農作物等に対して甚大な被害を与えることが少なくない。

このため，国において，昭和47年10月，48年6月の桜島火山の2回にわたる爆発を契機として昭和48年7月13日「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」（昭和48年法律第61号）を制定した。

この法律に基づき，昭和48年に鹿児島市及び桜島町が避難施設緊急整備地域の指定を受け，更に昭和50年には阿蘇町，一の宮町，白水村が同地域の指定を受けて「避難施設緊急整備計画」を策定し，活動火山周辺地域における住民等の迅速かつ安全な避難のために必要な退避壕，退避舎等をはじめとして避難港，道路等の避難施設等の整備事業を推進している。

これに対し，消防庁では，桜島火山に係る退避舎等の整備のための補助として昭和48年度において退避壕29、退避舎2，ヘリコプター離着陸用広場1の整備事業に対して，総額23,741千円の補助金（補助率1/2）を交付し，昭和49年度において退避舎4の整備事業に対して総額19,133千円の補助金を交付した。更に昭和50年度においても桜島火山及び阿蘇火山に係るものの補助として，退避壕5，退避舎10，サイレン及びスピーカー警報装置各一式の整備事業に対して総額58,961千円の補助を行い，同計画に基づく退避施設等の補助事業はこれをもって一応完了した。

7 大震火災対策の推進

（1） 我が国の地震発生状況

我が国は，環太平洋地震帯に位置し，世界有数の地震国である。記録に残されたマグニチュード5.0以上の地震を地域別にみると第7—1表のとおりである。

第7—1表 我が国及び近海の地域別・規模別大地震発生状況

地域＼マグニチュード	5.0～5.9	6.0～6.9	7.0～7.9	8.0～8.9	不明のもの	計	百分比%
北海道	2	7	14	4	1	28	6.7
東北	11	30	33	4	6	84	20.0
関東	6	40	23	2	7	78	18.5
中部	10	51	18	3	7	89	21.1
近畿	1	30	16	8	15	70	16.6
中国・四国	3	13	9	1	1	27	6.4
九州	3	25	8	1	8	45	10.7
計	36	196	121	23	45	421	100.0

（注） 東京天文台編纂理科年表（昭和51年版）による西暦416年から1974年までの地震を掲げた。

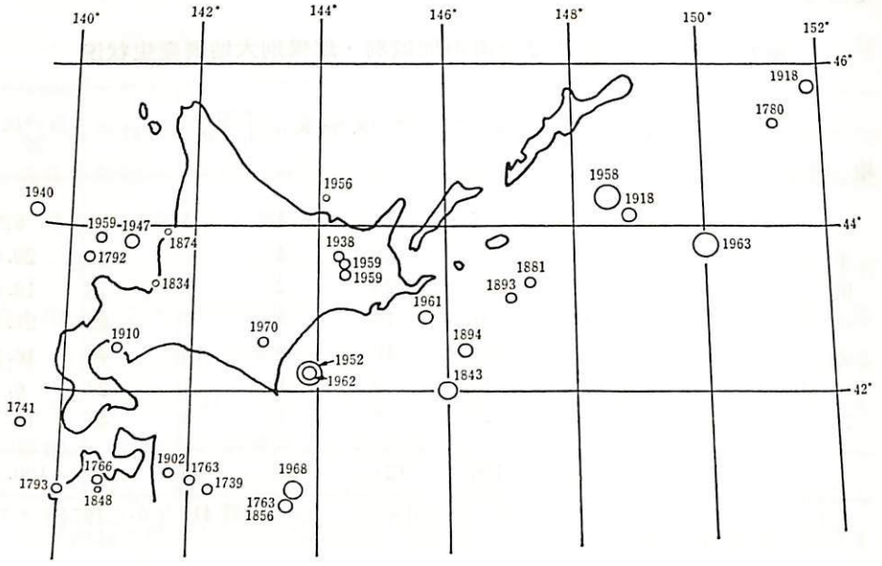
これによれば，中部地方が最も多く21.1%の89件で，以下東北地方が20.0%，関東地方が18.5%，近畿地方が16.6%で，他の北海道，中国・四国地方，九州地方が6～10%の率を示している。

また，大きな被害を及ぼすマグニチュード7.0以上の大地震についてみると，東北地方が25.7%の37件で最も多く，次いで関東地方の17.4%の25件，近畿地方が16.6%の24件，中部地方が14.6%の21件，北海道が12.5%の18件，中国・四国地方が6.9%の10件，九州地方が6.3%の9件となっており，

大地震は東北地方，関東地方及び近畿地方に多く発生している。

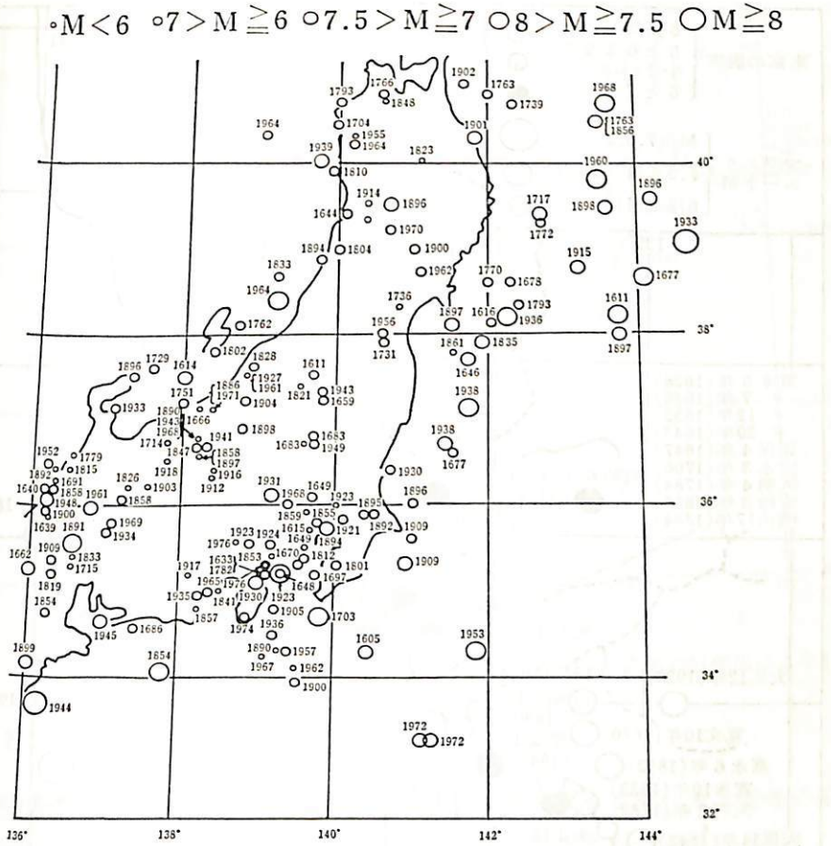
なお，我が国及びその周辺に発生した地震のうち，被害の記録が残されているものを地域別に示すと第７—２図～第７—５図のとおりである。これらの図でもわかるとおり，地震の分布は全国各地に分散しているが，大きな規模の地震は東北地方から近畿地方までの太平洋側の海底で多く発生している。

第7—2図　北海道地方の破壊地震

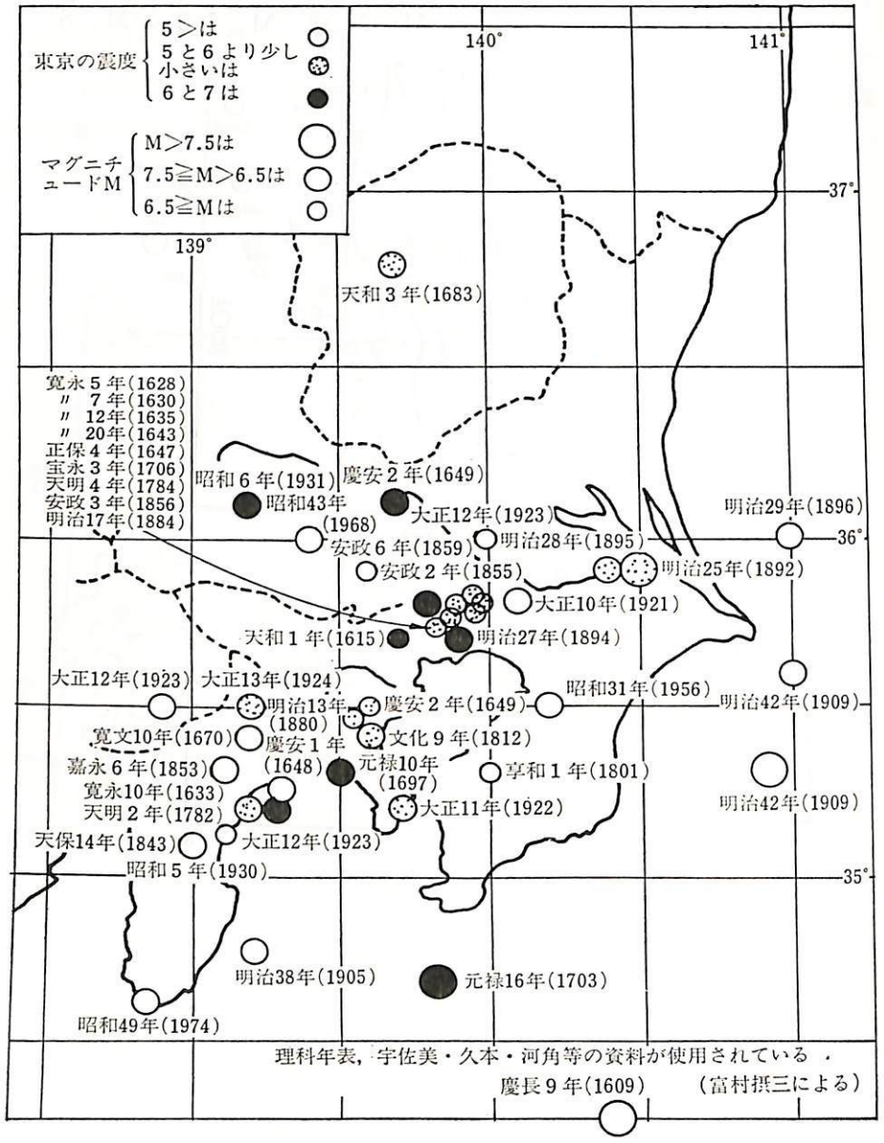


∘M＜6　∘7＞M≧6　○7.5＞M≧7　◯8＞M≧7.5　◯M≧8

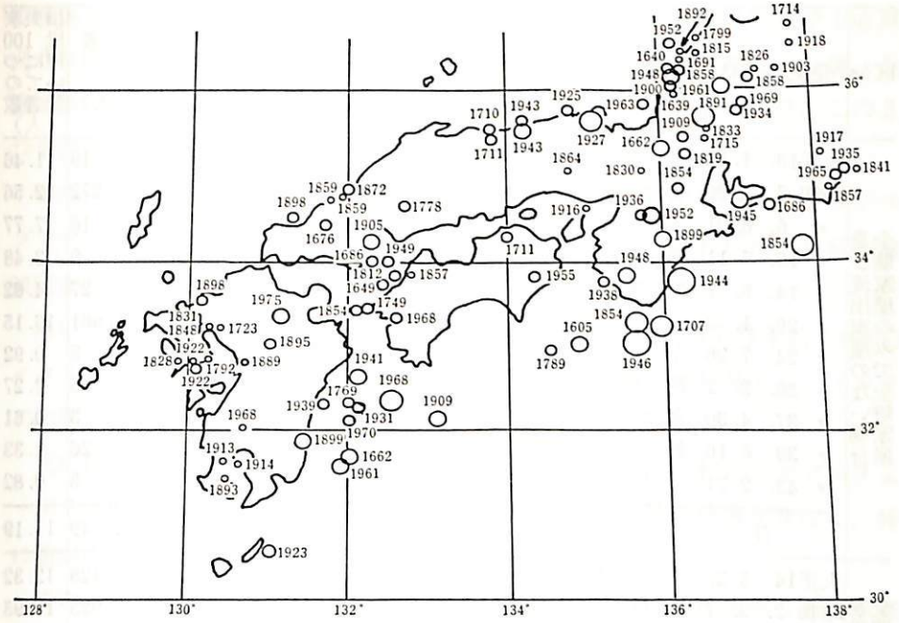
第7—3図　東北・関東中部地方の破壊地震



第7—4図　東京付近の破壊地震（1600～1974）



第7—5図　西日本の破壊地震



○M＜6　○7＞M≧6　○7.5＞M≧7　○8＞M≧7.5　○M≧8

（理科年表昭和51年版による）

（2） 地震の被害の実態

大地震時には，建築物の倒壊，道路，橋りょう，上下水道，ガス管等の損壊，同時多発火災，河川護岸の破壊，津波等による水害等が同時に発生し，しかも，これらの災害が相乗的に人的，物的被害を増大させる。

例えば，地震動が木造建築物を倒壊し，これが火災発生の原因となり，また，建築物，工作物等の道路への倒壊や落橋は，避難行動，消防活動等を困難にさせ，被害を拡大させる。

特に，地震による被害は，地震動による建築物の崩壊，道路，橋りょう，堤防等の破壊などの直接的な被害よりも，火災等の二次的災害の有無が被害の大小を左右している。更に最近の過密都市においては，いわゆるパニック状態がもたらす被害も見のがすことはできない。

第7—6表　関東大地震以後の大地震

区分	発生年月日	地域又は地震名	規模（マグニチュード）	家屋損失 全壊（戸）	全焼（戸）	流出（戸）	計（戸）	死者（人）	損失家屋100戸についての死者数（人）
全壊家屋及び流出家屋のみで全焼家屋のない場合	大正13. 1.15	丹沢山塊	7.2	1,298			1,298	19	1.46
	昭和 5. 6.26	北伊豆地震	7.0	2,165			2,165	272	12.56
	〃 6. 6.21	西埼玉地震	7.0	206			206	16	7.77
	〃 10. 7.11	静岡市付近	6.3	814			814	9	2.48
	〃 14. 5. 1	男鹿半島	7.0	585			585	27	4.62
	〃 20. 1. 3	三河地震	7.1	12,142			12,142	1,961	16.15
	〃 24. 7.26	今市地震	6.4	873			873	8	0.92
	〃 36. 2. 2	長岡付近	5.2	220			220	5	2.27
	〃 37. 4.30	宮城県北部	6.5	369			369	3	0.81
	〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1,960			1,960	26	1.33
	〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368			368	3	0.82
	合計			21,000			21,000	2,349	11.19
全壊家屋のある場合及び全焼家屋	大正14. 5.23	兵庫県北部	7.0	1,295	2,180		3,475	428	12.32
	昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12,584	3,711		16,295	2,925	17.95
	〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7,485	254		7,739	1,083	14.47
	〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35,420	3,691		39,111	3,895	9.96
	〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	13		686	52	7.73
	〃 49. 5. 9	伊豆半島沖地震	6.9	134	5		139	30	21.58
	合計			57,591	9,854		67,445	8,413	12.47
流出家屋のある場合	大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128,266	447,128	868	576,262	142,807	24.82
	昭和 8. 3. 3	三陸地震津波	8.3			4,917	4,917	3,008	61.18
	〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	21,130		3,059	29,189	998	3.42
	〃 21. 7.21	南海地震	8.1	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432	8.50
	〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	14	91	920	33	3.64
	〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	*1,571		1,259	2,830	139	4.91
	合計			168,373	449,740	11,645	629,758	148,417	23.57

（注）(1) 昭和51年版理科年表による家屋損失（非住家を含む。）100戸以上のものを掲げた。
(2) ＊津波による全壊
(3) 死者数には行方不明者を含む。

関東大地震以後の地震のうち，全壊家屋100戸以上のものについて，家屋の損失と死者との関係を見ると第7—6表のとおりである。損失家屋100戸当たりの死者は，全壊のみの場合が平均11.19人であるのに対し，全壊，全焼家屋のある場合は12.47人，流出家屋のある場合は23.57人となり，この2つを合計した死者率は22.49人で後者は前者の約2倍となっている。

また，外国についてみると1976年2月4日の午前3時頃中南米のグワテマラでマグニチュード7.5の地震が発生し，グワテマラの地方都市に壊滅的な被害を及ぼした。

次いで1976年5月6日の21時頃（日本時間，昭和51年5月7日午前5時頃）イタリア北部においてマグニチュード6.5～6.9程度の地震が発生し，イタリア北部の各都市にかなりの被害を及ぼした。

更に1976年7月28日の午前3時42分頃中国の唐山付近においてマグニチュード7.5の地震があり，唐山，北京，天津及び豊南一帯に被害を及ぼし，特に唐山の被害は甚大であったといわれている。

このほかにもソ連，フィリピン，インドネシアにおいて大規模な地震が発生し，大きな被害が生じたといわれている。

グワテマラ，イタリア北部及び中国に発生した地震は，規模についてみると中地震に該当するが，都市直下型地震の典型として，被害の激甚さは，都市構造の過密化がすすんでいる我が国に多くの問題を提起した。

一方，1974年5月9日，8時33分，伊豆半島沖においてマグニチュード6.9の直下型の地震が発生し，南伊豆町を中心に山崩れ，崖崩れ，道路損害等の被害が発生し，これによって死者，行方不明者合わせて30人，全壊家屋134棟等局地的に壊滅的被害を被った。

更に1975年1月23日23時19分，熊本県阿蘇地方を襲った地震，同年4月21日2時35分，大分県中部地方を襲った地震においても局地的な被害を被った。なお，地震時におけるプロパンガスボンベの転倒によるガスの漏えいが危惧されたが，幸いにして消防団員等の迅速かつ的確な処置，広報，警戒により転倒を防ぎ火災を未然に防いだ。プロパンガスボンベの転倒を防ぐことがいかに重要か改めて認識された。

また，1976年においては，伊豆半島の随所で異常隆起がみられ，群発地震が発生している。特に８月18日午前２時15分伊豆半島河津町付近に発生したマグニチュード5.5の河津地震は，地震の規模は比較的小さかったのにもかかわらずかなりの被害が生じた。これらの被害は，活断層沿いに発生している。

更に本年６月16日午前７時36分山梨県東部に発生した山梨県東部地震は，山梨県東部，東京都西部及び神奈川県北部にわたる広い範囲に軽微な被害を及ぼした。

震災対策は大都市地域，中都市地域，小都市地域，町村部を問わず重要であるとともに急務であることを痛感させた。

（３） 国の大震火災対策の現状

ア 大都市震災対策推進要綱に基づく地震対策

消防審議会が昭和45年３月23日に行った「東京地方（関東地方南部）における大震火災対策について」の答申をもとに，中央防災会議は，昭和46年５月25日に「大都市震災対策推進要綱」を決定し，引き続きこの要綱に基づき国の各機関，地方公共団体，事業所，住民の行うべき地震対策について分科会を設けて検討を進め，具体的施策の推進を図っている。

また，昭和48年７月６日の中央防災会議における申し合せ並びに昭和50年８月15日の中央防災会議決定の「当面の防災対策の推進について」に基づき，人口，産業の集積する首都圏，近畿圏，中部圏の既成市街地及びこれらに近接する地域のうち，大地震発生時に著しい被害が発生するおそれがある地域について，広域避難地，避難路，消防水利等の防災施設の整備事業及び市街地再開発事業等を緊急かつ計画的に策定すべく，消防庁，建設省，国土庁を中心に検討を進めている。

イ 地震予知の推進

昭和51年10月29日，地震予知の推進に関する重要な施策について，関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに，総合的かつ計画的な施策を推進するため，内閣に地震予知推進本部を設けて地震予知の推進を図っている。

ウ 大都市震災対策連絡会議の設置

昭和46年５月に「大都市震災対策推進要綱」を決定して以来，13分科会において具体化のための措置について検討を加えてきており，実施可能な施策については，逐次実施に移してきたが，昭和49年８月に行政管理庁から「大都市における震災対策に関する行政監察結果に基づく勧告」において指摘された事項も含め検討すべき課題が相当残されているので，従来の事項別分科会（13分科会）を再編成し，「都市防災」，「防災体制」，「避難対策」，「救護対策」，「情報通信対策」，「研究」の６分科会を設けるとともに，これらの分

第7—7表　昭和49年度防災知識普及啓発事業の実施状況

放送内容	放送局	放送月日
テレビ５分番組（ごぞんじですか？—防災ミニ百科—）	ＮＴＶほか30局	毎週土曜日（昭和49年５月４日から）
テレビ５分番組（そのときあなたは？—くらしの中の防災—）	フジＴＶほか32局	毎週日曜日（昭和49年５月５日から）
特別番組（大地震！そのときあなたは？）（75分）	フジＴＶほか20局	昭和49年９月１日
特別番組（火と煙の物語）（30分）	ＴＢＳほか27局	秋の火災予防運動期間
特別番組（あなたは安全ですか？）（50分）	フジＴＶほか21局	昭和50年３月１日
テレビスポット15秒（たばこの投捨て防止）	フジＴＶほか32局	昭和50年２月28日から３月６日まで　毎朝
テレビスポット15秒（おやすみ前に火の点検）	フジＴＶほか32局	昭和50年２月28日から３月６日まで　毎晩
テレビスポット15秒（お出かけ前の火の点検）	ＮＴＶほか31局	昭和50年３月７日から３月13日まで　毎朝
テレビスポット15秒（おやすみ前の火の点検）	ＮＴＶほか31局	昭和50年３月７日から３月13日まで　毎晩
ラジオスポット（20秒）	ニッポン放送ほか31局	年に５週 ①49. 5. 1～ 5. 7 ②49. 8.19～ 8.25 ③49. 8.26～ 9. 1 ④49.11.26～12. 2 ⑤50. 2.28～ 3. 6
震災対策映画（安全はあなたの手で—地震と火災—）		

昭和50年度防災知識普及啓発事業の実施状況

放送内容	放送局	放送月日
テレビ5分番組（ごぞんじですか？—防災ミニ百科—）	ＮＴＶほか30局	毎週土曜日
テレビ5分番組（そのときあなたは？—くらしの中の防災—）	フジＴＶほか32局	毎週日曜日
テレビ特別番組（75分）（安全をみずからの手で—地震に備える—）	フジＴＶほか21局	昭和50年8月31日
テレビ特別番組（50分）（あなたは知らない—身近なガスの危険と安全—）	ＴＢＳほか30局	昭和50年11月26日
テレビ特別番組（50分）（火災・地震と日本人）	ＴＢＳほか30局	昭和51年3月1日
テレビスポット（15秒）（たばこの投捨て防止）	札幌テレビほか12局	昭和50年4月20日から4月26日まで（朝晩）
ラジオスポット（20秒）（第1期　おやすみ前に火の点検）（第2期　地震！　避難は徒歩で）（第3期　地震！　まず火の始末）（第4期　油断大敵）（第5期　子供の火あそび防止）	ＴＢＳほか31局	年に5週 ①50. 5. 1～5. 7 ②50. 8.19～8.25 ③50. 8.26～9. 1 ④50.11.26～12. 2 ⑤51. 2.29～3. 6

科会を総合した機関として中央防災会議事務局に関係省庁で構成する「大都市震災対策連絡会議」を設け，新たな体制の下で今後の大都市震災対策を進めている。

エ　消防庁の大震火災対策の現状

消防庁では，大震火災対策の重要性にかんがみ，消防審議会の答申及び大都市震災対策推進要綱の趣旨に基づいて，各省庁及び地方公共団体との緊密な連携のもとに震災時における火災による人的，物的被害の軽減を図ることを目的として，火災防止対策及び避難対策を中心に，次に掲げる事業を推進している。

（ア）　防災知識の普及啓発

震災対策は，国，都道府県，市町村が一体となって推進しなければならないことはもちろんであるが，地震から身を守り，財産を守るには，国民1人1人が自衛のための意識を持つとともに，防災訓練に参加するなど地域，事業所の人々が街ぐるみ，事業所ぐるみで防災対策にあたることによって，大地震による倒壊などの「第一次災害」は防ぐことはできないにしても，特に被害を大きくする火災やパニックなどの「第二次災害」を最小限度に止めることは可能である。

そのため昭和49年度及び50年度において第7—7表に示すとおり，テレビ，ラジオ放送を行うとともに昭和49年度においては震災対策映画を製作し，各都道府県及び政令指定都市に配布した。

また，昭和49年度から防災映画フイルムの貸出しを各地方公共団体及び消防署等に対して行っている。

これらの啓発方法は，国民の防災知識の向上に非常に有効であり，引き続き実施する必要がある。

（イ）　大震火災対策施設等の補助事業

首都圏，近畿圏，中部圏等の人口の密集する大都市においては，いったん大地震が発生した場合，著しい被害が生ずることが予想される。

この大地震による被害を軽減するためには，建築物の不燃化，事業所の施設設備の耐震化，安全な避難地，避難路の確保等長期的構想に基づく防災都市づくりを強力に推進するとともに，予知の難しい地震の被害を最少にするためには，出火防止，消防活動，避難誘導，救急救助等の応急対策が十分に行われるような体制が整備されていなければならない。

このため，第7—8表に示すように大震火災対策施設等整備費補助事業として昭和47年度から耐震性貯水そう（100㎥）及び可搬式（小型）動力ポンプの整備，昭和49年度には電源車，ヘリコプターによるテレビ電送システム及び地域防災センターの整備が行われ，更に昭和50年度には，電源車及び耐火避難車の整備の推進を図っている。

（ウ）　大震火災対策に関する研究

大地震発生時における消防活動，避難誘導の手法を開発するため，次の研究を実施している。

○　飛行艇による空中消火に関する研究

大地震発生時に予想される消防水利の使用不能，道路交通の途絶等による

第7—8表　大震火災対策施設等整備費補助事業の整備状況

内容 / 事業項目	補助団体	47年度	48年度	49年度	50年度	計
耐震性貯水そう(100㎥)及び可搬式（小型）動力ポンプ	東京	水そう 101 ポンプ 165	64 90	144 210	120 140	429 605
	横浜	水そう ポンプ		7 7	7 7	14 14
	川崎	水そう ポンプ		2 4	2 19	4 23
	横須賀	水そう ポンプ		3 3		3 3
	岐阜	水そう ポンプ			1 1	1 1
	名古屋	水そう ポンプ		18 18	20 24	38 42
	京都	水そう ポンプ			5 5	5 5
	大阪	水そう ポンプ	20 20	40 52	40 67	100 139
避難誘導のためのテレビ電送システム	東京			1		1
地域防災センター	愛知県			1		1
電源車	東京			1	1	2
	名古屋				1	1
	京都				1	1
	大阪			1	1	2
耐火避難車	東京				1	1

消防機能の低下に対処する必要があるので，飛行艇による市街地火災の延焼阻止，避難者の安全確保等の効果について研究するため，昭和49年度においてカナダエアー社からＣＬ-215飛行艇をチャーターし，茨城県那珂湊市の旧東陸軍飛行場跡地を利用して実験を行った。

昭和50年度においては，前述の実験結果を踏まえ都市火災についての実用化を図ることを目的として，更に技術的検討を加えるため，防衛庁保有のＰＳ-1型飛行艇を改装して消防用実験機にするための改装に着手した。

昭和51年度においては，50年度に引き続き改装を行い，改装されたこの実験機を使用して飛行特性及び消火剤を混入した水の散布特性等を計測し，火

災の延焼抑止効果等の試験・研究を行った。

○　避難誘導システムの開発研究

昭和50年度において，大震火災時における住民等の避難の安全確保のための避難誘導システムに関する研究を行った。

○　大地震時における被害予測手法に関する研究

昭和51年度において，大地震発生時における家屋倒壊，出火危険区域及び延焼拡大区域のは握，道路通信施設の被害予測，消防水利の被害予測等の被害想定の技法を研究開発し，そのマニュアルを各地方公共団体に提供することによって震災対策の効果的な推進を図る研究を行うこととしている。

○　航空機による火災の偵察方法に関する研究

赤外線利用の撮像装置を搭載した航空機により，火災の延焼性状を上空から偵察する方法は，すでに米国，カナダ等で山火事に対して利用されはじめている。我が国においてもこの偵察法を大震火災のような市街地火災に対する有効な状況は握の手段とするため，研究開発を進める。

○　震害分布と表層地盤との相関等に関する研究

関東一円の地域について，過去に経験した実際の震害状況の地域的な特徴を収集調査し，これを現在の地域に対応させて，震害の発生状況と表層地盤との相関を求める。また，石油パイプライン等の地下埋設物が破壊した場合に予想される危険物の漏洩の拡大状況の予測についても実験的研究を行う。

(エ)　消防庁以外の各省庁の大震火災対策の現状

中央防災会議が決定した「大都市震災対策推進要綱」に基づき，消防庁以外の各省庁においても専門的立場から検討を行うとともに，各省庁の所管事務に関連する大震対策について調査研究等を進めている。調査研究は大別して①地震予知に関する研究（科学技術庁，文部省，通商産業省，海上保安庁，気象庁，建設省）②震災対策一般の研究（北海道開発庁，科学技術庁，文部省，運輸省，海上保安庁，気象庁，建設省）の２つに分けられるが，前者のうちの主な研究事項としては，①首都圏南部における地震活動に関する研究（科学技術庁），②地震観測所の設置等による地震の観測（文部省），③地震観測施設設備の整備（気象庁），④国際地球内部ダイナミックス計画に基づ

く総合研究（気象庁），⑤測地的方法による地殻変動調査（建設省），後者のうち主な研究事項としては，①大型大震実験の推進（科学技術庁），②観測施設等の整備（文部省），③新耐震設計法の開発（建設省）などである。

（4） 都市における大震火災対策の現状

地方公共団体においては，昭和39年6月の新潟地震，昭和43年5月の十勝沖地震等を契機に，防災会議に地震部会を設置し，大震対策計画を樹立する等具体的対策に取り組んでいる。

消防庁が都道府県庁所在都市及び人口30万人以上の都市69都市及び東京都（23区）について調査を行った結果によると，昭和50年度までに，地震対策に関する調査研究，諸対策及び諸計画の策定を行っているのは，東京都（23区）及び67都市に及んでいる。

これらの調査研究，諸対策及び諸計画等の内容は，地質・地盤調査，土木建築物の耐震性調査，避難対策の基礎調査，耐震性貯水そう（100㎥）及び可搬式(小型)動力ポンプの整備，住民防災組織の育成及び結成等大地震時における人命の安全確保等であり，従来の大震対策が住民に対する大地震に関する意識の高揚，大地震発生時の心得の周知等が主体であったのに比べ，最近の傾向として具体的，積極的な施策に関するものとなっている。

調査研究の状況についてみると，地質地盤調査，災害危険地域の調査等の「自然環境の調査」は，東京都（23区）及び14都市，土木建築物の耐震性調査，危険物施設等の安全性調査等の「人為環境の調査」は東京都（23区）及び15都市，避難対策の基礎調査等の「避難地等の調査」は東京都（23区）及び13都市，震災時の被害想定の基礎調査は東京都（23区）及び10都市，地震に関する意識調査は東京都（23区）及び22都市が行っている。

予防対策の状況についてみると，家庭・地域に消火器の設置，耐震性貯水そう・可搬式（小型）動力ポンプの整備等の「火災拡大等の防止対策」は東京都（23区）及び11都市，パンフレット等による広報活動，講演会及び映画会等の「震災広報及び防災教育」は東京都（23区）及び63都市，石油ストーブに対する対震自動消火装置の義務付けを市条例に規定しているのは東京都

（23区）及び44都市となっている（東京都23区及び八王子市は都条例）。

防災体制の状況についてみると，防災会議等に地震対策部会を設置し，地震に関する専門的立場から具体的な施策の推進を図っているのは東京都（23区）及び9都市，備蓄倉庫の建設，非常食糧等の備蓄等「災害応急体制の整備」は東京都（23区）及び56都市，情報連絡通信網の整備・維持，消防専用無線電話の整備等の「情報連絡体制の整備」は東京都（23区）及び21都市，避難の安全確保を図るための避難地・避難路の確保及び指定は東京都(23区)及び43都市，広域避難場所に対する案内標識の設置は東京都（23区）及び7都市，住民防災組織が結成されているのは，東京都（23区）及び18都市，地震対策計画等の策定が地域防災計画にもられているのは東京都（23区）及び48都市，津波対策が地域防災計画にもられているのは東京都（23区）及び22都市，災害時の放送に関する協定が締結されているのは東京都（23区）及び5都市である。

以上が，調査結果の主要なものであるが，震災対策事業は，一市町村のみで達成できるものではなく，国，都道府県，市町村が一体となって総合的，計画的に実施する必要があるので，今後においても相互に連絡を密にして強力に施策の推進を図る必要がある。

8 救 急 業 務

（1） 実 施 状 況

ア 概　　況

昭和50年中における全国の救急業務の実施状況は，救急出場件数153万7,762件，搬送人員147万6,085人で，これを前年と比較してみると，救急出場件数で11万7,991件(8.3%)，搬送人員で10万9,225人（8.0%）それぞれ増加している。

このことは，全国で1日平均4,213件（前年3,890件）の救急事故が発生し，約21秒（前年22秒）に1回の割合で救急隊が出場したことになる。また，救急業務を実施している市町村においては約72人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

第8—1表　救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 / 年別	救急出場			搬送人員			(A)のうち交通事故による出場件数 (B)	(A)に対する(B)の構成比	(A)のうち急病による出場件数 (C)	(A)に対する(C)の構成比
	件数 (A)	指数	対前年増減率	人員	指数	対前年増減率				
38	239,393	100	21.3	215,804	100	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
39	314,272	131	31.3	275,623	128	27.7	95,852	30.5	108,960	34.7
40	329,898	138	5.0	317,145	147	15.1	97,627	29.6	139,737	42.4
41	429,972	180	30.3	383,790	178	21.0	137,431	32.0	171,111	39.8
42	504,417	210	17.3	458,766	216	19.5	158,777	31.5	205,305	40.7
43	594,862	248	17.9	551,104	255	20.1	188,059	31.6	247,466	41.6
44	724,819	303	21.8	685,629	318	24.4	239,957	33.1	300,766	41.5
45	872,545	364	20.4	830,577	385	21.1	267,730	30.7	386,045	44.2
46	991,914	414	13.7	954,324	442	14.9	286,165	28.8	461,809	46.6
47	1,145,296	478	15.5	1,107,555	513	16.0	306,931	26.8	547,810	47.8
48	1,340,071	560	17.0	1,300,380	603	17.4	317,712	23.7	673,189	50.2
49	1,419,771	593	5.9	1,366,860	633	5.1	289,013	20.4	741,747	52.3
50	1,537,762	642	8.3	1,476,085	684	8.0	306,659	19.9	804,127	52.3

（注） 救急出場件数及び搬送人員のうち，昭和38年は4月1日以降のものである。

救急出場件数及び搬送人員の推移は，第8—1表のとおりである。救急業務が法制化された昭和38年を100とした場合，救急出場件数で642，搬送人員で684と非常に高い伸び率を示しているが，救急出場件数の対前年伸び率は昭和49年5.9%，昭和50年8.3%，搬送人員の対前年伸び率は昭和49年5.1%，昭和50年8.0%といずれも10%未満となっている。これは，救急業務実施市町村の増加に伴い新たに救急業務を実施する市町村の伸びが鈍化してきたためと思われる。

救急出場件数を地域別にみると，附属資料23のとおりで，昭和49年と同様，首都圏がもっとも多く次いで近畿圏，中部圏の順となっている。

また，都道府県別に増減状況をみると，沖縄県の39.7%を最高に，以下熊本県，佐賀県，大分県，鳥取県等の順でいずれも20%以上の増加率となっている。

次に，救急業務実施市町村内における人口1万人当たりの救急出場件数をみると，全国の平均は143.7件で都道府県別では，東京都の221.4件を最高に，以下大阪府の214.8件，神奈川県の193.5件，沖縄県の175.3件，奈良県の169.8件，千葉県の168.8件と続いている(附属資料23参照)。

イ 事故種別救急出場件数及び搬送人員の状況

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにみるといずれも第1位が急病によるもので，第2位が交通事故，以下一般負傷，労働災害，犯罪，自損行為と続いている。

その内訳は，附属資料24及び25のとおりで，救急出場件数についてみると，急病80万4,127件（52.3%），交通事故30万6,659件（19.9%）となっており，11種類に分類されている救急事故の中で，この2種類だけで全体の72.2%を占めている。

急病と交通事故の比率を地域別にみると，10大都市においては，救急出場件数51万4,345件のうち，急病によるもの57.6%（29万6,404件），交通事故によるもの14.2%（7万3,158件）と急病によるものが圧倒的に高く，また，その他の市町村においても救急出場件数102万3,417件のうち，急病によるもの49.6%（50万7,723件），交通事故によるもの22.8%（23万3,501件）と急病

第8—2表　地域別にみた急病と交通事故件数の比較

区分＼年	十大都市				その他の市町村			
	急病		交通		急病		交通	
	件数	全件数に対する割合	件数	全件数に対する割合	件数	全件数に対する割合	件数	全件数に対する割合
45	189,818	51.0	84,309	22.7	106,227	39.1	184,234	36.8
46	215,667	53.8	84,064	21.0	246,142	41.6	202,101	34.2
47	245,203	57.4	79,649	18.6	302,607	42.1	227,282	31.6
48	275,260	57.7	78,370	16.4	397,929	46.1	239,342	27.7
49	285,271	58.3	69,693	14.2	456,476	49.1	219,320	23.6
50	296,404	57.6	73,158	14.2	507,723	49.6	233,501	22.8

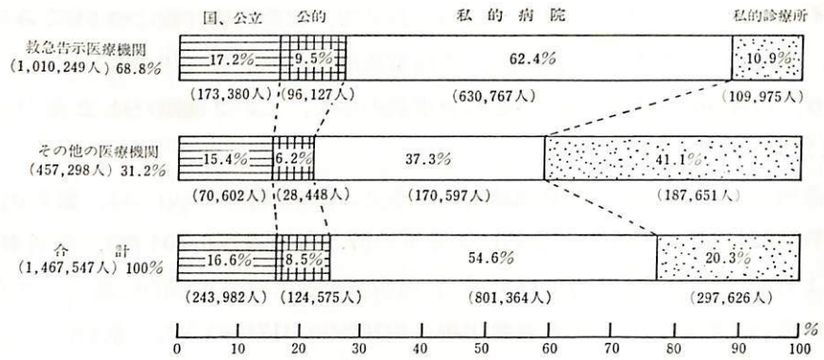
による救急出場件数が交通事故による救急出場件数を上回っている（第8—2表参照）。

ウ　医療機関別及び傷害程度別搬送人員の状況

（ア）　医療機関別搬送人員

昭和50年中の搬送人員147万6,085人の99.7%に当たる147万1,825人について，医療機関への搬送状況をみると，医療機関に搬送された救急患者は，146万7,547人であり，そのうちの68.8%（101万249人）が救急告示医療機関へ，残りの31.2%（45万7,298人）がその他の医療機関へ搬送されている。

第8—3図　医療機関別搬送人員の状況



次に，開設主体別搬送人員の状況は，国・公立医療機関16.6%（24万3,982人），公的医療機関8.5%（12万4,575人），私的病院54.6%（80万1,364人），私的診療所20.3%（29万7,626人）となっており，74.9%（109万8,990人）が私的医療機関へ搬送されている（第8—3図参照）。

（イ）　傷害程度別搬送人員

昭和50年中の搬送人員147万6,085人の99.7%に当たる147万1,506人についての傷害程度別搬送人員の状況をみると，死亡2万3,164人（1.6%），重症21万3,611人（14.5%），中等症53万1,568人（36.1%），軽症70万3,163人（47.8%）となっており軽症の占める割合が大きい。次に事故種別ごとに軽症患者の占める割合をみると，一般負傷の60.5%を最高に，以下交通事故の49.4%，急病の46.7%，その他の35.1%の順となっている（第8—4表参照）。

第8—4表　傷害程度別搬送人員の状況

事故種別＼傷害程度	死亡	重症	中等症	軽症	計
急病	11,497 (1.6)	103,875 (14.0)	279,325 (37.7)	345,912 (46.7)	740,609 (100.0)
交通	5,765 (1.7)	48,785 (14.1)	120,226 (34.8)	170,962 (49.4)	345,738 (100.0)
一般負傷	799 (0.4)	16,702 (8.4)	61,277 (30.7)	120,973 (60.5)	199,751 (100.0)
その他	5,103 (2.8)	44,249 (23.9)	70,740 (38.2)	65,316 (35.1)	185,408 (100.0)
計	23,164 (1.6)	213,611 (14.5)	531,568 (36.1)	703,163 (47.8)	1,471,506 (100.0)

（注）（　）書は，構成比で単位は%である。

エ　転送の状況

昭和50年中の搬送人員147万6,085人の97.3%に当たる143万5,982人について転送の状況をみると，転送なしに収容された救急患者は全体の97.6%に当たる140万1,708人で，残りの2.4%に当たる3万4,274人が1回以上転送されている。この転送された人員3万4,274人について，転送回数別にみると，1～3回が3万3,518人（97.8%），4～6回が704人（2.1%），7～10回が39人（0.1%）で，11回以上転送された救急患者が13人である。なお，事故種別

ごとの搬送人員に対する転送人員の割合は平均しており，2.4％前後となっている(第8—5表参照)。

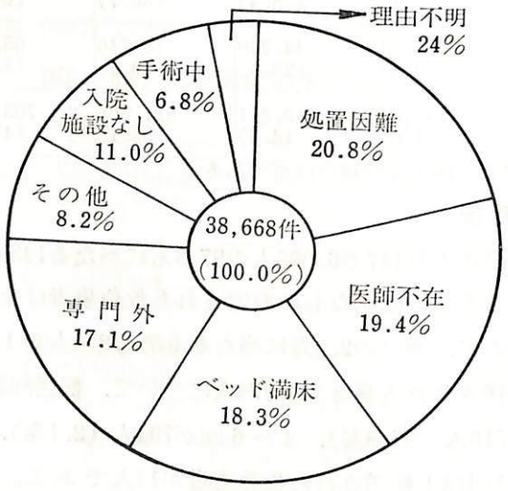
第8—5表　転送回数別搬送人員の状況

事故種別＼転送回数	0	転送 1～3	転送 4～6	転送 7～10	転送 11以上	転送 小計Ⓐ	合計Ⓑ	転送率 Ⓐ／Ⓑ ×100
	人	人	人	人	人	人	人	%
急病	703,647	17,087	355	32	12	17,486 (51.0)	721,133 (50.2)	2.4
交通	331,325	7,080	219	3	1	7,303 (21.3)	338,623 (23.6)	2.2
一般負傷	190,153	4,761	62	2	—	4,825 (14.1)	194,978 (13.6)	2.5
その他	176,583	4,590	68	2	—	4,660 (13.6)	181,243 (12.6)	2.6
計	(97.6%) 1,401,708	33,518	704	39	13	(2.4%) 34,274 (100.0)	(100%) 1,435,982 (100.0)	2.4

(注)　(　) 書は，事故種別，転送回数別の構成比（％）を示す。

次に，転送された救急患者の転送理由を示したのが第8—6図及び第8—7表である。転送理由のうち，処置困難が20.8％で１番高く，以下医師不在19.4％，ベッド満床18.3％，専門外17.1％，入院施設なし7.0％，手術中6.8％，その他8.2％の順となっている。なお，救急告示医療機関と非告示医療機関についてみると，救急告示医療機関ではベッド満床が23.1％で１番高く，以下医師不在20.1％，専門外17.5％等と続いているが，非告示医療機関では処置困難が26.5％で１番高く，以下医師不在18.4％，専門外16.6％等と続いている。

第8—6図　転送理由の状況



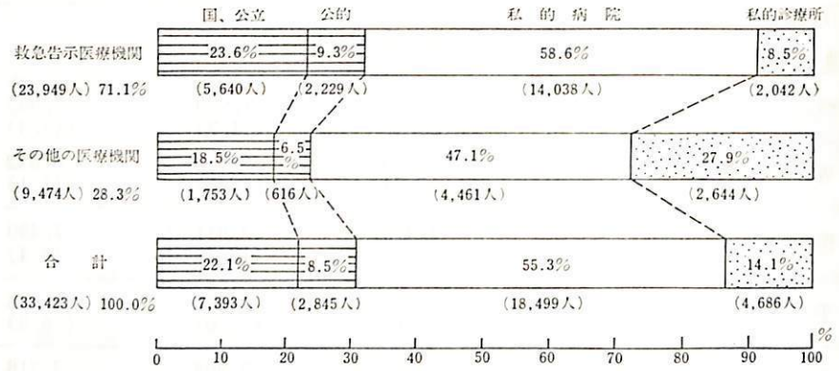
第8—7表

理由＼収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
	件	件	件
ベッド満床	5,153 (23.1)	1,909 (11.7)	7,062 (18.3)
専門外	3,909 (17.5)	2,713 (16.6)	6,622 (17.1)
医師不在	4,479 (20.1)	3,011 (18.4)	7,490 (19.4)
手術中	2,131 (9.6)	497 (3.0)	2,628 (6.8)
入院施設なし	424 (1.9)	2,294 (14.0)	2,718 (7.0)
処置困難	3,723 (16.7)	4,337 (26.5)	8,060 (20.8)
その他	2,016 (9.0)	1,152 (7.0)	3,168 (8.2)
理由不明	454 (2.1)	466 (2.8)	920 (2.4)
計	22,289 (100.0)	16,379 (100.0)	38,668 (100.0)

(注)　(　) 書は，構成比で単位は％である。

更にまた，転送された救急患者が最終的に収容された医療機関の状況を，転送人員３万4,274人のうち医療機関に収容された３万3,423人についてみると，救急患者は最終的には救急告示医療機関へ収容される割合が高く，71.7％となっており，その他の医療機関が28.3％となっている。また，開設主体別では，私的病院が55.3％で高く，私的診療所14.1％と合わせて，私的医療機関だけで69.4％となっており，以下国・公立医療機関22.1％，公的医療機関8.5％の順となっている(第8—8図参照)。

第8—8図　転送者の収容医療機関の状況

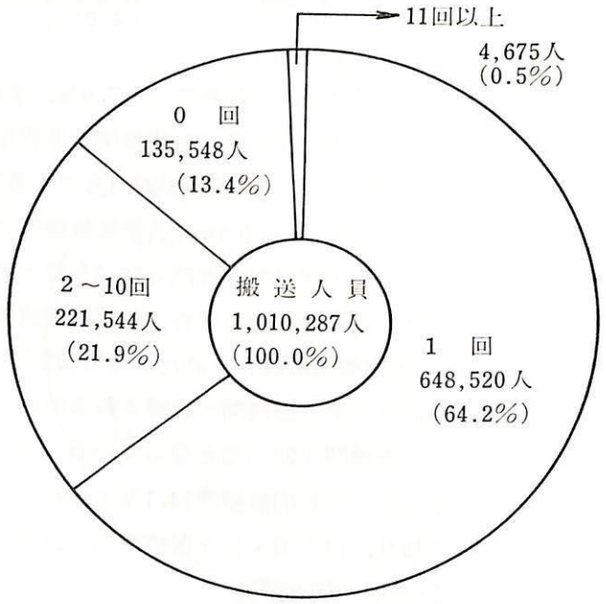


オ　問合せ回数別搬送人員の状況

昭和50年中の搬送人員147万6,085人の68.4%に当たる101万287人について医療機関への問合せ回数別搬送状況をみると，２回以上の問合せを要して収

問合せ回数別搬送人員の状況

第8—9図



第8—10表

事故種別＼問合せ回数	0	1	再問合せ 2～10	再問合せ 11以上	再問合せ 小計Ⓐ	合計Ⓑ	再問合せ搬送割合 Ⓐ／Ⓑ ×100
	人	人	人	人	人	人	%
急病	69,515	296,658	110,899	2,415	113,314	479,487	23.6
交通	27,098	182,822	56,363	1,041	57,404	267,324	21.5
一般負傷	15,668	85,294	27,120	443	27,563	128,525	21.4
その他	23,267	83,746	27,162	776	27,938	134,951	20.7
計	135,548	648,520	221,544	4,675	226,219	1,010,287	22.4

容された人員は，22万6,219人で全体の22.4%を占めている。また，これを事故種別ごとにみると，急病11万3,314人（50.1%），交通事故５万7,404人（25.4%），一般負傷２万7,563人（12.2%），その他２万7,938人（12.3%）となっており，11回以上の問合せを要して収容された人員は全体の0.5%に当たる4,675人となっている（第8—9図及び第8—10表参照）。

第8—11表　救急隊員の行った応急処置の状況

処置項目＼事故種別	対象搬送人員	急病	交通	一般負傷	その他	計
		人	人	人	人	人
		723,619	338,879	195,774	181,976	1,440,248
止血		3,486	68,437	38,108	20,081	130,112
		(0.5)	(20.2)	(19.5)	(11.0)	(9.0)
固定		1,605	22,905	13,064	9,457	47,031
		(0.2)	(6.8)	(6.7)	(5.2)	(3.3)
人工呼吸		6,221	1,250	630	3,070	11,171
		(0.9)	(0.4)	(0.3)	(1.7)	(0.8)
心マッサージ		7,614	991	402	2,632	11,639
		(1.1)	(0.3)	(0.2)	(1.4)	(0.8)
酸素吸入		60,888	11,927	4,493	16,608	93,916
		(8.4)	(3.5)	(2.3)	(9.1)	(6.5)
気道確保		36,095	6,549	2,981	8,429	54,054
		(5.0)	(1.9)	(1.5)	(4.6)	(3.8)
その他		406,222	172,170	103,306	106,013	787,711
		(56.1)	(50.8)	(52.8)	(58.3)	(54.7)
合計		522,131	284,229	162,984	166,290	1,135,634
		(72.2)	(83.9)	(83.3)	(91.4)	(78.8)

（注）（ ）書は，対象搬送人員に対する割合で単位は%である。

カ　救急隊員の行った応急処置の状況

昭和50年中の搬送人員147万6,085人の97.6%に当たる144万248人について救急隊員の行った応急処置の状況をみると，止血13万112人（9.0%），酸素吸入9万3,916人（6.5%），気道確保5万4,054人（3.8%），固定4万7,031人（3.3%），心マッサージ1万1,639人（0.8%），人工呼吸1万1,171人(0.8%）等となっている。次に，事故種別の処置状況では，急病については，酸素吸入，気道確保が多く，交通事故については，止血，固定が多くなっている(第8—11表参照)。

キ　交通事故に対する実施状況

昭和50年中の全国の人身事故を伴う交通事故件数は47万2,938件で，前年の49万452件に比較して1万7,514件（3.6%）の減少となっている。このうち，救急業務実施市町村内におけるものは44万4,315件で，これに対する救急出場件数は30万6,659件となっており，69.0%の出場率となっている。また，これにより搬送された負傷者は34万7,326人で，前年の32万6,487人に比較して2万839人（6.4%）の増加となっている。

交通事故に対する救急出場率をみると，山形県，栃木県，千葉県，東京都，奈良県，沖縄県の100%を最高に，以下埼玉県の95.8%，群馬県の94.2%と続いており，逆に救急出場率の低いところは，福岡県の34.4%，熊本県の38.6%，長崎県の39.6%，石川県の40.8%，佐賀県の42.1%となっている(附属資料23参照)。

ク　特異な救急事故

救急事故1件当たりの傷病者は，通常1～2名であるが，電車事故，バス事故あるいは集団食中毒のように，集団的に多数の傷病者を伴う事故も年間でかなり発生している。

このように，集団的に多数の傷病者を伴う事故を通常の救急事故と区分して救急統計のうえでは，特異な救急事故として取り扱っており，その基準は次のとおりである。

① 傷病者及び死者の合計が10人以上の事故

② 死者が5人以上の事故

③ その他特異な事故

昭和50年中の全国の特異な救急事故の発生件数は118件で，これによる死傷者は，2,385人（死者97人，負傷者2,288人）となっている。

また，特異な救急事故を事故種別ごとにみると，交通事故によるものが80件で全体の67.8%を占め，死傷者においても交通事故によるものが1,448人で全体の60.7%を占めている。

昭和50年中に発生した特異な救急事故の主な事例は，次のとおりである。

a　長野県青木湖バス転落事故

昭和50年1月1日11時20分頃，スキー客送迎用の大型バス（80人乗）が，長野県大町市道青木神城線を運転中青木湖に転落し，死者24名負傷者15名，計39名の死傷者がでたもの。

b　大阪市西成区千成ホテル火災

昭和50年3月10日6時16分頃，大阪市西成区，7階建千成ホテル1階西北室より出火した火災により死者4名，負傷者61名，計65名の死傷者がでたもの。

c　箕面市食中毒事故

昭和50年9月12日，15時30分頃，箕面市内関西電力学園生徒及び一部関係者の食べた幕の内弁当による食中毒が発生し，136名の食中毒患者がでたもの。

このような，同時に多数の死傷者を伴う特異な救急事故は，通常の救急体制では対処しえない場合が多いので，有事に備えて，消防機関相互の協力体制をととのえるとともに，警察，保健所，医療機関等の関係機関相互の緊密な協力体制が必要である。

なお，このように集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策については，消防庁，厚生省，警察庁，日本医師会等の関係機関の協議に基づき，昭和40年6月消防庁長官名をもって都道府県知事あて通知し，ファースト・エイド（応急手当）及び初期診療を適切に確保するとともに，更に災害が長期化する場合等を考慮して医療体制を組織的に整備するよう指導を行っている。

また，都道府県及び市町村は，それぞれ地域防災計画を策定し，防災会議

に救急医療部会を設置するなどの対策を推進しているところである。

（2） 実 施 体 制

ア 実 施 状 況

救急業務実施市町村数は，昭和51年４月１日現在で2,646市町村（644市，1,569町，433村）で，前年の2,575市町村（644市，1,520町，411村）に比較すると，71市町村（2.8%）の増加となっている。

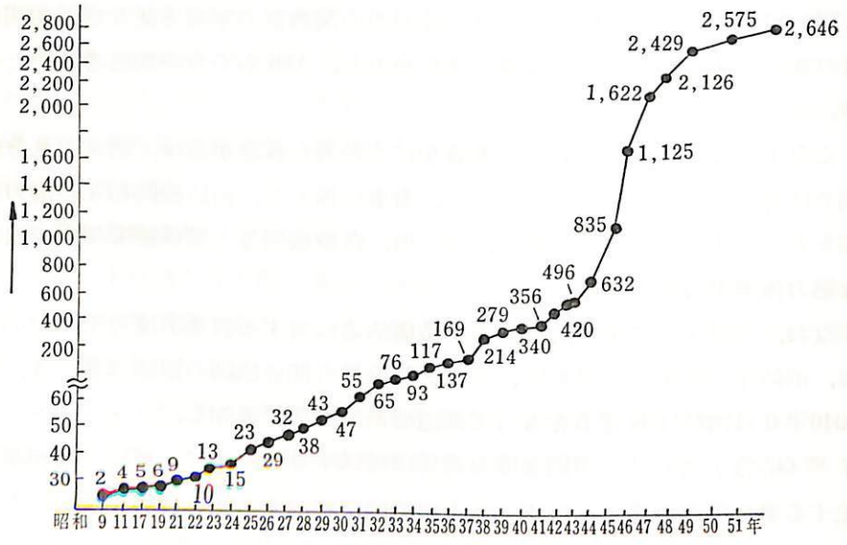
救急業務が昭和38年に消防の業務として法制化されて以来，実施市町村の数も年々増加し昭和38年を100とすれば，昭和51年の指数は1,236と大幅な伸びを示している（第8—12表及び第8—13図参照）。

このうち，2,528市町村（644市，1,488町，396村）は，消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務づけられた政令指定市町村であるが，118町村（81町37村）は，実施義務の課せられていない任意実施市町村である（第8—14図参照）。

第8—12表 救急業務実施市町村の推移

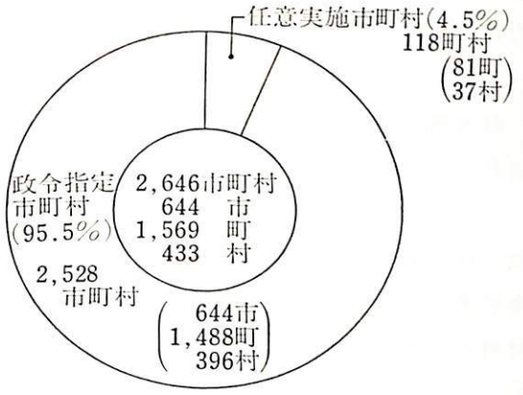
区分＼年	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
市町村数	214	279	340	356	420	496	632	835	1,125	1,632	2,126	2,429	2,575	2,646
対前年増加数	45	65	61	16	64	76	136	203	290	507	494	303	146	71
対前年増加率(%)	27	30	22	5	18	18	27	32	35	45	30	14	6	3
指 数	100	130	159	166	196	232	295	390	526	763	993	1,135	1,203	1,236

第8—13図

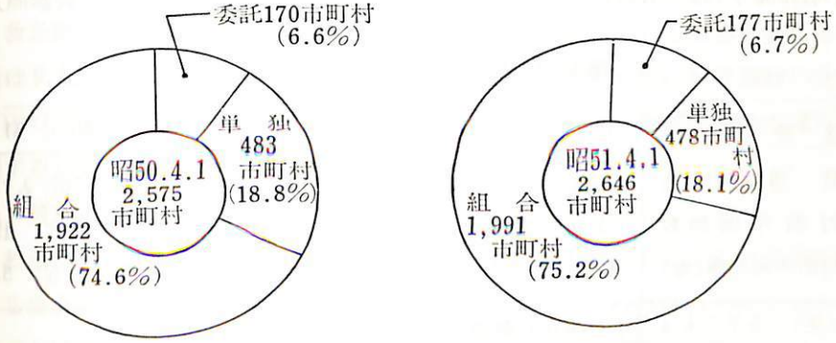


（注） 昭和38年までは１月１日現在，39年は５月31日現在，40年及び41年は３月31日現在，42年以降は毎年４月１日現在の数値である。

第8—14図 救急業務実施市町村の内訳



第8—15図 救急業務実施形態の内訳



また，これらの救急業務実施市町村のうちには，当該市町村の財政状況，人口，事故の発生状況から，単独で実施するよりも，複数の市町村が共同で処理した方がより効果的であることから，一部事務組合又は事務委託により実施している市町村が多い（第8—15図参照）。

単独実施市町村が減少し，一部事務組合による実施市町村が前年に比べて3.6%増加したが，今後もこのような傾向が続くものと思われる。

救急業務の実施率を，市町村割合及び人口割合でみると，市町村割合では全市町村数3,257（昭和51年4月1日現在）のうち，2,646市町村で実施し，実施率81.2%（前年79.0%）であり，また，人口割合では95.6%（前年94.7%）となり，救急業務実施体制の整備が推進されたが，未実施町村については広域共同処理方式により引き続き推進を図る必要がある。

県別でみると，100%実施しているところが，北海道，青森県，岩手県，山形県，福島県，群馬県，福井県，山梨県，滋賀県，佐賀県，大分県の11道県で，昨年の10道県に新たに佐賀県が加わっている（附属資料23参照）。

イ 救急隊

救急隊は，「救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成し」，「救急自動車には，傷病者を搬送するに適した設備，救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備えつけなければならない」ものとされている（消防法施行令第44条）。

救急隊は，救急業務を実施している2,646市町村に2,718隊設置されており，昭和50年の2,567隊に比べて151隊(5.9%)増加している（第8—16表参照）。

第8—16表　救急隊の設置状況

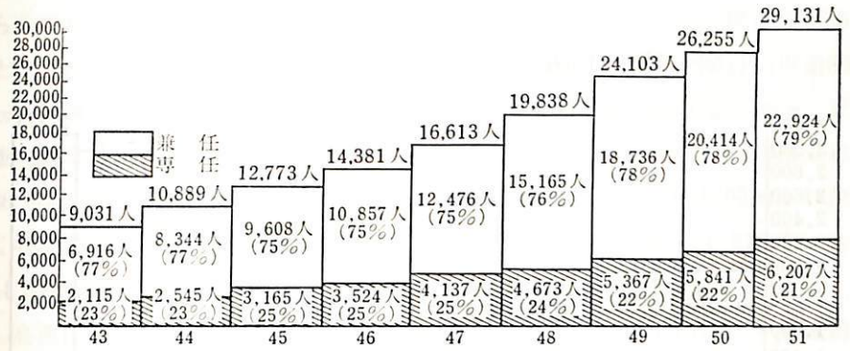
区分＼年	43	44	45	46	47	48	49	50	51
救急隊数	802	966	1,161	1,312	1,564	1,909	2,261	2,567	2,718
対前年増加数	150	164	195	151	252	345	352	306	151
対前年増加率(%)	17.1	20.4	20.2	13.0	19.2	22.0	18.4	13.5	5.9

（注）　各年とも4月1日現在の数値である。

ウ 救急隊員

救急隊員は，全国で2万9,131人であり，このうち，救急業務に従事している専任救急隊員は6,207人（21.3%），救急業務以外の消防業務と兼務している救急隊員は2万2,924人（78.7%）となっている（第8—17図参照）。

第8—17図　救急隊員の状況



（注）　救急隊員数は，各年とも4月1日現在の数である。

救急隊員は人命救護という重要な任務に従事することから，隊員の養成について都道府県及び指定都市の消防学校において養成を行っているほか，消防大学校においても，昭和43年度から救急科を設置し，救急隊員の指導者を養成しており，昭和51年4月1日現在で338人がその課程を終了し，全国の救急隊員の中核となって活躍している。

救急隊員2万9,131人のうち，救急業務実施基準に定める資格を有する隊員は9,121人と全体の31.3%にすぎないので，今後とも更に教育訓練の充実を図り，救急隊員の知識，技術水準の向上に努め，より適正な業務の遂行を期する必要がある。

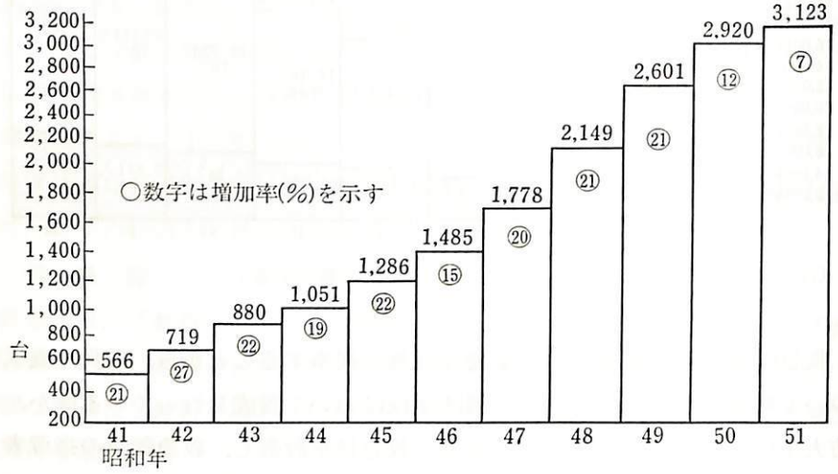
エ 救急自動車

救急自動車の配置基準は人口おおむね5万ごとに1台とし，人口15万を超える場合には，3台に人口15万を超える人口についておおむね人口7万を増すごとに1台を加算した台数とされている。ただし，地域の実情に応じて，

救急自動車の配置台数を増減することができることとされている。また，か動中の救急自動車が故障した場合等における予備のため，代替車として，か動中の救急自動車おおむね６台ごとに１台の割合で救急自動車を配置することとされている（消防力の基準第12条の４）。

救急自動車の保有台数は，昭和51年４月１日現在3,123台で前年の2,920台に比較し，203台（7.0％）増加している（第8—18図参照）。

第8—18図　救急自動車保有台数の推移



（注）　各年とも４月１日現在の数値である。

オ　救急指令装置

救急指令装置は，救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速的確に行うため，救急病院等の関係機関と無線又は有線によって連絡を保ち，救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。

救急指令装置の整備については，昭和43年度から国庫補助を行っているが，これにより，昭和50年度までに149基整備された。

なお，従来は主として人口規模の大きい都市を対象に国庫補助を行ってきたが，48年度から補助対象の基準を引き下げ，おおむね人口10万程度の中小都市についても補助されるようになった。

全国の救急指令装置の保有数は，昭和51年４月１日現在で252基となっている。

（３）　高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道は，現在，第７次道路整備５ケ年計画のもとで建設が進められており，計画目標として，昭和52年度までに約3,100kmの供用を図ることとされている。昭和50年度中には東北自動車道102.4km，中国自動車道86.1km，関越自動車道18.2km，中央自動車道67.7km，北陸自動車道25.8km，東名阪自動車道16.2km，伊勢自動車道21.1km，近畿自動車道3.5km，九州自動車道28.5km，計369.5kmが完成し，新たに高速自動車国道として供用開始された。この結果，昭和51年３月末の供用延長は，昭和50年３月末の1,518.8kmより24.3％増加して1,888.3kmとなった。

高速自動車国道における救急業務については，昭和48年10月，「高速道路救急業務に関する調査研究会」が設けられ，高速自動車国道における救急業務のあり方について，昭和49年３月，高速自動車国道における救急業務については，交通安全基本計画（昭和46年３月中央交通安全対策会議決定）の定めるところにより，日本道路公団が交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに沿線市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有するものであり，両者は相協力して，適切かつ効率的に人命救護に万全を期すべきである旨の研究結果が答申された。これにより，インターチェンジが所在する市町村の規模，救急処理能力その他の実情を勘案して，一定の基準に基づき，日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ第一次的に救急業務を行っている。

高速自動車国道における実施状況としては，昭和51年３月31日現在総延長1,888.3km，のうち，市町村の消防機関が実施しているのは1,817.4kmであり，日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは，中央自動車道恵那山トンネル8.5km，中国自動車道作用インターチェンジ～落合インターチェンジ間62.4kmである。また，同公団においては，前記救急業務実施市町

村に対して，高速自動車国道の特殊性を考慮して一定の財政措置を行っている。

高速自動車国道における救急業務の処理については，日本道路公団及び市町村は関係機関による連絡協議会により連けいを強化するとともに，それぞれの救急業務の実施体制の整備拡充を促進し，円滑な連けいにより，国民の生命身体の安全はもとより，救急隊員の職務遂行の安全を確保していかなければならない。

（4） 救急業務協力推進事業

人は誰でも，災害や事故によって負傷したり，急病によって生命に危機感があるときは，できる限りすみやかに医師の診察とその治療を受けたいという切実な欲求をもっている。救急業務は，災害又は一定の事故による傷病者を，救急隊が医療機関へ搬送することではあるが，救急業務の遂行にあたっては，強い緊急性が要求されるとともにその業務内容についても，いきおい医療的な色彩を強く帯びざるを得ないこととなる。

この意味からも救急業務の目的は，単なる搬送につきるものではなく，迅速な搬送，適切な応急処置，適応医療機関の選択等により患者の救命のチャンスをいかにしてたかめるかということにあるといえる。

このように消防機関が行う救急業務については，医学的な立場からの指導，助言その他医療機関との連けいの強化が特に必要とされるものであるが，これに拍車をかけているものが最近における急病を始めとする救急需要の増大であり，特に休日夜間における救急医療需要のたかまりである。

このため，国においては，消防本部を設置する人口10万未満の市町村（一部事務組合を含む。）で，当該市町村の区域内に基幹病院等の開設されていない市町村が，休日夜間における救急医療需要の増大に対処し円滑な救急業務の推進を図るため，郡市医師会の協力を得て，医学的な立場からの指示，助言，指導等を行う医師を輪番方式等により確保する事業について，昭和50年度から補助制度（補助率1/3）を創設した。昭和50年度は17団体（10,218千円）がこの事業を実施したが，昭和51年度も引き続きこれを推進することとしている。

（5） 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況をみると，第8—19表のとおりで全国に4,771ヶ所（前年4,753ヶ所）となっている。

これを都道府県別にみると，多いところは東京都の493，愛知県の432，静岡県の308ヶ所であり，少ないところでは，沖縄県の1，島根県の17，滋賀県の18となっている(附属資料26参照)。

第8—19表 救急告示病院等の告示状況（昭和51年4月1日現在）

区分＼経営別	国及び公的等医療機関					私的等立	合計
	国立	国に準ずる病院	地方公共団体立	公的等立	計		
病院	95	5	456	261	817	2,107	2,924
診療所			3		3	1,844	1,847
計	95	5	459	261	820	3,951	4,771

救急病院，診療所の推移をみると，第8—20表のとおり救急業務の法制化当時と比較して約4倍に増加しているが昭和47年以降は，おおむね横ばいとなっている。

一方，厚生省においては，次のような救急医療体制の整備強化を図っている。

① 脳卒中，心筋硬塞，頭部損傷等の重症救急患者等の診療のため高度の機能を有する救急医療の専門施設の整備を図るため，救急告示医療機関，休日夜間急患センター等の後方病院として，救命救急センターを整備することとし昭和51年度4ヶ所の整備を予定している。

なお，交通事故による頭部外傷等の重傷救急患者に対処するため，昭和42年度から救急医療センターが整備されることとなり，おおむね人口100万人に1ヶ所及び交通事故多発地域に設置することを基準として，昭和50年度までに214ヶ所の整備が図られている。

第8—20表　救急病院診療所の推移

年　月　日	病　院	診療所	計	指　数
39. 8. 1現在	719	463	1, 182	100
40. 8. 1	1, 633	932	2, 565	217
41. 8. 1	1, 965	1, 214	3, 179	269
42. 4. 1	2, 127	1, 405	3, 532	299
42. 10. 1	2, 205	1, 428	3, 633	307
43. 4. 1	2, 395	1, 497	3, 892	329
44. 4. 1	2, 502	1, 636	4, 138	350
45. 4. 1	2, 660	1, 726	4, 386	371
46. 4. 1	2, 772	1, 823	4, 595	389
47. 4. 1	2, 843	1, 894	4, 737	401
48. 4. 1	2, 888	1, 890	4, 778	404
49. 4. 1	2, 904	1, 863	4, 767	403
50. 4. 1	2, 914	1, 839	4, 753	402
51. 4. 1	2, 924	1, 847	4, 771	404

② 最近の休日及び夜間における救急医療需要の増大に対処し，昭和49年度から人口10万人以上の市及びこれに準ずる市町村を対象に休日夜間急患センターを整備することとし，昭和50年度までに143ヶ所整備されている。

③ そのほか，公的病院及び自治体立病院のうち，一定の要件を満している救急告示病院に対し，運営費の補助を行っている。

上記のように救急医療体制については，厚生省において逐次その整備を図っているが，今後，救急医療体制が早急に体系的に整備されることが望まれるところである。

9 救 助 活 動

（1） 実 施 体 制

救助活動とは，災害又は事故により，生命又は身体に現実の危険が及んでいる要救護者を人力，機械等により，安全な場所へ救出救助することで，要救護者を医療機関等へ搬送する救急活動とは区別されている。

一般的には，消防機関がその実施に当たっているが，救助活動の態様によっては，警察，自衛隊，水防団及び山岳会その他の民間団体との協力のもとに行われている。

救助活動の必要性の高い地域では，消防機関に救助活動を主たる任務とする救助隊を設置しており，昭和51年４月１日現在，救助隊設置団体は全国866消防本部の45.6％に当たる395消防本部で救助隊数は1,044隊となっている。

救助隊員は，１万3,100人で，そのうち専ら救助業務に従事する専任救助隊員は，2,253人（専任率17.2％），その他の消防業務を兼務している救助隊員は１万847人である（第9—1表参照）。

救助隊の装備は，一般的には，空気呼吸器，酸素呼吸器等の呼吸保護用具，エンジンカッター，ガス溶断器，チェンソー等の破壊用具，緩降機，救助マット，救助袋等の救助用具であり，これらの用具を専用の救助工作車又は消防ポンプ車，はしご車等の車両に積載し，救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については，消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第１号）に取り入れられており，消防職員に対する専科教育の教育科目である警防科に救助課程をおき，災害救助対策，教育基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うべきこととされている。

第9—1表 救 助 隊 の 設 置 状 況

区分	救助隊設置団体数	設置団体人口（昭50国調）	救助隊数	救助隊員数			救助隊員が搭乗する車両					
				専任	兼任	計	救助工作車	はしご車	消防ポンプ車	化学タンク車	その他	計
51.4.1現在Ⓐ	395	77,020,737	1,044	2,253	10,847	13,100	180	316	701	175	133	1,505
50.4.1現在Ⓑ	353	66,400,017	898	1,429	9,745	11,174	167	282	353	144	85	1,031
伸び率 Ⓐ/Ⓑ（％）	11.9		16.3	57.7	11.3	17.2	7.8	12.1	98.6	21.5	56.5	46.0

（注） 昭和50年４月１日現在の設置団体人口は昭和45年国調人口である。

（2） 実 施 状 況

ア 火災時における救助活動

火災時における救助活動は，中高層建築物，地下街等の火災発生時における人命の救助がその典型であるが，これらの場合救助隊は，消火活動に当たる隊とともに出動し，人命の安全を確保するため，まず人命検索を行い，救助活動を展開している。

昭和50年中における火災時の救助活動の実施状況をみると，救助活動件数

第9—2表 救 助 活 動 状 況

災害，事故の種別	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害時における救助活動										合計 (A)+(J)
		交通事故 (B)	水難事故 (C)	風水害等 (D)	機械による事故 (E)	建物等による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	爆発事故 (H)	その他の事故 (I)	小計 (B)～(I) (J)	
救助活動件数	(43.5％) 4,126	2,789	591	182	443	339	213	41	765	(56.5％) 5,363	(100％) 9,489
救助人員	(24.2％) 2,750	4,286	900	792	740	399	277	70	1,129	(75.8％) 8,593	(100％) 11,343
救助活動出動人員	(19.5％) 20,678 (511)	41,748 (946)	9,642 (6,065)	4,076 (6,649)	8,726 (74)	5,250 (51)	3,837 (15)	976 (245)	10,863 (1,949)	(80.5％) 85,118 (15,994)	(100％) 105,796 (16,505)

（注） 1. （ ）書は消防団員数で外書である。

2. 「機械による事故」とは，エレベーターによる事故，プレス機械，回転機械，ベルトコンベアー，コンクリートミキサー車その他の建設機械，工作機械等による事故をいう。

3. 「建物等による事故」とは，建物，門，棚，塀等の建物に付帯する施設，その他これらに類する工作物の倒壊による事故，建物等内にとじこめられる事故，建物等にはさまれる事故をいう。

4,126件，救助人員数 2,750 人，救助活動出動人員数 20,678 人となっている（第9—2表参照）。

イ　火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は，交通事故，水難事故，あるいは労働災害等による要救護者の救出救助がその典型である。

昭和50年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況をみると，救助活動件数5,363件，救助人員数8,593人，救助活動出動人員数85,118人となっている。火災以外の救助活動件数の内訳は，交通事故 2,789 件，水難事故591 件などとなっており，救助人員，救助活動出動人員についても交通事故，水難事故の順となっている（第9—2表参照）。

（3）　今後の課題

消防機関が行っている救助活動は，前述のとおり火災の際はもちろん，交通事故，水難事故，労働災害等多岐にわたっている。また，これからの救助活動にあたっては，高所，高温，濃煙，有毒ガス，酸素欠乏中における救助等高度かつ専門的な救助活動を必要とする事例が増加するものと思われる。

これに対処するため，高度かつ専門的な救助技術の錬磨及びこの技術を取得した職員の確保，救助技術の開発と体系化，救助装備の高度化等について検討する必要がある。

特に火災以外の災害時における救助活動については，消防の本来的な任務との関連において救助活動の対象とすべき災害，事故の範囲が問題であり，救助活動のあるべき基準の設定等更に検討を進める必要がある。

10　消防教育訓練

（1）　消防大学校における教育訓練及び技術援助

ア　教育訓練

消防大学校は，昭和23年に消防講習所として創設され，昭和34年に大学校に昇格したものであり，国及び都道府県の消防事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し，幹部として必要な高度の教育訓練を行っている。

大学校の卒業生は，第10—1表に示すとおり消防講習所における卒業生を含め，昭和50年度末現在8,742人（教員科を含めた場合9,092人）となっている。なお，昭和51年度上半期において本科32人，警防科55人，予防科54人，上級幹部第一科68人及び消防団長科31人計240人が卒業した。

第10—1表　卒業生の推移

区分	消防講習所	消防大学校						合計
年度区分（昭和）	23～33	34～46	47	48	49	50	小計	
卒業生数（人）	3,120	3,622	493	528	500	479	5,622	8,742

（ア）　教育訓練の課程

消防大学校の教育訓練の課程は，「消防大学校校則」の定めるところにより，次の4部9学科からなっている。

このうち第四部の危険物保安科は，最近における石油コンビナート地帯の事故の多発傾向にかんがみ，都道府県及び市町村の危険物規制事務を担当する職員の同事務に関する専門的かつ高度の知識及び技術を修得させるとともに，危険物規制事務従事者の資質の向上を図ることを目的として，昭和51年度から新たに設置したものである。

部	第1部	第2部	第3部	第4部
学科	本科	警防科	上級幹部第1科	機械科
			上級幹部第2科	救急科
		予防科	消防団長科	危険物保安科

なお，各部の教育訓練の重点は，次のとおりである。

第1部　消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得

第2部　消防の実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得

第3部　消防行政並びに消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第4部　特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

（イ）　教育訓練の実施状況

昭和50年度及び昭和51年度における教育訓練の実施状況は，第10—2表のとおりであり，昭和50年度には，総数479人が消防大学校を卒業し，昭和51年度には、約485人が卒業する見込である。

最近，消防大学校に入校を希望する者は増加の傾向にあったが，昭和50年度から若干横ばい的な状況をみせている。これは，1，2年続いた地方財政の影響によることが大きいと考えられる。

消防大学校においては，従来から学生の消防に関する経験年数や年齢その他の相異のはなはだしい傾向がみられ，そのため，教育内容や授業方法の基盤をどこにおくかについて問題があった。これを解決する方策として，昭和48年度から特に入校希望者の多い学科については，学生の消防実務経験により入校時期を分けて入校させ，それぞれの期の学生の知識や技術の斉一化を図ることが，教育効果を高めるうえで必要であるとの観点から，警防科，予防科については，それぞれ前期と後期の2期あるうち，前期に入校する者については実務経験豊富な者を，後期に入校する者については前期に入校する者より経験の少ない者を対象とするなど入校生の知識，技術の斉一化を図ることとした。

更に昭和50年度からは，本科，警防科及び予防科の入校資格の審査にあたって年齢基準を設けたところであるが，昭和51年度からは，本科については

第10—2表　教育訓練の実施状況

教育課程 部	教育課程 学科	昭和50年度 実施回数	昭和50年度 学生数	昭和51年度（見込） 実施回数	昭和51年度（見込） 学生数	備考
第1部	本科	2	67	2	55	51年度 前期4月7日～9月18日　32人 後期9月30日～3月19日　23人
第2部	警防科	2	131	2	125	51年度 前期4月16日～7月2日　55人 後期1月7日～3月19日　70人（見込）
	予防科	2	133	2	123	51年度 前期4月7日～7月2日　54人 後期9月21日～12月18日　69人（見込）
第3部	上級幹部第1科	1	72	1	68	
	上級幹部第2科	—	—	—	—	
	消防団長科	1	34	1	31	
第4部	機械科	—	—	—	—	
	救急科	1	42	1	50	52年1月7日～3月19日
	危険物保安科	—	—	1	33	51年9月21日～12月18日
計		9	479	10	485	

（注）1.　上級幹部第2科は，上級幹部第1科に含めて実施

2.　機械科は，その教課目の一部を警防科に含め，警防科の期間を延長して実施

30才以上46才未満とし，警防科及び予防科については51才未満とし，救急科及び危険物保安科については46才未満とすることとした。

イ　消防学校等に対する技術的援助

消防大学校においては，その任務の一つとして消防組織法第4条の4第3項の規定に基づき，消防学校及び訓練機関に対し教育訓練の内容及び方法について必要な技術的援助を行っている。

（ア）　講師の派遣及びあっ旋

都道府県の消防学校においては，実務担当教員が不足している実情にあるので，消防学校等からの要請を受け入れ，消防大学校教官又は適当な講師の派遣あるいはあっ旋を行っている。

（イ）消防学校教員の実務教育

消防学校における問題の一つとして，消防実務に通じた教員の少ないことがあげられる。そこで消防大学校では，昭和45年３月を第１回とし，以来，毎年２回教員の実務教育を実施し，消防学校等の教員の実務面の知識や技術の向上を図っている。なお，昭和51年度は，教育期間を延長し，教育内容の充実等を図ることとしている。

（ウ） 教員用指導資料の作成

昭和43年から教員用指導資料の作成に着手し，現在までに33種目の資料の編集を行い配布している。なお，時代の変化に対応して，内容を再検討し，改訂の作業を進めている。また，視聴覚教育の重要性にかんがみ教材の整備を進めている。

（エ） 消防教育訓練研究会

消防教育にたずさわる者の共通の広場として，昭和40年３月に第１回研究会を行い，以来，昭和50年12月までに15回開催した。ここでは，消防教育に関係する職員が参加し，教育訓練上の具体的な諸問題を課題とし，研究討議あるいは研究発表を行い，教育技術の向上に努めている。

ウ　今後の課題

消防大学校の入校希望者は，最近一時的に減少をみせていることは，前述のとおりであるが，今後は再び増加してゆくものと考えられる。特に災害が多様化，複雑化する社会生活において，予防行政面の拡充強化が叫ばれているが，これに対応する消防職員，団員の地域住民に対する指導強化の重要性は，ますます高まりつつあるのが現状であり，このため消防職員団員の資質の向上等レベルアップが提起されているところである。消防大学校においては，このような教育需要の増大する現状にいかに対処していくかについて，次に示すような多くの当面する課題がある。

第一は，教官の確保と資質の向上である。

消防大学校の教育は，消防職員・団員の幹部教育にあり，幅の広い人格の形成と高度の専門的な知識の付与にあり，加えて新しい時代に即応しながら専門学科の新増設を考慮していかなければならない。特に消防専門教科に対する専任教科が不足しているので，増員に努めるとともに教官の資質の向上を図る必要がある。

第二は，施設，教材等の整備である。

近時，消防大学校の施設は，逐次整備されてきたが，今後増加してゆく入校者を考慮しながら更に教室，寮等の総合的な整備が必要である。特に，視聴覚教材等の整備，体育器具，図書の充実整備は緊急の課題となっている。

第三は，教員科の新設及び救急科の増設である。

消防学校等における教育訓練に従事する教員の養成及び確保は緊急の要務であるので，消防大学校に教員科を新設する必要がある。

また，近年の救急需要の増加に伴い救急隊員の増員と資質の向上が問題になっている。特に，厚生省救急医療懇談会においてまとめられた「当面とるべき救急医療対策について」（昭51.7.13）の意見書に示されているように，搬送体制の整備の中で搬送に従事する救急隊員の資質の向上が強く要望されていることにかんがみ，現在消防大学校において年一回行っている救急科を更に一期増設し，内容の充実強化を図る必要がある。

更に教育内容については，クラブ活動，体育，視聴覚教育，~~方法~~等を推進し，その充実を図ることが必要である。

第四は，調査研究の充実強化である。

最近における災害の複雑化，多様化傾向及び新規採用消防職員の高学歴化に対処するためには，消防教育訓練においても，これらの変化に応じ，その内容及び方法について検討を加える必要がある。消防大学校においても，第一から第三までに述べたとおり教育訓練の内容の向上等に努めることとしているが，これらの方策を含め更に消防教育訓練全般にわたり改善を図らなければならない。そのためには，消防教育訓練についての実態調査を行うとともに，消防教育訓練用教材の再検討及び各種消防関係図書，資料の収集整備，教育訓練技法の調査研究等を積極的に進める必要がある。

（２） 消防学校における教育訓練

ア　消防学校の設置状況

都道府県は，「財政上の事情その他特別の事情ある場合を除くほか，単独

に又は共同して」消防学校を設置しなければならず，また，指定都市は，「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとなっている（消防組織法第26条）。

従来，44都道府県及び東京都特別区が消防学校を設置しており，昭和51年4月1日現在で未設置は，京都府・和歌山県及び鳥取県の3府県である。なお，和歌山県は現在建設中で昭和52年には開校の予定であり，京都府は昭和51年11月から学校建設予定地にある既存の建物を利用して開校の予定である。また，政令指定都市では名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，福岡市に加えて新たに横浜市が昭和51年4月に開校し，昭和51年4月1日現在で未設置は，札幌市，川崎市及び北九州市の3市である。この結果，昭和51年4月1日現在の消防学校数は計51校である。

イ　教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準は，従来「消防教養基準」（昭和39年3月5日自消甲教発第8号都道府県知事あて消防庁長官通達）に示されていたが，昭和43年の消防組織法の改正により，同法第26条に第4項が加えられ，「消防学校における教育訓練については，消防庁の定める基準を確保するように努めなければならない」と規定されたので，これに基づき「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年3月18日消防庁告示第1号）が定められ，昭和45年4月1日から実施されている。

消防学校における教育訓練の種類は，消防職員に対するものにあっては初任教育，専科教育，幹部教育及び特別教育とし，消防団員に対するものにあっては普通教育，専科教育，幹部教育及び特別教育とされている。

その概要は次のとおりである。

① 「初任教育」とは，新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい，教育期間は6カ月以上とされている。

② 「普通教育」とは，消防団員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい，教育期間は4日以上とされている。

③ 「専科教育」とは，現在の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいい，科又は課程の種別ごとに行われるのが原則であるが，必要に応じ2以上の科又は課程を合せて行うことができるとされ，教育期間はその内容に応じて異なっている。

④ 「幹部教育」とは，幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいい，教育期間は内容に応じて異なっている。

⑤ 「特別教育」とは上記①～④に掲げる以外の教育訓練で，特別の目的のために行うものをいう。

なお，消防団員は自らの職業をもっているため，消防学校における教育が十分実施できがたいと認められるときは，教員を教育訓練場等に派遣して，学校教育の補習を行うことができるとされており，この方法は多くの学校でとられている。

ウ　教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち最もウエイトの高い消防職員の初任教育の実施状況は，第10—3表のとおりである。初任教育を実施した50校のうち「消防学校の教育訓練の基準」に定める6か月の教育を実施したのは，16校（うち政令指定都市の消防学校は4校）であり，前年に比べて6校増となっているが，全体の約3分の1にすぎない。これは主として，最近の組合消防等広域消防体制の進展に伴って初任教育を受けるべき新規採用職員数が急増したのに対し消防学校の収容能力が追いつかなかったこと，教育期間を短縮し実施回数を増加して，これを消化せざるを得なかったこと，採用した年に受講できなかった者をできるだけ早い機会に教育する必要あるため新規採用者に対する初任教育の教育期間を短縮しこれを消化しなければならなかったこと，専科教育等も合わせて行わなければならないなかにおいて教員が不足し初任教育のみに集中できなかったこと等によるものである。しかし，年々充実されている状況にあり努力のあとはうかがえる。

新規採用者の初任教育受講状況（第10—4表）をみると，昭和50年度の新規採用職員数は6,356人で前年度より2,632人，前々年度より3,643人減となっている。また，初任教育を受けた者は5,124人で新規採用職員の80.6％と

なっており，比率では0.9％前年度より上回っている。このうち6か月受講者は人員で2,421人と前年度2,450人より29人減，新規採用職員に対する割合で38.1％と前年度より10.8％増となっており，5か月受講者は人員で320人と前年度315人より5人増，新規採用職員に対する割合で5.0％と前年度より1.5％増となっている。一方，3か月受講者は人員で951人と前年度2,080人より1,129人減，新規採用職員に対する割合で15.0％と前年度より8.1％減となっており，更に4か月受講者は人員で1,432人と291人減，新規採用職員に対する割合で22.5％と前年度より3.3％と若干増となっており，2か月受講

第10—3表　初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	昭和50年度	昭和49年度	昭和48年度
6か月	16	10	10
5か月	8	6	4
4か月	12	14	15
3か月	14	15	10
2か月	—	4	10
1か月	—	—	—（2）
計	50	49	49（2）

（注）同一消防学校において研修期間の異なる研修を実施した場合，一番期間の長いものを1校としてとらえ，その他の研修については（　）で計上した。また1か月未満の期間については15日以上のものを1か月としてとらえている。

第10—4表　新規採用者の初任教育受講状況

区分		昭和50年度	昭和49年度	昭和48年度
初任教育を受けた者	6か月	2,421人(38.1％)	2,450人(27.3％)	2,589人(25.9％)
	5か月	320人(5.0％)	315人(3.5％)	394人(3.9％)
	4か月	1,432人(22.5％)	1,723人(19.2％)	1,695人(17.0％)
	3か月	951人(15.0％)	2,080人(23.1％)	1,118人(11.2％)
	2か月	—	489人(5.4％)	1,531人(15.3％)
	1か月	—	103人(1.2％)	—
	小計	5,124人(80.6％)	7,160人(79.7％)	7,327人(73.3％)
初任教育を受けなかった者		1,232人(19.4％)	1,828人(20.3％)	2,672人(26.7％)
合計		6,356人(100％)	8,988人(100％)	9,999人(100％)

者は姿を消している。これは，2カ月コースが3か月コースへと，あるいは3か月コースが4か月コースへと充実されたことによるものであるが，特に6か月コースには，4か月コースから一挙に6カ月コースへ移行した学校が4校あることが目立っている。

一方，新規採用職員以外の消防職員，団員の教育訓練の状況をみてみると，初任教育に追われてこれらの教育が十分行われていないところも多い。

それは，新規採用職員の約5分の1が初任教育を受けず，また，初任教育受講者の約53％が初任教育期間5か月以下の教育を受けざるを得ない状態にある現状では，これらの者に対する教育訓練までは手が回わりかねることに起因しているためと思われる。しかし，新規採用職員数もここ数年減少の傾向にあり，関係者の努力と相まって逐次改善がみられることが期待される。

エ　教育訓練の問題点と今後の課題

（ア）　新規採用者の減少

これまでの消防学校における教育訓練が徹底できない最も大きな理由は，教育訓練を受けるべき消防職員の急増に対し，消防学校の施設及び教職員の整備充実が立ち遅れていたことに主たる原因があったように思われる。昭和50年度の新規採用職員数は前年度より2,632人，前々年度より3,643人減となっており，これは組合消防等広域消防体制に伴う新規採用職員の急増の傾向が一応ピークを越えたこと及び地方財政のひっ迫等の影響をうけて新規採用を抑制したこと等による減少と考えられる。したがって，消防学校における教育も，今後は質的な面の充実にその重点を指向すべき転換期にきていると言えよう。

（イ）　施設面の不備

消防学校の施設及び教職員については「消防学校の施設，人員及び運営の基準」（昭和46年4月19日消防庁告示第1号）にそって整備されつつあるが，寮施設が不足し，また，現有の施設についても全般に施設設備の狭少，老朽化がみられ，屋内訓練場，プール等の必要施設を欠くものが多く，実務的教育訓練を行うために必要な消防車等も老朽化したものが使用されている場合が多い。

（ウ） 教職員の不足

教育訓練に従事する教職員の確保も人員不足のおりから困難をきわめ，特に専門的な知識及び高度な技能を必要とする教員については，消防機関を置けず直接消防活動を行わない都道府県から適任者を得るのは容易でなく，したがって多くの都道府県は市町村の消防職員から教員を迎えている実状である。昭和50年度の学校職員数（第10—5表）は751人でうち教員数は531人となっており，このうち市町村からの派遣職員は73人（職員数の9.7%，教員数の13.7%）で昭和49年度の81人（職員数の10.5%，教員数の14.3%）よりその占める比率はやや小さくなっている。このことは派遣職員の身分切換えや県職員の充足等により教員の確保がなされている結果と思われる。一方，専任職員は662人（職員数の88.1%）でこのうち教員の専任は464人（教員数の87.4%）となっている。

第10—5表　学校職員数（昭和50年度）

（単位　人）

教員					事務職員			その他			計
専任		兼任		計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
実員	派遣	実員	派遣								
391	73	67	—	531	106	6	112	92	16	108	751

（エ） 今後の課題

広域消防体制の推進に伴い急激な増加を示していた新規採用職員も昭和47年度をピークとして安定してきていたが，職員の新規採用は抑制の傾向にあり，むしろ今後は大幅な減少の可能性さえ出ている。

このような状況下における消防学校の教育は，これまでの急増する新規採用職員に対する初任教育重点主義から，今後は，専科教育（特に各種専門分野の資格の取得を目的とした課程の充実，科学的知識を備えた専門官の養成），幹部教育（管理能力のかん養），初任教育の内容的な充実（特に期間の長期化）等，その質的な充実の方向にその重点を指向すべきものと考えられる。同時に，消防学校の施設の拡充，教員の確保等の環境づくりに十分配意すべきである。

（3） そ　の　他

ア　消防操法の基準の制定

従来，消防用器具等の操法は，「消防操法の準則」及び「消防用器具操法の準則」に基づき訓練を実施してきたが，最近の経済成長と科学技術の発達により，発生する災害も複雑多様化し，これらの災害に対処するためには，現在の社会状勢にマッチした消防操法の基準を制定し，複雑な状況に対処しうる訓練を実施する必要にせまられ昭和47年5月1日消防用器具操法の準則等を廃し，新たに「消防操法の基準」を定めその普及に努めている。

なお，同基準は「消防力の基準」の一部改正（昭和50年5月31日消防庁告示第9号）に伴い，関係部分についての改正が行われ，昭和51年4月15日消防庁告示第4号をもって告示された。

また，この改正消防操法の基準の実技に関する説明会が，昭和51年7月21日神奈川県消防学校において開催され，多くの学校関係者が参加した。

イ　全国消防操法大会の実施

効果的な災害防ぎょ活動を実施するには，消防職員，団員の日常の技術の錬磨と士気の高揚が肝要であり，これらを目的とした消防団員の「全国消防操法大会」が昭和43年度から財団法人日本消防協会の主催で隔年ごとに実施されているが，昭和51年10月17日に第5回大会が実施された。この操法競技は，消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの2種類について，各都道府県から選抜されたチームが出場して一連の動作，操作の迅速性，確実性，安全性等について技を競うものである。

なお，昭和51年4月に「消防操法の基準」が一部改正されたが，昭和51年度の第5回大会までは従前（旧操法）の消防操法の基準に基づいて行われ，第6回大会からは，改正後の消防操法の基準（新操法）により実施されることになる。

ウ　全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害に対処し，人命救助技術の一層の充実を図るため，全

国の消防職員が日頃錬成した技術の相互交換，研さんの場とする全国消防救助技術大会は，財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されているが，本大会も５年目を迎えることとなり，第５回大会は昭和51年９月10日名古屋市（白川公園）において開催された。

なお，全国大会に出場するまでには全国９ブロックの地区指導会を経ている。

エ　アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では，日本政府のコロンボ計画等に基づいて，特殊法人国際協力事業団の協力のもとに発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象に集団研修「消防行政セミナー」を実施している。

この研修は，昭和45年度に開始，毎年度行われ，昭和51年度には第７回目として９月６日から10月30日までの約２か月間にわたって行われた（昭和46年度までは１か月間）。これまでの各年度の受講状況は第10—６表のとおりである。

第10—6表　アジア諸国等消防職員研修受講状況

研修員受入国	アフガニスタン	カンボジア	インド	インドネシア	イラン	韓国	ラオス	マレーシア	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	台湾	トルコ	エジプト	クメール	ブラジル	計
51年度			1	1	1	1		1			1	2	1						1	10
50年度			1	2			1	1				1	1			1	1		1	10
49年度			1		1		1	1		1	1	1				1	1			9
48年度				2			1	2			2	1	1					1		10
47年度		1	1	1	1		1	1			1	1	1							9
46年度	1			2			1	1	1		1	1	1	1	1					11
45年度			1	2		2		1		1	1		1		2					11
計	1	1	5	10	3	3	5	8	1	2	7	7	6	1	3	2	2	1	2	70

11　消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

消防職員，団員は，国民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，おう盛な消防精神により献身的な活動を行っている。

近時，人命安全が強く叫ばれ，国民福祉の確保，向上に直接寄与する消防に対する国民の期待は極めて大きいものがある。こうした国民の期待に応えるため，消防の活動範囲も，質量ともに多方面にわたってきている。特に，地下街，高層ビル，コンビナート地域に対する災害対策等は，以前の消防活動では考えられなかったものであるといえる。

消防の活動範囲としては，例えば，列車，電車事故，爆発事故，酸素欠乏事故，建築工事現場事故や洪水，高潮，津波，山崩れ，山岳遭難，水難事故等あらゆる災害に消防職員，団員は敢然と立ち向い，国民生活の安全確保に当たっており，更に海面における流出油の防除作業にも従事している。また，最近，特に地震対策の必要性が強調されているが，その中で最も憂慮されるのは大震に伴う火災対策であって，消防の活動が重要性をもっている。このような消防の活動の範囲の拡大に伴い，殉職しあるいは負傷した消防職員，団員の数も増加しており，昭和49年中には合計4,389人となっている。

上記のように国民生活の安全管理ともいうべき消防の活動にかんがみて，特に消防職員の処遇については，更に勤務条件の改善に努め，後顧のうれいなく職務の遂行に献身しうるようにする必要がある。給与面の改善及び３部制の採用とともに近い将来において一般的に週休２日制の採用がなされるとすれば，消防職員もまた一般行政職員と歩調を合わせた取扱いがなされるように配慮する必要があることは言うまでもない。

消防職員については，地方公務員法によって団結権が禁止されているが，昭和48年に入って国際労働機構（Ｉ．Ｌ．Ｏ）内部の審議で日本の消防職員の団結権問題についての意見が出され，また，公務員制度審議会での検討が重ねられた結果，同年９月３日の答申では「従来の経緯にもかんがみ当面現行

制度によるもの……」とされた点を勘案すれば，使用者としての市町村において，消防職員の処遇の改善には一層の配慮をしなければならないものと思われる。現下のきびしい地方財政状況のなかにあっては，その実現も容易ではないが，地道に取り組み努力していく必要があろう。

また，消防団員についても，郷土愛護の精神にこたえるため処遇の改善に一層努め，安心して職務を遂行できるような配慮を続けなければならない。特に公務災害補償の充実に努めるとともに，災害に対する地域防衛の中核となる消防団員の確保対策をこの上とも強力におしすすめていかなければならない。

（1） 活 動 状 況

救急業務を除いて火災及び風水害等の災害の防除に出動した全国の消防職員，団員は，昭和49年の1年間において第11—1表のとおり出動延べ人員139万208人で前年に比べ6万8,849人の増，出動回数59万4,069回で，前年に比べ1万1,557回の増となっている。これを1日当たりでみると出動延人員3,809人，出動回数1,628回となり，約1分ごとに1.13回出動していることになる。出動回数をその出動種別にみると，演習訓練が44.2%で一番多く，次いで火災出動が19.9%，特別警戒11.9%，救助活動1.6%，風水害災害1.4%，遭難0.3%，その他の出動（警察への協力，危険排除，誤報等）が20.7%となっており，救助活動の伸びが目立っている。更に救急業務については，「第2各論8救急業務」において述べたとおり，昭和51年4月1日現在2,646の市町村により実施されているが，その出動回数は，昭和50年中に153万7,762件で前年比約8.3%の増加をみている。

（2） 公務災害の状況

昭和49年中における火災等の災害の防除に出動し，職務遂行中死亡しあるいは負傷した消防職員，団員の数は4,389人で，このうち殉職者は30人で前年に比べ2人増となっている。

昭和46年中の殉職者及び負傷者を災害等の種別ごとにみると，第11—2表

第11—1表 消防機関の出動状況（昭49.1.1～昭49.12.31）

職，団員別	種別	合計 回数	合計 延べ人員	火災 回数	火災 延べ人員	風水害等災害 回数	風水害等災害 延べ人員	演習訓練 回数	演習訓練 延べ人員
消防職員		360,818	3,764,470	65,125	1,395,098	4,485	50,922	169,940	1,489,119
消防団員		233,251	9,645,652	53,094	2,396,745	3,743	308,786	92,402	4,558,454
合計		594,069	13,410,122	118,219	3,791,843	8,228	359,708	262,342	6,047,573
構成比		100	100	19.9	28.3	1.4	2.7	44.2	45.1

職，団員別	種別	特別警戒 回数	特別警戒 延べ人数	遭難 回数	遭難 延べ人数	救助活動 回数	救助活動 延べ人数	その他 回数	その他 延べ人数
消防職員		34,503	245,710	699	7,497	8,441	55,175	77,625	520,949
消防団員		36,460	1,444,817	943	38,198	984	29,393	45,625	869,259
合計		70,963	1,690,527	1,642	45,695	9,425	84,568	123,250	1,390,208
構成比		11.9	12.6	0.3	0.3	1.6	0.6	20.7	10.4

第11—2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数（昭49.1.1～昭49.12.1）

職，団員別	種別	計 死者	計 負傷者	火災 死者	火災 負傷者	風水害等災害 死者	風水害等災害 負傷者	救急 死者	救急 負傷者	演習訓練 死者	演習訓練 負傷者	特別警戒 死者	特別警戒 負傷者	遭難 死者	遭難 負傷者	その他 死者	その他 負傷者
消防職員		7	2,467	4	1,018	0	21	1	110	1	594	0	3	0	1	1	720
消防団員		23	1,892	6	1,164	5	80	0	0	6	524	2	29	0	6	4	89
合計		30	4,359	10	2,182	5	101	1	110	7	1,118	2	32	0	7	5	809
構成比		100	100	33.3	50.1	16.7	2.3	3.3	2.5	23.4	25.6	6.6	0.7	—	0.2	16.7	18.6

のとおりである。殉職の原因を種別ごとにみると，火災によるものが33.3%と一番多く，次いで演習訓練によるものが23.4%となっており，この傾向は例年と変わりない。

また，負傷者の原因を種別にみると，火災によるものが50.1%と半数を占め，次いで演習訓練によるものが25.6%となっており，殉職者，負傷者ともにその原因の傾向は共通していることがうかがえる。

（3） 処　　遇

ア　消防職員の処遇

（ア） 給与及び手当等

a　消防職員には，勤務の特殊性や職務の危険性があるので，格別の処遇が必要である。給与，勤務時間その他の勤務条件については，それぞれの市町村条例（組合条例を含む。）によって定められており，地域的な格差がある。昭和48年4月1日現在の調査によると適用給料表については，国の公安職俸給表をもとにした給料表を適用しているものが団体数で23%，職員数で51%であり，行政職給料表を適用しているものが団体数で77%，職員数で49%となっている。常備化に伴い設立される一部事務組合では行政職給料表を適用しているところが多いようである。

行政職給料表を用いている団体では，号給調整により，あるいは消防手当，隔日勤務手当などによって，一般行政職員より優遇しているところが

第11—3表　消防職員の団体区分別平均給料月額

区分	平均給料月額（円）			平均年齢（歳）	
	昭50. 4. 1 (A)	昭49. 4. 1 (B)	(A)/(B)	昭50	昭49
			%		
全地方公共団体	121,830	93,132	131	31.5	31.4
東京都	127,400	100,600	127	32.6	32.6
九大市	130,684	100,452	130	35.3	35.3
市	118,024	88,725	133	31.5	31.3
町村	95,044	70,873	134	29.5	29.4

（昭和50年4月1日現在　地方公務員給与実態調査）

第11—4表　消防職員，警察職員及び一般行政職員の平均給与月額

（単位　円）

区分	平均給与月額合計（A＋B）	平均給料月額 A	平均年齢（歳）	平均諸手当 扶養	調整	通勤	特殊勤務
消防職員	158,467	121,830	31.5	4,028	6,929	3,108	3,875
警察職員	181,865	136,505	34.7	4,540	6,242	2,572	4,050
一般行政職員	148,630	124,382	35.0	3,094	3,927	3,089	1,103

区分	手当月額 管理職	時間外	夜間	休日給	その他	計 B
消防職員	1,098	9,302	2,593	2,837	2,867	36,637
警察職員	751	15,911	2,056	2,717	6,521	45,360
一般行政職員	2,330	8,207	34	115	2,349	24,248

（昭和50年4月1日現在　地方公務員給与実態調査）

（注）　諸手当の額は全職員1人当たりの平均額である。

第11—5表　消防職員と一般行政職員の給与比較

平均給料月額

区分	消防職員	平均年齢	一般行政職員	平均年齢
	円	歳	円	歳
都道府県	127,400	32.5	135,629	37.1
九大市	130,684	35.3	129,932	34.7
市	118,024	31.5	124,596	34.1
町村	95,044	29.5	106,449	33.8

平均初任給月額

区分	消防職員	一般行政職員
	円	円
都	73,600	63,400
九大市	70,233	65,256
市	68,801	65,027
町村	64,083	60,402

（昭和50年4月1日現在　地方公務員給与実態調査）

（注）　平均給料月額は基本賃金であり，このほかに各種手当が出ており，その全地方公共団体平均は，消防職　36,637円，一般行政職　24,248円加給されている。

多い。消防職員の団体区分別平均給料月額は，第11—3表のとおりである。

なお，全地方公共団体の消防職員，警察官及び一般行政職員の平均給料月額及び平均諸手当月額等の内訳は第11—4表，第11—5表のとおりである。

b　地方交付税上の手当としては，夜間特殊業務手当，出動手当のほか超過勤務手当が措置されているが，昭和51年度は国において現下の財政状況の対策として人件費を抑制する方針がとられたため地方財政計画上も同様の方針がとられた。これに基づき地方交付税上の措置も手当の額の引き上げは見送られた。また，超過勤務手当についても据え置かれた（第11—6表）。

第11—6表　地方交付税算入における各種手当の推移

各種手当＼年度	48	49	50	51
夜間特殊業務手当	1勤務　200円	300円	440円	——→
出動手当	1回　140円	200円	260円	——→
機関員手当	加算　60円	80円	100円	——→
はしご隊員等手当	加算　60円	80円	100円	——→
超過勤務手当	6.5	7.0	——→	——→

なお，実際の手当としては，これらの手当のほか望楼手当，査察手当などを設けている市町村もある。

給料及び手当のほかに，消防吏員服制準則（昭和42年消防庁告示第1号）に定められた各種被服等の現物が支給されており，地方交付税では，昭和51年度は年額1人につき30,000円が被服費として算入措置されている。

c　交替制勤務者の勤務体制は，ほとんどの市町村では隔日勤務（2部制）を行っているが，東京消防庁ほか一部の団体において3部制をとりいれている。

隔日勤務の場合は，2週間に2日の週休日を割り振っており，1勤務24時間のうち実働時間を14～16時間，休憩，仮眠時間を8～10時間とすることによって，1週間につき実働42～48時間としているところが多い。今後，実働時間の軽減とともに非実働時間である拘束時間の取扱いについて検討を要すると思われる。

3部制になると，いわゆる8時間勤務の日勤日があるため実働時間及び拘束時間の軽減，週休2日制への対応として効果があるとして採用が望まれている。しかし，3部制への移行にあたっては，人員増は避けられないため，その対策に苦慮しているのが実状である。

なお，最近の一般社会における勤務条件の推移及び昭和51年度の人事院勧告において「週休2日制については，さきに明らかにした基準に基づき今秋より試行が具体化されることとなったが，本院としては，その実施の状況及び問題点の把握に努めるとともに……」という報告がなされた現状から，近い将来，地方公務員にも週休2日制が導入されるものと考えられる。その時点において消防職員の週休2日制導入が遅れないよう関係機関との密接な連繋のもとに，その導入方策について検討しておく必要がある。

d　消防職員の勤務条件については，勤務の特殊性を配意しそれにふさわしい処遇がなされなければならない。そのための措置は，種々講じ鋭意努力しているところであるが，消防職員の任務の重要性は年毎に増大し，その業務内容も複雑多岐にわたってきておりその勤務環境は著しい変化をみせている。更には，社会情勢の推移に伴い新しい労使関係がめばえており，消防職員の給料，3部制及び週休2日制の採用等勤務条件の改善及び対策については多くの問題が山積している。これらの大きな問題に対処すべき方途については，先に消防職員勤務条件研究会から報告がなされたところであるが，更にこれらに関連する種々の問題についても今後とも引き続き研究を行っていく必要があると思われる。

（イ）　公務災害補償

消防職員は，地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき，他の地方公務員と同様に，療養補償，休業補償，障害補償，遺族補償

及び葬祭補償を受ける。昭和50年度中の地方公務員災害補償基金の受理件数は，消防職員について2,668件であり，対象職員1,000人当たりの受理件数は25.4件で，清掃事業職員，警察職員に次ぐ高い割合となっている。

昭和50年度の補償種類別補償件数及び金額は第11—7表のとおりである。

第11—7表　昭和50年度公務災害補償状況（消防職員）

（単位　円）

区分	療養補償				休業補償				障年	
	件数			金額	件数			金額	件数	
	前年度継続	本年度開始	計		前年度継続	本年度開始	計		前年度継続	本年度開始
合計	276	2,450	2,726	211,386,592	5	3	8	4,001,694	8	4

区分	害補償						遺族				
	金		一時金		計		年金				
	計	金額	件数	金額	件数	金額	件数			金額
							前年度継続	本年度開始	計	
合計	12	10,778,148	67	56,986,397	79	67,764,545	67	7	74	81,259,147

区分	補償						葬祭補償		合計	
	法附則第6条の一時金		一時金		計					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	1	3,700,200	5	2,034,700	80	105,306,347	16	3,937,610	2,909	392,396,788

（注）　本表には通勤災害分を含む。

イ　消防団員の処遇

消防団員の処遇としては，報酬，出動手当，公務災害補償，災害に際し，一身の危険を顧みることなく職務を遂行して死亡した場合の賞じゅつ金，永年勤続の団員が退職した場合の退職報償金の支給，福祉施設，退職報償（銀杯）の授与，叙位，叙勲，褒章その他の表彰及び消防育英会による育英資金の給付等がある。

（ア）　報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であるが，市町村は条例に基づいてこれらの消防団員が提供する役務の対価としての報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することになっている。しかし，その支給額，支給方法等の実態は，それぞれの市町村により必ずしも同一でない。

支給額等の違いは個々の市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団の運営の相違によるものと思われるが，低額支給を定めている市町村，あるいは出勤手当等をまったく団員個人に対し支給していない市町村に対しては，支給額の引上げ，条例の制定等の適正化について指導を行っており逐次改善されつつある。

昭和51年度においては，地方交付税の単位費用の積算にあたって，団員の報酬，出動手当，県内出張旅費，団服費，団需要費及び退職報償金負担金について，次のような増額措置が講じられた。

報酬（1人当たり年額）団員9,000円～団長35,00円⟶
団員10,000円～団長39,000円

出動手当（1回当たり）	2,000円⟶2,300円
県内出張旅費（1回当たり）	3,500円⟶4,000円
団服費（1人当たり）	6,000円⟶7,000円
団需要費（標準団体年額）	50万円⟶ 55万円
退職報償金負担金（1人当たり）	3,650円⟶4,560円

なお，所得税課税上の取扱いにおいて，出動手当の金額及び報酬のうち，その役務を提供するために要した費用の弁償に相当すると認められる部分の金額（当分の間，1か月当たり3,000円程度）については課税の対象とされないこととなっている。

（イ）　公務災害補償

消防活動は，しばしば危険な状況のもとで遂行され，消防団員がこのため

第11—8表　過去５年間における消防団員の死傷者数

区分＼年	45	46	47	48	49	計	平均
死者	18	22	45	17	23	125	25
負傷者	2,856	2,756	2,579	2,191	1,892	12,274	2,455
計	2,874	2,778	2,624	2,208	1,915	12,399	2,480

（注）　消防年報による。

死傷する事例は決して少なくない。

第11—８表に掲げたとおり，過去５年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は，死者125人，負傷者12,274人に及び，年間平均では死者25人，負傷者2,455人となっている。

このような公務上の災害に対して，市町村は条例で定めるところによりこれを補償しなければならないものとされる。

この公務災害補償制度は，昭和26年の消防組織法の改正により法制化されたものであるが，その後昭和31年に非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに，市町村の支給責任の共済制度として，同年消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が設立されたことにより，統一的な損害補償制度が確立された。

公務災害補償の種類は，負傷又は疾病にかかった場合の療養補償，療養のため業務に従事できずそのため業務上の収入を得られない場合の休業補償，負傷又は疾病により不具，廃疾となった場合の障害補償，死亡した場合の遺族補償及び葬祭補償の５種類がある。

これらのうち障害等級第７級以上の重度障害者にかかる障害補償及び遺族補償のほとんどについては，昭和41年（障害等級第３級以上の障害については昭和35年）から年金を支給している。

また，昭和47年から特殊公務災害補償の制度が創設され，消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において，火災の鎮圧又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，津波その他の異常な自然現象若しくは火災，爆発その他のこれらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し，そのため公務上の災害を受けた場合においては，障害補償又は遺族補償の額を原則として100分の50加算することとされた。なお，この制度の適用を受けた者（消防基金が扱ったものに限る。）は，昭和47年度22人，昭和48年度１人，昭和49年度２人，昭和50年度１人となっている。

第11—9表　補償基礎額改定状況

（単位　円）

適用期間	階級	勤務年数 10年未満	10年以上20年未満	20年以上
46.4 ～ 47.3	団長	2,480	2,560	2,640
	副団長	2,320	2,400	2,480
	分団長，副分団長	2,160	2,240	2,320
	部長，班長，団員	2,000	2,080	2,160
47.4 ～ 48.3	団長，副団長	2,650	2,750	2,850
	分団長，副分団長	2,450	2,550	2,650
	部長，班長，団員	2,250	2,350	2,450
48.4 ～ 49.3	団長，副団長	3,020	3,150	3,280
	分団長，副分団長	2,760	2,890	3,020
	部長，班長，団員	2,500	2,630	2,760
49.4 ～ 50.3	団長，副団長	3,500	3,650	3,800
	分団長，副分団長	3,200	3,350	3,500
	部長，班長，団員	2,900	3,050	3,200
50.4 ～ 51.3	団長，副団長	5,600	6,050	6,500
	分団長，副分団長	4,700	5,150	5,600
	部長，班長，団員	3,800	4,250	4,700
51.4 ～	団長，副団長	6,200	6,700	7,200
	分団長，副分団長	5,200	5,700	6,200
	部長，班長，団員	4,200	4,700	5,200

公務災害補償の内容は，第11—９表のとおり補償基礎額の改正等逐年改善されている。昭和51年度においても，療養補償を除く各種補償の額の算定基礎となる補償基礎額の最低が3,800円から4,200円に，最高が6,800円から7,200円にと引き上げられた。また，扶養親族にかかる加算額が，一般職公

務員の扶養手当の改定に伴って配偶者については166円を200円に，配偶者以外の扶養親族２人までそれぞれ50円を67円に，配偶者を欠く場合の扶養親族１人につき116円を133円にそれぞれ引き上げられた。

なお，火災，風水害等における民間の消防協力者等の損害補償についても団員と全く同様の措置が講ぜられており，51年度においては，団員と同様その補償基礎額が最低3,800円が4,200円に，最高6,500円が7,200円へと改善されている。なお，消防作業等の死傷者数（消防基金に加入している団体に係る分のみ）は，第11—10表のとおりである。

第11—10表　消防協力者等の死傷者数

区分＼年度	45	46	47	48	49	計	平均
死者	6	10	39	5	8	68	14
負傷者	299	272	393	357	358	1,679	336

（注）　昭和51年７月末日現在，消防基金の支払対象となった人数である。

（ウ）　福祉施設

福祉施設の制度は，昭和47年の消防組織法等の一部改正により設けられたものであるが，災害補償等とは異なり，消防基金加入市町村にあっては消防団員，水防団員について消防基金が市町村に代って，直接福祉施設の事業を行うこととなっている。その内容は，①障害者のうち労働能力の回復の見込みのある場合には機能訓練やマッサージを施し，火傷等による醜状を回復する見込みのある場合には植皮術を施す等の外科後処置，②長期療養後，傷病が治ゆして障害等級第８級以上の障害が残った者が職業復帰に先立って行う温泉，保養所等での休養，③傷病により一定の身体障害が存する者のうち，その症状が季節の変化等に伴い動揺をきたす場合の応急処理等のための療養，④障害者のうち労働能力の回復見込みのある場合に病院で作業療法を行い，作業所で職業訓練を行うリハビリテーション，⑤義肢，義眼，補聴器等の補装具の支給，⑥その他必要と認める施設として，休業援護金の支給，奨学援護金の支給，介護料の支給，アフターケアの実施等であるが，新たに49年度に障害特別支給金及び遺族特別支給金の支給，50年度に遺族特別援護金の支給，51年度に障害特別援護金の支給が加えられた。

（エ）　退職報償金

消防団員が退職した場合，市町村はその長年の労に報いるため条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならない。この制度は，昭和39年の消防組織法等の改正により実施されることになったものであるが，階級及び勤務年数に応じて支給される退職報償金の支給を統一的かつ的確に行うため，公務災害補償の場合と同様，消防基金の共済対象として昭和39年から加えられたものである。共済の対象範囲は，昭和49年度の改正により勤務年数が15年から10年までに引き下げられ，また，30年以上の優遇措置が講ぜられたが，共済金額についても，昭和50年度には，43年度以来据置かれていたものについて全面的な見直しを行い，25％から100％の大幅な引上げが行われ，昭和51年度においても17％から50％の引上げが行われた。この結果，共済による退職報償金額は，勤務年数10年以上の消防団員について，その階級及び勤務年数に応じて４万円から30万円となっている。なお，全国の昭和39年度以降の退職消防団員数は第11—11表のとおりである。

第11—11表　退職消防団員数

年度	退職者数
39	187,227人
40	132,530
41	118,833
42	131,967
43	129,738
44	127,147
45	123,436
46	121,852
47	120,285
48	113,162
49	109,537
計	1,415,714

（注）　消防年報による。

（オ） 消防団員等公務災害補償等共済基金の現状

消防基金は，昭和31年11月設立以来，公務上の災害を受けた非常勤消防団員等に対する市町村の補償責任の共済機関としてその補償に要する経費について支払を行っている。また，昭和39年度には，新たに消防団員退職報償金支給制度が発足したことに伴い，市町村の退職報償金の支給に要する経費についても共済の対象に加えられ，更に，昭和47年度には，福祉施設の制度が創設され，原則として消防基金が市町村に代って直接消防団員について福祉施設を行うこととされた。

昭和51年３月31日現在において消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は，消防団員等公務災害補償については2,817（全市町村の86.5％），消防団員退職報償金については3,199（全市町村の98.4％）となっている。基金は，これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金によりその業務を運営している。

公務災害補償業務においては，昭和31年の消防基金設立以来昭和51年３月31日までの間に消防団員，水防団員及び消防作業従事者等の一般協力者延べ９万5,867人に対して総額35億5,859万３千円を支払っており，その内訳は第11—12表のとおりである。

第11—12表 損害補償の支払状況

補償の種類	支払人員	支払額
	人	千円
療養補償	52,486	1,063,921
休業補償	40,317	1,102,686
障害補償	922	373,793
遺族補償	1,168	931,731
葬祭補償	832	41,739
その他補償	142	44,723
計	95,867	3,558,593

（注） 1. 昭和31年11月20日から昭和51年３月31日までの消防基金支払の累計である。
2. 「その他補償」とは，第三者からの損害賠償にかかる差額を補償したもので，補償の種類の区分ができないものである。
3. 支払人員の「計」欄の数値は延人員である。

消防団員退職報償金支払業務については，昭和39年の制度発足以来退職消防団員の数が当初の見込みをはるかに上回ったため，支払資金に著しい不足を生じた。このため，昭和42年度の財政健全化のための措置を講じ，また，昭和45年度において再び財政健全化の計画を立て，所要の掛金引上げを行うとともに国においても国庫補助金を交付した。これにより，昭和49年度までに資金上の赤字は解消されたものの引き続き決算上の赤字が見込まれるので，昭和50年から４か年計画をもってこれの解消に努めている。現在，これらの計画の実施により退職報償金会計の収支状況は漸次健全化されている。

昭和39年度の制度発足以来昭和50年度末までの消防基金の支払状況は第11—13表のとおり61万9,545人の団員に対し総額278億8,728万円を支払っている。

また，福祉施設の支払状況は第11—14表のとおり5,405人の団員に対し総額１億9,132万円を支払っている。

第11—13表 退職報償金支払状況

退職年度	支払人員	支払額
	人	千円
39	77,527	2,857,865
40	52,717	1,993,390
41	53,235	2,056,915
42	52,219	2,051,080
43	56,859	2,727,995
44	52,205	2,493,450
45	51,457	2,493,775
46	48,620	2,380,030
47	48,530	2,401,655
48	41,527	2,056,260
49	55,246	2,367,745
50	29,403	2,007,115
計	619,545	27,887,275

（注） 1. 昭和51年３月31日現在消防基金支払による。
2. 昭和50年度の支払人員及び支払金額が少ないのは当該年度中の退職消防団員のうち一部は請求が翌年度以降になされるためである。

第11—14表　福祉施設費の支給状況

福祉の種類	支給人員	支給額
	人	千円
休養	2	36
補装具	4	137
休業援護金	5,180	122,168
奨学援護金	161	26,561
障害特別支給金	19	3,420
遺族特別支給金	24	24,000
遺族特別援護金	15	15,000
計	5,405	191,322

（注）昭和47年4月1日から昭和51年3月31日までの消防基金支給の累計である。

（4）消防表彰等

消防は，地域社会に起こるあらゆる災害に対処して活動する任務をもっており，その職務は著しく危険性が高く，また，消防団員は他に職業を持っているという特殊性があること等のため，その活動に対して精神的な面からも，これに報いる必要がある。このような意味から，消防における表彰制度は重要な意義をもっている。

現在，消防関係者について国が行っている表彰等については，叙位進階内則に基づく叙位，叙勲内則に基づく叙勲，褒章条例に基づく褒章，閣議決定に基づく安全功労者及び防災功労者表彰並びに消防庁において実施する消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は，消防吏員，消防団員，消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア　叙　　位

叙位は，叙位進階内則（明治32年12月21日閣議決定）に基づき実施されているが，昭和21年5月3日の閣議決定によって生存者に対しては停止され，現在，死没者に対してのみ運用されている。

なお，昭和50年度の消防関係者の叙位は38人である。

イ　叙　　勲

叙勲は，叙勲内則（明治25年12月23日閣議決定）に基づき実施されているものであり，戦後一時期死没者のみに運用されたが，昭和28年9月18日の閣議決定に基づき，災害等に際し特に功労のあった者にも授与されることになった。その後，昭和38年7月12日の閣議決定により，国の発展に貢献し，あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することとし，第1回生存者叙勲が昭和39年4月29日に発布された。その後，生存者に対する叙勲は，毎年2回，春（4月29日）と秋（11月3日）に発令されることとなった。

なお，昭和50年度の消防関係者の賜杯及び勲章受章者は721人で，うち生存者叙勲は640人である。

ウ　褒　　章

褒章は，褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づいて明治15年から運用されているもので，6種類の褒章があり，このうち消防に関係あるものは次の5種類である。

紅綬褒章　自己の危険を顧みず人命を救助した者

黄綬褒章　業務に精励し，民衆の模範と認められる者

紫綬褒章　学術芸術上の発明，改良，創作に関し，事績顕著な者

藍綬褒章　公共の事務に精励し，その成績顕著な者

紺綬褒章　公益のために私財を寄附し，功績顕著な者

これらは，消防に尽した功績により授与されるものであり，紅綬褒章，紫綬褒章及び紺綬褒章は随時に，黄綬褒章及び藍綬褒章は，毎年3月，定例的に授与されている。

なお，昭和50年度の消防関係者の褒章受章者は，黄綬2人，藍綬28人，紺綬127人である。

エ　閣議決定に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰には，国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰が昭和35年から実施されており，内閣総理大臣が行うものと消防庁長官が行うものとがある。

なお，防災功労者に対する消防庁長官表彰は，消防表彰規程に基づき随時に行っているものもある。

（ア） 安全功労者に対する表彰

国民の安全に関し次の各号の一に該当する個人又は団体を安全功労者として表彰する。ただし，同種の事由に対して国家的褒章を受けたことのある者は除かれる。

① 国民の安全のための運動の組織及び運営について顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

② 工場，鉱山その他職域における安全の確保について顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

③ 学校，家庭，交通機関その他職域外における安全の確保について顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

④ 安全のための研究又は教育を通じ，安全水準の向上又は安全思想の普及に顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

なお，昭和50年度の消防関係者の内閣総理大臣表彰受賞者は団体４で，消防庁長官表彰受賞者は個人８人，団体８である。

（イ） 防災功労者に対する表彰

防災に関して，次の各号の一に該当する個人又は団体を防災功労者として表彰する。ただし，同種の事由に関して国家的褒章を受けたことのある者は除かれる。

① 災害に際し，防災活動に従事し顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

② 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績をあげ，又は功績があったもの

なお，昭和50年度の消防関係の内閣総理大臣表彰受賞者は７団体，消防庁長官表彰受賞者（防災の日に際し受賞した者）は４団体である。

オ 消防表彰規程に基づく表彰

消防庁長官の行う表彰は，昭和24年から実施されているが，当時は内規に基づいて暫定的に行われていたもので，永年勤続功労章，竿頭綬及び表彰状

が授与されていた。昭和28年３月に消防功労者表彰取扱規程を制定し，前記表彰のほか，消防吏員及び団員に対し特別功労章，功労章及び顕彰状を，また，消防機関に対しては表彰旗を，それぞれ授与することとした。

更に，昭和31年12月に消防関係功労者取扱規程が制定され，消防任務遂行上顕著な功労をあげた者に対し，報償金又は副賞（記念品）が授与されることとなって，現場功労者に対する優遇の途がひらかれた。その後，両規程により10有余年の間表彰が行われてきたのであるが，表彰を広くかつ充実した内容のものとするために，消防賞じゅつ金制度を織り込むなどして，新たに消防表彰規程が，昭和37年消防庁告示第１号をもって制定され，同年度から実施されている。

消防表彰規程に基づく表彰は，事案の発生の都度表彰する随時表彰と，一定の期間内の分を取りまとめて定期的に表彰する定例表彰とがある。

（ア） 随時表彰

随時表彰には，次の６種類がある。

a 現場功労で受賞できるもの

① 特別功労章　功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される（殉職者の場合は，生前にさかのぼり授与される。）。

② 顕功章　特に功労顕著な者に授与される（殉職者の場合は生前にさかのぼり授与される。）。

③ 功績章　功労多大なものに授与される（殉職者の場合は，生前にさかのぼり授与される。）。

④ 顕彰状　職務遂行中死亡した者に授与される。

⑤ 表彰状　功労顕著なもので，上記３章を授与されるに至らない消防吏員，団員（殉職者を除く）及び功労顕著な消防機関又は部外の個人，団体で功績顕著な者に授与される。

⑥ 賞状　功績顕著な隊に授与される。

b 行政功労で受賞できるもの

① 表彰状　消防施設の整備改善，防火思想の普及又は消防職員，消防団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与され

る。

② 賞　　状　功績顕著な隊に授与される。

なお，昭和50年度の随時表彰受賞者は，特別功労章６人，顕功章７人，功績章18人，顕彰状５人，表彰状８人，賞状２隊である。

（イ） 定例表彰

定例表彰は，次の４種で，毎年３月初旬に行われる。

① 功労章　防災思想の普及，消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防吏員若しくは消防団員，又は消防教育の実施に関して特に成績優秀な消防教育職員に対して授与されるものであり，具体的には，消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に，消防団員にあっては消防団長の階級に，消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に，それぞれ10年以上在職した者に授与される。

② 永年勤続功労章　25年以上勤務し，他の模範と認められる消防吏員及び消防団員に授与される。

③ 表彰旗　防災思想の普及，消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関であって，竿頭綬を授与されている消防機関に授与される。

④ 竿頭綬　表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

なお，昭和50年度の定例表彰受賞者は，功労章74人，永年勤続功労章803人，表彰旗31団体，竿頭綬81団体である。

カ　賞じゅつ金及び報償金

消防庁長官表彰の副賞として，賞じゅつ金と報償金の制度がある。

賞じゅつ金は，消防表彰規程第５条に基づき支給されるもので，消防吏員又は消防団員が災害に際し，一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより傷害を受け，そのために死亡し又は廃疾となった場合で，その功労により特別功労章，顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。

賞じゅつ金は，昭和51年４月から改定され，殉職者賞じゅつ金にあっては300万円以上1,300万円まで，障害者賞じゅつ金にあっては130万円以上1,000万円まで支給される。

報償金は，賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給されるほか，随時表彰に際し付与される。

なお，昭和50年度における賞じゅつ金の支給は17人9,300万円，報償金の支給は10人600万円である。

キ　退職者報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ，団員として多年勤続した者が退職した場合にその労に報いるため，退職消防団員報償規程が制定され，昭和36年度から実施されている。その対象者は，非常勤の消防団員に限られ，階級の別なく15年以上勤務して退職した者である。授与の方法は，必要に応じ随時行っている。

この報償は，１号報償と２号報償とがあり，25年以上勤務して退職した者には１号報償として銀杯（大）と賞状が，15年以上25年未満勤務して退職した者には２号報償として銀杯（小）と賞状が，それぞれ授与される。

なお，昭和50年度の報償実績は，１号報償者数１万3,590人，２号報償者数３万8,310人である。

第11—15表　消防関係者の叙勲，褒章及び消防庁長官表彰数

表彰の種類＼年度	45	46	47	48	49	50	51 (8.1現在)	備考
叙位	58	59	34	32	39	38	11	
特別叙勲等	76	98	136	84	65	81	26	
生存者叙勲	528	623	620	650	634	640	春 322 秋割当340	
銀杯	—	—	—	—	—	1	—	
木杯	3	—	—	—	—	2	—	
紅綬褒章	3	—	—	2	—	—	—	
黄〃	1	1	1	1	2	2	—	
紫〃	—	—	—	—	—	—	—	
藍〃	46	46	51	48	41	28	—	
紺〃	87	99	94	81	136	127	75	
総理大臣表彰								
安全功労	3	3	2	4	4	4	4	
防災功労	6	4	13	8	5	7	—	
消防庁長官表彰								
安全功労	77	61	23	16	14	16	22	
防災功労	58	31	34	5	7	4	—	
消防庁長官表彰(随時)								
特別功労章	—	19	20	—	2	6	—	
顕功章	5	1	5	4	8	7	—	
功績章	3	11	6	13	7	18	4	
顕彰状	20	7	3	3	8	5	—	
表彰状	19	26	45	2	22	8	10	
賞状	1	1	—	—	—	2	—	
〃(定例)						(随時1含む) 74		
功労章	99	64	63	64	68		—	
永年勤続功労章	808	726	735	734	743	803	—	
表彰旗	26	26	28	28	29	31	—	
竿頭綬	65	65	70	71	71	81	—	
退職消防団員報償								
1号報償	7,629	5,391	10,936	11,424	7,465	13,590	6,000	
2号報償	42,900	21,811	73,435	47,035	49,035	38,310	12,000	

12　消防の科学技術の研究

消防に対する国民全般の期待の高まりに対応して，地方消防関係機関をはじめ消防機器業界等においても各種消防技術の研究開発が活発に進められているが，組織的な研究は消防研究所を中心として行われている。

消防研究所では，消防行政上の施策及び地方消防機関等からの要請を勘案し，重点指向に基づき，各年度において定める試験研究計画において研究を推進しているが，最近における災害の多様化等に伴って研究内容も次第に広範囲にわたってきている。

このため所内各研究室間又は他省庁研究機関と共同で行う研究も多くなってきており，より効果的な研究開発の推進を図るため，各分野にわたる総合的解明によって適確な結論を得るべく努めている。

昭和50年度における消防研究所の体制については，定員58名のうち研究職37名で予算は総計２億8,772万円(科学技術庁からの移し替えによる原子力研究費767万円を含む。)となっている。

昭和50年10月には第23回全国消防技術者会議が東京で開催され，各地方自治体の研究開発を含めて11件の発表があり，580名が参加し，技術情報の交流，地方消防機関の要望の吸収など有効な成果を得た。

なお近年，国内外の関係研究機関と積極的に技術情報の交流を行い，効果的な研究を進めることが必要になってきているが，特に昭和49年来検討されてきた日米天然資源開発利用会議の防火専門部会が，昭和50年11月新設され，昭和51年４月に第１回合同会議が米国において開催された。第２回会議は，昭和51年10月日本において開催された。

消防研究所における昭和51年度の主な研究内容並びに昭和50年度で終了した主な研究成果については以下に述べるとおりである。

(1)　大震火災対策の研究

ア　震害分布と表層地盤の関係に関する研究

この研究は，主として関東一円の地域について過去の震害状況を調査研究し，これを現在の地域と対応させ，震害発生の地域的な特徴をとらえ，震害対策に関する基礎資料を得る目的をもって昭和50年度より特別研究として開始したものである。初年度には必要な調査資料の収集を完了し，家屋倒壊率の分布地図を作成した。更に全壊率と半壊率の関係についての統計処理を試みた。昭和51年度には原位置振動特性試験を行う予定であり，現在試験地を検討中である。

イ　延焼状況の赤外偵察法に関する研究

大震時に予想される同時多発的な延焼火災に対し，空中消火その他の対策活動を適確かつ能率的に実施するためには，刻々に転変する火災状況の全体は握を迅速に行う必要がある。

本研究は，このための手段として赤外走査撮像装置を搭載した航空機により，火災域をおおう濃煙を透し出火地点及び延焼規模を上空から偵察する方法について実用化に必要な性能仕様の決定を目的として行うものである。昭和50年度まで3年間にわたる経常研究により，本方式の有用性に関する基礎的事項について検討してきた結果に基づき，昭和51年度からは特別研究として火災火炎の分光放射特性解明と，これに対応する赤外映像の明視化などについて研究を進めている。

ウ　延焼に関する研究

大火災時に発生する旋風，たつまきの生成，発達機構を究明するため，昭和50年度より「火災の上昇気流の三次元的挙動に関する研究」を進めている。また，昭和51年度より延焼の各種予測手法とその適用性に関するものとして「延焼のシミュレーションモデルに関する研究」，斜面市街地における延焼の特異性を求めるための実験的研究として「火災の延焼における斜面効果の研究」を開始している。これらの研究は，昭和50年度に終了した延焼性状に関する特別研究の成果をもとにした基礎的あるいは補足的研究である。

（2）　地下街・高層建物の火災対策の研究

ア　火災時に発生する煙・ガス成分に関する研究

火災時に固体可燃物特にプラスチックから発生する煙中に含まれるタール，すすなどは極めて多種の有機化学成分から成っていると考えられる。それら成分はおおむね人体に有害であるので，その発生量と化学組成を明らかにして煙対策の資料とする目的で昭和50年度から3カ年計画で研究を実施中である。

初年度はポリエチレン及びポリスチレンから発生する煙中の固体成分とシクロヘキサン抽出物の量を調べた。昭和51年度には昨年度に引き続き上記プラスチックから発生する煙中の多環芳香族物質の定性定量分析を進めている。

また，火災時のガス状生成物に関しては，昭和50年度に終了した特別研究「火災時における有毒ガスの発生に関する研究」に引き続き，セルローズ系防災物質を対象として分析研究を行っている。

イ　火災感知器の動特性の評価に関する研究

火災時に防排煙設備をはじめ消防用諸設備を火災感知器との連動により作動させることが行われはじめているが，この場合，誤作動，動作時期等解決すべき問題が多々あり，その解決はこれらシステム化した設備の信頼度向上の基礎として重要である。

このため，実火災の分析をもとに，火災の拡大経過を念頭において，通報，避難，諸設備の連動等に適切な時点を検討する必要がある。

この研究は，昭和50年度から，4カ年計画で開始し，火災統計分析により初期火災の様相，特に可燃物の燃焼速度に対応する検知出力の関係を調べてきたが，昭和51年度には，引き続きこの種の調査分析及び実験研究を拡張推進することとしている。

ウ　スプリンクラー設備の適応性に関する研究

最近，繊維製品など火勢拡大危険の大きい火災に対し，現在のスプリンクラー設備で十分対応できるか疑問が提起されている。そこで実規模実験によりどのような条件でスプリンクラー設備が火勢の拡大に追随できなくなるかを確かめる必要がある。

昭和51年度は，形状，寸法の異なる部屋で各種可燃物の量や，配置を変えた場合の火勢拡大速度や，室内ガス温度の経時的変化を調べ，スプリンクラ

ー設備にとって最も苛酷な条件をまず求めることとしている。

エ　地下街・高層建物における避難救出技術の研究

ここ1～2年，地下街・高層建物の建設は相変わらず増加しており，すでに法規制が強化され，施設・設備面からの予防安全対策も採られている。しかしながら建物の立体化に伴う新しい危険性等，研究面でなお解明すべき問題が残されている。

そこでこの研究は，この種建物の火災の実態を広く調査は握し，並行して内在者の心理的生理的状態を解析し，これをもとに安全避難に対しシステム化の方向で解決を図るとともに消防隊員が行う迅速救助方法と関連機材の研究開発を行うこととしている。

この研究は，昭和51年度から3カ年継続の特別研究として開始し，初年度には，この種の火災事例及び既存の設備，方法を調査検討し，特に煙の流動性状をもとに問題点の解析を行っている。

オ　濃煙熱気中進入用耐熱衣に関する研究

耐火性建築物の火災においては，消防隊員は濃煙及び熱気の充満した屋内に進入してかなりの時間，救助・消火活動に従事しなければならない。

このため，耐熱衣の使用環境のは握ならびに構成素材及び機能の検討を行ってきたが，昭和50年度はそれをもとに耐熱衣原型を試作するとともに，二，三の内蔵冷却方法について実験的に検討を行った。昭和51年度は，これに基づいて実用型耐熱衣用冷却装置を試作することとしている。

（3）　化学火災対策の研究

以下，アーオに述べる5項目の研究は，昭和51年度より5カ年計画で行う「石油コンビナート等の災害防止に関する総合研究」に含まれている。

ア　タンクの不等沈下に関する研究

コンビナート地域の基礎地盤に起因するタンク等の破壊事故を防止するためには技術上の安全基準を充実整備する必要がある。本研究はその基礎資料を得るのが目的である。初年度は各種土質試験機の特質，信頼性についての検討を行う予定である。

イ　タンク構造部材の経年変化と寿命に関する研究

この研究は，査察基準の科学的な裏付けを与えるため，石油タンクの腐蝕の進行及び長期使用に伴う疲労性状を把握し，基礎地盤の変化がタンク強度に与える影響等を考慮のうえ，タンク寿命評価法を確立するものである。

初年度はタンク腐蝕の実態を調査するとともに，タンク各部の予備的な応力測定に着手することとしている。

ウ　静電気帯電の災害防止技術に関する研究

最近，コンビナートでは静電気に起因すると思われる爆発火災事故がしばしば発生している。したがって，可燃性液体の静電気帯電による火災爆発などの災害防止対策の確立はコンビナート災害予防の見地から不可欠である。しかるに，従来の実験室的規模の研究結果のみに基づいて有効な対策を確立することは非常に困難である。上述の理由から本研究は実規模タンクと配管設備を用い，石油類の流送，貯蔵，ろ過工程等における帯電現象の解明と実用的な静電気災害防止対策を確立することを目的として5カ年計画で実施する予定である。昭和51年度は消防研究所構内に直経5.8mのタンク1基を建設し，石油の循環流動時の油面電位を計測する予定であるが，そのための予備実験として労働省産業安全研究所清瀬分室に既存の中間規模の実験施設を用いて，石油の管内流動時の帯電量とタンク内油面電位を計測している。なお，この研究を消防研究所と労働省産業安全研究所，警察庁科学警察研究所及び国立大学の静電気研究の権威者との共同研究として実施するため，今春静電気研究促進委員会が発足し，同委員会のもとで，内外のデータ，実験計画及び結果の解析検討なども同時に進めることとしている。

エ　漏出ガスの拡散及び引火防止に関する研究

漏出可燃性ガスの引火爆発に起因する火災は，化学工場その他において頻発する傾向にあり，しかも被害が大きいという特徴がある。本研究は，このような事故の原因となるガスの蒸発・流動拡散の性状と着火性の関係を究明すること，更に積極的に引火を防止するための技術的手段を検討することを目的としている。昭和51年度中に，ノズルから放出するガスの拡散濃度分布，低沸点石油類の蒸発量に関する研究を終了し，更にスチームカーテンによる

引火防止技術の実験的検討を進める予定である。

オ　ファイヤー・ボールに関する研究

コンビナートで発生した火災は，しばしば巨大なファイヤー・ボール（火の玉）を誘発し被害を大きくする。本研究は，この現象の生成過程，熱学的性質，圧力波の伝播等を実験観測により現象論的には握して被害規模を予測し，化学工場の安全対策，コンビナートの立地設計，消防対策に役立てようとするのが目的である。昭和49年度より，経常研究として，小規模な予備的研究を開始したが，蒸気爆発に起因するファイヤー・ボールを想定し，燃料（n-ペンタン）の量を逐次増加させ，より実際規模に近い状況を発生させて各種の測定を行うこととしている。

カ　合成空気泡剤の消火性能に関する研究

検定合格済の泡消火薬剤は昭和51年度から市販され始めているが，本研究では，検定規格中の3種の泡消火薬剤，すなわち，タンパク系，界面活性剤系，水成膜系のうち，2種以上の泡消火薬剤を石油火災に同時使用の場合の消火性能に及ぼす影響の検討のほか，界面活性剤泡を（高膨脹泡として）建物火災に使用する場合の火災の煙による破泡などの影響について実験的検討を行う予定で，昭和51年度から2カ年計画で実施する。

（4）　林野火災対策の研究

ア　林野火災の防御技術及び機材の研究開発

最近，消防団員は減少する傾向にあるので，人力に依存する林野火災の防御活動をより強力で効率的なものとする必要にせまられている。

これらの実状に対し，既に航空機利用による空中よりの消火法の研究を推進して来た結果，昭和50年度より陸上自衛隊ヘリコプターによる消火活動が実現の運びに至った。一方，消防団員による地上消防活動の近代化を図るため，試作小型簡易動力ポンプによる直列高所送水実験を行い，また，空中消火用薬剤の開発も合わせて行ってきた。

引き続き昭和51年度は空中消火用薬剤の開発を推進するとともに，個人装備としての背負動力消火器の開発を進めている。

（5）　その他の研究

ア　消火器の消火能力評価に関する研究

現行消火器規格は制定以来，ほとんど大きな変更のないまま現在に至っているが，この間関係各方面から提起されている消火器の消火能力判定方法などの問題を含め，現在は消火器規格全般について見直しの時期に来ていると考えられる。したがって本研究は実火災と試験火災に対する現行消火器の消火性能の差異を明確にするとともに，欧米の諸規格との関連も検討することによって，最も妥当と考えられる消火器規格及び設計基準を確立するための基礎資料を得ることを目標としている。昭和51年度から着手し，3カ年計画で実施する。

昭和51年度では，消防研究所主催で，2年前から審議中の消火器評価委員会の中間報告書（昭和51年2月）に基づき各種可燃物の初期火災性状を明確にする実験を行っている。

イ　家庭用自動消火装置の開発

我が国の建物火災の49％は住居及び店舗併用住宅火災でありかつこれら火災による死者は専用住宅において建物火災全体の60.9％，併用住宅で12.4％（昭和50年統計）となっている。この種の火災の対策樹立は極めて重要であるが，かかる現状では法令による防火対象物用スプリンクラー設備等は経費等の関係から一般住居等に適用できない状況である。

そこで昭和48年度より着手してきた室内初期火災の様態に対する消火所要水量の検討，火災の感知方式，消火剤の選定とその放出方式の検討を経由し，昭和50年度はこれらをもとに一連の消火装置を試作し，実規模家屋内での対応実験を行ってきた。昭和51年度では引き続き各種実験により，その効果の検討，改造を行っている。

ウ　原子力施設などの火災対策の研究

我が国の原子力発電事業は今後さらに進展することが予想されるが，その場合使用済核燃料輸送容器（略称キャスク）の輸送時の安全対策の確立は重要な課題である。キャスク輸送中，万一火災が発生したときでも周辺への放

射能汚染を未然に防止できるよう十分な耐火性を持つことがその安全対策の一つと考えられる。

本研究は，国立機関原子力試験研究費により「使用済核燃料輸送容器の火災に関する試験研究」として，種々の縮尺模型について火災時におけるキャスクの耐火性を調べ，その安全性の評価及び設計の基礎資料を得る目的でここ数年来継続実施中のものである。

昭和50年度では1/4模型について炉内加熱試験を行ったが，昭和51年度は同一縮尺のものについて油火災試験を行う予定である。また，これまでの試験結果の解析と理論計算から実用規模のキャスクの耐火性は外殻と鉛層との接触面に生じる微少空隙の伝熱係数に依存することが判明しているので，その伝熱係数の精密測定も実施する予定である。

（6） 昭和50年度で終了した主な研究

ア　地域特性が延焼性状に及ぼす影響に関する研究

この研究は大震火災対策に関する特別研究として昭和48年度より3カ年計画で実施したもので，市街地における家屋の種類，配列様式，道路条件及び地形等が延焼性状に及ぼす影響を模型実験と事例の統計処理により研究した。成果の概略は次のとおりである。

(ア) 模型の種類，大きさ，配列様式と延焼着火時間，延焼限界距離，熱放射照度，熱気流の温度分布，主要着化因子（接炎，飛火，熱放射）との関係を測定検討した。

(イ) 段差斜面市街地を模した屋内及び屋外築山における延焼実験において，斜面の延焼加速効果及び斜面と風速の干渉効果を見出した。

(ウ) 火災事例の統計処理により，隣接家屋間の延焼確率を算出し，モルタル防火造からの出火の場合の延焼阻止効果を示した。

(エ) 関東大震災においては延焼確率が平常時火災の数倍であったこと，及び20m以上の道路では延焼速度遅延効果があったことを推論した。

イ　火災時における有毒ガスの発生に関する研究

この研究は，火災の各種状況に対応する条件の下で，有機高分子材料が発生する燃焼生成有毒ガスの種類とその発生速度を評価する目的で，昭和48年度より3カ年計画で実施した特別研究である。実験室規模及び実大規模で試料の燃焼分解を行い，ガスクロマトグラフ・質量分析装置で発生気体を分析し，次に掲げる事項が解明された。

(ア) 発生するガスの種類と高分子の構造，構成する元素との関係

(イ) 有毒ガス発生速度の加熱温度依存性

(ウ) 一般住宅内に存在する可燃物量とその材料別割合の調査

(エ) 実大模擬火災と実験室規模火災における発生ガスの種類の比較

(オ) 煙道を通る排出ガス内の酸素濃度異常減少効果

(カ) 含窒素高分子，含塩素高分子からそれぞれ発生するシアン化水素及びシアン化合物，塩化水素の量と危険性の関係

ウ　巨大石油タンク群の火災対策の研究

我が国の石油消費の増大と，これに対する備蓄の拡張に伴って，その貯蔵施設もとみに巨大化しており，一方，これら貯蔵タンク設置の技術上の基準は従来米国のそれをもととして定められ，必ずしも適切，明確なものとは言い難い現状にある。

これらの実情にかんがみ，本研究は昭和48年度より3カ年継続で実施され，このほど次の成果を得て一応完了することとなった。

各種石油類について可燃ガスの拡散，火災時の燃焼速度，ふく射強度，油温等を実験的に求め，基準根拠資料をは握し，また，直径10mタンクによる野外実験により各種消火剤による初期消火方策の可能性を検討したほか，原油火災の規模に応じ泡供給率を増大させる必要を確認した。

エ　合成空気泡剤の性能評価に関する研究

この研究は，界面活性剤泡消火薬剤規格原案作成のための基礎資料を提供する目的で，昭和49年度から2ケ年計画の経常研究として行われたが，その成果は泡済火薬剤の技術上の規格を定める省令第26号（昭50.12.9)中の多くの箇所でその技術的根拠として活用されている。

オ　大協石油四日市製油所における灯油タンク火災事故の原因調査

昭和50年2月16日，大協石油四日市製油所で発生した直径50m灯油タンク

火災事故について特に調査班を組織し，数次にわたる現地調査，その後の補足調査，確認実験を行い原因究明にあたった。

調査の結果，同製油所開発による臭水処理装置で廃水中の悪臭成分を灯油中に抽出させていたが，この際灯油中の硫化水素等揮発性成分がタンク内に発散し，可燃性雰囲気をつくるとともにタンク構造部材を腐蝕させて落下衝撃により着火に至ったものと推定された。

13 消 防 財 政

市町村は現行制度上，消防について基本的な責任を有している。したがって，消防財政を論ずる場合にも市町村の消防財政が中心であり，これに対する国と都道府県の助成措置等がその内容となっている。現在の市町村の消防力は，「消防力の基準」及び「消防水利の基準」と比較した場合，人的にも，物的にもなお不十分な状況にあり，災害の多様化，複雑化のすう勢から考えても市町村，都道府県，国の三者が一体となって強力に財政措置の充実を図ることが望まれるところである。

（1） 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

昭和49年度の市町村の普通会計（公営企業以外の会計をいう。）における消防費の都道府県別の状況は第13—1表のとおりである。消防費歳出決算額は4,022億円（前年度2,940億円）で，市町村の普通会計歳出決算額11兆2,008億円（前年度8兆6,373億円）に対する割合は3.6%（前年度3.4%）となっている。これを前年度と比較すると，消防費歳出決算額は1,082億円（36.8%）の増加となっており，構成比も0.2%増大している。また，消防費の普通会計歳出決算額に占める比率を都道府県別にみると，東京都は別として，最高は青森県及び山形県の4.3%であり次いで秋田県（4.2%），神奈川県（4.1%）等が高率を示している。

反面，低率にあるのは奈良県（2.3%），鳥取県（2.3%），徳島県(2.4%)，沖縄県（2.5%）等となっている。

これをブロック別にみると，昭和48年度と同じく，東北，関東地区がおおむね全国平均を上回り，近畿，中国，四国，九州地区が全国平均を下回っている。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

市町村における昭和49年度消防費の1世帯当たり及び住民1人当たりの額

第13—1表　昭和49年度都道府県別市町村の普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

都道府県	普通会計決算額A 百万円	消防費決算額B 百万円	1世帯当たり消防費 円	1人当たり消防費 円	B/A×100 %
北海道	701,266	24,750	14,494	4,604	3.5
青森	137,471	5,866	14,486	3,885	4.3
岩手	132,090	4,667	12,466	3,298	3.5
宮城	168,534	5,488	10,025	2,821	3.3
秋田	113,478	4,730	14,761	3,766	4.2
山形	99,461	4,307	13,952	3,491	4.3
福島	172,160	6,029	11,735	3,032	3.5
茨城	184,710	7,478	12,022	3,140	4.0
栃木	134,590	5,410	11,912	3,150	4.0
群馬	163,783	5,488	11,575	3,086	3.4
埼玉	367,112	13,899	9,909	2,862	3.8
千葉	357,560	13,677	11,084	3,264	3.8
東京	941,204	66,086	15,505	5,811	7.0
神奈川	595,869	24,327	11,605	3,815	4.1
新潟	218,986	8,283	13,309	3,444	3.8
富山	88,239	3,633	13,078	3,368	3.8
石川	108,336	3,049	10,169	2,830	2.8
福井	81,724	2,677	13,411	3,440	3.3
山梨	75,169	2,607	12,326	3,285	3.5
長野	203,652	5,690	10,243	2,804	2.8
岐阜	177,593	5,884	11,989	3,131	3.3
静岡	286,275	10,860	11,915	3,247	3.8
愛知	566,959	19,266	10,973	3,248	3.4
三重	160,590	4,909	10,852	2,999	3.1
滋賀	104,769	2,838	10,578	2,856	2.7
京都	275,441	8,966	11,130	3,690	3.3
大阪	1,104,288	32,381	12,106	3,989	2.9
兵庫	599,357	15,644	10,063	3,152	2.6
奈良	111,180	2,533	8,333	2,339	2.3
和歌山	117,134	2,995	9,374	2,755	2.6
鳥取	61,272	1,383	8,396	2,345	2.3
島根	92,647	2,634	11,972	3,394	2.8
岡山	195,517	6,067	11,162	3,286	3.1

都道府県	普通会計決算額A 百万円	消防費決算額B 百万円	1世帯当たり消防費 円	1人当たり消防費 円	B/A×100 %
広島	273,306	9,231	10,941	3,475	3.4
山口	164,058	4,885	10,214	3,141	3.0
徳島	88,622	2,109	9,042	2,541	2.4
香川	90,166	2,807	9,963	2,897	3.1
愛媛	138,037	3,756	8,299	2,517	2.7
高知	99,011	2,757	10,130	3,341	2.8
福岡	543,332	14,330	10,957	3,341	2.6
佐賀	84,622	3,065	13,910	3,594	3.6
長崎	163,510	5,570	12,307	3,523	3.4
熊本	165,797	5,299	10,804	3,065	3.2
大分	122,251	4,041	11,528	3,360	3.3
宮崎	107,862	3,221	9,736	2,929	3.0
鹿児島	166,566	4,313	7,546	2,472	2.6
沖縄	95,254	2,343	8,658	2,176	2.5
合計	11,200,810	402,228	11,861	3,587	3.6

（消防年報による）

(注) 1. 普通会計決算額は純計額である。
2. 1世帯当たり及び1人当たりの消防費は「昭和50年住民基本台帳人及び世帯数（昭和50年3月31日現在）」により算出した。
3. 消防費決算額は単純合計額から一部事務組合負担金を差し引いている。

を都道府県別に示したものが第13—1表である。

1世帯当たりの消防費の全国平均額は11,861円（前年度9,009円）であり，住民1人当たりでは，3,587円（前年度2,683円）となっている。これを前年度と比較してみると1世帯当たりでは2,852円（31.7%），住民1人当たりでは904円（33.7%）の増となっている。

また，都道府県別にみると，1世帯当たりでは東京都（15,505円）が最高で続いて秋田県（14,761円），北海道（14,494円），青森県（14,486円），山形県（13,952円）となっており，最低は鹿児島県（7,546円）となっている。また，住民1人当たりでは東京都（5,811円）が最高で沖縄県（2,176円）が最低となっている。

ウ　経費の目的別内訳

第13— 2 表　昭和49年度都道府県別消防本部・署，常備部及び消防団別決算額及び構成比

都道府県	消防費	消防本部・署		常備部		消防団	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	%
北海道	24,750	22,729	91.8	—	—	2,021	8.2
青森	5,866	4,578	78.0	—	—	1,288	22.0
岩手	4,667	3,395	72.7	—	—	1,272	27.3
宮城	5,488	4,238	77.2	42	0.8	1,208	22.0
秋田	4,730	3,300	69.8	23	0.5	1,407	29.7
山形	4,307	3,279	76.1	—	—	1,028	23.9
福島	6,029	4,232	70.2	—	—	1,797	29.8
茨城	7,478	5,490	73.4	—	—	1,988	26.6
栃木	5,410	4,314	79.7	—	—	1,096	20.3
群馬	5,488	3,943	71.9	—	—	1,545	28.1
埼玉	13,899	12,024	86.5	—	—	1,875	13.5
千葉	13,677	11,692	85.5	—	—	1,985	14.5
東京	66,086	63,597	96.2	—	—	2,489	3.8
神奈川	24,327	23,279	95.7	—	—	1,048	4.3
新潟	8,283	6,281	75.8	—	—	2,002	24.2
富山	3,633	3,155	86.8	—	—	478	13.2
石川	3,049	2,424	79.5	64	2.1	561	18.4
福井	2,677	2,474	92.4	—	—	203	7.6
山梨	2,607	1,757	67.4	—	—	850	32.6
長野	5,690	3,694	64.9	—	—	1,996	35.1
岐阜	5,884	4,192	71.2	—	—	1,692	28.8
静岡	10,860	8,594	79.1	—	—	2,266	20.9
愛知	19,266	17,431	90.5	—	—	1,835	9.5
三重	4,909	3,629	73.9	—	—	1,280	26.1
滋賀	2,838	2,179	76.8	—	—	659	23.2
京都	8,966	7,963	88.8	10	0.1	993	11.1
大阪	32,381	31,541	97.4	—	—	840	2.6
兵庫	15,644	13,558	86.7	—	—	2,086	13.3
奈良	2,533	1,734	68.5	—	—	799	31.5
和歌山	2,995	2,007	67.0	20	0.7	968	32.3
鳥取	1,383	988	71.4	—	—	395	28.6
島根	2,634	1,730	65.7	—	—	904	34.3
岡山	6,067	4,707	77.6	—	—	1,360	22.4
広島	9,231	7,636	82.7	49	0.5	1,546	16.8
山口	4,885	4,176	85.5	—	—	709	14.5
徳島	2,109	1,455	69.0	—	—	654	31.0
香川	2,807	2,282	81.3	—	—	525	18.7
愛媛	3,756	2,576	68.6	—	—	1,180	31.4
高知	2,757	2,175	78.9	—	—	582	21.1
福岡	14,330	12,328	86.0	—	—	2,002	14.0
佐賀	3,065	2,270	74.1	—	—	795	25.9
長崎	5,570	3,677	66.0	—	—	1,893	34.0
熊本	5,299	3,990	75.3	—	—	1,309	24.7
大分	4,041	3,325	82.3	—	—	716	17.7
宮崎	3,221	2,295	71.3	—	—	926	28.7
鹿児島	4,313	2,718	63.0	—	—	1,595	37.0
沖縄	2,343	1,951	83.3	232	9.9	160	6.8
合計	402,228	342,982	85.3	440	0.1	58,806	14.6

（消防年報による）

昭和49年度の消防費の消防本部・署，消防団常備部及び消防団別の決算状況は，第13— 2 表のとおりである。

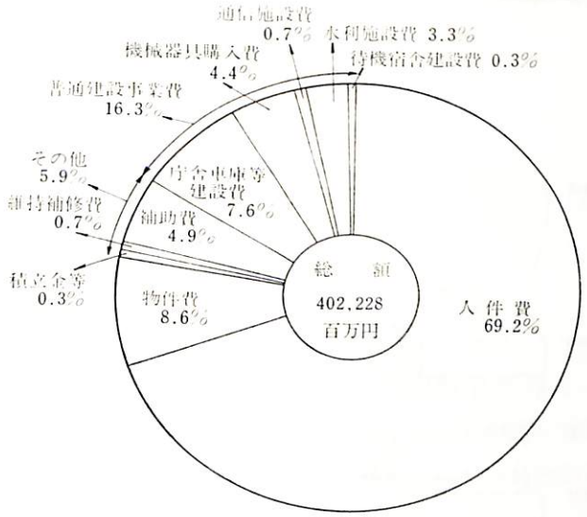
消防費決算額 4,022 億円の構成内容をみると，消防本部・署 3,430 億円（85.3%，前年度83.2%），消防団常備部 4 億円（0.1%，前年度0.1%），消防団588億円（14.6%，前年度16.7%）となっている。これを前年度と比較してみると，消防本部・署で985億円（40.3%），消防団で97億円（19.8%）それぞれ増加している。

消防本部・署の構成割合及び増加額が著しいのは消防常備化市町村の増（221町村）のほか，消防職員の増加及び大幅な給与改訂等があったことなどによるものと考えられる。

エ　経費の性質別内訳

昭和49年度消防費歳出決算額4,022億円の性質別内訳は，人件費2,782億円（69.2%，前年度66.9%），物件費347億円（8.6%，前年度9.4%），普通建設事業費 658 億円（16.3%，前年度19.2%），その他 235 億円（5.8%，前年度4.5%）となっている（第13— 3 図，第13— 4 表参照及び第13— 5 図）。

第13— 3 図　昭和49年度市町村消防費性質別歳出決算額の割合

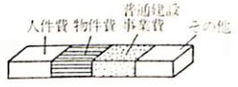


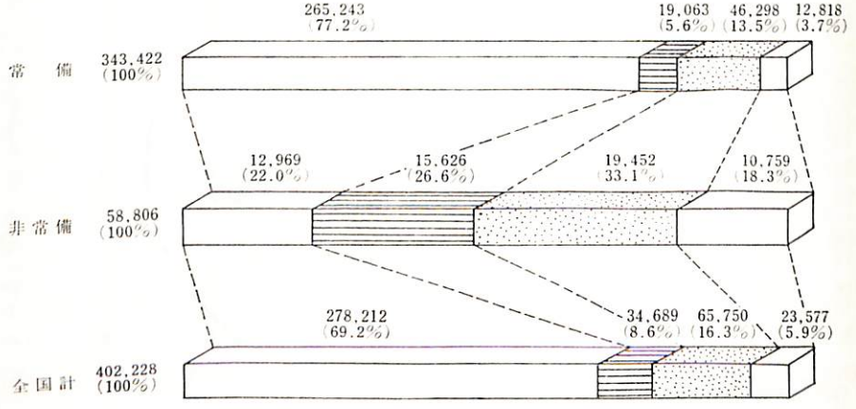
第13— 4 表　昭和49年度市町村消防費の性質別歳出決算額内訳

区分	昭和49年度		昭和48年度		対前年度比較	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増加額 (A)−(B)(C)	増加率 (C)/(B)×100
	億円	%	億円	%	億円	%
人件費	2,782	69.2	1,967	66.9	815	41.4
物件費	347	8.6	276	9.4	71	25.7
普通建設事業費	658	16.3	565	19.2	93	16.5
補助事業費	207	5.1	175	5.9	32	18.3
単独事業費	451	11.2	390	13.3	61	15.6
内訳 機械器具購入費	178	4.4	149	5.1	29	19.5
内訳 庁舎，車庫等建設費	305	7.6	272	9.2	33	12.1
内訳 水利施設費	133	3.3	102	3.5	31	30.4
内訳 通信施設費	29	0.7	29	1.0	—	—
内訳 待機宿舎建設費	13	0.3	13	0.4	—	—
その他	235	5.9	132	4.5	103	78.0
計	4,022	100.0	2,940	100.0	1,082	36.8

第13— 5 図　昭和49年度市町村消防費性質別歳出決算額構成比

（単位　百万円）



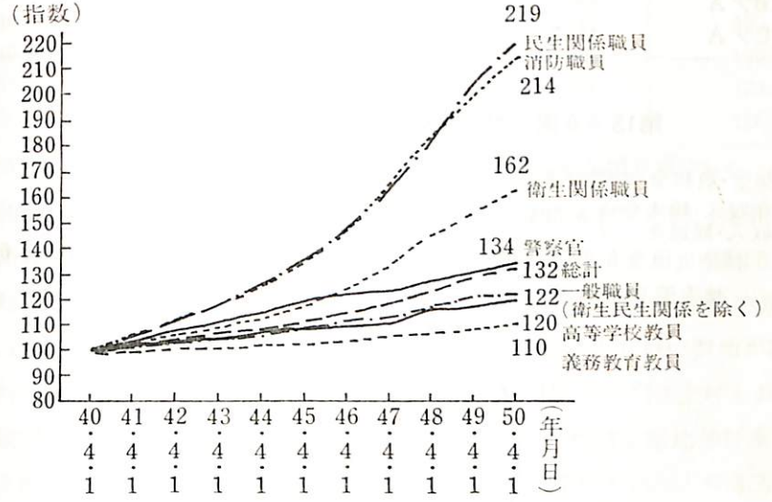


これを前年度と比較してみると，人件費が815億円（41.4%），物件費が71億円（25.7%），普通建設事業費が93億円（16.5%）増加している。

このように消防費は人件費がかなり高い割合（69.2%）を占めており，かつ，消防職員の増加傾向（第13— 6 図参照）及び給与水準の上昇傾向等を勘案するとき，消防財政は財政状況の変化に対応する弾力性に乏しくなっている。今後は，長期的観点に立った効率的な消防体制の整備が必要である。

第13— 6 図　地方公務員数の推移

（昭和40年 4 月 1 日現在の人員を100とする。）



※　地方財政の状況（昭和51年 3 月自治省発行）より

（2）　市町村消防費の財源

ア　財源構成

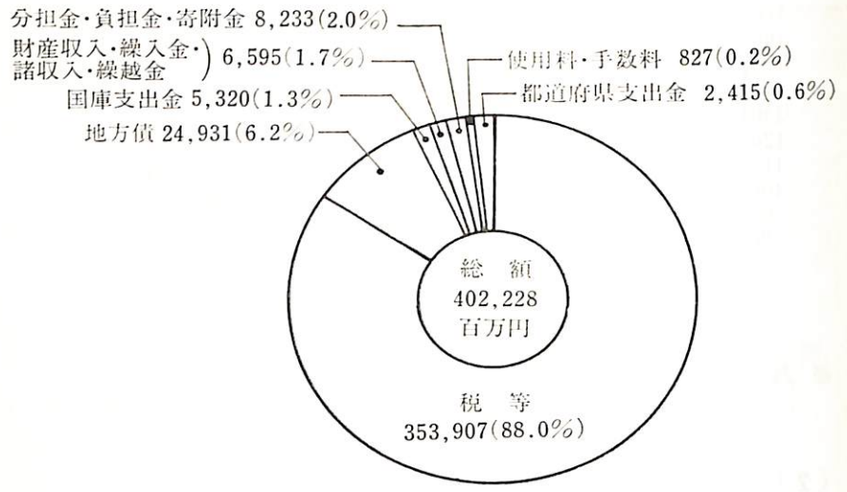
市町村消防費の財源としては，一般財源と特定財源がある。第13— 7 表は，昭和45年度以降の消防費における一般財源と特定財源の推移である。一般財源は，地方税，地方交付税及び地方譲与税であり，特定財源は，国庫補助金，都道府県支出金，地方債及びその他収入である。

第13—7表　市町村消防費決算額における一般財源と特定財源の推移

（単位　億円）

区分		昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度 イ	昭和49年度 ロ	対前年度比較 増減額（ロ－イ） ハ	対前年度比較 増減率（ハ／イ）×100
決算額 A		1,492	1,843	2,311	2,940	4,022	1,082	36.8
財源内訳	一般財源 B	1,318	1,628	1,997	2,543	3,540	997	39.2
	特定財源 補助金	30	40	51	64	77	13	20.3
	特定財源 地方債	98	128	181	219	249	30	13.7
	特定財源 その他	46	47	82	114	156	42	36.8
	特定財源 計 C	174	215	314	397	482	85	21.4
B／A		88.3	88.4	86.4	86.5	88.0	—	—
C／A		11.7	11.6	13.6	13.5	12.0	—	—

第13—8図　昭和49年度市町村消防費財源内訳



決算額に占める一般財源の割合は，年度によって若干上下しているが，昭和49年度は88.0%で前年度より1.5%の増となっており，額についても3,540億円で前年度より997億円の増となっている。

第13—8図は，消防費決算額の財源構成比である。一般財源88.0%（前年度86.5%）に次いで，地方債6.2%（前年度7.5%），分担金・負担金・寄付金2.0%（前年度1.9%），その他3.8%（前年度4.1%）となっている。

イ　地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については，市町村における消防費の実情を勘案して算入されており，第13—9表のとおり年々大幅に増加している。

第13—9表　消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用(円)	対前年度比較(%)	基準財政需要額（百万円）	対前年度比較(%)
46	1,308	117.7	180,242	115.8
47	1,493	114.1	218,884	121.4
48	1,724	115.5	262,660	120.0
49	2,280	132.3	347,841	132.4
50	2,920	128.1	429,200	123.4
51	3,530	120.9	543,986	126.7

（注）　昭和51年度を除き，再算定後の単位費用又は基準財政需要額である。

昭和50年度の再算定の単位費用は2,920円（対前年度伸び率28.1%），基準財政需要額は4,292億円（対前年度伸び率23.4%）であったが，昭和51年度（当初算定）は，標準団体（人口10万人）で救急要員，予防要員等で6名の増員，消防施設等の単価の引上げ，団員報酬の改善等により単位費用が3,530円（対前年度伸び率20.9%，当初算定比伸び率23.4%）に引き上げられ，基準財政需要額は1,148億円（対前年度伸び率26.7%，当初算定比伸び率29.4%）と増加している。これは，従来特別交付税で措置していた人口3万人未満の町村にかかる救急業務費を普通交付税により措置することとしたこと，組合消防等による消防の常備化の推進に伴う基準財政需要額が増加したこと，石油コンビナート防災対策経費を算入したことなどが要因となっている。

ウ　国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては，国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は，昭和28年に制定された消防施設強化促進法による補助に昭和39年度から予算補助を加え，市町村の消防施設に対して，補助基準額の3分の1以内（人口急増地域及びコンビナート所在市町村のうち要件を具

第13—10表　国庫補助金による年度別消防施設等整備状況

（単位　千円）

区分		昭和28～45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		計	
		数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	11,058	6,538,514	1,070	937,300	1,291	1,156,414	1,172	1,086,886	992	1,337,820	788	1,533,005	16,371	12,589,939
	手引動力ポンプ	507	79,787	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	507	79,787
	小型動力ポンプ	23,363	2,157,429	1,640	242,565	1,651	244,147	1,601	249,095	1,475	294,595	1,536	401,163	31,266	3,588,994
	火災{発信機	2,088	42,916	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,088	42,916
	災{受信機	39	8,520	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	8,520
	報知機{無線電話	5,789	568,965	1,125	157,360	1,256	187,723	2,019	305,352	1,251	222,545	981	176,433	12,422	1,618,378
	消防専用装置	25,059	2,551,138	1,529	307,015	1,591	345,198	2,091	613,805	2,285	905,219	2,807	1,631,701	35,362	6,357,076
	防火水そう車	490	132,110	446	166,560	595	218,970	679	257,608	594	256,118	559	363,736	3,363	1,395,102
	積載車	—	12,079,379	—	1,810,800	—	2,162,462	—	2,492,746	—	3,036,297	—	4,109,038	—	25,690,712
	小計	327	492,573	54	93,890	59	127,568	50	113,140	40	140,790	32	170,151	562	1,138,112
科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	238	944,627	55	247,710	61	329,660	111	673,738	83	945,391	55	857,522	603	3,998,648
	はしご付消防ポンプ自動車	292	185,780	29	23,910	34	33,603	35	34,908	10	14,720	10	12,270	410	305,191
	救急車	17	190,000	1	10,000	4	40,000	1	10,000	1	30,000	1	14,000	25	294,000
	消防艇	3	82,000	3	82,000	1	30,000	—	—	1	30,000	1	45,000	9	269,000
	ヘリコプター	21	31,500	16	24,000	16	25,800	23	36,000	26	51,408	7	14,700	109	183,408
	救助工作車	—	—	—	—	—	—	4	20,000	4	29,120	2	14,000	10	63,120
	屈折放水塔車	11	22,000	5	10,000	4	8,000	6	14,400	3	6,720	—	—	29	61,120
	高発泡車	6	17,000	8	22,100	9	28,900	11	35,700	4	13,300	6	30,600	—	147,600
	林野火災工作車	—	1,965,480	—	513,610	—	623,531	—	937,886	—	1,261,449	—	1,138,213	—	6,460,199
	小計	—	14,044,859	—	2,324,410	—	2,775,983	—	3,430,632	—	4,297,746	—	5,267,281	—	32,140,911
	計	16	36,000	12	22,000	19	26,800	40	52,000	34	42,500	28	52,720	149	232,020
救急指令装置															
消防吏員待機宿舎		{世494 独423	188,220	{世92 独74	48,103	{世72 独99	46,389	{世52 独23	31,262	{世58 独 3	45,147	{世78 独—	73,785	{世846 独622	432,906
合計		—	14,269,079	—	2,394,513	—	2,849,172	—	3,513,894	—	4,385,393	—	5,393,786	—	32,805,837

備しているところに対しては2分の1以内，過疎地域，離島地域，同和地区，新東京国際空港周辺地域及び沖縄県に対しては3分の2以内）の補助を行っている。

昭和28年度以降，昭和50年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は，第13—10表のとおりである。昭和50年度までの補助金の総額は，約328億円で，これにより消防施設の整備が促進されてきた。最近における整備状況は，消防常備化市町村の増加により，基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水そうの整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学車，はしご車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和51年度の市町村に対する国庫補助金予算額は86億3,190万円（前年度予算比16億9,800万円，24.5％増）で，新たに大型化学消防ポンプ自動車，大型高所放水車及び泡原液搬送車の石油コンビナート等消防施設を補助対象とするとともに，補助基準額を消防ポンプ自動車，小型動力ポンプ付積載車，化学消防ポンプ自動車，屈折放水塔車及び救急指令装置10％，小型動力ポンプ及びヘリコプター15％，防火水そう30％，はしご付消防ポンプ自動車14.9％，高発泡車23.2％，消防艇9.3％それぞれ引き上げた。

また，都道府県に対する補助金としては，石油コンビナート地帯において都道府県が整備する防災資機材施設に対して国庫補助（昭和51年度5,400万円）を行っているが，昭和48年度からは，都道府県の防災体制を強化するため防災無線通信施設に対する国庫補助（昭和51年度9億円）を行い，更に昭和49年度からは林野火災における消防の立体化及び近代化を図るため，空中消火資機材施設に対する国庫補助（昭和51年度3,300万円）を行っている。

エ　地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので，補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

消防施設整備事業に対する地方債の許可額の推移は，第13—11表のとおりである。

昭和51年度の消防施設整備事業に対する地方債の許可予定額は，総額で約

第13—11表　消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

（単位　百万円）

区分＼年度	29	30	31	32	33	34	35	36
一般単独事業債	373	195	200	201	66	40	40	33
指定都市職員共済組合資金	—	—	—	—	—	—	—	—
都市職員共済組合連合会資金	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村職員共済組合連合会資金	—	—	—	—	—	—	—	—
損保債	100	130	200	350	450	800	1,030	1,100
生保債	—	—	—	—	—	—	—	—
市有物件債	—	459	409	755	689	624	767	943
町村有物件債	—	—	—	—	—	—	—	—
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	473	784	809	1,306	1,205	1,464	1,837	2,076

区分＼年度	37	38	39	40	41	42	43	44
一般単独事業債	38	11	96	—	1	231	307	492
指定都市職員共済組合資金	—	—	—	—	—	—	—	—
都市職員共済組合連合会資金	—	—	—	140	380	129	200	200
市町村職員共済組合連合会資金	—	—	—			291	600	600
損保債	1,250	1,350	1,479	1,750	1,750	2,100	2,300	2,500
生保債	—	—	—	—	—	—	—	—
市有物件債	890	869	972	810	1,205	1,331	1,377	1,520
町村有物件債	182	179	223	292	320	339	371	493
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,360	2,409	2,770	2,992	3,656	4,421	5,155	5,805

区分＼年度	45	46	47	48	49 A	50 B	対前年度比較 増加額 (B−A)C	対前年度比較 増加率 C/A×100
一般単独事業債	834	619	574	1,649	1,217	1,732	515	42.3
指定都市職員共済組合資金	—	—	180	240	240	220	△ 20	△ 8.3
都市職員共済組合連合会資金	325	530	560	590	753	900	147	19.5
市町村職員共済組合連合会資金	746	1,809	2,130	2,570	3,142	4,200	1,058	33.7
損保債	3,000	3,500	4,500	5,500	6,500	7,700	1,200	18.5
生保債	—	—	1,000	1,300	1,600	2,000	400	25.0
市有物件債	1,598	1,691	1,940	1,959	2,475	3,045	570	23.0
町村有物件債	552	620	637	702	894	1,113	219	24.5
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	—	—	—	200	150	100	△ 50	△33.3
合計	7,055	8,769	11,521	14,710	16,971	21,010	4,039	23.8

209億円に増額された。その内訳は一般単独事業債15億円（予定），共済組合資金40億円，損保債80億円，生保債25億円，消防基金資金２億円，市有物件債31億円及び全国自治協会資金16億円となっている。

昭和51年度の消防施設整備事業債の資金区分と貸付条件は第13—12表のとおりである。

第13—12表　消防施設整備事業債の発行形式及び発行条件

（昭和51年10月１日現在）

区分	発行形式	年利率	償還期限（うち据置期間）	償還方法	備考
政府資金	証書借入	7.5%	無線自動車，消防自動車，消防施設　５年以内（うち１年以内） 通信施設（放送施設を含む。）10年以内（うち２年以内） 消防用船舶 15年以内（うち３年以内） 庁舎（木造，防火構造）20年以内（うち３年以内） 庁舎（鉄筋コンクリート，コンクリートブロック）25年以内（うち３年以内）	半年賦元利均等	利率 47年９月～48年５月 6.2% 48年６月～48年10月 6.5% 48年11月～49年１月 6.75% 49年２月～49年９月 7.5% 49年10月～50年11月 8.0% 50年12月～ 7.5%
損保資金	証券発行（登録債）	8.1%	7年（うち１年）	半年賦元金均等	利率 50年度貸付分 8.2%
生保資金	〃	8.3%	〃	〃	〃 8.3%
共済組合連合会資金	〃	未定	10年（うち１年）	〃	〃 8.5%
全国市有物件災害共済会資金	証書借入	5.7%	５年以内（うち１年）	半年賦元金均等又は元利均等	〃 5.7%
全国自治協会資金	〃	5.7%	〃（うち１年以内）	半年賦元金均等	〃 5.7%
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	〃	7.4%	〃	〃	〃 7.4%

オ　そ　の　他

市町村の消防費の財源としては，以上のほか，都道府県補助金等が31億8,400万円（前年度39億5,300万円）及び特定財源として使用料，手数料，分

担金，負担金，寄付金及び財産収入等が156億5,500万円（前年度113億8,200万円）あるほか，次のような財源がある。

（ア） 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は，昭和42年の道路交通法の一部改正により，道路交通安全施設の整備促進を図るため創設されたものであるが，その充当対象施設に救急自動車が含まれている。市町村分交付金は，昭和48年度155億9,100万円，昭和49年度164億2,400万円，昭和50年度199億7,200万円と大幅に増加しているにもかかわらず，救急自動車に対する充当はまだ不十分といわざるを得ないので，今後更に積極的な活用を図る必要がある。

（イ） 入 湯 税

昭和46年地方税法の一部改正により，市町村の目的税の一つである入湯税の使途に「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」が加えられるとともに，標準税率が20円から40円に引き上げられ，昭和50年には更に40円から100円に引き上げられている。

昭和50年度の入湯税総額は71億3,400万円であり，うち24億2,800万円が温泉地の消防施設の整備に充当されている。

（ウ） 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は，昭和47年3月に制定された航空機燃料譲与税法により設けられたもので，航空機燃料譲与税の収入額の13分の2に相当する額を空港関係市町村に対して譲与するものとされ，その使途に空港関連消防施設が含まれている。

なお，昭和50年度の譲与額は33億5,800万円である。

（エ） 防衛施設周辺整備事業

昭和41年制定の防衛施設周辺の整備等に関する法律により，国は防衛施設周辺市町村の生活環境施設の整備について補助することができるものとされ，その一環として消防施設に3分の2の補助がなされている。これにより，昭和50年度には，消防ポンプ自動車（水そう付を含む）29台，化学消防ポンプ自動車2台，防火水そう89基が整備されている。

（3） 都道府県の消防防災費

都道府県の防災費は，第13—13表のとおりで，その総額は173億5,000万円であり，昭和49年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.13％である。

その内容には，危険物，高圧ガス取締り，予防及び防災等の事務費，消防学校費のほか，防災資機材施設の建設，管理運営費等がある。

防火対象物の過密，多様化のみならず，異常気象，地震災害等による災害の特殊多様化，大規模化，広域化が予想されることにかんがみ，都道府県が後述のように市町村に対し助成措置を強化するとともに防災無線通信施設及び防災資機材施設を設置するなど自らが防災活動の一端をにない，防災体制の広域化，高度化を図る必要が高まっている。

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては補助金と貸付金がある。

昭和49年度における補助金の総額は17億4,000万円で前年度に比べ1億3,700万円（8.5％）の増加となっている。

補助対象，補助率等は，各都道府県により同一ではないが各地の実情に応じて，小型動力ポンプ，消防無線，防火水そう，科学消防施設等を対象に国庫補助に準じ定率又は定額の補助をしているか，あるいは，国庫補助に上積み補助している。

また貸付金の総額は，14億4,400万円で前年度より9億600万円（38.6％）減少している。

このような都道府県の市町村に対する助成は，国の補助金の交付及び地方債のあっ旋とともに，地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており，なお一層の拡充が望まれる。

第13—13表　昭和49年度都道府県別消防防災費決算額と消防関係補助金等

（単位　百万円）

都道府県	普通会計総額 A	消防防災費B	B/A ×100	消防関係補助金	消防関係貸付金
北海道	696,322	605	0.09	121	14
青森	200,795	209	0.10	5	9
岩手	202,015	220	0.11	—	40
宮城	206,782	223	0.11	12	—
秋田	193,311	196	0.10	9	21
山形	177,837	140	0.08	—	63
福島	254,366	200	0.08	21	—
茨城	260,155	238	0.09	99	—
栃木	183,345	120	0.07	17	—
群馬	184,648	131	0.07	15	—
埼玉	328,401	294	0.09	98	25
千葉	334,305	467	0.14	114	25
東京	1,743,387	625	0.04	47	43
神奈川	443,462	980	0.22	316	200
新潟	325,373	595	0.18	5	25
富山	150,632	378	0.25	10	40
石川	152,961	125	0.08	15	—
福井	127,751	140	0.11	55	10
山梨	114,641	363	0.32	68	—
長野	246,951	136	0.06	31	24
岐阜	209,539	204	0.10	12	44
静岡	322,089	301	0.09	2	55
愛知	562,159	444	0.08	85	97
三重	194,784	769	0.39	10	44
滋賀	148,713	141	0.09	29	—
京都	212,044	125	0.06	56	1
大阪	779,436	1,911	0.25	90	417
兵庫	454,124	249	0.05	23	12
奈良	118,751	124	0.10	13	—
和歌山	143,775	267	0.19	23	—
鳥取	108,055	359	0.33	27	—
島根	168,662	1,085	0.64	10	—
岡山	227,059	163	0.07	6	43
広島	285,421	1,398	0.49	32	—
山口	198,743	306	0.15	9	6
徳島	134,319	100	0.07	4	38
香川	116,697	107	0.09	—	—
愛媛	175,541	183	0.10	43	—
高知	151,635	157	0.10	88	—
福岡	392,831	191	0.05	24	17
佐賀	130,932	120	0.09	15	10
長崎	214,746	160	0.07	14	—
熊本	231,524	460	0.20	32	45
大分	174,458	428	0.25	8	47
宮崎	157,425	436	0.28	21	29
鹿児島	241,291	576	0.24	6	—
沖縄	138,035	201	0.15	—	—
合計	12,920,228	17,350	0.13	1,740	1,444

（注）　消防関係補助金及び貸付金は，市町村の消防施設にかかる分のみで，消防防災主管課所管以外のものを含む。

（4）　国の消防費

消防庁の昭和51年度予算額は，第13—14表に示すとおり，全体で114億4,991万円で前年度より22億1,848万円（24.0%）の増となっている。

第13—14表　昭和51年度消防庁関係予算主要事項別一覧

（単位　千円）

事項	昭和51年度予算額 (A)	昭和50年度当初予算額 (B)	差引増減額 (A)—(B)	対前年度比率 (A)／(B)×100(%)
◎ 主要事項				
1. 石油コンビナート等防災対策に必要な経費	1,132,560	63,057	1,069,503	1,796.1
消防施設等整備費補助金	978,450	0	978,450	—
防災資機材施設整備費補助金	54,000	52,500	1,500	102.9
予防査察，技術援助等防災指導費	19,784	10,557	9,227	187.4
石油タンクにかかる技術基準作成経費	7,043	0	7,043	—
防災に関する科学技術研究開発費	68,709	0	68,709	—
消防大学校危険物科の新設経費	4,574	0	4,574	—
2. 大震火災対策に必要な経費	1,349,496	1,269,921	79,575	106.3
大震火災対策施設整備費補助金	756,734	692,234	64,500	109.3
防災知識啓発等委託費	319,888	318,829	1,059	100.3
空中消火試験用飛行艇改装費	190,000	250,000	△ 60,000	76.0
空中消火試験費	82,874	8,858	74,016	935.6
3. 消防施設整備に必要な経費	6,732,670	6,097,293	635,372	110.4
4. 救急業務対策に必要な経費	84,000	80,000	4,000	105.0
5. 消防防災無線通信施設整備に必要な経費	900,000	550,000	350,000	163.6
6. 林野火災対策に必要な経費	113,048	104,400	8,648	108.3
小計	10,311,774	8,164,676	2,147,098	126.3
◎ 上記以外の重点事項				
1. (財)日本消防協会補助に必要な経費	41,000	41,000	0	100.3
2. 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	58,225	53,951	4,274	107.9
3. 退職消防団員報償に必要な経費	228,613	219,151	9,462	104.3
4. 消防吏員及び消防団員に授与する賞じゅつ金に必要な経費	40,000	40,000	0	100.0
小計	367,838	354,102	13,736	103.9
◎ その他の一般行政経費（本庁，消防大学校，消防研究所）	770,294	712,646	57,648	108.1
合計	11,449,906	9,231,424	2,218,482	124.0

（5） 消防財政の課題

以上のように，消防財政は逐年着実に充実されているが，一方，消防業務の多様化，高度化に伴い，現在の消防力は人員及び施設の両面でなお不足しており，今後これらを裏付ける消防財源の拡充強化が一層必要である。

まず，人員の面では，消防職員，団員の増員及び処遇改善のための財政措置が今後の課題であり，このための交付税措置の充実等一般財源の強化が望まれる。

また，施設の面では，その整備の計画性を図るとともに，災害の多様化に対応した科学消防施設の整備等，消防施設等整備費補助金の一層の強化，拡充を図る必要がある。

資　料　編

附属資料1　昭　和　50　年　都　道　府　県

区分 / 都道府県別	出火件数 計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
北海道	2,452	2,050	64	127	34	—	177
青森	799	642	84	26	8	—	39
岩手	648	474	115	28	1	—	30
宮城	991	690	100	53	16	—	132
秋田	610	419	113	27	2	—	49
山形	739	527	89	32	2	—	89
福島	1,085	717	160	40	2	—	166
茨城	1,588	805	218	61	2	—	502
栃木	1,109	611	178	62	—	—	258
群馬	1,098	752	55	49	—	—	242
埼玉	2,230	1,522	97	120	—	—	491
千葉	2,716	1,337	377	122	8	—	872
東京	7,992	4,860	49	421	9	—	2,653
神奈川	2,869	1,797	51	158	19	—	844
新潟	1,083	824	137	50	3	—	69
富山	369	284	26	24	2	—	33
石川	443	287	63	34	2	—	57
福井	341	243	40	25	1	—	32
山梨	457	268	46	23	—	—	120
長野	812	613	76	34	—	—	89
岐阜	1,272	649	171	44	—	—	408
静岡	1,959	1,133	123	107	8	—	588
愛知	4,605	2,045	160	224	6	—	2,170
三重	989	440	117	52	4	—	376
滋賀	500	270	51	32	1	—	146
京都	615	472	65	22	—	—	56
大阪	4,937	3,506	116	321	5	—	989
兵庫	3,118	1,823	304	147	13	—	831
奈良	229	182	20	17	—	—	10
和歌山	332	233	49	9	6	—	35

別　火　災　損　害　状　況（全火災）

焼損むね数 計	全焼	半焼	部分焼	焼損面積 建物(㎡)	林野(アール)
2,322	742	316	1,264	146,921	365,300
814	354	102	358	58,517	8,017
696	401	60	235	44,665	6,376
921	370	88	463	54,785	4,803
557	250	51	256	40,279	6,240
646	203	64	379	28,760	2,425
975	433	95	447	57,078	9,076
1,023	458	107	458	46,160	9,792
884	396	85	403	41,320	9,018
1,058	399	89	570	49,578	1,114
1,942	615	203	1,124	72,928	1,170
1,681	585	123	973	62,440	6,781
6,825	856	494	5,475	118,285	369
2,349	598	180	1,571	83,188	8,000
1,138	435	130	573	78,370	6,902
335	116	36	183	29,646	2,103
430	136	51	243	27,837	4,034
308	109	44	155	23,445	1,020
350	135	40	175	18,632	1,611
750	241	119	390	41,881	2,896
774	198	85	491	32,308	9,795
1,490	413	153	924	65,234	7,633
2,647	544	254	1,849	86,761	5,714
616	197	47	372	26,346	3,618
311	92	48	171	17,675	505
630	183	111	336	26,150	1,627
4,284	529	426	3,329	109,343	5,359
2,218	454	202	1,562	69,297	26,761
239	113	40	86	17,125	3,397
320	138	40	142	20,232	1,059

附属資料1　昭和50年都道府県別火災損害状況（全火災）（つづき）

区分 / 都道府県別	出火件数 計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
鳥取	323	240	23	11	2	—	47
島根	412	251	89	8	3	—	61
岡山	1,106	678	212	46	6	1	163
広島	1,626	888	250	74	18	—	396
山口	1,040	563	169	41	15	—	252
徳島	446	291	54	15	7	—	79
香川	620	359	72	35	3	1	150
愛媛	667	493	71	24	4	—	75
高知	475	329	65	15	2	—	64
福岡	2,033	1,317	227	105	10	—	374
佐賀	408	252	68	19	2	—	67
長崎	796	448	180	26	8	—	134
熊本	594	403	116	25	5	—	45
大分	565	390	102	20	1	—	52
宮崎	489	324	76	25	3	1	60
鹿児島	681	448	111	37	1	1	83
沖縄	944	306	318	61	4	—	255
全国計	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910
札幌	459	399	1	32	—	—	27
東京	5,889	3,812	—	338	7	—	1,732
川崎	317	260	2	17	1	—	37
横浜	1,071	665	—	57	13	—	336
名古屋	1,444	678	20	96	1	—	649
京都	228	213	2	9	—	—	4
大阪	1,813	1,315	—	142	3	—	353
神戸	875	491	83	55	11	—	235
北九州	311	230	28	23	3	—	27
福岡	407	325	13	28	7	—	34
10大都市計	12,814	8,388	149	797	46	—	3,434

別火災損害状況（全火災）（つづき）

焼損むね数 計	全焼	半焼	部分焼	焼損面積 建物(m²)	林野(アール)
319	104	52	163	16,213	635
366	163	35	168	15,300	3,670
919	299	116	504	42,214	31,234
1,145	299	100	746	45,933	25,854
774	230	82	462	30,953	6,973
381	127	36	218	14,801	2,625
448	135	49	264	16,964	757
681	224	57	400	33,846	5,302
487	225	61	201	21,988	5,151
1,784	529	195	1,060	73,798	4,678
352	135	31	186	18,534	4,087
629	270	59	300	38,017	16,901
537	210	49	278	31,303	4,731
494	199	43	252	27,074	14,127
471	185	30	256	17,691	5,405
593	277	60	256	28,334	13,204
362	119	42	201	14,475	30,570
50,275	14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419
429	60	51	318	18,619	—
5,436	592	404	4,440	91,711	—
317	47	25	245	23,295	34
848	193	64	591	22,705	—
946	121	78	747	19,717	2,321
327	73	75	179	11,522	60
1,697	151	212	1,334	41,075	—
609	82	45	482	12,903	1,776
291	75	42	174	10,674	383
499	112	53	334	17,282	114
11,399	1,506	1,049	8,844	269,503	4,688

附属資料1　昭和50年都道府県別火災損害状況（全火災）（つづき）

都道府県別	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	135	433	1,906	618	299	989	6,010
青森	34	101	610	267	68	275	2,369
岩手	24	83	375	193	33	149	1,621
宮城	20	112	534	199	45	290	2,213
秋田	19	88	317	131	26	160	1,239
山形	28	151	386	105	38	243	1,602
福島	33	105	588	255	48	285	2,240
茨城	41	208	617	268	53	296	2,213
栃木	30	112	511	218	41	252	1,846
群馬	45	140	618	212	44	362	2,275
埼玉	76	301	1,500	497	149	854	5,300
千葉	59	237	1,226	417	82	727	4,191
東京	151	1,448	6,820	1,534	745	4,541	19,058
神奈川	90	385	1,977	532	154	1,291	6,306
新潟	27	183	776	273	74	429	3,315
富山	12	77	215	61	27	127	890
石川	23	69	299	94	46	159	998
福井	8	68	217	71	40	106	696
山梨	15	37	216	98	18	100	768
長野	28	109	548	166	87	295	1,994
岐阜	28	101	519	132	53	334	1,858
静岡	31	209	901	280	89	532	3,322
愛知	82	413	1,876	351	187	1,338	6,639
三重	29	91	370	116	25	229	1,396
滋賀	17	57	180	46	34	100	699
京都	18	138	484	146	69	269	1,421
大阪	87	651	4,336	1,143	403	2,790	12,745
兵庫	58	335	1,900	415	174	1,311	6,191
奈良	15	55	143	79	19	45	507
和歌山	19	61	243	128	31	84	663

別火災損害状況（全火災）（つづき）

損害額（千円）							
合計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
5,517,246	2,245,634	3,185,909	5,431,543	7,056	23,690	37,242	—	17,715
1,876,316	927,743	910,151	1,837,894	11,942	6,676	14,567	—	5,237
1,359,662	581,591	741,608	1,323,199	15,145	17,747	—	—	3,571
2,335,937	1,092,345	1,195,286	2,287,631	10,529	13,161	14,912	—	9,704
1,194,040	598,557	550,516	1,149,073	13,752	8,109	17,047	—	6,059
1,007,208	401,910	586,187	988,097	5,672	10,742	125	—	2,572
2,111,560	798,010	1,186,231	1,984,241	20,664	100,051	11	—	6,593
2,060,975	943,647	1,060,722	2,004,369	7,355	13,987	80	—	35,184
1,937,978	762,864	1,138,517	1,901,381	13,004	14,936	—	—	8,657
1,914,790	796,432	1,091,680	1,888,112	3,113	14,149	—	—	9,416
3,956,032	1,931,718	1,926,942	3,858,660	5,079	43,409	—	—	48,884
3,542,625	1,782,418	1,680,199	3,462,617	13,702	18,337	15,167	—	32,802
21,348,650	5,939,590	15,089,282	21,028,872	485	88,973	48,557	—	181,763
4,286,404	2,059,449	2,084,866	4,144,315	5,024	57,881	52,033	—	27,151
3,106,145	1,415,327	1,667,017	3,082,344	5,702	11,509	539	—	6,051
823,938	491,265	325,660	816,925	1,602	4,413	208	—	790
1,246,697	815,603	378,315	1,193,918	16,784	33,467	500	—	2,028
659,147	272,425	373,559	645,984	2,467	9,369	—	—	1,327
749,618	364,891	379,312	744,203	3,277	723	—	—	1,415
1,423,143	708,700	693,887	1,402,587	6,337	10,907	—	—	3,312
1,174,859	521,894	598,227	1,120,121	43,445	8,030	—	—	3,263
3,470,099	1,725,658	1,598,904	3,324,562	24,554	43,046	44,609	—	33,328
4,628,298	1,749,199	2,765,281	4,514,480	14,534	51,249	7,801	—	40,234
1,414,689	637,555	655,764	1,293,319	19,798	18,488	12,893	—	70,191
942,159	453,314	447,397	900,711	1,913	16,622	4,000	—	18,913
939,355	429,664	502,365	932,029	1,820	3,480	—	—	2,026
8,070,430	3,283,308	4,664,453	7,947,761	8,229	50,172	3,636	—	60,632
4,350,530	1,870,786	2,232,413	4,103,199	63,476	48,918	66,481	—	68,456
1,004,082	382,084	592,319	974,403	20,655	3,808	—	—	5,216
764,376	294,908	441,079	735,987	15,647	2,775	4,846	—	5,121

附属資料1　昭和50年都道府県別火災損害状況（全火災）（つづき）

区分 / 都道府県別	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
鳥取	13	52	229	77	42	110	877
島根	11	39	214	78	20	116	727
岡山	35	146	590	193	55	342	2,042
広島	43	175	896	260	62	574	2,938
山口	36	99	606	186	67	353	1,889
徳島	12	61	237	72	19	146	794
香川	14	65	255	81	20	154	911
愛媛	45	105	520	196	46	278	1,659
高知	18	60	336	186	26	124	959
福岡	52	287	1,434	511	148	775	4,689
佐賀	7	84	260	98	21	141	967
長崎	20	104	489	219	44	226	1,655
熊本	13	70	387	153	27	207	1,411
大分	26	76	355	144	41	170	1,302
宮崎	11	101	326	140	21	165	1,010
鹿児島	22	112	460	237	37	186	1,292
沖縄	14	38	228	100	24	104	854
全国計	1,674	8,232	39,030	11,976	3,921	23,133	128,561
札幌	22	99	464	92	90	282	1,324
東京	106	1,096	5,461	1,242	585	3,634	15,121
川崎	13	80	313	70	25	218	902
横浜	37	131	710	201	57	452	2,299
名古屋	29	144	827	121	71	635	2,770
京都	12	68	249	58	48	143	575
大阪	39	302	2,032	586	230	1,216	5,526
神戸	15	109	561	92	55	414	1,667
北九州	8	54	276	120	35	121	835
福岡	13	95	484	151	44	289	1,461
10大都市計	294	2,178	11,377	2,733	1,240	7,404	32,480

損害額（千円）								
合計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
736,764	278,653	454,935	733,588	860	2,183	50	—	83
409,985	201,706	195,937	397,643	6,903	2,367	967	—	2,105
2,241,050	783,709	1,335,322	2,119,031	40,063	24,399	2,869	40,000	14,688
2,242,224	912,107	1,230,091	2,142,198	50,812	15,184	7,439	—	26,591
1,060,916	551,575	415,482	967,057	30,822	9,246	5,779	—	48,012
615,147	261,746	321,906	583,652	13,235	3,967	10,654	—	3,639
993,444	412,249	484,329	896,578	1,118	4,282	4,543	78,521	8,402
1,573,399	635,523	826,139	1,461,662	14,604	9,233	8,799	—	79,101
1,100,734	548,711	494,685	1,043,396	38,747	4,621	10,000	—	3,970
2,836,839	1,241,875	1,515,384	2,757,259	7,105	33,540	7,845	—	31,090
736,524	311,292	377,509	688,801	31,245	5,873	167	—	10,438
1,207,198	463,499	667,141	1,130,640	66,129	5,443	1,444	—	3,542
1,230,153	431,829	730,184	1,162,013	17,119	10,425	1,543	—	39,053
880,959	415,740	339,495	755,235	107,315	7,137	30	—	11,242
516,383	236,859	178,532	415,391	48,178	6,546	40,139	2,500	3,629
1,148,113	418,089	363,624	781,713	20,764	2,676	5	341,119	1,836
1,401,075	432,872	936,394	1,369,266	1,494	17,178	350	—	13,387
110,148,495	44,816,523	61,611,137	106,427,660	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419
1,105,136	361,150	730,874	1,092,024	—	2,802	—	—	10,310
17,270,882	4,700,033	12,344,757	17,044,790	—	56,755	4,890	—	164,447
764,961	381,264	359,972	741,236	—	3,848	1,800	—	18,077
1,065,984	477,168	571,621	1,048,789	—	7,163	8,311	—	1,721
1,190,859	520,045	635,320	1,155,365	8,263	12,280	7,102	—	7,849
365,374	151,435	211,625	363,060	7	2,257	—	—	50
2,811,701	1,105,481	1,677,100	2,782,581	—	14,716	3,136	—	11,268
906,700	306,387	512,892	819,279	3,901	19,919	61,471	—	2,130
496,630	227,503	245,802	473,305	293	4,539	7,400	—	11,093
640,701	277,558	347,137	624,695	52	3,712	445	—	11,797
26,618,928	8,508,024	17,637,100	26,145,124	12,516	127,991	94,555	—	238,742

附属資料2　昭和50年出火原因別損害状況（全火災）

区分 / 出火原因	出火件数	焼損面積（m²）	焼損むね数	り災世帯数	損害額（千円）
たばこ	9,257	6,347,138	5,351	4,814	12,175,127
たき火	6,645	6,307,997	1,458	498	2,464,213
火あそび	6,169	2,590,490	3,703	2,356	4,887,977
こんろ	4,112	146,210	4,788	4,575	5,316,891
風呂かまど	3,248	70,287	3,628	3,309	2,853,856
ストーブ	2,497	174,003	3,294	3,178	7,785,301
マッチ・ライター	2,407	4,132,607	1,512	1,513	2,291,912
放火	2,211	121,090	1,811	1,462	4,169,520
放火の疑い	1,661	347,057	1,289	892	2,074,275
煙突・煙道	1,265	409,495	1,439	1,000	2,315,112
こたつ	761	50,937	1,055	1,008	1,896,629
電灯・電話等の配線	657	54,385	533	318	1,094,962
電気装置	583	18,568	435	148	941,083
取灰	578	82,121	649	387	640,705
炉	558	36,882	608	117	1,360,911
灯火	531	48,426	668	614	1,410,988
配線器具	476	9,996	347	222	542,222
内燃機関	472	39,252	74	19	647,672
かまど	424	826,842	544	265	719,787
交通機関内配線	407	171	17	5	93,549
電灯・ネオン	402	15,552	427	258	1,498,978
電気アイロン・こて	217	14,559	347	333	774,186
火ばち	83	5,791	101	73	98,399
いろり	68	16,678	89	49	106,043
その他の電気関係	1,926	70,516	1,907	1,276	4,394,659
その他・不明	14,597	49,987,474	14,201	10,341	47,593,538
合計	62,212	71,924,524	50,275	39,030	110,148,495

附属資料3　昭和50年建物火災の火元建物用途別構造別損害状況

区分 / 用途	構造	出火件数（件）	焼損面積（m²）	火元むね数	火災件数うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額（千円）	昭和49年出火件数
居住	木造	13,833	655,272	13,737	2,177	4,521	18,760	25,854,947	13,704
	防火造	3,398	63,583	3,377	237	458	5,512	4,785,952	3,431
	簡易耐火造	499	12,987	494	33	55	601	630,811	490
	耐火造	1,457	11,161	1,450	15	20	1,705	1,139,707	1,430
	その他不明	249	11,993	204	89	153	358	547,935	222
	計	19,436	754,996	19,262	2,551	5,207	26,936	32,959,352	19,277
事務所	木造	325	24,933	324	79	211	335	1,156,103	321
	防火造	150	5,557	149	19	29	113	303,170	144
	簡易耐火造	118	5,143	117	14	23	33	203,038	108
	耐火造	172	1,060	171	2	2	59	205,539	223
	その他不明	47	3,136	47	8	18	25	127,649	43
	計	812	39,829	808	122	283	565	1,995,499	839
飲食店	木造	570	38,265	567	129	320	788	2,016,143	594
	防火造	332	17,723	330	55	99	359	1,444,684	326
	簡易耐火造	80	5,188	79	6	10	43	365,120	72
	耐火造	206	3,871	203	6	12	57	336,416	227
	その他不明	19	1,311	19			14	135,768	15
	計	1,207	66,358	1,198	196	441	1,261	4,298,131	1,234
百マーケット店	木造	18	3,860	17	5	21	30	209,964	24
	防火造	7	398	7			2	40,548	11
	簡易耐火造	20	3,191	20			15	175,633	28
	耐火造	71	863	69	2	2	9	211,778	82
	その他不明	8	638	5	4	6	2	48,029	2
	計	124	8,950	118	11	29	58	685,952	147
その他の店舗	木造	1,214	82,723	1,206	253	549	1,700	5,208,601	1,277
	防火造	455	14,454	452	46	102	579	1,479,139	484
	簡易耐火造	144	5,547	144	10	21	111	535,429	132
	耐火造	269	2,614	268	9	9	204	460,376	232
	その他不明	34	2,873	31	8	24	66	207,769	19
	計	2,116	108,211	2,101	326	705	2,660	7,891,314	2,144
工場・作業場	木造	2,588	297,746	2,572	636	1,675	1,905	13,426,520	2,922
	防火造	544	31,017	536	53	130	370	2,788,849	622
	簡易耐火造	1,407	87,834	1,380	75	154	199	6,497,140	1,556
	耐火造	333	17,793	327	9	20	68	1,157,619	374
	その他不明	249	19,579	232	40	76	50	2,060,765	273
	計	5,121	453,969	5,047	813	2,055	2,592	25,930,893	5,747
倉庫	木造	2,460	181,130	2,446	620	1,250	1,061	6,024,737	2,486
	防火造	214	12,147	211	29	63	130	901,478	194
	簡易耐火造	400	26,987	398	50	72	81	2,308,982	356
	耐火造	95	7,621	91	4	4	22	659,390	88
	その他不明	139	7,824	133	25	53	30	534,847	132
	計	3,308	235,709	3,279	728	1,442	1,324	10,429,434	3,256

附属資料 3　建物火災の火元建物用途別構造別損害状況（つづき）

区分 用途	構造	出火件数（件）	焼損面積（m²）	火元むね数	火災件数うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額（千円）	昭和49年出火件数
車庫	木造	123	6,480	121	28	42	60	135,335	100
	防火造	29	691	28	6	8	25	28,198	20
	簡易耐火造	51	1,170	51	4	6	5	65,587	49
	耐火造	20	70	20	1	1	5	4,399	15
	その他不明	23	111	22	1	1	1	3,318	21
	計	246	8,522	242	40	58	96	236,837	205
養畜舎	木造	429	54,611	426	95	161	78	977,166	555
	防火造	12	1,109	12	1	1	1	37,529	22
	簡易耐火造	68	8,144	67	3	4	4	121,653	79
	耐火造	3	272	3				2,546	3
	その他不明	41	2,381	41	4	6	3	26,178	37
	計	553	66,517	549	103	172	86	1,165,072	696
宿泊所（旅館・ホテル）	木造	158	20,217	158	25	53	173	1,400,457	184
	防火造	72	5,517	72	6	14	61	318,255	66
	簡易耐火造	26	7,360	25	1	1	200	620,601	17
	耐火造	89	574	85	1	1	34	46,930	118
	その他不明	9	1,805	9	3	13	6	132,464	7
	計	354	35,473	349	36	82	474	2,518,707	392
興行場（劇場・映画館）	木造	48	5,479	48	15	34	66	271,981	63
	防火造	32	4,487	32	5	16	29	390,843	37
	簡易耐火造	26	6,789	26	1	1	7	278,254	27
	耐火造	60	1,806	57	1	1	15	267,603	55
	その他不明	3		3				2,232	3
	計	169	18,561	166	22	52	117	1,210,913	185
病院・診療所	木造	61	4,543	61	11	26	56	196,139	84
	防火造	41	648	40	3	3	28	47,919	51
	簡易耐火造	13	215	13			8	7,234	7
	耐火造	95	842	93	1	1	19	140,926	119
	その他不明								3
	計	210	6,248	207	15	30	111	392,218	264
学校	木造	176	56,328	175	27	46	22	1,266,883	187
	防火造	37	2,114	37	4	7	3	68,606	28
	簡易耐火造	39	3,683	37	3	5	1	153,317	50
	耐火造	198	2,130	197			4	116,260	198
	その他不明	5	651	5	1	1		20,600	8
	計	455	64,906	451	35	59	30	1,625,666	471
社会福祉施設	木造	22	1,094	22	1	1	6	21,846	35
	防火造	6	36	6			2	1,004	9
	簡易耐火造	22	129	22			8	6,061	10
	耐火造	18	229	18			11	14,198	32
	その他不明	3	2	3				281	4
	計	71	1,490	71	1	1	27	43,390	90

附属資料 3　建物火災の火元建物用途別構造別損害状況（つづき）

区分 用途	構造	出火件数（件）	焼損面積（m²）	火元むね数	火災件数うち延焼	延焼むね数	り災世帯数	損害額（千円）	昭和49年出火件数
官公署	木造	48	3,775	48	8	26	37	137,736	43
	防火造	7	82	7			3	4,639	7
	簡易耐火造	14	176	14	1	2	3	3,900	12
	耐火造	22	264	22			6	8,230	30
	その他不明	7	77	5	2	3		1,551	5
	計	98	4,374	96	11	31	49	156,056	97
神社・寺院教会	木造	198	13,925	198	29	51	75	996,910	194
	防火造	10	187	10			11	11,981	13
	簡易耐火造	1	55	1			1	606,061	
	耐火造	6	263	6	1	3	8	23,926	7
	その他不明	1		1			1	3	4
	計	216	14,430	216	30	54	96	1,638,881	218
浴場	木造	38	3,336	38	6	17	40	113,731	52
	防火造	25	2,364	25	3	4	19	132,497	22
	簡易耐火造	5	19	5			1	1,403	6
	耐火造	17	169	17	1	3	8	15,814	8
	その他不明								1
	計	85	5,888	85	10	24	68	263,445	89
その他の特殊建物	木造	78	5,718	77	10	27	10	144,903	81
	防火造	25	1,219	25	3	7	12	27,524	21
	簡易耐火造	18	2,178	18			1	143,181	19
	耐火造	33	178	33			2	17,072	38
	その他不明	6	185	6	1	1		4,291	13
	計	160	9,478	159	14	35	25	336,971	172
附属建築物	木造	1,777	58,970	1,763	350	632	965	1,578,371	1,924
	防火造	65	1,218	65	6	10	33	80,787	91
	簡易耐火造	77	1,671	76	8	11	22	70,087	72
	耐火造	41	87	41	1	1	11	3,011	35
	その他不明	56	616	46	9	13	14	14,218	57
	計	2,016	62,562	1,991	374	667	1,045	1,746,474	2,179
その他・不明	木造	534	67,474	531	139	379	640	3,846,665	513
	防火造	174	9,639	171	25	48	194	1,251,952	154
	簡易耐火造	155	13,082	153	13	23	48	1,059,390	126
	耐火造	502	7,797	495	14	15	187	2,759,295	402
	その他不明	333	18,161	69	397	569	341	1,985,153	246
	計	1,698	116,153	1,419	588	1,034	1,410	10,902,455	1,441
合計	木造	24,698	1,585,879	24,535	4,643	10,042	26,807	64,985,138	25,343
	防火造	5,635	174,188	5,592	501	999	7,486	14,145,554	5,753
	簡易耐火造	3,183	191,550	3,140	222	388	1,392	13,852,882	3,216
	耐火造	3,707	59,664	3,666	68	95	2,434	7,591,035	3,716
	その他不明	1,232	71,343	881	592	937	911	5,853,051	1,115
	計	38,455	2,082,624	37,814	6,026	12,461	39,030	106,427,660	39,143

附属資料4　昭和50年中の主な業態別火災事例一覧

（ここに掲げた火災は死者3人以上，建物焼損面積3,000㎡以上，林野焼損面積5,000アール以上，り災世帯60世帯以上，損害額1億円以上のいずれかに該当した火災を収録したものである。）

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積(㎡)	損害額(千円)	出火原因
	（1）住宅											
1	愛媛県新居浜市	住宅		1月18日　7時40分	4	1	1	7	2	210	3,141	石油ストーブの転倒
2	岡山県岡山市	住宅		1月21日　2時10分	3	1	1	4	1	45	2,334	放火
3	三重県津市	住宅		2月2日　23時45分	4	1	2	6	3	77	5,064	不明
4	東京都練馬区	住宅		2月4日　3時5分	3	—	4	16	4	54	2,200	放火
5	長野県豊科町	住宅		2月13日　22時35分	4	—	1	5	1	40	3,489	放火の疑い
6	秋田県千畑村	住宅		2月14日　3時20分	4	1	1	7	1	215	4,683	石油火鉢の上に衣類が落下
7	山形県藤島町	住宅		2月19日　2時40分	3	—	1	3	3	168	2,918	放火
8	東京都渋谷区	住宅		3月7日　17時55分	—	—	1	6	1	100	386,100	煙突の過熱
9	三重県大安町	住宅		3月28日　11時10分	3	—	—	—	1	12	100	放火
10	岡山県真備町	住宅		4月1日　5時2分	3	—	4	12	4	71	4,640	プロパンガスの爆発
11	東京都杉並区	住宅		4月7日　16時1分	—	5	29	84	1	900	159,964	たばこの投げ捨て
12	愛媛県面河村	住宅		6月5日　1時40分	3	1	1	6	1	168	2,450	石油ストーブの輻射
13	福岡県小郡市	住宅		9月25日　15時12分	4	1	1	7	1	47	4,080	放火
14	愛知県美和町	住宅		11月28日　13時19分	3	—	1	6	1	66	5,159	不明
15	兵庫県太子町	住宅		12月19日　2時40分	—	—	1	—	1	330	220,000	不明
16	高知県佐川町	住宅		12月24日　6時20分	3	1	1	4	1	57	1,990	石油ストーブの消し忘れ
17	群馬県昭和村	住宅		12月25日　4時30分	4	—	1	5	2	165	4,980	放火
18	千葉県市川市	住宅		12月28日　19時7分	4	—	1	5	1	30	1,617	石油ストーブの転倒
	（2）併用住宅											
1	東京都中野区	店舗併用		3月18日　7時8分	—	4	5	16	4	475	123,956	放火
2	山口県岩国市	店舗併用		5月23日　0時15分	4	2	5	14	4	221	6,907	風呂かまどの火の不始末
3	埼玉県草加市	店舗併用		7月10日　4時25分	3	—	1	5	1	74	18,640	電気冷蔵庫の絶縁劣下
4	北海道天塩町	作業場併用		11月5日　1時10分	3	—	2	6	2	434	15,660	たばこの消し忘れ

附属資料4　昭和50年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
	（3）共同住宅・寄宿舎			
1	岡山県笠岡市	共同住宅		1月6日　3時30分
2	奈良県大和郡山市	共同住宅		1月16日　23時58分
3	愛知県豊田市	共同住宅		2月16日　1時56分
4	東京都豊島区	共同住宅		3月27日　3時35分
5	大阪府大阪市	寄宿舎		9月11日　2時23分
6	千葉県木更津市	共同住宅		9月13日　0時40分
7	沖縄県那覇市	共同住宅		10月2日　17時5分
8	大阪府守口市	共同住宅		12月5日　0時47分
9	埼玉県浦和市	共同住宅		12月24日　7時12分
	（4）店舗			
1	神奈川県横浜市	塗装工事業	サノ塗装店	1月19日　4時40分
2	千葉県千葉市	貸店舗業	京成電鉄株式会社	1月20日　1時40分
3	東京都豊島区	喫茶店	K.K.アサヒ会館	3月1日　2時28分
4	神奈川県平塚市	医薬品・化粧品小売業	シオン・ドラック有限会社紅谷店	3月8日　19時4分
5	広島県広島市	のみ屋	娯楽センター	3月27日　1時15分
6	東京都台東区	洋品雑貨小商物卸業	アクセサリー店ルウ	4月8日　6時45分
7	岡山県岡山市	調査中	調査中	5月12日　9時55分
8	沖縄県与那原町	建築材料卸売業	新島材木店	5月15日　14時27分
9	神奈川県横浜市	注文服店	ヒシヤマ洋服店	5月16日　0時32分
10	大阪府大阪市	貸店舗業	三晃住宅㈱	6月7日　17時40分
11	東京都中央区	喫茶店	銀座オリエント	7月11日　2時15分
12	兵庫県尼崎市	美容院	パーマ・アリス	7月31日　1時25分
13	東京都渋谷区	喫茶店	K.K.渋谷ニシムラ総本店	8月29日　23時50分
14	鳥取県鳥取市	呉服店	㈲福原呉服店	9月22日　2時20分
15	北海道札幌市	バー	バー・ドンファン	12月15日　20時43分
16	茨城県日立市	キャバレー	クラブ・ゴールデンクイーン	12月19日　22時44分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（㎡）	損害額（千円）	出火原因
4	—	1	5	1	65	7,140	石油ストーブ
3	1	12	24	1	482	50,080	電気冷蔵庫の火花がプロパンガスに引火
3	1	3	14	1	36	3,434	パネルヒーターの過熱
6	5	49	88	10	1,091	58,842	不明
3	2	12	46	4	282	5,913	不明
3	1	1	3	1	43	4,290	たばこの火の落下
3	1	1	3	1	36	2,500	プロパンガスの爆発
4	2	17	18	1	250	11,786	石油ストーブ
3	1	12	32	1	29	2,386	調査中
3	3	8	24	5	429	14,299	たばこの不始末
1	—	1	9	1	798	259,310	不明
5	17	1	10	3	879	57,789	不明
—	3	5	18	6	1,647	136,583	不明
1	1	12	33	6	1,618	113,293	不明
—	—	—	—	1	59	130,486	不明
—	1	2	8	10	3,630	508,156	不明
—	—	—	—	1	360	210,500	製綿機の火花
4	2	1	5	2	126	9,800	調査中
—	1	—	—	10	1,702	242,065	営業用炉の漏洩
—	3	1	2	1	170	108,509	たばこの火の落下
—	1	40	146	11	1,868	150,000	放火の疑い
—	—	1	1	1	592	133,305	ガスレンジの消し忘れ
4	1	2	9	2	335	193,358	調査中
—	—	3	7	4	1,723	104,296	不明
3	78	—	1	1	254	13,585	調査中

附属資料4　昭和50年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
	（5）工場			
1	東京都足立区	木材竹材卸売業	ヤコウ名木店	1月17日　14時37分
2	東京都江戸川区	装飾品製造業	K.K.ウエダコウシャ	1月20日　2時19分
3	愛知県西尾市	発泡スチロール製造業	金山化成株式会社	1月30日　17時27分
4	愛媛県波方町	船舶床張請負業	㈱矢野船装	2月5日　9時41分
5	神奈川県川崎市	熱間圧延業	日本冶金㈱川崎製造所	2月14日　17時37分
6	千葉県松戸市	紙製品製造業	川上紙工	2月23日　9時50分
7	東京都北区	作業場	オシタ紙工	2月25日　17時34分
8	山口県山口市	印刷業	㈲明和印刷所	2月26日　11時45分
9	大阪府高石市	漂白業	山内晒染工業KK	3月11日　3時30分
10	滋賀県大津市	折箱製造業	本繁木材株式会社	3月27日　18時15分
11	新潟県大潟町	医薬品製造業	㈱内田和漢薬	3月28日　4時30分
12	東京都板橋区	印刷業	K.K.コウコウシャ	3月28日　12時37分
13	東京都中央区	印刷物加工業	サンコーヘイバン印刷	3月30日　4時17分
14	東京都練馬区	建築工事業	東洋建築K.K.	4月6日　6時35分
15	東京都足立区	家具製造業	㈲シライ木工所	5月22日　22時0分
16	北海道根室市	冷凍水産食品製造業	トミタ商店	5月30日　2時27分
17	愛知県江南市	合成繊維織物業	小岩毛織㈱	6月10日　11時5分
18	岩手県一関市	新聞用紙製造業	北上製紙株式会社	6月28日　1時40分
19	栃木県宇都宮市	加工紙製造業	東洋特紙工業	7月27日　7時16分
20	千葉県柏市	印刷業	㈱スミダ紙工柏工場	7月28日　22時35分
21	兵庫県豊岡市	黒板製造業	㈱金剛黒板製作所	7月31日　12時5分
22	埼玉県川口市	機械用鉄鋳物製造業	谷口製作所	8月15日　5時1分
23	愛媛県東予市	廃油再生業	日本マリンオイル株式会社	8月30日　16時45分
24	奈良県王寺町	飼料製造業	米田飼料K.K.	9月6日　0時30分
25	北海道和寒町	タンパン製造業	コクシン産業株式会社	9月22日　15時50分
26	北海道札幌市	看板屋	アマノ工業株式会社	10月16日　3時53分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
—	2	15	64	18	985	155,613	まきの落下
—	4	10	21	10	1,406	119,713	たばこの投げ捨て
—	—	—	—	4	3,092	189,330	調査中
3	7	1	4	3	3,689	207,358	溶接器の火花
—	—	—	—	1	12,700	89,352	焼入金属の漏洩
—	2	8	26	6	876	148,503	ストーブの残火不始末
—	1	10	34	5	283	138,834	かまどの火
3	2	10	33	9	334	13,934	石油ストーブの引火
—	1	3	9	5	1,530	195,021	不明
—	—	5	20	5	4,365	116,391	固定煙突の火の粉
—	3	—	—	10	3,359	241,314	選別機の過熱
—	—	2	8	8	1,520	239,161	石油ストーブの漏洩
—	3	9	31	8	662	108,773	不明
—	—	—	—	2	—	418,001	たき火の残火
—	3	10	33	18	1,260	124,912	不明
—	—	—	—	1	447	116,176	不明
—	—	—	—	2	524	532,893	炉の飛火
—	—	—	—	1	1,432	300,000	軸受の摩擦
—	—	—	—	2	974	161,198	調査中
—	—	—	—	3	1,093	152,326	放火
—	—	6	18	14	1,649	143,248	不明
3	—	1	4	3	1,210	88,780	調査中
8	5	—	—	1	106	50,100	調査中
—	—	—	—	1	1,000	120,000	調査中
—	1	—	—	6	5,200	300,000	不明
1	4	1	5	6	3,105	130,379	不明

附属資料4　昭和50年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
27	東京都葛飾区	中衣製造業	K.K.ミツハシ	11月16日　2時4分
28	福岡県嘉穂町	皮靴製造業	嘉穂化成㈱	11月19日　12時47分
29	東京都板橋区	婦人子供服製造業	サンコウK.K.	11月19日　14時4分
30	静岡県榛原町	板状発泡スチロール製造業	鈴木スチロール工業所	11月23日　17時24分
31	東京都八王子市	包装業	㈲ダイワコンポウ	12月2日　2時36分
32	静岡県御殿場市	建築用金属製品製造業	㈱岡村製作所	12月4日　20時10分
33	静岡県清水市	木製品製造業	野田合板㈱清水工場	12月6日　12時25分
34	東京都八王子市	ねん糸製造業	ニシノ工業K.K.	12月11日　5時0分
35	栃木県鹿沼市	木製組立建築材料製造業	㈲都築建具店	12月12日　3時20分
36	東京都品川区	電球製造業	千代田電気産業K.K.	12月25日　4時23分
	（6）倉庫			
1	大阪府門真市	造園物品卸業	大阪イスズ販売株式会社	1月21日　11時40分
2	兵庫県姫路市	染色整理業	リーゼン繊維工業K.K.	2月9日　13時54分
3	沖縄県浦添市		米軍基地内	2月28日　不明
4	長崎県長崎市	木材商	合資会社青木材木店	3月24日　12時35分
5	愛知県名古屋市	普通倉庫業	㈱鈴与倉庫	3月24日　23時9分
6	北海道札幌市	倉庫業	安全倉庫株式会社	3月26日　15時20分
7	宮城県石巻市	流網漁業	㈱共勝丸	4月7日　15時23分
8	大阪府大阪市	普通倉庫業	和田倉庫株式会社	4月9日　5時28分
9	東京都墨田区	非鉄金属卸売業	K.K.チトセ倉庫	4月19日　15時57分
10	東京都渋谷区	印刷業	セイワ堂タケウチ印刷K.K.	7月28日　2時23分
11	群馬県前橋市	日用雑貨卸売業	㈱小松屋本店	7月30日　16時50分
12	東京都大田区	定期航空運送業	英国航空技術部格納庫	8月31日　0時55分
	（7）旅館			
1	大阪府大阪市		㈱千成ホテル	3月10日　6時16分
2	岡山県牛窓町	宿泊所		3月31日　12時0分
3	熊本県小国町		㈱観光ホテルひぜんや	4月27日　3時50分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（㎡）	損害額（千円）	出火原因
—	—	1	5	4	479	113,955	放火の疑い
—	—	1	3	3	913	130,040	不明
—	1	3	12	4	290	122,327	マッチの火あそび
—	—	—	—	1	816	110,682	不明
—	—	—	—	2	500	807,659	たばこの投げ捨て
—	—	—	—	1	1,440	125,000	灯油の漏洩
1	3	—	—	1	2,500	470,683	木材のチップの火花
—	—	9	14	7	1,169	110,624	軸受の摩擦
—	2	13	51	18	2,548	112,492	ストーブの輻射
—	2	16	42	12	2,232	172,512	不明
—	1	—	—	4	372	124,062	溶接器の火花
—	—	7	21	9	2,021	264,444	放火
—	—	—	—	1	3,716	366,000	不明
—	2	8	32	10	1,834	178,581	たき火の火の粉
—	1	—	—	2	545	122,877	調査中
—	1	—	—	1	815	198,688	電燈
—	—	7	15	11	1,736	126,412	不明
—	—	—	4	1	940	144,050	不明
—	3	15	43	10	713	383,182	不明
—	1	13	47	13	1,423	242,823	不明
—	2	—	—	2	1,273	100,410	アセチレン溶接器の火花
—	—	—	—	1	15	158,347	たばこの火の落下
4	64	184	186	1	1,501	99,477	不明
—	—	—	—	11	4,000（アール）552		マッチの投げ捨て
—	—	2	7	6	2,371	525,000	放火

附属資料4　昭和50年中の主な業態別

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻
4	石川県加賀市		㈱ホテル百万石	7月7日　4時30分
5	茨城県大子町		袋田温泉ホテル別館長生閣	10月5日　4時45分
	(8) 遊技場			
1	埼玉県川口市	ボーリング業	セントラルエースレーン	12月29日　18時0分
	(9) 社寺・仏閣			
1	大分県大分市	寺院	専想寺	2月19日　20時21分
2	三重県菰野町	寺院	冠峯山三獄寺	11月16日　13時40分
3	東京都墨田区	教会	墨田統一教会	12月6日　19時24分
	(10) 学校			
1	広島県竹原市	小学校	竹原小学校	5月25日　14時20分
2	北海道夕張市	中学校	元夕張市立ホクリョウ中学校	11月1日　10時20分
3	青森県横浜町	小中学校	有畑小中学校	12月6日　0時30分
	(11) 事務所・その他			
1	山口県柳井市	建築設備設計業	豊川設備設計事務所	1月18日　1時10分
2	東京都港区	一般土木建築業	間組	2月28日　20時0分
3	富山県井波町	公務	役場	7月29日　23時5分
4	北海道えりも町	牛馬育成業	㈱えりも牧場	8月14日　1時30分
5	広島県府中市	婦人服製造業	金星株式会社	11月8日　21時30分
	(12) 林野			
1	長崎県上県町			3月16日　14時15分
2	神奈川県湯河原町			3月16日　15時50分
3	兵庫県西淡町			3月28日　12時30分
4	岡山県玉野市			3月30日　15時30分
5	沖縄県金武村			4月2日　14時30分
6	鹿児島県吉松町			4月25日　13時50分
7	北海道釧路市			5月12日　11時——
8	北海道鶴居村			5月13日　11時15分

火災事例一覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
—	2	—	—	1	4,542	473,364	たばこの不始末
—	1	1	6	3	2,286	100,416	不明
—	1	—	—	1	1,108	119,714	マッチの火あそび
—	—	2	10	4	935	193,122	調査中
—	—	—	—	1	258	150,000	ローソクの転倒
—	3	1	43	1	57	606,061	電燈
—	—	—	—	1	3,247	40,420	マッチの火あそび
—	3	2	10	4	3,179	14,814	たき火の火の粉
1	—	—	—	1	2,346	131,111	調査中
3	—	4	17	5	207	13,268	不明
—	5	—	—	1	581	1,514,169	不明
—	7	—	—	1	5,570	153,272	たばこの不始末
—	—	—	—	1	2,702	192,890	不明
—	1	—	—	2	552	251,529	たばこの火の落下
					(アール)		
—	—	—	—	—	7,474	910	マッチの投げ捨て
—	2	—	—	—	6,500	—	たばこの投げ捨て
—	1	—	—	—	1,500	51,264	マッチの火あそび
—	—	—	—	—	17,300	5,453	かまどの火の粉の飛火
—	—	—	—	—	14,600	—	不明
—	—	—	—	—	8,000	—	調査中
—	—	—	—	—	270,000	—	調査中
—	—	—	—	—	80,000	—	不明

附属資料4　昭　和　50　年　中　の　主　な　業　態　別

番号	出　火　場　所	業態・用途	名　　称	出火月日・時刻
9	広島県安浦町			9月16日　8時30分
	(13)　航　空　機			
1	鹿児島県鹿屋市	自　衛　隊　機		6月20日　11時15分
	(14)　そ　の　他			
1	大分県大野市			2月22日　15時0分

火　災　事　例　一　覧（つづき）

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（アール）	損害額（千円）	出火原因
—	1	—	—	—	6,193	7,471	たき火
—	2	—	—	—	—	341,119	内燃機関の故障
3	—	—	—	—	—	—	放火

附属資料5　昭和50年中の死者を多く伴った火災事例一覧（全火災）

（本表は，1件で4人以上の死者が発生した火災を収録したものである。）

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻	死者数（性別内訳）	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
1	岡山県笠岡市	共同住宅		1月6日　3時30分	4(男1・女3)	—	1	5	1	65	7,140	石油ストーブの引火
2	愛媛県新居浜市	住宅		1月18日　7時40分	4(男2・女2)	1	1	7	2	210	3,141	石油ストーブの転倒
3	三重県津市	住宅		2月2日　23時45分	4(男1・女3)	1	2	6	3	77	5,064	不明
4	長野県豊科町	住宅		2月13日　22時35分	4(男1・女3)	—	1	5	1	40	3,489	放火
5	秋田県千畑村	住宅		2月14日　3時20分	4　(女4)	1	1	7	1	215	4,683	石油火ばちに洗濯物が落下
6	東京都豊島区	店舗・事務所・遊技場	㈱朝日会館	3月1日　2時28分	5(男4・女1)	17	1	10	3	879	57,789	不明
7	大阪府大阪市	旅館	㈱千成ホテル	3月10日　6時16分	4　(男4)	64	184	186	1	1,501	99,477	不明
8	東京都豊島区	共同住宅		3月27日　3時35分	6(男3・女3)	5	49	88	10	1,091	58,842	放火
9	神奈川県横浜市	店舗併用住宅	菱山洋服店	5月16日　0時32分	4(男1・女3)	2	1	5	2	126	9,800	放火
10	山口県岩国市	店舗併用住宅		5月23日　0時15分	4　(女4)	2	5	14	4	221	6,907	風呂かまどの過熱
11	愛媛県東予市	廃油再生業・工場	日本マリンオイル㈱	8月30日　16時45分	8(男6・女2)	5	—	—	1	106	50,100	調査中
12	鳥取県鳥取市	呉服店	㈲福原呉服店	9月22日　2時20分	4(男3・女1)	1	2	9	2	335	193,358	調査中
13	福岡県小郡市	住宅		9月25日　15時12分	4(男1・女3)	1	1	7	1	47	4,082	放火
14	大阪府守口市	共同住宅		12月5日　0時47分	4　(女4)	2	17	18	1	250	11,786	石油ストーブの火が衣類に着火
15	群馬県昭和村	住宅		12月25日　4時30分	4(男3・女1)	—	1	5	2	105	4,980	放火
16	千葉県市川市	住宅		12月28日　19時07分	4(男1・女3)	—	1	5	1	30	1,617	石油ストーブの消し忘れ

附属資料6　昭和50年中の建物焼損面積の大きい火災事例一覧

（本表は，1建物火災中焼損面積4,000m²以上の火災を収録したものである。）

番号	出火場所	業態・用途	名称	出火月日・時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積（m²）	損害額（千円）	出火原因
1	神奈川県川崎市	熱間圧延業	日本治金㈱川崎製造所	2月14日　17時37分	—	—	—	—	1	12,700	89,352	高温体に漏油が引火
2	滋賀県大津市	折箱製造業	本繁木材㈱	3月27日　18時15分	—	—	5	20	5	4,365	116,391	煙突の火の粉
3	石川県加賀市	旅館	㈱ホテル百万石	7月7日　4時30分	—	2	—	—	1	4,542	473,364	たばこの火の不始末

附属資料7　昭和21年以降の火災損害状況

年別	出火件数 合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	焼損棟数 合計	全焼	半焼	部分焼	焼損面積 建物(m²)	林野(a)	死傷者数 死者	負傷者
21	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,533,924	—	420	1,665
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—	—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—	—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
24	18,484	16,346	1,334	261	111		342	—	—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
25	19,243	16,663	1,161	470	102		847	—	—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
26	21,223	18,130	1,582			1,511		—	—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100		—	—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271		—	—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820		35,083	21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092		36,231	20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607		41,418	25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971		37,705	20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194		39,196	20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398		41,446	17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793		41,014	19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159		46,265	23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740		44,867	21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039		42,930	19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,430		43,688	19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456		45,116	20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477		41,103	18,041	6,230	16,882	2,318,555	890,964	1,111	8,210
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924		45,840	19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528		43,864	17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328	18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266	19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810	17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900	15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243	17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	52,539	15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
50	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	50,275	14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232

(註)　火災報告取扱要領の改正に伴い，昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

(1)　航空機火災をその他の火災から分離した。

(2)　建物の焼損程度の区分の基準を延べ床面積に対する焼損床面積の割合から

附属資料7　昭　和　21　年　以　降

区分 / 年別	り災世帯数			り災者数	損害額（千円）	
	合　計	全　焼	半　焼		合　計	建物 小計
21	23,954	21,193	2,761	—	3,333,057	—
22	34,283	30,162	4,121	—	10,864,194	—
23	22,561	18,664	3,897	—	13,323,769	—
24	25,908	21,597	4,311	—	26,997,306	26,153,038
25	20,589	16,694	3,895	—	12,812,185	21,206,878
26	20,234	16,121	4,113	—	22,228,151	21,847,986
27	21,368	17,998	3,370	—	38,613,883	37,704,725
28	17,585	13,853	3,732	—	24,255,833	23,394,394
29	27,567	16,829	10,738	133,668	32,859,786	32,329,667
30	29,234	16,717	12,517	139,117	31,852,417	31,301,021
31	31,250	18,417	12,833	150,795	37,128,320	35,566,526
32	28,385	15,116	13,269	138,397	26,251,287	23,522,522
33	30,942	16,109	14,833	144,247	21,749,898	21,198,296
34	35,067	12,868	22,199	167,710	20,803,401	20,307,075
35	34,220	14,961	19,295	156,554	24,433,611	23,410,593
36	37,804	17,757	20,047	171,272	43,020,927	36,092,254
37	37,070	16,580	20,490	166,802	40,199,998	38,174,597
38	35,624	15,210	20,414	158,978	39,020,771	36,481,762
39	35,387	15,363	20,024	152,363	52,908,641	46,876,331
40	35,935	16,290	19,645	151,258	51,203,175	44,807,241
41	33,764	15,152	18,612	138,364	48,865,228	43,964,947
42	36,440	15,533	20,907	143,827	53,294,553	49,792,014
43	34,164	14,113	20,051	143,195	54,252,470	50,061,631
		(全損)	(半損)	(小損)		
44	39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676
45	41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149
46	42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751
47	40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770
48	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401
49	40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973
50	39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660

建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額によることにした。

(3)　り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の　火　災　損　害　状　況（つづき）

損害額（千円）						
物		林　野	車　両	船　舶	航空機	その他
建　物	収容物					
—	—	—	—	—	—	—
—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	280,845	—	—	—	—
—	—	198,128	68,676	365,300	212,164	
—	—	343,607	77,845	123,847	60,008	
—	—	152,172	227,993	—	—	
—	—	731,901	79,564	64,708	32,985	
—	—	655,216	83,846	104,085	18,293	
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282	
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958	
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	
8,211,205	12,095,810	127,555	110,263	104,960	153,518	
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	
14,239,854	22,241,908	1,103,613	245,215	169,223	1,011,958	
17,307,802	29,565,529	431,906	299,905	181,801	5,118,698	
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662
31,674,117	95,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638
29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283
29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442
41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182
40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665
44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419

附属資料8　昭和21年以降の火災損害累年比較

区分 / 年別	総出火件数指数	出火率(指数)	死者指数	負傷者指数	損害額指数	火災件数構成比(100%) 建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	火災損害額構成比(100%) 建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
21	100	(100)1.9	100	100	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	130	(126)2.4	115	159	326	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	118	(116)2.2	97	121	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	128	(126)2.4	101	256	810	88.4	7.3	1.4	0.6	2.3		96.9	0.7	0.2	1.4	0.8	
25	133	(121)2.3	100	252	654	86.6	6.1	2.4	0.5	4.4		97.2	1.6	0.3	0.6	0.3	
26	147	(132)2.5	161	382	667	85.4	7.5	—	7.1			98.3	0.7		1.0		
27	153	(142)2.6	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4	0.7	5.0		97.0	1.9	0.2	0.2	0.1	
28	178	(163)3.1	119	259	728	82.6	6.7	5.1	0.7	4.9		96.4	2.7	0.4	0.4	0.1	
29	193	(174)3.3	125	385	986	81.2	5.7	6.0	0.6	6.5		98.4	1.2	0.2	0.1	0.1	
30	207	(179)3.4	165	399	956	79.4	6.1	6.9	0.6	7.0		98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	
31	230	(195)3.7	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6	0.8	7.8		95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	
32	240	(200)3.8	149	431	788	75.5	8.2	6.9	0.8	8.6		89.6	6.5	0.3	0.8	2.8	
33	250	(205)3.9	139	447	653	77.0	6.2	7.3	0.7	8.8		97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	
34	255	(211)4.0	156	468	624	76.4	5.7	7.8	0.9	9.2		97.6	0.6	0.5	0.5	0.8	
35	302	(247)4.7	186	479	733	71.4	9.0	7.8	0.8	11.0		95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	
36	326	(263)5.0	192	518	1,921	69.1	8.9	8.1	0.8	13.1		83.9	13.5	0.4	0.4	1.8	
37	343	(274)5.2	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0	0.7	13.6		95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	
38	349	(274)5.2	203	509	1,171	66.4	10.8	8.2	0.7	13.9		93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	
39	339	(263)5.0	224	540	1,587	68.7	9.3	8.4	0.7	12.9		88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	
40	375	(289)5.5	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2	0.6	13.8		87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	
41	332	(253)4.8	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2	0.7	13.5		90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	
42	377	(289)5.5	263	501	1,600	65.5	12.5	6.9	0.6	14.5		93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	
43	371	(279)5.3	276	520	1,628	64.2	12.3	7.1	0.5	15.9		92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	
44	393	(289)5.5	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4	0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
45	442	(362)6.2	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5	0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.9	0.8	2.1
46	443	(316)6.0	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3	0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
47	403	(289)5.5	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5	0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.0
48	505	(358)6.8	445	588	3,414	58.2	11.4	5.5	0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
49	468	(326)6.2	392	545	3,369	57.8	12.3	5.1	0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
50	430	(295)5.6	399	494	3,305	61.8	8.9	4.9	0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.9	0.4	0.4	0.9

附属資料9　昭　和　21　年　以　降　の　大　火　記　録

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者	負傷者数	り災世帯数	り災人員	焼損むね数	焼損面積	損害額	出火原因	気象状況 天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
								m²	千円				m	m	%
1	福島県田島町	21年5月20日1時30分		31	455	2,412	515	44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
2	新潟県村松町	21年6月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337	135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
3	飯田市	21年7月15日12時15分		4	185	850	198	33,500	20,000	勝手の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分		9	716	4,654	594	76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後霙	NW	10.0	15.0	49
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分			435	1,868	315	57,806	100,000	煙突の過熱	曇晴	SW	4.0	15.0	—
6	飯田市	22年4月20日11時48分			4,010	17,771	3,742	481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
7	那河湊市	22年4月25日17時20分		6	1,210	6,080	1,508	80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
8	北海道三笠町	22年5月26日10時20分	2	4	977	5,081	488	40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
9	宮崎市	22年12月7日5時10分			130	684	65	33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180	35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238	210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521		721	103,274	1,119,050	ストーブの不始末	不明	SW	15.0	30.0	30
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分		17	339	1,586	334	60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
14	熱海市	25年4月13日17時23分		3,277	979	5,808	1,461	141,900	5,467,169	たば		SE	15.0	30.0	55
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615	85,000	801,870	ストーブ残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分		242	705	3,400	599	61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
17	山形県温海町	26年4月24日22時頃		225	513	1,583	376	45,124	1,517,492	不明	晴	W	13.0	15.0	66
18	松阪市	26年12月16日23時30分		195	874	3,565	1,155	52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
19	鳥取市	27年4月17日15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240	449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299	321,311	9,314,110	火鉢の残火		SSE	21.7	33.0	82
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345	38,211	710,572	不明	晴	ENE	13.0	13.0	39
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892	115,051	6,987,069	漏電	曇	WSW	20.2	33.6	59
23	名瀬市	30年12月3日4時30分			1,452	5,845	1,361	65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
24	能代市	31年3月20日22時50分		19	1,263	6,087	1,475	178,933	2,016,380	七りんこん	曇	NNE	14.5	21.7	61
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737	建物 72,498 林野 32ha	建物5,088,259 林野 143,000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
26	大館市	31年8月18日23時45分		16	770	4,323	1,344	156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677	175,966	1,590,140	不明	晴	SSW	9.3	17.0	53
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分		176	304	1,315	378	36,274	360,000	煙突	曇小雪	SW	7.4	—	82
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分		48	1,357	5,311	1,628	建物 66,314 林野 600ha	建物1,000,000 林野 980	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
30	岩手県新里村（三陸大火）	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062	建物 53,047 林野 40,366ha	建物2,155,350 林野 3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
31	八戸市	36年5月29日23時40分			664	3,627	720	51,752	774,317	放火	晴	SW	14.2	—	60
32	北海道森町	36年10月23日23時30分		80	506	2,238	554	44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	—	72
33	福江市	37年9月26日2時10分頃		28	811	3,936	486	64,698	3,975,200	マッチ	晴	NNE	7.5	15.0	66
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分			348	1,407	346	57,282	3,174,136	不明	晴	W	5.2	—	60
35	各務原市（川崎航空KK工場火災）	39年10月1日1時50分		1			6	34,116	300,000	不明	—	NE	1	—	96
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分			408	1,273	585	37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22	—	40
37	三沢市	41年1月11日14時15分		26	817	2,132	282	53,537	1,565,605	ガスこんろ	晴	N	22	25	53
38	大館市	43年10月12日11時16分		1	248	917	281	37,790	1,203,268	たきび	晴曇	WSW	5.7	—	52
39	加賀市	44年5月18日13時10分		16	115	270	68	33,846	2,321,732	不明		S	8.0	—	44
40	酒田市	51年10月29日17時50分頃	1	964	1,017	3,301	1,774	225,000	40,500,000	（調査中）	雨	WSW	12.2	26.3	73

(注)　ここで大火とは，建物の焼損面積が33,000m²（10,000坪）以上の火災である。

附属資料10　主要諸外国の最近5年間の火災の傾向

(1) 人口100万人当たりの火災件数

国名	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1974年の日本との比較
日本	620〔100〕	600〔97〕	550〔89〕	670〔108〕	620〔100〕	〔100〕
アメリカ	12,420〔100〕	13,100〔105〕	13,060〔105〕	13,300〔107〕	14,100〔114〕	〔2,274〕
イギリス	4,810〔100〕	4,500〔94〕	5,110〔106〕	4,650〔97〕	5,600〔116〕	〔903〕
イタリア	1,290〔100〕	1,400〔109〕	1,160〔90〕	1,710〔133〕	1,550〔120〕	〔250〕
オーストラリア	7,090〔100〕	7,050〔99〕	7,050〔99〕	7,730〔109〕	7,500〔106〕	〔1,210〕
オーストリア	1,260〔100〕	1,300〔103〕	——	1,240〔98〕	——	——
オランダ	1,570〔100〕	1,600〔102〕	1,700〔108〕	1,960〔125〕	1,680〔107〕	〔271〕
カナダ	3,220〔100〕	3,160〔98〕	3,330〔103〕	3,390〔105〕	——	——
スイス	1,330〔100〕	1,540〔116〕	5,690〔428〕	1,590〔120〕	1,470〔111〕	〔237〕
スウェーデン	2,540〔100〕	2,600〔102〕	2,630〔104〕	2,620〔103〕	——	——
デンマーク	——	3,130〔—〕	3,400〔—〕	3,400〔—〕	——	——
ニュージーランド	6,210〔100〕	8,800〔142〕	6,380〔103〕	9,090〔146〕	12,780〔206〕	〔2,061〕
ノルウェー	3,360〔100〕	4,900〔146〕	——	——	——	——
フィンランド	4,860〔100〕	5,200〔107〕	5,300〔109〕	4,890〔101〕	——	——
フランス	——	——	1,630〔—〕	2,160〔—〕	1,870〔—〕	〔302〕
ベルギー	——	1,570〔—〕	1,430〔—〕	——	1,410〔—〕	〔227〕

(注)〔　〕内の数字は，1970年を100とした指数である。

(2) 人口100万人当たりの火災による死者数

国名	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1974年の日本との比較
	人	人	人	人	人	
日本	15.4〔100〕	14.0〔91〕	15.7〔102〕	17.2〔112〕	15.1〔98〕	〔100〕
アメリカ	59.4〔100〕	57.1〔96〕	57.1〔96〕	55.7〔94〕	55.4〔93〕	〔366〕
イギリス	——	16.7〔—〕	18.1〔—〕	18.6〔—〕	18.4〔—〕	〔122〕
イタリア	1.9〔100〕	1.9〔100〕	2.9〔153〕	3.8〔200〕	3.6〔189〕	〔24〕
オーストラリア	13.9〔100〕	13.2〔95〕	14.8〔106〕	13.9〔100〕	12.6〔91〕	〔83〕
オーストリア	6.6〔100〕	7.7〔117〕	——	——	——	——
オランダ	8.6〔100〕	8.7〔101〕	5.8〔67〕	5.0〔58〕	4.1〔48〕	〔27〕
カナダ	30.0〔100〕	29.7〔99〕	29.2〔97〕	34.7〔116〕	——	——
スイス	——	——	——	2.4〔—〕	——	——
スウェーデン	20.0〔100〕	17.8〔89〕	18.0〔90〕	13.0〔65〕	13.1〔66〕	〔87〕
デンマーク	18.1〔100〕	12.8〔71〕	12.7〔70〕	12.9〔71〕	——	——
ニュージーランド	9.6〔100〕	12.2〔127〕	9.8〔102〕	17.3〔180〕	13.1〔136〕	〔87〕
ノルウェー	19.1〔100〕	28.0〔147〕	——	17.4〔91〕	17.4〔91〕	〔115〕
フィンランド	18.8〔100〕	20.5〔109〕	16.3〔87〕	16.6〔88〕	——	——
フランス	——	5.5〔—〕	4.9〔—〕	6.8〔—〕	5.6〔—〕	〔37〕
ベルギー	——	14.9〔—〕	6.8〔—〕	12.7〔—〕	16.5〔—〕	〔109〕

(注)〔　〕内の数字は，1970年を100とした指数である。

附属資料11　昭和50年中の風水害等による都道府県別被害状況

都道府県	人的被害（人）				住家被害							
	死者	行方不明者	負傷者		全壊		半壊			一部破損		
			重傷	軽傷	むね	世帯	むね	世帯	人員	むね	世帯	人員
	人	人	人	人	むね	世帯	むね	世帯	人	むね	世帯	人
北海道	18	2	8	26	54	66	78	85	275	183	215	734
青森	23	0	10	68	127	128	140	152	662	58	58	232
岩手	4	0	3	4	3	3	18	23	97	67	67	280
宮城	0	0	1	0	0	0	1	1	5	4	4	22
秋田	3	0	2	4	37	37	15	15	62	28	28	118
山形	5	0	4	25	48	50	44	45	175	46	40	202
福島	0	0	1	6	2	2	15	16	63	29	30	149
茨城	0	0	1	0	0	0	1	5	10	1	1	4
栃木	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	0	0
群馬	0	0	0	1	6	5	6	6	37	15	15	72
埼玉	1	0	2	3	0	0	1	1	5	4	4	12
千葉	0	0	0	0	0	0	4	4	19	24	23	42
東京	0	0	3	82	285	304	524	539	1,724	1,268	1,331	4,217
神奈川	2	0	0	1	0	0	4	4	18	50	53	180
新潟	7	0	2	9	1	1	1	1	2	1,322	1,322	4,051
富山	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	3	3	3	3	16	47	42	138
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	24
山梨	1	0	1	1	6	6	1	1	1	28	28	96
長野	2	0	0	2	3	3	5	5	19	2	2	8
岐阜	2	0	1	6	1	1	12	12	46	58	57	228
静岡	6	0	0	29	6	6	11	11	39	67	64	231
愛知	3	0	2	6	2	2	2	2	6	16	16	53
三重	0	0	1	3	0	0	0	0	0	41	40	154
滋賀	0	0	0	3	1	1	35	35	130	563	522	1,930
京都	1	0	3	3	6	4	16	14	58	3,404	147	506
大阪	0	0	0	0	1	2	2	2	5	1	1	2
兵庫	1	0	0	1	2	2	1	1	7	5	5	23
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27	122
和歌山	1	0	2	0	7	7	5	5	17	511	512	1,529
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	29
島根	9	1	7	11	35	34	53	42	157	86	85	342
岡山	1	0	1	1	1	1	6	7	18	0	0	0
広島	0	0	1	3	1	1	6	6	21	16	17	55
山口	0	0	0	1	0	0	4	15	49	36	36	127
徳島	18	1	9	20	110	111	125	125	431	190	190	629
香川	0	0	0	2	1	1	10	12	39	0	0	0
愛媛	6	0	4	42	20	21	76	95	320	10,948	13,794	46,485
高知	77	0	95	161	679	582	1,481	1,178	3,786	11,327	10,602	30,038
福岡	0	0	0	0	1	1	3	3	5	6	6	21
佐賀	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	3	2	2	5	5	18	40	43	140
熊本	1	0	3	23	18	17	62	62	274	494	494	2,023
大分	1	0	5	23	84	79	119	115	481	2,184	2,052	8,298
宮崎	1	0	0	0	1	1	2	2	10	6	6	16
鹿児島	10	3	1	5	64	66	52	54	182	23	23	76
沖縄	2	0	0	0	5	5	2	2	6	1	1	4
合計	206	7	174	579	1,625	1,557	2,952	2,712	9,300	33,240	32,017	103,642

附属資料11　昭和50年中の風水害

都道府県 ＼ 項目	住家被害（つづき）				
	床上浸水			床下浸	
	むね	世帯	人員	むね	世帯
	むね	世帯	人	むね	世帯
北海道	7,324	7,917	27,904	30,796	33,774
青森	4,779	5,066	20,305	9,271	9,824
岩手	267	272	1,008	1,831	1,852
宮城	16	16	29	122	122
秋田	1,048	1,048	4,297	4,037	4,037
山形	201	201	894	733	757
福島	174	147	597	2,474	2,371
茨城	14	14	56	503	503
栃木	39	39	157	875	903
群馬	96	96	377	911	913
埼玉	13	15	49	3,276	3,750
千葉	363	394	1,225	3,777	3,787
東京	111	121	448	3,182	3,529
神奈川	217	254	842	2,962	3,360
新潟	174	189	656	2,255	2,294
富山	11	11	52	1,021	1,024
石川	44	45	181	1,561	1,561
福井	9	8	43	381	385
山梨	9	9	25	389	400
長野	5	5	19	429	429
岐阜	128	127	539	4,814	4,818
静岡	3,089	3,013	10,895	18,138	17,965
愛知	319	317	1,283	15,667	15,630
三重	80	78	259	1,978	1,910
滋賀	6	6	29	469	460
京都	23	21	89	1,980	1,944
大阪	2,436	3,149	9,381	60,000	67,465
兵庫	599	603	1,857	8,803	8,807
奈良	2	2	5	498	496
和歌山	723	746	2,503	8,490	8,785
鳥取	4	4	16	2,073	2,080
島根	663	534	1,900	2,683	2,337
岡山	7	7	18	1,838	1,838
広島	84	85	271	2,779	2,965
山口	85	90	337	2,340	2,620
徳島	1,809	1,846	6,573	10,621	10,729
香川	168	168	618	2,315	2,339
愛媛	568	715	2,409	6,802	8,570
高知	12,564	12,240	39,684	19,734	18,659
福岡	4	4	10	172	184
佐賀	5	5	5	297	311
長崎	20	20	65	306	312
熊本	1,362	1,362	4,494	2,997	3,007
大分	1	1	2	148	162
宮崎	16	17	53	660	688
鹿児島	1,465	1,345	4,275	5,087	4,335
沖縄	757	935	2,479	1,624	1,621
合計	41,901	43,310	149,213	254,099	266,612

等による都道府県別被害状況（つづき）

水	非住家被害		その他			
	公共建物	その他	田(ha)		畑(ha)	
人員			流出，埋没	冠水	流出，埋没	冠水
人	むね	むね	ha	ha	ha	ha
111,829	0	504	21.6	34,356.3	439.5	69,841.8
38,426	0	3,546	883.0	3,056.2	187.1	1,133.3
7,071	11	140	74.1	0.8	37.5	0.2
480	0	5	0	0	0	0
16,549	3	35	434.2	9,655.5	6.7	801.7
3,188	49	202	689	4,004	6	183
9,381	2	14	126.3	1,831	259.1	513.8
2,012	0	0	0	0	0	0
3,284	0	3	0	627	0	57
3,551	16	239	7.6	355.3	216.7	1,412.9
12,375	0	0	0	0	0	0
13,051	10	54	13.6	168.8	0.5	32
12,406	13	361	0	0	0.3	0
14,962	1	96	0.2	92.2	2.2	6.2
7,845	20	902	22.7	16.2	0.6	0
3,829	1	0	20.6	75	8	30.7
5,345	3	95	37.1	11,683.3	2.8	1,318.2
1,476	11	33	19.4	930.6	0.4	6.6
1,389	3	69	7.8	70	5.4	5
1,627	0	0	0	0	0	0
18,529	0	170	93.7	1,348	6	0
67,154	2	38	55.9	4,944.7	35.9	839.3
61,170	0	26	11.2	4,389	13.5	734
6,915	101	258	78.2	562	86.7	668.4
1,781	11	116	6.2	41	0.1	0
7,468	32	211	39	789.9	13.5	167.6
204,645	8	557	11.2	16,041.3	2.1	47.8
28,680	0	2	178.7	6,636.5	0	1,945.9
1,640	2	17	19	36	3	14
30,385	3	0	521.7	2,286	192.3	446.8
8,320	0	3	18.8	63.7	0.2	0
8,091	50	756	268.4	1,928.9	21	515.2
6,484	0	9	1	146.2	13	0
9,526	0	0	74.1	0	0.3	0
9,145	2	6	19.7	1,492	0.1	621.4
37,682	25	612	81	3,232	53	670
8,955	8	21	15.6	4,140	0	0
28,880	125	1,048	13	7,828	132.1	1,121
58,438	115	3,544	485.8	2,400	119.3	13
612	0	4	2	630.7	0.3	0
1,041	0	1	32.7	36.1	0	0
1,223	7	41	56	2,484.5	4.7	12
10,362	14	473	43.7	8,807.7	9.9	245.1
382	7	218	0	0	0	0
2,578	0	2	0.6	968	50	16.2
13,832	1	51	31.7	0	225	0
2,094	52	50	262.8	17.5	24	94
906,088	708	14,532	4,778.9	137,271.9	2,178.8	83,514.1

附属資料11　昭和50年中の風水害

等による都道府県別被害状況（つづき）

都道府県	その他												
	学校	病院	道路	橋りょう	河川	港湾	砂防	水道	清掃施設	崖くずれ	鉄道不通	船舶被害	通信被害
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	隻	回線
北海道	142	0	1,501	228	5,119	8	5	10	98	0	16	64	0
青森	17	13	855	104	1,393	16	14	36	1	0	9	0	0
岩手	44	1	442	30	424	6	3	11	2	0	0	146	0
宮城	3	0	158	0	303	29	4	7	0	0	0	0	0
秋田	11	0	762	73	2,293	0	97	21	0	2	0	0	0
山形	5	0	200	32	588	2	8	8	0	47	22	0	1,400
福島	24	0	931	25	393	1	7	11	0	154	0	1	12
茨城	11	0	140	1	330	2	0	0	0	0	3	0	0
栃木	0	0	69	3	192	0	10	0	0	1	0	0	0
群馬	2	0	192	1	176	0	15	17	2	21	4	0	119
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	22	0	468	6	105	0	0	10	1	81	4	0	16
東京	15	8	2	0	1	2	1	0	0	12	1	4	2,200
神奈川	7	0	437	4	140	0	2	0	0	202	2	0	0
新潟	1	0	182	5	261	21	22	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	439	7	389	0	23	0	0	0	0	0	0
石川	44	0	318	2	195	26	13	1	0	18	1	6	0
福井	5	0	281	5	484	7	210	32	0	15	1	2	347
山梨	6	0	290	8	227	0	43	2	1	0	4	0	18
長野	0	0	1,870	42	960	0	108	13	0	0	0	0	0
岐阜	38	0	1,811	48	2,020	0	503	15	6	179	9	0	1,000
静岡	28	0	1,080	96	781	0	0	62	1	451	8	7	0
愛知	31	0	902	10	707	1	144	0	0	27	11	12	5,383
三重	35	0	680	20	917	0	87	1	0	179	1	63	2
滋賀	0	0	252	16	700	2	97	1	0	0	0	8	0
京都	34	0	1,007	16	1,252	0	25	4	0	192	7	0	347
大阪	78	0	561	3	76	0	2	2	5	19	37	0	10,700
兵庫	7	0	927	7	1,470	7	216	1	0	30	0	0	0
奈良	4	0	805	4	520	0	11	0	0	238	0	0	0
和歌山	10	0	1,304	11	1,426	8	27	12	2	56	11	0	0
鳥取	3	0	227	18	280	4	124	0	0	42	43	0	2,253
島根	24	0	3,225	88	3,013	5	200	30	0	644	13	48	0
岡山	3	0	676	6	675	0	173	0	0	0	2	0	6,424
広島	27	0	1,750	12	2,095	4	342	0	0	0	54	0	37,240
山口	17	0	2,119	21	2,144	6	204	4	0	0	0	8	0
徳島	90	0	2,402	72	1,892	5	139	19	0	8	0	0	0
香川	8	1	683	8	2,047	60	52	2	1	0	9	30	703
愛媛	57	0	1,819	18	1,090	12	133	12	0	0	0	0	0
高知	240	35	8,478	130	3,657	38	379	35	7	839	2	185	1,105
福岡	1	0	170	6	123	0	0	6	0	0	96	0	0
佐賀	2	0	599	15	797	0	1	0	0	0	1	0	800
長崎	4	0	551	9	301	2	2	0	0	173	3	0	0
熊本	29	2	1,923	23	801	0	78	66	4	330	2	2	16
大分	0	0	1,089	8	473	4	59	2	0	0	0	0	0
宮崎	1	0	1,322	3	889	3	2	1	0	128	0	0	373
鹿児島	44	0	2,268	30	1,388	17	18	14	2	19	0	0	771
沖縄	4	0	84	2	37	3	0	0	0	20	0	2	0
合計	1,168	60	48,251	1,276	45,544	301	3,603	468	133	4,127	376	588	71,229

附属資料11　昭和50年中の風水害等による都道府県別被害状況（つづき）

都道府県	その他	り災世帯数	り災者数	公立文教施設	農林水産業施設	公共土木施設	その他の公共施設	小計	公共施設被害市町村数	農産被害	林産被害
	カ所	世帯	人	千円	千円	千円	千円	千円	団体	千円	千円
北海道	43	7,457	8,168	201,689	33,518,183	68,157,945	336,494	102,214,311	797	23,102,632	74,894
青森	0	5,346	21,501	40,132	10,329,338	40,536,692	377,837	51,283,999	168	4,494,450	265,947
岩手	103	298	1,126	9,946	1,532,347	3,448,179	29,882	5,020,354	149	1,524,359	142,290
宮城	3	17	64	0	387,044	2,163,239	0	2,550,283	51	185,995	2,466,921
秋田	5	1,100	4,511	73,628	8,772,837	23,379,235	22,430	32,248,130	89	2,018,230	35,214
山形	0	296	1,272	20,248	2,976,908	8,679,981	86,609	11,763,746	65	7,162,534	45,908
福島	0	165	664	22,241	3,820,325	9,763,866	27,450	13,633,882	101	4,808,950	1,193,252
茨城	1	19	66	28,737	138,179	3,390,551	2,850	3,560,317	60	4,563,172	0
栃木	0	40	162	0	119,851	538,368	0	558,219	30	1,394,527	0
群馬	0	107	426	22,730	819,802	1,323,134	250,350	2,416,016	49	3,331,025	2,324
埼玉	0	16	54	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	262	398	1,244	49,045	295,661	541,827	3,939	48,545	43	30,161	5,400
東京	724	964	2,994	233,353	58,440	170,420	110,807	573,020	1	1,801,906	18,232
神奈川	1	258	860	4,616	107,539	110,529	56,627	279,309	14	1,630	850
新潟	0	191	662	160	1,825,208	4,107,680	0	5,933,048	86	2,981,827	571,906
富山	9	12	56	200	621,390	5,182,610	0	5,804,200	0	0	0
石川	3	51	211	4,566	1,210,470	1,898,488	7,680	3,112,204	29	376,995	12,468
福井	0	8	43	1,144	773,057	6,493,357	44,797	7,312,355	34	479,594	733,050
山梨	2	16	44	271	448,414	3,430,940	58,306	3,937,931	69	600,860	0
長野	0	13	48	0	1,763,662	6,355,325	0	8,118,987	190	1,541,167	2,593,475
岐阜	0	140	588	33,747	4,778,238	8,962,273	12,760	13,787,018	85	2,203,241	1,259,891
静岡	0	3,030	10,953	49,550	5,204,634	6,645,254	114,088	12,013,526	45	666,938	0
愛知	0	321	1,301	7,620	1,462,823	5,783,423	63,108	7,316,974	166	2,997,631	786,040
三重	57	78	259	10,955	1,842,079	4,732,811	3,670	6,589,515	129	666,740	0
滋賀	0	42	161	11,300	328,403	5,583,194	2,000	5,924,897	91	587,849	665,297
京都	2,018	39	161	14,090	74,972	4,498,300	970	4,588,332	100	1,545,533	739,560
大阪	0	3,153	9,392	28,256	136,875	238,324	125,787	529,242	1,500	57,956	0
兵庫	0	606	1,870	8,630	2,640,761	4,917,248	1,185	7,567,824	137	2,292,959	2,287,629
奈良	0	2	5	6,058	976,679	2,863,517	0	3,846,254	83	352,060	0
和歌山	0	758	2,541	19,875	10,543,217	13,372,505	181,042	24,116,639	142	2,904,500	900,400
鳥取	0	4	16	0	1,075,583	1,956,003	0	3,031,586	81	7,861,627	1,799,822
島根	134	610	2,168	25,813	14,595,549	15,493,417	105,581	30,220,360	118	1,454,106	66,607
岡山	1	15	41	427	1,223,850	2,280,467	0	3,504,744	0	892,492	4,586
広島	0	92	298	28,202	2,630,701	4,254,052	114,379	7,027,334	237	843,173	132,331
山口	2,529	105	386	27,920	2,390,764	9,881,128	29,559	12,329,371	151	513,122	487,964
徳島	19	2,082	7,322	108,277	11,230,000	14,521,454	268,920	26,128,651	72	3,327,833	255,000
香川	9	181	662	9,562	3,176,909	7,274,606	32,403	10,493,480	43	476,810	0
愛媛	213	831	2,806	55,928	2,560,195	8,571,613	8,211	11,195,947	201	7,079,973	249,277
高知	100	14,000	45,435	474,201	25,922,644	60,125,988	676,968	87,199,801	52	8,445,661	3,067,692
福岡	0	8	17	539	1,436,800	3,480,415	2,500	4,920,254	60	0	0
佐賀	19	6	9	8,640	1,463,920	2,968,831	0	4,441,391	6	672,767	0
長崎	0	27	89	2,589	873,053	1,635,194	1,812	2,512,648	95	187,102	3,550
熊本	0	1,441	4,836	43,484	1,171,160	5,230,487	122,170	6,567,301	149	813,981	8,383
大分	0	195	804	42,946	917,912	3,758,421	6,576	4,725,855	90	655,093	0
宮崎	0	20	65	7,155	850,408	6,850,598	9,479	7,717,640	141	2,998,927	0
鹿児島	1,553	1,465	4,661	227,996	3,547,398	10,089,365	263,127	14,127,886	294	4,422,906	500
沖縄	0	942	2,500	0	1,500	319,564	48,475	369,539	24	57,513	0
合計	7,808	46,965	143,522	1,966,466	172,475,682	405,960,818	3,610,828	583,162,235	6,317	115,378,507	27,536,660

附属資料11　昭和50年中の風水害

都道府県＼項目	その他（つづき）				被害総額
	畜産被害	水産被害	商工被害	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
北海道	83,324	2,798,025	2,871,575	2,620,302	133,765,063
青森	110,276	280,970	2,136,374	7,703,092	66,275,108
岩手	447	2,887,878	0	186,088	9,761,416
宮城	0	2,799,608	0	18,525	8,021,332
秋田	6,559	4,183	59,450	713,394	35,085,160
山形	1,100	37,740	961,870	1,050	19,973,948
福島	3,510	0	17,895	71,210	19,728,699
茨城	0	0	0	0	6,112,303
栃木	0	0	0	257,705	2,210,451
群馬	0	11,050	5,000	10,000	5,775,415
埼玉	0	0	0	4,200	4,200
千葉	0	0	2,279	10,705	939,017
東京	30,119	2,400	240,315	0	2,665,992
神奈川	0	0	5,500	16,990	304,279
新潟	207	0	0	140,626	9,627,614
富山	0	0	0	0	5,804,200
石川	3,513	101,510	0	68,350	3,675,040
福井	2,750	2,100	7,600	0	8,547,269
山梨	0	0	0	21,826	4,560,617
長野	0	0	42,220	2,612,368	14,865,997
岐阜	9,800	100	69,610	728,848	18,058,508
静岡	0	94,300	1,605,160	0	14,379,924
愛知	0	7,335	7,950	574,300	11,690,230
三重	3,900	48,011	56,411	935,182	7,444,637
滋賀	259	38,214	0	0	7,216,516
京都	893	0	6,750	1,367,000	8,248,068
大阪	0	0	31,000	28,800	648,498
兵庫	1,175	1,600	34,000	0	12,185,187
奈良	0	0	0	0	4,198,314
和歌山	11,785	90,130	93,060	0	18,192,876
鳥取	5,104	0	0	38,999	12,737,138
島根	24,183	400	1,204,716	613,282	33,583,654
岡山	0	0	0	10,800	4,412,622
広島	0	63,781	0	0	8,066,619
山口	1,790	980	0	4,789	13,338,016
徳島	43,000	176,000	815,780	58,000	30,804,264
香川	1,200	125,030	70,140	0	11,166,660
愛媛	41,365	4,342,016	196,265	2,983,089	26,087,932
高知	264,097	986,502	11,705,765	28,166,172	139,835,690
福岡	104	0	0	113,070	5,033,428
佐賀	0	0	7,500	1,145	5,122,803
長崎	300	0	12,800	519,571	3,235,971
熊本	0	700	39,837	793,728	8,223,930
大分	0	20,025	1,220,258	795,700	7,416,931
宮崎	0	0	5	122,628	10,749,665
鹿児島	1,250	42,838	443,454	1,478,130	20,516,964
沖縄	385	7,216	50,623	3,332	488,608
合計	652,395	14,970,642	24,021,162	53,792,996	795,011,358

等による都道府県別被害状況（つづき）

災害対策本部の設置		災害救助法	消防職員	消防団員	備考
都道府県	市町村	適用市町村	出動延人数	出動延人数	
回	団体	団体	人	人	
1	107	11	5,576	13,853	
3	18	10	3,068	28,788	
0	11	0	786	6,298	
1	0	0			
4	28	2	1,040	9,350	
1	8	1	166	3,858	
0	15	0	335	5,955	
0	0	0	287	145	
0	0	0	131	514	
1	2	1	125	2,650	
0	0	0	0	0	
0	12	0	978	2,344	
0	1	1	112	876	
0	9	0	3,856	2,599	
0	0	0	49	1,504	
0	0	0			
0	0	0	78	453	
0	3	0	467	702	
0	16	0	207	1,735	
0	3	0	750	8,979	
0	10	0	535	10,293	
3	47	4	902	10,717	
2	176	0	1,108	6,357	
2	117	0	489	4,839	
1	29	0	345	3,500	
0	18	0	1,332	4,299	
1	34	1	3,411	3,837	
1	18	0	1,121	5,123	
0	2	0	145	1,692	
0	0	0	612	5,858	
0	12	0	8	226	
1	14	2	127	4,833	
0	12	0	346	2,472	
0	41	0	660	2,839	
0	16	0	360	2,298	
1	55	10	965	9,202	
1	0	0	1,133	2,641	
2	66	0	931	10,233	
1	53	19	2,253	17,466	
0	7	0	706	570	
0	1	0	191	645	
0	9	0	578	1,166	
1	11	1	1,200	8,853	
2	43	4	352	1,571	
2	52	0	36	248	
1	22	5	395	2,217	
0	0	0	213	145	
33	1,098	72	38,465	214,743	

附属資料12　昭和50年中の主な風水害別被害状況

(1)　6月3日から7月18日までの間の豪雨による被害

都道府県	人的被害 死者	人的被害 行方不明者	人的被害 負傷者 重傷	人的被害 負傷者 軽傷	住家被害 全壊	住家被害 半壊	住家被害 一部破損	住家被害 床上浸水
	人	人	人	人	むね	人	むね	人
北海道							1	5
青森				1	1	11	5	46
岩手					2	8		
宮城				3			13	54
秋田			1					
山形				1	1	3	6	37
福島							2	7
茨城				1			2	10
栃木								
群馬								
埼玉	1						1	3
千葉	2			2	2	8	4	15
東京	2		1	4			4	19
神奈川				4				
新潟				1				
富山							1	2
石川	1			1	1	1		
福井							2	9
山梨							4	16
長野								
岐阜	8	1	6	10	27	82	52	151
静岡	1		1	1	1	5	4	12
愛知			1	2	1	6		
三重				1			8	31
滋賀							3	14
京都								
大阪								
兵庫	2		1	2			10	34
奈良								
和歌山					1	2	3	5
鳥取			1	1	1	4		
島根				2	1	3	1	4
岡山	1		1	4	7	19	14	56
広島	1		1	4	7	19	4	12
山口	1				1	2	2	10
徳島	9			5	47	160	39	128
香川	2				5	15	1	4
愛媛								
高知								
福岡					1	2	3	5
佐賀			1	1	1	4		
長崎				2	1	3	1	4
熊本	1		1	4	7	19	14	56
大分	1		1	4	7	19	4	12
宮崎	1				1	2	2	10
鹿児島	9			5	47	160	39	128
沖縄	2				5	15	1	4
合計	31	1	14	50	106	348	159	584

都道府県	住家被害 一部破損 むね	住家被害 一部破損 人	住家被害 床上浸水 むね	住家被害 床上浸水 人
北海道	1	5	8	70
青森			21	84
岩手			8	43
宮城	1	4	97	398
秋田	16	98	137	455
山形			9	36
福島			39	157
茨城	15	72	93	367
栃木	4	17	19	58
群馬			44	206
埼玉	35	126	93	340
千葉			1	3
神奈川	1	3	4	11
新潟	1	4	4	15
富山	28	119	56	254
石川			196	761
福井			3	8
山梨			4	16
長野	1	2	1,526	6,038
岐阜			331	984
静岡	2	9		
愛知	4	16	102	349
三重	61	212	655	1,875
滋賀				
京都	8	31	1	4
大阪	21	83	74	298
兵庫				
奈良	10	34	2	7
和歌山				
鳥取	6	21	4	10
島根				
岡山	16	61	18	61
広島	27	114	1,350	4,443
山口	20	80	1	2
徳島	5	13	1	10
香川	14	50	987	2,719
愛媛	1	4	125	560
高知				
福岡	6	21	4	10
佐賀				
長崎	16	61	18	61
熊本	27	114	1,350	4,443
大分	20	80	1	2
宮崎	5	13	1	10
鹿児島	14	50	987	2,719
沖縄	1	4	125	560
合計	298	1,178	6,013	20,642

風水害別被害状況

床下浸水 むね	床下浸水 人	り災世帯 世帯	り災人員 人	被害総額 千円	災害対策本部設置 県 回	災害対策本部設置 市町村 団体	消防機関出動人員 職員 人	消防機関出動人員 団員 人	災害救助法の適用 団体
133	495	23	70	1,397,447					
34	134	21	84	2,587,505			34		
52	190	19	100	1,989,038		4	37	91	
				1,893					
878	3,600	99	406	7,422,613	1	5	168	1,266	
				1,341,975					
2,022	7,609	124	509	11,380,707					
453	1,812	9	36	1,082,903			282	145	
734	2,718	39	157	403,837			74	329	
891	3,478	100	407	4,824,264		1	75	1,150	
							103	553	
1,058	3,367	21	65	275,528					
635	2,970	54	206						
1,081	4,564	105	350	165,303		4	1,742	909	
29	111			4,149,310					
11	35	1	3	501,539			10	25	
23	87								
299	1,099	4	11	793,176		1	112	405	
361	1,369	10	38	11,586,177					
2,152	8,514	59	273	8,333,078		2	170	2,260	
13,126	51,514	194	761	2,535,383					
347	1,301	3	8	2,086,370					
360	1,410	4	16	2,565,336			15	391	
				433,405					
20,187	69,935	1,933	6,038	175,733	1	3	591	1,383	1
5,365	15,699	333	985	1,925,674		1	279	718	
460	1,518	462	1,527	750,678			55	60	
399	1,312	111	349	1,111,842					
46	212			195,662					
2,447	7,338	593	2,108	26,754,196	1	11	122	4,366	2
2	7	5	17	184,707		1	28	211	
182	631	1	4	1,770,706		3	33	129	
1,475	6,529	82	312	10,730,934		9	319	1,632	
				41,780					
170	687	2	7	3,283,786			146	812	
172	612	8	17	5,003,428		7	706	570	
74	267	1	4	4,356,812			81	60	
297	1,197	20	68	2,325,201		6	449	825	
2,748	9,493	1,369	4,518	7,026,418	1	8	1,111	6,880	1
148	382	12	43	3,030,492		5	141	800	
290	1,204	5	22	6,423,134			24	183	
4,270	11,175	956	3,007	11,663,853		6	107	367	
402	860	125	579	282,534			116	80	
63,813	225,435	6,907	23,105	152,894,357	4	77	7,130	26,600	4

附属資料12　昭和50年中の主な風水害別被害状況（つづき）

(2)　8月5日から8月25日までの間の豪雨及び台風第5号，第6号による被害

都道府県	人的被害 死者	人的被害 行方不明者	人的被害 負傷者 重傷	人的被害 負傷者 軽傷	住宅被害 全壊	住宅被害 半壊	住宅被害 一部破損	住宅被害 床上浸水	住宅被害 床下浸水	非住家被害 り災世帯	非住家被害 り災人員	被害総額	災害対策本部設置 県	災害対策本部設置 市町村	消防機関出動人員 職員	消防機関出動人員 団員	災害救助法の適用
	人	人	人	人	むね	人	むね	人	むね	人	世帯	人	千円	回	団体	人	人	団体
北海道	11	1	3	11	39	149	45	159	43	260	6,058	23,292	22,133	79,206	6,658	23,600	51,357,911	1	90	4,605	12,322	11
青森	23		9	66	122	512	128	613	2	8	4,457	18,974	7,766	32,418	5,007	20,099	52,927,468	2	16	2,789	26,961	9
岩手			2						1	2	3	20	14	85	3	20	163,135			104	806	
宮城			1				1	5	3	17					1	5	342,062	1				
秋田					35	144	12	50	12	50	950	3,895	3,119	12,788	997	4,089	22,356,313	2	21	867	8,004	2
山形	5		4	25	48	203	44	175	46	202	201	894	733	3,188	1,093	4,696	12,787,108	1	8	166	3,858	1
福島									1	3			20	72			71,526			35	21	
茨城							1	10	1	4	5	20			10	30	1,864,814			5		
栃木																	99,524					
群馬	1		2	3			1	5	4	12			20	73			489,934					
埼玉															1	5	4,200					
千葉											9	31										
東京													91	319	9	31						
神奈川					1	4			8	29					1	4	1,114,753			43	806	
新潟					1	4					8	40	300	950	9	44	680,840					
富山					1	5			33	85	43	178	1,550	5,310	45	183	2,629,501			63	413	
石川									1	3	9	43	358	1,389	9	46	7,738,015		1	222	577	
福井			1	1	6	18	1	1	27	93	5	14	90	290	12	33	3,767,441		15	95	1,330	
山梨							1	4	1	4			43	163	1	4	1,439,577			232	2,002	
長野				2	1	3	8	27	28	102	55	217	267	1,027	64	247	8,236,978		8	350	7,850	
岐阜					1	1					127	347	292	1,015	86	348	4,721,894	1	21	5	1,244	
静岡	3		2	2	2	12	2	6	16	53	80	353	2,088	7,846	84	371	7,900,654	1	88	1,108	6,357	
愛知			1	3					41	154	75	243	1,486	5,089	73	243	4,810,690	2	117	489	4,839	
三重				2	1	2			24	106	2	13	101	336	3	15	3,501,533	1	29	330	3,109	
滋賀	1		2	2	4	14	10	42	59	210	21	84	1,937	7,290	34	140	6,444,732		16	1,322	4,018	
京都					1	6	2	5			910	3,343	39,813	134,710	1,220	3,354	472,765		31	2,820	2,454	
大阪							1	7	1	2	255	830	2,726	10,599	260	839	6,777,879	1	10	670	3,404	
兵庫									25	113	2	5	38	122	2	5	3,306,393		2	90	1,632	
奈良	1		2		7	21	5	17	507	1,513	584	1,941	7,433	25,521	595	1,979	16,192,713					
和歌山											4	16	2,019	8,076	4	16	2,804,573			8	126	
鳥取	1		1	1	6	22			2	5	8	27	236	753	14	49	5,824,078		3	5	467	
島根							2	6			5	16	693	2,378	8	22	2,849,734		9	93	1,895	
岡山							5	15	8	24	82	263	2,213	7,061	87	278	5,349,774		38	627	2,710	
広島							1	35	15	44	10	37	864	2,613	22	72	1,841,403		7	41	666	
山口	18	1	9	20	110	318	125	431	190	629	1,809	6,573	10,621	37,682	2,082	7,322	30,195,683	1	55	965	9,202	10
徳島				2	1	5	10	39			168	618	2,315	8,955	181	662	11,166,660	1		1,133	2,641	
香川	4		3	39	19	72	76	320	10,938	46,451	565	2,401	6,624	28,164	827	2,793	22,720,962		66	785	9,326	
愛媛	77		95	161	679	1,965	1,481	3,786	11,327	300,038	12,564	39,684	19,734	58,438	14,000	45,435	139,835,690	1	53	2,253	17,466	19
高知																	346,546					
福岡																						
佐賀													6	24			81,082					
長崎			1														392,228	1	34	63	235	
熊本											15	43	216	773	15	43	137,831	2	52	2	50	
大分													13	37			308,902	1	10		64	
宮崎							1	2			43	129	163	269	109	131	52,794			5	19	
鹿児島													138,135	485,029	33,626	117,253	446,108,293	20	800	22,390	136,874	52
沖縄																						
合計	145	2	138	340	1,085	3,480	1,965	5,760	23,364	350,216	29,132	104,584										

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	人的被害			住宅被害			
			死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
			人	人	人	むね	むね	むね	むね
1	23. 9.11～12	水害	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9.19～17	アイオン台風	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6.18～22	デラ台風	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8.13～18	ジュディス台風	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31～9.1	キティ台風	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1.10～14	風害	11	109		43	56		
7	5.19～21	風水害	1	58	2	6	1		25
8	6. 9	山崩れ	50		23	5			
9	6. 9～14	水害・山崩れ	1	58	2	6	1	25	
10	8. 3～ 6	風水害・山崩れ	40	59	764	286	90	10,958	21,335
11	9. 3～ 4	ジェーン台風	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
12	9.13～15	キジア台風	51	12	303	1,417	5,786	31,927	125,800
13	26. 7. 7～17	水害	162	144	358	630	727	13,532	89,766
14	10.13～15	ルース台風	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
15	27. 6.22～24	ダイナ台風	65	70	28	73	89	4,020	35,692
16	7.10～12	水害	67	73	101	356	238	20,733	21,456
17	28. 6. 4～ 8	台風2号	37	17	56	147	135	1,810	31,830
18	6.23～30	水害	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
19	7.16～25	水害	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
20	8.11～15	水害	290	140	994	893	765	6,222	18,894
21	9.22～26	台風13号	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
22	29. 5. 8～12	風害	172	498	59	606	1,471		23
23	8.17～20	台風5号	30	33	77	361	1,321	3,797	28,597
24	9.10～14	台風12号	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
25	9.16～19	台風14号	36	24	59	119	141	6,057	38,445
26	9.24～27	台風15号(洞爺丸台風)	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
27	30. 2.19～20	風害	16	104	18	42	100	77	219
28	4.14～18	水害・山崩れ	91	4	34	42	42	3,024	15,445
29	5.11	雹害(紫雲丸事件)	166						
30	9.29～10.1	台風22号	54	14	314	6,412	13,046	10,184	41,110
31	31. 4.17～18	風水害	47	53		2	10	1,087	1,320
32	7.14～17	水害	50	10	37	160	134	8,775	22,291
33	10.30～31	水害・山崩れ	23	47	22	82	51	671	4,702
34	32. 6.27～28	台風5号	30	23	33	108	127	24,163	105,510
35	7.25～28	諫早水害	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
36	33. 1.26～27	風害・浪害(南海丸事件)	174	38	8			6	
37	9.18～19	台風21号	25	47	111	390	526	8,934	39,766
38	9.26～28	台風22号(狩野川台風)	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
39	34. 7.13～15	水害・山崩れ	44	16	77	193	182	8,539	68,749
40	8.12～14	台風7号	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
41	8.22～28	水害・山崩れ	61	6	715	344	806	13,269	35,883
42	9.15～18	台風14号	40	53	426	1,443	1,858	5,174	13,413

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	人的被害 死者	人的被害 行方不明者	人的被害 負傷者	住宅被害 全壊(流失)	住宅被害 半壊	住宅被害 床上浸水	住宅被害 床下浸水
			人	人	人	むね	むね	むね	むね
43	34. 9.26～27	台風15号(伊勢湾台風)	4,697	401	38,921	80,838	113,052	157,858	205,753
44	10.16～19	台風18号	46	8	18	291	786	63	749
45	35. 5.24	チリ地震津波	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
46	8.24	台風16号	49	6	126	216	290	7,714	33,145
47	9.19	炭鉱落盤	67						
48	36. 6.24～7. 5	水害・山崩れ	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
49	9.15～16	台風18号(第二室戸台風)	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
50	10.25～28	水害・がけ崩れ	78	31	86	234	444	10,435	50,313
51	37. 7. 1～ 8	水害・山崩れ	110	17	114	263	285	16,108	92,448
52	38. 1.	雪害	228	3	356	753	982	640	6,388
53	39. 7.17～20	水害・山崩れ	114	18	221	669		9,360	48,616
54	9.24～26	台風20号	47	4	664	4,235	11,099	11,487	45,267
55	40. 9.10～18	台風23・24・25号	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
56	41. 6.27～29	台風4号	63	7	96	116	138	26,670	107,449
57	9.23～25	台風24・26号	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
58	42. 7. 8～ 9	水害・がけ崩れ	102	16	152	163	169	17,213	103,731
59	8.26～29	水害・がけ崩れ	83	55	155	449	408	26,641	39,542
60	43. 8.17	水害・がけ崩れ(飛騨川バス転落)	106	13	29	64	79	2,061	13,460
61	44. 6.24～7.11	水害	84	5	743	367	612	12,860	105,888
62	46. 7.16～26	水害・がけ崩れ	64	1	171	272	514	12,136	58,805
63	46. 8. 3～ 6	台風19号	70		364	554	1,093	5,783	23,999

の風水害等の記録(つづき)

番号	被害発生年月日	災害種目	人的被害 死者	人的被害 行方不明者	人的被害 負傷者	住宅被害 全壊(流失)	住宅被害 半壊	住宅被害 床上浸水	住宅被害 床下浸水
			人	人	人	むね	むね	むね	むね
64	46. 9. 5～ 8	水害・台風25号	57	1	108	353	525	6,067	36,102
65	47. 7. 3～15	水害・台風6・7・9号	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
66	47. 9.13～19	水害・台風20号	55	3	325	351	1,913	19,524	138,679
67	49. 5.29～8. 1	水害・台風8号	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
68	51. 9. 8～9.14	水害・台風17号	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392

(注) 死者及び行方不明者の合計が50人以上のもの。

附属資料14 都道府県別市

都道府県＼区分	消防本部 計	消防本部 市	消防本部 町	消防本部 組合	消防署	出張所	消防職員
北海道	72	20	8	44	101	398	6,834
青森	16	1	2	13	23	56	1,756
岩手	14	3	1	10	17	50	1,178
宮城	13	4		9	24	68	1,833
秋田	17	2	1	14	19	63	1,451
山形	15	8	2	5	15	44	1,235
福島	12	2		10	19	65	1,625
茨城	24	12	4	8	37	25	2,025
栃木	15	5	1	9	15	47	1,669
群馬	12	2		10	23	34	1,530
埼玉	44	28	3	13	44	74	3,919
千葉	30	18	3	9	42	84	3,969
東京	7	4	3		75	212	17,707
神奈川	27	18	7	2	49	128	5,978
新潟	36	13	10	13	40	52	2,138
富山	22	9	11	2	30	23	955
石川	11	3	3	5	13	35	935
福井	12	1	3	8	14	41	818
山梨	10	2	1	7	16	27	657
長野	21	9	2	10	31	40	1,432
岐阜	20	8	3	9	29	36	1,422
静岡	29	15	1	13	34	77	2,774
愛知	41	28	5	8	61	81	4,996
三重	14	8		6	19	44	1,350
滋賀	11	3		8	22	16	801
京都	16	10	5	1	25	34	2,110
大阪	30	22	4	4	62	145	7,730
兵庫	24	20	2	2	43	59	3,633
奈良	9	8		1	12	8	592
和歌山	13	7	4	2	17	7	670
鳥取	4	3		1	4	5	297
島根	11	2	1	8	12	36	620
岡山	14	2		12	20	47	1,396
広島	21	6	5	10	31	45	2,246
山口	15	9		6	20	23	1,242
徳島	10	3		7	18	16	612
香川	10	4	1	5	12	16	834
愛媛	12	6		6	12	20	838
高知	15	6		9	16	23	802
福岡	24	10	1	13	37	82	3,234
佐賀	10	3		7	14	16	760
長崎	10	3		7	14	51	1,321
熊本	14	3		11	17	40	1,382
大分	15	4	1	10	17	38	1,262
宮崎	9	6		3	12	22	761
鹿児島	15	8		7	17	30	1,086
沖縄	13	10	2	1	14	7	590
合計	859	381	100	378	1,258	2,590	105,005

町村消防組織一覧

昭和50年4月1日現在

消防団	分団	消防団常備部 計	消防団常備部 市	消防団常備部 町	消防団常備部 村	消防団員数	全国市町村 計	全国市町村 市	全国市町村 町	全国市町村 村
251	1,080					33,247	212	32	154	26
68	693					24,710	67	8	33	26
62	507					29,178	62	13	31	18
77	504	2		2		26,578	74	11	60	3
70	658	1		1		24,479	69	9	47	13
44	409					35,167	44	13	27	4
90	647					44,026	90	10	51	29
92	1,281					34,142	92	18	44	30
49	387					18,458	49	12	33	4
70	498					14,572	70	11	28	31
91	648					17,488	92	38	35	19
72	1,036					36,511	80	26	47	7
97	667					26,950	41	26	7	8
58	552					19,602	37	18	18	1
112	972					59,268	112	20	53	39
41	299					9,945	35	9	18	8
39	219	4		3	1	5,495	41	8	26	7
32	246					5,635	35	7	22	6
64	262					21,252	64	7	36	21
122	944					51,173	122	17	38	67
136	620					25,469	100	13	55	32
75	669					27,789	75	21	49	5
288	818					29,798	88	30	46	12
69	486					15,228	69	13	44	12
50	185					9,345	50	7	42	1
71	368	1		1		23,524	44	10	33	1
39	423					10,867	44	31	11	2
120	1,989					62,497	92	21	71	
47	364					12,284	47	9	20	18
50	322					13,441	50	7	36	7
41	296					7,558	39	4	31	4
59	397					16,567	59	8	41	10
81	457					37,030	79	10	56	13
87	719					30,552	87	12	69	6
56	512					16,963	56	14	36	6
46	468					13,419	50	4	38	8
43	268					8,003	43	5	38	
70	537					24,125	70	12	44	14
53	307					8,868	53	9	25	19
108	713					29,827	97	20	69	8
49	186					26,070	49	7	36	6
81	873					25,997	79	8	69	2
98	828					44,533	98	11	64	23
58	501					21,115	58	11	36	11
44	123					18,919	44	9	28	7
96	733					18,119	96	14	73	9
52	134	14		2	12	2,151	53	10	6	37
3,668	26,805	22		9	13	1,118,036	3,257	643	1,974	640

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況

（51.4.1現在）

事項＼防火対象物の区分			(一)		(二)		(三)	
			劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物			236	275	178	685	731	1,011
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物			554	1,261	776	2,217	839	3,707
避難器具の設置を必要とする防火対象物			141	430	261	455	326	1,120
誘導灯の設置を必要とする防火対象物			556	1,137	1,336	2,847	1,888	4,485
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	271	275	110	279	194	223
		延面積	1,744,974	877,733	457,856	1,110,537	264,581	458,776
	未設置防火対象物	数	65	41	23	39	83	32
		延面積	168,751	54,976	17,681	47,137	94,035	38,431
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	2	6	1	7	14	18
		延面積	1,351	5,850	351	10,338	19,459	22,850
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	69	35	20	139	4	25
		延面積	798,789	342,036	66,633	779,233	14,454	215,433
	未設置防火対象物	数	60	16	5	13	1	5
		延面積	748,520	154,736	15,271	88,789	10,558	57,304
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数		1				
		延面積		81,750				
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	8	17	2	67	2	6
		延面積	27,372	69,458	1,278	257,734	4,820	7,192
	未設置防火対象物	数	2	2	1	1	1	1
		延面積	14,700	34,984	319	300	4,400	413
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	1			1		
		延面積	747			936		

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項＼防火対象物の区分			(四)	(五)		(六)		
			百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物			1,500	4,572	66,195	1,569	517	793
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物			4,092	4,420	13,497	2,914	1,941	2,123
避難器具の設置を必要とする防火対象物			1,532	2,219	6,250	1,961	928	972
誘導灯の設置を必要とする防火対象物			5,192	8,500	6,676	6,170	2,227	2,990
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	1,533	1,271	5,148	1,541	333	287
		延面積	5,979,058	3,992,419	17,183,900	6,749,823	915,904	535,159
	未設置防火対象物	数	315	223		152	40	75
		延面積	557,718	240,708		326,687	56,384	90,766
	既存不適格防火対象物	数			411			
		延面積			927,637			
	違反防火対象物	数	86	45	83	41	10	27
		延面積	135,327	55,736	121,121	47,681	15,340	27,182
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	350	124	37	285	6	2
		延面積	4,188,060	2,103,857	146,081	4,372,602	51,703	17,751
	未設置防火対象物	数	100	63		161	3	1
		延面積	846,372	941,554		2,651,146	32,141	10,901
	既存不適格防火対象物	数			12			
		延面積			15,191			
	違反防火対象物	数	23			3		
		延面積	90,224			6,199		
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	167	84	128	86	5	
		延面積	865,066	246,584	188,435	403,586	9,647	
	未設置防火対象物	数	35	13		24	1	
		延面積	259,620	38,911		108,997	340	
	既存不適格防火対象物	数			4			
		延面積			26,087			
	違反防火対象物	数		3	2	2		
		延面積		1,828	1,044	700		

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(七) 学校	(八) 図書館等	(九) 特殊浴場	(九) 一般浴場	(十) 停車場	(十一) 神社寺院等
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物		1,187	16	227	4,180	53	332
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物		8,255	144	441	4,107	296	1,513
避難器具の設置を必要とする防火対象物		6,441	58	185	35	15	102
誘導灯の設置を必要とする防火対象物		3,192	128	585	1,386	330	353
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	6,910	87	25	5	288	211
	設置を必要とする防火対象物 延面積	29,804,907	394,129	36,361	9,437	1,415,243	883,753
	未設置防火対象物 数			3			
	未設置防火対象物 延面積			2,874			
	既存不適格防火対象物 数	712	8		3	22	30
	既存不適格防火対象物 延面積	2,516,193	34,604		5,253	61,536	49,392
	違反防火対象物 数	141				4	5
	違反防火対象物 延面積	558,691				9,387	6,335
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物 数	21	5	2		11	
	設置を必要とする防火対象物 延面積	81,845	44,524	4,423		45,066	
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	2	1				
	既存不適格防火対象物 延面積	29,036	4,216				
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物 数	31	12	2	1	10	6
	設置を必要とする防火対象物 延面積	56,242	22,310	1,409	1,255	6,715	19,150
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数		3				
	既存不適格防火対象物 延面積		11,196				
	違反防火対象物 数	1					
	違反防火対象物 延面積	356					

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(十二) 工場等	(十二) テレビスタジオ等	(十三) 駐車場等	(十三) 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物		6,223	50			542	957
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物		9,373	86	361	213	1,591	13,207
避難器具の設置を必要とする防火対象物		1,256	13	77	4	392	6,318
誘導灯の設置を必要とする防火対象物		5,436	66	156	30	1,893	8,556
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	7,762	83	94	2	3,603	6,957
	設置を必要とする防火対象物 延面積	33,166,939	287,246	357,679	7,313	13,424,391	31,756,651
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	1,528	55	16		519	528
	既存不適格防火対象物 延面積	3,275,876	67,506	23,312		1,176,538	1,559,412
	違反防火対象物 数	893	1	1		287	59
	違反防火対象物 延面積	1,374,885	16,069	1,701		472,985	117,995
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物 数	72	11	3		63	223
	設置を必要とする防火対象物 延面積	546,407	128,222	42,725		208,275	1,990,853
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	8				11	16
	既存不適格防火対象物 延面積	34,795				33,558	77,795
	違反防火対象物 数		1			1	2
	違反防火対象物 延面積		16,069			1,137	13,888
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物 数	361	11	572	28	90	1,628
	設置を必要とする防火対象物 延面積	937,230	36,817	1,118,157	35,039	361,979	3,719,886
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数	21	3	71	3	8	149
	既存不適格防火対象物 延面積	34,458	3,851	80,898	5,445	17,796	290,049
	違反防火対象物 数	9		46		2	6
	違反防火対象物 延面積	9,322		38,100		2,132	29,820

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(イ) 特定複合用途防火対象物	(イ) 一般複合用途防火対象物	(十六の三) 地下街	(ロ) 文化財	合計
漏電火災警報器の設置を必要とする防火対象物		3,341	4,503		77	99,950
非常警報設備の設置を必要とする防火対象物		16,844	4,858	39	63	99,732
避難器具の設置を必要とする防火対象物		9,644	3,028			44,163
誘導灯の設置を必要とする防火対象物		22,055	3,848	42		91,043
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	4,431	1,900	41	5	43,868
	設置を必要とする防火対象物 延面積	29,057,695	9,028,867	528,227	24,731	190,454,289
	未設置防火対象物 数	281		7		1,378
	未設置防火対象物 延面積	685,140		21,996		2,403,284
	既存不適格防火対象物 数		144			3,976
	既存不適格防火対象物 延面積		554,393			10,251,652
	違反防火対象物 数	110	71			1,912
	違反防火対象物 延面積	446,521	164,142			3,631,297
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物 数	1,359	107	37		3,010
	設置を必要とする防火対象物 延面積	14,519,269	722,606	538,849		31,969,696
	未設置防火対象物 数	539		9		976
	未設置防火対象物 延面積	5,118,982		40,004		10,716,278
	既存不適格防火対象物 数		32			82
	既存不適格防火対象物 延面積		99,063			293,654
	違反防火対象物 数	24	1			56
	違反防火対象物 延面積	184,721	5,962			400,000
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物 数	686	1,065	19	2	5,096
	設置を必要とする防火対象物 延面積	5,072,902	1,420,866	210,216	3,012	15,104,357
	未設置防火対象物 数	123		4		208
	未設置防火対象物 延面積	475,669		24,188		962,841
	既存不適格防火対象物 数		22			284
	既存不適格防火対象物 延面積		178,053			647,833
	違反防火対象物 数	16	4			93
	違反防火対象物 延面積	38,649	2,266			125,900

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項 ＼ 防火対象物の区分		(イ) 劇場等	(イ) 公会堂等	(ハ) キャバレー等	(ハ) 遊技場等	(ニ) 料理店等	(ニ) 飲食店
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物 数	11			6		
	設置を必要とする防火対象物 延面積	183,606			65,444		
	未設置防火対象物 数	1					
	未設置防火対象物 延面積	26,635					
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						
動力消防ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物 数	3				2	2
	設置を必要とする防火対象物 延面積	6,770				2,545	1,730
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物 数	487	676	316	1,075	849	1,721
	設置を必要とする防火対象物 延面積	1,448,347	1,144,975	311,020	1,826,016	616,727	1,904,938
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数	119	75	35	110	283	379
	違反防火対象物 延面積	167,445	68,153	33,287	102,099	158,981	186,341
消防用水	設置を必要とする防火対象物 数	5	2				
	設置を必要とする防火対象物 延面積	151,525	61,029				
	未設置防火対象物 数						
	未設置防火対象物 延面積						
	既存不適格防火対象物 数						
	既存不適格防火対象物 延面積						
	違反防火対象物 数						
	違反防火対象物 延面積						

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(四)	(五)		(六)		
			百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	25	9	22	35	2	
		延面積	225,102	364,600	234,013	586,968	5,509	
	未設置防火対象物	数	7			4		
		延面積	70,911			51,736		
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	4					
		延面積	20,650					
動力消防ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物	数	8	6		7	4	9
		延面積	86,749	134,167		71,156	8,302	8,813
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	1					
		延面積	23,903					
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	4,531	5,152	23,254	4,108	2,209	2,160
		延面積	8,691,633	6,500,994	35,001,559	8,691,386	2,289,074	1,775,168
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数			3,233			
		延面積			3,857,746			
	違反防火対象物	数	956	257	896	203	96	208
		延面積	918,542	125,726	750,035	309,693	73,005	130,662
消防用水	設置を必要とする防火対象物	数	5	15	45	30	1	1
		延面積	151,587	743,306	1,430,302	919,077	36,738	16,869
	未設置防火対象物	数		2		2		
		延面積		76,029		41,695		
	既存不適格防火対象物	数			3			
		延面積			153,285			
	違反防火対象物	数	1			2	1	
		延面積	23,903			44,058	36,738	

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)
			学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	23				2	19
		延面積	420,259				11,386	79,740
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	4					
		延面積	27,083					
	違反防火対象物	数					1	
		延面積					5,085	
動力消火ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物	数	8				1	27
		延面積	26,861				15,520	909,708
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	4					
		延面積	8,567					
	違反防火対象物	数						
		延面積						
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	10,251	148	463	63	371	326
		延面積	31,815,189	537,770	221,234	39,297	1,515,331	654,923
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	1,196	6		19	54	41
		延面積	2,185,548	16,053		13,334	181,234	49,446
	違反防火対象物	数	354	2	74	2	4	9
		延面積	589,213	6,149	30,827	1,198	9,871	13,817
消防用水	設置を必要とする防火対象物	数	10					2
		延面積	497,975					30,455
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	1					
		延面積	5,219					
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(ロ) 工場等	(ロ) テレビスタジオ等	(ロ) 駐車場等	(ロ) 航空機格納庫	(ハ) 倉庫	(ニ) 事務所等
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	755	1	2		248	111
		延面積	9,561,650	6,970	9,651		2,041,774	1,812,751
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	27	1			15	5
		延面積	317,164	6,970			218,412	140,985
	違反防火対象物	数	26				7	7
		延面積	123,074				32,345	19,296
動力消火ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物	数	605	2			76	34
		延面積	6,195,666	61,884			394,509	311,579
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	3					2
		延面積	25,435					29,341
	違反防火対象物	数						
		延面積						
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	19,302	67	640	32	9,537	11,854
		延面積	45,341,023	290,060	1,231,184	37,035	21,278,678	42,305,674
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	4,047	11	141	9	1,573	1,127
		延面積	5,627,878	12,750	134,780	11,837	2,664,942	2,973,396
	違反防火対象物	数	1,375		45		419	110
		延面積	1,849,684		41,666		579,874	266,656
消防用水	設置を必要とする防火対象物	数	248	4	1		23	55
		延面積	6,850,485	106,025	19,348		801,060	4,822,648
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	18					10
		延面積	567,270					494,844
	違反防火対象物	数	1				1	1
		延面積	28,719				16,050	30,007

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(ホ) 特定複合用途防火対象物	(ホ) 一般複合用途防火対象物	(ホ)(ホの三) 地下街	(ヘ) 文化財	合計
屋外消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	79	29		3	1,382
		延面積	6,132,336	868,250		21,890	22,631,899
	未設置防火対象物	数	1				13
		延面積	18,495				167,777
	既存不適格防火対象物	数				1	53
		延面積				6,500	717,114
	違反防火対象物	数					45
		延面積					200,450
動力消火ポンプ設備	設置を必要とする防火対象物	数	9	11			814
		延面積	106,596	35,988			8,378,543
	未設置防火対象物	数					
		延面積					
	既存不適格防火対象物	数					9
		延面積					63,343
	違反防火対象物	数		1			2
		延面積		6,245			30,148
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	11,847	4,457	42	255	116,193
		延面積	44,177,938	61,476,072	571,737	202,393	321,897,375
	未設置防火対象物	数			5		5
		延面積			19,584		19,584
	既存不適格防火対象物	数		297			11,754
		延面積		1,005,262			18,734,206
	違反防火対象物	数	897	118	3	24	7,053
		延面積	1,957,168	202,165	24,805	4,614	8,601,676
消防用水	設置を必要とする防火対象物	数	108	22		1	578
		延面積	5,188,423	1,465,279		6,500	23,298,631
	未設置防火対象物	数	7				11
		延面積	456,918				574,642
	既存不適格防火対象物	数		3		1	36
		延面積		148,916		6,500	1,376,034
	違反防火対象物	数	2	2			11
		延面積	111,635	196,376			487,486

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(一) 劇場等	(一) 公会堂等	(二) キャバレー等	(二) 遊技場等	(三) 料理店等	(三) 飲食店
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数	11	16	6	40		
		延面積	53,049	54,200	10,627	227,156		
	未設置防火対象物	数	5			6		
		延面積	22,208			52,058		
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	21	17	3	5	1	9
		延面積	58,239	95,078	3,833	12,851	751	14,715
	未設置防火対象物	数	19	16	2	4	1	8
		延面積	54,053	90,878	2,722	6,288	751	11,228
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	27	28	14	34	7	66
		延面積	379,726	214,612	24,240	334,778	21,403	209,158
	未設置防火対象物	数	2		1		1	3
		延面積	14,700		1,262		970	4,321
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数		1				
		延面積		8,016				
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数						1
		延面積						930
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(四) 百貨店等	(五) 旅館等	(五) 共同住宅等	(六) 病院等	(六) 社会福祉施設	幼稚園等
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数	156	3		3		
		延面積	2,166,713	127,026		22,966		
	未設置防火対象物	数	38			2		
		延面積	707,643			6,065		
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数	4					
		延面積	33,696					
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	75	57	21	81	2	
		延面積	219,827	507,935	33,782	369,803	15,088	
	未設置防火対象物	数	60	40		66	1	
		延面積	154,992	356,852		321,726	2,388	
	既存不適格防火対象物	数			16			
		延面積			25,563			
	違反防火対象物	数	2	3		1		
		延面積	2,120	2,937		861		
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	374	321	2,864	227	13	
		延面積	3,365,724	2,184,993	20,109,952	2,548,671	162,482	
	未設置防火対象物	数	11	8		6		
		延面積	38,062	44,869		129,153		
	既存不適格防火対象物	数			23			
		延面積			62,312			
	違反防火対象物	数	2	12	4			
		延面積	4,308	25,893	6,873			
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数	12	35	872	14		
		延面積	136,036	583,321	5,698,410	95,396		
	未設置防火対象物	数	1	5		3		
		延面積	9,804	45,010		5,670		
	既存不適格防火対象物	数			5			
		延面積			10,417			
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(七) 学校	(八) 図書館等	(九) 特殊浴場	(九) 一般浴場	(十) 停車場	(十一) 神社寺院等
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数					81	
		延面積					446,321	
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数					50	
		延面積					234,107	
	違反防火対象物	数						
		延面積						
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	74	7			82	5
		延面積	182,902	36,689			364,968	27,769
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	61	6			81	3
		延面積	164,039	36,417			351,424	21,858
	違反防火対象物	数	1					
		延面積	1,264					
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	243	5	8		64	5
		延面積	2,243,245	41,208	14,329		343,584	41,337
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	12				4	
		延面積	124,684				13,232	
	違反防火対象物	数	4		1			
		延面積	32,116		470			
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数	11				1	
		延面積	49,366				2,659	
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	2				1	
		延面積	13,054				2,659	
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(十二) 工場等	(十二) テレビスタジオ等	(十三) 駐車場等	(十三) 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数			17			32
		延面積			196,405			227,423
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						14
		延面積						27,055
	違反防火対象物	数						
		延面積						
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	26	8	4		6	549
		延面積	143,426	26,166	10,770		16,641	1,190,852
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	17	8	3		4	456
		延面積	36,844	26,166	9,420		4,870	917,697
	違反防火対象物	数	2					
		延面積	81,177					
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	188	8	30		239	3,642
		延面積	2,033,921	122,781	182,643		1,753,848	16,981,366
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数	6				5	99
		延面積	34,760				9,687	436,021
	違反防火対象物	数	3				7	25
		延面積	13,756				35,332	53,793
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数	1	1	1			183
		延面積	44,749	2,096	698			1,482,784
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						8
		延面積						85,728
	違反防火対象物	数						4
		延面積						11,026

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(イ) 特定複合用途防火対象物	(イ) 一般複合用途防火対象物	(十六の三) 地下街	(ロ) 文化財	合計
排煙設備	設置を必要とする防火対象物	数	245	24	33		667
		延面積	4,222,573	128,642	540,223		8,424,106
	未設置防火対象物	数	56		5		116
		延面積	783,280		11,867		1,583,121
	既存不適格防火対象物	数		9	1		77
		延面積		42,850	5,508		351,109
	違反防火対象物	数	4	2			10
		延面積	96,877	6,299			136,872
連結散水設備	設置を必要とする防火対象物	数	569	124	15	1	1,762
		延面積	2,246,041	828,527	214,774	2,684	6,624,111
	未設置防火対象物	数	464		10		691
		延面積	1,624,602		87,665		2,714,145
	既存不適格防火対象物	数		114		1	779
		延面積		803,645		2,684	2,400,627
	違反防火対象物	数	1				10
		延面積	2,800				91,159
連結送水管	設置を必要とする防火対象物	数	4,536	1,960	35	1	14,939
		延面積	25,619,850	7,993,451	553,805	9,795	87,490,902
	未設置防火対象物	数	97		4		133
		延面積	503,487		17,855		754,679
	既存不適格防火対象物	数		11			160
		延面積		21,296			701,992
	違反防火対象物	数	54	11			124
		延面積	87,459	25,392			293,408
非常コンセント設備	設置を必要とする防火対象物	数	716	242	36		2,126
		延面積	5,921,856	871,370	570,699		15,460,370
	未設置防火対象物	数	198		22		229
		延面積	413,596		285,004		759,084
	既存不適格防火対象物	数		7			23
		延面積		9,908			121,766
	違反防火対象物	数	7	3			14
		延面積	3,372	8,911			23,309

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(一) 劇場等	公会堂等	(二) キャバレー等	遊技場等	(三) 料理店等	飲食店
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

事項	防火対象物の区分		(四) 百貨店等	(五) 館旅等	共同住宅等	(六) 病院等	社会福祉施設	幼稚園等
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

事項	防火対象物の区分		(七) 学校	(八) 図書館等	(九) 特殊浴場	一般浴場	(十) 停車場	(十一) 神社寺院等
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

附属資料15　10大市における消防用設備等の設置状況（つづき）

（51.4.1現在）

事項	防火対象物の区分		(い) 工場等	(い) テレビスタジオ等	(ろ) 駐車場等	(ろ) 航空機格納庫	(は) 倉庫	(に) 事務所等
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数						
		延面積						
	未設置防火対象物	数						
		延面積						
	既存不適格防火対象物	数						
		延面積						
	違反防火対象物	数						
		延面積						

事項	防火対象物の区分		(ほ) 複合用途防火対象物 特定	(ほ) 複合用途防火対象物 一般	(ほ)(地下街) 地下街	(へ) 文化財	合計
無線通信補助設備	設置を必要とする防火対象物	数			36		36
		延面積			587,923		587,923
	未設置防火対象物	数			28		28
		延面積			403,055		403,055
	既存不適格防火対象物	数					
		延面積					
	違反防火対象物	数					
		延面積					

（注）1.　「設置を必要とする防火対象物」には，法律上は設置を要しない「既存不適格防火対象物」を含む。

2.　「未設置防火対象物」とは，そ及適用を受ける特定防火対象物で設備が設置されていないものである。

3.　「既存不適格防火対象物」とは，現行基準には適合しないが，そ及適用を受けないため法律上は設置を要しないものである。

附属資料16　都道府県の防災会議及び防災計画の状況

都道府県	区分 防災会議の開催回数（昭和50年度）	防災会議幹事会の開催回数（昭和50年度）	防災計画通算修正回の修正回数（昭和50年度）	防災計画通算修正回数（昭和51年8月1日現在）	防災会議の部会の設置状況（昭和51年8月1日現在）
北海道	0	5	1	5	地震対策部会(39. 9.14)，救急医療対策部会(47.12.12)
青森	0	0	1	5	原子力部会(46.11. 8)
岩手	1	1	1	12	地震部会(50.12.23)
宮城	0	1	0	7	
秋田	0	1	0	5	通信部会(39.12.11)，雪害対策部会（39.12.11)，災害危険地域対策部会（42.6.13)
山形	1	1	1	12	
福島	1	1	1	12	山くずれ等対策部会(42. 8. 8)，救急医療部会(41. 2.19)，いわき臨海工業地帯部会(47. 9. 1)
茨城	1	0	1	13	
栃木	1	1	1	12	救急医療部会(42. 6. 7)，地震部会(46. 6.12)
群馬	1	1	1	13	
埼玉	1	0	1	12	地震対策部会(47. 4.11)
千葉	1	1	1	12	地震対策部会(46.12. 1)
東京	1	1	1	13	地震部会(39. 7.29)，風水害部会(39. 7.29)
神奈川	1	0	0	9	地震対策部会(44. 4.21)
新潟	0	0	0	11	
富山	1	1	1	7	災害救助部会(37.12. 1)，通信情報部会(37.12. 1)

附属資料16　都道府県の防災会議及び防災計画の状況（つづき）

都道府県＼区分	防災会議の開催回数（昭和50年度）	幹事会の開催回数（昭和50年度）	防災計画の修正回数（昭和50年度）	通算修正回数（昭和51年8月1日現在）	防災会議の部会の設置状況（昭和51年8月1日現在）
石川	0	3	0	6	
福井	0	0	0	6	原子力対策部会(44. 1.10)
山梨	1	1	1	13	地震部会(47. 5.19)
長野	0	1	1	13	震災対策部会(40. 8.31)
岐阜	1	1	1	14	
静岡	1	1	1	13	
愛知	1	2	1	13	地震部会(46. 5.25)，産業災害対策部会(50. 4.22)
三重	1	2	1	12	救急医療部会(46. 8. 6)，特殊災害部会(50. 3.31)
滋賀	1	1	1	6	
京都	1	3	1	13	
大阪	0	0	0	3	地下街等災害対策部会(47. 7.31)，地震対策部会(47. 7.31)
兵庫	1	1	1	13	瀬戸内危険物集積地帯防災対策部会(50. 4. 1)
奈良	1	1	1	12	
和歌山	0	1	1	9	県北部臨海工業地帯防災対策部会(46. 6. 1)
鳥取	1	0	1	13	総務部会（41.3），施設部会（41.3），生活環境部会（41.3），運輸通信部会(41.3)，救急医療部会(41.3)，原子力防災部会(48.4)
島根	1	1	1	12	
岡山	0	1	1	5	
広島	1	1	1	13	
山口	1	0	1	10	
徳島	1	1	1	10	
香川	0	1	1	11	
愛媛	1	1	1	12	地震部会(43. 2. 6)
高知	1	0	1	14	
福岡	1	1	1	5	
佐賀	1	1	1	6	救急医療部会(41. 3.29)
長崎	1	1	1	9	
熊本	1	1	1	11	
大分	0	0	0	11	災害救助部門幹事会(45. 2. 9)
宮崎	1	1	1	10	救急医療部会(44.11.19)，地すべり等対策部会(48. 5.30)
鹿児島	1	1	1	8	
沖縄	1	0	0	0	
合計	34	45	38	466	
平均	0.72	0.96	0.81	9.91	

附属資料17　都道府県の防災訓練の実施状況（昭和50. 8. 2～51. 8. 1）

都道府県＼区分	実施回数	訓練想定（訓練形態）	参加人員
北海道	2	水害(水防工法)，地震津波(通信，避難)	60,200
青森	0		0
岩手	1	地震災害(総合)	5,400
宮城	3	土石流(図上)，林野火災(総合)，津波(総合)	10,500
秋田	3	大火，水害(総合)，コンビナート災害(総合)，海難事故(総合)	4,663
山形	1	海上油流出，屋外石油タンク火災(総合)	710
福島	1	地震災害(総合)	1,861
茨城	1	航空機事故，林野火災(総合)	2,047
栃木	2	地震災害(総合)，林野火災(総合)	1,386
群馬	0		0
埼玉	1	地震災害(総合)	1,400
千葉	1	地震災害(総合)	1,681
東京	1	地震災害(総合)	52,000
神奈川	1	地震災害(図上，通信)	120
新潟	1	地震災害(総合)	14,857
富山	1	台風，火災(総合)	1,900
石川	2	地震災害(2)（総合）	2,360
福井	1	台風(総合)	879
山梨	1	地震，大火，林野火災，豪雨(総合)	2,160
長野	2	風水害(総合)，台風災害(総合)	2,750
岐阜	2	地震災害(総合)，風水害(総合)	2,800
静岡	2	豪雨(総合)，地震災害(総合)	3,198
愛知	1	地震災害，産業災害(総合)	13,147
三重	1	高圧ガス災害(総合)	250
滋賀	1	地震災害(総合)	608
京都	0		0
大阪	0		0
兵庫	1	台風災害(総合)	1,302
奈良	1	風水害(総合)	1,550
和歌山	1	豪雨，大火，林野火災，高圧ガス災害(総合)	704
鳥取	1	地震災害(総合)	27,837
島根	1	火災，水害(総合)	600
岡山	3	台風災害(通信)，総合(救護)，高圧ガス災害(総合)	341
広島	2	豪雨(2)（総合）（図上）	1,088
山口	5	豪雨(3)(通信，総合)，大火(総合)，危険物大量流出(総合)	2,129
徳島	1	コンビナート災害(総合)	198
香川	1	台風災害，油火災(総合)	800
愛媛	0		0
高知	2	台風災害(2)（図上）（総合）	820
福岡	1	豪雨，高潮，林野火災(総合)	914
佐賀	2	市街地大火，ビル火災，集団救急事故(総合)，豪雨(総合)	2,350
長崎	1	豪雨(総合)	720
熊本	1	豪雨，危険物火災(総合)	888
大分	1	風水害(総合)	600
宮崎	1	台風災害(総合)	955
鹿児島	1	豪雨(総合)	886
沖縄	1	豪雨，危険物火災(総合)	888
合計	61		232,447

附属資料18 市町村の防災会

区分 / 都道府県	市町村数				防災会		
	市	町	村	計	市	町	村
北海道	32	154	26	212	32	154	26
青森	8	33	26	67	8	33	26
岩手	13	31	18	62	13	31	18
宮城	11	61	2	74	11	61	2
秋田	9	47	13	69	9	47	13
山形	13	27	4	44	13	27	4
福島	10	51	29	90	10	51	29
茨城	18	43	31	92	18	43	31
栃木	12	33	4	49	12	33	4
群馬	11	28	31	70	11	28	31
埼玉	38	35	19	92	38	35	19
千葉	26 (区含む)	47	7	80	26 (区含む)	47	7
東京	49	7	8	64	49	7	(5) 3
神奈川	18	18	1	37	18	18	1
新潟	20	52	40	112	20	52	40
富山	9	18	8	35	9	18	8
石川	8	26	7	41	8	26	7
福井	7	22	6	35	7	22	6
山梨	7	36	21	64	7	36	21
長野	17	38	67	122	17	38	67
岐阜	13	54	33	100	13	54	33
静岡	21	51	3	75	21	51	3
愛知	30	46	12	88	30	46	12
三重	13	44	12	69	13	44	12
滋賀	7	42	1	50	7	42	1
京都	10	33	1	44	10	33	1
大阪	31	11	2	44	31	11	2
兵庫	21	71	—	92	21	71	—
奈良	9	20	18	47	9	20	18
和歌山	7	36	7	50	7	36	7
鳥取	4	31	4	39	4	31	4
島根	8	41	10	59	8	41	10
岡山	10	56	12	78	10	56	12
広島	12	69	6	87	12	69	6
山口	14	36	6	56	14	36	6
徳島	4	38	8	50	4	38	8
香川	5	38	—	43	5	38	—
愛媛	12	44	14	70	12	44	14
高知	9	25	19	53	9	25	19
福岡	20	69	8	97	20	69	8
佐賀	7	36	6	49	7	36	6
長崎	8	70	1	79	8	70	1
熊本	11	67	20	98	11	67	20
大分	11	37	10	58	11	37	10
宮崎	9	27	8	44	9	27	8
鹿児島	14	73	9	96	14	73	9
沖縄	11	67	20	98	11	67	20
合計	667	2,039	618	3,324	667	2,039	613 (5)

（注）（ ）は防災会議設置免除団体を示す。

議及び防災計画の状況

議		防災計画					防災計画修正団体数（昭和50年度）
計	設置率(%)	市	町	村	計	作成率(%)	
212	100	32	154	26	212	100	7
67	100	8	33	26	67	100	3
62	100	13	31	18	62	100	20
74	100	11	61	2	74	100	1
69	100	9	47	13	69	100	6
44	100	13	27	4	44	100	16
90	100	10	51	29	90	100	8
92	100	18	43	31	92	100	12
49	100	12	33	4	49	100	4
70	100	11	28	31	70	100	3
92	100	38	35	19	92	100	15
80	100	26 (区含む)	47	7	80	100	8
(5)59	100	48	7	5	60	94	31
37	100	18	18	1	37	100	7
112	100	20	52	40	112	100	5
35	100	9	18	8	35	100	5
41	100	8	26	7	41	100	2
35	100	7	22	6	35	100	6
64	100	7	36	21	64	100	8
122	100	17	38	67	122	100	2
100	100	13	54	33	100	100	4
75	100	21	51	3	75	100	27
88	100	30	46	12	88	100	12
69	100	13	44	12	69	100	11
50	100	7	42	1	50	100	9
44	100	10	33	1	44	100	27
44	100	30	10	2	42	95	9
92	100	21	71	—	92	100	31
47	100	9	20	18	47	100	3
50	100	7	36	7	50	100	16
39	100	4	31	4	39	100	2
59	100	8	41	10	59	100	0
78	100	10	56	12	78	100	3
87	100	12	69	6	87	100	23
56	100	14	36	6	56	100	8
50	100	4	38	8	50	100	16
43	100	5	38	—	43	100	2
70	100	12	44	14	70	100	6
53	100	9	25	19	53	100	20
97	100	20	69	8	97	100	13
49	100	7	36	6	49	100	3
79	100	8	70	1	79	100	4
98	100	11	67	20	98	100	30
58	100	11	37	10	58	100	0
44	100	9	27	8	44	100	11
96	100	14	70	9	93	97	6
98	100	11	67	20	98	100	30
3,319 (5)	100	665	2,035	615	3,315	99.7	495 (14.9%)

附属資料19 都市の防災体制の整備状況

（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況

都市区分	調査項目	防災会議の開催状況		防災計画の作成及び修正状況			防災会議の部会の状況			
		昭和49年開催回数	昭和50年開催回数	作成年月	修正回数	最終修正年月	部会の名称	設置年月	昭和49年開催回数	昭和50年開催回数
指定都市	札幌	1	1	38. 8	4					
	川崎	1	1	38.	7	48. 8	地震専門部会	41. 7	10	12
	横浜	1	2	38. 10	6	50. 3				
	名古屋	1	1	38. 7	12	50. 6	地震災害対策部会 産業 〃 〃	50. 6 50. 6	0 0	0 0
	京都	1	1	38. 3	11	50. 8	地震対策委員会	48. 5	3	1
	大阪	1	0	40. 6	8	51. 2	地震専門部会	46. 11	1	1
	神戸	1	1	38. 8	12	50. 5				
	福岡	1	1	39. 6	11	50. 5	風水害対策委員会	49. 6	5	8
	北九州	1	1	40. 6	10	50. 4				
	平均	1.00	1.00		9.00					
指定都市	旭川	0	1	38. 8	3	50. 8				
	函館	0	0	38. 12	12	50.				
	仙台	1	1	38. 7	2	51. 3				
	いわき	1	0	41. 10	2	49. 9				
	宇都宮	1	1	37. 12	13	50. 9	地震部会 救急医療部会	44. 2 46. 10		
	浦和	0	1	41. 3	8	50. 8				
	川口	2	2	39. 7	9	50. 6	地震部会	48. 11	1	1
を除く人口30万以上の都市	大宮	1	1	47. 11	1	50. 3				
	千葉	1	1	40. 4	3	51. 8				
	船橋	1	1	40. 9	10	50. 7				
	松戸	0	1	41. 3	5	48. 6				
	市川	0	0	38. 12	8	51. 2				
	八王子	1	1	43. 11	7	50. 8				
	相模原	2	2	40. 1	10	51. 3				
	横須賀	2	2	40. 3	6	51. 3				
	新潟	1	1	39. 3	11	50. 3				
	金沢	1	1	39. 7	10	50. 6				
	長野	0	0	44. 4	3	50. 3				
	岐阜	1	1	37. 10	13	50. 8				
	静岡	1	1	39. 4	12	50. 6				
	浜松	1	1	38. 9	8	51. 2				
	堺	1	1	41. 5	7	50. 3				
	東大阪	0	0	44. 8	3	50. 6				
	豊中	1	1	39. 8	11	50. 1				
	高槻	1	1	38. 8	4	51. 5				
	尼崎	1	1	40. 8	10	50. 6				
	姫路	1	1	38. 12	12	50. 6				
	西宮	1	1	39. 6	11	50. 5				
	和歌山	1	1	40. 5	10	50. 8				
	岡山	1	1	46. 6	7	50. 10				
	倉敷	1	1	47. 10	1	51. 2				
	広島	1	1	40. 6	10	50. 6				

附属資料19 都市の防災体制の整備状況（つづき）

（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況（つづき）

都市区分	調査項目	防災会議の開催状況		防災計画の作成及び修正状況			防災会議の部会の状況			
		昭和49年開催回数	昭和50年開催回数	作成年月	修正回数	最終修正年月	部会の名称	設置年月	昭和49年開催回数	昭和50年開催回数
人口30万未満の都市	福山	0	1	40. 10	8	50. 6				
	松山	0	0	40. 3	3	44. 3				
	長崎	1	1	39. 6	11	51. 5				
	熊本	1	0	38. 6	6	49. 6				
	大分	0	0	39. 9	6	48. 5				
	鹿児島	1	1	42. 4	8	50. 5				
	那覇	1	1	49. 9	1	51. 1				
	平均	0.82	0.87		7.31					
	青森	0	0	40. 9	2	43. 5				
	盛岡	0	0	38. 1	4	47. 9				
	秋田	1	1	39. 11	7	50. 8				
	山形	1	1	38. 11	11	51. 2				
	福島	1	0	38. 6	1	50. 3				
	水戸	1	1	42. 8	10	50. 9				
	前橋	2	0	39. 9	6	50. 9				
	富山	1	0	39. 10	5	49. 12				
	福井	0	0	38. 12	2	48. 12				
特別区	甲府	1	1	38. 9	5	46. 3	地震部会	47. 8		
	千代田	1	1	38. 7	3	50. 6				
	中央	1	1	39. 6	11	51. 2				
	港	2	2	39. 8	9	50. 12				
	新宿	1	1	38.	13	51. 3				
	文京	1	1	38. 7	12	50. 5	震災対策プロジェクトチーム	46. 12	7	1
	台東	1	1	38. 12	12	50. 10				
	墨田	1	1	39. 9	11	50. 10				
	江東	1	1	39. 6	11	51. 2				
	品川	3	2	39. 7	10	49. 12				
	目黒	2	2	38. 9	11	51. 1				
	大田									

附属資料19 都市の防災体制の整備状況（つづき）

（1） 都市の防災会議及び防災計画の状況（つづき）

都市区分	目	防災会議の開催状況 昭和49年開催回数	防災会議の開催状況 昭和50年開催回数	防災計画の作成及び修正状況 作成年月	防災計画の作成及び修正状況 修正回数	防災計画の作成及び修正状況 最終修正年月	防災会議の部会の状況 部会の名称	防災会議の部会の状況 設置年月	防災会議の部会の状況 昭和49年開催回数	防災会議の部会の状況 昭和50年開催回数
特別区	谷　田　谷	1	2	39. 2	10	50. 2				
	世田谷	1	1	39.	11	50. 7				
	杉並中野	1	0	39. 9	9	51. 2				
	豊島北	1	1	38.	12	50. 8				
	荒川	1	1	38. 3	7	49. 2				
	板橋	2	2	39. 10	10	51. 3				
	練馬	1	1	38. 4	3	48. 3	災害対策本部	47. 6	13	11
	足立	1	2	39. 4	11	50. 7				
	葛飾	1	1	39. 3	9	50. 3				
	江戸川	1	1	41. 8	9	50. 8				
		2	2	39. 9	10	50. 1				
		1	1	38. 7	12	50. 7				
	平均	1.22	1.35		9.83					

（2） 都市の防災訓練の実施状況

都市区分	年区分	49年 実施回数	49年 想定	49年 内容	50年 実施回数	50年 想定	50年 内容
指定都市	札幌	1	地震・台風	実動	1	地震・火災	実動
	川崎	1	地震・石油コンビナート火災	〃	2	地震	実動・図上・通信
	横浜	1	地震	実動・通信	1	〃	〃
	名古屋	1	〃	実	2	火災・地震	〃
	大神	1	〃	〃	2	台風・地震	〃
	阪戸	1	台風・地震	実動	1	合雨	〃
	岡	2	総豪ビル・地下街災害	〃	2	豪ビル・地下街災害	〃
	北九州	7	豪雨・火災	〃	7	豪雨・火災	〃
指定都市を除く人口30万以上の都市	旭川	1	台風・地震・コンビナート災害	通信	1	台風・地震・コンビナート災害・集団救急	通信
	函館	3	台風・地震	実動(2)・通信	7	風	実動(4)・通信(3)
	苫小牧	2	地 震	実動・通信	2	地 震	実動・通信
	室蘭	1	震	〃	1	震	〃
	帯広	1	震	〃	1	震	〃
	釧路	1	震	〃	1	震	〃
	北見	1	震	〃	1	震	〃
	夕張	1	震	〃	1	震	〃
	岩見沢	1	震	〃	1	震	〃
	網走	1	震	〃	1	震	〃
	留萌	1	震	〃	1	震	〃
	苫小牧	1	震	〃	1	震	〃
	稚内	1	震	〃	1	震	〃
	美唄	1	震	〃	1	震	〃
	芦別	1	震	〃	1	震	〃
	江別	1	震	〃	1	震	〃
	赤平	1	震	〃	1	震	〃
	紋別	1	震	〃	1	震	〃
	士別	1	震	〃	1	震	〃
	名寄	1	震	〃	1	震	〃
	三笠	1	震	〃	1	震	〃
	根室	1	震	〃	1	震	〃
	千歳	1	震	〃	1	震	〃
	滝川	1	震	〃	1	震	〃
	砂川	1	震	〃	1	震	〃
	歌志内	1	震	〃	1	震	〃
	深川	1	震	〃	1	震	〃
	富良野	1	震	〃	1	震	〃
	登別	1	震	〃	1	震	〃
	恵庭	1	震	〃	1	震	〃
	伊達	1	震	〃	1	震	〃
	北広島	1	震	〃	1	震	〃
	石狩	1	震	〃	1	震	〃
	北斗	1	震	〃	1	震	〃
	当別	1	震	〃	1	震	〃
	新篠津	1	震	〃	1	震	〃
	松前	1	震	〃	1	震	〃
	福島	1	震	〃	1	震	〃
	知内	1	震	〃	1	震	〃
	木古内	1	震	〃	1	震	〃
	上ノ国	1	震	〃	1	震	〃
	江差	1	震	〃	1	震	〃
	八雲	1	震	〃	1	震	〃
	長万部	1	震	〃	1	震	〃
	江刺	1	震	〃	1	震	〃
	水沢	1	震	〃	1	震	〃
	一関	1	震	〃	1	震	〃
	大船渡	1	震	〃	1	震	〃
	陸前高田	1	震	〃	1	震	〃
	釜石	1	震	〃	1	震	〃
	宮古	1	震	〃	1	震	〃
	久慈	1	震	〃	1	震	〃
	遠野	1	震	〃	1	震	〃
	花巻	1	震	〃	1	震	〃
	北上	1	震	〃	1	震	〃
	二戸	1	震	〃	1	震	〃
	八幡平	1	震	〃	1	震	〃
	奥州	1	震	〃	1	震	〃
	水沢	1	震	〃	1	震	〃
	一関	1	震	〃	1	震	〃
	大船渡	1	震	〃	1	震	〃
	陸前高田	1	震	〃	1	震	〃
	釜石	1	震	〃	1	震	〃
	宮古	1	震	〃	1	震	〃
	久慈	1	震	〃	1	震	〃
	遠野	1	震	〃	1	震	〃
	花巻	1	震	〃	1	震	〃
	北上	1	震	〃	1	震	〃
	二戸	1	震	〃	1	震	〃
	八幡平	1	震	〃	1	震	〃
	奥州	1	震	〃	1	震	〃

（２） 都市の防災訓練の実施状況（つづき）

都市区分		49年 実施回数	49年 想定	49年 内容	50年 実施回数	50年 想定	50年 内容
	西宮	1	台風・豪雨	実働	2	台風・危険物流出	実動・通信
	和歌山	1	台風	実動・通信	1	地震	〃
	岡山	1	豪雨	実動	1	豪雨	実動
	倉敷	1	石油コンビナート災害	〃	3	豪雨・石油コンビナート災害	〃
	広島	3	航空機事故・集団救急事故・豪雨	〃	3	航空機事故・集団急救事故・豪雨	〃
	福山	1	豪雨	〃	—	—	—
	松山	—	—	—	2	石油コンビナート災害林野火災	実動
	長崎	4	ビル火災・総合危険物災害	実動	2	総合	〃
	熊本	1	豪雨・石油コンビナート災害	〃	2	豪雨・地下街災害・火山爆発	実動・図上
	大分	5	石油コンビナート災害・火災・タンカー事故	〃	3	石油コンビナート災害・ガス漏洩・火山爆発	実動
	鹿児島	3	火災・集団救急事故	〃	2	集団救急事故	〃
	那覇	—	—	—	—	—	—
	青森	1	総合	実動	—	—	—
	盛岡	—	—	—	1	地震	実動
	秋田	1	火災	実動	1	石油コンビナート	実動
	山形	2	ガス爆発	図上・実動	2	豪雨	図上・実動
	福島	1	火災・地震	実動	1	地震	実動
	水戸	1	台風	実動	—	—	—
	前橋	2	豪雨・危険物災害	実動	5	豪雨・危険物火災	実動
	富山	1	火災	実動	5	地震・火災	実動・通信
	井府	1	台風・火災	実動	1	地震・火災	実動
	福井	1	危険物火災	〃	2	危険物火災・台風	〃
	甲府	—	—	—	1	豪雨	〃
	津	—	—	—	1	火災	〃
	長野	1	地震	実動	—	—	—
	岐阜	—	—	—	—	—	—
	静岡	—	—	—	—	—	—
	名古屋	—	—	—	1	台風	実動

人口30万未満の都市

（２） 都市の防災訓練の実施状況（つづき）

都市区分		49年 実施回数	49年 想定	49年 内容	50年 実施回数	50年 想定	50年 内容
	高松	4	石油コンビナート災害・海難・航空機火災・豪雨	実動・通信	3	石油コンビナート災害海難	実動・通信
	高知	—	—	—	—	—	—
	佐賀	1	豪雨	実動	—	—	—
	宮崎	1	集団救急事故	〃	—	—	—
特別区	千代田区	1	地震	実動・通信	1	地震	実動・通信
	中央区	1	地震・火災	実動	1	地震・火災	実動
	港区	1	豪雨	実働・通信	1	地震	実動・通信
	新宿区	—	—	—	1	〃	実動・通信・図上
	文京区	—	—	—	1	地震・火災	実動・通信
	台東区	2	台風・地震	実動	2	台風・地震	実動
	墨田区	2	地震・火災	実動・図上	1	台風・火災	〃
	江東区	—	—	—	2	地震	〃
	品川区	2	地震・火災	実動・通信	1	地震・火災	実動・通信
	目黒区	—	—	—	1	〃	実動
	大田区	—	—	—	1	〃	〃
	世田谷区	1	地震	実動	1	〃	〃
	渋谷区	1	地震	実動・通信	1	〃	実動・通信
	中野区	1	〃	実動	1	〃	実動
	杉並区	1	地震・火災	〃	2	地震・火災	〃
	豊島区	1	地震・火災	〃	1	地震・火災	〃
	北区	3	総合	〃	4	総合	〃
	荒川区	3	地震	〃	3	地震・火災	実動・通信・図上
	板橋区	1	地震・火災	実動・通信	1	地震	実動・通信
	練馬区	1	地震	〃	1	〃	〃
	足立区	1	〃	〃	—	—	—
	葛飾区	2	豪雨・地震	実動	2	豪雨・地震	実動
	江戸川区	1	総合	〃		総合	〃

附属資料20 空港における消防力の現状

（昭和51.4.1現在）

種別	空港名	空港の消防力等 消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 積載量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第一種	東京国際	2,500 2,100 1,900 その他	2 1 1 1			6,000 4,500	2 1			11,500		1	1
第一種	大阪国際	2,500 1,600 1,200	2 1 1			6,000	2	粉末	2	8,100	4,000	1	1
第二種	稚内	2,500	1					粉末	2	1,600	200		
第二種	釧路	1,300 粉末 1,900kg	1 1							400			
第二種	函館	1,300 粉末 1,900kg	1							940	2,700		
第二種	仙台	2,000 粉末 1,900kg	2					粉末	4	8,100	4,280		
第二種	新潟	1,300 粉末 1,900kg	1 1							1,400	4,000		
第二種	名古屋	1,890	5	1,900	1	4,000	1	粉末 二酸化炭素	10 23		130	1	1
第二種	八尾	1,350	1							800			
第二種	広島	1,400 1,200	1 1							1,400	2,000		
第二種	高松	1,324	1					泡 二酸化炭素	1 2	280			

消防力の現状

（昭和51.4.1現在）

消防力の設備等 レッカー車	クレーン車	指令車	消防の連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
1		1	専用電話	東京都	65	552	174	214	3,199	1,800	○	
1		1	〃	伊丹市	3	17	3	3	5,618	105	○	
				豊中市	2	35	10	4	8,750	90	○	
				池田市	1	12	2	1	1,098		○	
			加入電話	稚内市（稚内地区消防事務組合）	1	11	3	1	1,100		×	
			〃	釧路市	2	25	2	3	3,740	440	○	
			〃	函館市	2	32	3	3	3,600	3,000	○	
			〃	名取市	1	5	2	1	1,780	220	○	
				岩沼市	1	3	1	1	2,100	220	○	
			専用電話	新潟市	3	41	5	5	15,780	640	○	
1	1	1	加入電話	名古屋市	7	117	28	17	68,467	954	×	
				春日井市	2	17	4	2	1,570	870	×	
				小牧市	1	12	3	2	1,170	0.87	×	
				豊山町（西春井郡東部消防組合）	1	4	2	3	1,260	47	×	
			〃	八尾市	1	11	4	1	1,940		○	
			〃	広島市	3	53	21	9	6,340		○	
			〃	高松市	1	11	4	3	7,420	160	○	

附属資料20 空港における消防力の現状（つづき）

（昭和51.4.1現在）

種別	空港名	空港の消防設備 消火 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	台数	給水車 積載量(ℓ)	台数	大型消火器 種類	本数	消火薬剤 泡(ℓ)	粉末(kg)	救難 救助工作車	救急車
第二種	松山	760 1,100 粉末 51kg	1 1 2					泡 粉末 二酸化炭素	2 1 2	1,760	6,000		
	高知	1,300	1					粉末	2	1,070			
	北九州	1,650	1					二酸化炭素 粉末	1 2	560			
	福岡	2,500 1,900 1,200	2 1 1			8,000 5,000 3,000	1 1 1	粉末 二酸化炭素	6 5	6,520	7,320		
	長崎	2,500 粉末 1,900kg	1 1	2,300	2			二酸化炭素	2	2,600	6,000		
	大分	1,300 粉末 1,900 kg	1 1					泡	7	2,340	6,000		
	熊本	1,300 粉末 1,900kg	1 1	1,000	2	6,000	1						
	宮崎	1,300 1,200 粉末 2,000	1 1 1			6,000	1			1,600	4,000		
	鹿児島	2,530 粉末 1,900kg	1	2,500 1,200	1 2	3,000 6,000	1 1	粉末	1	2,300	6,000		
	那覇	2,500 粉末 1,900kg	2 1			5,000	1			6,000	6,000		
第三種	旭川							粉末	3				
	利尻							粉末 二酸化炭素	1 1				
	奥尻							粉末	2				

消防力の現状（つづき）

（昭和51.4.1現在）

消防力の設備等 レッカー車	クレーン車	指令車	消防の連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
			加入電話	松山	2	8	5	1	6,780	100	○	
			〃	南国市		18	2	1	900		○	
			〃	北九州市	7	61	15	8	22,997	440	○	
			専用電話	福岡市	2	34	10	1	8,970	1,140	○	
		1	加入電話	大村市（県央地域広域市町村圏組合消防）		11	2	1	600		○	
			〃	武蔵町 安岐町（東国東地域広域市町村圏事務組合）		6	1	1	460	42	○	
		1	〃	菊陽町（大津町外2ヶ町消防組合）		3	3		240		○	
			〃	宮崎市	1	9	7	1	500		○	
			専用電話	溝辺町（姶良郡西部消防組合）		9	3	1	1,360	105	○	
			加入電話	那覇市	1	23	6	1			○	
			〃	旭川市	1	34	3	10	3,710	1,000	×	
		1	〃	利尻町（利尻礼文消防事務組合）		9	1	1	2,500		○	
			〃	奥尻町（檜山広域消防組合）		42	6	10	700		×	

附属資料20 空港における消防力の現状

種別	空港名	空港の消防 消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 載積量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第三種	帯広							粉末	3				
	中標津							粉末 二酸化炭素	1 1	400			
	紋別							二酸化炭素 粉末 泡	1 2 2				
	女満別							粉末 二酸化炭素	1 3	200			
	青森							二酸化炭素 粉末 ドライケミカル	1 8 1	1,240			
	花巻	2,840	1					泡 粉末 二酸化炭素	1 1 1	1,200			
	秋田							粉末 二酸化炭素	1 2	1,000			
	山形							粉末	1				1
	大島							泡 粉末	2 1				
	三宅島							泡 粉末	2 3				
	八丈							二酸化炭素	1				
	佐渡												
	富山							二酸化炭素 泡 粉末	1 1 2	3,000			
	福井					5,000	1	粉末 泡	2 1	300			
	松本							粉末(ドライケミカル)	4 1	3,500			

消防力の現状（つづき）

（昭和51.4.1現在）

消防力の設備等 レッカー車	クレーン車	指令車	消防の連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
			加入電話	帯広市	1	23	2	1	2,660	340	×	
			〃	中標津町（根室北部消防事務組合）		22	4	2	1,100		×	
			〃	紋別市（紋別地区消防組合）	1	26	3	3	1,580	380	×	
			〃	女満別町（網走地区消防組合）	1	18	2	4	1,590	480	○	
			〃	青森市	2	14	4	2	2,100		○	
			専用電話	花巻市		17	2	1	1,760		○	
			加入電話	秋田市	2	13	3	2	8,470		○	
			〃	東根市	1	9	2	1	1,500		○	
			〃	大島町		10	2		500		×	
			〃	三宅村		5	2		700		×	
			〃	八丈町		6	1		2,160		×	
			〃	両津市	1	4	1	1	1,500		○	
			〃	富山市	3	64	7	7	16,400	1,138	○	
			〃	春江町（嶺北消防組合）	3	15	3	1	1,430		○	
			〃	松本市	1	64	6	1	3,075	463	○	
				塩尻市	1	9	2	1	500		○	

附属資料20 空港における消防力等

種別	空港名	空港の消防 消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 積載量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第三種	南紀白浜							二酸化炭素	3	445	39.5		
	鳥取							粉末	2	80			
	隠岐									510			
	出雲							粉末	3	1,700			
	岡山	400	1					粉末 泡 二酸化炭素	2 16 4	700			
	宇部							粉末 二酸化炭素	1 2	200			
	福江							粉末	2				
	壱岐							粉末 泡	1 1				
	種子島							泡 二酸化炭素	3 1				
	屋久島							泡 二酸化炭素	2 2				
	奄美	800	1					泡 二酸化炭素	4 3				
	喜界							泡 二酸化炭素	2 2				
	徳之島							泡 二酸化炭素	2 2				
	沖永良部							泡 二酸化炭素	3 1				
	久米島												
	南大東												
	与那国							粉末	1				
	石垣												

消防力の現状（つづき）

（昭和51.4.1現在）

設備等 レッカー車	設備等 クレーン車	設備等 指令車	消防機関への連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
			加入電話	白浜町		10	1		220		○	
			〃	鳥取市	1	15	3	1	850		×	
			〃	西郷町	1	3	1				○	
			専用電話	斐川町	1	3	1	1	1,400		○	
			加入電話	岡山市	1	20	6	6	2,040	1,360	○	
			〃	宇部市	2	4	3	1	13,915	143	○	
			〃	福江市	1	5	1	1	1,900		○	
			〃	郷ノ浦町（壱岐郡町村組合消防）	1	2	2	1	980		×	
			〃	中種子町		3					○	
			〃	上屋久町		4					○	
			〃	笠利町		2					○	
			〃	喜界町		2					○	
			〃	天城町		2					○	
			〃	和泊町		4					○	
			〃	具志川村		1	1				×	
			〃	南大東村		1	1				×	
			〃	与那国村		2					×	
			〃	石垣市		7	2	1			×	

附属資料20 空港における消防力の現状

種別	空港名	空港の消防 消火設備 化学消防車 放能水力(ℓ/分)	化学消防車 台数	消防ポンプ車 放能水力(ℓ/分)	消防ポンプ車 台数	給水車 積載量(ℓ)	給水車 台数	大型消火器 種類	大型消火器 本数	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	救難 救助工作車	救難 救急車
第三種	宮古												
	伊江島												
	波照間												
	多良間												
	与論							泡 二酸化炭素	1 1				
	対馬							泡 粉末 二酸化炭素	1 1 1				

消防力の現状（つづき）

（昭和51.4.1現在）

消防力の設備等 レッカー車	クレーン車	指令車	消防の連絡方法	空港所在市町村の消防力 所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤 泡(ℓ)	消火薬剤 粉末(kg)	消防業務協定の締結状況	備考
			加入電話	平良市		5	1	1			×	
			〃	伊江村		1					×	
			〃	波照間		2					×	
			〃	多良間村		2					×	
			〃	与論町		2					○	
			〃	美津島		6	3	3			×	

附属資料21　石油コンビナート地帯の状況

（51.4.1現在）

都道府県	石油コンビナート地帯数	都道府県防災会議の部会の設置	県議会の協議会の設置	都道府県間協定の市町村応援協定締結	都道府県間協定の市町村応援協定地帯数	官公庁の安全保安業務協定の海上保安部署との協定地帯数	企業間の相互援助協定締結の数
北海道	3	○			3	3	3
青森	2	○		○	2	2	2
岩手	—						
宮城	2	○		○	2	2	2
秋田	2		○	○	2	2	1
山形	1			○	1	1	1
福島	1	○	○	○	1	1	1
茨城	1	○			1	1	1
栃木	—						
群馬	—						
埼玉	3	○		○	1	1	1
千葉	2		○		2	2	
東京	3		○	○	3	3	3
神奈川	3						
新潟	3	○		○	3	2	2
富山	4		○		4	3	2
石川	1					1	1
福井	1	○			1	1	1
山梨	—						
長野	—						
岐阜	1				1	1	1
静岡	4	○			4	3	3
愛知	2	○			5	5	5
三重	—						
滋賀	—						
京都	—						
大阪	1		○	○	1	1	1
兵庫	4	○			5	5	5
奈良	—						
和歌山	3	○			1	1	1
鳥取	—						
島根	1			○	1	1	1
岡山	1				1	1	1
広島	6				6	6	2
山口	1				2		
徳島	1		○	○	1	1	1
香川	4		○		4	4	4
愛媛	—						
高知	3				5	2	2
福岡	1				1	1	
佐賀	2						
長崎	1						1
熊本	1	○			1	1	1
大分	—						
宮崎	1				1	1	
鹿児島	1				1	1	
沖縄	3				3	3	3
合計	73	13	8	11	68	58	53

附属資料22　都市における大震火災対策の現状

1　調査研究の状況

都道府県名	都市名	自然環境の調査：地質地盤調査，災害危険地域の調査	人為環境の調査：建築物の耐震性調査，物施設の安全性調査（震度），危険家屋調査等	避難地等の調査：避難対策の調査，火災の延焼状況の測定に関する調査，要歩行者の安全性の調査，避難距離検討等	被害想定：被害想定の基礎調査	地震に関する意識調査：住民の地震災害に関する実態と防災備えと実践調査
北海道	札幌			○		
	旭川					
	函館					
青森	青森					
岩手	盛岡					
宮城	仙台					
秋田	秋田					
山形	山形					
福島	福島					
	いわき					
茨城	水戸					
栃木	宇都宮					○
群馬	前橋					
埼玉	浦和					
	川口					○
	大宮					
千葉	千葉	○	○			○
	船橋	○				○
	松戸	○	○			○
	市川					
東京	23区	○	○	○	○	○
	八王子					
神奈川	横浜	○	○	○	○	○
	川崎	○	○	○	○	○
	相模原					
	横須賀		○		○	
新潟	新潟					○
富山	富山		○			
石川	金沢					
福井	福井		○			
山梨	甲府					○
長野	長野					○
岐阜	岐阜		○	○		
静岡	静岡	○	○			○
	浜松					○
愛知	名古屋	○	○	○	○	○
三重	津			○		
滋賀	大津	○	○	○	○	
京都	京都		○	○	○	○

（つづき）

都道府県名	都市名	自然環境の調査 地質地盤調査，災害危険地域の調査	人為環境の調査 土木建築物の耐震性調査，危険物施設の安全性調査（震度）調査，家屋等	避難地等の調査 避難対策の基礎調査，火災予測延焼状況に関する調査，要歩行距離に関する安全性の検討等	被害想定 被害想定の基礎調査	地震に関する意識調査 地域住民の防災に関する備えと実践度動向調査
大阪	大阪	○	○	○	○	○
	堺					○
	東大阪					
	豊中					○
	高槻					
兵庫	神戸	○		○		○
	尼崎					
	姫路					
	西宮	○		○	○	
奈良	奈良					
和歌山	和歌山			○	○	○
鳥取	鳥取	○	○	○	○	○
島根	松江					
岡山	岡山		○			
	倉敷					
広島	広島					
	福山					
山口	山口					
徳島	徳島					
香川	高松					
愛媛	松山					
高知	高知					
福岡	福岡					
	北九州	○				
佐賀	佐賀					
長崎	長崎					
熊本	熊本					○
大分	大分					
宮崎	宮崎					
鹿児島	鹿児島	○				○
沖縄	那覇					
		15	16	14	11	23

附属資料22　都市における大震火災対策の現状

2　予　防　対　策　の　状　況

都道府県名	都市名	火災拡大等の防止対策 家庭，地域に消火器の設置，耐震性貯水そう，可搬式（小型）動力ポンプの整備	震災広報及び防災教育 パンフレット等による広報活動，講演会，映画会等，ラジオ・テレビによる広報	条例の対震自動消火装置付石油ストーブの規定
北海道	札幌		○	
	旭川		○	
	函館		○	
青森	青森		○	○
岩手	盛岡		○	
宮城	仙台		○	○
秋田	秋田		○	○
山形	山形			○
福島	福島			○
	いわき			
茨城	水戸		○	
栃木	宇都宮		○	○
群馬	前橋		○	
埼玉	浦和		○	
	川口	○	○	○
	大宮		○	
千葉	千葉		○	○
	船橋		○	
	松戸		○	
	市川		○	○
東京	23区	○	○	○
	八王子		○	○
神奈川	横浜	○	○	○
	川崎	○	○	○
	相模原		○	○
	横須賀	○	○	○
新潟	新潟		○	
富山	富山		○	
石川	金沢		○	
福井	福井	○	○	○
山梨	甲府	○	○	○
長野	長野		○	○
岐阜	岐阜	○	○	
静岡	静岡		○	○
	浜松		○	○
愛知	名古屋	○	○	○
三重	津		○	○
滋賀	大津		○	○
京都	京都	○	○	○

（つづき）

都道府県名	都市名	火災拡大等の防止対策	震災広報及び防災教育	条例の対震自動消火装置付石油ストーブの規定
大阪	大阪	○	○	○
	東大阪		○	○
	豊中		○	○
	高槻		○	
兵庫	神戸		○	○
	尼崎		○	○
	西宮		○	○
奈良	奈良		○	○
和歌山	和歌山		○	○
鳥取	鳥取		○	○
島根	松江			
岡山	岡山		○	
	倉敷			
広島	広島		○	○
	福山			
山口	山口		○	
徳島	徳島			○
香川	高松		○	○
愛媛	松山		○	○
高知	高知		○	○
福岡	福岡		○	○
	北九州			
佐賀	佐賀		○	○
長崎	長崎		○	○
熊本	熊本		○	○
大分	大分		○	○
宮崎	宮崎		○	○
鹿児島	鹿児島	○	○	○
沖縄	那覇		○	○
		12	64	45

附属資料22　都市における大震火災対策の現状（つづき）

3　防災体制の状況

都道府県名	都市名	地震対策部会等の設置	災害応急対策の整備	情報連絡体制の整備	避難の安全確保		住民防災組織	防災計画の策定		災害対策基本法及び災害時の放送要請に関する協定締結
					避難路の指定	避難地の確保及び		津波対策の策定	地震対策計画の策定	第49条第1項及び同条第2項に基づく施設の放送要請に関する協定締結
北海道	札幌		○	○	○	○		○	○	○
	函館		○		○					
青森	青森		○		○		○			
岩手	盛岡		○		○		○	○		
宮城	仙台		○		○					
秋田	秋田							○	○	
山形	山形		○							
福島	福島									
	いわき									
茨城	水戸		○		○					
栃木	宇都宮	○	○		○			○	○	
群馬	前橋		○		○					○
埼玉	和光		○		○	○				
	浦和	○	○	○	○	○				
	大宮		○		○					
千葉	千葉		○	○	○	○	○	○	○	
	船橋		○		○		○			
	松戸		○		○					
東京	23区	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川	横浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川崎		○		○					

附属資料22　都市における大震火災対策の現状（つづき）

都道府県名	都市名	地震対策部会等の設置	災害応急体制の整備	情報連絡体制の整備	避難の安全確保		住民防災組織	防災計画の策定		災害時の放送に関する協定締結
			備蓄倉庫の建設，非常食料等の備蓄，応急機器材の備蓄	通信連絡網の整備，消防専用電話の無線整備	避難地，避難路の確保及び指定	広域避難場所に対する案内標識の設置	住民防災組織の育成及び結成	地震対策計画の策定，避難計画の策定	津波対策の策定	災害対策基本法第57条及び同施行令第22条に基づく放送要請締結
神奈川	相模原		○		○	○				
	横須賀		○	○	○		○	○	○	
新潟	新潟									
富山	富山		○		○			○	○	
石川	金沢		○					○		
福井	福井		○	○				○	○	
山梨	甲府	○	○		○		○	○		
長野	長野		○		○					
岐阜	岐阜		○		○			○		
静岡	静岡		○	○	○		○	○		
	松浜		○	○	○		○	○	○	
愛知	名古屋	○	○	○	○		○	○	○	
三重	津		○					○	○	
滋賀	大津		○					○		
京都	京都	○	○	○	○	○	○	○		
大阪	大阪	○	○	○	○		○	○	○	○
	堺	○	○		○			○		
	大東		○	○	○			○		
	豊中		○					○		
	高槻		○				○			
兵庫	神戸			○					○	
	尼崎			○				○		
	姫路		○		○			○		
	西宮		○	○				○		
奈良	奈良		○		○			○		
和歌山	和歌山							○		
鳥取	鳥取				○		○	○	○	
島根	松江		○		○					
岡山	岡山				○			○		
	倉敷									
広島	広島		○	○				○		
	福山		○					○		
山口	山口		○		○			○		
徳島	徳島		○						○	
香川	高松		○						○	
愛媛	松山									
高知	高知		○	○	○				○	○
福岡	福岡		○	○				○	○	
	北九州		○				○	○	○	
佐賀	佐賀		○		○		○	○	○	
長崎	長崎		○					○		
熊本	熊本		○		○			○	○	
大分	大分		○					○		
宮崎	宮崎		○	○	○			○	○	
鹿児島	鹿児島		○		○			○		
沖縄	那覇		○		○			○		
		10	57	22	44	8	19	49	23	6

附属資料23　都道府県別救急業務実施

都道府県	全国		救急業務実施市町村Ⓐ		実施率	
	市町村数	人口（50. 国調）	市町村数	人口（50. 国調）	市町村数 %	人口 %
北海道	212	5,338,196	212	5,338,196	100	100
青森	67	1,468,696	67	1,468,696	100	100
岩手	62	1,385,602	62	1,385,602	100	100
宮城	74	1,955,268	72	1,931,505	97.3	98.8
秋田	69	1,232,495	68	1,220,617	98.6	99.0
山形	44	1,220,309	44	1,220,309	100	100
福島	90	1,970,666	90	1,970,666	100	100
茨城	92	2,342,191	86	2,260,522	93.5	96.5
栃木	49	1,697,992	48	1,691,044	98.0	99.6
群馬	70	1,756,490	70	1,756,490	100	100
埼玉	92	4,821,351	83	4,675,066	90.2	97.0
千葉	80	4,149,133	71	4,024,084	88.8	97.0
東京	42	11,671,138	36	11,663,199	85.7	99.9
神奈川	37	6,397,579	36	6,394,683	97.3	100
新潟	112	2,391,949	100	2,294,560	89.3	95.9
富山	35	1,070,788	31	1,063,868	88.6	99.4
石川	41	1,069,874	34	997,164	82.9	93.2
福井	35	773,614	35	773,614	100	100
山梨	64	783,053	64	783,053	100	100
長野	122	2,017,566	62	1,711,154	50.8	84.8
岐阜	100	1,867,972	60	1,642,189	60.0	87.9
静岡	75	3,308,809	64	3,213,681	85.3	97.1
愛知	88	5,923,492	65	5,698,964	73.9	96.2
三重	69	1,626,000	46	1,417,558	66.7	87.2
滋賀	50	985,625	50	985,625	100	100
京都	44	2,424,840	18	2,204,978	40.9	90.9
大阪	44	8,278,877	39	8,223,947	88.6	99.3
兵庫	92	4,992,129	50	4,523,106	54.3	90.6
奈良	47	1,077,463	16	801,502	34.0	74.4
和歌山	50	1,072,113	21	839,040	42.0	78.3
鳥取	39	581,319	34	548,194	87.2	94.3
島根	59	768,879	49	711,484	83.1	92.5
岡山	78	1,814,278	70	1,756,997	89.7	96.8
広島	87	2,646,313	41	2,289,845	47.1	86.5
山口	56	1,555,235	49	1,502,922	87.5	96.6
徳島	50	805,151	31	693,678	62.0	86.2
香川	43	961,286	36	884,171	83.7	92.0
愛媛	70	1,465,211	34	1,195,817	48.6	81.6
高知	53	808,365	50	799,634	94.4	98.9
福岡	97	4,293,001	89	4,190,246	91.8	97.6
佐賀	49	837,676	49	837,676	100	100
長崎	79	1,571,941	78	1,569,188	98.7	99.8
熊本	98	1,715,256	87	1,631,484	88.8	95.1
大分	58	1,190,309	58	1,190,309	100	100
宮崎	44	1,085,057	28	964,254	63.6	88.9
鹿児島	96	1,723,912	39	1,215,723	40.6	70.5
沖縄	53	1,042,435	24	881,724	45.3	84.6
合計	3,257	111,936,894	2,646	107,038,028	81.2	95.6

状況と交通事故に対する救急出場状況

救急出場件数		対前年増加率 Ⓒ−Ⓑ/Ⓑ×100	Ⓐ内に人口1万の救急出場件数	お当り	Ⓐ内に交通事故件数	故する場合	故する場合	ブロック別に交通事故と出場構成比	ブロック別交通事故による出場率
49年中Ⓑ件	50年中Ⓒ件	%	件		Ⓓ件	交通事故に対する出場救急件数Ⓔ件	交通事故に対する出場救急率Ⓔ/Ⓓ×100 %		%
52,533	59,809	13.9	112.0		16,079	7,785	48.4	7,785（2.5）	48.4
14,407	17,290	20.0	117.7		5,806	3,948	68.0		
12,617	14,988	18.8	108.2		4,761	3,151	66.2		
14,666	16,372	11.6	84.8		6,553	4,821	73.6	22,730（7.4）	70.4
8,837	10,467	18.4	85.8		3,556	2,120	59.6		
10,062	11,743	16.7	96.2		2,806	2,935	100.0		
18,913	20,917	10.6	106.1		8,813	5,755	65.3		
20,600	23,666	14.9	104.7		11,474	7,649	66.7		
19,055	19,560	2.7	115.7		6,891	6,990	100.0		
20,374	22,325	9.6	127.1		7,325	6,903	94.2		
69,392	74,413	7.2	159.2		17,636	16,897	95.8	110,295（36.0）	98.4
62,571	67,918	8.5	168.8		12,168	14,316	100.0		
247,795	258,178	4.2	221.4		35,324	38,490	100.0		
116,984	123,731	5.8	193.5		21,284	19,050	89.5		
24,612	26,841	9.1	117.0		9,584	8,424	87.9		
8,284	9,012	8.8	84.7		4,160	2,467	59.3	15,677（5.1）	70.1
7,712	8,645	12.1	86.7		5,962	2,431	40.8		
7,923	8,393	5.9	108.5		2,652	2,355	88.8		
11,943	12,905	8.1	164.8		3,697	2,987	80.8		
18,363	20,501	11.6	119.8		7,637	5,298	69.4		
16,563	18,148	9.6	110.5		6,327	5,106	80.7	43,756(14.3)	69.7
34,577	36,859	6.6	114.7		16,043	10,085	62.9		
63,051	67,904	7.7	119.2		22,930	15,619	68.1		
14,056	15,431	9.8	108.9		6,170	4,661	75.5		
11,984	13,781	15.0	139.8		4,018	3,660	91.1		
33,483	35,382	5.7	160.5		14,782	9,666	65.4		
172,241	176,677	2.6	214.8		30,330	15,640	51.6	44,474(14.5)	55.2
61,758	62,740	1.6	138.7		23,196	10,027	43.2		
12,305	13,609	10.6	169.8		2,585	2,750	100.0		
11,677	12,523	7.2	149.3		5,651	2,731	48.3		
4,306	5,178	20.3	94.5		2,426	1,621	66.8		
5,781	6,839	18.3	96.1		2,345	1,843	78.6		
16,649	19,516	17.2	111.1		9,151	6,789	74.2	21,899（7.1）	61.4
27,573	29,090	5.5	127.0		14,268	7,266	50.9		
16,022	18,261	14.0	121.5		7,488	4,380	58.5		
8,198	9,147	11.6	131.9		5,120	2,647	51.7		
10,510	12,169	15.8	137.6		5,378	3,414	63.5	12,812（4.2）	62.2
13,598	15,424	13.4	129.0		5,983	4,052	67.7		
10,428	12,474	19.6	156.0		4,101	2,699	65.8		
41,100	46,776	13.8	111.6		26,256	9,025	34.4		
6,162	7,899	28.2	94.3		4,862	2,045	42.1		
11,444	13,028	13.8	83.0		5,870	2,325	39.6		
9,751	12,986	33.2	79.6		8,462	3,267	38.6	27,231（8.9）	44.0
8,131	10,102	24.2	84.9		5,961	2,819	47.3		
7,977	8,661	8.6	89.8		3,733	2,361	63.2		
11,740	14,025	19.5	115.4		5,041	3,178	63.0		
11,063	15,459	39.7	175.3		1,670	2,211	100.0		
1,419,771	1,537,762	8.3	143.7		444,315	306,659	69.0	306,659（100.0）	69.0

附属資料24 事故種別

都道府県	火災	風水害等	水難	交通	労働災害
北海道	321	29	248	7,785	2,049
青森	227	13	105	3,948	486
岩手	183	9	59	3,151	485
宮城	303	2	68	4,821	466
秋田	22	3	53	2,120	369
山形	133	5	50	2,935	371
福島	50	4	101	5,755	631
茨城	52	—	68	7,649	568
栃木	50	1	55	6,990	492
群馬	64	3	70	6,903	572
埼玉	381	3	137	16,897	1,556
千葉	472	1	187	14,316	1,424
東京	1,125	21	227	38,490	4,675
神奈川	856	3	274	19,050	2,424
新潟	84	10	184	8,424	1,165
富山	70	1	76	2,467	404
石川	83	—	59	2,431	312
福井	53	—	91	2,355	401
山梨	69	4	38	2,987	262
長野	78	2	73	5,298	659
岐阜	53	8	94	5,106	741
静岡	209	7	205	10,085	1,123
愛知	357	7	177	15,619	2,104
三重	30	2	83	4,661	536
滋賀	60	—	54	3,660	523
京都	260	—	65	9,666	718
大阪	2,659	2	203	15,640	3,986
兵庫	295	2	134	10,027	1,575
奈良	21	—	32	2,750	369
和歌山	146	1	55	2,731	340
鳥取	18	—	37	1,621	211
島根	13	5	48	1,843	346
岡山	59	—	127	6,789	707
広島	147	5	126	7,266	951
山口	67	1	116	4,380	491
徳島	29	3	43	2,647	329
香川	43	1	65	3,414	291
愛媛	167	5	77	4,052	588
高知	78	75	75	2,699	424
福岡	250	—	218	9,025	1,015
佐賀	19	—	74	2,045	206
長崎	69	—	112	2,325	465
熊本	205	3	81	3,267	350
大分	39	2	72	2,819	304
宮崎	25	—	70	2,361	221
鹿児島	108	2	83	3,178	341
沖縄	48	—	74	2,211	287
合計	10,150	245	4,823	306,659	39,313
構成比(%)	0.7	0.0	0.3	19.9	2.6

救急出場件数

運動競技	一般負傷	犯罪	自損行為	急病	その他	計
1,686	7,241	926	1,580	33,589	4,355	59,809
217	1,832	222	258	8,757	1,225	17,290
274	1,626	142	180	7,317	1,562	14,988
217	1,649	265	313	7,364	904	16,372
193	1,123	71	169	5,716	628	10,467
167	1,403	103	193	5,779	604	11,743
357	2,173	247	301	10,293	1,005	20,917
226	2,381	329	331	10,513	1,549	23,666
151	1,798	254	285	8,225	1,259	19,560
223	2,326	265	356	10,142	1,401	22,325
670	9,498	1,120	937	38,464	4,750	74,413
548	9,311	1,216	846	35,537	4,060	67,918
2,486	41,456	8,014	4,454	144,119	13,111	258,178
1,016	19,869	2,505	1,690	72,447	3,597	123,731
432	3,333	245	395	10,472	2,097	26,841
107	1,210	76	198	3,964	439	9,012
109	1,044	111	170	3,894	432	8,645
106	1,206	52	157	3,662	310	8,393
247	1,769	124	171	6,549	685	12,905
406	2,622	136	351	9,390	1,486	20,501
271	2,401	156	312	8,074	932	18,148
469	4,575	468	716	16,767	2,235	36,859
617	8,796	852	1,238	34,903	3,234	67,904
232	1,962	171	177	6,783	794	15,431
200	1,961	106	187	6,502	528	13,781
384	4,914	610	685	16,553	1,527	35,382
1,402	27,198	3,327	3,204	113,508	5,548	176,677
629	9,384	1,017	1,477	33,908	4,292	62,740
128	2,113	162	216	7,120	698	13,609
122	1,648	207	217	6,326	730	12,523
65	562	60	71	2,220	313	5,178
125	898	50	104	3,129	278	6,839
203	2,345	217	329	7,702	1,038	19,516
292	4,278	402	531	13,398	1,694	29,090
161	2,273	305	367	8,236	1,864	18,261
130	1,144	106	157	4,325	234	9,147
142	1,479	116	238	5,711	669	12,169
191	2,458	207	330	6,430	919	15,424
129	2,065	175	231	5,779	744	12,474
411	5,666	805	1,152	23,170	5,064	46,776
138	950	58	142	3,329	938	7,899
167	1,830	195	321	6,395	1,149	13,028
236	1,415	131	287	5,932	1,079	12,986
106	1,310	107	200	4,606	537	10,102
165	962	160	223	3,460	1,014	8,661
194	1,522	233	329	6,321	1,714	14,025
152	1,521	435	283	7,347	3,101	15,459
17,299	212,500	27,261	27,059	804,127	88,326	1,537,762
1.1	13.8	1.8	1.8	52.3	5.7	100.0

附属資料25 事故種別

都道府県	火災	風水害等	水難	交通	労働災害
北海道	291	35	190	9,151	1,973
青森	92	15	91	4,514	473
岩手	41	7	53	3,502	473
宮城	58	1	46	5,329	457
秋田	18	4	39	2,411	358
山形	57	16	38	3,278	337
福島	52	3	69	6,678	608
茨城	80	—	62	9,094	550
栃木	58	1	39	8,513	487
群馬	68	3	55	7,940	552
埼玉	186	2	97	19,439	1,532
千葉	166	1	144	16,960	1,396
東京	997	21	161	41,855	4,550
神奈川	255	1	215	21,792	2,395
新潟	93	10	144	9,285	1,142
富山	23	—	53	2,723	394
石川	40	—	51	2,868	296
福井	28	—	75	2,863	392
山梨	28	5	30	3,474	261
長野	48	4	52	6,185	643
岐阜	50	7	70	6,054	732
静岡	119	8	185	11,630	1,123
愛知	213	7	137	18,460	2,050
三重	25	1	67	5,576	531
滋賀	34	—	45	4,430	528
京都	121	—	54	11,394	716
大阪	517	2	163	15,801	3,836
兵庫	149	—	104	10,984	1,529
奈良	26	—	26	3,254	363
和歌山	28	3	41	3,096	338
鳥取	16	—	32	1,806	205
島根	13	4	46	2,054	326
岡山	64	—	102	7,614	699
広島	92	6	113	8,116	905
山口	36	1	93	4,775	489
徳島	17	3	38	2,947	327
香川	42	1	53	3,882	291
愛媛	54	7	62	4,601	593
高知	26	122	57	2,929	403
福岡	136	—	169	10,108	970
佐賀	20	—	45	2,411	199
長崎	43	—	79	2,459	452
熊本	40	3	54	3,455	349
大分	35	4	46	3,106	291
宮崎	28	—	43	2,756	214
鹿児島	64	1	55	3,528	332
沖縄	25	—	65	2,246	280
合計	4,712	309	3,748	347,326	38,340
構成比(%)	0.3	0.0	0.3	23.5	2.6

救急搬送人員

運動競技	一般負傷	犯罪	自損行為	急病	その他	計
1,745	6,829	912	1,344	31,092	3,662	57,224
222	1,750	216	238	8,307	1,144	17,062
275	1,563	141	149	7,032	1,460	14,696
210	1,556	260	261	6,758	691	15,627
195	1,028	71	140	5,277	558	10,099
166	1,294	91	160	5,267	470	11,174
361	2,087	254	262	9,489	901	20,764
223	2,232	315	283	9,657	1,188	23,684
156	1,766	247	247	7,586	1,172	20,272
241	2,259	274	322	9,537	1,250	22,501
695	9,150	1,109	811	36,434	3,804	73,259
583	8,939	1,263	731	33,370	3,433	66,986
2,534	38,149	7,317	3,420	129,274	8,758	237,036
1,060	18,846	2,481	1,404	66,729	3,024	118,202
434	3,214	226	328	9,731	1,887	26,494
112	1,164	82	180	3,679	293	8,703
112	999	111	149	3,612	343	8,581
113	1,164	47	133	3,370	250	8,435
228	1,729	123	139	6,072	604	12,693
410	2,533	129	302	8,764	1,267	20,337
273	2,332	145	261	7,619	806	18,349
467	4,335	464	625	15,513	1,964	36,433
657	8,427	864	1,001	32,548	2,882	67,246
254	1,887	164	154	6,441	599	15,699
206	1,884	114	165	6,211	442	14,059
388	4,688	617	608	15,441	1,410	35,437
1,426	25,368	3,058	2,614	104,305	4,257	161,347
647	8,701	973	1,221	31,364	3,363	59,035
129	2,039	165	184	6,677	472	13,335
125	1,594	214	186	6,043	617	12,279
66	545	55	63	2,099	239	5,126
137	864	51	82	2,858	107	6,536
202	2,270	213	286	7,349	871	19,670
300	4,076	383	479	12,491	1,455	28,416
157	2,141	312	315	7,713	1,656	17,688
159	1,086	101	143	4,058	215	9,094
172	1,407	123	219	5,386	605	12,181
200	2,342	204	308	6,037	704	15,112
127	1,921	169	195	5,410	635	11,994
422	5,279	799	1,023	21,502	4,589	44,997
151	899	53	118	3,035	869	7,800
169	1,712	181	289	5,938	1,070	12,392
247	1,329	122	254	5,408	919	12,180
104	1,230	103	162	4,194	389	9,664
165	887	161	195	3,143	918	8,510
193	1,426	222	295	5,702	1,579	13,397
147	1,418	410	266	6,846	2,577	14,280
17,759	200,338	26,109	22,714	742,368	72,362	1,476,085
1.2	13.6	1.8	1.5	50.3	4.9	100.0

附属資料26　都道府県別，経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧（厚生省調べ）

都道府県	救急業務の実施義務づけられている市町村	総数			国及び公的等				私的		
		総数	病院	診療所	総数	国	国に準ずる病院	地方公共団体	公的等	診療所	総数	病院	診療所
北海道	212	283	165	118	73	4	2	45	22	0	210	92	118
青森	67	81	42	39	27	1	0	24	1	1	54	16	38
岩手	62	29	23	6	13	1	0	9	3	0	16	10	6
宮城	72	39	27	12	15	1	0	12	1	1	24	13	11
秋田	68	25	21	4	13	0	0	5	8	0	12	8	4
山形	42	22	10	12	7	0	0	6	1	0	15	3	12
福島	90	34	34	0	12	1	0	6	5	0	22	22	0
茨城	68	99	57	42	11	2	0	4	5	0	88	46	42
栃木	44	123	62	61	13	2	0	2	9	0	110	49	61
群馬	64	110	49	61	17	3	0	7	7	0	93	32	61
埼玉	78	182	121	61	16	2	0	7	7	0	166	105	61
千葉	71	140	94	46	20	4	1	13	2	0	120	74	46
東京	33	493	377	116	35	9	0	15	11	0	458	342	116
神奈川	35	191	126	65	30	3	0	12	15	0	161	96	65
新潟	96	79	41	38	17	1	0	8	8	0	62	24	38
富山	29	81	47	34	15	0	0	9	6	0	66	32	34
石川	34	101	60	41	21	2	0	16	3	0	80	39	41
福井	35	74	42	32	9	2	0	5	2	0	65	33	32
山梨	64	58	29	29	15	1	0	11	3	0	43	14	29
長野	62	106	72	34	33	3	0	15	14	1	73	40	33
岐阜	60	66	45	21	17	0	0	8	9	0	49	28	21
静岡	63	308	81	227	40	7	0	20	13	0	268	41	227
愛知	65	432	214	218	40	2	0	23	15	0	392	174	218
三重	46	99	56	43	23	3	0	11	9	0	76	33	43
滋賀	50	18	17	1	14	1	0	9	4	0	4	3	1
京都	18	75	70	5	15	3	0	5	7	0	60	55	5
大阪	35	131	120	11	16	3	0	8	5	0	115	104	11
兵庫	36	143	94	49	21	2	0	14	5	0	122	73	49
奈良	16	19	16	3	6	1	0	5	0	0	13	10	3
和歌山	21	47	35	12	12	1	0	8	3	0	35	23	12
鳥取	13	19	14	5	9	1	0	5	3	0	10	5	5
島根	49	17	14	3	11	2	0	3	6	0	6	3	3
岡山	70	71	61	10	13	1	1	9	2	0	58	48	10
広島	40	188	92	96	23	4	1	11	7	0	165	69	96
山口	41	92	57	35	25	3	0	13	0	0	67	32	35
徳島	31	33	29	4	10	0	0	5	5	0	23	19	4
香川	33	66	38	28	17	1	0	10	6	0	49	21	28
愛媛	34	49	40	9	9	1	0	5	3	0	40	31	9
高知	49	32	24	8	8	1	0	5	2	0	24	16	8
福岡	85	116	71	45	14	4	0	5	5	0	102	157	45
佐賀	49	41	18	23	9	2	0	5	2	0	32	9	23
長崎	78	31	29	2	10	3	0	6	1	0	21	19	2
熊本	81	87	41	46	11	1	0	7	3	0	76	30	46
大分	58	50	37	13	9	2	0	5	2	0	41	28	13
宮崎	28	38	36	2	17	1	0	14	2	0	21	19	2
鹿児島	35	152	75	77	8	3	0	5	0	0	144	67	77
沖縄	18	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	2,528	4,771	2,924	1,847	820	95	5	456	261	3	3,951	2,107	1,844

附属資料27　救　助　隊　の　設　置　状　況

都道府県	救助隊設置団体数	設置団体人口（50. 国調）	救助隊数	救助隊 専任	救助隊 兼任	隊員数 小計	隊員が搭乗する車両 消防ポンプ車	救助工作車	タンク車化学車	はしご車（スノーケル）	その他	小計
北海道	16	3,137,668	29 (10)	116	264	380	19	13	9	13	5	59
青森	10	1,179,381	19 (2)	10	150	160	16	1	6	4	1	28
岩手	5	348,515	7 (—)	—	30	30	2	—	1	—	2	5
宮城	6	1,115,928	13 (11)	71	30	101	7	2	3	6	3	21
秋田	4	509,057	5 (5)	6	112	118	8	1	—	—	1	10
山形	6	594,829	7 (—)	9	79	88	10	1	5	2	1	19
福島	9	1,442,147	15 (3)	41	108	149	12	1	2	8	3	26
茨城	15	1,627,430	27 (7)	22	251	273	27	3	6	9	4	49
栃木	9	1,143,960	15 (7)	36	140	176	11	4	4	4	1	24
群馬	5	972,391	9 (1)	14	126	140	4	1	3	5	—	13
埼玉	17	1,922,216	29 (8)	81	213	294	16	4	4	10	3	37
千葉	22	3,305,403	31 (23)	239	143	382	18	13	6	19	6	62
東京	2	11,715,053	331 (21)	327	4,293	4,620	202	13	37	70	5	327
神奈川	19	6,036,573	48 (7)	176	473	649	15	18	8	13	16	60
新潟	13	1,245,096	20 (6)	39	157	196	9	5	12	9	4	39
富山	5	601,013	5 (4)	28	31	59	10	1	2	4	2	19
石川	7	785,242	10 (1)	14	63	77	3	1	—	2	5	11
福井	5	536,933	18 (1)	10	119	129	7	1	3	5	1	17
山梨	10	775,430	12 (1)	12	233	245	10	8	5	1	4	28
長野	18	1,600,876	25 (2)	24	400	424	25	5	7	9	2	48
岐阜	12	1,251,978	13 (—)	—	242	242	23	3	5	9	12	52
静岡	25	2,976,933	30 (2)	51	435	486	36	10	4	6	4	60
愛知	18	4,335,141	34 (—)	—	442	442	24	10	11	21	8	74
三重	8	805,140	16 (—)	—	104	104	7	1	3	3	4	18
滋賀	—	—	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	10	1,868,428	20 (4)	36	209	245	15	4	—	3	1	23
大阪	21	7,499,849	74 (35)	330	351	681	35	12	5	16	3	71
兵庫	18	4,121,299	43 (10)	144	259	403	17	12	4	13	1	47
奈良	4	421,315	6 (—)	—	70	70	2	1	—	3	2	8
和歌山	3	509,967	3 (1)	29	38	67	—	3	1	4	—	8
鳥取	—	—	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	1	48,799	1 (1)	—	17	17	3	—	1	—	3	7
岡山	3	646,951	8 (2)	23	255	278	12	2	1	3	3	21
広島	10	1,844,338	14 (2)	78	97	175	7	5	2	6	5	25
山口	6	858,570	9 (4)	14	75	89	7	1	2	7	2	19
徳島	4	380,345	5 (2)	10	26	36	5	1	—	2	1	9
香川	5	568,865	8 (2)	14	40	54	9	2	1	1	—	13
愛媛	8	861,231	14 (—)	5	161	166	11	1	5	4	6	27
高知	3	342,494	2 (—)	—	78	78	8	—	—	2	—	10
福岡	11	3,097,027	22 (10)	149	130	279	14	7	3	4	12	40
佐賀	6	410,514	7 (—)	—	81	81	15	2	1	3	3	24
長崎	2	913,061	3 (2)	20	20	40	3	1	—	—	—	4
熊本	3	691,888	17 (4)	26	78	104	5	3	1	6	2	17
大分	2	454,132	3 (3)	26	2	28	—	1	—	—	1	2
宮崎	4	575,159	7 (1)	15	49	64	6	1	—	4	—	11
鹿児島	1	456,822	4 (1)	16	50	66	—	1	2	3	1	7
沖縄	4	485,344	6 (2)	—	113	113	6	—	—	—	—	6
合計	395	77,020,737	1,043(207)	2,253	10,847	13,100	701	180	175	316	133	1,505

（注）（ ）内は，専任救助隊でうち書である。

附属資料28　救　助　活　動　件　数

都道府県	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害時における救助活動							合計 (A)＋(J)
		交通事故 (B)	水難事故 (C)	風水害等自然災害 (D)	機械による事故 (E)	建物等による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	爆発事故 (H)	その他の事故 (I)	計 (B)～(I) (J)
北海道	252	86	45	34	20	4	10	1	35	235	487
青森	3	14	1	6	1	—	1	—	2	25	28
岩手	3	14	—	—	—	—	—	—	—	14	17
宮城	83	42	7	1	2	—	5	4	3	64	147
秋田	18	18	3	1	—	—	1	—	9	32	50
山形	19	22	1	5	2	—	—	—	2	32	51
福島	21	60	3	1	1	4	6	—	14	89	110
茨城	23	34	9	—	1	—	—	—	12	56	79
栃木	55	87	14	—	6	1	1	—	10	119	174
群馬	7	44	8	—	2	—	1	—	4	59	66
埼玉	113	134	24	3	14	20	5	4	22	226	339
千葉	108	63	15	3	11	17	1	2	26	138	246
東京	1,206	260	60	14	105	192	67	5	144	847	2,053
神奈川	181	197	57	8	36	12	6	2	73	391	572
新潟	89	80	18	3	15	2	4	1	9	132	221
富山	36	42	12	2	3	—	—	—	8	67	103
石川	4	21	2	1	—	—	—	—	2	26	30
福井	78	73	14	1	2	6	6	3	12	117	195
山梨	38	24	7	—	8	—	1	—	5	45	83
長野	42	32	11	1	4	2	3	—	7	60	102
岐阜	21	34	6	2	1	—	—	—	14	57	78
静岡	11	113	16	6	8	1	8	3	15	170	181
愛知	611	91	21	4	13	4	—	—	16	149	760
三重	1	50	9	—	2	1	1	3	7	73	74
滋賀	—	46	—	—	—	—	—	—	2	48	48
京都	19	68	12	—	19	6	1	—	6	112	131
大阪	473	152	39	1	49	19	29	2	76	367	840
兵庫	92	123	14	5	28	11	7	1	44	233	325
奈良	—	51	1	—	6	1	1	—	4	64	64
和歌山	35	25	10	1	6	3	2	1	8	56	91
鳥取	3	88	—	—	—	—	1	—	2	91	94
島根	3	18	—	1	4	—	—	—	1	24	27
岡山	7	65	9	2	4	9	2	1	4	96	103
広島	145	60	11	2	8	6	1	—	9	97	242
山口	37	26	5	—	3	1	1	—	6	42	79
徳島	4	18	15	7	1	—	—	—	4	45	49
香川	21	19	7	1	2	—	—	—	4	33	54
愛媛	9	30	8	—	3	—	—	—	2	43	52
高知	2	4	5	9	1	—	—	1	4	24	26
福岡	59	82	27	—	17	9	12	2	22	171	230
佐賀	7	22	1	—	—	—	1	—	5	29	36
長崎	21	19	7	—	2	3	2	—	10	43	64
熊本	90	35	8	2	5	—	1	—	2	53	143
大分	27	25	8	2	2	—	—	—	6	43	70
宮崎	—	26	6	—	2	—	—	—	1	35	35
鹿児島	44	117	16	10	24	5	7	5	90	274	318
沖縄	5	35	19	43	—	—	18	—	2	117	122
合計	4,126	2,789	591	182	443	339	213	41	765	5,363	9,489

附属資料29　救　助　人　員　数

都道府県	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害				時における救助活動					合計
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)	機械による事故 (E)	建物等による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	爆発事故 (H)	その他の事故 (I)	計 (B)～(I) (J)	(A)＋(J)
北海道	157	108	36	397	13	4	22	1	34	615	772
青森	4	18	—	16	1	—	1	—	2	38	42
岩手	5	22	—	—	—	—	—	—	—	22	27
宮城	55	50	2	4	2	—	5	4	2	69	124
秋田	—	33	2	1	—	—	1	—	9	46	46
山形	16	39	2	36	2	—	—	—	2	81	97
福島	9	83	3	6	1	4	9	—	14	120	129
茨城	4	68	12	—	3	—	—	—	10	93	97
栃木	3	123	5	—	6	1	1	—	11	147	150
群馬	—	55	9	—	2	—	1	—	7	74	74
埼玉	30	160	12	4	19	27	8	5	27	262	292
千葉	52	102	9	12	12	19	1	2	22	179	231
東京	521	279	57	15	188	222	85	16	133	995	1,516
神奈川	69	820	437	36	141	13	40	9	424	1,910	1,979
新潟	15	108	9	3	16	2	6	7	8	159	174
富山	22	55	3	4	3	—	—	—	9	74	96
石川	2	26	2	1	—	—	—	—	2	31	33
福井	15	94	15	—	3	9	6	2	10	139	154
山梨	22	25	1	—	10	—	1	—	11	48	70
長野	5	40	11	—	4	2	2	—	8	67	72
岐阜	11	56	24	2	1	—	—	—	17	100	111
静岡	11	157	29	69	10	1	5	9	37	317	328
愛知	76	118	13	3	13	4	—	—	17	168	244
三重	—	65	7	—	1	1	1	—	7	82	82
滋賀	—	55	—	—	—	—	—	—	2	57	57
京都	38	93	10	—	39	6	2	—	6	156	194
大阪	556	190	36	—	98	20	36	3	68	451	1,007
兵庫	76	161	11	43	48	22	9	2	45	341	417
奈良	—	70	1	—	7	1	1	—	4	84	84
和歌山	180	33	11	1	7	3	2	1	11	69	249
鳥取	1	116	—	—	—	—	1	—	2	119	120
島根	2	22	—	1	4	—	—	—	1	28	30
岡山	8	131	10	4	5	9	4	2	4	169	177
広島	144	91	9	3	8	6	2	—	8	127	271
山口	139	41	5	—	7	1	1	—	6	61	200
徳島	14	24	8	44	1	—	—	—	4	81	95
香川	3	24	2	3	3	—	—	—	4	36	39
愛媛	18	37	8	—	4	—	—	—	2	51	69
高知	1	5	2	65	3	—	—	1	2	78	79
福岡	192	117	14	—	20	12	15	3	19	200	392
佐賀	15	24	1	—	—	—	1	—	5	31	46
長崎	37	25	22	—	2	5	—	—	13	67	104
熊本	6	48	6	10	5	—	1	—	2	72	78
大分	111	31	11	7	2	—	—	—	6	57	168
宮崎	—	32	7	—	2	—	—	—	2	43	43
鹿児島	103	173	15	12	24	5	7	3	89	328	431
沖縄	2	39	11	—	—	—	—	—	1	51	53
合計	2,750(2,092)	4,286	900	792	740	399	277	70	1,129	8,593	11,343

附属資料30　救　助　活　動

都道府県	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害 交通事故 (B)	水難事故 (C)	風水害等自然災害 (D)	機械による事故 (E)
北海道	(5) 1,255	(94) 1,125	(643) 478	(2,143) 1,146	153
青森	6	(14) 157	5	(55) 52	11
岩手	(4) 12	75	—	(2,850) 129	—
宮城	297	(16) 295	(1,182) 102	32	16
秋田	(72) —	(10) 147	(61) 32	(356) 15	3
山形	(4) 54	231	27	64	6
福島	64	415	15	5	9
茨城	186	293	(114) 194	—	10
栃木	261	(62) 1,494	(94) 195	104	77
群馬	(21) —	708	(35) 108	—	45
埼玉	(10) 207	755	(134) 247	(8) 46	81
千葉	488	982	(338) 312	(3) 44	158
東京	8,310	16,879	2,697	1,205	5,403
神奈川	(8) 1,027	(25) 2,074	(10) 870	(52) 303	459
新潟	754	(157) 627	(226) 156	(32) 49	105
富山	(23) 221	(14) 421	(15) 134	20	15
石川	(4) 9	(5) 412	31	(32) 30	21
福井	(3) 285	853	(44) 97	38	71
山梨	(6) 182	(97) 192	17	—	33
長野	(18) 94	(171) 270	(304) 85	5	24
岐阜	(50) 81	(9) 422	(168) 115	(65) 13	27
静岡	(20) 84	(26) 1,015	(484) 157	(484) 108	79
愛知	(6) 1,872	(5) 1,049	(385) 417	36	(5) 160
三重	2	(3) 389	(88) 111	6	16
滋賀	—	472	4	—	—
京都	88	(7) 1,770	(127) 292	—	507
大阪	2,444	1,259	(10) 481	24	336
兵庫	(1) 474	(3) 1,330	(143) 164	(20) 57	240
奈良	—	215	20	—	25
和歌山	165	339	(8) 242	4	74
鳥取	6	233	—	—	—
島根	12	(10) 69	—	6	(10) 18
岡山	(1) 24	(5) 414	(72) 86	(33) 14	(30) 43
広島	(28) 713	583	(42) 139	(36) 14	(2) 101
山口	107	196	31	—	17
徳島	(4) 16	(15) 167	(41) 109	(123) 70	17
香川	(5) 96	(20) 182	(90) 77	5	30
愛媛	(12) 24	186	33	—	36
高知	13	(21) 30	(64) 53	(28) 87	3
福岡	(9) 130	930	(469) 357	55	160
佐賀	21	125	38	—	—
長崎	88	184	(100) 90	—	31
熊本	323	182	(370) 274	13	38
大分	(21) 172	(18) 241	(13) 74	(192) 47	20
宮崎	—	(8) 143	(88) 183	—	12
鹿児島	(176) 7	(114) 645	(80) 125	(137) 94	(27) 36
沖縄	4	(17) 573	(23) 168	136	—
合計	20,678 (511)	41,748 (946)	9,642 (6,065)	4,076 (6,649)	8,726 (74)

（注）（ ）内は，消防団員数で外書である。

出　動　人　員　数

時における救助活動 建物等による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	爆発事故 (H)	その他の事故 (I)	計 (B)～(I) (J)	合計 (A)＋(J)
24	148	(8) 5	(410) 464	(3,298) 3,543	(3,303) 4,798
—	23	—	14	(69) 262	(69) 268
—	—	(28) 11	—	(2,878) 215	(2,882) 227
5	49	(4) 40	47	(1,202) 586	(1,202) 883
—	18	6	(233) 125	(660) 346	(732) 346
—	—	—	34	362	(4) 416
28	22	—	(65) 84	(65) 578	(65) 642
—	—	—	91	(114) 588	(114) 774
25	7	—	(50) 113	(206) 2,015	(206) 2,276
—	4	—	(45) 40	(80) 905	(101) 905
(5) 125	15	(27) 71	194	(174) 1,534	(184) 1,741
140	42	30	(8) 247	(349) 1,955	(349) 2,443
3,898	2,573	303	4,987	37,945	46,255
134	(15) 68	(103) 54	(202) 880	(407) 4,842	(415) 5,869
12	33	(44) 28	(50) 68	(509) 1,078	(509) 1,832
—	—	—	(12) 67	(41) 657	(64) 878
—	—	—	16	(37) 510	(41) 519
66	49	14	(4) 103	(48) 1,291	(51) 1,576
—	3	—	(25) 58	(122) 303	(128) 485
11	38	—	76	(475) 509	(493) 603
—	—	9	(167) 90	(409) 676	(459) 757
9	135	(26) 59	162	(1,020) 1,724	(1,040) 1,808
65	8	(5) 13	216	(400) 1,964	(406) 3,836
5	7	24	52	(91) 610	(91) 612
—	—	—	11	487	487
95	13	44	199	(134) 2,920	(134) 3,008
190	210	104	(3) 553	(13) 3,157	(13) 5,601
99	70	6	(5) 510	(171) 2,476	(172) 2,950
11	3	15	29	318	318
34	19	2	79	(8) 793	(8) 958
—	8	—	6	247	253
—	—	—	4	(20) 97	(20) 109
60	28	28	114	(140) 787	(141) 811
52	11	—	174	(80) 1,074	(108) 1,787
5	3	—	34	286	393
—	9	—	42	(179) 414	(183) 430
—	7	—	60	(110) 361	(115) 457
5	22	—	24	306	(12) 330
—	—	13	(119) 70	(232) 256	(232) 269
75	97	20	(36) 308	(505) 2,002	(514) 2,132
—	3	—	44	210	231
(46) 68	4	—	(30) 85	(176) 462	(176) 550
—	3	—	(344) 59	(714) 569	(714) 892
—	—	—	59	(223) 441	(244) 613
—	8	10	26	(96) 382	(96) 382
9	16	26	(141) 134	(499) 1,085	(675) 1,092
—	61	41	11	(40) 990	(40) 994
5,250 (51)	3,837 (15)	976 (245)	10,863 (1,949)	85,118 (15,994)	105,796 (16,505)

附属資料31　昭和50年下半期及び昭和51年上半期における主な火災事例

(1)	東予市	日本マリンオイル工場火災	50. 8. 30
(2)	大子町	袋田温泉ホテル火災	50. 10. 5
(3)	日立市	キャバレー・ゴールデンクィーン火災	50. 12. 19
(4)	釜石市	市街地火災と飛火による林野火災	51. 1. 2
(5)	京都市	平安神宮火災	51. 1. 6
(6)	東京都	新橋貴悦ビル火災	51. 1. 10
(7)	姫路市	日本触媒化学工業姫路製造所タンク火災	51. 3. 9
(8)	津　市	プレハブ住宅火災	51. 5. 7

（1）　東予市　日本マリンオイル工場火災

ア　火災の特色

この火災は，タンカーの油槽の洗浄油水等を再生処理する工場の油処理作業工程で爆発が起こり火災となったもので，小規模事業所の事故にもかかわらず，通行人を含め多数の死傷者を出したものである。

イ　出火日時　昭和50年８月30日　16時45分頃

ウ　覚知日時　昭和50年８月30日　16時48分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和50年８月30日　18時40分

オ　出火場所　愛媛県東予市三津屋220番地の2　日本マリンオイル株式会社油清浄機室付近

カ　出火原因

油清浄機室（油水を分離する工程の室）付近に滞留していたとみられる可燃性ガスが何らかの火源により引火爆発し，火災になったものと推定される。

キ　損　害

(ア)　人的損害　死　者８名（うち通行人２名）
　　負傷者５名（うち通行人３名）

(イ)　物的損害　油清浄機室，ボイラー室，タンク等が焼損したほか，当該事業所周辺の住宅等の窓ガラス，スレート屋根，壁等に損害を与えた。なお，その損害額は，約5,000万円である。

ク　気象状況

天候—曇，気温—29℃，湿度—71％，気圧—1,015ミリバール，風向—北東，風速—１m

ケ　火災の経過

16時45分頃，油清浄機室付近において突然大音響とともに爆発が起こり火災が発生し，油清浄機室付近にある油回収タンク等も火災となったが，この爆発の際の処理油の飛散，熱風等により，通行人を含め８名の死者を出す事故となった。

また，この事故の発生時の爆風により，当該事業所を中心として半径約500mの範囲内にある民家，工場等に損害を与えた。

コ　消防隊の出動状況

(ア)　消防本部　ポンプ車１台，タンク車２台，救急車２台，消防職員32名

(イ)　消防団　ポンプ車３台，可搬ポンプ９台，団員150名

(ウ)　応援出動（企業）ポンプ車１台，人員10名

サ　問題点

危険物施設としての完成検査を受けずに施設の使用を開始していたものであり，また，技術上の基準にも適合しない施設でもあった。

（2）　大子町　袋田温泉ホテル火災

ア　火災の特色

この火災は，週末でほぼ満員の宿泊客を収容していた温泉ホテルの早朝における火災であるが，出火建物は，大正12年に建築された大規模の木造建築物で延焼拡大が早く，初期消火に失敗し，また，消防機関への通報が遅れたため，本館，離れ及び従業員寮の３棟，約2,300㎡を全焼させたが，ホテル従業員の避難誘導が円滑に行われたため，宿泊客全員（151名）が無事避難できた火災である。

イ　出火日時　昭和50年10月５日　４時45分頃

ウ　覚知日時　昭和50年10月５日　４時55分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和50年10月５日　６時58分

オ　出火場所　茨城県久慈郡大子町大字袋田978番地　袋田温泉ホテル「長生閣」

カ　出火原因

不明（初期消火に当たったガードマンの供述によれば，出火箇所は本館２階建部分の２階にある大広間の舞台部とのことである。また，出火前，当該場所で泥酔客が喫煙しているところを目撃し，注意したとのことであるが，出火箇所と見られる現場が上階のため焼け落ちており，確証を得るに必要な証拠は得られなかった。）

キ　損　害

(ｱ)　人的損害　負傷１名（消防団員が消火作業中に受傷）

(ｲ)　物的損害

建物　３棟（延2,287.44㎡）全焼

本館（木造２階一部３階建）１棟延2,123.82㎡

離れ（木造平屋建）　１棟　延66.50㎡

従業員寮（木造２階建）　１棟　延97.12㎡

(ｳ)　損害額　100,416千円

ク　気象状況

天候―曇，風速―０，気温―18℃，湿度―88％

ケ　火災の経過

(ｱ)　当日は，団体客が４組と１家族（４人）の151名が宿泊しており，出火箇所の大広間は，宴会終了後，団体客の一部（２団体37名）の就寝室にあてていたが，４時50分頃，就寝していた客の一人が異臭により目覚め，舞台のどん帳付近の白煙を発見し，あわてて就寝している者を起こしている。

(ｲ)　玄関脇のフロントで勤務していたガードマンの供述によると，４時50分頃，直上階の大広間付近で騒音がするので注意しようと思い，階段を上っていくと異臭がただよってきた。不思議に思いその異臭をたどってみると，大広間の舞台から煙が流れていたので，火災と思い，直近の火災報知機の発信機を押そうとした時，自動火災報知設備が作動し，ベルが鳴ったという。

ガードマンは初期消火するため，大広間に近い階段踊り場に設置してある泡10型消火器をもって大広間舞台部の入口の戸を開けたところ，舞台一面が一瞬に燃え上がった（フラッシュオーバーと思われる。）。そのとき消火器をもって，現場に駆けつけてきた当日のホテル宿直者と大広間に就寝していた宿泊客１人及びガードマンの３人で消火に努めたが，すでにどん帳及び舞台の天井（ベニヤ板張り）に延焼していて消火しきれなかったという。

(ｳ)　初期消火に失敗した後，ガードマンは，駆けつけてきた従業員に対し，消防機関への通報と防火管理者への連絡を指示したが，従業員はあわてていたため，ホテルのフロントに電話をしてしまい，やむなくフロントに勤務していた番頭に通報を再依頼している。また，依頼を受けた番頭も出火建物の名称を誤って，現場から相当離れている別棟の名称を通報（４時57分受信）している（なお，この通報より２分前に長生閣西側にある飲食店の主人から，火災らしい旨の通報がなされていた。）。

(ｴ)　当夜の勤務担当従業員は６名で，各階の担当が決められており，ガードマン及び宿直者の指示により，ただちに担当階へ直行，宿泊客の誘導に従事している。

宿泊客は自動火災報知設備のベルでほとんど目をさましていた。しかし，１階の宿泊者は，出火箇所がわからず，従業員が駆けつけたときは，相当混乱していた模様であるが，従業員の説明と誘導によって無事に避難している。

２階の宿泊客の半数は，従業員の誘導前に自力で避難しており，３階の宿泊客は，出火箇所に近いこともあって，従業員が駆けつけたときは身仕度も整い荷物を持ってすぐにでも避難できる態勢になっていたので，これを誘導して無事に避難させている。

(ｵ)　出火箇所が建物の最上階であり，かつ発見が早く，また，宿泊客の誘導も早かったこともあって，大広間は火炎に包まれていたものの，避難

経路となる廊下や階段の煙は少なかったため，宿泊客はそれほど恐怖感をもたなかったようである。

(カ) 消防隊が現場に到着した時（通報後８分経過）は，火は出火建物の屋根を吹き抜けて炎上し，延焼拡大中であったが，宿泊客は全員避難していた。

コ　消防隊の出動状況

(ア) 出動車両等

消防ポンプ自動車	4台
水そう付消防ポンプ自動車	2台
小型動力ポンプ	13台
救急車	1台
指令車	1台
計	21台

(イ) 出動人員

消防職員	16名（うち11名は非番員）
消防団員	164名
計	180名

サ　教訓及び問題点

(ア) 自動火災報知設備の作動による火災報知より早く，夜警員（ガードマン）が発見し，延焼状況等をは握することができたため，初期消火には失敗したものの，宿泊客の避難誘導に関しては，的確な指示がなされ，従業員も普段の訓練どおり行動することができた。

(イ) また，本火災の場合は，団体客の幹事役が従業員に協力し，従業員に従うようにその団体を統率しており，これも安全避難に役立っていると思われる。

(ウ) 消防機関への通報は，初期消火と同様に重要であるが，本火災の場合は，あわててしまって通報が遅れたばかりでなく，出火建物を間違って通報しており，日頃から早期にかつ正確に通報する訓練を行っておくことが必要である。

(エ) 本火災の出火箇所である大広間舞台のどん帳は，昭和48年９月に防炎の後処理加工（現場スプレー方式）済とのことであるが，出火発見者の供述によると，当該どん帳は盛んに燃えていたとのことである。現場検証の結果，どん帳はワイヤーロープを除きすべて焼失しているため，現物を検査することはできないが，後処理加工が不完全であったため，防炎性能を発揮しなかったものと思われる。後処理加工による防炎化には十分な注意が必要である。

（３）　日立市　キャバレー・ゴールデンクイーン火災

ア　火災の特色

この火災は，開口部の少ない小規模のキャバレーにおいて，ショー番組二十日ネズミによるレースの開始直後に，ステージ前に置いてあったクリスマスツリーから出火したもので，短時間のうちにクリスマスツリー，垂幕，カーテン類など室内装飾品及び内装などが燃えたことから，煙，熱気が室内に充満し，在室者約107名のうち死者３名，負傷者78名と火災の規模に比べ死傷者が多数発生したものである。

イ　出火日時　昭和50年12月19日　22時44分頃

ウ　覚知日時　昭和50年12月19日　22時45分（望楼発見）

エ　鎮火日時　昭和50年12月19日　23時40分

オ　出火場所　茨城県日立市弁天町１丁目８番18号
クラブ・ゴールデンクィーン

カ　出火原因

二十日ネズミを使用したチューレースショー（競馬方式のもの。）のレース開始の合図に使用するピストル（紙火薬《平玉》を使用のもの。）の火花が，クリスマスツリー（杉の原木，高さ約4.3m，幹の径９cm，枝のひろがりの径約３m）の枝葉にかけてあった脱脂綿（100ｇ×５袋）に着火し，連日の暖房で乾燥していたため瞬時に燃え上がり，火災に至った可能性が強いが，他にクリスマスツリーに垂らしたツリーライトの短絡等による電気的要因も考えられることから，現在，調査続行中である。

キ　損　害

(ア)　人的損害

死　者　3名

負傷者　78名（71名は火傷，他7名は打撲，挫傷等）

(イ)　物的損害

a　出火建物　簡易耐火造2階建，建築面積254.13㎡，延面積508.25㎡
のうち2階部分254.13㎡焼損

b　損害額　13,585千円

ク　気象状況

天候—晴，風向—西北西，風速—1.2m/s，気温—1.9℃，湿度—66%

ケ　火災の経過

(ア)　出火建物は1階が飲食店，2階が出火したキャバレーとなっており，1階と2階は完全に防火区画され，2階への出入は側壁に設けられた客専用屋外階段（幅1.7m，高さ1.8m）と避難用屋外階段（幅0.6m）によっていた。これらの屋外階段はいずれもトンネル状に鉄板，ベニヤで覆われていた。

出火場所の内装は，天井がベニヤ（厚さ6mm，蛭石壁紙貼り），内壁はステージ部分を除き，厚さ9mmのウレタンフォームの上に緞子グロスのアクリル壁紙が張ってあった。また，2階の開口部は，上記の階段の出入口2個所の他，側壁に4個所設けた換気用ガラリー，男子便所内の窓があるだけで，無窓の密室のような状態であった。

(イ)　出火当時，キャバレー内には約107名（従業員50名，客約55名，ショータレント2名）が在室していた。ショータレントは，ホールでショーを進行中であり，客及びホステスは，ほとんど客席で飲酒しながらショーを観覧，その他従業員はレジ室，カウンター，客席等で客を接待中であった。

(ウ)　火災は，多数の人の目前で発生したが，客の反応は，いち早く火災に気付いた者，ショーの一部と見る者，及び自動火災報知機のベルが鳴り出し，火事だと気付く者など様々であったと思われる。

火災の通報については，正面出入口脇のレジ室内で勤務中であった支配人が，ステージ付近の異常に気付き，レジ室の外に出てからステージの方を見ると，火が天井まで上がり，ツリー付近の天井に黒い煙が漂っているのが見え，同時に店内に設置されている自動火災報知設備の警報ベルが鳴動したことから，レジカウンターの上の電話で消防機関へ通報している。

しかし，消防機関は，この通報では火災による騒音で出火建物，所在地などが聞きとれず，出火建物から南方，直線距離で約150mのところにある消防署の望楼からの通報（怪煙報）によって初めてこの火災を覚知したものである。

(エ)　初期消火については，ステージの近くでショーの進行を見ていた従業員（営業部長）が燃えあがっているクリスマスツリーを倒し消火器によって消火しようとしたが，熱気のためツリーに近寄れず，そのまま避難したために全く行われなかった。

(オ)　火災は，燃えあがったクリスマスツリーの火による熱気流が天井面を流れ，ステージ付近に装飾されていた布製垂幕，ホンコンフラワー，ビニールのモールなどが急激に燃え出した。更に，ツリーを倒したことによって室内の空気がかく乱されたことも相まって煙，熱気が水平方向に一気に拡大したが，その後は開口部が少ないことから，室内は酸素不足による不完全燃焼の状況を呈していたものと推測される。

(カ)　在室者の避難行動は，ツリーが燃えだしたときの客の反応が様々であり，ツリーが倒される前後に火災に気付き避難が開始されたと思われる。火災に気付いた者が一時に客用出入口に集中したことから出入口付近は混乱状態となり，また，この間に火災による熱気が異常な速さで出入口に達していたため，この出入口から避難した者のほとんどが火傷などを負ったものと思われる。

(キ)　先着消防隊は覚知後2分以内に到着したが，既に出火建物の屋根の上立上げ看板の裏側の全面から白煙が盛んに噴出しており，ところどころから炎が立ち上がっていた。更に，2個所ある屋外階段からも濃煙が噴

出しており，それぞれの出入口ドア付近から炎が認められる状況であった。また，そのとき客，ホステス，その他の従業員はほとんど自力ですでに避難していた。しかし逃げ遅れが３～４名いるとの情報によって，消防隊が人命検索を行ったが，濃煙と熱気のため困難を極めたため出火建物の一部を破壊し，開口部を新たに設定して注水及び排煙を行うとともに，空気呼吸器を着装した消防職員が検索した。その結果，死者３名を発見し，間もなく鎮火した。

コ　消防隊の出動状況

(ｱ)　出場車両

消防ポンプ自動車	４台
空中作業車	１台
救急車	２台
その他	５台
計	12台

(ｲ)　出場人員

消防職員　45名

サ　問題点

(ｱ)　法令に基づく防火管理が全くされていなかったこと。

防火管理者が未選任のうえ，消防計画も作成されておらず，非常時の場合における初動態勢が定められていなかったため，初期消火，通報が不十分であり，避難誘導は全く行われなかった。

(ｲ)　出火階が無窓の密室のような状態であったこと。

開口部が少ない密室の状態であり，２箇所設けてある屋外階段も鉄板やベニアでトンネル状に覆っていたため，火災による煙，熱気が排煙されず室内に充満し，消防隊の人命検索及び防御活動が困難を極めた火災であった。

(ｳ)　クリスマスツリー（杉の木）が異常な速さで燃焼したこと。

クリスマスツリーは，杉の原木に脱脂綿で雪化粧し，更に白色エアゾールラッカーを吹きつけ，ツリーライト（100Ｖ，３Ａ，30球）３本をトリプルタップで三方に垂らしたもので，連日の暖房使用で人が触れただけでも，小枝葉が折損，落下するほどの乾燥状態であった。

したがって，小さな火源によって異常な速さで燃え上がり，ホンコンフラワー，ビニール製モール，布製垂幕，カーテン類などステージ周囲の可燃物に急速に火災伝播し，多くの人の目前で燃えだしたにもかかわらず，多数の死傷者を出したものと考えられる。

（４）　釜石市　市街地火災と飛火による林野火災

ア　火災の特色

この火災は，異常乾燥気象の中で建物火災（市街地）が発生し，おりからの強風により，これが飛火して，飛火警戒体制に入るまえに新たな建物火災と林野火災が同時に発生したもので，消防力が分散され，また，気象条件も影響して消火活動が極めて困難となり，特に林野火災については，自衛隊の応援を得たものの再燃を繰り返し，完全鎮火までに約６日間を要した火災である。

イ　出火日時

(ｱ)　第１火災（建物火災）　昭和51年１月２日　18時45分頃

(ｲ)　第２火災（建物火災），第３火災（林野火災）

昭和51年１月２日　19時10分頃

ウ　覚知日時　昭和51年１月２日　18時50分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時

(ｱ)　第１火災（建物火災）　昭和51年１月３日　12時00分

(ｲ)　第２火災（建物火災）　昭和51年１月２日　23時00分

(ｳ)　第３火災（林野火災）　昭和51年１月８日　14時55分

オ　出火場所

(ｱ)　第１火災（建物火災）

釜石市浜町２丁目１番　有限会社丸屋商店倉庫付近

(ｲ)　第２火災（建物火災）

第１火災現場から東へ約120ｍ離れた建物密集地

(ウ) 第３火災（林野火災）

第１火災現場から東へ360m～520m離れた山林内数ヵ所

カ　出火原因

不明

キ　損　害

(ア) 人的損害　負傷者　４名（消防団員３名，消火協力者１名）

(イ) 物的損害

a　火元建物（第１火災）

木造平屋建倉庫（30㎡）全焼

b　類焼建物（第２火災を含む。）

百貨店，商店等20棟（5,590㎡）焼損（全焼13棟，半焼２棟，部分焼５棟）

c　焼損林野（第３火災）20,113ａ

(ウ) 損害額　1,224,344千円

a　建　物　238,384千円

b　内容物　544,937千円（百貨店，商店等の商品）

c　山　林　441,023千円

ク　気象状況

天候—曇，風向—北西，風速—15.8m/s（最大瞬間風速22.5m/s），気温—３℃，相対湿度—38％，実効湿度—50％，強風波浪，異常乾燥注意報発令中

ケ　火災の経過

(ア) 第１火災の発見者は，出火箇所（倉庫）西側の幅員６m道路を隔てて対面する場所に居住する者で，自宅の障子に写った炎の影から火災を発見したが，誤って110番へ通報している（18時48分頃と推定）。

(イ) 消防機関では，18時50分，火災報知専用電話と一般加入電話によりほぼ同時に通報を受信しているが，通報者が途中で電話を切ったため，通報者の氏名は確認されていない。

(ウ) 第１発見者及び付近住民により，バケツ注水等で初期消火が行われたが，乾燥と強風のため火勢は強くなるばかりで，たちまち隣接建物へ延

焼し，手のほどこしようがなかったという。

(エ) 先着消防隊が現場に到着した時（通報後２分経過）は，出火建物及び隣接する東側及び西側の建物が延焼中で，強風により大型の火の粉が飛散し，極限制圧が困難な状態であった。

(オ) 出火場所は，商店街の一角内で，四方が道路（幅員６m～10m）に囲まれており，百貨店，商店，冷凍工場，倉庫等が密集し，隣棟間隔がないため，消防隊による局部進入が困難で筒先部署に難点があったが，消防隊は，この一角を包囲し，火点注水により，火勢鎮圧を図るとともに，周囲への延焼阻止に努めた。

(カ) 一方，飛火による新たな出火が危惧されたが，その警戒配置のための消防隊出動前に，第１火災現場から東方126m地点の建物密集地及び東方へ360m～520m離れた山林内の数ヵ所へ飛火，同時に火災が発生した（第１火災発生から約25分後）。

(キ) 消防本部では，これに対応して第３出動（特命出動）をとったほか，第１火災現場から一部の消防隊が部署を転じ，また，大槌町，水難救助会の応援を得て火勢鎮圧に努めた。

(ク) 第２火災は，発生してから約２時間後に火勢を鎮圧し，完全鎮火はその２時間後であった。しかし，第１火災は，百貨店の消火に時間を要し，火勢の鎮圧に約４時間を要したほか，完全鎮火は，翌日（３日）の正午となった。

(ケ) 林野火災に対しては，中継ポンプによる注水消火を図ったが，地形的条件が悪く，有効注水が困難のため，市災害対策本部から県地方課及び防災課を経由し，自衛隊によるヘリコプター空中消火を要請した（22時37分）。

(コ) ヘリコプターによる空中消火は，翌日（３日）の午前７時35分から開始，午後４時10分までに700ℓ水のうにより90回投下した。

地上消火としては，引き続き中継ポンプによる注水を行うほか，午前６時，消防隊が入山，ジェットシューター，トンガ等で掘り起こし，注水消火を展開した。10～30㎝層となっている腐葉土に着火して，地中火

となっているため，完全消火は，極めて困難であったが，どうにか消火することができ，今後，気象条件の急変がないかぎり，急激な延焼はないとして，午後6時，消火活動を打ちきった。

(ｻ) その後，数ヵ所で再燃が繰り返され，そのたびに消防隊が入山し，残火の消火に努めた。しかし，1月7日の再燃では，折りからの強風（最大風速17m）により，残存樹木への延焼拡大危険が生じ，人海戦術によって一挙に完全鎮火を図らなければならない状態となったが，気象条件から隣接町村への応援要請もできず，また，消防職団員の疲労も限度を越えていたため，再度，自衛隊の出動を要請した。

(ｼ) 1月8日午前7時から，自衛隊2班（271名），消防隊4班（562名）により，残火のある地点（6カ所）の消火作業を開始，完全消火に努めたが，午後2時45分頃から降雨もあり，午後2時55分完全鎮火に成功した。

コ 消防隊の出動状況

(ｱ) 地元消防機関

a 出動車両	消防ポンプ自動車		22台
	タンク車		1台
	化学車		2台
	屈折はしご車		1台
	救急車		1台
	可搬動力消防ポンプ		19台
	その他		29台
	計		75台
b 出動延人員	消防職員	356人	
	消防団員	2,342人	
	計	2,698人	

(ｲ) 応援消防機関等

a 出動車両	消防ポンプ自動車		6台
	可搬動力消防ポンプ		1台
	その他		1台
	計		8台
b 出動延人員	大槌町消防職団員		72人
	日本水難救助会		20人
	計		92人

サ 自衛隊等の出動状況

(ｱ) 出動人員	航空自衛隊	25人
	陸上自衛隊	271人
	市職員・その他	400人
	計	696人
(ｲ) 車両その他	ヘリコプター6機	
	輸送車両46台	

シ 教訓及び問題点

(ｱ) 強風時における飛火警戒体制と住民の協力要請

強風時における火災発生に対しては，飛火火災を防止するため，出火と同時に飛火警戒班を要所に配置する必要があるが，この火災の場合，地域住民の自主的な活動により，バケツ注水をもって第4，第5の火災発生を未然に防止している事実から，このような場合は，住民が一体となって行動することの必要性を平素から広報しておくことが大切である。

(ｲ) 火災現場指揮本部の体制のあり方と通信連絡の確保

この火災のように火災現場が複数である場合の現場指揮本部体制のあり方や円滑な通信連絡の確保については，あらかじめ検討しておく必要がある。

(ｳ) 隣接市町村応援出動要請の限界

異常気象下においては，隣接市町村においても，特別警戒体制をとっている関係上，応援出動はあまり期待できない。しかし，林野火災は最終的には人力に頼らざるを得ないので，自衛隊等人員の確保のあり方についてあらかじめ検討しておく必要がある。

(ｴ) 空中消火上の問題点

この火災（林野火災）の場合，ヘリコプターによる空中消火を実施したが，杉，松林内の地表火に対しては，空中投下した消火剤を葉がさえぎり，消火効果を半減させている。

(ｲ) 耐火構造建物への延焼

この火災の場合，鉄筋コンクリート造りの百貨店へ延焼しており，一般的には，安全とされている耐火構造建築物でも，火点に隣接し，あるいは火勢が強い場合には開口部（窓等）から容易に延焼する危険があるので，消火活動の際には十分注意しなければならない。

（5） 京都市　平安神宮火災

ア　火災の特色

この火災は，京都市民はもとより，全国的にも広く知られている平安神宮（名勝指定）の火災であるが，建物（社殿等）が木造で，かつ連鎖状に建築配置されているほか，屋根のほとんどは桧皮葺であるなど，延焼しやすい構造であったこと，また，火災の早期発見，通報がなされず，初期消火も行われなかったことなどのため，本殿，拝殿，神庫及び宝庫等主要な部分12棟が炎上焼失した火災である。

イ　出火日時　昭和51年１月６日　３時10分頃

ウ　覚知日時　昭和51年１月６日　３時38分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和51年１月６日　４時20分

オ　出火場所　京都市左京区岡崎西天王町97　平安神宮

カ　出火原因

現場検証の結果，出火箇所（火点）は，拝殿西側の西翼舎内と判定されたが，この翼舎内には，神事用具等が収納され，通常，神社関係者以外の出入りはなく，また，この付近には，火気取扱設備，器具も全く設置されていないため，現在，放火，失火の両面について調査中である。

キ　損　害

(ｱ) 人的損害　負傷者５名（消防職員の消火活動中の受傷）

(ｲ) 物的損害

a　焼損棟数等

(a) 全　　焼　本殿，拝殿等　９棟
　　堀，門　２ヵ所　｝1,001.62㎡

(b) 半焼・部分焼　東翼舎，神庫等　３棟

b　損　害　額　700,643千円

ク　気象状況

天候—晴，風向—西南西，風速—2.5m/s，気温—2.8℃，相対湿度—59％，実効湿度—72％

ケ　火災の経過

(ｱ) 平安神宮は，明治28年に創建され，その後，昭和15年に増改築が行われているが，最近は，昭和50年４月から同52年10月までの計画で，各社殿の瓦屋根のふき替え並びに本殿，拝殿等の桧皮から銅板へのふき替え工事が実施されていた。

(ｲ) 消防法により設置しなければならない消防用設備等としては，消火器（泡，粉末）が43個（86単位）と，規定分（21単位）を大幅に上回って設置してあるほか，任意設置分として次の消防用設備等が設置されていた。

- 小型動力消防ポンプ　１台
- 屋外消火栓設備　７箇所
- 非常警報設備　２棟（大極殿，社務所）
- 漏電火災警報器　３棟（東西両本殿，拝殿）
- 避雷設備　１棟（大極殿）

なお，自動火災報知設備については，各棟に設置すべく計画中であった。

(ｳ) 防火管理者及び消防計画は届出済であり，昭和50年中には，公設消防隊との合同総合訓練を実施（２回）しているほか，自衛消防隊による自衛訓練も３回実施している。

(ｴ) 平安神宮には，昼間，約60名の神官，職員が勤務しているが，午後５時に閉門した後は，神官，職員及び警備保障会社から派遣されるガード

マンの４名による夜間の警備体制に入るものとしており，出火当日は，神官２名が社務所内の宿直室に，職員（神宮警備員）１名が応天門西側にある警備員詰所に，また，ガードマンは社務所内の式場受付に各々勤務をしていた。

(オ) 火災の第一発見者（通報者）は平安神宮北側道路（丸太町通）を西進中のタクシー運転者で，タクシー無線により基地局を経由して119番により通報している。

(カ) これと相前後して，平安神宮付近をパトロール中の京都府川端警察署のパトロールカーが発見し，京都府警通信指令室へ無線連絡している。

(キ) 平安神宮では，宿直室で仮眠していた神官２名が京都府警通信指令室からの電話により，また，神宮警備員及びガードマンは，消防自動車のサイレンにより，それぞれ火災に気付き，出火箇所付近へ駆けつけているが，そのときは既に拝殿及びその周辺の建物に延焼拡大中で手のほどこしようもなかった模様である。

(ク) 消防隊が到着した時は，全半焼した12棟のほとんどの建物に延焼しており，炎上中の拝殿の南側約８ｍ離れている大極殿が輻射熱により白煙を噴出しはじめていたので，消防隊は，大極殿に注水して延焼を防止しながら火災の鎮圧に努めた。

また，西南西の風にあおられて，多量の火の粉が北東方面に飛散していたので，この飛火による出火危険を予測し，現場からおおむね4km四方にある重要社寺及び民家の警戒のため別途消防隊を出動させた。

コ　消防隊の出動状況

(ア) 出動車両

消防ポンプ自動車	25台
はしご車	２台
資器材搬送車	１台
電源車	１台
救助車	２台
救急車	２台
司令車	６台
計	39台

(イ) 出動人員

消防職員	183名
消防団員	40名
計	223名

サ　問題点

(ア) 自動火災報知設備がなく，火災の早期発見ができなかった。

夜間警備員の詰所が平安神宮敷地（約10万㎡）の南端に偏し，火点から相当離れているため火災特有の異音，異臭等の異常に気付くことができなかった。自動火災報知設備の法的設置義務はない場合でも，敷地の広さ，建物構造や配置等によっては，警備員の巡回等による警戒だけでは，発見が遅れることがあるので，自動火災報知設備を設置し，火災の早期発見に努めることが望ましい。

(イ) 消防隊に対する誘導，情報提供が全く行われなかった。

消防隊が到着したとき，境内に進入するための応天門の開門が平素の訓練どおりに行われず，消防職員が別の入口から境内に入り開門するまで消防隊は境内に入れず，そのため部署に相当の時間を要した。

(ウ) 燃焼建物が極めて燃えやすかった。

燃焼建物がほとんど桧皮葺であったため，延焼速度が速く，また飛火によって延焼が拡大した。燃焼により屋根部が落下した後も地表面で桧皮が継続燃焼し，火力及び輻射熱を助長した。

（６）　東京都　新橋貴悦ビル火災

ア　火災の特色

この火災は，耐火造地下２階地上６階のいわゆる雑居ビルの火災であるが，このビルは，パイプスペース等の防火区画が不備であったため，出火と同時に煙が急激に上層階へ充満し，また，建物外壁に鉄格子を取り付けた無窓状態であったため，避難及び消防活動が著しく阻害された火災である。

イ　出火日時　昭和51年１月10日　0時10分頃

ウ　覚知日時　昭和51年１月10日　0時14分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和51年１月10日　２時０分

オ　出火場所　東京都港区新橋３丁目21番９号　貴悦ビル

カ　出火原因

不明（出火場所である３階の物置は，廃品等日常使用しないものを収納しており，人の出入りはなく，非常階段に面した出入口が施錠されていなかったため放火の疑いが強いが確証はない。）

キ　損　害

(ｱ)　人的損害　　死　者　１名
　　負傷者　12名

(ｲ)　物的損害

耐火造地下２階地上６階建，建築面積124.10㎡，延面積924.71㎡のうち３階（物置）部分100㎡焼損

(ｳ)　損害額　　32,838千円

ク　気象状況

天候—快晴，風向—北西，風速—4.7m/s，気温—4.3℃，湿度—35％

ケ　火災の経過

(ｱ)　出火建物は，地下１・２階がキャバレーの事務室・調理室，地上１・２階がキャバレー，３階が物置，４・５階がトルコ浴場，６階がトルコ浴場の更衣室で，出火当時，キャバレーは閉店しており，地下１階にキャバレーの従業員が６名，トルコ浴場は終了直後で４階に14名と５階に11名がいた。

(ｲ)　自動火災報知設備の受信機が無人の物置に設置され，更に地区音響装置のベルは停止状態になっていた。４階の従業員は煙の侵入によって火災を知ったが，通報，初期消火及び避難誘導等の出火時に必要な措置は全くとられておらず，消防機関への通報は，出火建物に隣接する喫茶店の経営者によって行われている。

(ｳ)　初期消火は，通行人の知らせによって駆けつけた近隣の派出所の警察官２名が屋内消火栓のホースを伸長し，放水したが，水圧が低く消火の効果はなかった。

(ｴ)　３階からの煙は，パイプスペースの区画の不備により上層階の天井裏を通り，空調点検口等から各室に噴出し，特に４階では，排気ダクトの貫通部の間隙から大量の煙が流入し，それを送風機が吸入し，各送風口から噴出するなど立体的に急速な伝播経過をとった。

(ｵ)　避難器具の設置がなく，また，２階から６階までの外壁に鉄格子が取り付けられており，無窓状態となっていたため窓からの避難は不可能であった。25名のうち12名は自力で避難したがその他の４階の６名及び５階の７名は，煙のために出入口を見失い，気を失ったり，もうろうとしているところをレスキュータワーやエンジンカッターを使用し，鉄格子を切断して侵入した消防隊員等によって救助された。しかし，５階にいた客の１名は病院へ収容後一酸化炭素中毒により死亡した。

(ｶ)　消防隊の出動状況

a　出動車両

ポンプ車	15台
はしご車	６台
特別救助車	２台
救助車	８台
レスキュータワー車	１台
屈折式放水塔車	１台
照明車	１台
空気補給車	１台
給食車	１台
指令車	８台
計	44台

b　出動人員

消防職員	173名
消防団員	16名
計	189名

コ　問題点

(ア) 発見の遅れ

自動火災報知設備の受信機が常時無人である物置に設置されており，ベルが停止状態になっていたため，火災の発見が遅れ，初期消火，通報，避難誘導等の初期に必要な防火管理体制が全く取られなかった。

(イ) 防火区画の不備

竪穴となるパイプスペース，階段，排気ダクト等の区画が不完全であったために，煙が立体的な流動経過をとり，急速に上層階へ充満した。

(ウ) 鉄格子による障害

2階から6階までの外壁に鉄格子が取り付けられて窓がふさがっていたため，窓からの避難，消防隊の救助活動に大きな障害となった。

（7） 姫路市　日本触媒化学工業姫路製造所タンク火災

ア　火災の特色

この火災は，アクリル酸エステルの製造装置で製造されたアクリル酸メチルエステルを屋外貯蔵タンクへ送液中，突然，屋外貯蔵タンクが爆発し火災となったもので，爆発によりタンクが大きく変形したため十分な消火活動ができず，鎮火までに約16時間を費やした。しかし，隣接タンクへの延焼は，適切な消火活動によって阻止することができた。

また，火災に伴って発生した刺激性の強いガスが広範な地域に拡散したため，消火活動にあたっていた消防職員，事業所従業員及び付近住民の多数の者が眼に損傷等をうけた。

イ　出火日時　昭和51年3月9日　12時5分頃

ウ　覚知日時　昭和51年3月9日　12時12分（その他覚知）

エ　鎮火日時　昭和51年3月10日　4時00分

オ　出火場所　兵庫県姫路市網干区興浜字西沖992の1
日本触媒化学工業株式会社姫路製造所

カ　出火タンク　アクリル酸メチルエステル貯蔵タンク
容量1,000kl，直径10.64m，高さ12.18m
事故当時の貯蔵量約342kl

キ　出火原因

原因については，目下調査中である。

なお，ガス吸着剤として使用している活性炭等の発熱による可能性が推定される。

ク　損　害

(ア) 人的損害　死者　なし　　負傷者　1名
刺激性のガスにより眼に損傷等をうけた者　56名
（消防職員18名，従業員9名，付近住民29名）

(イ) 物的損害　タンク1基焼損，危険物（アクリル酸メチルエステル）約342kl焼失及び工場内の窓ガラス等が破損したほか，付近の住宅等の窓ガラス等にも損害を与えた。その損害額は約1億5,300万円である。

ケ　気象状況

天候—曇，気温—9.7℃，湿度—87%，気圧—1014.5ミリバール，風向・風速—風なし

コ　火災の経過

当日，製造所から屋外貯蔵タンクへの送液作業を開始するにあたり，従業員がタンク配管のバルブ，液面計等の点検を実施し，異常のないことを確認した後送液を開始したが，送液開始後約1時間5分後に突然，当該タンクが爆発し火災となった。この爆発により，タンクの屋根は約300m吹飛んで海中に落ち，また，側板は上部の口を塞ぐように大きく変形した。このため，タンク内部に消火薬剤を有効に投入することができず，鎮火までに長時間を要することとなった。

サ　消防隊の出動状況

(ア)	姫路市消防局	37台（うち化学車2台）	275名
(イ)	消防団	18台	118名
(ウ)	隣接市町村	2台	10名
(エ)	企業 自衛消防隊	2台（うち化学車1台）	100名
	企業 応援出動	5台（うち化学車3台）	46名

(オ) 作業用クレーン車　2台　　4名

合　　計　66台（うち化学車6台）　553名

（8） 津市　プレハブ住宅火災

ア　火災の特色

この火災は，いわゆる新建材を用いたプレハブの専用住宅(91㎡)の火災であるが，出火が深夜であったために発見が遅れたこと，建物が燃えやすい構造であったこと，就寝中の子供の避難開始が遅れたことなどのため，居住者一家族6名のうち4名までが一酸化炭素中毒等により死亡した火災である。

イ　出火日時　昭和51年5月7日　1時30分頃

ウ　覚知日時　昭和51年5月7日　1時38分（火災報知専用電話）

エ　鎮火日時　昭和51年5月7日　2時12分

オ　出火場所　三重県津市大字野田21～425
泉ケ丘団地内住宅

カ　出火原因

この家庭には，脳軟化症による寝たきりの老人がおり，この老人の寝たばこの吸がらが，灰皿から落ち，灰皿の周囲に散乱していた紙屑に着火。身体不自由のためこれを消し止めることができず，また，家族もこれに気付くのが遅れたため，火災となったものと思われる。

キ　損　害

(ア) 人的損害　死　者　4名
負傷者　1名

(イ) 物的損害　鉄骨造プレハブ平屋建（日本瓦葺）1棟（91㎡）全焼

(ウ) 損 害 額　8,565千円

ク　気象状況

天候—晴，風向—西，風速—1.5m/s，気温—11℃，湿度62％

ケ　火災の経過

(ア) 出火建物は，昭和50年2月に新築された4ＤＫの居住専用建物で，世帯主とその妻及び子供2人並びに世帯主の両親の6名が居住していたが

避難できた者は，世帯主と，世帯主の母親だけである。

(イ) 出火した部屋は，両親が専用で使用していたが，この部屋には，父親が病気のため日常ほとんど床に就いている関係上，移動式簡易トイレ容器，チリ紙，食卓，灰皿等日常身の回わり品が準備されていた。部屋の内部は，紙屑等が散乱して普段からあまり整理がなされていなかった模様である。

(ウ) 無事に避難した世帯主の母親の供述によると，父親は愛煙家で，当日も午前1時頃，母親を起こしてタバコを準備させ喫煙したが，母親はそのまま寝入ったとのことである。しばらくして息苦しさから目をさますと（1時34分頃と思われる。），父親のそばの紙屑が燃えている（炎の高さは70～80㎝ぐらい）ことに気付き，隣室の息子（世帯主）を呼び起こし，その後出火した部屋の北側の窓を開き，煙の中をくぐり玄関から避難したということである。

(エ) また，母親の声で火災に気付いた世帯主の供述によると，出火した部屋の入口から部屋の内部を見ると同部屋の押入れの前の紙屑が燃えていたので，妻とともに台所の洗い用ボールに水を汲んで，初期消火に努めたが，火勢は強くなる一方で消火できなかったという（台所で水を汲んでいる間に，母親が出火した部屋の窓を開いたため，火勢が急激に拡大したものと考えられる。）。また，初期消火に失敗してから妻に子供の避難を命じ，母親を玄関から避難させるとともに玄関にある電話で，消防機関に通報（実際には警察に通報したもので，消防機関には1時38分，出火建物の東隣の住人から通報されている。）した後，妻と子供が寝室から出ていないので再び寝室に戻ろうとした。しかし，刺激性の強い煙と熱気により進入することができず，一旦屋外に出て住宅南側にまわり，雨戸ごしに寝室内へ声を掛けたが子供の泣き声がしたのみで妻の応答はなかったという。

(オ) 世帯主の妻は，夫との初期消火に失敗した後，子供2人（3才と9カ月）を避難させようと寝室に戻ったが，子供を連れて寝室の出入口に来たときは猛煙のため避難できず，一酸化炭素中毒で倒れたものと推定さ

れる。

(カ) 消防隊が現場に到着した時（通報後４分経過）は，出火建物の中央より東側はすでに火炎につつまれており，避難していた世帯主の連絡により４名の要救助者の位置を確認し，救助にあたったが，屋内はすでに火勢が熾烈で進入は不可能であった。

コ　消防隊の出動状況

(ア) 出動車両

消防ポンプ自動車	3台
水そう付消防ポンプ自動車	1台
小型動力ポンプ積載車	2台
その他（広報車，指揮車）	5台
計	11台

(イ) 出動人員

消防職員	33名
消防団員	10名
計	43名

サ　問題点

(ア) 死亡した父親は，病気でほとんど寝たきりであり，昼間に眠って，家族が就寝する夜間に目をさまし，夜通し，喫煙する癖があったとのことであるから，このたばこによる出火危険は当然考えられることであるにもかかわらず家族の防火上の配慮が欠けていた点が認められる。

(イ) 一般家庭においても火災等の災害時における安全避難の方法等をあらかじめ家族全員で話し合っておくことが大切であり，特に，幼児や身体の不自由な老人が同居する家庭では，これらの者を安全に避難させるための方策をいろいろ工夫しておくことが必要である。

(ウ) 本火災はいわゆる新建材を使用したプレハブ住宅の火災であるが，相対的にみて延焼速度が早く，また，死亡者４名のうち３名までが一酸化炭素中毒で死亡しているなど有毒ガスも多く発生している。